

# 半島振興計画案（Ⅰ）

- 1 渡 島
- 2 積 丹
- 3 津 輕
- 4 下 北
- 5 男 鹿
- 6 南 房 総
- 7 能 登
- 8 伊豆中南部
- 9 紀 伊
- 10 丹 後
- 11 島 根
- 12 江能倉橋島
- 13 室津大島

平成 27 年 12 月

国土交通省

# 渡島地域半島振興計画

平成27年12月

北海道

平成27年12月 全部変更

# 目 次

○ はじめに .....	1
1 基本の方針 .....	2
(1) 概況 .....	2
(2) 現状及び課題 .....	3
(3) 振興の基本的方向及び重点とする施策 .....	6
2 振興計画 .....	8
(1) 交通通信の確保 .....	8
(2) 産業の振興及び観光の開発 .....	11
(3) 就業の促進 .....	14
(4) 水資源の開発及び利用 .....	14
(5) 生活環境の整備 .....	15
(6) 医療の確保等 .....	16
(7) 高齢者の福祉その他福祉の増進 .....	16
(8) 教育及び文化の振興 .....	18
(9) 地域間交流の促進 .....	19
(10) 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化 .....	19
(11) 環境の保全 .....	20
○ 資料 .....	21

# はじめに

## 1 計画の趣旨

この計画は、半島振興法（昭和60年法律第63号）第3条の規定に基づき、渡島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び定住の促進並びに国土の均衡ある発展に資することを目的として、広域的かつ総合的な振興に関し必要な事項について定めるものである。

## 2 計画の期間

平成27年度からおおむね10年間

## 3 推進管理体制

この計画に定める半島振興対策については、総合政策部人口減少問題対策局地域政策課を中心に、半島振興対策に関する関係機関（庁内各部、関係（総合）振興局、関係市町等）との協議・調整を行うほか、各種事業の実績把握など、適切な推進管理に努める。

## 4 半島振興対策実施地域の分布状況

半島振興法第2条の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された区域内の団体数は、昭和61年の指定当初、24町1村で構成されていたが、その後、市町村合併（函館市：平成16年12月1日、森町：平成17年4月1日、せたな町：平成17年9月1日、八雲町：平成17年10月1日、北斗市：平成18年2月1日）の実施に伴い、平成27年4月1日現在では、2市15町（一部の区域が半島振興対策実施地域に含まれる団体（函館市）を含む。）で構成されている。



# 渡島地域半島振興計画

## 1 基本の方針

### (1) 概況

渡島地域は、北海道の南西部に位置し、中央部には南北に渡島山地が走り、約80%が山岳丘陵地で占められ、東は太平洋、西は日本海、南は津軽海峡に面した海岸線は、太平洋側の一部を除き、屈曲に富み、海岸段丘が海に迫る変化に富んだ地形となっており、その美しい自然景観は、松前矢越道立自然公園などに指定されている。

また、河川流域の平坦地と海岸沿いに集落が形成され、津軽海峡に面した中央部には、道南最大の函館平野が広がっており、気候は、全般的に寒暖の差が少なく、北海道の中では温暖で積雪量は少ないが、日本海側では冬期間の季節風が強い傾向にある。

本地域は、鎌倉時代から和人が移住し始めるなど、北海道の中では早くから開け、松前藩時代（1590～1800年）には、松前・江差・箱館が、東北・北陸・近畿地方など本州各地と蝦夷地との交通・交易の拠点となり、我が国の北方開拓の歴史に大きな足跡を残している。

【市町村数、人口、面積等の概況】

区 分	市町村数 (団体)	人 口 (H22国調) (千人)	面 積 (H22国土地理院調) (km <sup>2</sup> )	人口密度 人口／面積 (人)
渡 島 地 域	17	201	6,076	34.1
渡島総合振興局管内	11	162	3,589	45.1
檜山振興局管内	6	39	2,487	15.7
全 道	179	5,506	83,457	70.2
全 国	1,718	128,057	377,950	343.4

注1) 市町村数は、平成27年4月1日現在の団体数を示す。

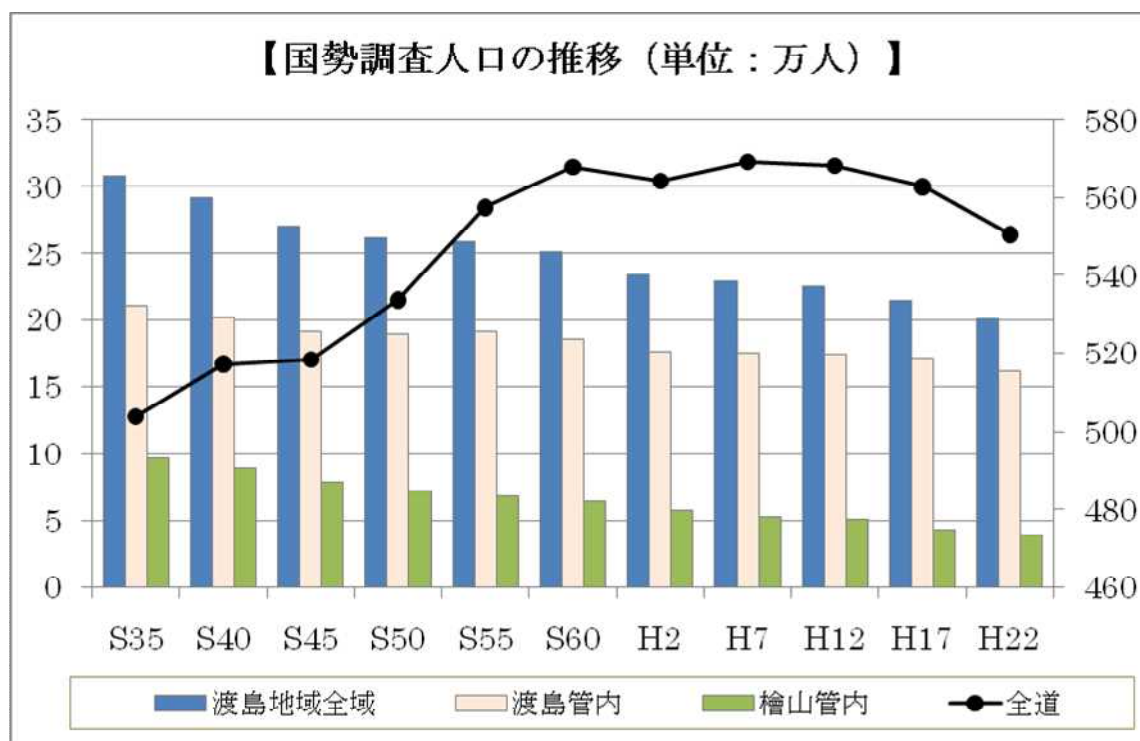
注2) 人口密度は、国勢調査の対象から除外された地域の面積を除いて算出。

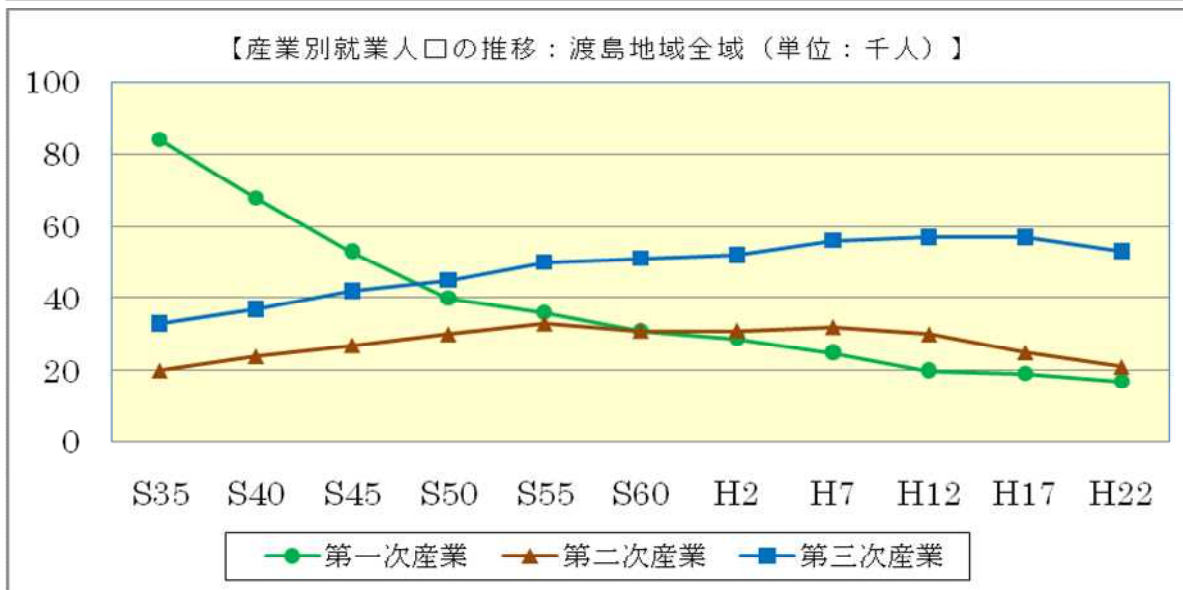
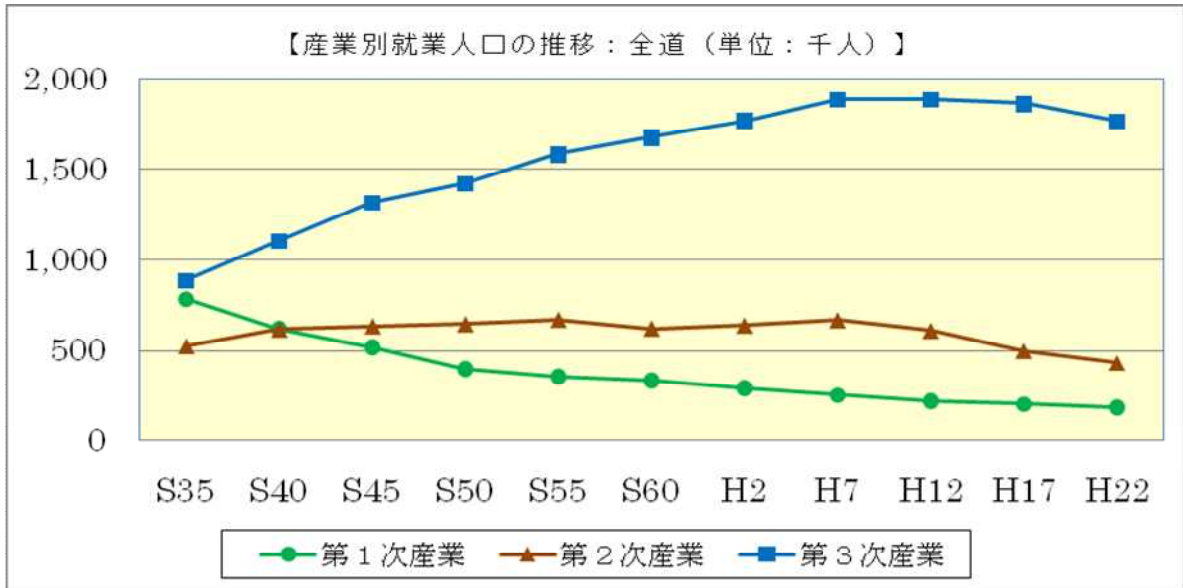
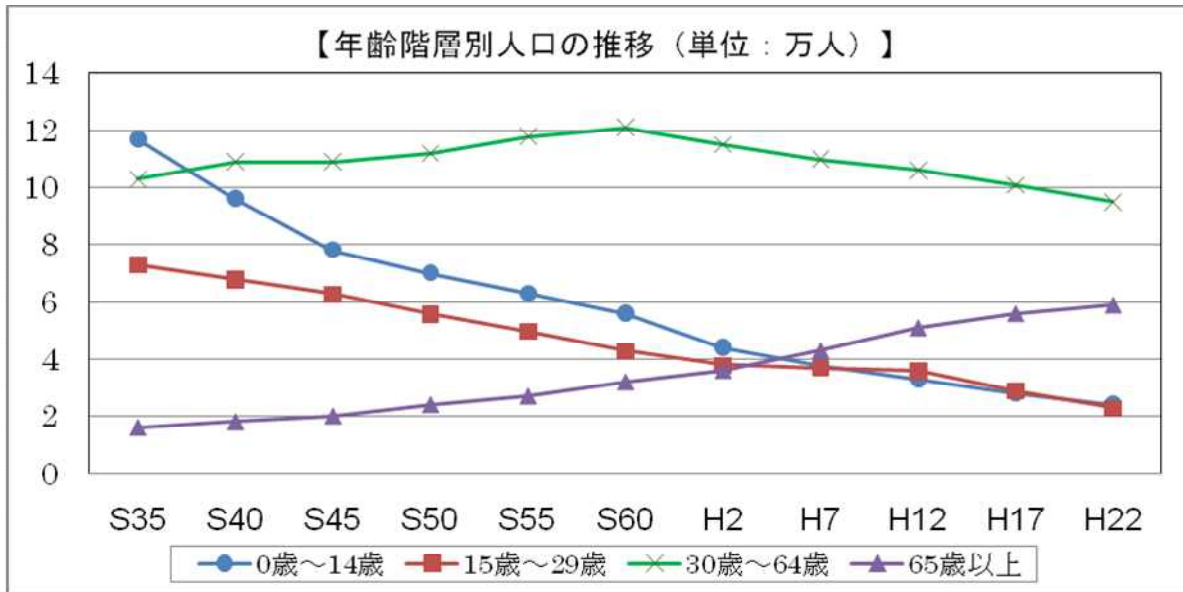
注3) 函館市（渡島管内）については、平成16年12月1日付けで行われた市町村合併前の旧函館市の区域を除いた区域（旧戸井町、旧恵山町、旧榎法華村及び旧南茅部町の区域）について計上。

(2) 現状及び課題

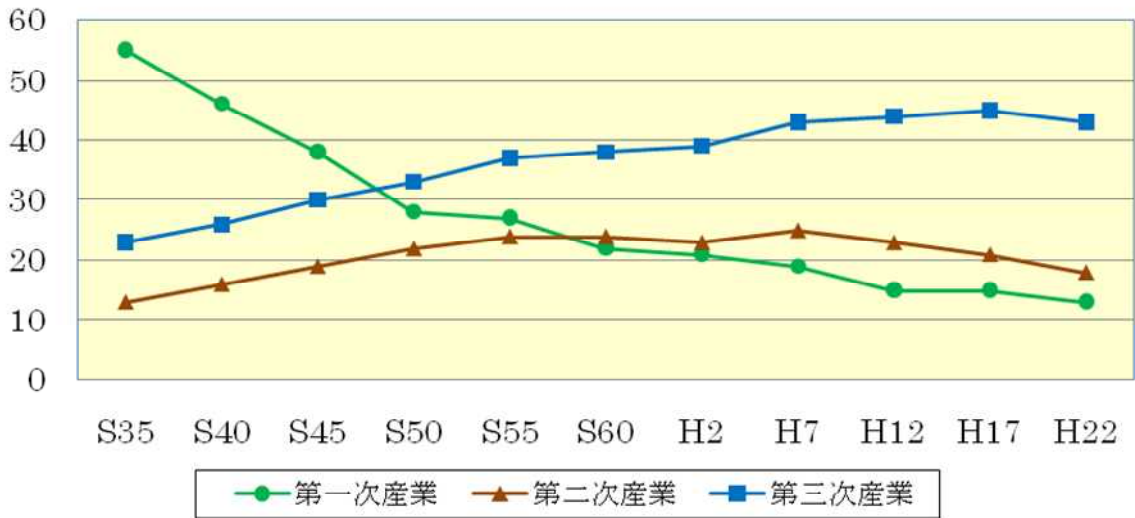
本地域は、農業や水産業の第一次産業を基幹とする産業構造であるが、これら産業の経営規模は比較的小さく、担い手不足や高齢化の進行に加え、安価な輸入産物の増加等に伴う価格の低迷など、本地域の産業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、また、他の産業についても地域内での雇用の場は少なく、若年層を中心とした地域外への人口流出など、多くの課題を抱えており、地域社会の活力の低下が懸念される状況にある。

- 昭和35年以降の国勢調査人口の推移をみると、全道人口では平成7年をピークに減少しているが、本地域ではそれを上回る減少率となっており、特に日本海側（檜山振興局管内）の地域における減少傾向が顕著である。
- 年齢階層別人口の推移をみると、29歳以下の人口が著しく減少しているのに対し、65歳以上の人口は増加傾向を示しており、急速な高齢化の進行などによる年齢構成の偏りがみられる。
- 産業別就業人口の推移をみると、第一次産業就業人口の減少が顕著であり、特に日本海側（檜山振興局管内）の地域では、基幹産業の低迷などに伴い、昭和35年から平成22年までの間における就業者総数が40%程度にまで大幅に減少している。

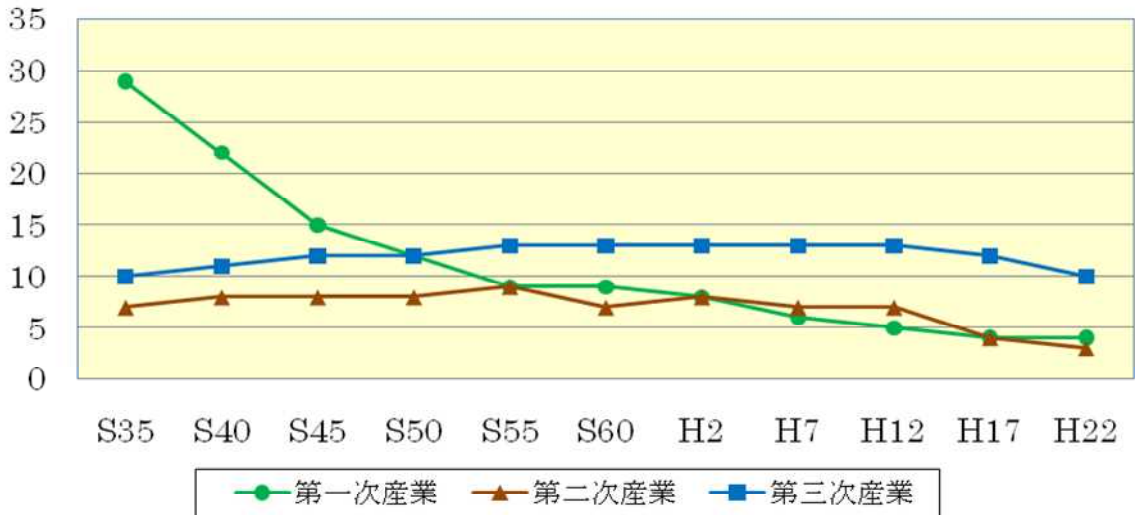




【産業別就業人口の推移：渡島総合振興局管内（単位：千人）】



【産業別就業人口の推移：檜山振興局管内（単位：千人）】





### (3) 振興の基本的方向及び重点とする施策

#### ア 基本的方向

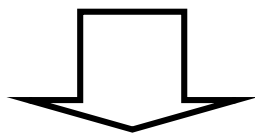
本地域は、温暖な気候や変化に富んだ長大な海岸線、すぐれた景観の山や湖、豊富な温泉などの自然環境に恵まれており、松前、江差、上ノ国などには、北海道の歴史を伝える多くの文化遺産が残されている。

また、良食味米や野菜・花きをはじめ、豊かな水産物や道南スギなどさまざまな農林水産資源に恵まれている。

さらには、北海道新幹線の開業を契機として、これら本地域のもつ歴史や文化など、さまざまな特色を生かし、だれもが安心して暮らせる、個性豊かな魅力あふれる地域社会の形成をめざすとともに、住みよい地域環境を整備し、計画期間内において人口減少の進行を緩和することができるよう、本地域への定住の促進に向けた振興を図る。

#### 【 目 標 】

北海道新幹線を生かした、魅力あふれる渡島半島の振興



#### 【 方 向 】

- 北海道新幹線を生かした地域づくり
- 特色ある地域産業の展開
- 地域資源などを活用した新産業の創出
- 地域に根ざした観光・文化の振興
- 快適で安心して暮らせる地域社会の形成
- 環境と調和した地域づくり
- 国内外との交流促進と交通・情報ネットワークの形成

## イ 重点施策

本地域における現状及び課題を総合的に踏まえつつ、本計画の基本的方向の実現に向け、本計画期間内において、次に掲げる施策を重点的に推進する。

### 重 点 施 策

#### 【 交 通 】

- 北海道新幹線全線の早期完成・開業
- 高規格幹線道路網の整備促進
- 災害時を想定した体系的な広域交通ネットワークの形成

#### 【 産 業 】

- 安全で良質な食料の安定供給に資する農業・水産基盤の整備・保全
- 水産資源を持続的に利用できる体制の構築
- 魅力ある観光拠点と広域観光ネットワークの形成

#### 【 生活環境 】

- 地域の活性化に向けた生活環境の整備
- 地域に密着した保健・医療・福祉の充実
- 北海道駒ヶ岳等火山防災対策の推進
- 洪水被害や地震災害対応、海岸保全施設等の安全性の高い国土保全施設の整備

## 2 振興計画

### (1) 交通通信の確保

#### ア 交通通信の確保の方針

本地域における道路や交通機関などの交通基盤は、産業振興や観光振興、物流機能の強化、地域間交流の促進、地域住民の足の確保といったさまざまな面で、以前にも増して重要な役割を担っており、また、本地域において、地域・産業・行政のあらゆる分野でIT化を進めていくことは、医療の地域格差など様々な地理的制約の克服、地域の魅力の再発見・発信、地域経済の活性化や研究開発の高度化、行政運営の簡素化・効率化、透明性の向上など、さまざまな課題を解消し、地域の発展を図る上での大きな意義や可能性を有している。

これらの状況を踏まえ、ゆとりと潤いのある暮らしが実感できる多様なライフスタイルの実現に向け、地域の特色ある発展をめざし、道路、鉄道、航路、航空路等が有機的に連携した総合的な交通ネットワークの形成や高度情報化などを進める。

#### イ 交通施設の整備

本地域は、北海道と本州間の交通拠点であり、地域の持つ可能性や特性を最大限に発揮し、長期的な振興を図っていくためには、交通基盤の整備が極めて重要である。

このため、既存の交通網の整備のほか、北海道新幹線全線の早期完成・開業や高規格幹線道路の整備促進等、新たな交通ネットワークを形成するなど、地域産業の活性化と住民生活の利便性の向上を図る。

#### 主 な 施 策

##### 【 道 路 】

- 半島振興のために特に重要と認められる道路（北海道縦貫自動車道、函館江差自動車道、函館新外環状道路、一般国道5号、37号、227号、228号、229号、230号、277号、278号）等の整備促進
- 経済・社会活動の広域化に対応した幹線道路や基幹的な生活道路の整備
- 災害時を想定した体系的な広域交通ネットワークの形成

##### 【 港 湾 】

- 国内物流ターミナルの機能強化など物流ネットワークの強化
- 災害に備えた拠点施設の機能強化の促進など安全・安心を支える物流機能の強化

#### 【 バス 】

- 地域住民にとって必要不可欠な生活交通の維持・確保

#### 【 鉄道 】

- 事業者を中心とした利用促進策の推進
- 多様化する利用者ニーズに応じた鉄道交通の確保
- 北海道新幹線全線の早期完成・開業に向けた取組の推進

#### 【 航路 】

- 地域経済活動や住民生活を支える海上ネットワークの維持・充実

#### 【 航空 】

- 多様化するニーズや地域性に応じた航空路線網の維持・拡充
- 幹線道路、鉄道などと連携した高速交通ネットワークの形成

#### 【 冬期交通 】

- 冬期交通不能区間の早期解消
- 除排雪の効率化や防雪・凍雪害防止事業等による関連施設の整備
- 国、道、市町村が連携した協力体制の確立や迅速かつ正確な道路情報の共有化

### ウ 地域における公共交通の確保

広い範囲に人口が分散し、高齢化が進行する本地域においては、通勤、通学、通院、買い物などの住民の日常生活を支え、地域の活力を維持する上で、鉄道やバスといった公共交通は重要な役割を担っている。

鉄道については、渡島半島東部を南北に貫き、函館・札幌間を結ぶJR函館本線と、五稜郭から木古内を経て、青函トンネルで青森県と結ばれる江差線、海峡線がある。特に平成27年度末に予定される北海道新幹線の新青森・新函館北斗間の開業によりJR北海道から経営分離される江差線五稜郭・木古内間については、道と沿線市町が中心となって設立された第三セクター鉄道「道南いさりび鉄道」により、引き続き地域住民の足を確保される。

また、学生や高齢者など自家用車を利用できない住民や、鉄道駅から離れた地域に住む住民にとって、各集落と病院をはじめとした生活上の中心的機能が集積する地区とを結ぶ乗合バスは、必要不可欠な生活交通手段であり、日本海側（檜山振興局管内）における江差線の木古内～江差間の廃止などにより、地域間幹線系統としてのバス路線の維持が特に重要となっている。

しかしながら、本地域は道路、集落が海岸線に沿って帯状に繋がる地形的な要因などから、人口の集積度が低く、運行効率が悪いことに加え、過疎化の進行による人口の減少や、自家用車の普及に伴う利用者の減少などにより、多くのバス路線が赤字であることから、長距離路線や複数町を結ぶ路線、民間事業者撤退後にやむを得ず自治体が維持する自主運行バス路線などについて、関係自治体と連携し、地域の意向を十分に踏まえながら、生活交通の維持・

確保に向けた取組を進める。

さらに、北海道新幹線の開業効果を本地域に広く波及・拡大させるため、新幹線駅からの二次交通ネットワークの充実に向けた取組を進めていく必要がある。

### 主 な 施 策

#### 【 交通全般 】

- 新幹線駅からの利便性の高い二次交通ネットワークの充実

#### 【 バ ス 】

- 地域住民にとって必要不可欠な生活交通の維持・確保

#### 【 鉄 道 】

- 事業者を中心とした利用促進策の推進

#### エ 情報通信関連施設の整備

面積が広大で広域分散型社会を形成している本地域において、地域・産業・行政のあらゆる分野でIT化を進めていくことは、医療の地域格差など様々な地理的制約の克服、地域の魅力の再発見・発信、地域経済の活性化や研究開発の高度化、行政運営の簡素化・効率化、透明性の向上など、本地域固有の課題を解消し、地域の発展を図る上での大きな意義や可能性を有している。

しかしながら、本地域における多くの自治体においては、地デジ化にあわせ整備した共聴施設の更新問題、財源不足や情報化に関する人材・ノウハウの不足といった課題を抱えている。

このため、市町村の電子自治体化へのサポート体制を整えるとともに、電子自治体に必要とされる各種システムを将来にわたって効率的・効果的に構築・運営するための共通基盤を道と市町村が共同で整備する「北海道電子自治体プラットフォーム（HARP）構想」の推進を図る。

また、本地域のような条件不利地域においては、高度な情報通信網の整備が民間主導では進みにくいことから、地域内の需要を喚起することなどによって整備を促進するほか、都市部と他地域との情報通信格差の是正を図るため、携帯電話等の移動通信サービス網の整備やラジオの難聴解消対策等を促進する。

## 主 な 施 策

### 【 I Tを利活用した地域づくり 】

- 地域の情報発信やコミュニティの形成・拡大
- テレワークなど多様なライフスタイルを支援する環境づくり
- 教育環境や医療・福祉サービスの充実
- 災害や地域の安全情報の提供

### 【 I Tを利活用した産業の活性化 】

- I T産業の育成・支援、I T関連産業の立地促進
- 中小企業等のI T化の促進、I Tによる地域産業の活性化

### 【 市町村の電子自治体化の促進 】

- 電子自治体化サポート体制の整備
- 北海道電子自治体プラットフォーム（H A R P）構想の推進

### 【 超高速ブロードバンド基盤の整備促進 】

- 市町村内の幹線網の整備促進
- 加入者系アクセス網の整備促進

### 【 情報通信格差の是正 】

- 携帯電話不感地帯の解消
- 民放ラジオ難聴解消対策の促進

## (2) 産業の振興及び観光の開発

### ア 産業の振興及び観光の開発の方針

長引く景気低迷や金融情勢の悪化などを背景として、企業・産業活動の停滞や雇用状況の悪化など、本地域を取り巻く環境は厳しさを増している。

一方で、温暖な気候や変化に富んだ長大な海岸線、優れた景観の山や湖、豊富な温泉などの自然環境に恵まれているほか、良食味米や野菜・花き、豊かな水産物、道南スギなど、さまざまな農林水産資源に恵まれている。

これらの状況を踏まえ、基幹産業である農林水産業のほか、海洋関連産業など、本地域の特性を生かした多様な産業の展開を図るとともに、北海道新幹線の開業を見据え、自然や歴史を生かした魅力ある観光ルートの形成などを進める。

### イ 農林水産業の振興

本地域における農林水産業は、経営規模が比較的小さく、担い手不足や高齢化の進行に加え、安価な輸入産物の増加等に伴う価格の低迷など、厳しい状況におかれており、また、エゾシカの生息数が増加傾向にあることから、これによる農林業被害の発生が懸念される状況にある。

このため、ほ場や基幹的な農道・林道などの生産基盤の強化等に加え、食

の安全・安心の確保や技術力の向上、担い手の育成・確保等を積極的に進めるほか、地域ブランドの確立による付加価値の向上を図るなど、地域特性を生かした収益性の高い農林水産業の確立を進めるとともに、エゾシカをはじめとする野生鳥獣の個体数管理など農林業被害防止対策を進める。

### 主 な 施 策

#### 【 農 業 】

- 野菜、花き、米などにおける道南統一ブランド「函館育ち」の生産・販売体制の整備
- 新規就農者の持続的な研修就農システムの推進
- 生育期間の長い地域の特性を生かし、省力・低コスト化が可能な直播栽培の導入
- 農業生産基盤の計画的な整備促進と農地・農業用水等の地域資源の保全・活用

#### 【 林 業 】

- 道南スギなど地域の林産物の需要拡大の促進
- 木材の安定供給体制づくりの促進
- 木材製品の生産流通における低コスト化の促進

#### 【 水産業 】

- 漁業団体における経営基盤の強化
- 栽培漁業や資源管理型漁業の推進

#### 【 エゾシカ対策 】

- 規制緩和によるエゾシカの捕獲の促進
- 広域捕獲・一斉捕獲など効率的捕獲手法の普及

#### ウ 商工業の振興

本地域では、水産加工を中心とした食料品製造業や造船業をはじめとした海洋関連産業などが集積しているが、グローバル化や急速な情報技術革新を背景とした競争激化、ニーズの多様化のほか、流通環境の変化による空き地や空き店舗の発生など、中心市街地の空洞化も進んでいる。

このため、地域の中小企業者や商店街等の持続的発展に向けて、経営体質の強化や円滑な事業承継を促進するとともに、創業や第2創業による企業の新陳代謝を図る。

また、産学官による共同研究や異業種交流による技術交流を通じ、農水産物を原料とした食品加工技術の高度化を進めるなど、地域の産学官における実績を基盤に研究から事業化までを一体として進める「函館地域リサーチ&ビジネスパーク構想」の推進を図るほか、中心市街地商店街の活性化に向け

た地域の主体的な取組を支援する。

#### 主 な 施 策

##### 【 商 業 】

- 地域商業の実態に応じた自主的な取組の促進

##### 【 工 業 】

- 函館地域産業振興財団などを中心とした、地域の特性を生かした産業の創出や特色ある製造業の振興

##### 【 研究・開発 】

- 産学官が連携し、研究開発から事業化へと迅速かつ効果的に進める「函館地域リサーチ&ビジネスパーク構想」の推進

#### エ 観光の開発

本地域への旅行形態は短期滞在型が多く、函館・大沼公園周辺以外の地域では、観光資源はあっても観光面で認知が不足している。

一方で、台湾、香港からの外国人観光客は、年々増加しており、国際的なエリアとして発展を続けていることから、これらのリピーターを確保する取組が、これまで以上に求められる状況にある。

さらには、北海道新幹線の開業を見据え、渡島西部等を含めた広域観光ルートの形成も新たに求められている。

このため、豊富な農林水産資源や豊かな自然環境を生かしたグリーン・ツーリズムなどの取組、観光モデルルートの提案、道路、受入施設の整備のほか、プロモーション活動や情報発信など、観光客誘致に向けた多様な取組を展開する。

#### 主 な 施 策

##### 【 観 光 】

- 歴史的建造物の保存・改修やガイドンス施設の整備
- 広域観光ルートのPR実施
- ニシン漁の歴史や食文化を生かした広域観光イベントの実施
- 豊かな自然や歴史、産業などを生かした多様な体験観光の推進



### (3) 就業の促進

#### ア 就業の促進の方針

地域における雇用対策や就業支援を進めるためには、地域の資源や潜在力を有効活用するなど、地域が主体となった取組が活発となることが重要であり、季節労働者の通年化の促進にも配慮しながら、国の産業・雇用政策を活用するとともに、地域の関係者と密接な連携を図りながら、地域の取組を総合的に支援していく。

#### イ 就業促進対策

関係機関と連携を図りながら、労働者の知識・技能の習得機会の提供や、カウンセリングやセミナー等の就職支援の実施、企業説明会をはじめとする多様なマッチングの機会の提供を行う。

また、U・Iターンによる道外からの人材誘致を図るほか、働きやすい職場環境づくりを促進するなど mismatches の解消に取り組んでいく。

#### 主 な 施 策

##### 【 就業の促進 】

- 社会を支える多様な働き手の就業支援
- 働きやすい環境の整備

### (4) 水資源の開発及び利用

質量とも安定した水の供給を確保するため、今後の水需要の動向や自然環境の保全に配慮しながら、広域的かつ長期的な水資源開発や水の有効利用を計画的に進める必要がある。

このため、水源地域における森林整備などを進める。

#### 主 な 施 策

##### 【 水源地域の保全 】

- 水源涵養機能<sup>かん</sup>など森林の公益的機能を発揮させる地域の特性に応じた計画的な森林づくりの推進

## (5) 生活環境の整備

暮らしの場である住まいやまちづくりに対する住民のニーズは、生活水準の向上や安全への関心の高まりなどにより、多様化・高度化しており、また定住の促進を図る上でも、本地域の積雪寒冷な気候・風土に適した豊かさを実感できる生活環境を整備する必要がある。

また、集落は、地域社会の基礎的単位であり、地域住民の日常生活や生産活動を営む上で重要な役割を果たしているが、比較的規模の大きい基幹的な集落がある一方、小規模集落が数多く散在しており、これらの小規模集落の中では、人口減少や高齢化の進行に伴い、地域産業の担い手不足や地域におけるコミュニティ機能の低下など深刻な問題を抱えている。

このため、だれもが住みよい地域社会の形成に向け、地域の特性や実情に応じた生活環境の整備を促進するとともに、地域コミュニティの維持・活性化をはじめ、高齢者の見守りの仕組みづくり、空き家の利活用、地域を支える人材の確保・育成、集落間の連携など課題解決に向けた地域の主体的な取組による集落対策を進める。

また、地域の自主的防犯活動を促進するなど、防犯体制の充実を図る。

### 主 な 施 策

#### 【 下水道、廃棄物処理施設等 】

- 下水道、農業・漁業集落排水処理施設、浄化槽などの汚水処理施設の早期概成及び効率的・効果的な改築・更新
- 地域の実情に応じた循環型社会形成の推進を図るための廃棄物処理施設の整備

#### 【 公園等 】

- 地域住民のだれもが安全で安心して利用できる公園等の整備

#### 【 住宅等 】

- 子どもからお年寄りまで安心して暮らせる住宅環境の整備
- 住民ニーズや地域課題に的確に対応した北国の住みよい住宅環境の整備

#### 【 集落の整備 】

- 集落対策の必要性など意識の醸成
- 買い物支援や高齢者支援など地域に必要な施策の実践と効果の検証
- 都市部からの人材の確保を含めた、地域を支える人づくり

#### 【 地域安全対策 】

- 地域社会における自主的防犯活動の促進や安全情報の提供など住民等の安全に対する意識高揚、地域の防犯体制の充実

## (6) 医療の確保等

医療提供体制は、年々充実が図られ、全体的には整備が進められてきているが、過疎地域と都市部の間で、医療機関や医療従事者の分布に偏りがみられるなど、依然として地域の医療には大きな格差が生じている。

また、どこで暮らしていても地域の医療機関相互の機能分担と連携の下、適切な医療サービスが受けられるよう、プライマリ・ケアを重視した、よりきめ細かな医療提供体制を確立することが求められている。

このため、地域の中核的な医療機関である地方・地域センター病院等の機能の充実・強化や自治体病院等の広域連携など医療機関相互の連携と機能分担を進め、医師等の確保や定着に関する対策、患者搬送体制の充実・強化を図るなど、住民・患者の視点に立って、良質かつ適切な医療を効率的、継続的に提供する体制を確立する。

### 主 な 施 策

#### 【 無医地区対策 】

- へき地医療拠点病院による巡回診療の促進
- 患者輸送車・巡回診療車の整備促進

#### 【 特定診療科目に係る医療確保対策 】

- 医育大学の地域医療支援センターからの医師派遣の促進
- 地域医療振興財団におけるドクターバンク事業の推進
- 医師不足地域に対する緊急臨時的な医師派遣の促進
- 道内医育大学の地域枠入学者を対象とする奨学金制度の実施

#### 【 体系的な医療提供体制の整備 】

- 医療機関の機能分担と相互の連携による医療連携体制の構築
- 医療連携体制を構成する医療機関の情報提供

## (7) 高齢者の福祉その他福祉の増進

### ア 高齢者の福祉その他福祉の増進の方針

高齢化、少子化及び核家族化の進行や共働き世帯の増加などにより、高齢者や障がいのある人、子どもを取り巻く環境が変化する中、地域におけるコミュニティ機能や家庭内での子育てサポート力の低下などを背景として、地域で安心して住み続けたいと思える生活環境の確保や多様な人材の活躍の推進、子どもを生み育てたいという希望をかなえる取組などが求められている。

このような状況を踏まえ、地域の実情に応じた高齢者などを支える仕組みづくりや障がいのある人が働きやすい雇用・就業の確保、住み慣れた地域で安心して子どもを生み育てることができる環境づくりなどが必要である。

だれもが住み慣れた地域の中で、ともに参加し支えながら、可能な限り自

立して暮らし続けることができる地域社会の形成に向け、高齢者や障がいのある人が地域で自立した生活ができるよう、関係分野が連携し、ニーズに即した、きめ細やかなサービスが総合的・広域的に提供される体制づくりや多様な社会参加を促進する機会の拡大を図るとともに、次世代を担う子どもが健やかに育ち、だれもが安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを進める。

#### イ 高齢者の福祉の増進を図るための対策

「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」に基づき、高齢化のピークとなる平成37年（2025年）を見据え、中長期的な視点に立って、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、地域におけるサービス提供基盤の整備や人材の確保をはじめ、地域の医療・介護資源を有効に活用し、在宅医療・介護の連携や認知症施策の推進などに取り組み、地域全体で高齢者の方々一人ひとりを支える仕組みづくりを推進する。

#### 主 な 施 策

##### 【 高齢者の福祉 】

- 質の高いサービス提供体制の確保
- 地域特性に応じた地域包括ケアシステムの構築
- 高齢者の社会参加の促進
- 介護保険の安定的な運営

#### ウ 児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策

児童福祉については、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域の実情に応じた多様な保育ニーズに対応した保育所や家庭的保育などの保育の受け皿の拡充や様々な働き方に対応した認定こども園の設置促進、保育の量の拡大に伴う、保育士などの人材の育成・確保を図るとともに、地域子育て支援拠点などの子育て支援体制の整備促進を図る。

また、放課後児童の安全・安心な居場所の確保や健全な育成を図るため、拠点となる児童館の整備とともに、国の放課後子ども総合プランに基づき、学校の余裕教室を活用した放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的または連携した取組を推進する。

さらに、将来、親となる若年者に対する子育て等の理解を促進するなど、社会全体で、安心して子どもを生み育てることができ、かつ、子どもが健やかに成長できる環境づくりを進める。

障がい福祉については、「北海道障がい福祉計画」に基づき、障がいのある人々が障がい特性に応じた多様な働き方ができるよう、社会全体で応援する

体制づくりを推進するとともに、関係機関が連携して、就労の場の確保や雇用機会の拡大を図る。

また、社会活動に必要な支援を行うことにより、障がいのある人の社会参加を促進する。

#### 主 な 施 策

##### 【 児童その他の福祉 】

- 地域の多様な保育ニーズに応じた保育所の整備促進
- 地域の実情に応じた放課後児童クラブ等の整備促進
- 大学生等を対象とした次代の親づくりのための教育の実施及び子育て支援のための教育や意識啓発等の促進
- 障がいのある人の就労に関する理解の促進
- 障がい特性を踏まえた職域の開拓
- 障がいのある人の意思疎通支援
- 点字図書館などによる情報提供

#### (8) 教育及び文化の振興

近年は、日々の暮らしの中にゆとりやうるおいといった「心の豊かさ」が一層求められており、優れた自然環境、独自の歴史、多彩な生活様式などに根ざした個性的な地域文化を創造し発展させていく必要がある。

また、教育面では、少子化による児童生徒数の減少に伴う学校の小規模化への対応や、将来、子どもたちが地域に戻り、地域を支える人材を育成する観点などから取組を進める必要がある。

このため、地域住民の自主的な文化活動への参加や芸術鑑賞など広く文化に接する機会を拡充するなど、すべての人が文化を享受することのできる生活文化圏を築いていくとともに、住民一人ひとりが生涯にわたって学び、ふるさと北海道を愛し地域の発展に主体的に貢献できる人材の育成を推進するため、小学校から中学校、高等学校まで一貫したキャリア教育に取り組むとともに、ICTを活用した教育の質の向上、コミュニティ・スクールの導入促進など、その基盤となる学校教育や社会教育などの環境整備を促進する。

#### 主 な 施 策

##### 【 教育・文化施設 】

- 老朽化した校舎、屋内運動場などの計画的な整備の促進
- 学校図書館、理科教育設備、幼稚園などの教育施設等の整備促進
- 生涯学習の拠点となる公民館や図書館などの機能の充実
- デジタル機器、情報通信ネットワークの整備促進

- 地域スポーツセンターや水泳プールなどの整備促進

【 地域文化 】

- 地域住民の文化活動の促進
- 芸術鑑賞など広く文化に接する機会の拡充
- 文化活動を担う人材の育成
- 内浦湾沿岸の縄文遺跡など歴史的文化遺産の保存・活用
- 文化性に配慮したまちづくりの推進

(9) 地域間交流の促進

北国特有の暮らしが展開される本地域は、さまざまな個性をもつ地域社会により形成され、また、大都市圏からの遠隔性や人口の広域散在性という地域特性を有しており、これらの表情豊かな地域の特性を生かし、「もの」の豊かさから「心」の豊かさ、生活のうるおいなど価値観の変化に対応したさまざまなライフスタイルの実現の場としての役割を担っている。

このため、自然とふれあう都市と農山漁村との交流やスポーツ、イベントなどを通じた交流、芸術や文化などにふれあう機会を通じての交流など、それぞれの地域の個性に応じた交流を拡大する。

主 な 施 策

【 地域間交流 】

- グリーン・ツーリズムの推進などによる都市と農山漁村との交流の促進
- 地域の特色を生かしたスポーツやイベント、参加・体験型や滞在・拠点型観光などを通じた交流の促進
- 芸術、音楽、舞踊、演劇などの文化交流や文化団体、文化施設などのネットワークづくりの促進
- 農林水産業や農山漁村についての総合的なPR活動の展開
- 青函経済文化圏の形成をめざす青函交流の推進

(10) 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化

本地域は、急峻な山地が海岸線に迫り、荒廃した未整備河川が多いなど、地形的、地質的に土砂災害等の災害が発生しやすい地域であり、また、火山活動度の高い(Aランク)北海道駒ヶ岳をはじめとする3つの活火山を有している。

このため、治山事業や砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等による施設整備など、災害に強いまちづくりを進めるとともに、住民を災害や火災等から守り、生活の安全を確保するため、防災や消防・救急体制の整備を進める。

### 主 な 施 策

#### 【 国土保全 】

- 土砂災害の危険のある箇所に対する砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設等の整備
- 土砂流出防備、土砂崩壊防備等のための保安林の整備
- 洪水被害等を受けた未整備河川の改修等
- 浸水等の危険のある箇所に対する海岸保全施設の整備
- 火山噴火に備えた火山監視システム等の観測機器の充実

#### 【 防 災 】

- 地域防災体制の強化に向け、自主防災組織の結成促進や、防災意識向上のための幅広い世代に対する防災教育の推進
- 災害時における要配慮者支援対策の促進など避難対策の充実や、市町村や関係機関と連携した災害情報の収集
- 各種システムを活用した住民等に対する迅速かつ的確な災害情報の提供

#### 【 消防・救急 】

- 地域の実情に応じた消防力の整備促進
- 救急業務の高度化のための、メディカルコントロール体制の充実・強化の推進
- 地域防災力の充実強化のための、消防団員の確保や装備の充実の推進

#### (11) 環境の保全

豊かな自然環境に恵まれている本地域においては、自然公園などの優れた自然の風景地や保護を必要とする地域について、適正な保全を図るとともに、調和を保った自然の活用に向け、自然公園などの整備を行っているところであり、今後も優れた自然環境の保全や自然公園の適切な利用に向けた取組を進める。

また、環境関連法令等に基づき、公害の防止に関する施策等を進め、快適な環境づくりに努める。

### 主 な 施 策

#### 【 環境保全 】

- 自然公園法等に基づく許認可の厳正な適用による自然公園等の保全と利用
- 北海道インフラ長寿命化計画を策定し、施設の適正な維持管理の推進
- 大気汚染防止法や水質汚濁防止法等に基づく、立入検査の実施による環境の保全

# 資 料



【資料1：国勢調査人口の推移】

【単位：千人、％】

区分	国勢調査人口											45年間（又は35年間）における人口の増減（再掲）				
	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	S35 ～H17	S45 ～H17	S40 ～H22	S50 ～H22	
渡島地域	全 域	308	291	270	262	259	251	234	229	225	214	201	—	—	—	—
	(増減)	—	△ 5.5	△ 7.2	△ 3.0	△ 1.1	△ 3.1	△ 6.8	△ 2.1	△ 1.7	△ 4.9	△ 6.1	△ 30.5	△ 20.7	△ 30.9	△ 23.3
	渡島管内	211	202	191	189	191	186	176	175	174	171	162	—	—	—	—
	(増減)	—	△ 4.3	△ 5.4	△ 1.0	1.1	△ 2.6	△ 5.4	△ 0.6	△ 0.6	△ 1.7	△ 5.3	△ 19.0	△ 10.5	△ 19.8	△ 14.3
	檜山管内	97	89	79	72	68	64	58	53	51	43	39	—	—	—	—
	(増減)	—	△ 8.2	△ 11.2	△ 8.9	△ 5.6	△ 5.9	△ 9.4	△ 8.6	△ 3.8	△ 15.7	△ 9.3	△ 55.7	△ 45.6	△ 56.2	△ 45.8
全道		5,039	5,172	5,184	5,338	5,576	5,679	5,644	5,692	5,683	5,628	5,506	—	—	—	—
	(増減)	—	2.6	0.2	3.0	4.5	1.8	△ 0.6	0.9	△ 0.2	△ 1.0	△ 2.2	11.7	8.6	6.5	3.1

注1) 上記の数値は、国勢調査による各年度毎の人口推移を示す。

注2) 増減は、各年毎の5年間（再掲は45年間又は35年間）の人口の増減（％）を示す。

【資料2：年齢階層別人口の推移】

【単位：千人、％】

区分	国勢調査人口											45年間（又は35年間）における人口の増減（再掲）				
	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	S35 ～H17	S45 ～H17	S40 ～H22	S50 ～H22	
0歳～14歳	全 域	117	96	78	70	63	56	44	38	33	28	24	—	—	—	—
	(増減)	—	△ 17.9	△ 18.8	△ 10.3	△ 10.0	△ 11.1	△ 21.4	△ 13.6	△ 13.2	△ 15.2	△ 14.3	△ 76.1	△ 64.1	△ 75.0	△ 65.7
	渡島管内	81	66	54	50	47	42	34	29	26	23	20	—	—	—	—
	(増減)	—	△ 18.5	△ 18.2	△ 7.4	△ 6.0	△ 10.6	△ 19.0	△ 14.7	△ 10.3	△ 11.5	△ 13.0	△ 71.6	△ 57.4	△ 69.7	△ 60.0
	檜山管内	36	30	23	19	16	14	10	8	7	5	4	—	—	—	—
	(増減)	—	△ 16.7	△ 23.3	△ 17.4	△ 15.8	△ 12.5	△ 28.6	△ 20.0	△ 12.5	△ 28.6	△ 20.0	△ 86.1	△ 78.3	△ 86.7	△ 78.9
15歳～29歳	全 域	73	68	63	56	50	43	38	37	36	29	23	—	—	—	—
	(増減)	—	△ 6.8	△ 7.4	△ 11.1	△ 10.7	△ 14.0	△ 11.6	△ 2.6	△ 2.7	△ 19.4	△ 20.7	△ 60.3	△ 54.0	△ 66.2	△ 58.9
	渡島管内	49	47	45	42	38	33	30	30	28	24	19	—	—	—	—
	(増減)	—	△ 4.1	△ 4.3	△ 6.7	△ 9.5	△ 13.2	△ 9.1	0.0	△ 6.7	△ 14.3	△ 20.8	△ 51.0	△ 46.7	△ 59.6	△ 54.8
	檜山管内	24	21	17	14	12	10	9	8	8	5	4	—	—	—	—
	(増減)	—	△ 12.5	△ 19.0	△ 17.6	△ 14.3	△ 16.7	△ 10.0	△ 11.1	0.0	△ 37.5	△ 20.0	△ 79.2	△ 70.6	△ 81.0	△ 71.4
30歳～64歳	全 域	103	109	109	112	118	121	115	110	106	101	95	—	—	—	—
	(増減)	—	5.8	0.0	2.8	5.4	2.5	△ 5.0	△ 4.3	△ 3.6	△ 4.7	△ 5.9	△ 1.9	△ 7.3	△ 12.8	△ 15.2
	渡島管内	71	76	77	81	86	89	86	84	82	81	77	—	—	—	—
	(増減)	—	7.0	1.3	5.2	6.2	3.5	△ 3.4	△ 2.3	△ 2.4	△ 1.2	△ 4.9	14.1	5.2	1.3	△ 4.9
	檜山管内	32	33	32	31	32	31	29	26	24	20	18	—	—	—	—
	(増減)	—	3.1	△ 3.0	△ 3.1	3.2	△ 3.1	△ 6.5	△ 10.3	△ 7.7	△ 16.7	△ 10.0	△ 37.5	△ 37.5	△ 45.5	△ 41.9
65歳～	全 域	16	18	20	24	27	32	36	43	51	56	59	—	—	—	—
	(増減)	—	12.5	11.1	20.0	12.5	18.5	12.5	19.4	18.6	9.8	5.4	250.0	180.0	227.8	145.8
	渡島管内	11	12	14	17	19	23	26	32	38	43	46	—	—	—	—
	(増減)	—	9.1	16.7	21.4	11.8	21.1	13.0	23.1	18.8	13.2	7.0	290.9	207.1	283.3	170.6
	檜山管内	5	6	6	7	8	9	10	12	13	13	13	—	—	—	—
	(増減)	—	20.0	0.0	16.7	14.3	12.5	11.1	20.0	8.3	0.0	0.0	160.0	116.7	116.7	85.7

注1) 上記の数値は、国勢調査による各年度毎の人口推移を示す。

注2) 増減は、各年毎の5年間（再掲は45年間又は35年間）の人口の増減（％）を示す。

【資料3-1：産業別就業人口の推移】

【単位：千人】

区 分	人 数											
	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	
渡島総合振興局管内	総 数	91	89	86	83	88	85	83	86	84	81	74
	第一次産業	55	46	38	28	27	22	21	19	15	15	13
	農 業	22	17	14	10	9	8	7	7	6	6	5
	林 業	3	2	1	1	1	1	1	1	0	0	1
	水産業	30	27	23	17	17	13	13	11	9	9	7
	第二次産業	13	16	19	22	24	24	23	25	23	21	18
	鉱 業	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	5	8	9	12	14	13	11	13	12	10	8
	製造業	6	7	9	10	10	11	12	12	11	11	10
	第三次産業	23	26	30	33	37	38	39	43	44	45	43
檜山振興局管内	総 数	46	40	36	33	32	30	28	27	25	20	17
	第一次産業	29	22	15	12	9	9	8	6	5	4	4
	農 業	19	13	10	8	6	6	5	5	4	3	3
	林 業	2	2	1	1	1	1	1	0	0	0	0
	水産業	8	7	4	3	2	2	2	1	1	1	1
	第二次産業	7	8	8	8	9	7	8	7	7	4	3
	鉱 業	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	4	5	5	5	6	5	5	5	5	3	2
	製造業	2	2	3	3	3	2	3	2	2	1	1
	第三次産業	10	11	12	12	13	13	13	13	13	12	10
渡島地域	総 数	137	129	122	116	120	115	111	113	109	101	91
	第一次産業	84	68	53	40	36	31	29	25	20	19	17
	農 業	41	30	24	18	15	14	12	12	10	9	8
	林 業	5	4	2	2	2	2	2	1	0	0	1
	水産業	38	34	27	20	19	15	15	12	10	10	8
	第二次産業	20	24	27	30	33	31	31	32	30	25	21
	鉱 業	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	9	13	14	17	20	18	16	18	17	13	10
	製造業	8	9	12	13	13	13	15	14	13	12	11
	第三次産業	33	37	42	45	50	51	52	56	57	57	53
全 道	総 数	2,183	2,326	2,460	2,462	2,598	2,625	2,695	2,806	2,731	2,604	2,509
	第一次産業	779	614	516	397	353	332	291	251	218	201	182
	農 業	610	462	388	288	253	242	214	187	166	155	140
	林 業	59	51	40	32	28	25	17	13	9	7	7
	水産業	110	101	88	77	72	65	60	51	43	39	35
	第二次産業	520	610	628	638	662	616	631	659	603	495	429
	鉱 業	111	77	53	31	28	21	10	7	6	3	2
	建設業	181	253	269	305	347	323	333	366	340	274	223
	製造業	228	280	306	302	287	272	288	286	257	218	204
	第三次産業	884	1,102	1,315	1,423	1,582	1,674	1,764	1,881	1,881	1,857	1,761

注) 国勢調査による各産業別の人口(総数は分類不能を含む。)を示す。

函館市については、該当地域分のみ計上している。

【資料3-2：産業別就業人口の構成比】

【単位：％】

区 分	構 成 比											
	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	
渡島総合振興局管内	総 数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	第一次産業	60.4	52.3	43.7	33.7	30.7	26.2	25.3	21.9	18.3	18.5	17.6
	農 業	24.1	19.3	16.1	12.0	10.2	9.5	8.4	8.0	7.3	7.4	6.8
	林 業	3.3	2.3	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	0.0	0.0	1.3
	水産業	33.0	30.7	26.4	20.5	19.3	15.5	15.7	12.7	11.0	11.1	9.5
	第二次産業	14.3	18.2	21.8	26.5	27.3	28.6	27.7	28.7	28.0	25.9	24.3
	鉱 業	2.2	1.1	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	5.5	9.1	10.3	14.5	15.9	15.5	13.2	14.9	14.6	12.3	10.8
	製造業	6.6	8.0	10.3	12.0	11.4	13.1	14.5	13.8	13.4	13.6	13.5
	第三次産業	25.3	29.5	34.5	39.8	42.0	45.2	47.0	49.4	53.7	55.6	58.1
檜山振興局管内	総 数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	第一次産業	63.1	53.7	42.9	37.5	29.0	31.1	27.6	23.1	20.0	20.0	23.5
	農 業	41.3	31.7	28.6	25.0	19.3	20.7	17.2	19.2	16.0	15.0	17.6
	林 業	4.4	4.9	2.9	3.1	3.2	3.5	3.5	0.0	0.0	0.0	0.0
	水産業	17.4	17.1	11.4	9.4	6.5	6.9	6.9	3.9	4.0	5.0	5.9
	第二次産業	15.2	19.5	22.9	25.0	29.0	24.1	27.6	26.9	28.0	20.0	17.7
	鉱 業	2.2	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	8.7	12.2	14.3	15.6	19.3	17.2	17.2	19.2	20.0	15.0	11.8
	製造業	4.3	4.9	8.6	9.4	9.7	6.9	10.3	7.7	8.0	5.0	5.9
	第三次産業	21.7	26.8	34.2	37.5	41.9	44.8	44.8	50.0	52.0	60.0	58.8
渡島地域	総 数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	第一次産業	61.3	52.7	43.5	34.8	30.3	27.4	25.9	22.1	18.6	18.8	18.7
	農 業	29.9	23.2	19.7	15.7	12.6	12.4	10.7	10.6	9.3	8.9	8.8
	林 業	3.7	3.1	1.7	1.7	1.7	1.7	1.8	0.9	0.0	0.0	1.1
	水産業	27.7	26.4	22.1	17.4	16.0	13.3	13.4	10.6	9.3	9.9	8.8
	第二次産業	14.6	18.6	22.1	26.1	27.7	27.4	27.7	28.3	28.1	24.8	23.1
	鉱 業	2.2	1.5	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	6.6	10.1	11.5	14.8	16.8	15.9	14.3	15.9	15.9	12.9	11.0
	製造業	5.8	7.0	9.8	11.3	10.9	11.5	13.4	12.4	12.2	11.9	12.1
	第三次産業	24.1	28.7	34.4	39.1	42.0	45.2	46.4	49.6	53.3	56.4	58.2
全 道	総 数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	第一次産業	35.7	26.4	21.0	16.2	13.6	12.7	10.8	9.0	8.1	7.9	7.7
	農 業	27.9	19.9	15.8	11.7	9.7	9.2	8.0	6.7	6.1	6.1	5.9
	林 業	2.7	2.2	1.6	1.3	1.1	1.0	0.6	0.5	0.3	0.3	0.3
	水産業	5.0	4.3	3.6	3.1	2.8	2.5	2.2	1.8	1.6	1.5	1.5
	第二次産業	23.8	26.2	25.5	26.0	25.5	23.5	23.5	23.6	22.3	19.4	18.1
	鉱 業	5.1	3.3	2.2	1.3	1.1	0.8	0.4	0.3	0.2	0.1	0.1
	建設業	8.3	10.9	10.9	12.4	13.4	12.3	12.4	13.1	12.6	10.7	9.4
	製造業	10.4	12.0	12.4	12.3	11.0	10.4	10.7	10.2	9.5	8.5	8.6
	第三次産業	40.5	47.4	53.5	57.9	60.9	63.8	65.7	67.4	69.6	72.7	74.2

注) 構成比は分母から「分類不能」を除いて計算している。

【資料3-3：産業別就業人口指数】

【単位：％】

区 分	指 数											
	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	
渡島総合振興局管内	総 数	100.0	97.8	94.5	91.2	96.7	93.4	91.2	94.5	92.3	89.0	81.3
	第一次産業	100.0	83.6	69.1	50.9	49.1	40.0	38.2	34.5	27.3	27.3	23.6
	農 業	100.0	77.3	63.6	45.5	40.9	36.4	31.8	31.8	27.3	27.3	22.7
	林 業	100.0	66.7	33.3	33.3	33.3	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	33.3
	水産業	100.0	90.0	76.7	56.7	56.7	43.3	43.3	36.7	30.0	30.0	23.3
	第二次産業	100.0	123.1	146.2	169.2	184.6	184.6	176.9	192.3	176.9	161.5	138.5
	鉱 業	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	160.0	180.0	240.0	280.0	260.0	220.0	260.0	240.0	200.0	160.0
	製造業	100.0	116.7	150.0	166.7	166.7	183.3	200.0	200.0	183.3	183.3	166.7
	第三次産業	100.0	113.0	130.4	143.5	160.9	165.2	169.6	187.0	191.3	195.7	187.0
檜山振興局管内	総 数	100.0	87.0	78.3	71.7	69.6	65.2	60.9	58.7	54.3	43.5	37.0
	第一次産業	100.0	75.9	51.7	41.4	31.0	31.0	27.6	20.7	17.2	13.8	13.8
	農 業	100.0	68.4	52.6	42.1	31.6	31.6	26.3	26.3	21.1	15.8	15.8
	林 業	100.0	100.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	水産業	100.0	87.5	50.0	37.5	25.0	25.0	25.0	12.5	12.5	12.5	12.5
	第二次産業	100.0	114.3	114.3	114.3	128.6	100.0	114.3	100.0	100.0	57.1	42.9
	鉱 業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	125.0	125.0	125.0	150.0	125.0	125.0	125.0	125.0	75.0	50.0
	製造業	100.0	100.0	150.0	150.0	150.0	100.0	150.0	100.0	100.0	50.0	50.0
	第三次産業	100.0	110.0	120.0	120.0	130.0	130.0	130.0	130.0	130.0	120.0	100.0
渡島地域	総 数	100.0	94.2	89.1	84.7	87.6	83.9	81.0	82.5	79.6	73.7	66.4
	第一次産業	100.0	81.0	63.1	47.6	42.9	36.9	34.5	29.8	23.8	22.6	20.2
	農 業	100.0	73.2	58.5	43.9	36.6	34.1	29.3	29.3	24.4	22.0	19.5
	林 業	100.0	80.0	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	20.0	0.0	0.0	20.0
	水産業	100.0	89.5	71.1	52.6	50.0	39.5	39.5	31.6	26.3	26.3	21.1
	第二次産業	100.0	120.0	135.0	150.0	165.0	155.0	155.0	160.0	150.0	125.0	105.0
	鉱 業	100.0	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	144.4	155.6	188.9	222.2	200.0	177.8	200.0	188.9	144.4	111.1
	製造業	100.0	112.5	150.0	162.5	162.5	162.5	187.5	175.0	162.5	150.0	137.5
	第三次産業	100.0	112.1	127.3	136.4	151.5	154.5	157.6	169.7	172.7	172.7	160.6
全 道	総 数	100.0	106.6	112.7	112.8	119.0	120.2	123.5	128.5	125.1	119.3	114.9
	第一次産業	100.0	78.8	66.2	51.0	45.3	42.6	37.4	32.2	28.0	25.8	23.4
	農 業	100.0	75.7	63.6	47.2	41.5	39.7	35.1	30.7	27.2	25.4	23.0
	林 業	100.0	86.4	67.8	54.2	47.5	42.4	28.8	22.0	15.3	11.9	11.9
	水産業	100.0	91.8	80.0	70.0	65.5	59.1	54.5	46.4	39.1	35.5	31.8
	第二次産業	100.0	117.3	120.8	122.7	127.3	118.5	121.3	126.7	116.0	95.2	82.5
	鉱 業	100.0	69.4	47.7	27.9	25.2	18.9	9.0	6.3	5.4	2.7	1.8
	建設業	100.0	139.8	148.6	168.5	191.7	178.5	184.0	202.2	187.8	151.4	123.2
	製造業	100.0	122.8	134.2	132.5	125.9	119.3	126.3	125.4	112.7	95.6	89.5
	第三次産業	100.0	124.7	148.8	161.0	179.0	189.4	199.5	212.8	212.8	210.1	199.2

注) 昭和35年を100とした場合の指数

# 積丹地域半島振興計画

平成27年12月

北海道

平成27年12月 全部変更

# 目 次

○ はじめに .....	1
1 基本の方針 .....	2
(1) 概況 .....	2
(2) 現状及び課題 .....	3
(3) 振興の基本的方向及び重点とする施策 .....	5
2 振興計画 .....	7
(1) 交通通信の確保 .....	7
(2) 産業の振興及び観光の開発 .....	10
(3) 就業の促進 .....	12
(4) 水資源の開発及び利用 .....	13
(5) 生活環境の整備 .....	13
(6) 医療の確保等 .....	14
(7) 高齢者の福祉その他福祉の増進 .....	15
(8) 教育及び文化の振興 .....	16
(9) 地域間交流の促進 .....	17
(10) 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化 .....	18
(11) 環境の保全 .....	19
○ 資料 .....	20

# はじめに

## 1 計画の趣旨

この計画は、半島振興法（昭和60年法律第63号）第3条の規定に基づき、積丹地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び定住の促進並びに国土の均衡ある発展に資することを目的として、広域的かつ総合的な振興に関し必要な事項について定めるものである。

## 2 計画の期間

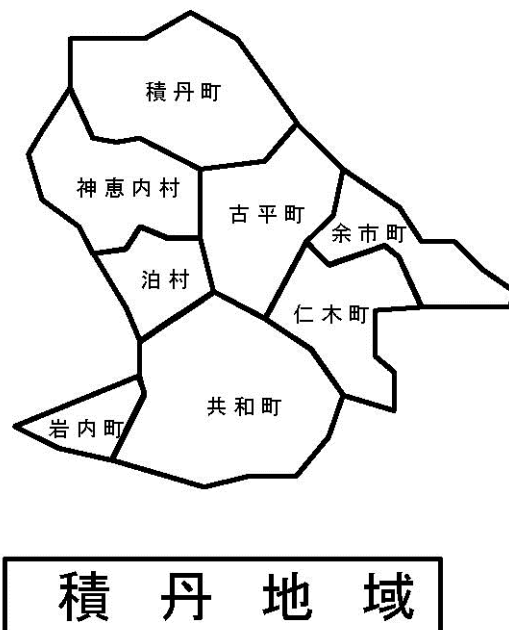
平成27年度からおおむね10年間

## 3 推進管理体制

この計画に定める半島振興対策については、総合政策部人口減少問題対策室地域政策課を中心に、半島振興対策に関する関係機関（庁内各部、関係総合振興局、関係町村等）との協議・調整を行うほか、各種事業の実績把握など、適切な推進管理に努める。

## 4 半島振興対策実施地域の分布状況

半島振興法第2条の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された区域内の団体数は、平成27年4月1日現在、6町2村で構成されており、昭和63年の指定当初と同様の構成となっている。



# 積丹地域半島振興計画

## 1 基本的方針

### (1) 概況

積丹地域は、北海道の西部に位置し、北西の日本海に向かって約50km突き出した半島であり、その大部分を山地が占め、半島先端部の余別岳、積丹岳を始めとする1,000m級の山が連なるほか、急傾斜地が海岸近くまで迫っており、海岸延長が165kmに及ぶその美しい景観は、ニセコ積丹小樽海岸国定公園に指定されている。

また、これらの海岸線に集落が形成され、半島基部では低地、台地が広がっているなど一大果樹生産地となっており、気候は、対馬海流の影響により、周辺地域に比較して冬期は暖かく、積雪量も低地では少ない。

本地域は、江戸時代からのニシン漁により、北海道の中では早くから開け、明治期には商業活動で発展し、茅沼炭鉱が開発されたほか、岩内町に北海道初の水力発電所が建設されるなど、北海道開拓の拠点として栄えた歴史がある。

【市町村数、人口、面積等の概況】

区分	市町村数 (団体)	人口 (H22国調) (千人)	面積 (H22国土地理院調) (km <sup>2</sup> )	人口密度 人口／面積 (人)
積丹地域	8	55	1,341	41.0
全道	179	5,506	83,457	70.2
全国	1,718	128,057	377,950	343.4

注1) 市町村数は、平成27年4月1日現在の団体数を示す。

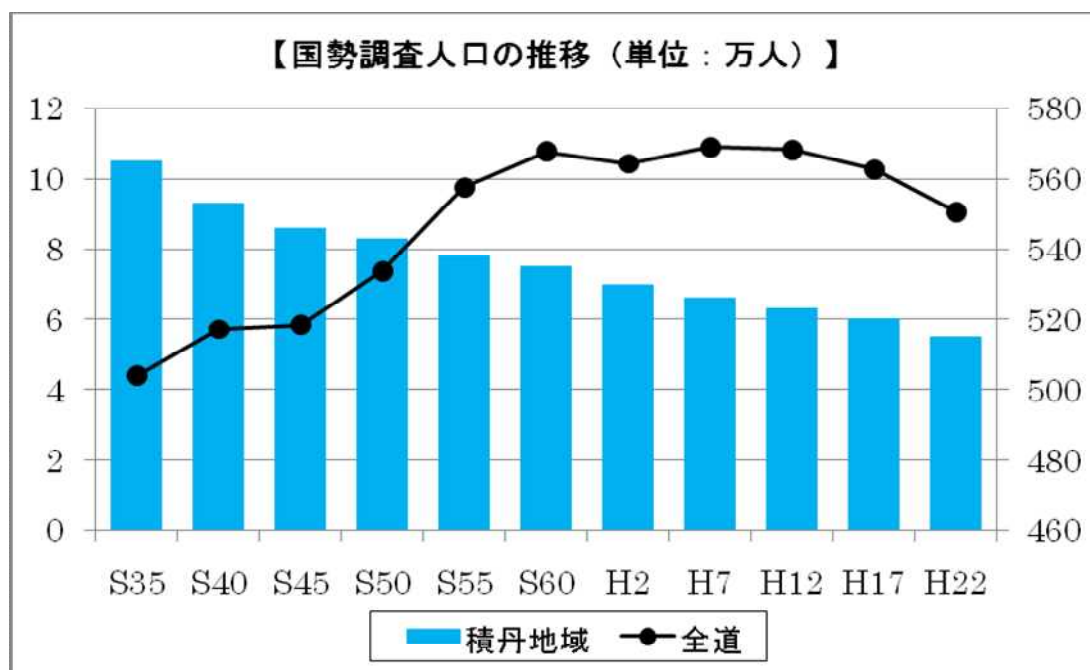
注2) 人口密度は、国勢調査の対象から除外された地域の面積を除いて算出。

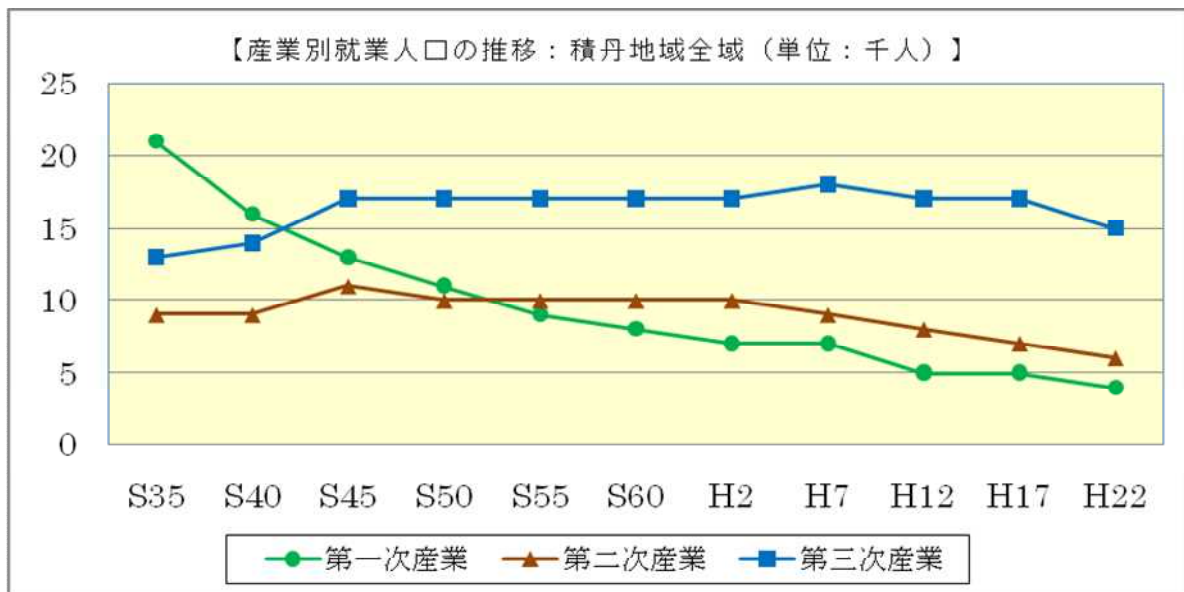
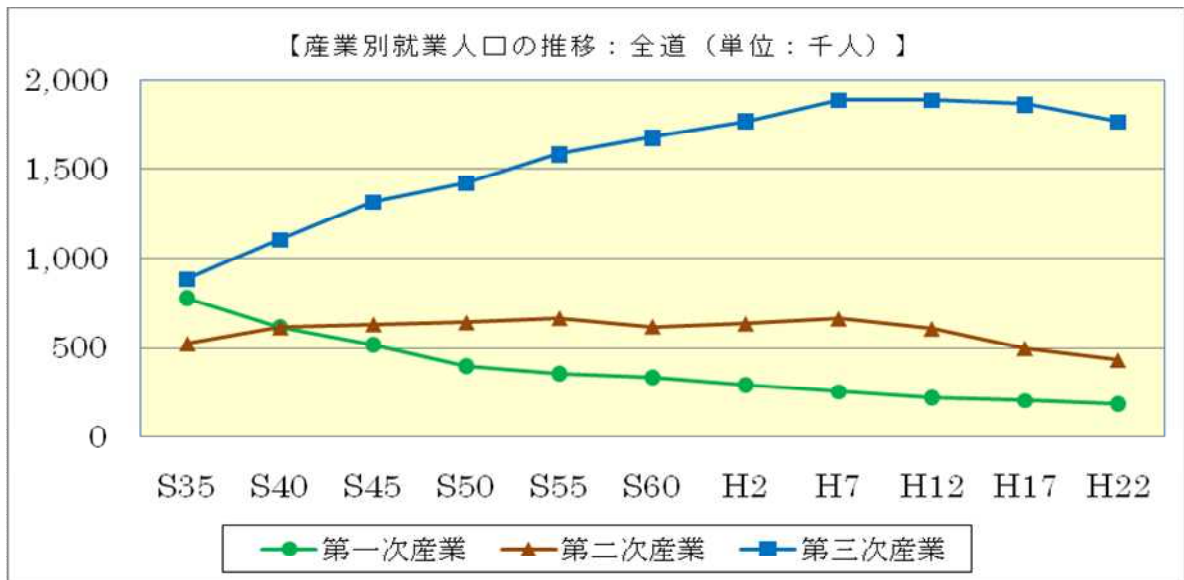
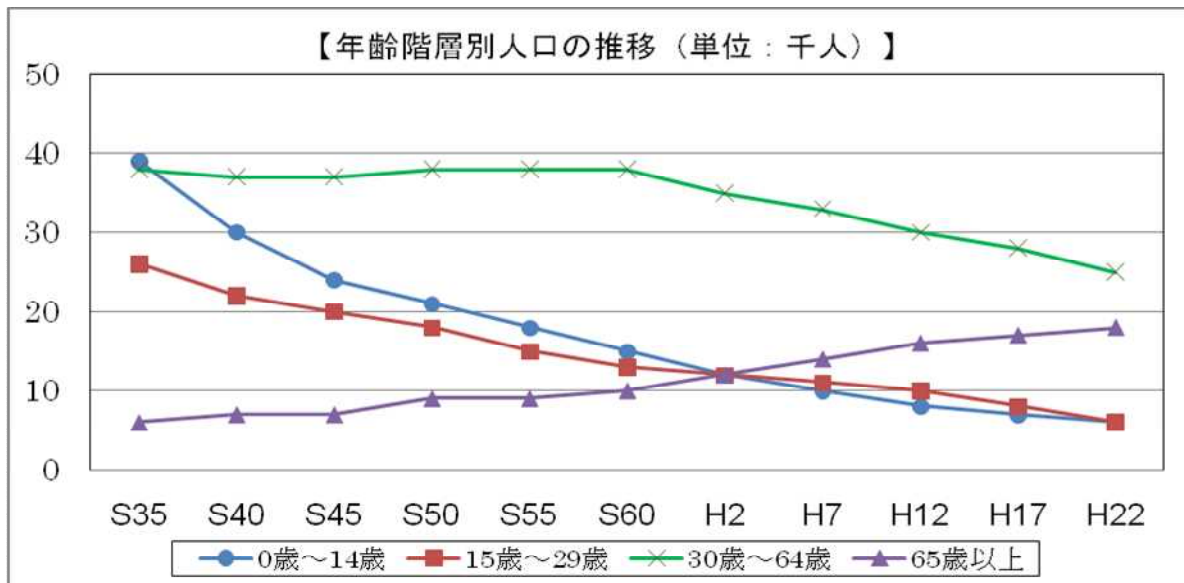


## (2) 現状及び課題

本地域は、農業や水産業の第一次産業を基幹とする産業構造であるが、これら産業の経営規模は比較的小さく、担い手不足や高齢化の進行に加え、安価な輸入産物の増加等に伴う価格の低迷など、本地域の産業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、また、他の産業についても地域内での雇用の場は少なく、若年層を中心とした地域外への人口流出など、多くの課題を抱えており、地域社会の活力の低下が懸念される状況にある。

- 昭和35年以降の国勢調査人口の推移をみると、全道人口では平成7年をピークに減少しているが、本地域ではそれを上回る減少率となっている。
- 年齢階層別人口の推移をみると、29歳以下の人口が著しく減少傾向にあるのに対し、65歳以上の人口は増加傾向を示しており、急速な高齢化の進行などによる年齢構成の偏りがみられる。
- 産業別就業人口の推移をみると、第一次産業就業人口の減少が顕著であり、また、基幹産業の低迷などに伴い、昭和35年から平成22年までの間における就業者総数が55%程度にまで減少している。





### (3) 振興の基本的方向及び重点とする施策

#### ア 基本的方向

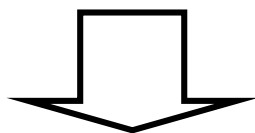
本地域は、余別岳や積丹岳などの1,000m級の山々や変化に富んだ長大な海岸線など、美しい景観に恵まれているほか、北海道開拓の拠点として早くから栄えた歴史がある。

また、スイカ、さくらんぼ、りんご、ぶどうなどの野菜や果樹、エビ、ヒラメ、アワビなどの水産物等、豊富な農水産資源に恵まれている。

これら本地域のもつ歴史や文化など、さまざまな特色を生かし、だれもが安心して暮らせる、個性豊かな魅力あふれる地域社会の形成をめざすとともに、住みよい地域環境を整備し、計画期間内において人口減少の進行を緩和することができるよう、本地域への定住の促進に向けた振興を図る。

#### 【 目 標 】

彩り豊かで活力に満ちた、魅力あふれる積丹半島の振興



#### 【 方 向 】

- 安心でゆとりと潤いのある地域づくり
- 特色ある地域文化の創造、地域を支える人づくり
- 活力ある農林水産業の振興
- 地域資源などを活用した特色ある地域産業の展開・創出
- 地域の特色を生かした観光・レクリエーションゾーンの形成
- 地域内外を結ぶ交通・情報ネットワークの形成
- 交流人口拡大に向けた取組の推進

## イ 重点施策

本地域における現状及び課題を総合的に踏まえつつ、本計画の基本的方向の実現に向け、本計画期間内において、次に掲げる施策を重点的に推進する。

### 重点施策

#### 【 交通 】

- 北海道新幹線全線の早期完成・開業の実現
- 高規格幹線道路網の整備促進
- 災害時を想定した体系的な広域交通ネットワークの形成

#### 【 産業 】

- 収益性の高い地域農業の確立
- 農業・水産基盤の整備と地域資源の保全
- 多彩な観光資源を活用した観光交流空間づくりの推進

#### 【 地域間交流 】

- グリーン・ツーリズムの推進などによる都市と農山漁村の交流促進
- 高速道路開通による交流人口拡大に向けた取組の推進

## 2 振興計画

### (1) 交通通信の確保

#### ア 交通通信の確保の方針

本地域における道路や交通機関などの交通基盤は、産業振興や観光振興、物流機能の強化、地域間交流の促進、地域住民の足の確保といったさまざまな面で、以前にも増して重要な役割を担っており、また、本地域において、地域・産業・行政のあらゆる分野でIT化を進めていくことは、医療の地域格差など様々な地理的制約の克服、地域の魅力の再発見・発信、地域経済の活性化や研究開発の高度化、行政運営の簡素化・効率化、透明性の向上など、さまざまな課題を解消し、地域の発展を図る上での大きな意義や可能性を有している。

これらの状況を踏まえ、ゆとりと潤いのある暮らしが実感できる多様なライフスタイルの実現に向け、地域の特色ある発展をめざし、生活交通基盤の充実や高速交通ネットワークとのアクセスを強化するなど、総合的な交通ネットワークの形成や高度情報化などを進める。

#### イ 交通施設の整備

本地域は、札幌市等の大都市圏に近いなど、地理的な優位性を有しており、地域の持つ可能性や特性を最大限に発揮し、長期的な振興を図っていくためには、交通基盤の整備が極めて重要である。

このため、既存の交通網の整備のほか、北海道新幹線全線の早期完成・開業や高規格幹線道路の整備促進等、新たな交通ネットワークを形成するなど、地域産業の活性化と住民生活の利便性の向上を図る。

#### 主 な 施 策

##### 【 道 路 】

- 半島振興のために特に重要と認められる道路（北海道横断自動車道、一般国道5号倶知安余市道路、一般国道5号、229号、276号）等の整備促進
- 経済・社会活動の広域化に対応した幹線道路や基幹的な生活道路の整備
- 災害時を想定した体系的な広域交通ネットワークの形成

##### 【 港 湾 】

- 国内物流ターミナルの機能強化など物流ネットワークの強化
- 災害に備えた拠点施設の機能強化の促進など安全・安心を支える物流機能の強化

##### 【 バ ス 】

- 地域住民にとって必要不可欠な生活交通の維持・確保

### 【 鉄 道 】

- 事業者を中心とした利用促進策の推進
- 多様化する利用者ニーズに応じた鉄道交通の確保
- 北海道新幹線全線の早期完成・開業に向けた取組の推進

### 【 冬期交通 】

- 冬期交通不能区間の早期解消
- 除排雪の効率化や防雪・凍雪害防止事業等による関連施設の整備
- 国、道、市町村が連携した協力体制の確立や迅速かつ正確な道路情報の共有化

## ウ 地域における公共交通の確保

広い範囲に人口が分散し、高齢化が急速に進行している本地域においては、通勤、通学、通院、買い物などの住民の日常生活を支え、地域の活力を維持する上で、鉄道やバスといった公共交通は重要な役割を担っている。

鉄道については、ＪＲ函館本線が余市町・仁木町・共和町を通っているものの、運行本数は上下線とも少ない状況にある。

また、乗合バスによりＪＲ駅や他の市町村等と結ばれている地域が多数点在し、これら地域では他に代替する公共交通機関がないため、生活上のあらゆる場面での交通手段としてバス交通の必要性は特に高く、自家用車を利用できない高齢者や学生など、地域住民が安心して暮らしていくためには、乗合バスは必要不可欠な移動手段である。

しかしながら、現行の路線バスは、その多くが赤字路線となっているため、国や道の補助制度による路線維持の他、各市町村単独の補助等により生活交通の確保を図ってきているところであり、公共交通を将来にわたり安定的に維持するために、引き続き必要な財政的支援を行うとともに、関係機関による路線の効率的かつ効果的な運行形態のあり方についての協議、検討を継続する必要がある。

また、北海道新幹線の開業効果を本地域に広く波及・拡大させるため、後志管内における二次交通ネットワークの充実に向けた取組を進めていく必要がある。

## 主 な 施 策

### 【 交通全般 】

- 新幹線駅からの利便性の高い二次交通ネットワークの充実

### 【 バス 】

- 地域住民にとって必要不可欠な生活交通の維持・確保

### 【 鉄 道 】

- 事業者を中心とした利用促進策の推進

## エ 情報通信関連施設の整備

面積が広大で広域分散型社会を形成している本地域において、地域・産業・行政のあらゆる分野でIT化を進めていくことは、医療の地域格差など様々な地理的制約の克服、地域の魅力の再発見・発信、地域経済の活性化や研究開発の高度化、行政運営の簡素化・効率化、透明性の向上など、本地域固有の課題を解消し、地域の発展を図る上での大きな意義や可能性を有している。

しかしながら、本地域における多くの自治体においては、地デジ化にあわせ整備した共聴施設の更新問題、財源不足や情報化に関する人材・ノウハウの不足といった課題を抱えており、また、山間・海岸部では携帯電話、テレビの受信状態が非常に悪い地域があるなど、特に本地域の西端部に立地する原子力発電所の緊急時対応において、通報連絡や情報収集における情報通信関連の基盤整備の充実が必要である。

このため、市町村の電子自治体化へのサポート体制を整えるとともに、電子自治体に必要とされる各種システムを将来にわたって効率的・効果的に構築・運営するための共通基盤を道と市町村が共同で整備する「北海道電子自治体プラットフォーム（HARP）構想」の推進を図る。

また、本地域のような条件不利地域においては、高度な情報通信網の整備が民間主導では進みにくいことから、地域内の需要を喚起することなどによって整備を促進するほか、都市部と他地域との情報通信格差の是正を図るため、携帯電話等の移動通信サービス網の整備やラジオの難聴解消対策等を促進する。

### 主 な 施 策

#### 【 ITを活用した地域づくり 】

- 地域の情報発信やコミュニティの形成・拡大
- テレワークなど多様なライフスタイルを支援する環境づくり
- 教育環境や医療・福祉サービスの充実
- 災害や地域の安全情報の提供

#### 【 ITを活用した産業の活性化 】

- IT産業の育成・支援、IT関連産業の立地促進
- 中小企業等のIT化の促進、ITによる地域産業の活性化

#### 【 市町村の電子自治体化の促進 】

- 電子自治体化サポート体制の整備
- 北海道電子自治体プラットフォーム（HARP）構想の推進

#### 【 超高速ブロードバンド基盤の整備促進 】

- 市町村内の幹線網の整備促進
- 加入者系アクセス網の整備促進

【 情報通信格差の是正 】

- 携帯電話不感地帯の解消
- 民放ラジオ難視聴解消対策の促進

(2) 産業の振興及び観光の開発

ア 産業の振興及び観光の開発の方針

長引く景気低迷や金融情勢の悪化などを背景として、企業・産業活動の停滞や雇用状況の悪化など、本地域を取り巻く環境は厳しさを増している。

一方で、温暖な気候や変化に富んだ長大な海岸線、優れた景観の山や豊富な温泉などの自然環境に恵まれているほか、野菜や果樹、豊富な水産物等、さまざまな農林水産資源に恵まれている。

これらの状況を踏まえ、基幹産業である農林水産業のほか、美しい海岸線や豊富な温泉群を生かしたシーサイドゾーンの形成や観光関連産業など、本地域の特性を生かした多様な産業の展開を図る。

イ 農林水産業の振興

本地域における農林水産業は、経営規模が比較的小さく、担い手不足や高齢化の進行に加え、安価な輸入産物の増加等に伴う価格の低迷など、厳しい状況におかれており、また、エゾシカの生息数が増加傾向にあるほか、日本海海域に来遊するトドによる食害や漁具被害が多発している状況にあるなど、これによる農林水産業被害の発生が懸念される状況にある。

このため、ほ場や基幹的な農道・林道などの生産基盤の強化等に加え、食の安全・安心の確保や技術力の向上、担い手の育成・確保等を積極的に進めるほか、地域ブランドの確立による付加価値の向上を図るなど、地域特性を生かした収益性の高い農林水産業の確立を進めるとともに、エゾシカをはじめとする野生鳥獣の個体数管理など農林水産業被害防止対策を進める。

主 な 施 策

【 農 業 】

- 札幌市等の大都市圏に近い地理的優位性を生かした都市近郊型農業の展開
- 主要農産物（果樹・野菜等）の高付加価値化
- 体験農園やファームインなど都市と農村との交流促進
- 農業生産基盤の計画的な整備促進と農地・農業用水等の地域資源の保全・活用



### 【 林 業 】

- 林業生産コストや木材製品の生産流通コストの低減
- 林産物の需要拡大や木材の安定供給体制づくりの促進
- 育成複層林施業や天然生林施業による森林整備の推進
- 治山事業による森林の公益的機能の維持向上

### 【 水産業 】

- サクラマス、ヒラメ、ウニ等の種苗放流など、地域に適した栽培漁業の展開
- 栽培漁業や流通加工の拠点となる漁港関連施設等の整備
- トド等の海獣による漁業被害対策の推進
- ブランドづくりや積極的な販路拡大の促進

### 【 エゾシカ対策 】

- 規制緩和によるエゾシカの捕獲の促進
- 広域捕獲・一斉捕獲など効率的捕獲手法の普及

## ウ 商工業の振興

本地域では、地場資源である農水産物を利用した地方資源型工業を中心としており、工業出荷額が停滞傾向にあるなど、厳しい経営状況となっており、また、購買力の地域外流出等、商業をとりまく環境の変化により、空き地や空き店舗の発生など、中心市街地の空洞化も進んでいる。

このため、技術力の向上や新製品の開発、販路の拡大などを進めるほか、中心市街地商店街の活性化に向けた地域の主体的な取組を支援する。

### 主 な 施 策

#### 【 商 業 】

- 地域商業の実態に応じた自主的な取組の促進

#### 【 工 業 】

- 製品の高付加価値化及び品質の向上
- 生産コスト及び流通コストの低減

#### 【 研究・開発 】

- 地場資源の加工技術の向上及び新製品の研究・開発

## エ 観光の開発

本地域への旅行形態は夏期日帰り観光が中心で宿泊客の割合が少ない傾向にあり、また、近年、小樽地区やニセコ地区など外国人観光客が増加している状況を踏まえ、これらの観光客を本地域へ誘導するなどの取組が、これまで以上に求められる状況にある。

このため、美しい自然景観や日本海の新鮮な海の幸など、本地域の魅力を

生かし、周辺市町村と連携しながら国際化・情報化などの社会環境の変化等に的確に対応するとともに、さまざまなニーズに沿った、居心地よく、個性あふれる、誰もが旅行しやすい観光交流空間づくりを進める。

### 主 な 施 策

#### 【 観 光 】

- 地域との出会い・交流を演出する観光拠点・観光ルートづくりの推進
- 地域産業・文化・環境の活用による新たな観光資源の開発
- 各世代に対応した心と体のリフレッシュメニューの創造
- 地域資源を生かした多様なアクティビティの充実
- 地域景観の向上による快適な観光地づくりの推進
- 個性ある旅行をサポートするきめ細かい観光情報の提供

### (3) 就業の促進

#### ア 就業の促進の方針

地域における雇用対策や就業支援を進めるためには、地域の資源や潜在力を有効活用するなど、地域が主体となった取組が活発となることが重要であり、季節労働者の通年化の促進にも配慮しながら、国の産業・雇用政策を活用するとともに、地域の関係者と密接な連携を図りながら、地域の取組を総合的に支援していく。

#### イ 就業促進対策

関係機関と連携を図りながら、労働者の知識・技能の習得機会の提供や、カウンセリングやセミナー等の就職支援の実施、企業説明会をはじめとする多様なマッチングの機会の提供を行う。

また、U・Iターンによる道外からの人材誘致を図るほか、働きやすい職場環境づくりを促進するなど mismatches の解消に取り組んでいく。

### 主 な 施 策

#### 【 就業の促進 】

- 社会を支える多様な働き手の就業支援
- 働きやすい環境の整備

#### (4) 水資源の開発及び利用

質量とも安定した水の供給を確保するため、今後の水需要の動向や自然環境の保全に配慮しながら、広域的かつ長期的な水資源開発や水の有効利用を計画的に進める必要がある。

このため、水源地域における森林整備などを進める。

#### 主 な 施 策

##### 【 水源地域の保全 】

- 水源涵養機能など森林の公益的機能を発揮させる地域の特性に応じた計画的な森林づくりの推進

#### (5) 生活環境の整備

暮らしの場である住まいやまちづくりに対する住民のニーズは、生活水準の向上や安全への関心の高まりなどにより、多様化・高度化しており、また定住の促進を図る上でも、本地域の積雪寒冷な気候・風土に適した豊かさを実感できる生活環境を整備する必要がある。

また、集落は、地域社会の基礎的単位であり、地域住民の日常生活や生産活動を営む上で重要な役割を果たしているが、比較的規模の大きい基幹的な集落がある一方、小規模集落が数多く散在しており、これらの小規模集落の中では、人口減少や高齢化の進行に伴い、地域産業の担い手不足や地域におけるコミュニティ機能の低下など深刻な問題を抱えている。

このため、だれもが住みよい地域社会の形成に向け、地域の特性や実情に応じた生活環境の整備を促進するとともに、地域コミュニティの維持・活性化をはじめ、高齢者の見守りの仕組みづくり、空き家の利活用、地域を支える人材の確保・育成、集落間の連携など課題解決に向けた地域の主体的な取組による集落対策を進める。

また、地域の自主的防犯活動を促進するなど、防犯体制の充実を図る。

#### 主 な 施 策

##### 【 下水道、廃棄物処理施設等 】

- 下水道、農業・漁業集落排水処理施設、浄化槽などの汚水処理施設の早期概成及び効率的・効果的な改築・更新
- 地域の実情に応じた循環型社会形成の推進を図るための廃棄物処理施設の整備

##### 【 公園等 】

- 地域住民のだれもが安全で安心して利用できる公園等の整備

【 住宅等 】

- 子どもからお年寄りまで安心して暮らせる住宅環境の整備
- 住民ニーズや地域課題に的確に対応した北国の住みよい住宅環境の整備

【 集落の整備 】

- 集落対策の必要性など意識の醸成
- 買い物支援や高齢者支援など地域に必要な施策の実践と効果の検証
- 都市部からの人材の確保を含めた、地域を支える人づくり

【 地域安全対策 】

- 地域社会における自主的防犯活動の促進や安全情報の提供など住民等の安全に対する意識高揚、地域の防犯体制の充実

(6) 医療の確保等

医療提供体制は、年々充実が図られ、全体的には整備が進められてきているが、過疎地域と都市部の間で、医療機関や医療従事者の分布に偏りがみられるなど、依然として地域の医療には大きな格差が生じている。

また、どこで暮らしていても地域の医療機関相互の機能分担と連携の下、適切な医療サービスが受けられるよう、プライマリ・ケアを重視した、よりきめ細かな医療提供体制を確立することが求められている。

このため、地域の中核的な医療機関である地方・地域センター病院等の機能の充実・強化や自治体病院等の広域連携など医療機関相互の連携と機能分担を進め、医師等の確保や定着に関する対策、患者搬送体制の充実・強化を図るなど、住民・患者の視点に立って、良質かつ適切な医療を効率的、継続的に提供する体制を確立する。

主 な 施 策

【 無医地区対策 】

- へき地医療拠点病院による巡回診療の促進
- 患者輸送車・巡回診療車の整備促進

【 特定診療科目に係る医療確保対策 】

- 医育大学の地域医療支援センターからの医師派遣の促進
- 地域医療振興財団におけるドクターバンク事業の推進
- 医師不足地域に対する緊急臨時的な医師派遣の促進
- 道内医育大学の地域枠入学者を対象とする奨学金制度の実施

【 体系的な医療提供体制の整備 】

- 医療機関の機能分担と相互の連携による医療連携体制の構築
- 医療連携体制を構成する医療機関の情報提供

## (7) 高齢者の福祉その他福祉の増進

### ア 高齢者の福祉その他福祉の増進の方針

高齢化、少子化及び核家族化の進行や共働き世帯の増加などにより、高齢者や障がいのある人、子どもを取り巻く環境が変化する中、地域におけるコミュニティ機能や家庭内での子育てサポート力の低下などを背景として、地域で安心して住み続けたいと思える生活環境の確保や多様な人材の活躍の推進、子どもを生み育てたいという希望をかなえる取組などが求められている。

このような状況を踏まえ、地域の実情に応じた高齢者などを支える仕組みづくりや障がいのある人が働きやすい雇用・就業の確保、住み慣れた地域で安心して子どもを生み育てることができる環境づくりなどが必要である。

だれもが住み慣れた地域の中で、ともに参加し支えながら、可能な限り自立して暮らし続けることができる地域社会の形成に向け、高齢者や障がいのある人が地域で自立した生活ができるよう、関係分野が連携し、ニーズに即した、きめ細やかなサービスが総合的・広域的に提供される体制づくりや多様な社会参加を促進する機会の拡大を図るとともに、次世代を担う子どもが健やかに育ち、だれもが安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを進める。

### イ 高齢者の福祉の増進を図るための対策

「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」に基づき、高齢化のピークとなる平成37年（2025年）を見据え、中長期的な視点に立って、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、地域におけるサービス提供基盤の整備や人材の確保をはじめ、地域の医療・介護資源を有効に活用し、在宅医療・介護の連携や認知症施策の推進などに取り組み、地域全体で高齢者の方々一人ひとりを支える仕組みづくりを推進する。

#### 主 な 施 策

##### 【 高齢者の福祉 】

- 質の高いサービス提供体制の確保
- 地域特性に応じた地域包括ケアシステムの構築
- 高齢者の社会参加の促進
- 介護保険の安定的な運営

### ウ 児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策

児童福祉については、子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域の実情に応じた多様な保育ニーズに対応した保育所や家庭的保育などの保育の受け皿の拡充や様々な働き方に対応した認定こども園の設置促進、保育の量の拡

大に伴う、保育士などの人材の育成・確保を図るとともに、地域子育て支援拠点などの子育て支援体制の整備促進を図る。

また、放課後児童の安全・安心な居場所の確保や健全な育成を図るため、拠点となる児童館の整備とともに、国の放課後子ども総合プランに基づき、学校の余裕教室を活用した放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的または連携した取組を推進する。

さらに、将来、親となる若年者に対する子育て等の理解を促進するなど、社会全体で、安心して子どもを生み育てることができ、かつ、子どもが健やかに成長できる環境づくりを進める。

障がい福祉については、「北海道障がい福祉計画」に基づき、障がいのある人々が障がい特性に応じた多様な働き方ができるよう、社会全体で応援する体制づくりを推進するとともに、関係機関が連携して、就労の場の確保や雇用機会の拡大を図る。

また、社会活動に必要な支援を行うことにより、障がいのある人の社会参加を促進する。

#### 主 な 施 策

##### 【 児童その他の福祉 】

- 地域の多様な保育ニーズに応じた保育所の整備促進
- 地域の実情に応じた放課後児童クラブ等の整備促進
- 大学生等を対象とした次代の親づくりのための教育の実施及び子育て支援のための教育や意識啓発等の促進
- 障がいのある人の就労に関する理解の促進
- 障がい特性を踏まえた職域の開拓
- 障がいのある人の意思疎通支援
- 点字図書館などによる情報提供

##### (8) 教育及び文化の振興

近年は、日々の暮らしの中にゆとりやうるおいといった「心の豊かさ」が一層求められており、優れた自然環境、独自の歴史、多彩な生活様式などに根ざした個性的な地域文化を創造し発展させていく必要がある。

また、教育面では、少子化による児童生徒数の減少に伴う学校の小規模化への対応や、将来、子どもたちが地域に戻り、地域を支える人材を育成する観点などから取組を進める必要がある。

このため、地域住民の自主的な文化活動への参加や芸術鑑賞など広く文化に接する機会を拡充するなど、すべての人が文化を享受することのできる生活文化圏を築いていくとともに、住民一人ひとりが生涯にわたって学び、ふるさと

北海道を愛し地域の発展に主体的に貢献できる人材の育成を推進するため、小学校から中学校、高等学校まで一貫したキャリア教育に取り組むとともに、ICTを活用した教育の質の向上、コミュニティ・スクールの導入促進など、その基盤となる学校教育や社会教育などの環境整備を促進する。

#### 主 な 施 策

##### 【 教育・文化施設 】

- 老朽化した校舎、屋内運動場などの計画的な整備の促進
- 学校図書館、理科教育設備、幼稚園などの教育施設等の整備促進
- 生涯学習の拠点となる公民館や図書館などの機能の充実
- デジタル機器、情報通信ネットワークの整備促進
- 地域スポーツセンターや水泳プールなどの整備促進

##### 【 地域文化 】

- 地域住民の文化活動の促進
- 芸術鑑賞など広く文化に接する機会の拡充
- 文化活動を担う人材の育成
- 歴史的文化遺産の保存・活用
- 文化性に配慮したまちづくりの推進

#### (9) 地域間交流の促進

北国特有の暮らしが展開される本地域は、さまざまな個性をもつ地域社会により形成され、また、大都市圏からの遠隔性や人口の広域散在性という地域特性を有しており、これらの表情豊かな地域の特性を生かした、「もの」の豊かさから「心」の豊かさ、生活のうるおいなど価値観の変化に対応したさまざまなライフスタイルの実現の場としての役割を担っている。

このため、自然とふれあう都市と農山漁村との交流やスポーツ、イベントなどを通じた交流、芸術や文化などにふれあう機会を通じての交流など、それぞれの地域の個性に応じた交流を拡大する。

また、小樽港に寄港する大型クルーズ船利用の観光客を呼び込むための取組や高速道路開通による交流人口拡大に向けた取組を進める。

#### 主 な 施 策

##### 【 地域間交流 】

- グリーン・ツーリズムの推進などによる都市と農山漁村との交流の促進
- 地域の特色を生かしたスポーツやイベント、参加・体験型や滞在・拠点型観光などを通じた交流の促進

- 芸術、音楽、舞踊、演劇などの文化交流や文化団体、文化施設などのネットワークづくりの促進
- 農林水産業や農山漁村についての総合的なPR活動の展開
- 高速道路開通による交流人口拡大に向けた取組の推進

(10) 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化

本地域は、急峻な山地が海岸線に迫り、荒廃した未整備河川が多いなど、地形的、地質的に土砂災害等の災害が発生しやすい地域である。

このため、治山事業や砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等による施設整備を進めるほか、耐震性を考慮した整備を行うなど、安全で安心な地域づくりに努めるとともに、住民を災害や火災等から守り、生活の安全を確保するため、防災や消防・救急体制の整備を進める。

主 な 施 策

【 国土保全 】

- 土砂災害の危険のある箇所に対する砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設等の整備
- 土砂流出防備、土砂崩壊防備等のための保安林の整備
- 洪水被害等を受けた未整備河川の改修等
- 浸水等の危険のある箇所に対する海岸保全施設の整備

【 防 災 】

- 地域防災体制の強化に向け、自主防災組織の結成促進や、防災意識向上のための幅広い世代に対する防災教育の推進
- 災害時における要配慮者支援対策の促進など避難対策の充実や、市町村や関係機関と連携した災害情報の収集
- 各種システムを活用した住民等に対する迅速かつ的確な災害情報の提供

【 消防・救急 】

- 地域の実情に応じた消防力の整備促進
- 救急業務の高度化のための、メディカルコントロール体制の充実・強化の推進
- 地域防災力の充実強化のための、消防団員の確保や装備の充実の推進



#### (11) 環境の保全

豊かな自然環境に恵まれている本地域においては、自然公園などの優れた自然の風景地や保護を必要とする地域について、適正な保全を図るとともに、調和を保った自然の活用に向け、自然公園などの整備を行っているところであり、今後も優れた自然環境の保全や自然公園の適切な利用に向けた取組を進める。

また、環境関連法令等に基づき、公害の防止に関する施策等を進め、快適な環境づくりに努める。

#### 主 な 施 策

##### 【 環境保全 】

- 自然公園法等に基づく許認可の厳正な適用による自然公園等の保全と利用
- 北海道インフラ長寿命化計画を策定し、施設の適正な維持管理の推進
- 大気汚染防止法や水質汚濁防止法等に基づく、立入検査の実施による環境の保全

# 資 料

【資料1：国勢調査人口の推移】

【単位：千人、％】

区分	国勢調査人口											45年間（又は35年間）における人口の増減（再掲）			
	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	S35 ～H17	S45 ～H17	S40 ～H22	S50 ～H22
積丹地域	105	93	86	83	78	75	70	66	63	60	55	—	—	—	—
（増減）	—	△ 11.4	△ 7.5	△ 3.5	△ 6.0	△ 3.8	△ 6.7	△ 5.7	△ 4.5	△ 4.8	△ 8.3	△ 42.9	△ 30.2	△ 40.9	△ 33.7
全道	5,039	5,172	5,184	5,338	5,576	5,679	5,644	5,692	5,683	5,628	5,506	—	—	—	—
（増減）	—	2.6	0.2	3.0	4.5	1.8	△ 0.6	0.9	△ 0.2	△ 1.0	△ 2.2	13.0	9.8	6.5	3.1

注1) 上記の数値は、国勢調査による各年度毎の人口推移を示す。

注2) 増減は、各年毎の5年間（再掲は35年間又は25年間）の人口の増減（％）を示す。

【資料2：年齢階層別人口の推移】

【単位：千人、％】

区分	国勢調査人口											45年間（又は35年間）における人口の増減（再掲）			
	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	S35 ～H17	S45 ～H17	S40 ～H22	S50 ～H22
0歳～14歳	39	30	24	21	18	15	12	10	8	7	6	—	—	—	—
（増減）	—	△ 23.1	△ 20.0	△ 12.5	△ 14.3	△ 16.7	△ 20.0	△ 16.7	△ 20.0	△ 12.5	△ 14.3	△ 82.1	△ 70.8	△ 80.0	△ 71.4
15歳～29歳	26	22	20	18	15	13	12	11	10	8	6	—	—	—	—
（増減）	—	△ 15.4	△ 9.1	△ 10.0	△ 16.7	△ 13.3	△ 7.7	△ 8.3	△ 9.1	△ 20.0	△ 25.0	△ 69.2	△ 60.0	△ 72.7	△ 66.7
30歳～64歳	38	37	37	38	38	38	35	33	30	28	25	—	—	—	—
（増減）	—	△ 2.6	0.0	2.7	0.0	0.0	△ 7.9	△ 5.7	△ 9.1	△ 6.7	△ 10.7	△ 26.3	△ 24.3	△ 32.4	△ 34.2
65歳～	6	7	7	9	9	10	12	14	16	17	18	—	—	—	—
（増減）	—	16.7	0.0	28.6	0.0	11.1	20.0	16.7	14.3	6.3	5.9	183.3	142.9	157.1	100.0

注1) 上記の数値は、国勢調査による各年度毎の人口推移を示す。

注2) 増減は、各年毎の5年間（再掲は35年間又は25年間）の人口の増減（％）を示す。

【資料3-1：産業別就業人口の推移】

【単位：千人】

区 分		人 数										
		S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22
積丹 地 域	総 数	44	39	41	39	37	36	35	34	31	29	25
	第一次産業	21	16	13	11	9	8	7	7	5	5	4
	農 業	14	10	9	7	6	6	5	5	4	4	3
	林 業	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水産業	6	5	4	4	3	2	2	2	1	1	1
	第二次産業	9	9	11	10	10	10	10	9	8	7	6
	鉱 業	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	4	5	6	6	6	6	6	5	5	4	3
	製造業	2	3	4	4	4	4	4	4	3	3	3
	第三次産業	13	14	17	17	17	17	17	18	17	17	15
全 道	総 数	2,183	2,326	2,460	2,462	2,598	2,625	2,695	2,806	2,731	2,604	2,509
	第一次産業	779	614	516	397	353	332	291	251	218	201	182
	農 業	610	462	388	288	253	242	214	187	166	155	140
	林 業	59	51	40	32	28	25	17	13	9	7	7
	水産業	110	101	88	77	72	65	60	51	43	39	35
	第二次産業	520	610	628	638	662	616	631	659	603	495	429
	鉱 業	111	77	53	31	28	21	10	7	6	3	2
	建設業	181	253	269	305	347	323	333	366	340	274	223
	製造業	228	280	306	302	287	272	288	286	257	218	204
	第三次産業	884	1,102	1,315	1,423	1,582	1,674	1,764	1,881	1,881	1,857	1,761

注) 国勢調査による各産業別の人口（総数は分類不能を含む。）を示す。

【資料3-2：産業別就業人口の構成比】

【単位：％】

区 分	構 成 比											
	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	
積丹地域	総 数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	第一次産業	48.8	41.0	31.7	28.9	25.0	22.9	20.6	20.6	16.6	17.3	16.0
	農 業	32.6	25.6	22.0	18.4	16.7	17.1	14.7	14.7	13.3	13.8	12.0
	林 業	2.3	2.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	水産業	13.9	12.8	9.7	10.5	8.3	5.7	5.9	5.9	3.3	3.5	4.0
	第二次産業	21.0	23.1	26.8	26.3	27.8	28.6	29.4	26.5	26.7	24.1	24.0
	鉱 業	7.0	2.6	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	9.3	12.8	14.6	15.8	16.7	17.1	17.6	14.7	16.7	13.8	12.0
	製造業	4.7	7.7	9.8	10.5	11.1	11.4	11.8	11.8	10.0	10.3	12.0
	第三次産業	30.2	35.9	41.5	44.8	47.2	48.5	50.0	52.9	56.7	58.6	60.0
全 道	総 数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	第一次産業	35.7	26.4	21.0	16.2	13.6	12.7	10.8	9.0	8.1	7.9	7.7
	農 業	27.9	19.9	15.8	11.7	9.7	9.2	8.0	6.7	6.1	6.1	5.9
	林 業	2.7	2.2	1.6	1.3	1.1	1.0	0.6	0.5	0.3	0.3	0.3
	水産業	5.0	4.3	3.6	3.1	2.8	2.5	2.2	1.8	1.6	1.5	1.5
	第二次産業	23.8	26.2	25.5	26.0	25.5	23.5	23.5	23.6	22.3	19.4	18.1
	鉱 業	5.1	3.3	2.2	1.3	1.1	0.8	0.4	0.3	0.2	0.1	0.1
	建設業	8.3	10.9	10.9	12.4	13.4	12.3	12.4	13.1	12.6	10.7	9.4
	製造業	10.4	12.0	12.4	12.3	11.0	10.4	10.7	10.2	9.5	8.5	8.6
	第三次産業	40.5	47.4	53.5	57.9	60.9	63.8	65.7	67.4	69.6	72.7	74.2

注) 構成比は分母から「分類不能」を除いて計算している。

【資料3-3：産業別就業人口指数】

【単位：％】

区 分	指 数											
	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	
積丹地域	総 数	100.0	88.6	93.2	88.6	84.1	81.8	79.5	77.3	70.5	65.9	56.8
	第一次産業	100.0	76.2	61.9	52.4	42.9	38.1	33.3	33.3	23.8	23.8	19.0
	農 業	100.0	71.4	64.3	50.0	42.9	42.9	35.7	35.7	28.6	28.6	21.4
	林 業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	水産業	100.0	83.3	66.7	66.7	50.0	33.3	33.3	33.3	16.7	16.7	16.7
	第二次産業	100.0	100.0	122.2	111.1	111.1	111.1	111.1	100.0	88.9	77.8	66.7
	鉱 業	100.0	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設業	100.0	125.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	125.0	125.0	100.0	75.0
	製造業	100.0	150.0	200.0	200.0	200.0	200.0	200.0	200.0	150.0	150.0	150.0
	第三次産業	100.0	107.7	130.8	130.8	130.8	130.8	130.8	138.5	130.8	130.8	115.4
全 道	総 数	100.0	106.6	112.7	112.8	119.0	120.2	123.5	128.5	125.1	119.3	114.9
	第一次産業	100.0	78.8	66.2	51.0	45.3	42.6	37.4	32.2	28.0	25.8	23.4
	農 業	100.0	75.7	63.6	47.2	41.5	39.7	35.1	30.7	27.2	25.4	23.0
	林 業	100.0	86.4	67.8	54.2	47.5	42.4	28.8	22.0	15.3	11.9	11.9
	水産業	100.0	91.8	80.0	70.0	65.5	59.1	54.5	46.4	39.1	35.5	31.8
	第二次産業	100.0	117.3	120.8	122.7	127.3	118.5	121.3	126.7	116.0	95.2	82.5
	鉱 業	100.0	69.4	47.7	27.9	25.2	18.9	9.0	6.3	5.4	2.7	1.8
	建設業	100.0	139.8	148.6	168.5	191.7	178.5	184.0	202.2	187.8	151.4	123.2
	製造業	100.0	122.8	134.2	132.5	125.9	119.3	126.3	125.4	112.7	95.6	89.5
	第三次産業	100.0	124.7	148.8	161.0	179.0	189.4	199.5	212.8	212.8	210.1	199.2

注) 昭和35年を100とした場合の指数

# 津軽地域半島振興計画

平成27年12月

青 森 県

平成27年12月 全部変更

## 目 次

序 章	頁
1 計画作成の背景及び目的	1
2 計画作成の方針等	
(1) 計画の性格と役割	1
(2) 計画作成の視点	1
(3) 計画期間	2
(4) 他計画との連携と調和	2
(5) 計画の体系	3
第1 基本の方針	
1 概 況	
(1) 津軽半島地域の概況	5
(2) 周辺地域の概況	6
2 現状及び課題	
(1) 地域の現状	7
(2) 地域の課題	12
3 津軽半島地域振興の理念、将来ビジョン	
(1) 津軽半島地域振興の理念	14
(2) 津軽半島地域の将来ビジョン	15
4 振興の基本的方向及び重点とする施策	
(1) 基本的方向	16
(2) 重点施策	17

## 第2 振興計画

1	交通通信の確保	
(1)	交通施設の整備	20
(2)	地域における公共交通の確保	21
(3)	情報通信技術（ICT）の活用	22
2	産業の振興及び観光の開発	
(1)	農林水産業の振興	22
(2)	商工業の振興	24
(3)	観光の開発	25
3	就業の促進	
(1)	産業集積の形成	26
(2)	産業人財の育成の取組	27
4	水資源の開発及び利用	
(1)	水資源確保対策	28
(2)	水資源の利用	28
5	生活環境の整備	
(1)	下水道、廃棄物処理施設等の整備	29
(2)	公園等の整備	29
(3)	住宅関連対策	29
(4)	生活サービスの持続的な提供	30
6	医療の確保	
(1)	医療の確保を図るための対策	30
(2)	その他の対策	30
7	高齢者の福祉その他福祉の増進	
(1)	高齢者の福祉の増進を図るための対策	31
(2)	児童福祉の増進を図るための対策	32
8	教育及び文化の振興	
(1)	地域振興に資する多様な人財の育成	32



(2) 教育・文化施設等の整備 .....	33
(3) 地域文化の振興 .....	33
9 地域間交流の促進	
(1) 地域間交流の促進のための方策 .....	34
10 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化	
(1) 災害防除のための国土保全施設等の整備 .....	34
(2) 防災体制の強化 .....	35

## 序 章

### 1 計画作成の背景及び目的

本地域（五所川原市、つがる市を含む2市5町1村）は、昭和61年、半島振興法の地域指定を受け、以来、交通・産業等の基盤整備を中心とする様々な振興施策を推進してきた。その間には、道路をはじめとする交通基盤の整備や地場産業の集積の面で、一定の成果が現れ、また、本地域の自然資源、歴史・文化資源に対する評価も高まり、人的交流も活発化の方向がみられる。

しかし、急速な国際化、情報化等の進展により、依然、産業・交通・情報通信等の基盤整備面での相対的立ち遅れは解消されるに至らず、また、全国と軌を一にする少子化の傾向等も相まって、人口の減少・高齢化が続いており、更なる振興の必要性の高い地域となっている。

一方、本地域は、本州と北海道を結ぶ地理的要衝にあり、今後、交通・運輸面等における全国的視点に立った役割の増大が予測される地域でもある。また、環境意識の高まり、心の豊かさを求めるライフスタイルの志向など、国民の価値観は変化しつつあるが、そのことにより、豊かな自然空間に恵まれた本地域が国民に自然体験・保養の場を提供する役割も重要となってきた。

以上から、本計画は、本地域における豊かで安全・安心、快適な暮らしづくりと魅力ある半島地域づくり、さらには、新たな全国的視点に立った役割の遂行に資することを目的として策定するものである。

### 2 計画作成の方針等

#### (1) 計画の性格と役割

本計画は、県・市町村・地域住民が一体となって事業を進めるに当たっての指針となる性格を有する。

また、本計画が県土の均衡ある発展に資するという全県的役割に加え、国土の均衡ある発展に資するという全国的視点に立った役割の一翼を担うとともに、官民あげての国民的自然体験・保養空間の提供等の役割を有することから、国に対しては、本計画の施策について社会資本整備重点計画等を通じて、必要な予算措置と事業推進を期待する。

#### (2) 計画作成の視点

計画作成の背景や計画の役割等から、施策を講じるに当たっては以下の広域的視点に立つものである。

### ① 全県の視点

本地域は、面積において県土の約15%、人口では県全体の約11%を占める地域であり、県土の均衡ある発展を図る観点に立った振興が必要な地域となっている。

また、隣接する津軽地域や青森市をはじめとする県内他地域との経済・技術・文化の交流を推進することで相互に補完しあうことが可能な地域であることから、本地域における資源・産業や技術の集積等を活かし、県内他地域との連携と交流の拡大を図る施策を積極的に推進する。

### ② 全国的視点

本地域は、北海道と東北との結節点に位置しており、交通、情報通信等をはじめ多くの振興施策の推進に当たって、全国的視点に立った推進が期待されている地域である。

また、本地域は、優れた自然、特徴ある歴史・文化資源等により、今後、国民的自然体験・保養空間を提供することが期待されていることから、観光・レクリエーション事業をはじめ様々な事業の展開において全国的視点に立った取組を推進する必要がある。

### ③ 世界的視点

本地域は、日本海及び国際海峡である津軽海峡に面しており、本県における環日本海交流の玄関口としての重要性が高まりつつある地域であるとともに、市町村、民間団体による国際交流が活発に行われており、また、世界一の海底トンネルである青函トンネルを有する地域でもある。

したがって、今後、国際化の一層の進展を背景に、ロシア極東地域、韓国、中国をはじめとする日本海対岸諸国との経済、文化・スポーツ等の多面的な交流が進むことが見込まれることから、これら世界的視点に立った地域の活性化を促進する。

## (3) 計画期間

概ね平成27年度から平成36年度までとする。

## (4) 他の計画との連携と調和

青森県基本計画未来を変える挑戦、国の国土形成計画（全国計画、広域地方計画）及び国土利用計画（全国計画、県計画、市町村計画）並びに社会資本整備重点計画等との整合を基本としながら、地方生活圏計画、定住自立圏

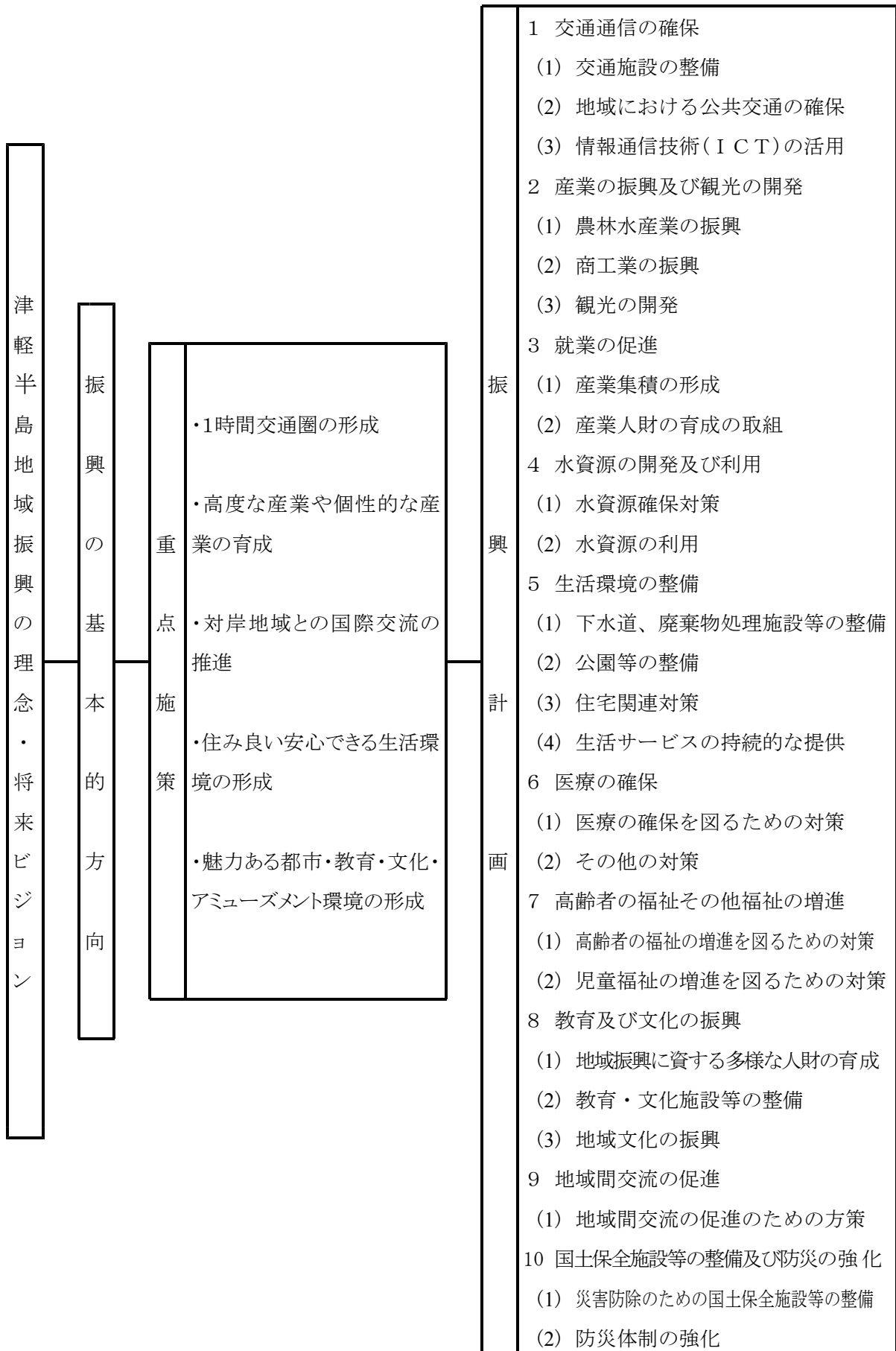
構想、さらには本地域内市町村の長期総合計画等と整合を図るものとする。

(5) 計画の体系

本計画は、まず地域の振興の理念を明らかにし、地域の将来の姿（ビジョン）を描いたうえで、理念にのっとりビジョンの具体化を目指す振興方策を推進するものである。

振興方策は、「基本的方向」のもとに「重点施策」を掲げ、重点施策の具体化施策は「振興計画」に挙げた。

計 画 の 体 系



## 第1 基本的方針

### 1 概況

#### (1) 津軽半島地域の概況

本地域は、わが県の日本海側から北へ突き出した半島で、本州北端に位置する。津軽海峡の狭隘部約20kmを隔てて北海道と、平館海峡を挟んで下北半島と相對している。

面積は県土の約15%にあたる1,399km<sup>2</sup>、人口は151,481人（平成22年国勢調査）で県人口の約11%となっている。これは、全国人口に占める半島地域人口の割合の約3倍以上であり、他県に比べ全県に占める比重の大きい地域ブロックの一つとなっている。

地勢は、津軽山地が中央を北北西～南南東に縦走して地域を大きく陸奥湾側と日本海側に分けており、概ね陸奥湾側は平地が少なく、日本海側は低平な地形となっている。

昭和50年3月31日には北部から西部に至る海岸地域や砂丘地域などが津軽国定公園に指定されており、龍飛崎や権現崎、高野崎などの海岸浸食景観や、十三湖や屏風山地区の砂丘景観など、優れた景観に恵まれている。

地域の57%が森林、27%近くが農用地となっており、特に、津軽山地と屏風山の間広がる津軽平野は、豊かな水田単作地帯として我が国固有数の穀倉地帯を形成している。また、津軽平野の外縁部の丘陵地帯にはりんご園が広がり、我が国最大の産地となっている。

気候は典型的な日本海型気候であり、11月から3月まで北西の季節風が大量の雪をもたらす。特に吹雪や地吹雪（降雪がなく積雪表面の雪粒子だけが強風で吹き飛ばされる現象）が発生するときは、交通に障害をきたすことがある。

本地域には旧石器時代に遡る人間居住の跡が残されている。特につがる市の亀ヶ岡遺跡は、我が国の縄文時代晩期を代表する遺跡として世界的に知られており、出土する土器は亀ヶ岡式土器として東北地方の晩期土器の総称ともなっている。時代が下り、平安時代末期には、平泉（岩手県）藤原氏の第三代秀衡の弟秀栄が十三湊（とさみなと、現在の五所川原市）に館を構えたとの伝承があり、奥州藤原氏の支配が本地域に及んでいたものと思われる。鎌倉時代には、津軽の豪族安藤氏が幕府から蝦夷管領職に任命され、室町時代まで津軽、渡島支配の拠点として十三湊に置いた。安藤氏の海上活動は渡島（北海道）、越前敦賀、若狭から九州方面まで及び、十三湊は日本海側有数の湊として三津七湊のひとつに数えられる繁栄を誇った。下って江戸時代には、

津軽藩が、本地域を対象に大規模な新田開発を進め、岩木川下流の大湿地帯は現在の水田平野となった。

りんごの生産は明治時代から始まり、県は本地域の主力作物として水稲とともにその改良、増産に取り組んできた。昭和に入り、県農事試験場による耐冷水稲品種藤坂5号の開発と青森県苹果試験場（現地方独立行政法人青森県産業技術センターりんご研究所）による官民一体となった病虫害防除、耐冷品種の改良によって、米とりんごが本地域の基幹作物として成長してきた。

戦後、本地域は県を中心として行政主導による復興、開発政策を積極的に推進してきたが、工業化の取組には大きな進展はみられず、新規学卒者の首都圏への大量流出や出稼ぎの多発を招いた。

その後、昭和50年代後半の農村地域工業等導入促進法による漆川工業団地の造成と昭和60年に青森地域テクノポリス開発計画が推進され、I C（半導体）生産の先端技術企業及び関連企業等が立地し、製造品出荷額並びに雇用の増加等に大きな効果が見られたところであるが、近年は、新たな企業の進出が停滞しており、工業集積は十分とは言えない状況にある。

## (2) 周辺地域の概況

本地域は青森市に隣接している。青森市（人口約30万人）は、県内第一の人口を擁する県庁所在市で、本県の行政・商業・文化等の中心であり、本地域との結びつきは強い。

特に、陸奥湾・津軽海峡岸3町村（今別町、蓬田村、外ヶ浜町）は、JR海峡線・津軽線や国道280号によって青森市と緊密に結びついており、いずれも青森市の第1次商圏（吸収率50%以上）に属している。また、青森市の青森空港は本地域の空の玄関となっている。

本地域の南部に隣接して弘前市（人口約18万人）がある。本地域とはJR五能線、国道339号をはじめとする道路によって結びついている。本地域の日本海側市町村の大半は、弘前市を中心とする地域とひと続きの平野を構成しており、歴史的・文化的一体性は強いものの、板柳町が弘前市の第2次商圏（吸収率30～49.9%）に含まれる程度で、特に本地域日本海側北部とは生活圏域としての結びつきは必ずしも強くない。

ただし、弘前市には国立大学法人弘前大学があり、付属病院もあることから、高等教育、高度医療面での本地域との結びつきは強い。

本地域の日本海岸に沿って南に下ると西海岸2町（鱒ヶ沢町、深浦町）がある。鱒ヶ沢町は本地域の海の玄関ともいう位置にあり、本地域や隣接する弘前市を中心とする圏域から生ずる物流需要に対処するための流通港湾とし

て、七里長浜港の整備が進められている。古くから本地域の米作地帯との相互補完関係がみられた地域であり、本地域との結びつきは深い。

## 2 現状及び課題

### (1) 地域の現状

#### ① 津軽半島地域の構成市町村

本地域は、五所川原市、つがる市、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、板柳町、鶴田町、中泊町の2市5町1村から構成されている。

市 町 村 名	面積 (km <sup>2</sup> )	平成17年国勢調査 人口(人)	平成22年国勢調査 人口(人)
五 所 川 原 市	404.18	62,181	58,421
つ が る 市	253.55	40,091	37,243
今 別 町	125.27	3,816	3,217
蓬 田 村	80.65	3,405	3,271
外 ヶ 浜 町	230.29	8,215	7,089
板 柳 町	41.88	16,222	15,227
鶴 田 町	46.43	15,218	14,270
中 泊 町	216.32	14,184	12,743
計 2 市 5 町 1 村	1,398.57	163,332	151,481
青 森 県	9,645.40	1,436,657	1,373,339

※ 市町村名は、平成27年4月1日現在の市町村名。

[津軽半島地域内における市町村合併の状況]

つがる市：平成17年2月11日に木造町、森田村、柏村、稲垣村、車力村が合併してつがる市となった。

五所川原市：平成17年3月28日に五所川原市、金木町、市浦村が合併して五所川原市となった。

外ヶ浜町：平成17年3月28日に蟹田町、平館村、三厩村が合併して外ヶ浜町となった。

中泊町：平成17年3月28日に中里町と小泊村が合併して中泊町となった。

資料：総務省「平成17年国勢調査」及び「平成22年国勢調査」

国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(平成26年)等



# 津軽半島地域



## ② 人 口

平成22年の本地域の人口は、151,481人で、平成17年の163,332人より11,851人、率にして7.3%の減少となっている。本地域の人口は、昭和35年（人口224,419人）をピークに減少を続けており、この50年間に32.5%の減少となり、五所川原市を含む全市町村で減少した。

年齢階層別人口構成では、平成22年の年少人口（0～14歳）割合は11.6%で、ピーク時（昭和35年、37.6%）の約3割に減少した反面、65歳以上の高齢人口の割合は、昭和35年（4.7%）の約6倍にあたる30.1%に増大した。

この人口の長期減少は、高校卒業者の4割以上が県外で就職している状況が続いているなど若者の地域外流出による社会減の進行と、少子化に伴い自然動態が減少に転じたことが相まって生じているものと考えられる。

## ③ 産 業

本地域の産業構造を就業人口の構成比率（平成22年）からみると、第1次産業が25.5%（県平均12.7%）、第2次産業が19.9%（同20.0%）、第3次産業が53.9%（同64.6%）となっており、第1次産業就業者の比率が県平均の約2倍と極めて高いのが特徴的であることから、本地域は、第1次産業に依存していると言えることができる。また、第1次産業の中でも農業の占める割合が91.3%（県平均87.2%）と高いのが特徴となっている。

第2次産業就業者の割合は、県平均（20.0%）から0.1ポイントと僅かに下回っているが、本地域においては、建設業の割合（55.2%）が製造業（44.6%）より高くなっている。

本地域の1人当たり市町村民所得額をみると、227万円（平成24年）と県平均（242万円）の93.7%に止まっている。

## ④ 観 光

本地域は、津軽国定公園などの自然景観や「太宰治」に代表される人文資源など豊富な観光資源に恵まれており、県内有数の観光レクリエーション地区となっている。

平成25年の観光客入込数は、県全体の入込客数の8.7%に当たる延べ288万人となっており、そのうち、冬期（11～3月）の入込客は2

2. 3%と県平均（26.5%）より低くなっていることから、冬季観光の促進が課題となっている。

#### ⑤ 交通基盤

本地域内の鉄道は、JR海峡線（外ヶ浜町～今別町～北海道）、JR津軽線（青森市～蓬田村～外ヶ浜町～今別町）、JR五能線（奥羽本線川部駅～五所川原市～秋田県能代市）及び津軽鉄道（民営・五所川原市～中泊町）の4線がある。

本地域の道路網は、東北縦貫自動車道弘前線の青森市浪岡から五所川原市を經由し、鱒ヶ沢町に至る一般国道の自動車専用道路である津軽自動車道及び日本海沿岸を南下して秋田県能代市に至る国道101号、さらに「半島循環道路」及び「半島循環アクセス道路」に指定されている国道280号（青森市～外ヶ浜町）、国道339号（藤崎町～五所川原市～外ヶ浜町）、主要地方道鱒ヶ沢蟹田線（鱒ヶ沢町～中泊町～外ヶ浜町）、他にこれらを補完する主要地方道11路線、一般県道52路線により形成されている。

国道280号は改良率が85%で、未改良区間の大部分は今別町、外ヶ浜町の急峻な山地がせまっている海岸沿いの道路が占めている。国道339号は改良率が82%であり、特に外ヶ浜町の改良率は41%と低く、中泊町の「竜泊ライン」は2車線改良されたが冬期には閉鎖されている状況にある。

主要地方道鱒ヶ沢蟹田線の中泊町、外ヶ浜町の改良率は99%であり、「やまなみトンネル」の整備により交通の難所が解消されている。

本地域の県管理道路延長は約677km（県全体約3,587km）で、改良率は、74%（県全体73%）、舗装率は70%（県全体67%）という状況にある。

海上交通は、蟹田～脇野沢間フェリー（冬期間運休）がある。

また、本地域に空港、港湾はないが、本地域に隣接する青森市には、本県の空の玄関口として青森空港があり、現在、国内線は札幌（新千歳）、東京（羽田）、名古屋（小牧）、大阪（伊丹）、国際線はソウルとの間に定期便が就航している。

一方、本地域や隣接する弘前市を中心とする圏域から生ずる物流需要に対処するための流通港湾として、日本海側に隣接する鱒ヶ沢町に昭和58年から七里長浜港の建設を行っている。平成9年度には供用を開始し、地元で伐採される木材の搬出、建設資材の搬入等に利用されている。

## ⑥ 医療、福祉

本地域の人口10万人当たりの医師数は106.9人(平成24年)で、平成14年に比べ9.7人減少し、依然として県平均(184.5人)の58%に止まっている。

人口10万人当たりの歯科医師数は、41.5人(平成24年)で、平成14年に比べ7.7人減少し、県平均(56.0人)より14.5人少なくなっている。

人口10万人当たり病院病床数は、1,028床(平成25年)と、県平均(1,341床)の76.7%となっている。

社会福祉施設については、介護保険施設・地域密着型介護老人福祉施設が33施設、児童福祉施設が61施設、障害者支援施設が8施設となっている。

## ⑦ 環境衛生

水道については、平成25年度末現在の水道普及率(簡易水道及び専用水道を含む)が96.0%で県平均の97.5%より若干整備が遅れている。

公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の汚水処理施設については、平成25年度末現在の汚水処理人口普及率が60.1%で、県平均の75.2%に比べ整備が遅れている状況にある。

## ⑧ 教育、文化

高等教育機関については、大学、短大、高等専門学校のいずれも設置されていないが、公共職業能力開発施設として独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構東北職業能力開発大学校附属青森職業能力開発短期大学校がある。

図書館は、五所川原市に3館(13.2万冊)、板柳町(2.8万冊)、中泊町(6万冊)にそれぞれ1館の5館となっており、美術館、博物館及び博物館相当施設はない。歴史民俗関係の資料館は、五所川原市に3館、つがる市、蓬田村、外ヶ浜町、板柳町及び中泊町に各1館あり、考古施設は、つがる市に2館ある。

また、階段式ホールや会議室等を有する大規模な集会施設は、五所川原市にふるさと交流圏民センター(1,109席)、つがる市に生涯学習交流センター(480席)ほか2施設、板柳町に多目的ホール(900席)ほか1施設、鶴田町国際交流会館(264席)、中泊町総合文化センター

(727席)の8施設がある。

スポーツ施設については、総合運動場が4施設(五所川原市、つがる市、中泊町、外ヶ浜町)ある。

また、四季を通じて、アマチュア野球、サッカー、テニス、ゲートボール、ソフトボールといったスポーツの他、各種イベントにも利用できる多目的ドームの「つがる克雪ドーム」が、津軽半島地域中核拠点施設として平成14年3月に完成した。

## ⑨ 地域間交流

津軽国定公園などの豊かな自然に恵まれ、伝統の祭りや郷土芸能、健康や癒し効果も期待できる豊富な温泉、地域固有の食など多くの魅力にあふれた本地域では、地域の暮らしや生活文化などに対する関心の高まり等から、地域資源を活用した観光コンテンツの開発や観光地づくりが進められているほか、交流人口拡大のためのイベントや情報発信など広域的な取組が行われている。

また、国際化時代を迎え、本地域においては、つがる市、板柳町、鶴田町でアメリカや中国の各都市・地域との姉妹・友好都市提携が結ばれ国際交流が進められている。

## (2) 地域の課題

現状でみてきたとおり、本地域は人口が長期にわたって減少し、高齢化が急速に進行している。

これは、主に、新規学卒者の県外への就職など若者の地域外への流出によって生じたもので、その背景には本地域の雇用吸収力の低さがあった。

また、本地域の年少人口(0～14歳)は、ピーク時の昭和35年(84,326人)に比べ20.8%(17,567人)にまで減少し、このような急速な少子化の結果、本地域全体の自然動態は、平成5年以降減少を続け、人口増加要因として期待できない状況となっている。

この人口の長期減少は、農業産出額や商品販売額の伸び悩み等となって本地域の経済活動全体に悪影響を与えており、地域の活力低下・沈滞が懸念される状況となっている。

また、鶴山、漆川、三千石等の工業団地の整備と、昭和60年の五所川原市を含む青森地域テクノポリスの承認によって、半導体製造メーカー等先端産業の企業立地が進展したものの、製造拠点の海外移転や国内拠点の再編・集約化による企業の撤退等により、製造品出荷額が減少している。

一方、人口減少に歯止めをかけるまでには至っていないものの、将来の発展の芽とも言うべき一定の開発ポテンシャルの高まりもみられる。

それは、第一には、高度技術者の育成である。本地域には、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構東北職業能力開発大学校附属青森職業能力開発短期大学校が、また、隣接する弘前市には国立大学法人弘前大学や独立行政法人青森県産業技術センター弘前地域研究所があり、これら機関が有機的に連携することによって、産業高度化の基礎となる高度な産業技術に対応できる人財の育成が可能となる。

第二には、観光振興に向けた条件の向上である。本地域には、日本海、ヒバ美林、地吹雪等の特色ある自然に加え、縄文時代（亀ヶ岡遺跡）から中世に至る遺跡（十三湊）と古くから受け継がれてきた津軽三味線等の郷土芸能、行事、祭りが数多くあり、また、平成8年に復活した五所川原立佞武多や、冬季期間中にストーブ列車が運行される津軽鉄道などの知名度が全国的となっているなど、観光振興のための条件が整備されており、各地域間が連携を深めることによって、交流人口の増大が見込める地域となっている。

第三には、交通基盤整備の進展である。半島循環道路をはじめとする本地域内の道路の整備は、この10年間着実な進展をみせた。高速道路については、既に開通している東北縦貫自動車道弘前線と津軽自動車道の部分開通（青森市浪岡～つがる市柏）により、本地域とのアクセス強化が着実に図られている。また、東北新幹線全線開業、平成27年度末の北海道新幹線新青森・新函館北斗間開業及び奥津軽いまべつ駅の開業や、隣接する青森空港の国際空港化や滑走路3,000m化などの機能充実も本地域にとって大きなプラス要因となっている。

また、国民生活においては、心の豊かさを求めた余暇活動に価値観を求めるライフスタイルが広まり、交通基盤の整備の進展とともに、豊かな観光資源を有する本地域の発展可能性が高まりつつある。

① 以上から、本地域においては、官民一体となって、豊かな自然環境と生物多様性の保全に留意しながら、半島独自の資源を生かし、新たな内発的産業の振興、農林水産業と観光業との連携、他地域との間の交流の促進などによる地域の自立的な発展と、そのことを通じた雇用の場の確保、定住の促進に努めることが必要である。

そのためには、農林水産業やそこから産み出される安全・安心な産品を活用した付加価値の高い製品を製造する産業の振興、医療・健康福祉関連産業等の時代変化に対応した新産業の創出に向けた取組など、新しい価値

づくりをめざすことが求められている。加えて、本地域が有する良質な労働力や一定の集積をみている製造業など本地域の産業集積を生かした企業の誘致を進める。

また、観光レクリエーション産業は、本地域が優位性を発揮できる産業として重要であり、個性化を図ることにより高い収益性を望むことができることから、積極的に振興を図る必要がある。

より具体的には、

ア 地域産業の研究開発力の向上

イ 高度な科学技術開発を支える産業・情報通信基盤、住・遊等機能の整備

ウ 高度な科学技術開発を支える人財づくり

エ 半島地域ならではの新たな観光形態の創出

等が課題となるものである。

② また、ア～エ等の課題を克服するための基本的な施策として、高速交通施設へのアクセス時間の一層の短縮や新たな交通モードの整備、地域内交通ネットワークの形成等、交通基盤整備の一層の推進及び産業・教育・生活などのあらゆる分野で必要とされるブロードバンド等の情報通信基盤や高度情報通信ネットワークの整備充実が必要となる。

③ さらに、本地域の振興のためには、県内周辺地域や北海道道南地域との緊密な連携が必須であることから、今後、連携・相互交流の一層の推進が課題となっている。

### 3 津軽半島地域振興の理念、将来ビジョン

#### (1) 津軽半島地域振興の理念

津軽半島地域の振興においては、地域が抱える前述の諸課題を解決する必要性や地域の特色・可能性に根ざした振興を図る観点に立って、国、県、市町村等の公共団体はもとより、地元経済団体、地域づくり団体等をも含む多様な主体が、津軽半島地域を一体としてとらえた半島全体に事業効果が及ぶ事業を実施するとともに、都市機能集積の高い隣接地域との連携を密にすることによって、津軽半島地域の現居住者や、幅広い層の移住（希望）者が、豊かで安定した収入、安全性・快適性及び高い利便性（都市機能）を享受して日々の生活を楽しみ、地域に魅力と誇り・愛着を感じながら定住できるように振興するものである。

また、津軽半島地域が有する豊かな自然・歴史・文化・観光資源等を生かし、知的充足感が得られる余暇生活の場を国民に提供できるよう振興する。

## (2) 津軽半島地域の将来ビジョン

津軽半島地域の振興の理念に基づき、将来ビジョン（将来像）を次のように設定する。

なお、本計画は、概ね平成36年度までの10年間を計画対象期間とするものであるが、ここで掲げる将来ビジョンは、計画期間にとらわれず推進するものである。

### ① 津軽半島地域における交通ネットワークの整備・交流拠点の形成

平成27年度末に北海道新幹線「新青森・新函館北斗間」が開業し、奥津軽いまべつ駅の開業とともに、津軽半島地域における自動車専用道路等の道路網や港湾の整備により、「津軽半島1時間交通圏ネットワーク」が実現しているほか、対岸地域（ロシア極東地域、韓国、中国沿岸地域等）との経済・文化交流拠点が形成されている。

### ② 先端技術をフルに活用する産業の確立

地域内企業の高い研究開発力により製造された高付加価値製品の県内外への供給が活発に行われ、企業は高い収益をあげている。このことにより、多くの雇用が生まれ、若者の半島地域内定着が進んでいる。

また、本地域をイメージできる安全・安心で高品質な農林水産物の生産とその加工による「津軽（半島）ブランド」づくり、「半島ツーリズム」の観点から本地域の特徴ある自然、食、歴史・文化を四季を通じて学習・体験するほか、広域観光ネットワークの視点も取り込んだ「津軽半島フルシーズンツーリズム」等の個性的な産業が成立している。

### ③ 津軽半島の情報発信と国際交流の進展

本地域の特徴ある自然（地吹雪等）、歴史・文化（縄文文化・中世の北方圏交流等）を情報発信する施策が推進され、地域の個性化・アイデンティティの確立に大きく寄与している。

また、推進の過程で育成された人財によって国際的な文化交流活動が活発に行われている。



#### ④ 半島いきいきライフシステムの実現

交通基盤、都市基盤、各種情報通信基盤等の整備が進展するとともに、住民が都市アメニティ機能、各種アミューズメント機能を楽しむ自己実現を図ることのできる生きがいに満ちた生活（いわゆる「半島いきいきライフ」）を送っており、住民が本地域の自然、歴史・文化の案内者（ガイド）、伝授者（インストラクター）、保護者等として活躍することができる制度・組織も整備されている。

#### ⑤ 保健・医療・福祉包括ケアシステムの充実による安心半島の形成

全ての住民が、生涯にわたり住み慣れた地域で健やかで安心した生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉サービスを必要なときに適切な内容で、切れ目なく総合的・一体的に利用できるシステムが形成されている。

### 4 振興の基本的方向及び重点とする施策

計画期間を平成27年度から概ね10年間とし、21世紀中盤における本地域の経済・社会上の進展・変化を展望しながら、本地域振興の理念にのっとり、将来ビジョンの具体化を目指す振興方を推進することとし、特に、計画期間である平成27年度から平成36年度までの本地域における人口増減率が、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」に基づく本地域の人口増減率を上回るよう、人口減少の加速に歯止めをかけることを目指しながら、次の基本的方向のもとに本地域の振興を図ることとする。

#### (1) 基本的方向

##### ① 全国的視点に立った役割の推進

東北新幹線の全線開業、平成27年度末の北海道新幹線新青森・新函館北斗間の開業及び奥津軽いまべつ駅の開業、また札幌までの北海道新幹線の整備によって、北海道と本州を結ぶ地理的要衝として全国的視点に立った役割を担いつつ、本地域が有する安全・安心な農林水産物、風光明媚な自然環境や景観、特色あふれる伝統芸能や工芸品など地域独自の資源を産業や観光等に生かし、半島を訪れる人口（交流人口）の増加に努めること、本地域に道南及び津軽全域さらには対岸地域（ロシア極東地域、韓国、中国沿岸地域等）をも対象エリアとする経済・文化交流拠点を整備することにより地域の振興を図る。

## ② 豊かな暮らしを築く産業の育成

本地域に豊かな暮らしを築くために、地域の優位性ある資源を活用した産業の構築、安全・安心で良質な農林水産物やその加工品のブランド化（「津軽（半島）ブランド」）、四季を通じて特徴的な自然・食・歴史・文化資源を活用する観光、交流イベント等の展開（「津軽半島フルシーズンツーリズム」）等、高度で個性的な産業づくりを進める。

## ③ 安全・安心で快適な暮らしの形成

本地域に安全・安心で快適な暮らしを築くために、高度情報通信ネットワークや交通ネットワークを整備し、快適な生活環境づくりや災害に強い地域づくり、保健・医療・福祉サービスの総合的・一体的な提供ができる仕組みづくりを進め、定住基盤の整備を進める。

## (2) 重点施策

以上の基本的方向を実現していくために、本計画の期間内において、特に、1時間交通圏の形成、高度な産業や個性的な産業の育成、対岸地域との国際交流の推進、住み良い安心できる生活環境の形成、魅力ある都市・教育・文化・アミューズメント環境の形成の5つの施策を重点的に推進する。

### ① 1時間交通圏の形成

豊かな暮らしを築く産業の育成、安全・安心で快適な暮らしの形成を図るうえで、本地域内の人の移動や物流に要する時間の短縮、輸送力の拡大は最も基本的な課題である。中心市の五所川原市の市街地から1時間以上を要する町が1町残っており、発展を阻害する要因ともなっていることから、高速交通体系の整備と併せ、本地域のどこからでも中心市の五所川原市の市街地へ1時間以内で到達できる交通圏の形成を推進する。

そのためには、道路が主たる交通手段となっている本地域においては、半島循環道路やその他の主要地方道、一般県道の整備を推進し時間短縮の実現に努める。

### ② 高度な産業や個性的な産業の育成

本地域には製造業の進出や道路整備に一定の進捗がみられることから、この発展の芽を基に高度で個性的な産業を育成していく。具体的には、高速交通体系や高度情報通信ネットワーク等の産業基盤の整備を推進するとともに、本地域の産業集積や地域特性、質の高い人財を生かした戦略的な

企業の誘致・立地等により産業拠点の整備を促進する。

また、県の研究開発力高度化支援機能を高め、地域産業の研究開発力、新商品開発力の向上を促進するとともに、関係機関との連携の下に、地域特産物の高度加工やバイオマス資源、未利用資源利活用などにより、新たな産業づくりを進める。

今後も本地域を支える基幹的な産業である農林水産業については、消費者のニーズに合った安全・安心で質の高い県産農林水産物やその加工品を強力に売り込み、収益性アップを図る。

具体的には、安全・安心な青森産品づくり、きれいな水資源の再生・保全、認定農業者等の人財育成、資源管理型漁業やつくり育てる漁業などを進めるとともに、豊かな地域資源を活用したグリーン・ツーリズムを展開し、消費者の信頼確保に努める。

観光については、本地域の自然、四季の移ろい、安全・安心な農林水産物、食、地域文化などの地域資源や豊かに流れる時間を全身で満喫してもらう新しい形の観光である「あおもりツーリズム」を推進する中で、本地域ならではの「津軽半島フルシーズンツーリズム」を創出することが重要であり、特に、下北半島との連携の可能性を視野に入れながら、その推進体制、拠点・コース等の整備について検討する。また、北海道新幹線開業の好機を生かし、道南地域と連携しながら、旅行商品の造成促進やプロモーション活動により国内誘客を推進する。

### ③ 対岸地域との国際交流の推進

国際交流の推進は、地域の経済・文化の発展に寄与し、その地域の人口の定住化や交流人口の増加につながるものである。

青森空港とソウル間を結ぶ国際航空定期便の就航や、本地域に隣接して日本海側に位置する七里長浜港の供用、さらに平成16年に本県と中国大連市との間で交わされた「青森県・大連市友好経済交流委員会協定」から10年が経ち、日本海対岸地域（ロシア極東地域、韓国、中国沿岸地域等）との経済・文化交流の一層の推進を図るとともに、友好的な相互関係を一層深めていくために、本地域における交流拠点形成や人財育成に向けた体制の整備を図る。

### ④ 住み良い安心できる生活環境の形成

本地域に安全・安心で快適な生活を築くため、防犯や交通安全、消費生活や食の安全・安心の確保を図るほか、雪に強いまちづくりやユニバーサ

ルデザインを取り入れたまちづくり、下水道等の普及率の向上などに取り組み、誰もが安心して快適に行動できる生活環境の整備、定住基盤の整備を図る。

一方、近年多発する自然災害などの災害に対応するため、環境や景観に配慮した災害に強い地域づくりを進めるとともに、地域で連携した防災体制の強化を図る。

また、本地域の住民が生涯にわたり健康で安心した生活が送れるよう、保健・医療・福祉サービスの総合的・一体的な提供ができる仕組みづくりを図るほか、情報通信技術（ICT）を活用した医療情報の共有化を進め、医療機関の役割分担と連携の強化を図る。

さらに、幅広い層の移住希望者の視点に立ち、雇用面や住居、文化芸術などの生活面での魅力づくりを県と市町村が連携して推進するとともに、移住希望者向けの積極的な情報発信や相談対応などの取組を進める。

#### ⑤ 魅力ある都市・教育・文化・アミューズメント環境の形成

生活水準の向上による住民生活の高度化に対応できる高次都市機能、文化、アミューズメント環境の形成が必要となっていることから、本地域の気候特性に配慮した雪に強い魅力的な街づくりを促進するとともに、教養文化施設、スポーツ・レクリエーション施設の整備を推進する。

また、住民が本地域の自然、歴史・文化の案内者（ガイド）、伝授者（青少年に伝統芸能や伝承、しきたり等を伝えるインストラクター）、保護者として活躍できる制度・組織（「半島いきいきライフシステム」）の実現可能性について検討する。

## 第2 振興計画

本地域が重点的に取り組む必要がある1時間交通圏の形成、高度な産業や個性的な産業の育成、対岸地域との国際交流の推進、住み良い安心できる生活環境の形成、魅力ある都市・教育・文化・アミューズメント環境の形成の具体化を図るため、以下に掲げる施策を積極的に推進する。

### 1 交通通信の確保

交通通信施設の整備は、本地域が有する大都市圏との遠隔性の緩和、県内地域との時間距離の短縮等をもたらし、本地域の工場立地条件の向上、市場の拡大、輸送の安定化、医療サービスの向上等の効果を生むほか、半島地域が有する自然環境や伝統文化、特産品など都市にはない地域の魅力発信に貢献するものである。さらに、都市と本地域との人、物、情報の交流・連携を通じて、教育や芸術・文化の振興にも寄与するものであることから、とりわけ積極的に推進を図るものである。

特に本地域の場合、中心市の五所川原市の市街地までの所要時間を短縮することが重要であることから、以下の施策の推進により1時間交通圏の形成を図るものである。また、隣接地域等との連携・交流を推進する観点から、鉄道、航路等多様な交通体系の整備が必要であり、それらに向けた以下の施策を推進する。

更に、情報通信技術（ICT）の活用は、本地域の産業の振興、教育・福祉の充実等に効果的であることから、以下の施策の積極的推進を図る。

#### (1) 交通施設の整備

##### ① 道路の整備

東北縦貫自動車道弘前線と連結する道路である津軽自動車道については、平成24年度に整備計画決定がなされた鯨ヶ沢道路の早期完成に努めるほか、未着手区間である「柏～浮田」間の早期新規事業化に向けて取り組む。

また、1時間交通圏（本地域のどこからでも中心都市の五所川原市の市街地へ1時間以内に到達できる交通圏）の形成を推進するため、半島循環道路やその他の主要地方道、一般県道の整備促進を図る。

半島循環道路に指定されている国道280号については、今別町、外ヶ浜町の隘路区間を解消するため、砂ヶ森拡幅等の整備を促進し、生活道路としての交通の安全確保を図る。また、蓬田村～外ヶ浜町間においては蓬田～蟹田バイパスの事業を促進し、交通混雑の解消、冬期交通の円滑化等

を図る。

津軽自動車道へのアクセス強化を図るため、半島の産業振興に寄与する観光道路として位置づけられている国道339号について五所川原北バイパスの整備を促進する。

さらに、これらを補完する主要地方道（五所川原岩木線、弘前柏線、五所川原車力線等）及び一般県道（持子沢鶴田線等）についても、整備状況や緊急性等を勘案して、その整備を進める。

市町村道については、国県道と有機的な連携を図りながら整備を進める。

## ② 鉄道の整備

北海道・東北の各拠点都市や首都圏への時間距離の短縮を図るとともに、本地域の観光開発や地域の経済活動のために、東北新幹線及び北海道新幹線へのアクセス等の利便性向上に取り組む。

## ③ 港湾、航路の整備・充実

日本海対岸地域（ロシア極東地域、韓国、中国沿岸地域等）との経済・文化交流を促進するとともに、新たな物流需要に対応するため、本地域に隣接する七里長浜港の施設の整備及び利活用の促進を図る。

また、下北半島地域との連携・交流の推進、広域観光の促進等を図るため、陸奥湾内航路の海上交通の維持を図る。

## ④ その他

道路整備の進展等に応じ、空港直通バス路線の開設等を含め、路線バスの利便性を高め、また、生活交通として重要で観光資源としても優位性ある津軽鉄道やJR五能線の活用により、本地域内及び周辺地域とのアクセスの向上を促進する。

## (2) 地域における公共交通の確保

公共交通は、地域住民の通学や通院など地域内移動の足として、また、新幹線駅や空港等高速交通体系と接続する交通として、日常生活・社会生活に不可欠な役割を果たしているものの、モータリゼーションの進展や人口減少に伴う利用者の減少により、その維持が重要な課題となっている。

このため、県、市町村、交通事業者が一体となり、公共交通ネットワークを将来にわたって維持・確保していくための「地域公共交通網形成計画」を策定するとともに、同計画に基づき、本地域における交通の要衝である五所

川原駅を交通ネットワークにおける拠点として、バス路線を中心に地域公共交通の再構築を図っていく。

### (3) 情報通信技術（ICT）の活用

#### ① 情報通信基盤の整備

ブロードバンドの活用により、地域内の高度情報通信ネットワークの整備を図りながら、これを利用して誰もがどこでも情報化の成果を活用できるよう、ネットワーク利用環境の整備充実を図る。

また、国等の支援を得ながら、地区単位の電波障害の克服や携帯電話サービスの利用促進のため、本地域にラジオ難視聴解消施設や移動通信用鉄塔施設等の整備を図るとともに、携帯電話のサービスエリアの拡大を図る。

これらの基盤を効果的に推進するため、基礎となるブロードバンドの整備充実を促進する。

#### ② 情報関連教育システムの整備

教育の情報化を推進するために、小・中学校の高速インターネット接続、校内LAN・教育用コンピュータの整備を進め、全ての教員がコンピュータを用いて児童生徒に指導できるようにするとともに、児童生徒がインターネットや様々な学習ソフト等を用いて情報活用能力の育成を図る情報教育を推進する。

また、一般住民に対して情報リテラシーの向上を図るとともに、地域の情報化を担う人財の育成に努める。

## 2 産業の振興及び観光の開発

本地域に高度な産業や個性的な産業を育成するためには、本地域の特徴や開発可能性に立脚した振興方策を展開するとともに、他地域に先駆ける先導的な取組を進める必要がある。また、本地域内の1～3次産業がそれぞれ連携しながら力を結集していくことが重要となっている。

したがって、これらの観点に立った以下の施策を推進する。

### (1) 農林水産業の振興

「攻めの農林水産業」推進基本方針に基づき、消費者視点に立った販売重視の姿勢を堅持しつつ、収益と働く場を生み出す「産業力の強化」と人口減少社会に対応した「地域力の強化」を図る取組を推進する。

## ① 農業の振興

認定農業者や農業生産法人など担い手を育成・確保するとともに、消費者ニーズに合わせて生産販売するという消費者起点の発想に農業者の意識を転換させながら、適地適作をベースに、生産、加工、販売される農産物の安全・安心の確保を基本とした競争力のある産地づくりを推進する。

特に、本地域においては、岩木川下流域に広がる平坦で広大な水田地帯や、南部を中心としたりんご産地、北部に展開する広域的な肉用牛生産基地、さらには先進的な畑作野菜生産を実施している大規模農業などの特徴を活かしながら、健康な土づくり、化学肥料や農薬の低減、稲わら等バイオマス資源の利活用による環境に配慮した売れる米づくりや、作付の団地化等による大豆・小麦・そば・飼料用米など転作作物の本作化、わい化栽培を主体とするりんご園の若返りや地域の特色を活かした特産果樹の振興、さらには夏季冷涼な気候を生かした野菜・花きなどの生産拡大を促進する。

また、外観・食味・機能性などに優れた農産物の開発の他、産学官連携により需要の高い健康増進食品や発酵食品など多様なニーズに応じた付加価値の高い製品の開発を行う。

そのため、地域における生産・経営から流通までを総合的に支援し、生産体制を抜本的に強化し、農業者にとって魅力ある地域農業の育成を図る。

また、農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の老朽化対策等の生産基盤の整備を推進するとともに、担い手への農地集積・集約化を図る。

さらに、農業生産の近代化と農産物の流通の合理化等に資する農道の整備を推進するほか、農村地域の防災減災対策の推進により、農地・農業用施設を洪水などの災害から守る。

また、肉用牛の主産地形成を図るため、地域の肉用牛生産を振興するための事業等により肉用牛の生産基盤の整備を推進する。

## ② 林業の振興

本地域の森林は、スギ、マツ類を主体とした民有林とスギ・ヒバ、ブナ・ナラ類を主体とした国有林からなり、その面積は約79,600haで、地域面積の57%を占めている。

このため、多様な森林資源の維持造成や林業生産基盤の整備、担い手の育成確保等林業経営の活性化を図っていくこととし、流域林業活性化センターを中心に民有林と国有林が一体となり、造林から保育、伐採、製材、販売等木材の生産から加工、流通にいたる総合的な施策を展開し、森林整



備の推進と県産材供給体制の整備を図るものとする。

また、林業の生産基盤である路網整備については、地域の実情に応じた林道と作業道等との適切な組み合わせによる整備を推進する。

### ③ 水産業の振興

恵まれた漁場環境を高度に活用し、安全・安心な水産物を安定的に供給するため、資源管理型漁業、つくり育てる漁業の推進や漁場環境の維持・保全を図る。そのため、ヒラメやサケなどの種苗放流事業を促進するとともに、生産基盤の整備として、漁港、漁場及び漁港に関連する道路（基幹的な道路を含む）の整備を推進する。併せて、共同利用施設等の漁業施設の整備を図る。

さらに、これら生産基盤の整備とともに、水産物卸売市場などの流通拠点施設の整備を促進する。

## (2) 商工業の振興

### ① 商業の振興

商業者と地域住民及び行政が一体となった魅力ある街・商店街づくりを進めるため、計画的な広域生活・経済圏発展へ向けた施策において、人々がふれあい交流し、くつろげる魅力ある街・商業空間づくり、商店街を対象とした公共施設の配置のほか、人々がふれあい交流し、くつろげる街、魅力ある商業空間づくり、高齢者や障がい者に配慮した空間・機能等福祉の街づくりの観点に立った整備、空き店舗の解消に向けた共同事業等の取組への支援、また、商店街同士の連携によるイベント開催等広域的な商店街活動への支援を進める。

情報ネットワークの充実を図り、インターネット等を活用した情報活用事業を支援する。

個店の経営やイメージアップに関する指導の充実を図り、多様化する消費者のニーズに対応するための事業者の経営努力をサポートする。

### ② 工業の振興

本地域では、近年、新たな企業の進出が停滞しており、工業集積は十分とは言えない状況にあることから、今後、一層の工業開発を図ることとする。

そのためには、東北縦貫自動車道弘前線と連結し七里長浜港を有する鱒ヶ沢町へ至る高規格幹線道路（「津軽自動車道」）の早期整備を図るとと

もに、本地域の物流需要への対応、日本海対岸地域（ロシア極東地域、韓国、中国沿岸地域等）との経済・文化交流を促進するための七里長浜港の整備を引き続き推進し、本地域全体の産業立地条件の向上を図りながら、積極的な企業の誘致を促進する。

津軽・生命科学活用食料特区の活用、製造業等と農業との連携・融合による新事業の創出、国立学校法人弘前大学や県の試験研究機関に蓄積されている技術シーズを活用した医療・健康福祉関連分野での新産業の創出に取り組んでいくとともに、本地域で展開している本県の産業政策に対応したバイオマス資源や未利用資源の利用に関する研究開発、需要の高い健康増進食品や高機能性食品に関する研究開発を推進し、地域産業の振興につなげていく。

また、大学の持つ知的資源の活用、分野を超えた試験研究機関相互の連携や産学官の連携をより密にし、地域企業の独創性・優位性のある技術開発、新規分野への進出及び創業に向けた支援機能の強化に努めていく。

さらに、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構東北職業能力開発大学校附属青森職業能力開発短期大学校等を中心として、経済社会の変化や地域ニーズの変化に対応した人財育成を推進する。

### (3) 観光の開発

旅行形態の変化や多様化する観光客ニーズ等に的確に対応し、本地域が有する豊富な温泉をはじめ自然、食、祭りなどの地域資源の魅力を高め、国内外に戦略的に発信するとともに、地域特性に応じた観光コンテンツ開発や観光地づくりを進め、通年・滞在観光を推進する。

また、北海道新幹線（新青森駅～新函館北斗駅）や道路網の整備、さらには青森空港や青森港の国際化等により、本地域と下北半島、渡島半島が一体となった広域観光を推進するため、北海道道南地域と連携を図り、取組を強化する。

観光インフラの整備に当たっては、入込客に多様な選択肢を提供できるよう複線的な整備を図ることとし、移動手段については、半島循環道路をはじめとする道路の整備の推進のほかに、鉄道の利用促進、陸奥湾内航路の海上交通の整備の3つを進め、宿泊施設は、オートキャンプ場、貸別荘、コンドミニアム（自己利用権留保型の区分所有ホテル）等多様な観光形態に対応できる施設の整備を促進し、観光対象については、風景探勝型、味覚堪能型、各種イベント体験型、研究・学習型等、ニーズの多様化・個性化に対応できる施設の整備や体制づくりを促進する。

県が管理する既存の観光施設については、国の交付金等により整備を推進する。

さらに、市町村による観光拠点の整備（外ヶ浜町・龍飛崎拠点施設等）を促進する。

### 3 就業の促進

本地域の農林水産物、エネルギーなどの豊富な地域資源と、地域内の企業が持つ優れた技術や地域外企業の進出により、新製品開発や新事業進出が活発に行われるよう取り組む。また、本地域の企業の製品やサービスの価値が国内外で認められるよう取り組むとともに、中小企業の経営安定に向けた取組を行い、本地域における雇用の場の創出、拡大を図る。

また、本地域の将来を支える若者の定着に向けて、安定的で良質な雇用の場の創出を進めるとともに、離職者が早期に再就職できる環境を整えるため、以下の施策を推進する。

#### (1) 産業集積の形成

##### ① 「あおり農工ベストミックス新産業創出構想」関連産業の集積

県内への経済波及効果が高い農業の競争力をテコにしながら、地域における新たなタイプの製造業の創出を図ることを目的とする「あおり農工ベストミックス新産業創出構想」により、ローカルテクノロジーを活用した農工の連携・融合等による新産業の創出・育成を目指す。

本構想は、産業クラスター政策の手法を取り入れ、地域に集積する中堅企業・ベンチャー企業等が、大学、研究機関、産業支援機関等の関係機関と連携し、農産物の生産管理に関する環境制御技術、グリーンエネルギーやバイオマス資源の多角的利用技術、農林水産資源を用い機能性を追求した食料品、酒類をはじめとした飲料などの加工・製造業等のシーズを活用し、地域産業の集積の促進を図る。

##### ② 「青森ライフイノベーション戦略」関連産業の集積

「青森ライフイノベーション戦略」は、本県の地域特性や特色ある地域資源、強みを最大限活かしながら、ライフ（医療・健康・福祉）関連産業の創出と集積による地域経済の成長促進に向けた政策展開を一層強化し、ライフ関連産業を次世代における本県の経済成長を牽引する重要な産業の柱として育成するための基本指針である。

戦略では「医工連携分野」「サービス分野」「プロダクト分野」を重点

戦略分野に、「医療現場とものづくり現場の徹底した連携の推進」「健康寿命アップなど課題解決支援型新医療生活産業創出」「女性視点を重視した全国区ライフ系プロダクトの開発」を重点戦略プロジェクトとして取り組むこととしている。

## (2) 産業人財の育成の取組

職業能力開発施設や民間における訓練の実施、教育機関等との連携による研究開発の推進、ベテラン人財が培ってきた技術の継承等、産学官一体となった創造的な産業活動に対応できる産業人財の育成やU I J ターンの推進による中核人財の確保を進めるとともに、若年者、中高年齢者、障がい者等の求職者への能力開発等の支援を通じて、その就職活動等の円滑化を図り、安定就労を促進する。

## 4 水資源の開発及び利用

本地域は、岩木川水系、蟹田川など多くの河川が流れ、地下水の包蔵体（蟹田層）が厚く分布していることなどから、平成17年から26年までの10年間をみても取水制限の実施や農作物等に被害を生じる渇水の発生は少なく、水資源には比較的恵まれた地域である。

しかし、日常利用している淡水の多くは、降雨や降雪といった自然現象によってもたらされる限られた資源であり、これを有効に利用できるようにするためには、計画的な水資源開発を進める必要がある。

一方、環境保護の観点などから、水資源開発の適地を選定することは、今後ますます困難になるものと考えられるため、水を可能な限り有効に利用し、健全な水循環系を維持していくことが重要である。

また、水資源を本地域の基幹産業である農林水産業での利用面からみると、稲作を中心とした本地域農林水産業の持続的発展に不可欠な役割を果たしている。

このため、将来にわたって、安全・安心な農林水産物の生産が可能となる環境を整えられるよう、地域住民・農林漁業者、行政等が連携を図りながら、山から川・平野部、海までを一体的に結んで、

- ① 水源のかん養機能の向上
- ② 水への負荷軽減
- ③ 水質の浄化・改善
- ④ 水の循環の健全化
- ⑤ 水辺環境の向上等

の視点に立った取組を実践していく。

特に、その源泉である森林の水源かん養機能の向上を図るため、地域住民の参加による植樹活動等の森づくりを推進することが大切である。

したがって、これらの観点に立った以下の施策を推進する。

#### (1) 水資源確保対策

安定した水の供給を確保するため、将来の水需給量を見通した上で、水資源開発を進める。

また、生活用水における老朽管更新等による漏水防止対策や工業用水の回収率の向上、下水・産業排水の再生利用や雨水等雑用水の有効利用を促進する。

さらに、森林の水源かん養機能の向上を図るため、郷土樹種による多様な森林の整備・保全や間伐の適切な実行を促進するとともに、森林ボランティア・農業者・漁業者・県民の参加による植林・保育活動等の森づくりを推進する。

#### (2) 水資源の利用

水を生活用水や工業用水、農業用水として利用するほか、水が併せ持つ多面的機能の活用を図る。水辺の環境は、人々にやすらぎと潤いを与えることから、親水空間として整備するほか、ビオトープなど青少年に対する自然観察や自然体験の場として利用する。また、スポーツやレクリエーションへの活用を図る。

特に、農林水産業での利用面においては、水への負荷の軽減を図るため、基本的には農薬・化学肥料を使用しない有機農産物や農薬・化学肥料の使用を抑えた特別栽培農産物の生産等の面的な取組の拡大などを推進するとともに、水質の浄化と生態系の保全を図るため、間伐材・ホタテ貝殻など地域資源を活用した水路の整備や、農地及び灌漑施設の適切な保全・管理等を推進する。

しかし、水はそれ自体が洪水、土石流、地すべりなど自然災害の原因となることもあり、水資源開発に際しては、これら水の持つ負の影響に対する対策も総合的に講じていく必要がある。

### 5 生活環境の整備

安全性や快適性・利便性といった普遍的な価値が得られる良好な生活環境は、本地域に暮らす住民の誰もが志向するものとなっている。

このため、本地域においては、上下水道など生活基盤の中でも、特に都市住民との交流や観光を推進していく上で重要となる下水道の整備、廃棄物の発生抑制を前提とした処理施設や自然・景観などに配慮した公園の整備、誰もが快適な生活を送れる地域に適した住宅建設、地域住民が安心できる生活環境に必要なサービスの持続的な提供を積極的に進める必要があることから、以下の施策を推進する。

#### (1) 下水道、廃棄物処理施設等の整備

生活雑排水の増加等に対応し、生活環境の向上や公共用水域の水質改善に対応するため、引き続き下水道等の汚水処理施設の整備を促進する。整備に当たっては、地域の実情に応じ、公共下水道のほか、農業集落排水、漁業集落排水、小規模農業集落排水、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽の事業を活用し計画的な整備を図る。

一般廃棄物については、資源の循環利用の推進、最終処分場の確保の困難性などから、効率的な原材料の利用、製品の長期間の使用など、可能な限り廃棄物の発生抑制や減量に取り組んだ上で、リサイクル関連施設や廃棄物処理施設の整備を広域的、段階的に進める。

また、し尿処理施設については、下水処理施設の整備状況等本地域の実情に応じて計画的な整備を図る。

#### (2) 公園等の整備

自然環境や景観の保全に配慮しつつ、小川や農業用水路など水辺空間における親水施設や緑地・広場の整備、沿道の緑化や休憩所・遊歩道などの整備を進め、やすらぎや憩いのある環境づくりを進める。

高齢化の進行の状況も踏まえ、生活環境の質的な向上を図るため、環境、景観、緑化、福祉、安全などに配慮しながら、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたコミュニティ施設やバリアフリー対策、雪対策等を進める。

#### (3) 住宅関連対策

住宅の長寿命化をはじめ積雪寒冷地に対応した省エネ化、再生可能エネルギーの活用等の普及を図り、地域の気候風土・住文化に対応した住宅づくりを進める。また、子どもから高齢者、障がい者まで誰もが安心して暮らせる生活環境の形成を図る。

#### (4) 生活サービスの持続的な提供

人口減少・少子高齢化が急速に進む本地域においては、地域コミュニティの機能低下及び福祉人財の不足が深刻化することが予想されることから、子ども・障がい者・高齢者を対象とした総合的な福祉サービスの提供と拠点づくりを進めることとする。

### 6 医療の確保

高齢化の進行などによる疾病構造の変化に的確に対応していくため、医療施設の機能分担と広域的な連携を促進するとともに、地域に根ざした「かかりつけ医」機能の普及・定着を図る。

また、無医地区等への巡回診療、診療所への医師の派遣等、へき地を含む地域医療の確保対策を進める。

#### (1) 医療の確保を図るための対策

へき地医療を担う拠点病院の施設・整備を充実するとともに、これらの病院による無医地区等への巡回診療やへき地診療所への医師派遣、無医地区等と医療施設を結ぶへき地患者輸送車の整備促進等を引き続き進め、医療サービスの確保に努める。

地域に勤務する医師の確保を図るため、弘前大学や自治医科大学等の協力を通じて医師の養成を図る。

地域の交通事情や医療資源の特殊性に鑑み、消防機関等との日常的な連携強化を図り、地域全体としての救急搬送体制の確立を図る。

地域の健康づくりの拠点となる市町村保健センター等の整備と、これを専門的・広域的な視点から支援する保健所等の機能強化を図る。

#### (2) その他の対策

本地域は、中山山脈によって東西に分かれ、東部は上磯地域で青森地域保健医療圏、西部（板柳町を除く）は西北五地域保健医療圏、また、板柳町は津軽地域保健医療圏と、3つの保健医療圏に属している。

上磯地域では外ヶ浜中央病院を核として、また、西北五地域では自治体病院機能再編成により、つがる総合病院を中心とした医療連携システムを確立し、日常的な医療需要に応じていく。

さらに、医師不足の中で、限られた医療資源を有効に活用し、医療の地域格差を是正するため、情報通信技術（ICT）を活用した医療情報の共有化を進め、医療機関の役割分担と連携の強化を図る。

## 7 高齢者の福祉その他福祉の増進

他地域を上回る高齢化が進行している中、住民の誰もが長寿を保ちながら生きがいに満ち、安心して暮らすことのできる社会システムの構築と子どもを健やかに生み育てるための制度・環境づくりが必要となっていることから、以下の施策の推進に努めることとする。

### (1) 高齢者の福祉の増進を図るための対策

#### ① 保健・医療・福祉施設等の整備の推進

人口高齢化に伴い、急増が見込まれる要介護老人に対しては、保健・医療・福祉の各分野の連携のもとに、最も適切なサービスを切れ目無く包括的に提供するシステムの構築が重要であることから、保健・医療・福祉の相互連携を強め、総合的な支援を図るためのマンパワーの確保や拠点施設の整備等の推進を図る。

高齢化の進展、認知症高齢者の増大等に対応し、介護予防拠点の整備、在宅サービスの充実強化、特別養護老人ホーム等の入所施設の整備等、必要な公的介護施設等の整備を推進する。

高齢者や障害を持つ人が、住み慣れた地域社会の中で自立し、社会参加できるような生活環境づくりが求められていることから、建築物や公園、公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化を推進する。

さらに、本地域はその地理的な条件等により医療機関の偏在が認められることから、住民の医療を確保するため、へき地医療、救急医療の充実はもとより、医療施設相互間の機能分担と連携に配慮した適切な医療供給体制の整備を図る。

#### ② 予防を重視した保健・医療・福祉包括ケアシステムの充実

平均寿命と健康長寿の延伸のため、住民が支援を要する状態になった時に一体的なサービスを提供する仕組みに加え、保健・医療・福祉全ての分野における全ての段階において予防の視点を持ち、健康づくりや支援を要する状態になること自体を防ぐ仕組みである「予防を重視した保健・医療・福祉包括ケアシステム」の充実を図る。

#### ③ 保健・医療・福祉の情報提供の推進

保健・医療・福祉サービスは多様化しており、県民が必要なサービスを適切に選択できるよう、保健・医療・福祉に関する情報提供を進め、活用



できる体制の整備を図る。

#### ④ その他の施策

高齢者が心身の健康を維持・増進し、元気に過ごせるよう介護予防事業に積極的に取り組むとともに、高齢者が長年にわたって培った知識や経験を生かした地域活動やボランティア活動などを通じて、生き生きとした生活を送ることができるよう、社会参加等を促進する。

また、何らかの支援が必要になっても高齢者が住みなれた地域において、尊厳を持って自立した生活を送ることができるよう、サービスの効果的な使い方・質の向上を図る。

### (2) 児童福祉の増進を図るための対策

結婚について、社会全体で支援する気運を醸成するとともに、多様な保育サービスの充実、多様な働き方への意識啓発、地域における相談体制や子育て支援サービスの充実などに取り組み、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する。

また、全ての子どもが健やかに育つように、ひとり親家庭など、様々な環境にある子どもや家庭に対する支援を行うとともに、子どもへの虐待の防止に取り組む。

## 8 教育及び文化の振興

少子高齢化や高度情報化の進展等、社会情勢が大きく変化し続けている中で、年齢や性別を問わず、一人ひとりが社会の様々な分野で生き生きと活躍していくために、家庭教育、学校教育、社会教育を通じて職業生活に必要な新たな知識・技能を身に付けたり、あるいは社会参加に必要な学習を行うなど、生涯を通じての学習が必要となっている。

また、家庭や地域の教育力の向上、高齢者の健康維持への対応等、地域における課題解決のための生涯学習や、地域の歴史・文化資源を大切にする街づくりへの関心やニーズが高まってきていることから、これらの観点に立った施策を推進する。

### (1) 地域振興に資する多様な人財の育成

人口減少や少子化、高齢化などが急激に進行する中で、本地域における様々な地域課題に対応し活性化を図るため、地域活動を志す人財の発掘・育成を推進する。

また、活力ある地域づくりのため、地域の資源を生かした観光やものづくりなどの生業（なりわい）づくりに取り組むリーダーや地域の課題解決を支える人財の育成を推進するとともに、地域を持続的・自立的に発展させるため、地域を支える若手就業者の育成・確保や、女性の創業・起業などの新しい取組へのチャレンジを推進する。

豊かな学びと社会参加活動を図るため、大学、企業、NPOなどと連携した多様な学びの機会の充実や学びを生かした活躍の場づくりなどを推進する。

## (2) 教育・文化施設等の整備

### ① 研究機関の支援機能の強化

近年のめざましい技術開発革新に対応し、地域産業が持続的成長と産業技術力の向上を図るためには、研究開発の戦略的重点化、地域の持つ研究資源の有効かつ効率的な活用が不可欠である。

このような地域の要求に的確に応え、地域産業の振興を図るため、試験研究機関相互の連携など産学官の連携をより密にし、地域企業の獨創性・優位性のある技術開発、新規分野への進出及び創業に向けた支援機能の強化に努めていく。

### ② 教養・文化、スポーツ・レクリエーション機能の充実

市町村が進めているりんごテーマパークの整備事業（板柳町「ふるさとセンター」）、古代文化の研究・学習・体験・展示施設整備事業（つがる市）等の整備を促進する。

スポーツ・レクリエーション機能の整備については、市町村が進めている総合運動公園（つがる市）、海水浴場（つがる市「出来島海水浴場」）、ケビンハウス（外ヶ浜町「龍飛崎シーサイドパーク」）、滞在型リゾート施設（つがる市「つがる地球村」）、コテージ（外ヶ浜町「おだいばオートビレッジ」）、緑とせせらぎのある緑道（板柳町「中央アップルモール」）等の事業の整備を促進する。

## (3) 地域文化の振興

地域固有の文化財の保存・活用を図るため、市町村が進める遺跡発掘調査事業、史跡の整備事業及び所有者が行う指定文化財の保存・整備事業等を促進する。

## 9 地域間交流の促進

本地域の豊かで美しい自然環境、地域の特性を存分に生かした農林水産業、地域の風土によって育まれてきた伝統文化、個性ある歴史や特産品など地域独自の豊富な資源の有効活用を図ることとし、産業、経済、スポーツ、文化等、様々な形で他地域との交流を促進するため、以下の施策を推進する。

### (1) 地域間交流の促進のための方策

農林水産業が担っている多面的機能についての理解や、住民相互の連携を促進するための交流の場として、農林水産物及び加工品の販売施設、農林漁業体験施設などの整備を推進する。

エコツーリズムやグリーン（ブルー）・ツーリズムなど目的に応じた体験型の旅行が増えつつあることから、自然や温泉などの天然資源、街や農山漁村の景観、歴史・文化等をフルに活用し、都市住民等との交流を促進する。

安全・安心で良質な農林水産物など旬の食材を活用したメニューの開発、郷土料理などの伝統料理に関する情報提供、ホスピタリティーの向上に努め、地域間交流の活発化に必要なソフト面の充実を図る。

経済・社会のグローバル化、情報化の急速な進展に伴い、半島地域市町村においても、アジア近隣諸国や北米をはじめ海外諸地域、諸都市との姉妹・友好提携等が行われ、国際交流が進められているほか、在住外国人も増加してきていることから、国際交流団体・ボランティア団体に対する支援、相談窓口の機能強化などにより、国際交流の推進を支援する。

## 10 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化

半島地域は、急峻な地形が多く、長い海岸線を有していることなどから、台風や大雨、地震などによる自然災害を受けやすい状況にあり、最近の国内外における風水害や地震に伴う津波災害などの発生により、地域住民の災害に対する関心が高まっており、被害を最小限にするための安全性の高い国土づくりが求められていることから、以下の観点に立って施策を推進する。

### (1) 災害防除のための国土保全施設等の整備

災害に強い安全・安心な国土づくりについては、防災関係機関との連携を図りながら、地域内の災害危険箇所などに関する情報の共有を進め、山地の保全、砂防、地滑り・急傾斜地・なだれ対策、道路の防災対策、河川・海岸・ため池の整備などを推進する。

また、整備に当たっては、生態系の保全や自然環境との調和など、周辺環

境や景観に配慮しながら進める。

## (2) 防災体制の強化

地形的条件に基づく、危険箇所情報や津波浸水区域等のハザードマップ作成と情報提供を行い、「孤立集落をつくらない」との視点に立った、最適な避難経路、避難場所等の確保に向けた対策を推進する。

また、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の施設及び設備の整備・維持管理、防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救難、救助その他保護を迅速かつ的確に実施するための体制の整備を図る。

さらに、地形的条件による防災力の不足等への対応のため、地域住民に防災意識が定着する取組を進めるとともに、自主防災組織や防災ボランティアなど、自らの手で地域を守る住民の取組を促進する。

# 下北地域半島振興計画

平成27年12月

青 森 県

平成27年12月 全部変更

# 目 次

序 章	頁
1 計画作成の背景及び目的	1
2 計画作成の方針等	
(1) 計画の性格と役割	1
(2) 計画作成の視点	1
(3) 計画期間	2
(4) 他計画との連携と調和	2
(5) 計画の体系	3
第1 基本の方針	
1 概 況	
(1) 下北半島地域の概況	5
(2) 周辺地域の概況	6
2 現状及び課題	
(1) 地域の現状	7
(2) 地域の課題	12
3 下北半島地域振興の理念、将来ビジョン	
(1) 下北半島地域振興の理念	15
(2) 下北半島地域の将来ビジョン	15
4 振興の基本的方向及び重点とする施策	
(1) 基本的方向	17
(2) 重点施策	17

## 第2 振興計画

1	交通通信の確保	
(1)	交通施設の整備	21
(2)	地域における公共交通の確保	22
(3)	情報通信技術（ICT）の活用	23
2	産業の振興及び観光の開発	
(1)	農林水産業の振興	24
(2)	商工業の振興	25
(3)	観光の開発	26
3	就業の促進	
(1)	むつ小川原地域の開発	27
(2)	産業集積の形成	27
(3)	産業人財の育成の取組	28
4	水資源の開発及び利用	
(1)	水資源確保対策	29
(2)	水資源の利用	29
5	生活環境の整備	
(1)	下水道、廃棄物処理施設等の整備	30
(2)	公園等の整備	30
(3)	住宅関連対策	30
(4)	生活サービスの持続的な提供	30
6	医療の確保	
(1)	医療の確保を図るための対策	31
(2)	その他の対策	31
7	高齢者の福祉その他福祉の増進	
(1)	高齢者の福祉の増進を図るための対策	32
(2)	児童福祉の増進を図るための対策	33

8	教育及び文化の振興	
(1)	地域振興に資する多様な人財の育成	34
(2)	教育・文化施設等の整備	34
(3)	地域文化の振興	34
9	地域間交流の促進	
(1)	地域間交流の促進のための方策	35
10	国土保全施設等の整備及び防災体制の強化	
(1)	災害防除のための国土保全施設等の整備	35
(2)	防災体制の強化	36



## 序 章

### 1 計画作成の背景及び目的

本地域（むつ市を含む1市4町4村）は、昭和61年、半島振興法の地域指定を受け、以来、交通・産業等の基盤整備を中心とする様々な振興施策を推進してきた。その間には、道路をはじめとする交通基盤の整備や地場産業の集積の面で、一定の成果が現れ、また、本地域の自然資源、歴史・文化資源に対する評価も高まり、人的交流も活発化の方向がみられる。

しかし、急速な国際化、情報化等の進展により、依然、産業・交通・情報通信等の基盤整備面での相対的立ち遅れは解消されるに至らず、また、全国と軌を一にする少子化の傾向等も相まって、人口の減少・高齢化が続く振興の必要性の高い地域となっている。

一方、本地域は、本州と北海道を結ぶ地理的要衝にあり、今後、交通・運輸面等における全国的視点に立った役割の増大が予測される地域でもある。また、環境意識の高まり、心の豊かさを求めるライフスタイルの志向など、国民の価値観は変化しつつあるが、そのことにより、豊かな自然空間に恵まれた本地域が国民に自然体験・保養の場を提供する役割も重要となってきている。

以上から、本計画は、本地域における豊かで安全・安心、快適な暮らしづくりと魅力ある半島地域づくり、さらには、新たな全国的視点に立った役割の遂行に資することを目的として策定するものである。

### 2 計画作成の方針等

#### (1) 計画の性格と役割

本計画は、県・市町村・地域住民が一体となって事業を進めるに当たっての指針となる性格を有する。

また、本計画が県土の均衡ある発展に資するという全県的役割に加え、国土の均衡ある発展に資するという全国的視点に立った役割の一翼を担うとともに、官民あげての国民的自然体験・保養空間の提供等の役割を有することから、国に対しては、本計画の施策について社会資本整備重点計画等を通じて、必要な予算措置と事業推進を期待する。

#### (2) 計画作成の視点

計画作成の背景や計画の役割等から、施策を講じるに当たっては以下の広域的視点に立つものである。

### ① 全県的視点

本地域は、面積において県土の約22%、人口では県全体の約9%を占める地域であり、県土の均衡ある発展を図る観点に立った振興が必要な地域となっている。

また、隣接する上十三地域や青森市をはじめとする県内他地域との経済・技術・文化の交流を推進することで相互に補完しあうことが必要な地域であることから、本地域における資源・産業や技術の集積等を活かし、県内他地域との連携と交流の拡大を図る施策を積極的に推進する。

### ② 全国的視点

本地域は、北海道と東北との結節点に位置しており、交通、情報通信等をはじめ多くの振興施策の推進に当たって、全国的視点に立った推進が期待されている地域である。

また、本地域は、優れた自然、特徴ある歴史・文化資源等により、今後、国民的自然体験・保養空間を提供することが期待されていることから、観光・レクリエーション事業をはじめ様々な事業の展開において全国的視点に立った取組を推進する必要がある。

### ③ 世界的視点

本地域は、日本海対岸地域（ロシア極東地域、韓国、中国沿岸地域等）や環太平洋地域からの船が行き交う国際海峡である津軽海峡に面し、国際交流の潜在力を有している。地域内では、原子力エネルギーや核融合エネルギー、再生可能エネルギーなどの多様なエネルギー関連施設等が集積しており、これら研究開発技術や原子力の平和利用技術など多面的な国際交流等が進む可能性がある。

したがって、振興施策の推進に当たっては、これらの世界的視点に立って地域振興を進めていくものである。

### (3) 計画期間

概ね平成27年度から平成36年度までとする。

### (4) 他の計画との連携と調和

青森県基本計画未来を変える挑戦、国の国土形成計画（全国計画、広域地方計画）及び国土利用計画（全国計画、県計画、市町村計画）並びに社会資本整備重点計画等との整合を基本としながら、地方生活圏計画、定住自立圏

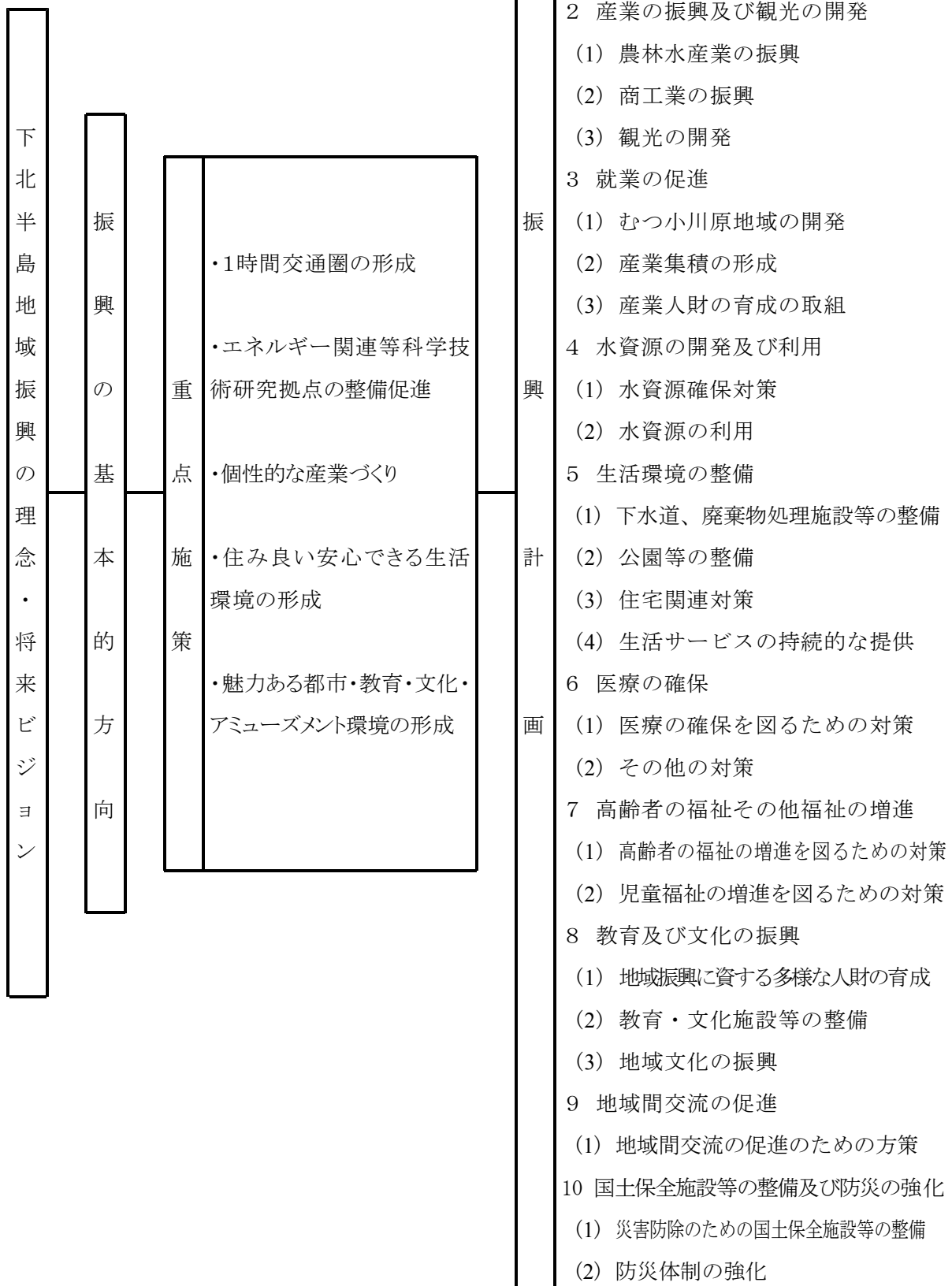
構想、むつ小川原開発基本計画、さらには、本地域内市町村の長期総合計画等と整合を図るものとする。

(5) 計画の体系

本計画は、まず地域の振興の理念を明らかにし、地域の将来の姿（ビジョン）を描いたうえで、理念にのっとりビジョンの具体化を目指す振興方策を推進するものである。

振興方策は、「基本的方向」のもとに「重点施策」を掲げ、重点施策の具体化施策は「振興計画」に挙げた。

# 計 画 の 体 系



## 第1 基本の方針

### 1 概況

#### (1) 下北半島地域の概況

本地域は、わが県の太平洋側から北へ突き出した半島で、本州最北端に位置する。津軽海峡の最狭部約20kmを隔てて北海道と、平館海峡を挟んで津軽半島と相對している。

面積は県土の約22%にあたる2,087km<sup>2</sup>、人口は119,454人(平成22年国勢調査)で県人口の約9%となっている。これは、全国面積、人口に占める半島地域の割合の各2倍強であり、他県に比べ全県に占める比重の大きい地域ブロックの一つとなっている。

地勢は恐山山地が広がる山がちな北半部と下北丘陵等なだらかな台地が広がる南半部とに大きく分けられ、昭和43年7月22日には恐山や仏ヶ浦、大間崎などが下北半島国定公園に指定されており、貴重な動植物の宝庫となっている。また、陸奥湾が深く湾入することにより延長317kmに及ぶ長大な海岸線に恵まれており、良港も多い。

地域の68%が森林でヒバ(ヒノキアスナロ)の美林がみられる。農用地は9%に過ぎないが、丘陵地を中心に広い未利用地が存在し、畑作や畜産等の開発可能性が残されている。

気候は太平洋側は表日本型気候に属し、春の終わりから夏にかけての偏東風(ヤマセ)が吹く時期には低温、日照不足の日が続き、農作物等は被害を受けやすい。また、西部は日本海型気候に属し、11月から3月まで北西の季節風が降雪をもたらす。全体的に県内日本海側地域(津軽地域)より降雪量は少なめで、年平均気温も低い。

本地域には、縄文時代の早期～晩期各時代の遺跡が存在し、悠久の昔からの人間居住の跡がみられる。

本地域が史書に現れるのは、南北朝期(14世紀中～後期)の頃からで、糠部(ぬかのぶ)郡及び宇曾利郷と呼ばれた本地域は、ヒバ(ヒノキアスナロ)の良材や名馬を産出することで知られた。江戸期には西回り・東回り・蝦夷地回船の接合点として海運による全国的流通の一翼を担ったが、安政の開国後、外国貿易の進展による国内流通経路の変化や明治初年の山林国有化により、海上交易は衰微するに至った。

明治～戦前においては、我が国の開発政策の主眼が4大工業地帯の工業開発や植民地経営へと向けられたことから、本地域への開発投資は、軍港の整備と併せて鉄道の敷設等がみられた程度であった。

戦後、国の復興策に合わせ本地域では地下資源の開発とそれを原料として活用する工業振興の取組が開始された。うち、砂鉄を原料とする鉄鋼を中心とした工業開発は実現に至らなかったものの、尻屋地区の石灰石を原料として、昭和54年、東北開発株式会社がセメント工場を開業し部分的には結実するに至った。

地域産業については、農林水産業の基盤づくりが展開されるとともに、観光開発も進められた。

また、地域発展の基盤としての交通体系の整備も港湾や道路を中心として徐々に進められる一方で、原子力の平和利用を含む、エネルギーの研究・開発及び利用に関する施設の立地が進められた。現在では海洋地球研究船「みらい」となった我が国初の原子力船「むつ」の母港がむつ市に置かれた（当初大湊港、後に関根浜港）ことや使用済燃料中間貯蔵施設の建設のほか、東通村では、東北電力株式会社東通原子力発電所1号機が営業運転しているほか、東京電力株式会社東通原子力発電所1号機が着工し、さらに両社とも2号機の建設計画がある。また大間町においても、全炉心にMOX燃料装荷を目指す電源開発株式会社大間原子力発電所が建設中である。

さらに、本地域の6市町村が含まれるむつ小川原地域においては、国家プロジェクトとしてむつ小川原開発を推進してきており、これまでに国家石油備蓄基地、原子燃料サイクル施設が立地・操業するとともに港湾、道路などの基盤整備が進められてきている。

## (2) 周辺地域の概況

本地域は、青森市、十和田市、三沢市及び北海道函館市に近接している。

青森市は、人口約30万人を擁する県庁所在市であり、青い森鉄道線及び国道4号によって本地域の付け根に位置する野辺地町と、さらにJR大湊線、国道279号及び国道338号によってその他の町村とも連絡している。近年のモータリゼーションの一層の進展や都市機能に対する本地域住民のニーズの高度化、多様化に対応した総合的な都市機能整備の遅れ等から、教育・文化、医療面をはじめ多くの分野に係る本地域の青森市との結びつきは強い。

十和田市（人口約7万人）及び三沢市（人口約4万人）は、上十三広域行政圏の中心都市であり、特に本地域の陸橋部を構成する4町村との行政的結びつきが強い。三沢市の三沢空港（米軍共用飛行場）は、本地域の空の玄関の機能を果たしている。

本地域の北端大間町からは函館市へカーフェリーが1日2往復（夏季等の増便期間：3往復）運航している。所要時間は約1時間30分で、いわば北

海道は指呼の間にあるといえる。元来、本地域の北部町村（大間町、佐井村、風間浦村）は、医療等の面で函館市との結びつきが強かったが、現在もそのつながりは続いている。

## 2 現状及び課題

### (1) 地域の現状

#### ① 下北半島地域の構成市町村

本地域は、むつ市、野辺地町、横浜町、東北町（東北町のうち東北地区）、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村の1市4町4村から構成されている。

市 町 村 名	面積 (km <sup>2</sup> )	平成17年国勢調査 人口(人)	平成22年国勢調査 人口(人)
む つ 市	864.16	64,052	61,066
野 辺 地 町	81.68	15,218	14,314
横 浜 町	126.38	5,097	4,881
東北町(東北地区)	209.72	10,167	9,621
六 ヶ 所 村	252.68	11,401	11,095
大 間 町	52.10	6,212	6,340
東 通 村	295.27	8,042	7,252
風 間 浦 村	69.55	2,603	2,463
佐 井 村	135.04	2,843	2,422
計 1 市 4 町 4 村	2,086.58	125,635	119,454
青 森 県	9,645.40	1,436,657	1,373,339

※ 市町村名は、平成27年4月1日現在の市町村名。

〔下北半島地域内における市町村合併の状況〕

むつ市：平成17年3月14日にむつ市、川内町、大畑町、脇野沢村が合併してむつ市となった。

東北町：平成17年3月31日に東北町と上北町が合併して東北町となった。下北半島地域としては、東北町のうち上北地区を除く東北地区が対象地域となっている。

資料：総務省「平成17年国勢調査」及び「平成22年国勢調査」

国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(平成26年)等

# 下北半島地域





## ② 人 口

平成22年の本地域の人口は、119,454人で、平成17年の125,635人より6,181人、率にして4.9%の減少となっている。本地域の人口は、昭和35年（人口149,291人）をピークとして、以後減少を続けており、この50年間に20.0%の減少をみた。全国の半島地域（平成22年における平成17年との比較）に比べると人口減少のスピードは僅かながらに緩やかとなっている。

年齢階層別人口構成では、平成22年の年少人口（0～14歳）割合は12.7%で、ピーク時（昭和35年、40.0%）の約3割になった反面、65歳以上の高齢人口の割合は、昭和35年（4.6%）の5倍を超える26.3%に増大した。

この人口の長期減少は、高校卒業者の4割以上が県外で就職している状況が続いているなど若者の地域外流出による社会減の進行と、少子化に伴い自然動態が減少に転じたことが相まって生じているものと考えられる。

## ③ 産 業

本地域の産業構造を就業人口の構成比率（平成22年）からみると、第1次産業が12.7%（県平均12.7%）、第2次産業が25.7%（同20.0%）、第3次産業が60.6%（同64.6%）となっており、第3次産業の比率が高くなっているのが特徴であり、中でもむつ市は71.5%と特に高くなっている。また、第1次産業の中でも漁業の占める割合が46.1%と県平均（10.4%）の4倍以上と極めて高いのが特徴的である。

第2次産業就業者の割合は、県平均を5.7ポイント上回っているが、全市町村において建設業の割合が製造業より高くなっている。

本地域の1人当たり市町村民所得額をみると、341万円（平成24年）と県平均（242万円）の140.7%となっているが、原子燃料サイクル施設が立地している六ヶ所村を除いた地域では、県平均の87.8%に止まっている。

## ④ 観 光

本地域は、仏ヶ浦・薬研溪谷等の優れた景勝地、広い海域、日本三大霊場に数えられる恐山など豊富な観光資源に恵まれており、県内有数の観光レクリエーション地区となっている。

平成25年の観光客入込数は、県全体の入込客数の6.0%に当たる延

べ198万人となっており、そのうち、冬期（11～3月）の入込客は24.1%と県平均（26.5%）より低くなっていることから、冬季観光の促進が課題となっている。

#### ⑤ 交通基盤

本地域の道路網は「半島循環道路」に指定されている国道4号（野辺地町のみ）の野辺地町から陸奥湾岸沿いに北上し、むつ市、大間町を経て函館市に至る国道279号及びおいらせ町から太平洋岸を北上し、六ヶ所村、東通村、むつ市、佐井村、大間町を経て函館市に至る国道338号、さらにこれらを補完する主要地方道9路線、一般県道29路線により形成されている。

国道279号は改良率が96%と整備が進んでいるが、むつ市大畑町二枚橋をはじめ、一部交通の隘路区間の整備が残っている。

国道338号は改良率が82%であり、未改良区間は、地形が厳しい東通村の太平洋岸を通る「白糠バイパス」、むつ市・佐井村の「海峡ライン」、むつ市の「大湊バイパス」に集中している。

本地域の県管理道路延長は754km（県全体約3,587km）で、改良率は79%（県全体73%）、舗装率は71%（県全体67%）という状況にある。

また、地域高規格道路「下北半島縦貫道路」（むつ市～七戸町間約68km）は平成6年12月に計画路線に指定されて以来、順次整備が進められており、現在は六ヶ所村～野辺地町間の「有戸北バイパス」、「有戸バイパス」、「野辺地バイパス」計19.5kmが供用されているとともに、むつ市の「むつ南バイパス」8.7km、横浜町～六ヶ所村間の「横浜南バイパス」7.0km及び「吹越バイパス」5.8kmの整備が進められている。なお、むつ市～横浜町間約21kmが未着手区間として残っているが、近隣に代替路を有していないなどの脆弱性を抱えていることから、早期の事業着手が求められているところである。

鉄道は、青い森鉄道線（野辺地町～東北町）、JR大湊線（野辺地町～横浜町～むつ市）の2線がある。

港湾については、重要港湾1港（むつ小川原港）、地方港湾6港（大湊港、野辺地港、川内港、仏ヶ浦港、大間港、尻屋岬港）がある。

海上交通は、大間～函館間フェリー、脇野沢～蟹田間フェリー（冬期間運休）及び青森～脇野沢～佐井間航路がある。

また、本地域に空港はないが、本地域に隣接する三沢市には、本県の県

南地域の空の玄関口として三沢空港があり、現在札幌（丘珠）、東京（羽田）、大阪（伊丹）間の国内定期便が就航している。

#### ⑥ 医療、福祉

本地域の人口10万人当たりの医師数は109.0人（平成24年）で、平成14年に比べ10.1人増加したが、依然として県平均（184.5人）の59%程度に止まっている。

人口10万人当たりの歯科医師数は、47.4人（平成24年）で、平成14年に比べ6.7人増加したが、県平均（56.0人）より8.6人少なくなっている。

人口10万人当たり病院病床数は、715床（平成25年）と、県平均（1,341床）の53.3%となっている。

社会福祉施設については、介護保険施設・地域密着型介護老人福祉施設が23施設、児童福祉施設が51施設、障害者支援施設が8施設となっている。

#### ⑦ 環境衛生

水道については、平成25年度末現在の水道普及率（簡易水道及び専用水道を含む）が96.9%で県平均の97.5%より若干整備が遅れている。

公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の污水处理施設については、平成25年度末現在の污水处理人口普及率が48.2%で、県平均の75.2%に比べ大幅に整備が遅れている状況にある。

#### ⑧ 教育、文化

高等教育機関については、大学、短大、高等専門学校のいずれも設置されていないが、公共職業能力開発施設として県立むつ高等技術専門校がある。

図書館は、むつ市（18.4万冊）、野辺地町（8.9万冊）、横浜町（2.7万冊）、六ヶ所村（5.1万冊）の4館となっており、美術館、博物館及び博物館相当施設はない。歴史民俗関係の資料館は、野辺地町、東北町、六ヶ所村及び佐井村に各1館ある。

また、階段式ホールや会議室等を有する大規模な集会施設は、むつ市に下北文化会館（1,186席）、大間町に北通り総合文化センター（753席）、六ヶ所村文化交流プラザ（706席）の3施設がある。

スポーツ施設については、総合運動場が2施設（むつ市、六ヶ所村）あり、むつ市の陸上競技場は第2種公認競技場と高水準となっているものの、球技場、柔剣道場等未整備の施設が多い。

また、四季を通じて、アマチュア野球、サッカー、テニス、ゲートボール、ソフトボールといったスポーツの他、コンサートなど各種イベントにも利用できる多目的ドームの「しもきた克雪ドーム」が、下北半島地域中核拠点施設として平成17年7月に完成した。

## ⑨ 地域間交流

下北半島国立公園などの豊かな自然に恵まれ、伝統の祭りや郷土芸能、健康や癒し効果も期待できる豊富な温泉、地域固有の食など多くの魅力にあふれた本地域では、地域の暮らしや生活文化などに対する関心の高まり等から、地域資源を活用した下北ジオパーク構想の実現、観光コンテンツの開発や観光地づくりに加え、質の高い観光案内の提供を目指したプラットフォーム化による受け入れ体制の整備、交流人口拡大のためのイベントや情報発信など広域的な取組が行われている。

## (2) 地域の課題

現状でみてきたとおり、本地域は人口の長期減少・高齢化に見舞われてきた。

これは、主に、新規学卒者の県外への就職など若者の本地域外への流出によって生じたもので、そこには本地域の雇用吸収力の低さがあった。

また、以前は、自然増（出生者数から死亡者数を除いたもの）が社会減をある程度カバーしてきたが、年少人口（0～14歳）がピーク時の昭和35年（59,654人）の25.3%（15,120人）になるという本地域の急速な少子化の結果、本地域全体の自然動態は、増加から減少に転じ、もはや人口増加要因として期待できない状況となっている。

この人口の長期減少は、本地域の経済活動全体に悪影響を与えており、地域の活力低下・沈滞が懸念される状況となっている。

一方、人口減少に歯止めをかけるまでには到っていないものの、一定の開発ポテンシャルの高まりもみられる。

第一には、むつ小川原開発地区（六ヶ所村から三沢市北部に至る臨海部）における開発の展開である。同地区では、港湾、道路などの基盤整備が進められるとともに、我が国のエネルギー政策上重要な施設である国家石油備蓄基地や原子燃料サイクル施設のほか、国立研究開発法人日本原子力研究開発

機構により「国際核融合エネルギー研究センター」が設置され、国際熱核融合実験炉（ITER）計画の支援とともに、原型炉にむけた研究開発プロジェクト「幅広いアプローチ（BA）活動」が進められるなど、特色あるエネルギー関連施設の立地が進んでいる。更には原子力関連施設が立地しているという本県の地域特性を踏まえ、原子力分野の人財育成や研究開発のための拠点施設の整備が進められるなど、環境・エネルギー問題といった国際的課題に対応しうる研究開発や新しい時代を切り開く産業集積の拠点形成の素地ができている。

第二には、原子力発電所の開発計画である。東通村では東北電力株式会社東通原子力発電所1号機が営業運転しているほか、東京電力株式会社東通原子力発電所1号機が着工し、さらに両社とも2号機が計画されているほか、大間町にも全炉心MOX燃料装荷可能な改良型沸騰水型軽水炉1基が建設中であり、将来的に合計5基が運転される計画となっている。5基の出力総計は約664万kWにのぼり、本地域は電力の一大供給拠点となるものである。さらに、六ヶ所村の再処理施設を始めとする原子燃料サイクル施設やむつ市の使用済燃料中間貯蔵施設といった原子力関連施設が立地し、又は計画されている。

第三には、再生可能エネルギーの導入拡大である。本県は、風力発電の設備容量において全国トップクラスを維持しており、特に風況に恵まれた下北半島にその大部分が集中しているほか、東日本大震災以降、固定価格買取制度（FIT）の導入により大規模な太陽光発電の設置も進んでいる。

第四には、海洋科学研究の拠点化の動きである。むつ市関根浜港が、国立研究開発法人海洋研究開発機構の海洋地球研究船「みらい」の母港となっているほか、大湊港には、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構のむつ事務所において、加速器質量分析装置（タンデトロン）が整備されるとともに、公益財団法人日本海洋科学振興財団のむつ海洋研究所及び公益財団法人日本分析センターのむつ分析科学研究所が設置され、海洋中での物質循環モデルの構築などの研究が進められている。

第五には、地域ブランド（下北（半島）ブランド）創出拠点の整備である。本地域で生産される農林水産資源を活用した地域色豊かな加工品開発や商品化に関する技術の試験研究、指導開発並びに人財育成を支援するため、平成13年4月に、青森県ふるさと食品研究センター下北ブランド研究開発センターが設立、平成21年4月には、地方独立行政法人の発足に伴い、地方独立行政法人青森県産業技術センター下北ブランド研究所として、水産物の鮮度保持や成分特性、農林水産物の加工品・加工技術の研究・開発が進められ

ている。

第六には、交通基盤整備の進展である。半島循環道路をはじめとする本地域内の道路の整備は、着実に整備・供用が図られている。地域高規格道路「下北半島縦貫道路」についても平成24年11月に「有戸北バイパス」が開通するなど整備が進んでいるが、早期全線供用に向け、今後未着手区間の早期事業着手をはじめとした事業の促進が求められている。

東北新幹線全線開業及び平成27年度末の北海道新幹線新青森・新函館北斗間開業や青森空港の滑走路3,000m化などの機能充実も本地域にとって大きなプラス要因となっている。

また、国民生活においては、心の豊かさを求めた余暇活動に価値観を求めるライフスタイルが広まり、交通基盤の整備の進展とともに、豊かな観光資源を有する本地域の発展可能性が高まりつつある。

① 以上から、本地域においては、豊かな自然環境と生物多様性の保全に留意しながら、将来性の高い先端技術を活用した産業の集積や今後の有望産業として期待される環境・エネルギー産業の創出、食品加工など本地域の特性を生かした産業の振興などにより、新たな雇用の場を創出するなど定住の促進に努める必要がある。

また、観光レクリエーション産業は、本地域が優位性を発揮できる産業として重要であり、個性化を図ることにより高い収益性を望むことができることから、積極的に振興を図る必要がある。

より具体的には、

ア 地域産業の研究開発力の向上

イ 高度な科学技術開発を支える産業・情報通信基盤、住・遊等機能の整備

ウ 高度な科学技術開発を支える人財づくり

エ 半島地域ならではの新たな観光形態の創出

等が課題となるものである。

② また、ア～エ等の課題を克服するための基本的な施策として、空港等高速交通施設へのアクセス時間の一層の短縮や新たな交通モードの整備、地域内交通ネットワークの形成等、交通基盤整備や情報通信基盤の一層の推進及び産業・教育・生活などのあらゆる分野で必要とされるブロードバンド等の情報通信基盤や高度情報通信ネットワークの整備充実が必要となる。

- ③ さらに、本地域の振興のためには、県内周辺地域や北海道道南地域との緊密な連携が必須であることから、今後、連携・相互交流の一層の推進が課題となっている。

### 3 下北半島地域振興の理念、将来ビジョン

#### (1) 下北半島地域振興の理念

下北半島地域の振興においては、地域が抱える前述の諸課題を解決する必要性や地域の特色・可能性に根ざした振興を図る観点に立って、国、県、市町村等の公共団体はもとより、地元経済団体、地域づくり団体等をも含む多様な主体が、下北半島地域を一体としてとらえた半島全体に事業効果が及ぶ事業を実施するとともに、都市機能集積の高い隣接地域との連携を密にすることによって、下北半島地域のおかれた遠隔性の解消を図り、下北半島地域の現居住者や、幅広い層の移住（希望）者が、安定した収入、安全性・快適性及び高い利便性（都市機能）を享受して日々の生活を楽しみ、地域に魅力と誇り・愛着を感じながら定住することができるよう振興するものである。

また、下北半島地域が有する豊かな自然・歴史・文化資源等を生かし、知的充足感が得られる余暇生活の場を国民に提供できるよう振興する。

#### (2) 下北半島地域の将来ビジョン

下北半島地域の振興の理念に基づき、将来ビジョン（将来像）を次のように設定する。

なお、本計画は、概ね平成36年度までの10年間を計画対象期間とするものであるが、ここで掲げる将来ビジョンは、計画期間にとらわれず設定するものである。

##### ① 下北半島地域における交通ネットワークの整備・エネルギー供給拠点の形成

下北半島における地域高規格道路等の道路網や港湾の整備により、「下北半島1時間交通圏ネットワーク」が実現し、原子力発電所の立地の進展により、本地域がエネルギー供給拠点の役割を担っている。

##### ② エネルギー関連産業、海洋科学研究の一大中心地化

交通基盤、各種産業基盤、情報通信基盤等が整い、原子力の利用、海洋科学研究、鉱物資源探査等に向けられた各種の研究・産業施設が立地し、

試験研究機関の整備と相まって、本地域が我が国のエネルギー関連産業の一大中心地となっている。

③ 「科学技術創造圏」の形成

むつ小川原開発地区を中心とするエリアで、環境・エネルギー産業の集積が進み、また科学技術分野における研究開発、人財育成拠点が形成されている。

④ 海洋・森林資源をフルに活用する産業の確立

水産資源の増養殖研究・生産・流通を一貫するシステムづくりと体験・学習、マリンレジャー産業を複合化した「総合海洋産業」や、畜産物加工品、水産物加工品を主力とする「下北（半島）ブランド」づくり、林産資源の加工研究、さらには、「半島ツーリズム」の本地域の展開としての水産資源をはじめとする旬の食材、ブルー・ツーリズムやエコツーリズム等、海洋・森林を活用する「下北半島フルシーズンツーリズム」等、特徴的な地域資源を活用する「ジオツーリズム」等、三方を海に囲まれ、森林資源に恵まれている本地域の特徴をフルに活用する個性的な産業が確立している。

⑤ 半島いきいきライフシステムの実現

交通基盤、都市基盤、各種情報通信基盤等の整備が進展するとともに、住民は都市アメニティ機能、各種アミューズメント機能を享受しつつ自己実現を図ることのできる生きがい満ちた生活（いわゆる「半島いきいきライフ」）を送っており、住民が本地域の自然、歴史・文化の案内者（ガイド）、伝授者（インストラクター）、保護者等として活躍することができる制度・組織も整備されている。

⑥ 保健・医療・福祉包括ケアシステムの充実による安心半島の形成

全ての住民が、生涯にわたり住み慣れた地域で健やかで安心した生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉サービスを必要なときに適切な内容で、切れ目なく総合的・一体的に利用できるシステムが形成されている。

4 振興の基本的方向及び重点とする施策

計画期間を平成27年度から概ね10年間とし、21世紀中盤における本地



域の経済・社会上の進展・変化を展望しながら、本地域振興の理念にのっとり、将来ビジョンの具体化を目指す振興方策を推進することとし、特に、計画期間である平成27年度から平成36年度までの本地域における人口増減率が、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」に基づく本地域の人口増減率を上回るよう、人口減少の加速に歯止めをかけることを目指しながら、次の基本的方向のもとに本地域の振興を図ることとする。

## (1) 基本的方向

### ① 全国的視点に立った役割の推進

原子力利用産業の立地、バイオマス資源や水素を活用したコージェネレーション、地熱資源など、次世代のエネルギー供給システムの実証等により、北海道・東北地域における環境・エネルギー産業の拠点形成や海洋科学研究に向けられた各種施設の立地の実現に向けて努力し、我が国のエネルギー、海洋科学研究上の新たな全国的視点に立った役割を担い、その経済波及効果による地域の振興を図る。

### ② 豊かな暮らしを築く産業づくり

本地域に豊かな暮らしを築くために、畜産物、水産物加工品のブランド化（「下北（半島）ブランド」）、特徴的な自然・歴史・文化資源を活用した観光、交流イベント等の展開（「下北半島フルシーズンツーリズム」）等、個性的な産業づくりを進める。

### ③ 安全・安心で快適な暮らしを支える定住基盤の整備

本地域に安全・安心で快適な暮らしを築くために、高度情報通信ネットワークや交通ネットワークを整備し、快適な生活環境づくりや災害に強い地域づくり、保健・医療・福祉サービスの総合的・一体的な提供ができる仕組みづくりを進め、定住基盤の整備を進める。

## (2) 重点施策

以上の基本的方向を実現していくために、本計画の期間内においては、特に、1時間交通圏の形成、エネルギー関連等科学技術研究拠点の整備促進、個性的な産業づくり、住み良い安心できる生活環境の形成、魅力ある都市・教育・文化・アミューズメント環境の形成の5つの施策を重点的に推進する。

### ① 1時間交通圏の形成

豊かな暮らしを築く産業づくり、安全・安心で快適な暮らしの形成を推進するうえで、本地域内の人の移動や物流に要する時間の短縮、1回当たりの輸送力の拡大は最も基本的な課題となるが、中心市のむつ市の市街地から1時間以上を要する町村が3町村残っており、発展の大きな阻害要因となっていることから、本地域のどこからでも中心市のむつ市の市街地に1時間以内で到達できる交通圏の形成を重点施策の第一として推進する。

そのためには、道路が主な交通手段となっている本地域においては、半島循環道路やその他の主要地方道、一般県道の整備を推進し、時間短縮の実現に努める。

また、中心市のむつ市自体が県庁所在市から2時間以上を要するという遠隔性を有しており、本地域全体の中核都市へのアクセスの改善が重要であることから、1時間交通圏の形成と併せ地域高規格道路（「下北半島縦貫道路」）の早期整備を促進し時間短縮に努める。

### ② エネルギー関連等科学技術研究拠点の整備促進

本地域では、原子力と環境とのかかわりを研究の主要テーマとする（公財）環境科学技術研究所が立地し、放射性物質の環境への影響等に関する調査研究が進められているほか、海洋研究開発機構むつ研究所が設置されるなど海洋科学研究の拠点化の動きが見られること、環境・エネルギー産業の研究開発機能の展開が見込まれている。

また、日本原子力研究開発機構により「国際核融合エネルギー研究センター」が設置され「幅広いアプローチ（BA）活動」が進められているほか、原子力関連施設が立地しているという本県の特徴を踏まえ、原子力分野の人材育成や研究開発のための拠点施設の整備が進められており、エネルギー・科学技術研究の拠点形成を目指す。

### ③ 個性的な産業づくり

本地域には、環境・エネルギー産業の創出や研究開発拠点の形成、工業技術を活用した新たな農業生産のシステムづくり、海洋科学研究に係る開発拠点形成などに一定の進捗が見られることから、一層の発展に努めて産業拠点の整備を促進する。

また、こうした産業拠点づくりに対応して、人財育成の場を整備し、開発の波及効果を地域に吸収することに努める。

今後も本地域を支える基幹的な産業である農林水産業については、消費者が求め、必要とする安全・安心で良質な県産農林水産物やその加工品を強力に売り込み、収益性アップを図っていく。

具体的には、安全・安心な青森産品づくり、きれいな水資源の再生・保全、認定農業者等の人財育成、資源管理型漁業やつくり育てる漁業などを進めるとともに、豊かな地域資源を活用したグリーン（ブルー）・ツーリズムを展開し、消費者の信頼確保に努めていく。

さらに、地方独立行政法人青森県産業技術センター下北ブランド研究所など関係機関との連携の下に、農林水産品の加工による地域特産品（「下北（半島）ブランド」）づくりの創出を推進し、地域産業の活性化を図る。

観光については、本県の自然、四季の移ろい、安全・安心な農林水産物、食、地域文化などの地域資源や豊かに流れる時間を全身で満喫してもらう新しい形の観光である「あおもりツーリズム」を推進する中で、本地域ならではの「下北半島フルシーズンツーリズム」を創出することが重要であり、特に陸奥湾内航路の海上交通の整備等、津軽半島との連携の可能性を視野に入れながら、その推進体制、拠点・コース等の整備について検討する。また、北海道新幹線開業の好機を生かし、道南地域と連携しながら、旅行商品の造成促進やプロモーション活動により国内誘客を推進する。

#### ④ 住み良い安心できる生活環境の形成

本地域に安全・安心で快適な生活を築くため、防犯や交通安全、消費生活や食の安全・安心の確保を図るほか、雪に強いまちづくりやユニバーサルデザインを取り入れたまちづくり、下水道の普及率の向上などに取り組み、誰もが安心して快適に行動できる生活環境の整備、定住基盤の整備を図る。

一方、近年多発する自然災害などの災害に対応するため、環境や景観に配慮した災害に強い地域づくりを進めるとともに、地域で連携した防災体制の強化を図る。

また、本地域の住民が生涯にわたり健康で安心した生活が送れるよう、保健・医療・福祉サービスの総合的・一体的な提供ができる仕組みづくりを図るほか、情報通信技術（ICT）を活用した医療情報の共有化を進め、医療機関の役割分担と連携の強化を図る。

さらに、幅広い層の移住希望者の視点に立ち、雇用面や住居、文化芸術などの生活面での魅力づくりを県と市町村が連携して推進するとともに、移住希望者向けの積極的な情報発信や相談対応などの取組を進める。

⑤ 魅力ある都市・教育・文化・アミューズメント環境の形成

生活水準の向上による住民生活の高度化に対応できる高次都市機能、文化、アミューズメント環境の形成が必要となっていることから、本地域の気候特性に配慮した雪に強い魅力的な街づくりを促進するとともに、教養文化施設、スポーツ・レクリエーション施設の整備を推進する。

また、住民が本地域の自然、歴史・文化の案内者（ガイド）、伝授者（青少年に伝統芸能や伝承、しきたり等を伝えるインストラクター）、保護者として活躍できる制度・組織（「半島いきいきライフシステム」）の実現可能性について検討する。

## 第2 振興計画

本地域が重点的に取り組む必要がある1時間交通圏の形成、エネルギー関連等科学技術研究拠点の整備促進、個性的な産業づくり、住み良い安心できる生活環境の形成、魅力ある都市・教育・文化・アミューズメント環境の形成の具体化を図るため、以下に掲げる施策を積極的に推進する。

### 1 交通通信の確保

交通通信施設の整備は、本地域が有する大都市圏との遠隔性の緩和、県内地域との時間距離の短縮等をもたらし、本地域の工場立地条件の向上、市場の拡大、輸送の安定化、医療サービスの向上等の効果を生むほか、半島地域が有する自然環境や伝統文化、特産品など都市にはない地域の魅力発信に貢献するものである。さらに、都市と本地域との人、物、情報の交流・連携を通じて、教育や芸術・文化の振興にも寄与するものであることから、とりわけ積極的に推進を図るものである。

特に本地域の場合、中心市のむつ市の市街地までの所要時間を短縮することが重要であることから、以下の施策の推進により1時間交通圏の形成を図るものである。また、隣接地域等との連携・交流を推進する観点から、道路と併せて航路の整備が必要であり、それらに向けた以下の施策を推進する。

更に、情報通信技術（ICT）の活用は、本地域の産業の振興、教育・福祉の充実等に効果的であることから、以下の施策の積極的推進を図る。

#### (1) 交通施設の整備

##### ① 道路の整備

東北縦貫自動車道八戸線に接続する地域高規格道路である「下北半島縦貫道路」の整備を促進する。

また、中心都市のむつ市の市街地へ1時間以内に到達できる交通圏の形成を推進するため、半島循環道路やその他の主要地方道、一般県道の整備促進を図る。

半島循環道路に指定されている国道279号については、むつ市から野辺地町までの区間の地域高規格道路としての整備のほか、むつ市大畑町二枚橋などの急勾配、急カーブ区間の整備を促進し、交通の安全確保、特に冬期間交通の円滑化等を図る。また、大湊バイパス等の国道338号については、交通環境の改善及び観光をはじめとする産業振興に寄与する半島一周道路として整備を促進する。また、原子力発電所、むつ小川原開発等のプロジェクトを支援する道路として、白糠バイパス等の整備を促進する。

さらに、これらを補完する主要地方道（東北横浜線等）及び一般県道（水喰上北町（停）線等）についても、整備状況や緊急性等を勘案して、その整備を進める。

市町村道については、国県道と有機的な連携を図りながら整備を進める。

## ② 鉄道の整備

北海道・東北の各拠点都市や首都圏への時間距離の短縮を図るとともに、本地域の観光開発や地域の経済活動のために、東北新幹線及び北海道新幹線へのアクセス等の利便性向上に取り組む。

また、東北新幹線新青森駅開業に伴いＪＲ東日本から経営分離された旧ＪＲ東北線八戸・青森間については、青い森鉄道線として引き続き適切な維持を図るとともに、下北半島唯一の鉄道であるＪＲ大湊線についても強風による列車運休の改善など利便性の向上をＪＲ東日本に働きかける。

## ③ 港湾、航路の整備・充実

むつ小川原港は、むつ小川原開発の重要な社会基盤であり、需要に対応した施設の拡充を随時検討し整備を行う。大湊港は、下北半島地域発展のための拠点としての整備や大型客船の寄港、また、大規模地震時に緊急物資輸送拠点・救援活動の拠点となるよう平成２１年に完成した耐震強化岸壁と一体となって機能する港湾緑地等の整備を進める。

また、大間港は、北海道への交通の拠点としてフェリー関連施設の整備を進めるほか、地元住民の生活に密着した港湾整備を進める。仏ヶ浦港は、豊かな自然に抱かれた観光拠点として整備を進める。尻屋岬港は、背後の豊富な石灰石資源による産業の振興に資する流通港湾として整備を進める。

航路については、本地域、津軽半島地域及び渡島半島地域の連携・交流の推進、広域観光の促進等を図るため、陸奥湾内の海上交通及び渡島半島地域との航路の維持を図る。

## ④ その他

道路整備の進展等に応じ、空港直通バス路線の開設等を含め、路線バスの利便性を高め、本地域内及び周辺地域とのアクセスの向上を促進する。

## (2) 地域における公共交通の確保

公共交通は、地域住民の通学や通院など地域内移動の足として、また、新

幹線駅や空港等高速交通体系と接続する交通として、日常生活・社会生活に不可欠な役割を果たしているものの、モータリゼーションの進展や人口減少に伴う利用者の減少により、その維持が重要な課題となっている。

このため、県、市町村、交通事業者が一体となり、公共交通ネットワークを将来にわたって維持・確保していくための「地域公共交通網形成計画」を策定するとともに、同計画に基づき、本地域における交通の要衝である下北駅及びむつバスターミナルを交通ネットワークにおける拠点として、バス路線を中心に地域公共交通の再構築を図っていく。

### (3) 情報通信技術（ICT）の活用

#### ① 情報通信基盤の整備

ブロードバンドの活用により、地域内の高度情報通信ネットワークの整備を図りながら、これを利用して誰もがどこでも情報化の成果を活用できるよう、ネットワーク利用環境の整備充実を図る。

また、国等の支援を得ながら、地区単位の電波障害の克服や携帯電話サービスの利用の促進のため、本地域にラジオ難視聴解消施設や移動通信用鉄塔施設等の整備を図るとともに、携帯電話のサービスエリアの拡大を図る。

これらの基盤を効果的に推進するため、基礎となるブロードバンドの整備充実を促進する。

#### ② 情報関連教育システムの整備

教育の情報化を推進するために、小・中学校の高速インターネット接続、校内LAN・教育用コンピュータの整備を進め、すべての教員がコンピュータを用いて児童生徒に指導できるようにするとともに、児童生徒がインターネットや様々な学習ソフト等を用いて情報活用能力の育成を図る情報教育を推進する。

また、一般住民に対して情報リテラシーの向上を図るとともに、地域の情報化を担う人財の育成に努める。

## 2 産業の振興及び観光の開発

本地域に国家的な科学技術研究拠点を形成し、個性的な産業を築くためには、地域産業の科学技術開発に対するサポート機能の向上を図り、海に恵まれた本地域の特徴や可能性に立脚した振興方策を展開するとともに、他地域に先駆ける先導的な取組を進める必要がある。また、本地域内の1～3次産業がそれぞれ

れ連携しながら力を結集していくことが重要となっている。

したがって、これらの観点に立った以下の施策を推進する。

## (1) 農林水産業の振興

「攻めの農林水産業」推進基本方針に基づき、消費者視点に立った販売重視の姿勢を堅持しつつ、収益と働く場を生み出す「産業力の強化」と人口減少社会に対応した「地域力の強化」を図る取組を推進する。

### ① 農業の振興

認定農業者や農業生産法人など担い手を育成・確保するとともに、消費者ニーズに合わせて生産販売するという消費者起点の発想に農業者の意識を転換させながら、適地適作をベースに、生産、加工、販売される農林水産物の安全・安心の確保を基本とした競争力のある産地づくりを推進する。

特に、本地域においては、夏季冷涼な気候や広い肥沃な土地などの立地特性を生かし、農薬が少なく、かつ、家畜排せつ物等のバイオマス資源の利活用による環境に配慮した資源循環型の生産と、昨今の気象変動に対応した災害に強い産地づくりに取り組む。

そのため、地域における生産・経営から流通までを総合的に支援し、畜産と野菜、畑作、花きの生産を組合わせた複合経営の確立を図る。

また、農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の老朽化対策等の生産基盤の整備を推進するとともに、担い手への農地集積・集約化を図る。

さらに、農業生産の近代化と農産物の流通の合理化等に資する農道の整備を推進するほか、農村地域の防災減災対策の推進により、農地・農業用施設を洪水などの災害から守る。

畜産については、肉用牛及び乳用牛生産の一層の振興を図るため、むつ市、東通村及び横浜町並びに大間町において畜産経営の担い手を育成するための事業を推進する。

### ② 林業の振興

本地域の森林は、スギ、マツ類を主体とした民有林とスギ・ヒバ、ブナ・ナラ類を主体とした国有林からなり、その面積は約141,500haで、地域面積の68%を占めている。

このため、多様な森林資源の維持造成や林業生産基盤の整備、県産材の利用促進、担い手の育成確保等林業経営の活性化を図っていくため、流域



林業活性化センターを中心に民有林と国有林とが一体となり、造林から保育、伐採、製材、販売等木材の生産から加工、流通にいたる総合的な施策を展開し、森林整備の推進と県産材の供給体制の整備を図る。

また、林業の生産基盤である路網整備については、地域の実情に応じた林道と作業道等との適切な組み合わせによる整備を推進する。

### ③ 水産業の振興

恵まれた漁場環境を高度に活用し、安全・安心な水産物を安定的に供給するため、資源管理型漁業、つくり育てる漁業の推進や漁場環境の維持・保全を図る。そのため、ヒラメやサケなどの種苗放流事業を促進するとともに、生産基盤の整備として、漁港、漁場及び漁港に関連する道路（基幹的な道路を含む）の整備を推進する。併せて、共同利用施設等の漁業施設の整備を図る。

さらに、これら生産基盤の整備とともに、水産物卸売市場などの流通拠点施設の整備を促進する。

### ④ 鳥獣被害の防止

本地域では、サル分布として世界北限で天然記念物に指定されているニホンザル等の鳥獣による農作物被害が目立ってきているため、生息地に関わる適正な保護管理を進め、併せて、監視や追い上げ、電気柵の設置等の対策を推進し、農作物被害の未然防止と共存を図る。

## (2) 商工業の振興

### ① 商業の振興

商業者と地域住民及び行政が一体となった魅力ある街・商店街づくりを進めるため、計画的な広域生活・経済圏発展へ向けた施策において、人々がふれあい交流し、くつろげる魅力ある街・商業空間づくり、商店街を対象とした公共施設の配置のほか、人々がふれあい交流し、くつろげる街、魅力ある商業空間づくり、高齢者や障がい者に配慮した空間・機能等福祉の街づくりの観点に立った整備、空き店舗の解消に向けた共同事業等の取組への支援、また、商店街同士の連携によるイベント開催等広域的な商店街活動への支援を進める。

情報ネットワークの充実を図り、インターネット等を活用した情報活用事業を支援する。

個店の経営やイメージアップに関する指導の充実を図り、多様化する消

費者のニーズに対応するための事業者の経営努力をサポートする。

## ② 工業の振興

本地域は、原子力発電所、原子燃料サイクル施設の立地に加え、本県の産業政策に対応した環境・エネルギー等に関する研究開発、さらには、バイオマス資源や未利用資源の利用に関する研究開発、需要の高い健康増進食品や高機能性食品に関する研究開発が進められている。また、最近では全国有数の風力発電施設が立地するなど、我が国エネルギー政策を支える重要な役割を果たしており、これら発展の芽をさらに伸ばし、地域産業の振興につなげていく。

また、地方独立行政法人青森県産業技術センター下北ブランド研究所を中心とした試験研究機関相互の連携や産学官の連携をより密にし、地域企業の独創性・優位性のある技術開発、新規分野への進出及び創業に向けた支援機能の強化に努めていく。

さらに、こうした産業拠点づくりに対応して、人財育成の場を整備し、開発の波及効果を地域に吸収するために、県立むつ高等技術専門学校等を中心として、経済社会の変化や地域ニーズの変化に対応した人財育成を推進する。

## (3) 観光の開発

旅行形態の変化や多様化する観光客ニーズ等に的確に対応し、本地域が有する豊富な温泉をはじめ自然、食、祭りなどの地域資源の魅力を高め、国内外に戦略的に発信するとともに、地域特性に応じた観光コンテンツ開発や観光地づくりを進め、通年・滞在観光を推進する。

また、北海道新幹線（新青森駅～新函館北斗駅）や道路網の整備、さらには青森空港や青森港の国際化等により、本地域と津軽半島、渡島半島が一体となった広域観光を推進するため、北海道道南地域と連携を図り、取組を強化する。

観光インフラの整備に当たっては、入込客に多様な選択肢を提供できるよう複線的な整備を図ることとし、移動手段については、半島循環道路をはじめとする道路の整備の推進のほかに、鉄道の利用促進、陸奥湾内航路の海上交通の整備の3つを進め、宿泊施設は、オートキャンプ場、貸別荘、コンドミニアム（自己利用権留保型の区分所有ホテル）等多様な観光形態に対応できる施設の整備を促進し、観光対象については、風景探勝型、味覚堪能型、各種イベント体験型、研究・学習型等、ニーズの多様化・個性化に対応でき

る施設の整備や体制づくりを促進する。

県が管理する既存の観光施設については、国の交付金等により整備を推進する。

さらに、市町村による観光拠点の整備を促進する。

### 3 就業の促進

本地域の農林水産物、エネルギーなどの豊富な地域資源と、地域内の企業が持つ優れた技術や地域外企業の進出により、新製品開発や新事業進出が活発に行われるよう取り組む。また、本地域の企業の製品やサービスの価値が国内外で認められるよう取り組むとともに、中小企業の経営安定に向けた取組を行い、本地域における雇用の場の創出、拡大を図る。

また、本地域の将来を支える若者の定着に向けて、安定的で良質な雇用の場の創出を進めるとともに、離職者が早期に再就職できる環境を整えるため、以下の施策を推進する。

#### (1) むつ小川原地域の開発

むつ小川原地域においては、新むつ小川原基本計画（平成19年5月閣議口頭了解）に基づき、地域の特性を活かし、環境、エネルギー及び科学技術の分野において、研究開発機能等の展開と成長産業等の立地展開を図ることとしている。

今後、国内外の産業動向を踏まえ、環境・エネルギー分野等における実証試験や技術開発を推進しながら、成長産業等の立地展開を図り、我が国の構造改革の先進モデルとして今後の改革推進の原動力ともなることを目指している。

#### (2) 産業集積の形成

##### ① 環境・エネルギー関連産業の集積

本地域において、国際的なエネルギー開発・供給拠点の形成が進む中、エネルギー分野における研究開発等を通じた先端技術・ノウハウ蓄積を活かした新技術・新産業の創出を促すとともに、需要拡大が見込まれる環境リサイクル・環境配慮素材関連産業、省エネルギー・省力化技術関連産業及び新エネルギー関連技術産業の集積を促進する。

##### ② 地域の特色を活かした食品関連産業の集積

豊富な農林水産資源や加工技術の蓄積等の地域の特色を活かし、食品関

連産業の更なる集積を図るとともに、研究開発や加工技術の開発などを進め、新技術・新産業の創出を促進する。

### (3) 産業人財の育成の取組

職業能力開発施設や民間における訓練の実施、教育機関等との連携による研究開発の推進、ベテラン人財が培ってきた技術の継承等、産学官一体となった創造的な産業活動に対応できる産業人財の育成やU I J ターンの推進による中核人財の確保を進めるとともに、若年者、中高年齢者、障がい者等の求職者への能力開発等の支援を通じて、その就職活動等の円滑化を図り、安定就労を促進する。

## 4 水資源の開発及び利用

本地域は、川内川、大畑川、田名部川水系、野辺地川など多くの河川が流れ、また、田名部平野が浅層地下水の包蔵体となっていること、大畑層や砂子又層などの深層地下水帯が分布していることなどから、平成17年から26年までの10年間をみても取水制限の実施や農作物等に被害を生じる渇水の発生はなく、水資源には比較的恵まれた地域である。

しかし、日常利用している淡水の多くは、降雨や降雪といった自然現象によってもたらされる限られた資源であり、これを有効に利用できるようにするためには、計画的な水資源開発を進める必要がある。

一方、環境保護の観点などから、水資源開発の適地を選定することは、今後ますます困難になるものと考えられるため、水を可能な限り有効に利用し、健全な水循環系を維持していくことが必要である。

また、水資源を本地域の基幹産業である農林水産業での利用面からみると、豊かで良質な水資源は、安全・安心な農林水産物の生産を支え、住民生活や産業活動にとっても必要不可欠である。

このため、将来にわたって、安全・安心な農林水産物の生産が可能となる環境を整えるため、地域住民・農林漁業者、行政等が連携を図りながら、山から川・平野部、海までを一体的に結んで、

- ① 水源のかん養機能の向上
- ② 水への負荷軽減
- ③ 水質の浄化・改善
- ④ 水の循環の健全化
- ⑤ 水辺環境の向上等

の視点に立った取組を実践していく。

特に、その源泉である森林の水源かん養機能の向上を図るため、地域住民の参加による植樹活動等の森づくりを推進することが大切である。

したがって、これらの観点に立った以下の施策を推進する。

#### (1) 水資源確保対策

安定した水の供給を確保するため、将来の水需給量を見通した上で、水資源開発を進める。

また、生活用水の老朽管更新等による漏水防止対策、工業用水の回収率の向上、下水・産業排水の再生利用や雨水等雑用水の有効利用を促進する。

さらに、森林の水源かん養機能の向上を図るため、郷土樹種による多様な森林の整備・保全や間伐の適切な実行を促進するとともに、森林ボランティア・農業者・漁業者・県民の参加による植林・保育活動等の森づくりを推進する。

#### (2) 水資源の利用

水を生活用水や工業用水、農業用水として利用するほか、水が併せ持つ多面的機能の活用を図る。水辺の環境は、人々にやすらぎと潤いを与えることから、親水空間として整備するほか、ビオトープなど青少年に対する自然観察や自然体験の場として利用する。また、スポーツやレクリエーションへの活用を図る。

しかし、水はそれ自体が洪水、土石流、地すべりなど自然災害の原因となることもあり、水資源開発に際しては、これら水の持つ負の影響に対する対策も総合的に講じていく必要がある。

特に、農林水産業での利用面においては、水への負荷の軽減を図るため、基本的には農薬・化学肥料を使用しない有機農産物や農薬・化学肥料の使用を抑えた特別栽培農産物の生産等の面的な取組の拡大などを推進するとともに、水質の浄化と生態系の保全を図るため、間伐材・ホタテ貝殻など地域資源を活用した水路の整備や、農地及び灌漑施設の適切な保全・管理等を推進する。

### 5 生活環境の整備

安全性や快適性・利便性といった普遍的な価値が得られる良好な生活環境は、本地域に暮らす住民の誰もが志向するものとなっている。

このため、本地域においては、上下水道など生活基盤の中でも、特に都市住民との交流や観光を推進していく上で重要となる下水道の整備、廃棄物の発生

抑制を前提とした処理施設や自然・景観などに配慮した公園の整備、誰もが快適な生活を送れる地域に適した住宅建設、地域住民が安心できる生活環境に必要なサービスの持続的な提供を積極的に進める必要があることから、以下の施策を推進する。

#### (1) 下水道、廃棄物処理施設等の整備

生活雑排水の増加等に対応し、生活環境の向上や公共用水域の水質改善に対応するため、引き続き下水道等の汚水処理施設の整備を促進する。整備に当たっては、地域の実情に応じ、公共下水道のほか、農業集落排水、漁業集落排水、小規模農業集落排水、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽の事業を活用し計画的な整備を図る。

一般廃棄物については、資源の循環利用の推進、最終処分場の確保の困難性などから、効率的な原材料の利用、製品の長期間の使用など、可能な限り廃棄物の発生抑制や減量に取り組んだ上で、リサイクル関連施設や廃棄物処理施設の整備充実を図る。

また、し尿処理施設については、下水処理施設の整備状況等本地域の実情に応じて計画的な整備を図る。

#### (2) 公園等の整備

自然環境や景観の保全に配慮しつつ、小川や農業用水路など水辺空間における親水施設や緑地・広場の整備、沿道の緑化や休憩所・遊歩道などの整備を進め、やすらぎや憩いのある環境づくりを進める。

高齢化の進行の状況も踏まえ、生活環境の質的な向上を図るため、環境、景観、緑化、福祉、安全などに配慮しながら、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたコミュニティ施設やバリアフリー対策、雪対策等を進める。

#### (3) 住宅関連対策

住宅の長寿命化をはじめ積雪寒冷地に対応した省エネ化、再生可能エネルギーの活用等の普及を図り、地域の気候風土・住文化に対応した住宅づくりを進める。また、子どもから高齢者、障がい者まで誰もが安心して暮らせる生活環境の形成を図る。

#### (4) 生活サービスの持続的な提供

人口減少・少子高齢化が急速に進む本地域においては、地域コミュニティの機能低下及び福祉人財の不足が深刻化することが予想されることから、子

ども・障がい者・高齢者を対象とした総合的な福祉サービスの提供と拠点づくりを進めることとする。

## 6 医療の確保

高齢化の進行などによる疾病構造の変化に的確に対応していくため、医療施設の機能分担と広域的な連携を促進するとともに、地域に根ざした「かかりつけ医」機能の普及・定着を図る。

また、無医地区等への巡回診療、診療所への医師の派遣等、へき地を含む地域医療の確保対策を進める。

### (1) 医療の確保を図るための対策

へき地医療を担う拠点病院の施設・設備を充実するとともに、これらの病院による無医地区等への巡回診療やへき地診療所への医師派遣、無医地区等と医療施設を結ぶへき地患者輸送車の整備促進等を引き続き進め、医療サービスの確保に努める。

地域に勤務する医師の確保を図るため、弘前大学や自治医科大学等の協力を通じて医師の養成を図る。

地域の交通事情や医療資源の特殊性に鑑み、消防機関等との日常的な連携強化を図り、地域全体としての救急搬送体制の確立を図る。

地域の健康づくりの拠点となる市町村保健センター等の整備と、これを専門的・広域的な観点から支援する保健所等の機能強化を図る。

### (2) その他の対策

本地域は、下北地域保健医療圏と上十三地域保健医療圏の2つにまたがっている。

下北圏域は、地理的条件や交通条件により、場所によって医療機関まで相当の時間を要する地区が点在しており、医療の確保が特に困難な地域である。圏域全体の救急・高度医療、へき地への診療支援などの多くの医療的役割をむつ総合病院が担っている。

北通地区では大間病院に医療資源を集約し、西通地区では有床診療所である川内診療所を中心に、むつ総合病院との連携を図りながら医療を確保している。

また、上十三圏域のうち、北部上北と呼ばれる地域については、公立野辺地病院を中心とした診療支援や医療連携により、地域医療の確保を図っている。

さらに、医師不足の中で、限られた医療資源を有効に活用し、医療の地域格差を是正するため、情報通信技術（ICT）を活用した医療情報の共有化を進め、医療機関の役割分担と連携の強化を図る。

## 7 高齢者の福祉その他福祉の増進

他地域を上回る高齢化が進行している中、住民の誰もが長寿を保ちながら生きがいと満ち、安心して暮らすことのできる社会システムの構築と子どもを健やかに生み育てるための制度・環境づくりが必要となっていることから、以下の施策の推進に努めることとする。

### (1) 高齢者の福祉の増進を図るための対策

#### ① 保健・医療・福祉施設等の整備の推進

人口高齢化に伴い、急増が見込まれる要介護老人に対しては、保健・医療・福祉の各分野の連携のもとに、最も適切なサービスを切れ目無く包括的に提供するシステムの構築が重要であることから、保健・医療・福祉の相互連携を強め、総合的な支援を図るためのマンパワーの確保や拠点施設の整備等の推進を図る。

高齢化の進展、認知症高齢者の増大等に対応し、介護予防拠点の整備、在宅サービスの充実強化、特別養護老人ホーム等の入所施設の整備等、必要な公的介護施設等の整備を推進する。

高齢者や障害を持つ人が、住み慣れた地域社会の中で自立し、社会参加できるような生活環境づくりが求められていることから、建築物や公園、公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化を推進する。

さらに、本地域はその地理的な条件等により医療機関の偏在が認められることから、住民の医療を確保するため、へき地医療、救急医療の充実はもとより、医療施設相互間の機能分担と連携に配慮した適切な医療供給体制の整備を図る。

#### ② 予防を重視した保健・医療・福祉包括ケアシステムの充実

平均寿命と健康寿命の延伸のため、住民が支援を要する状態になった時に一体的なサービスを提供する仕組みに加え、保健・医療・福祉全ての分野における全ての段階において予防の視点を持ち、健康づくりや支援を要する状態になること自体を防ぐ仕組みである「予防を重視した保健・医療・福祉包括ケアシステム」の充実を図る。



### ③ 保健・医療・福祉の情報提供の推進

保健・医療・福祉サービスは多様化しており、県民が必要なサービスを適切に選択できるよう、保健・医療・福祉に関する情報提供を進め、活用できる体制の整備を図る。

### ④ その他の施策

高齢者が心身の健康を維持・増進し、元気に過ごせるよう介護予防事業に積極的に取り組むとともに、高齢者が長年にわたって培った知識や経験を生かした地域活動やボランティア活動などを通じて、生き生きとした生活を送ることができるよう、社会参加等を促進する。

また、何らかの支援が必要になっても高齢者が住みなれた地域において、尊厳を持って自立した生活を送ることができるよう、サービスの効果的な使い方・質の向上を図る。

## (2) 児童福祉の増進を図るための対策

結婚について、社会全体で支援する気運を醸成するとともに、多様な保育サービスの充実、多様な働き方への意識啓発、地域における相談体制や子育て支援サービスの充実などに取り組み、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する。

また、全ての子どもが健やかに育つように、ひとり親家庭など、様々な環境にある子どもや家庭に対する支援を行うとともに、子どもへの虐待の防止に取り組む。

## 8 教育及び文化の振興

少子高齢化や高度情報化の進展等、社会情勢が大きく変化し続けている中で、年齢や性別を問わず、一人ひとりが社会の様々な分野で生き生きと活躍していくために、家庭教育、学校教育、社会教育を通じて職業生活に必要な新たな知識・技能を身に付けたり、あるいは社会参加に必要な学習を行うなど、生涯を通じての学習が必要となっている。

また、家庭や地域の教育力の向上、高齢者の健康維持への対応等、地域における課題解決のための生涯学習や、地域の歴史・文化資源を大切にする街づくりへの関心やニーズが高まってきていることから、これらの観点に立った施策を推進する。

## (1) 地域振興に資する多様な人財の育成

人口減少や少子化、高齢化などが急激に進行する中で、本地域における様々な地域課題に対応し活性化を図るため、地域活動を志す人財の発掘・育成を推進する。

また、活力ある地域づくりのため、地域の資源を生かした観光やものづくりなどの生業（なりわい）づくりに取り組むリーダーや地域の課題解決を支える人財の育成を推進するとともに、地域を持続的・自立的に発展させるため、地域を支える若手就業者の育成・確保や、女性の創業・起業などの新しい取組へのチャレンジを推進する。

豊かな学びと社会参加活動を図るため、大学、企業、NPOなどと連携した多様な学びの機会の充実や学びを生かした活躍の場づくりなどを推進する。

## (2) 教育・文化施設等の整備

### ① 研究機関の支援機能の強化

近年のめざましい技術開発革新に対応し、地域産業が持続的成長と産業技術力の向上を図るためには、研究開発の戦略的重点化、地域の持つ研究資源の有効かつ効率的な活用が不可欠である。

このような地域の要求に的確に応え、地域産業の振興を図るため、試験研究機関相互の連携など産学官の連携をより密にし、地域企業の独創性・優位性のある技術開発、新規分野への進出及び創業に向けた支援機能の強化に努めていく。

### ② 教養・文化、スポーツ・レクリエーション機能の充実

スポーツ・レクリエーション機能の整備については、市町村が進めている総合運動場（むつ市「ふれあいスポーツパーク」）、公園（大間町「大間崎公園」）等の事業の整備を促進する。

## (3) 地域文化の振興

地域固有の文化財の保存・活用を図るため、市町村が進める遺跡発掘調査事業、無形民俗文化財保存公開事業及び所有者が行う指定文化財の保存・整備事業等を促進する。

## 9 地域間交流の促進

本地域の豊かで美しい自然環境、地域の特性を存分に生かした農林水産業、

地域の風土によって育まれてきた伝統文化、個性ある歴史や特産品など地域独自の豊富な資源の有効活用を図ることとし、産業、経済、スポーツ、文化等、様々な形で他地域との交流を促進するため、以下の施策を推進する。

#### (1) 地域間交流の促進のための方策

農林水産業が担っている多面的機能についての理解や、住民相互の連携を促進するための交流の場として、農林水産物及び加工品の販売施設、農林漁業体験施設などの整備を推進する。

エコツーリズムやグリーン（ブルー）・ツーリズムなど目的に応じた体験型の旅行が増えつつあることから、自然や温泉などの天然資源、街や農山漁村の景観、歴史・文化等をフルに活用し、都市住民等との交流を促進する。

安全・安心で良質な農林水産物など旬の食材を活用したメニューの開発、郷土料理などの伝統料理に関する情報提供、ホスピタリティーの向上に努め、地域間交流の活発化に必要なソフト面の充実を図る。

経済・社会のグローバル化、情報化の急速な進展に伴い、半島地域市町村においても、アジア近隣諸国や北米をはじめ、海外諸地域、諸都市との姉妹・友好提携等が行われ、国際交流が進められているほか、在住外国人も増加してきていることから、国際交流団体・ボランティア団体に対する支援、相談窓口の機能強化などにより、国際交流の推進を支援する。

### 10 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化

半島地域は、急峻な地形が多く、長い海岸線を有していることなどから、台風や大雨、地震などによる自然災害を受けやすい状況にあり、最近の国内外における風水害や地震に伴う津波災害などの発生により、地域住民の災害に対する関心が高まっており、被害を最小限にするための安全性の高い国土づくりが求められていることから、以下の観点に立って施策を推進する。

#### (1) 災害防除のための国土保全施設等の整備

災害に強い安全・安心な国土づくりについては、防災関係機関との連携を図りながら、地域内の災害危険箇所などに関する情報の共有を進め、山地の保全、砂防、地滑り・急傾斜地・なだれ対策、道路・港湾の防災対策、河川・海岸・ため池の整備などを推進する。

また、整備に当たっては、生態系の保全や自然環境との調和など、周辺環境や景観に配慮しながら進める。

## (2) 防災体制の強化

地形的条件に基づき、危険箇所情報や津波浸水区域等のハザードマップ作成と情報提供を行い、「孤立集落をつくらない」との視点に立った、最適な避難経路、避難場所等の確保に向けた対策を推進する。

また、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の施設及び設備の整備・維持管理、防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救難、救助その他保護を迅速かつ的確に実施するための体制の整備を図る。

さらに、地形的条件による防災力の不足等への対応のため、地域住民に防災意識が定着する取組を進めるとともに、自主防災組織や防災ボランティアなど、自らの手で地域を守る住民の取組を促進する。

# 男鹿地域半島振興計画

平成27年12月

秋 田 県

平成27年12月 全部変更

# 目 次

## 第1 基本の方針

1 地域の概況	1
2 現状と課題	2
(1) 地域の現状	2
(2) 地域の課題	3
3 振興の基本的方向	4
(1) 基本的方向	4
(2) 重点施策	4
(3) 計画の目標	6

## 第2 振興計画

1 交通通信施設の確保	7
(1) 交通施設の整備・地域公共交通の確保	7
(2) 情報通信基盤の整備	7
2 競争力を持った魅力ある観光地づくりの推進	8
3 地域間交流の促進	8
4 産業の振興及び就業の促進	8
(1) 農林水産業の振興	8
(2) 商工業の振興	10
(3) 就業の促進	10
5 生活環境の整備	10
(1) 水資源の開発利用	11
(2) 下水道の整備	11
(3) 廃棄物の処理	11
(4) 住宅等の整備	11
(5) 防災・消防・地域安全対策	11
(6) 環境の保全	12
6 福祉の増進及び医療の確保	12
(1) 高齢者福祉の増進	13
(2) 児童福祉とその他の福祉の増進	13
(3) 医療の確保	13
7 教育及び地域文化の振興	13
(1) 教育の振興	13
(2) 地域文化の振興	14

# 男鹿地域半島振興計画

## 第1 基本の方針

### 1 地域の概況

男鹿地域は、秋田県西部沿岸のほぼ中央部から日本海に斧状に突き出た半島地域で、2市1町1村により構成されている。その地形上の成り立ちは、北部の米代川と南部の雄物川によって運ばれた土砂が堆積した砂州が成長し、沖合にあった男鹿島と結びついた我が国の代表的な陸繋島である。

半島の付け根にあたる大潟村の中で北緯40°と東経140°の経緯度線が交差しており、日本の陸地において唯一、緯度と経度が10°単位で交わる地点である。地域の面積は491.37km<sup>2</sup>（県全体の4.2%）、人口は63,862人（県全体の5.9%）（「平成22年国勢調査」）である。

地勢は、西部の丘陵部と東部の平野部に大きく分けられる。丘陵部は、寒風山（355m）から真山（567m）、本山（715m）へと西に連なって海岸に迫り、半島西海岸は屈曲が極めて多いほか急崖と岩礁が続き、その雄大な景観は男鹿国定公園に指定（昭和48年）されている。また、平野部は八郎潟の干拓により誕生した大潟村のほかは、ほとんどが砂丘地となっている。

気候は日本海型気候に属し、年間の平均気温は10℃前後で、冬季には日本海からの季節風が吹き付ける積雪寒冷地だが、対馬暖流の影響もあって県内陸部より比較的温暖で降雪量も少ない。

歴史的には、貝塚などの縄文時代の遺跡のほか、弥生時代には既に八郎潟西部の湿地帯で稲作が行われていた形跡がみられるなど、古くから生活の適地として人々が居住していたことがうかがわれる。中世に至っては、橘氏や安東氏の影響下にあったが、江戸時代には佐竹氏の所領となり、明治22年の町村制施行により誕生した13の村が、その後、昭和及び平成の合併を経て現在の市町村の構成となった。

明治43年に重要港湾に指定された船川港の周辺は、北前船航行の時代から地域発展の要で、秋田湾地区新産業都市の指定（昭和40年）を受け港湾整備や工業立地が進められたほか、昭和58年から平成7年にかけて国家石油備蓄基地が建設されるなど、工業基地として発展してきた。

また、我が国で2番目の広さの湖であった八郎潟においては、昭和32年から着手した干拓事業が昭和51年に完了し、近代的な大規模農業が展開されてきた。

このほか、男鹿国定公園、なまはげ等の伝統行事、男鹿水族館、男鹿温泉郷、平成23年9月に日本ジオパークに認定された男鹿半島・大潟ジオパーク等の地域資源を活かした観光振興やハタハタ等の沿岸漁業などが行われてきた。

なお、男鹿地域においては、平成17年3月22日に、男鹿市と若美町の合併により新「男鹿市」、天王町と地域外の昭和町、飯田川町の合併により「潟上市」、平成18年3月20日に八竜町と地域外の琴丘町、山本町の合併により「三種町」が設置された。

男鹿地域の構成市町村

市町村名	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)
男鹿市	241.09	32,294
三種町八竜地区	38.66	6,436
潟上市天王地区	41.51	21,914
大潟村	170.11	3,218
合計	491.37	63,862

人口：「平成22年国勢調査」

面積：国土交通省国土地理院「平成26年全国都道府県市区町村別面積調」

※三種町八竜地区及び潟上市天王地区については、「平成17年全国都道府県市区町村別面積調」

## 2 現状と課題

### (1) 地域の現状

#### ア 人口

地域の人口は、昭和60年(75,720人)から平成17年(68,227人)までの20年間に9.9%減少し、平成22年(63,862人)までの5年間では、さらに6.4%減少している。平成17年から平成22年までの間で特に減少が目立つのは、男鹿市若美地区(▲10.2%)で、男鹿市全域と三種町八竜地区が過疎地域に指定されている。

平成17年から平成22年までの人口構造では、出生率の低下や若者の流出により、年少人口(0~14歳)(▲15.7%)及び生産年齢人口(15~64歳)(▲9.9%)が減少の一端を辿っている一方で、老年人口(65歳以上)は6.4%と増加し、高齢化率では平成17年(25.9%)から平成22年(29.5%)までの間に3.6ポイント上昇している。

また、平成26年における社会減少率は0.60%となっている。

#### イ 産業

地域の産業別就業人口比率は、農業主体の大潟村を抱えているため、第1次産業の比率が県内の他地域に比べ高い。平成22年では第1次産業が16.6%、第2次産業が23.4%、第3次産業が60.0%であり、平成17年に比べると第1次産業が0.6ポイント、第2次産業が2.8ポイント低下した一方で、第3次産業が3.4ポイント上昇している。

農業については米を基幹作物としながら、メロン、日本なし、ブドウ、輪菊等の産地形成がなされているが、米価の下落等により農業分野の市町村内総生産は減少している。

林業については、森林面積約14,400haのうち約9,700haが人工林であり、秋田スギを中心とした木材生産が行われている。海岸部を中心に分布するクロマツ林等は、生活環境の保全や景観形成に大きな役割を果たしているが、松くい虫被害やナラ枯れ被害が発生しており、その防除に努めている。

漁業については、男鹿市を中心に県全体の漁業生産の約半分を占めているが、水産資源の変動がある中で、主要魚種であるハタハタやマダイ等は資源管理により安定傾向にあるものの魚価が低迷していることから、生産額は伸び悩んでいる。

工業については、製造業の誘致企業が主流をなしているが、全国的な生産拠点の海外移転による産業の空洞化や長期間にわたる不景気に伴う地域経済の低迷、半島特有の立地条件による産業立地の不振などから、事業所数が減少し、従業員数、出荷額も減少傾向にある。

商業については小売業が主体で、特に男鹿市船越地区から潟上市天王地区においては、ロードサイド型郊外店舗の出店が進む反面、中心市街地では商業の空洞化が進行している状況にあり、既存商業者の経営環境は、一層厳しさを増している。

#### ウ 交通

道路については、域内に一般国道2路線、主要地方道5路線、一般県道11路線があり、このうち国道101号は、半島循環道路の一部であるとともに地域を縦貫する重要路線となっている。

また、地域周辺において、秋田自動車道、日本海沿岸東北自動車道の高速道路が整備され、そのアクセス道路については、昭和男鹿半島ICまでの4車線化が完了しており、地域の物流、交流、観光等を支えている。

しかしながら、域内の道路は、大型車両の交差が困難な幅員狭小区間や簡易舗装区間の割合が、県内の他地域に比べて高いなど、整備水準は相対的に低く、冬期の凍結等による交通障害も多く発生しており、その対策が逐次進められている。

港湾については、重要港湾船川港と地方港湾戸賀港の2港がある。

船川港は、国家石油備蓄基地が立地するなど、半島地域をはじめ県内における石油・木材等の物資の流通拠点としての役割を担うとともに、近年は、マリーナの整備など海洋性レクリエーション拠点としての機能強化も図られている。



また、戸賀港は船舶の避難港として利用されているほか、漁船や観光船の基地としての機能を併せ持っている。

鉄道については、平成9年に秋田新幹線が開業し、秋田市と男鹿市を結ぶ東日本旅客鉄道男鹿線が地域住民の日常生活や観光客の移動手段として重要な役割を果たしているが、複線化及び電化はなされていない。

生活バス路線等については、乗合バス事業者2社が乗り入れているが、地域の人口減少・モータリゼーションの進展によるバス利用者の減少に伴い、近年では民間バス路線が縮小傾向にある。このため、地域内の各市町村においては、代替交通手段としてコミュニティバス等の運営を行っている。

## エ 観 光

本地域は、男鹿国定公園の優れた自然景観に加え、男鹿温泉郷、八郎潟干拓地、なまはげ等の伝統行事や豊富な観光資源に恵まれ、十和田・八幡平や田沢湖・角館などとともに本県における主要な観光地となっている。

近年は、平成23年の日本ジオパーク認定、平成25年の海フェスタおが・秋田デスティネーションキャンペーン、平成26年の国民文化祭など、全国規模のイベント開催などが続いているが、観光客の入込みは一時的な増加に留まっており、依然として本地域を訪れる観光客数、宿泊者数はともに伸び悩んでいる。

## オ 生活環境等

下水道については、全区域供用済みの秋田湾・雄物川流域下水道に関連する公共下水道の整備が進められており、公共下水道普及率は78.4%（平成25年度末）となっている。

また、農山漁村部においては農業集落排水処理施設等の整備が逐次進んでいる。

水道については、一部に地下水を利用した自家用井戸に依存している地域があり、平成25年度の水道普及率は90.1%となっている。

医療・福祉については、県内で医療提供体制が最も充実している秋田周辺二次医療圏に属しているが、平成24年における人口10万人当たり医師数が81.4人、同じく一般病床数が496.4床で、いずれも県平均を大きく下回っている。

また、特別養護老人ホーム等の老人福祉施設が72カ所、障害者支援施設が3カ所設置されているほか、老人保健施設が3カ所整備されている。

教育施設については、大潟村に県立大学生物資源科学部アグリビジネス学科と同学部の附属施設であるフィールド教育センターが設置されている。また、普通高校、専門高校、総合制高校が各1校設置され、地域の生徒の多様な進路ニーズに応える環境を整えている。平成28年度からは、少子化による生徒数の減少や社会の変化を踏まえ、「第七次秋田県高等学校総合整備計画」をスタートさせ、活力に満ちた魅力ある高校づくりを進めていくこととしている。

消費者の購買動向を見ると、能代市や、近隣にある本県最大規模の商業集積地で集客力が高い秋田市への流出が大きい。

## (2) 地域の課題

本地域は、美しい自然や伝統行事をはじめとする豊富な観光資源や海洋資源、稲作を中心とする農業など特色ある資源を有しているが、交通網等の社会資本の整備が不十分なほか、少子高齢化の進展、若年層を中心とする人口の流出、地域経済の低迷など対応すべき大きな課題を抱えている。

このため、今後の地域振興にあたっては、自然環境の保全を図りながら、都市基盤・生活基盤などの社会資本の整備をはじめ、地場産業の活性化と雇用機会の拡大、自然・歴史・文化等の地域の個性を活かした地域づくり、少子高齢化に対応した社会環境の整備など、定住と交流を促進するための環境づくりを総合的に推進する必要がある。

具体的な課題としては、次のことが挙げられる。

交通施設については、域内交通網の整備をはじめ、地域周辺の高速道路等を活用した観光ルート等の整備が課題となっている。

本地域の振興に重要な役割を果たすことが期待される観光については、食や体験、歴史文化などの観光コンテンツが豊富である一方、春から秋にかけてのシーズンに観光客が集中しており、通年型モデルの構築が迫られている。

また、従来からの宴会型団体旅行が減少し、小人数グループや個人客など、旅行形態や観光客のニーズの多様化に十分に対応できておらず厳しい状況が続いているため、設備更新等を行う経営体力の余力がない旅館・ホテルの廃業などもみられ、廃屋が残存していることで景観上の環境悪化が懸念されている。

産業については、国際化や産地間競争に対応できる農業の再構築、高付加価値化による競争力の強化、地域資源を活用した地域産業の創出・強化、成長が見込まれる分野への事業展開や、消費者ニーズに対応した買い物環境を維持するために、商業サービス機能の強化を図る必要がある。

高齢化への対応については、元気で生きがいを持って住み慣れた地域で暮らせるよう、高齢者の社会参加活動や健康づくり、介護予防活動等を進めるとともに、要介護者や障害者等を地域で支えていくためのサービスが提供できる体制を整備する必要がある。

また、自然との共生、公害のない地域づくり、災害に強い地域づくり、快適な生活環境の整備、地域の情報発信機能の強化、地域づくりを担う優れた人材の育成等を進めていく必要がある。

### 3 振興の基本的方向

#### (1) 基本的方向

本地域は、少子化の進展や半島特有の地理的条件等により、人口が減少し、地域経済も低迷するなどの現状にあるが、自然、伝統文化、海洋資源などの豊かな資源に恵まれているほか、地域周辺において高速道路や新幹線等の高速交通体系の整備が進み、地域振興の可能性を大いに有している。

今後、地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び地域における定住の促進を図るため、これらの地域資源等の活用や周辺地域との連携も視野に入れ、地域の多様な主体が創意・工夫しながら地域づくりを進めることを基本として、次に示す方向により男鹿地域の振興を図る。

ア 高速交通体系と連携した交通基盤や情報通信基盤が整備され、人、物、情報が活発に交流する活気のある地域社会を形成する。

イ 恵まれた自然や温泉、古くからの伝統文化など地域の特色ある観光資源を磨き上げ、滞在型・通年型の観光地づくりに取り組むとともに、イベントの開催、地域間交流などを通して開かれた地域づくりを目指す。

ウ 域内及び周辺の試験研究機関等と連携しながら、農業、水産業、工業の分野を中心に技術の高度化を図り、地域経済を支える地場産業を振興し、雇用機会の拡大、所得の増大を図る。

エ 高齢化や環境の保全、防災等に適切に対応しながら、誰もが誇りを持って快適に住み続けることができる、自然と共生した安全でおいしいのある地域社会を形成する。

#### (2) 重点施策

基本的方向を実現するために、計画期間を平成27年度から概ね10年間として、以下の施策を重点的に推進する。

ア 高速交通体系と連携した交通基盤や情報通信基盤が整備され、人、物、情報が活発に交流する活気のある地域社会を形成する。

(ア) 道路網の整備

地域の産業や生活基盤を支える半島循環道路等の域内道路網の整備を進め、地域周辺の高速道路等を活用した観光ルートの整備や、地域間交流を拡大する道路ネットワーク化の促進を図る。

(イ) 地域公共交通の確保

地域住民の生活に必要な移動手段を確保するため、地域公共交通の確保・維持を図り、地域公共交通網の形成を推進する。

(ウ) 情報通信基盤の整備

生活の利便性向上、産業の振興、医療及び教育等の充実を図るため、情報通信基盤の整備を促進する。

イ 恵まれた自然や温泉、古くからの伝統文化など地域の特色ある観光資源を磨き上げ、滞在型・通年型の観光地づくりに取り組むとともに、イベントの開催、地域間交流などを通して、開かれた地域づくりを目指す。

(ア) 観光の振興

ビジネスとして継続・成長していく総合戦略産業としての観光の振興が必要であり、地域の観光を総合的に推進していく組織（地域プラットフォーム）が中心となって、特色ある観光資源を磨き上げ、独自性豊かな滞在型・通年型の観光地づくりに取り組むことにより、交流人口の拡大と地域の活性化を図る。

(イ) 地域間交流の促進

地域の活性化を図るため、農山漁村と都市住民との地域ぐるみの交流、海外との友好交流、イベントの開催を契機とした交流など、地域の特色を活かした各種分野での地域間交流等を促進する。

ウ 域内及び周辺の試験研究機関等と連携しながら、農業、水産業、工業の分野を中心に技術の高度化を図り、地域経済を支える地場産業を振興し、雇用機会の拡大、所得の増大を図る。

農林水産業が魅力ある成長産業として持続的に発展していくため、生産性の向上や競争力の強化により、ブランド力を持った産地を形成するとともに、加工や流通などの異業種と連携した6次産業化の促進等により、農林水産物の付加価値向上と地域の雇用拡大を図る。

商工業については、雇用創出のための産業振興に向けて、製品・サービスの高付加価値化等による地場企業の競争力の強化、地域資源を活用した地場企業の振興及び成長が見込まれる分野への企業誘致や既存企業の進出・育成を図るほか、賑わいと活力ある商店街や魅力ある個店づくりを促進し、消費者ニーズに対応した買い物環境を維持するため、商業サービス機能の強化を図る。

エ 高齢化や環境の保全、防災等に適切に対応しながら、誰もが誇りを持って快適に住み続けることができる、自然と共生した安全でおいしいのある地域社会を形成する。

(ア) 高齢者の福祉その他福祉の増進

高齢化社会において、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、医療・介護・福祉の連携強化により、「地域包括ケアシステム」の早期構築を図る。

また、地域住民が身近で医療が受けられるようへき地診療所の医師確保を図る。

(イ) 生活環境等の整備

快適な生活環境を確保するため、上下水道、廃棄物処理施設等の整備を図る。

(ウ) 災害に強い地域づくり

本地域では、昭和58年の日本海中部地震において地震と津波による大きな被害が発生していることから、半島地域特有の自然条件、気象条件等に十分配慮しつつ、災害に強く安全な地域づくりのため、国土の保全対策を推進するほか、災害発生時に住民一人ひとりが適切な行動が

とれるよう、防火・防災意識の普及・啓発を進めながら、情報伝達体制、被災者対策や自主防災組織の強化を図るなど、ハード・ソフト両面から総合的な防災対策を推進する。

なお、施策の推進にあたっては、自然環境の保全と、公害の防止等生活環境の保全に努める。

### **(3) 計画の目標**

本計画の実施を通じ、平成36年の本地域における社会減少率が平成26年の社会減少率を下回り、本地域における社会減に歯止めをかけることを目指す。

## 第2 振興計画

### 1 交通通信施設の確保

#### (1) 交通施設の整備・地域公共交通の確保

交通通信施設は、地域の経済・社会活動を支え、活力ある地域社会を形成する上で欠かすことのできない社会的基盤であり、特に重点的に整備を推進する。

これまで、平成9年の秋田新幹線開業をはじめ、大館能代空港の開港や日本海沿岸東北自動車道の延伸など、高速交通体系の整備が進み、県内の産業、経済、文化などの振興に大きく寄与してきた。

今後は、これらの高速交通施設を最大限に活用した、観光ルートの整備や地域間の交流等を支える道路ネットワークの整備を推進する。

また、地域の産業経済の活性化や住民生活の向上を図るため、引き続き域内の主要路線である国道101号や、半島循環道路の整備を推進する。

港湾については、海上輸送等の基地及び海洋性レクリエーション拠点としての機能確保に向けた整備を推進する。

地域公共交通の確保については、地域内における住民等の移動手段を確保するため、生活バス路線の支援等を引き続き実施する。

#### ア 高速交通施設及びアクセスの整備

東日本旅客鉄道男鹿線において、秋田新幹線との接続強化やスピードアップ等利便性の向上を検討する。

#### イ 域内道路網の整備

域内の幹線道路となっている国道101号は、秋田市北部の国道7号から分岐し、域内を縦貫して能代市に至る路線であるが、とりわけ北部地域において、自動車のすれ違いが困難な狭隘区間や、冬期通行に支障を来す急勾配箇所が散在しているため、その解消へ向け平成27年度から浜間口バイパス事業に着手する。

また、防災機能強化を図るため、半島地域内の防災拠点間又はこれらと地域の幹線道路等を結ぶ路線として、主要地方道入道崎寒風山線、最寄りの避難場所までの避難の円滑化に資すると認められる路線として、主要地方道男鹿半島線、一般県道入道崎八望台北浦線等の整備等を推進する。

さらに、市町村道については、生活道路としての機能を確保しつつ、国道、県道との有機的な連携を図りながら整備を進める。

道路の整備と併せて、地域内の道路における交通の安全と円滑を図り、道路の交通に起因する障害を防止するため、交通安全施設の整備を促進するほか、国道、主要地方道等の基幹的な道路の除排雪を強化し、冬期交通の確保を図る。

#### ウ 港湾の整備

重要港湾船川港については、地震時における津波から人命・財産を守るため、臨港地区における避難計画を策定するとともに、避難タワーや防潮堤等の整備を促進する。

#### エ 地域公共交通の確保

域内を運行する民間バス路線の運行を継続して支援するとともに、各市町村が運営するコミュニティバス等の普及・利用を推進し、地域公共交通網の維持・再構築を図る。

#### (2) 情報通信基盤の整備

地域における情報化を促進し情報受発信機能を高めるため、公共施設間を結んだ公共ネットワークや、観光施設における無料公衆無線LAN(Wi-Fi)の整備充実、市町村と連携し通信回線のプロ

ードバンド化を推進するほか、CATVの導入など情報メディアの整備を促進する。

## 2 競争力を持った魅力ある観光地づくりの推進

全国的にも認知度の高い「なまはげ」など地域の伝統行事等への観光客の参加や地域住民との交流の拡大をはじめ、ジオパークとしての特徴を活かした参加・体験・学習など新たな観光ニーズに対応したプログラムの開発・整備やイベントの企画に取り組む。

また、特色ある食材の活用や宿泊企画の充実などにより、滞在型・通年型観光の推進に努める。

さらに、地域の特産品は、そのもの自体の魅力とともに、産地の魅力・イメージを発信する機能を有していることから、特産品の魅力向上への取組を地域住民の参加を得て行うとともに、その情報や魅力を分かりやすく発信し、特産品を活用したキャンペーンやイベントの展開により、誘客の促進と新たな男鹿観光のイメージを創出する。

このほか、地域プラットフォームの構築により地域全体を「集客装置」として見立て、本地域の弱点といわれるホスピタリティの向上や主要ターミナルからのアクセスの改善を図るなど快適な受入環境づくりに積極的に取り組むとともに、市町村に対して良好な景観の形成を働きかけるなど、地域の特色ある観光資源を磨き上げて独自性豊かな滞在型・通年型の観光地づくりを地域住民とともに進めていく。

## 3 地域間交流の促進

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光・教育・福祉等に活用する地域の活動を推進するため、農家民宿や農家レストランの開業を促進するほか、特色ある体験メニューの提供、ネットワーク化や担い手の育成等を通じた受け入れ態勢の整備や、地域情報発信の強化により、都市と農山漁村の地域ぐるみの交流の拡大を図る。

また、海外との交流については、農業や商工業など地域の特色を活かした分野での交流を積極的に進めるとともに、自治体主導の国際交流から民間ボランティア団体やNPO団体など多様な主体による交流の拡大を図る。

## 4 産業の振興及び就業の促進

本地域は、少子化の進展や若年層の流出等による人口の減少、所得格差の拡大など多くの課題を抱えていることから、雇用機会の拡大、就業の促進、地域経済の活性化等を図るため、製品・サービスの高付加価値化、特色ある地域資源の活用による地場産業の活性化、当地域で整備が進む太陽光や風力等再生可能エネルギーに関連する産業の育成、新規雇用や高付加価値を生み出す企業誘致などを促進する。

そのため、立地環境の改善や生活基盤の整備を進めるとともに、域内及びその周辺に設置されている水産振興センター、総合食品研究センター、産業技術センター等公設試験研究機関や（公財）あきた企業活性化センター等と連携して、地域企業の付加価値生産性等を高める。

### (1) 農林水産業の振興

#### ア 農業の振興

農業については、国際化の進展や消費者ニーズの高度化・多様化、国の農政改革等に対応するため、収益性の高い複合経営の確立を基本に、地域農業の担い手である認定農業者や法人等を育成・確保し、構造改革を進めつつ、県都秋田市を背後に控える都市近郊という立地条件を活かした多様な農業生産の展開を図る必要がある。

このため、農地中間管理機構を活用しながら、認定農業者等の担い手に農地の利用集積を促進して経営規模拡大を図るとともに、野菜、果樹、花き、畜産等の稲作以外の戦略作物の産地形成を促進する。特に、生産基盤については、優良農用地の確保とともに水田の汎用化を中心とした基盤の整備や農道等の整備を推進する。

また、農林水産物の生産から食品加工、流通・販売まで展開する6次産業化や農家レストラン

の取組なども推進しながら、農業と観光業との連携を図っていく。

- ・ 農業の競争力を高めるため、構造改革の要となる戦略作物の産地づくりを強化するとともに、野菜や肉用牛など農畜産物のナショナルブランド化の取組を推進し、国内外に打って出るトップブランド産地を形成する。
- ・ 消費者に選ばれる米作りに取り組むほか、新規需要米や大豆等の戦略作物の生産拡大により、水田のフル活用を推進する。
- ・ 農林水産物の付加価値の向上と地域の雇用拡大を図るため、「6次産業化」を推進し、農業を起点とした新たなビジネスの創出を図る。
- ・ マーケットの動向や消費者ニーズに対応した地域特産品づくりを強化するため、意欲ある食品事業者と農業者、小売業者等のネットワーク化を促進する。
- ・ 国内外に打って出る攻めの農業の展開を促進するため、地域農業を牽引する競争力の高い経営体や次代を担う若い農業の確保・育成を加速する。特に新規就農者については、農家子弟だけでなく、農外からの参入者も対象として研修・支援等を強化する。
- ・ 鳥獣被害を防止するため、被害状況を的確に判断するための人材の育成や、地域ぐるみの防止活動を推進する。
- ・ 水田の大区画化や排水対策など戦略作物の産地づくりと一体となったほ場整備を推進するとともに、農業法人など地域農業の中核となる経営体への農地集積を促進することにより、効率的で収益性の高い農業経営への転換を図る。
- ・ 戦略作物の導入による高収益農業の実現を図るため、水田の排水対策に加え、高品質・高収量を実現する地下かんがいシステムの導入による水田の高度な汎用化を推進する。
- ・ 農業生産の基礎となる農業用水を安定的に確保し、効率的に利用するため、農業水利施設の適正な維持管理、計画的な更新及び長寿命化を図る。
- ・ 農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、それを支える農業生産活動の継続や農地の維持・保全活動等を推進する。
- ・ 地震や集中豪雨等による災害を防止し、農業生産の維持や農業経営の安定、国土の保全を図るため、農村地域の防災・減災対策を推進する。

#### イ 林業の振興

林業については、林業専用道や森林作業道などの効率的な路網整備と集約化施策を推進し、低コストで安定的な原木生産を促進するほか、きのこなどの特用林産物の栽培技術の向上による産地形成を図る。

また、林業の担い手の確保・育成のため、森林組合や林業事業者等の育成に努めるとともに、林業経営の改善、合理化を促進する。

さらに、水源のかん養や山地災害の防止などの森林の持つ公益的機能の高度発揮のため、造林、間伐等の森林整備や、治山施設、保安林の整備を推進する。

#### ウ 水産業の振興

水産業については、県内最大の漁場を有する恵まれた条件を活かして漁家収入の増大を図るため、沿岸漁業や流通加工施設等生産基盤の整備と併せて、つくり育てる漁業を核とした水産資源の維持・増大や担い手の確保・育成を図る。

漁港については、防波堤等の基本的な施設整備に加え、既存施設の維持・強化を適正に行い、災害に強く安全な漁港・漁村づくりに向けた整備を進める。

- ・ 水産資源の維持増大を図るため、ヒラメ、マダイ、トラフグ、サケ等の種苗放流を継続するほか、次代に向けキジハタなど新たな魚種の種苗生産技術開発を行うとともに、イワガキなどの増殖技術の普及や藻場の造成技術の確立に努める。
- ・ アワビ及びイワガキ等の資源増大のため増殖場を造成するとともに、マダイ等稚魚の保育場を整備する。
- ・ 漁港については、機能保全計画に基づき、施設の長寿命化や更新コストの平準化・縮減に努め

る。また、機能が低下している施設については、異常気象、地震などに対応した機能強化及び防護対策を講ずる。

- ・ 漁港海岸については、機能性や安全性を維持するための長寿命化計画を策定し、高潮、波浪、津波などによる被害を防止するための施設整備を行い、国土並びに海岸環境の保全を図る。
- ・ 活け締めや冷却技術等の向上により安全で新鮮な魚介類を提供するとともに、タグによる差別化や消費者ニーズにマッチした加工品の開発など水産物の高付加価値化を支援する。
- ・ 漁業の担い手確保と定着を図るため、技術研修を通じて若い後継者育成に努めるとともに、漁業者の資本整備に対し支援する。

## (2) 商工業の振興

### ア 工業の振興

工業については、地域経済の活性化と若者にも魅力のある雇用の場の確保を図るため、技術力や生産性向上による経営基盤の強化、地場企業の競争力の強化、地域の特色ある地域資源を活用した地場企業の振興、成長が見込まれる太陽光や風力等再生可能エネルギーに関連する産業の育成、製造業に加え高付加価値を生み出す企業誘致などを促進する。

#### (7) 新規企業の立地促進

船川港の港湾機能、県の中心部である秋田市に隣接するとともに秋田自動車道等の高速交通施設が整備されるなどの立地条件を生かしながら、製造業に加え研究開発型の企業などの誘致を促進する。

このため、立地促進のための各種助成制度や優遇措置等の拡充強化や、企業誘致推進協議会等による積極的な誘致活動を展開する。

#### (1) 既存工業の振興

(公財)あきた企業活性化センター及び産業技術センターを中心に相談支援体制を強化し、経営相談、販路拡大支援、設備投資支援、技術指導や共同研究など専門的な支援を行うとともに、企業間連携の支援、生産性向上のための改善指導及び付加価値の高い新製品・新商品開発などの取組を支援する。

市町村及び関係団体と連携し、地域資源を活用した産業の創出・強化に向けた取組を支援する。

成長が見込まれる再生可能エネルギーに関連する分野などへの進出を促進するため、県内企業に対し産業技術センター等で技術支援や研究開発などの支援を行う。

### イ 商業の振興

商業については、個店の魅力アップのための支援の活用を促しながら、賑わいと活力ある商店街や個店づくりを促進する。

- ・ 商店街を核とする中心市街地における地域団体が行う各種イベント等への市町村と協力した賑わいの創出や、魅力ある個店の取組とネットワーク化による商店街の再生を促進する。

## (3) 就業の促進

若年層の地域外への流出を抑制するとともに、多様な経験や知識を培った県外在住者の域内就職を促すことにより、定住人口の確保を図るため、県・市町村・ハローワーク（職業安定所）・商工会等が連携して、新規学卒者の地元就職やAターン就職の積極的な促進に努めるほか、就業後の実践的な職業能力の開発及び向上のため、各種支援を行う。

## 5 生活環境の整備

安全で快適な生活ができる居住環境を創り出すことは、そこに住む人に潤いとやすらぎを与え、地域住民の定住を促進する上でも重要である。



このため、上下水道の整備、廃棄物処理施設の整備などにより基礎的な居住環境の向上を図るとともに、宅地及び住宅団地の計画的な整備を促進する。

また、優れた自然環境、天然記念物等の貴重な財産を有する本地域の環境保全に努めるほか、安全な生活や生産活動を確保するため、災害の防止、国土の保全、防災対策等の強化のための事業を推進する。

### (1) 水資源の開発利用

農業や内水面漁業、地域住民の親水域として利用されている八郎湖については、アオコが大発生するなど水質汚濁の問題が顕著化したことから、平成19年12月に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼の指定を受け、「八郎湖に係る湖沼水質保全計画」を策定した。これに基づき汚濁負荷の発生源対策や湖内浄化対策などの水質保全対策を推進する。

また、水道施設について、既存水道の統合・拡充をなお一層促進し、安定した給水を図るとともに、水道未普及地域における水道施設整備を促進する。

さらに、水源のかん養機能を高めるため、森林の整備等を推進する。

### (2) 下水道の整備

公共用水域の水質保全と生活環境を改善するため、秋田湾・雄物川流域下水道の適正な事業執行を継続し、流域関連公共下水道の整備を促進するほか、処理場の改築・更新に合わせ、農山漁村部における集落排水の統合等による再編を計画的に促進する。

さらに、上記の集合処理と効果的に組み合わせ、合併処理浄化槽の設置を促進する。

### (3) 廃棄物の処理

廃棄物の適正な処理を図るため、既存の廃棄物処理施設の適切な維持管理に努めるとともに、施設運営の在り方の検討など、人口減少社会に対応した取組を進める。

また、廃棄物の減量化や再資源化の促進及び不法投棄の未然防止を図るため、普及啓発に取り組み、住民や事業者の意識向上を図る。

さらに、海岸における環境を保全し、良好な景観を維持するため、海岸漂着物の回収処理や発生抑制に係る取組を継続的に推進する。

### (4) 住宅等の整備

県都秋田市に隣接する潟上市においては、都市計画を秋田市と一体的に行っていることから、秋田市の市街地等との総合的土地利用を推進する。

また、住宅困窮者対策とともに人口の定着を図るための施策を推進する。

### (5) 防災・消防・地域安全対策

#### ア 防災・消防対策

日本海中部地震及び東日本大震災の教訓に基づき、平素からの地震と津波に関する知識の普及を図り、防災教育を徹底するとともに、災害を未然に防止するため、予防対策の強化と津波警報時の伝達、避難誘導、救出救助等の防災体制の整備を進める。また、大雨や地震などによる土砂災害で孤立する恐れのある集落の孤立時の情報連絡手段を確保するため、災害情報通信システムの強化等を推進する。

公共施設については、地震等による直接的な被害の防止のほか、地域の防災拠点としての役割を果たすことも求められており、計画的な耐震構造化を進める。

老朽化が進行する社会資本に対しては、適切な維持管理の点検を実施するとともに、「橋梁長寿命化計画」など、社会資本ごとの長寿命化計画等に基づき、計画的に補修補強対策を実施し長寿命化を図り、安全を確保する。併せて、市町村管理施設においても同様な対応ができるよう、市町村に対する技術支援体制を強化する。

また、複雑多様化・大規模化する災害に対し被害の軽減が図られるよう、消防力を強化するとともに、救命率の向上を図るため、高規格救急自動車の配置や救急救命士の養成など、救急・救助体制の充実・強化を進める。

さらに、防災意識の高揚・普及・災害時の被害の未然防止・軽減を図るため、防火・防災研修や実践的な訓練の実施、防災資機材の整備等により、地域における防災リーダーの育成と自主防災組織の充実・活性化を促進する。

このほか、生活関連物資等の非常用備蓄の確保や、避難所の管理運営など、大規模災害時の被災者の生活の安定を図るための適切な体制を確立する。

#### イ 国土保全施設等の整備

傾斜地や入り江等の複雑な地形を多数抱える半島地域の地理的条件や、日本海中部地震における被災経験等を基に、総合的な防災対策を確立し、ハザードマップの活用等による住民に対する啓発、実践的な避難訓練の実施、情報通信体制の確立等による災害の発生の予防、被害の軽減や拡大の防止対策を進めながら、災害から地域住民の生命と財産を守るため、国土保全施設等の整備を推進する。

沿岸部においては、高潮や津波対策として、既存海岸保全施設の嵩上げや耐震化等を進める一方、山間部においては、土砂災害を防止するため、砂防施設や急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進する。

また、山地災害を防止するため、治山事業等を推進する。さらに、住宅、農地などの生活環境を守るため、海岸部の防風林や防砂林などの整備とともに、松くい虫被害の防除を推進する。

#### ウ 地域安全対策

地域安全対策については、安全で安心して暮らせる地域社会の実現のため、「秋田県安全・安心まちづくり条例」に基づき、防犯意識の普及啓発、地域住民による自主的な防犯活動への支援を推進する。

交通安全対策については、家庭、地域、学校、職場等において、交通安全思想の普及を図るとともに、特に交通事故死亡者の多い高齢者については、各種運動等を通じた広報・啓発活動による安全教育を推進する。

### (6) 環境の保全

社会資本の整備等にあたっては、環境関連法令の遵守はもとより、「秋田県環境影響評価条例」、「秋田県環境保全条例」、「秋田県自然環境管理計画（ネイチャー秋田21）」等を適正に運用する。男鹿国定公園においては、自然環境及び景観の保全を図るとともに、公園利用者と優れた自然とのふれあい活動を推進し、環境保全の意識の高揚を図る。

また、「東北自然歩道」の利用を図り、身近な自然と歴史とのふれあいを促進する。ツバキ自生北限地帯、アオサギ繁殖地、コウモリの生息地、絶滅危惧類チュウヒ繁殖地、オオセッカの生息する国指定大潟草原鳥獣保護区等の学術上貴重な生物の成育・生息地を保護するとともに、目潟火山群をはじめとする地質学上、貴重な地域等についても保全に努め、豊かな自然を有する本県の代表的な景勝地として活用を図る。

### 6 福祉の増進及び医療の確保

高齢者の福祉については、秋田県介護保険事業支援計画及び老人保健福祉計画に基づき、介護サービス基盤等の整備を促進するとともに、保健福祉サービスの充実を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる地域社会づくりに努める。

また、障がいを持つ人々が地域社会の一員として住み慣れた家庭や地域で安心して生活できるよう、身近な場所において必要な支援を受けられる環境を整えるとともに、いきいきと社会参画できる環境づくりを進め、安心して元気に活躍できる地域社会を構築する。

児童福祉については、育児に関する様々な負担感を取り除くため、子育てに係る経済的支援策の充実や、地域や企業における子育て支援体制の整備を図り、次代の社会を担う子どもを安心して産み育てることのできる環境の整備を進める。

医療の確保については、秋田県医療保健福祉計画に基づき、この地域が属している秋田周辺二次医療圏における医療提供体制の状況を踏まえ、必要な支援を行う。

### (1) 高齢者福祉の増進

高齢者が身体的にも精神的にも自立した生活を送ることができるよう、高齢者の健康と生きがいを推し進める。

また、医療や介護が必要となっても、できる限り住み慣れた地域で尊厳を持って暮らすことができるよう、地域で支え合う社会づくりを推し進めるとともに、介護を必要とする人が必要なサービスを受けられるよう、地域の実情に合わせた介護施設等の整備や介護従事者の確保に努めるなど介護保険サービスの基盤強化と質の向上を図り、高齢者が安心して安全に暮らすことができる社会づくりを推し進める。

### (2) 児童福祉とその他の福祉の増進

保育機能の強化を図るため、乳児保育や延長保育などの特別保育を充実するとともに、地域に開かれた保育所づくりを進める。

また、地域における子ども会活動や親同士の交流活動を促進するほか、児童館・放課後児童クラブや放課後子ども教室等を活用した放課後児童対策の拡充に努める。

さらに、子育てに係る経済的負担感を軽減するため、保育料や福祉医療費などに関する経済的支援策を充実するとともに、児童相談所の機能強化や地域における相談窓口の設置促進を図るほか、子育て世代包括支援センター、地域子育て支援センター、保健センター、保育所、幼稚園、児童館等地域で子育てに関わる機関が連携し、多様な子育て支援サービスを提供できる体制づくりを支援する。

このほか、育児や家事と仕事のバランスが取れた生活の実現など、「子育てしやすい職場づくり」に向けた企業の取組を促進するため、相談支援体制を強化する。

### (3) 医療の確保

地域の中核的な医療施設である男鹿みなと市民病院の二次医療機能の確保・充実を促進するとともに、へき地医療拠点病院として必要な体制整備を図る。

また、ドクターヘリの活用や、へき地診療所の運営経費助成などにより、医療提供体制を確保する。

## 7 教育及び地域文化の振興

### (1) 教育の振興

小・中学校については、少子化により児童生徒数が減少する中であっても充実した教育を進めるため、小・中連携やふるさと教育を基盤としたキャリア教育などの取組を市町村教育委員会と連携して推し進める。

高等学校については、学校の特色を生かすとともに地域との連携・協力を進める。男鹿海洋高校には、普通科のほか立地を生かした学科である水産科があり、ダイビングや海洋測量、船舶の操船技術、水産加工技術等を学んだ人材を育成し、地域の水産業の振興に貢献していく。また、男鹿工業高校は、県内唯一の自動車に関する学習が可能な機械科を設置しており、大潟村での電気自動車やソーラーカーレースに参加するなどしながら、ものづくり教育に積極的に取り組み、地域の産業振興に貢献していく。普通高校である秋田西高校ではほとんどの生徒が進学するため、地元企業を知る機会を設けるなど進学先卒業後の地元就職を視野に入れたキャリア教育を進め、地域社会に貢献する有為な人材の確保を図っていく。

生涯学習については、生涯学習の成果を行動に結び付け、半島地域を担う人材を育成する。住民が「いつでも・どこでも・だれでも」学ぶことのできる学習機会を提供するとともに、学んだことを行

動に結び付ける環境づくりに取り組み、地域コミュニティの活性化を図っていく。

## (2) 地域文化の振興

半島固有の風土や歴史の中で育まれた貴重な文化遺産が開発行為や生活様式の変化、地域コミュニティの低下等により失われることがないように、活用を図りながらその保存・継承を進めていく。

このため、開発行為前の埋蔵文化財の分布調査を進め、開発行為と文化財保護との両立を図るほか、重要文化財「赤神神社五社堂」や国史跡「脇本城跡」など国・県指定文化財等の保存修理、管理を促進する。

また、重要無形民俗文化財「男鹿のナマハゲ」、「東湖八坂神社祭のトウニン（統人）行事」をはじめ、県指定無形民俗文化財「福米沢送り盆行事」等の後継者育成を支援し、民俗行事の保存・伝承を図る。

このほか、重要文化財、国史跡などの歴史・文化遺産、地域色豊かな民俗文化財、国天然記念物「ツバキ自生北限地帯」などの多種多様な文化財を有機的に関連付け、これらを巡る文化財探訪や文化財マップ作成といった市町村による文化遺産の活用に関する取組への支援を行う。

# 南房総地域半島振興計画

平成27年12月

千葉県

平成27年12月 全部変更

# 目 次

## 第1 基本の方針

- 1 地域の概況 . . . . . 1
- 2 現状及び課題 . . . . . 3
  - (1) 地域の現状 . . . . . 3
  - (2) 地域の課題 . . . . . 5
- 3 振興の基本的方向 . . . . . 7
  - (1) 基本的方向 . . . . . 7
  - (2) 重点施策 . . . . . 7

## 第2 振興計画

- 1 交通・情報通信体系の整備・確保 . . . . . 9
  - (1) 道路網の整備 . . . . . 9
  - (2) 鉄道等の整備 . . . . . 10
  - (3) 港湾の整備 . . . . . 10
  - (4) 地域における公共交通の確保 . . . . . 11
  - (5) 情報通信関連施設の整備 . . . . . 11
- 2 産業の振興及び就業の促進 . . . . . 11
  - (1) 農林業の振興 . . . . . 13
  - (2) 水産業の振興 . . . . . 15
  - (3) 商工業の振興 . . . . . 16
  - (4) 観光の振興 . . . . . 17
  - (5) 就業の促進 . . . . . 18
- 3 環境の保全 . . . . . 18
  - (1) 自然環境の保全 . . . . . 19
  - (2) 公害の防止 . . . . . 19
- 4 居住環境・福祉の向上 . . . . . 19
  - (1) 水資源の開発 . . . . . 21
  - (2) 教育・文化の振興 . . . . . 21
  - (3) 生活基盤施設等の整備 . . . . . 22
  - (4) 「互いに支え合い安心して暮らせる地域社会」の構築 . . . . . 24
- 5 地域間交流の促進 . . . . . 24
  - (1) 交流機会の創出 . . . . . 24
  - (2) 観光交流の拡大 . . . . . 24
- 6 国土保全施策等の整備及び防災体制の強化 . . . . . 25
  - (1) 防災体制の強化 . . . . . 25
  - (2) 土砂災害対策 . . . . . 25
  - (3) 河川の整備 . . . . . 26

(4) 海岸の保全	26
(5) 農地・森林の保全	26

## 第1 基本的方針

### 1 地域の概況

房総半島は、日本列島のほぼ中央、関東地方の最南部に位置する。南房総地域は、この房総半島の富津岬と太東岬を結ぶ線から南の区域であり、西は、東京湾の浦賀水道、南東は、黒潮と親潮が交わる太平洋に面し、北部は、平坦な両総台地につながっている。東京都心とは、東京湾をはさみ40～80kmと比較的近距離に位置している。

規模については、面積は約1,188km<sup>2</sup>で千葉県面積のおおむね20%を占めている。人口は約25.8万人で、千葉県人口のおおむね4%である。人口密度は、約217人/km<sup>2</sup>で千葉県の約1,212人/km<sup>2</sup>、全国平均の約339人/km<sup>2</sup>に比して低くなっている。本地域は、6市、3町の区域からなり、2つの広域市町村圏全域と1つの広域市町村圏の一部が含まれている。

地形については、東西に60km、南北に50kmにわたる太平洋に突き出た三角形の地域である。面積の約80%を房総丘陵が占め、県内の最高峰愛宕山(408.2m)をはじめとして山地・丘陵が多い地形となっており、その間を流れる河川は、比較的急勾配になっている。本地域の三方を囲む海岸線は、海岸延長241kmにおよび、変化に富む美しい景観により、そのほとんどが南房総国立公園として指定されている。

気候については、夏涼しく、冬暖かい温暖な海洋性気候に属し、無霜地帯も多い。特に南部においては、嶺岡山系等が屏風の役目を果たし、北風が弱いこともあって、冬も温暖な気候となっている。年間降水量は、2,000mmを超えることも珍しくなく、近隣に比して極めて多く、高低差のある地形と相まって森林等の植生が豊かである。

土地利用については、比較的山林丘陵の多い地形のため、農地、宅地の占める割合は県内他地域(千葉県平均 農地25%、宅地15%)に比して農地19%、宅地6%と少ないが、森林面積は全県の42%を占めている。また、南房総国立公園及び4つの県立自然公園が本地域の9%を占めるなど首都近郊にあって今なお美しい自然が残されている地域である。

歴史的な背景については、古来、海路の玄関口、中継地となっており、また大消費地江戸(東京)への、酪農、果物、魚介類など特色ある生鮮食料品の供給の場としての役割を果たしてきた。さらに、温暖な気候と豊かな自然を求める文人墨客の別荘地として親しまれてきた。



南房総地域の構成市町

市町村名	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)
館山市	110.15	48,749
勝浦市	93.96	19,583
鴨川市	191.14	34,881
富津市	205.53	47,108
南房総市	230.14	41,034
いすみ市	157.44	40,502
大多喜町	129.87	9,992
御宿町	24.86	7,855
鋸南町	45.19	8,563
計6市3町	1,188.28	258,267

※面積は、国土地理院「平成26年全国都道府県市区町村別面積調」

※人口は住民基本台帳人口に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成27年1月1日現在)による。

## 2 現状及び課題

### (1) 地域の現状

#### ア 人口

千葉県的人口は、東京圏への高次都市機能の集積等の影響により、昭和35年の230万人から平成27年の約625.4万人へと2.7倍以上の増加となっている。

一方、南房総地域については、昭和35年人口34万人から平成27年人口約25.8万人と約24%減少しており、現在も人口減少が続いている。

また、65才以上の人口比率が約37%と県平均約25%、全国平均約26%に比して著しく高くなっている。

#### イ 産業

本地域の就業者は、従業地就業者（本地域で働く就業者）が約11.2万人、常住地就業者（本地域に居住する就業者）が約12.3万人であり、就従比（従業地就業者／常住地就業者）は0.91と就業の場が不足している。また、産業別の就業者の割合は、第1次産業11.2%、第2次産業20.3%、第3次産業68.5%であり、第1次産業の比率が、県平均の3.1%、全国平均の4.2%に比して著しく高くなっている。

農林業については、豊かな自然を背景に温暖な気候を活かし、古くから稲作をはじめ酪農、花き、野菜などのほか、たけのこ、しいたけ等の特産林産物の生産など多様な農林業が展開されている。しかしながら、地域一帯は山がちな地形で、平野部が少なく耕地率も県内他地域に比して低いものとなっており、また、山間谷津田が多くそれぞれの農地が狭小なものになっている。加えて、担い手の高齢化も県内他地域に比して進んでいる。

水産業については、暖流と寒流が交わる海域をもち、また、地形的な特性から豊かで変化に富んだ漁場に恵まれている。しかしながら、沿岸漁業を中心とした漁獲量は、漁業者の減少や高齢化、水産資源の減少などにより減少傾向にある。

また、本県は東京の隣接県として東京湾沿岸部を中心に都市化が進んでおり、若者の都会指向などを要因とする後継者不足が問題となっている。

工業については、食品、電気機器、金属製品等を中心に年間1,842億円の工業出荷額をあげており、また、造船、工芸品等の特色ある産業を有している。鉱業については、ヨード、天然ガス等の特色ある鉱産資源を産出している。しかしながら、平成15年の事業所数及び従業者数は556所、10,510人、平成25年は377所、8,045人といずれも減少している。また、工業出荷額も、平成15年の2,123億円から13%減少しており、県内の工業出荷額に占める割合は1.4%と、地形的・地理的制約により県内の他の地域に比してその集積が著しく低く、労働者を吸収しうるような雇用の場に恵まれているとはいえない。

商業については、大部分が小規模事業者によるものであり、また、地域内の商店街も幹線道路を中心に自然発生的に形成されたもので、多様化する消費ニーズへの対応が十分でなく、平成19年の商店数及び従業者数が、4,073店、21,187人、平成24年が3,558店、19,397人と、商店数及び従業員数ともに減少している。一方、年間販売額

は3,658億円から2,915億円と20%減少しており、また、県内の年間販売額に占める割合も2.9%と低く、地域内の購買力は総じて停滞傾向にある。

観光については、美しい海岸景観や豊かな緑に恵まれ、優れた観光資源を多く保有していることから、首都圏の観光レクリエーションゾーンとして多くの観光客が訪れており、観光関連産業は当地域にとって重要な産業となっている。

近年は、アクアラインの料金引き下げや首都圏中央連絡自動車道の整備などにより、観光客入込数は、東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による風評被害により平成23年に大きく減少したものの、平成25年には、県全体で、延べ約1億6,593万人と過去最高になるなど地域差はあるものの回復してきている。近年は、季節型の観光形態である潮干狩りや海水浴、花見や花摘みなどに加え、食べ歩きや伝統文化・祭り、果物狩りなどの体験型観光、サイクリング、サーフィンなどスポーツを目的とする観光客が外国人観光客も含め増加している。

#### ウ 基幹的施設

道路については、東関東自動車道館山線、一般国道127号富津館山道路が全線開通しており、東関東自動車道館山線の木更津南インターチェンジから富津竹岡インターチェンジ間で4車線化整備が進められている。また、これらの道路や東京湾アクアラインとつながる首都圏中央連絡自動車道については、東金から木更津間が開通し、大栄から横芝間で整備が進められている。一方、地域内の観光地の幹線道路等において、夏期や休日等に渋滞が発生し、来訪者の利便性の妨げとなっているとともに、地域の産業活動や住民生活に影響がでている。

鉄道については、現在、JR内房線、外房線及びいすみ鉄道があり、それぞれ通勤・通学など生活面において、また、観光等の産業面において基幹的な輸送機関としての役割を担ってきたが、本地域内の区間は、JR外房線の一部の区間で複線化が進んでいるものの、その他は単線であり、運行状況が現在の地域住民のニーズに十分対応しているとはいえない。

港湾については、重要港湾である木更津港と地方港湾の上総湊港、浜金谷港、館山港及び興津港の5港を擁しているが、本地域の振興にとって重要な基幹施設であるこれらの港湾は、整備の効率性に配慮しつつ、利用者の視点に立ったバランスのとれた施策の推進が要請されている。

情報通信関連施設については、平成25年度までに全ての地域でブロードバンド基盤が整備されたが、ICT（情報通信技術）の急速な進化及びスマートフォンの普及等に伴い、更なる情報通信関連施設の整備が必要とされている。

水資源関連施設については、本地域は、比較的多雨地帯であり水資源賦存量は少ないが、年間の降雨分布に季節的な変動が大きいこと、河川が急勾配で流域面積が狭小であり、ダム適地が乏しいことにより効率的な水資源施設の建設が困難になっている。このため、夏期の水需要の増加に対応する水源不足をはじめ、冬期渇水も考えられる。さらに、今後、東関東自動車道館山線や首都圏中央連絡自動車道等の交通体系の整備の進展に伴う観光施設の充実や商工業の立地等により、水需要はさらに増加

する可能性がある。

また、大規模災害や気候変動等のリスクに対応できる水源の安定確保を進める必要がある。

教育・文化施設については、現在、高等教育機関として大学4校、短大1校で入学定員は合計790名、専修学校については3校あり定員は430名である。また、図書館は、4市1町に5館あり、この蔵書数は403千冊である。

博物館は、2市1町に4館あり、文化会館は、6市に8館ある。一方、本地域が、海路の玄関口・中継地として独自の黒潮文化を形成し保存継承してきた地域であることもあり、近年、地域住民の意識が、精神的な豊かさを求める生き方へと変化するなかで、様々な教育文化活動に参加するなど文化を享受しようという気運や自分たちの手で新しい地域文化を創造し、育んでいきたいという傾向を見せている。

生活関連施設については、県内の他の地域に比して生活道路、下水道等の基盤施設の整備が遅れている。特に都市的な施設が不足しており、このことは、本地域の人口流出の一因となっている。

一方、国・公立病院は4市1町に5院、地域医療支援病院は1市に1院であり、また、人口10万人当たり医師数は216人余、人口10万人当たり一般・療養病床数（病院）は1,167床である。社会福祉施設等については、障害者支援施設10か所、認可保育所59か所、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）36か所、介護老人保健施設16か所が整備されている。

自然環境については、4つの自然環境保全地域をはじめ南房総国定公園及び4つの県立自然公園等を保有する豊かな自然に恵まれた地域であり、その財産を継承してきた。また、本地域は、比較的低いながらも急峻な山々が海岸に迫っており、複雑な海岸線を有していることや、県内でも多雨地域であり、嶺岡山系等を含む本地域の地質は、比較的にもろいため崩れやすいことから風雨、海流の侵食を受けやすくなっている。

## （2）地域の課題

### ア 人口

南房総地域における人口の流出を止め、本地域を人々が住み、働き、憩える地域とするため、定住条件の整備を図るとともに地域内外や都市と農村との交流、さらには国際交流の活発化を図っていく必要がある。

また、本地域で特に進んでいる高齢化の傾向に対応していくため、地域において相互に支え合う体制づくりなどを図る必要がある。

### イ 産業

本地域の各産業の新たな展開のため、技術革新、高度情報化、サービス経済化等の進展や国民のニーズの変化に対応するとともに、本地域の保有する豊かな自然資源及び東京都心、成田空港、幕張新都心、かずさアカデミアパーク、千葉港との近接性などの立地特性を活用し、本地域の特色ある産業の振興を進め雇用の場の創出を図っていく必要がある。

特に、全国的な交流・連携を強化する高速道路ネットワークの一翼を担う東関東自動車道館山線や首都圏中央連絡自動車道の整備が着実に進んでいること、首都圏整備計画等において示されているように当地域が首都圏のレクリエーションゾーンとしての役割が期待されていることなどに十分留意し、産業政策を進める必要がある。

農業については、温暖な気候と豊かな自然という地域の特色を活かしつつ、地産地消の推進や、観光産業との連携による事業展開など新たな取組が求められている。また、林業に関しては、森林のもつ多面的機能を発揮させるため、計画的な森林整備を推進するとともに、県産木材の安定供給体制を構築し、利用を促進する必要がある。さらに、6次産業化による経営の多角化や農林業を支える担い手の確保・育成等の施策の展開を図る必要がある。

水産業については、長引く燃油高騰など経費が増大する中で、収益力の高い漁業経営体への転換を図るべく、水産資源の適切な管理やつくり育てる漁業を推進して生産の維持増大を図るとともに、高鮮度・高付加価値化による産地競争力の強化、水産業を支える担い手の確保・育成等の施策の展開を図る必要がある。

工業については、雇用の場の創設のため、地場産業の振興とともに空港、港湾等への近接性を高めるなど本地域の企業立地条件の向上を図り、自然との調和に配慮しつつ企業誘致を積極的に進める必要がある。

商業については、車社会が定着し、消費者の行動範囲が拡大しているなかで、多様化する消費者ニーズや高齢社会に対応するとともに、地域特性を活かした商業機能の充実を図る必要がある。

観光については、首都圏の観光レクリエーションゾーンとして、本地域の美しい海岸景観や豊かな緑等の優れた観光資源を活用しつつ、交通アクセスの整備、観光施設の充実による通年型観光の振興を図るとともに、これまでの団体型の見る観光から、個人・家族・グループ型の体験する観光への観光ニーズの変化に対応した「食」や「健康」など新たなテーマ型の観光施策を進める必要がある。

## ウ 基幹的施設

道路については、半島性の解消のため、東関東自動車道館山線の4車線化整備を促進し、国道127号富津館山道路の4車線化計画の具体化を図り、本地域へのさらなるアクセス強化を図る必要がある。また、これを補完する地域高規格道路及び国道・県道の整備が必要となっている。さらに、これらの道路や東京湾アクアラインとつながり、首都圏の広域ネットワークを形成する首都圏中央連絡自動車道の整備促進が必要である。

鉄道については、輸送需要の動向等に対応した運行が図れるような整備が必要である。

港湾については、物流機能や観光レクリエーション機能等複合的な役割を果たす空間の形成を図っていく必要がある。

情報通信関連施設については、Wi-Fi環境の整備など更なる施設の整備等が必要である。

水資源関連施設については、本地域の夏期を中心とする水源不足等、今後の水需要に対して地域の実状に即した総合的な水資源対策が必要である。

教育・文化施設については、文化の継承とともに地域住民の教育文化に対する意識の高まりに対応し、これらの需要を満足させ定住意識を醸成させるための教育的・文化的な施策の展開が必要である。

生活関連施設については、定住条件として不可欠なものであり、地域の状況に合わせて一層の充実を図る必要がある。特に、他地域に比べ著しい高齢化の進展に対応した各種施設の充実、強化を図る必要がある。

自然環境については、首都圏の半島として、その貴重な自然を適正に活用していくため、長期的・総合的な視点に立った環境保全施策が必要である。

### 3 振興の基本的方向

#### (1) 基本的方向

本計画においては、当面する人口、産業等の課題に対処し、南房総地域が、首都圏における新たな役割を担うとともに、産業構造の高度化や国民の価値観やライフスタイルの多様化といった時代の動きに的確に対応しつつ、定住の促進を図ることで、本地域住民が安心かつ安定して住み続け、働き、憩える地域づくりを振興の基本方向とし、本地域における人口の社会減の改善を目指す。

具体的には、地域の主体的な取組に基づき、広域的観点に立って次の6つの点に重点を置いた魅力のある地域づくりを目指すものである。

ア 広域的な連携に資する交通・通信基盤の充実により「開かれた地域づくり」を目指す。

イ 地域の特性を活かした産業の活性化により「活力ある地域づくり」を目指す。

ウ 恵まれた自然との共生の中で「憩い癒される地域づくり」を目指す。

エ 魅力ある生活環境を形成し、住民が快適に学び暮せる「住みよい地域づくり」を目指す。

オ 県内や首都圏の各地域との活発な交流、さらには全国的、国際的な交流により「躍動する地域づくり」を目指す。

カ 災害の発生を予防し、災害の拡大を防いで「安心して暮らせる地域づくり」を目指す。

なお、本計画の計画期間は、平成27年度からおおむね10年間とする。

#### (2) 重点施策

以上のような基本的方向を実現していくため、次の施策を重点的に進める。

ア 半島性を解消する交通・情報通信体系の整備・確保を図る。

「開かれた地域づくり」を進めるため、首都圏中央連絡自動車道や東関東自動車道

館山線4車線化の整備を促進し、国道127号富津館山道路の4車線化計画の具体化を図る。また、これらの道路を補完する地域高規格道路の調査等を進めるとともに国道・県道等の計画的な道路整備を進め、さらに、高齢者をはじめとする地域住民の日常生活・社会生活の足である地域における公共交通の確保維持改善を図り、本地域内の交流を促進する交通網の体系的な整備を図る。

さらに、県・市町及び民間通信事業者等が連携してWi-Fi環境の整備などを行い、ICT（情報通信技術）の利用の地域間格差を是正し、観光客の利便性や住民サービスの向上、防災・減災の推進を図る。

イ 地域特性を活かした産業の振興及び就業の促進を図る。

「活力ある地域づくり」を進めるため、交通体系の整備による巨大市場や空港等への近接性の確保や域内の移動環境の改善を図るとともに、豊かな資源を活用した新たな観光資源の創出等により、観光産業の新たな展開と魅力的な観光地の形成を図る。また、かずさアカデミアパークの研究開発機能を活用した都市近郊型の産業や高付加価値型産業の育成を図るなど地域特性を活かした産業の新たな展開と魅力的な雇用の場を創出する。

さらに、生産基盤の整備や流通の多様化、消費の増進を図るとともに、鳥獣被害を防止し、地域特性に応じた農林水産業を振興する。

特に、若年層の人口流出の防止や、UIJターンの促進など定住の促進に向けて、地域産業の立地条件やその特性を活かし、雇用機会の確保や実践的な職業能力の開発・向上など、若者の雇用の場の確保や就業の促進を図る。

ウ 恵まれた自然環境等の保全を図る。

「憩い癒される地域づくり」を進めるため、南房総の自然は、人々に心の拠りどころや安らぎを与える首都圏の貴重な財産であるという認識にたち、その適切な保全を図る。さらに、公害の防止等生活環境の保全に配慮する。

エ 生活ニーズに合った居住環境及び地域福祉等の実現を図る。

「住みよい地域づくり」を進めるため、人口減少や少子高齢化等の進展を踏まえ、地域の実情に応じて、都市的な生活基盤施設及び教育・文化施設等を駅徒歩圏や地域拠点に集約立地させるとともに、高齢者や障害者等を始め住民誰もが地域の中でその人らしく安心して充実した生活を送られるよう、保健・医療・福祉サービスの総合的かつ持続的な地域支援体制の実現を図る。

オ 他地域との活発な交流を促進する。

「躍動する地域づくり」を進めるため、南房総の美しい景観に配慮した魅力あるまちづくりを進めるとともに、地域の資源を活かした観光交流や自然体験、グリーン・ブルーツーリズムなどを推進し、交流人口の拡大を図り、長期滞在者や再訪者の増加を目指す。

カ 自然災害の防止等国土の保全及び防災体制の強化に努める。

「安心して暮らせる地域づくり」を進めるため、ひとたび発生すると、大規模かつ長期間にわたって住民の生活に大きな支障を来たす自然災害に対し、国土保全施設等の一層の整備を進めるとともに、警戒避難体制や応急支援体制の強化を図る。

## 第2 振興計画

### 1 交通・情報通信体系の整備・確保

南房総地域を国土幹線軸や主要空港、港湾等の産業基盤施設及び東京等の主要都市と強く結びつける広域的な交通体系の整備を行うことにより、生活圏、経済圏の拡大を図るとともに、東京圏の都市部との交流を推進し、都市部の持つエネルギーを本地域へ誘導する。このため、本地域から東京都心、成田空港、羽田空港との近接性を高める交通体系の整備を将来目標とする。

道路については、東京湾アクアラインと一体となって高速道路ネットワークを形成する首都圏中央連絡自動車道や東関東自動車道館山線4車線化の整備を促進し、国道127号富津館山道路の4車線化計画の具体化を図る。

また、これらの道路を補完し、本地域の循環道路及び連絡道路として機能する地域高規格道路の調査を進めるとともに、国道・県道等の整備を効率的かつ効果的に推進する。

鉄道については、通勤通学圏の拡大、住民の定住や観光開発等地域経済の活性化を図るため、基幹的な輸送機関である鉄道の一層の整備を目指し、輸送需要の動向等に対応した輸送改善による利便性の向上、複線化、施設改善等の整備を積極的に促進する。

港湾については、地域産業や海洋性レクリエーションの基盤施設としての役割を果たすため、重要港湾木更津港では、既存ストックの効率的な運用及び企業活動に対応した港湾施設の充実強化により本地域の物流拠点として整備を図るとともに、地域振興に貢献するため、港湾の再開発を推進する。また、館山港をはじめとする地方港湾においては、地域の活性化につながる海洋性レクリエーションや観光需要に対応した新たな海の玄関として港湾機能の充実を図る。これらにより、それぞれの地域の特性に応じた複合的な機能を有する港湾空間の創造を図る。

なお、高齢者をはじめとする地域住民の日常生活・社会生活に配慮しながら、今後の交通需要の変化等に対応して、本地域に適した交通手段等について検討していく。

また、情報通信関連施設については、IT利活用社会における豊かな県民生活の実現と地域の活力ある発展を目指し、高度情報通信ネットワークの整備等を地域の特性に応じて推進する。

#### (1) 道路網の整備

##### ア 幹線道路網の整備

##### (ア) 広域幹線道路の整備



全国的な高速道路ネットワークの一翼を担う首都圏中央連絡自動車道や東関東自動車道館山線4車線化の整備を促進し、国道127号富津館山道路の4車線化計画の具体化を図る。また、地域間相互の交流と連携を促進し、広域的な集積圏の形成に資する地域高規格道路である館山・鴨川道路、鴨川・大原道路及び茂原・一宮・大原道路について、計画の具体化に向けた調査等を進めるとともに、東京湾アクアライン等と一体となって東京湾環状道路網を形成する東京湾口道路について、構想の具体化を図られるよう調査を促進する。

#### (イ) 国道の整備

高規格幹線道路及び地域高規格道路を補完し、地域の利便性向上や半島地域内の防災拠点間又はこれらと地域の幹線道路等を結ぶなど防災機能強化に資する幹線道路として、外房地域の海岸線を走る国道128号、首都圏中央連絡自動車道から放射状にのびる国道297号、本地域を南北に縦断する国道410号や内陸部を東西に横断する国道465号の整備を推進する。

#### (ウ) 県道等の整備

地域の生活や利便性の向上や半島地域内の防災拠点間又はこれらと地域の幹線道路等を結ぶなど防災機能強化に資する県道千葉鴨川線、鴨川保田線、市原天津小湊線、富津館山線、上畑湊線、小田代勝浦線、館山大貫千倉線等の整備を推進するとともに、市道及び町道については、国道や県道と有機的な連携を図りつつ、市町の事業に加え、県の代行制度も活用して整備を進める。

さらに、これらの道路整備と併せて交通安全施設等の整備を図る。

なお、整備に当たっては、豊かな自然環境を活かし、観光振興にも資するよう配慮する。

#### (2) 鉄道等の整備

本地域の海岸部を周回し、本地域と千葉・東京とを結ぶ基幹的交通施設として、内房線、外房線の輸送需要の動向等に対応した車両の増結、列車の増発、快速電車運行区間の延長、終電車の繰り下げ、乗換え駅における接続時間の短縮等による利便性の向上並びに複線化等の促進を図る。

また、いすみ市から大多喜町へと夷隅地域を横断するいすみ鉄道については、同地域における生活交通手段や、観光振興の側面から、公共交通機関としての活性化策等について、今後検討を進めていく。

一方、今後の高速道路網の整備の状況、観光・リゾート需要、高速交通需要等の増大に対応して、東京湾アクアラインを通行する高速バスの整備・促進を図るための調査・検討を進めるとともに、地域住民の暮らしの足であるバス路線の再編整備を進める。

#### (3) 港湾の整備

## ア 重要港湾の整備

本地域の物流拠点として、木更津港（木更津市、君津市、富津市）において、既存ストックの効率的な運用及び企業活動に対応した港湾施設の充実強化、地域の活性化を支援するための内港再開発を進めるとともに、港湾環境の整備を図る。

## イ 地方港湾の整備

館山港（館山市）において、南房総への海からのアクセスを可能とするため、旅客船・観光船等が着岸できる多目的栈橋の供用を開始しており、利用状況を勘案しながら施設の拡充を図る。

### （４）地域における公共交通の確保

高齢者をはじめとする地域住民の日常生活・社会生活の足として公共交通は必要不可欠であることから、広域的・幹線的なバス路線への助成など地域における公共交通の確保維持改善に向けて取り組んでいく。

### （５）情報通信関連施設の整備

IT利活用社会における豊かな県民生活の実現と地域の活力ある発展を目指し、県・市町及び民間通信事業者等が連携して、観光客の利便性や住民サービスの向上、防災・減災の推進に向けたWi-Fi環境の整備を進めるなど、高度情報通信ネットワークの整備を推進する。なお、整備費用や維持管理費が高額になることから、国に対し支援措置の充実を求める。

また、一部の地域において、地上デジタル放送に係る共聴施設等の維持管理費について対象世帯や地方公共団体に対し過大な負担となっていることから、国及び放送事業者に対し新たな支援措置を講じるよう働きかける。

さらに、良好な基盤整備のための環境づくりとしての電線共同溝の整備を推進する。

## 2 産業の振興及び就業の促進

交通体系の整備により本地域と京浜地域等の都市部や国土幹線軸との近接性を高め、これを「てこ」として産業の振興を図るとともに、先端技術の活用による産業の近代化や消費者ニーズの多様化など、時代の潮流に対応した産業の振興策を積極的に進める。また、新規就農者への支援や6次産業化の推進など、農林水産業の振興を図る。その上で、雇用の創出による職住の近接した地域づくりを図る。

農業については、国際化の進展、消費形態の変化、地球温暖化、生産者の減少と高齢化の進展など、農業・農村を取り巻く大きな状況の変化に対応するため、戦略的な産地強化と高収益型産業への転換、緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進を支援していくことで、魅力ある房総農業を実現する。

野菜、果樹、花きについて、温暖な気候を活かした特色ある産地づくりを推進するほか、酪農等畜産の一層の振興を図る。また、後継者の育成と農村地域の活性化・住みやすい農村空間の形成を進める。

さらに、東関東自動車道館山線や首都圏中央連絡自動車道等の交通体系の整備進展による市場の拡大に伴い、生鮮食料品の周年供給基地の形成を図るとともに、南房総の魅力ある観光・リゾート資源等を積極的に活用し、観光部門と連携したグリーン・ブルーツーリズムなど、新たな販売体制を確立する。

林業については、本地域の56%が森林であり、県土の森林面積の42%を本地域で占めている現状に鑑み、この貴重な森林資源を有効に活用するため、森林整備の集約化と「森林施業プランナー」等の林業の担い手の育成を図る。さらに、森林のもつ多面的機能に対する社会的要請や住民の緑に対する関心の高まりに応え、市町村・企業・里山活動団体等の多様な主体による森林づくりを推進する。

水産業については、水産総合研究センターの開放型加工研究棟を活用するなどし、ファストフィッシュ等の多様化する消費者ニーズに対応した新製品の開発を支援するとともに、沿岸漁業資源の維持・増大と持続的利用を図るため、資源管理や栽培漁業を推進していく。

また、農業の場合と同様に、東関東自動車道館山線や首都圏中央連絡自動車道等の交通体系の整備進展により、流通や観光を中心とした社会的・経済的インパクトが強まることから、流通の多様化の推進や、既存漁港施設等を活用した自然体験型観光、海洋レクリエーションなどを推進していく。

工業については、今後の道路体系の整備による京浜地域、成田空港、千葉港等への近接性の高まりや、かずさアカデミアパークの整備等によって、工場・研究所等の立地可能性が高まっていることから、地場産業の一層の振興とともに本地域の特性を活用した工業の振興等を積極的に進める。

商業については、交通利便性の向上やリゾートとしての機能集積が期待される地域であることから、地域の特色を活かした商業機能の形成に向け、街づくりと一体となった商店街整備を促進する。

観光については、本地域は一年を通じて温暖な気候と自然景観に恵まれており、四季を通じて楽しめる通年型・滞在型の観光地づくりのため、県民の森、自然公園、都市公園等の施設やこれらの施設を結ぶ自転車道、自然歩道、ウォーキングトレイル等の整備を図るとともに、観光ルートづくり、観光情報の提供の促進、国際観光の推進、海洋性レクリエーションへの対応等、既存の観光地の活性化や現代の観光ニーズに対応した観光振興施策を推進していく。

また、本地域の恵まれた自然環境及び今後の交通体系の整備等による観光やリゾート需要の拡大に対応するため、民間活力等を活用しつつ、長期的な視点から観光・リゾート施設等の整備を促進する。

なお、産業の振興に当たっては、それぞれの施設の整備とともに、イベントの実施等業種を越えたソフト面の取組を進めていくとともに、ふるさと融資の活用等により地域の振興、活性化につながる民間事業活動を支援する。

就業の促進に当たっては、中小企業のニーズに応じた多様な人材の確保に向けて、県の就労支援施設等において相談から就職までの一貫した支援を行うとともに、県外からの転職希望者等に対し、暮らし全般に関する情報などを一元的に提供するなどの

取組を進める。

## (1) 農林業の振興

### ア 農業の振興

#### (ア) 魅力ある房総農業の推進

国際化の進展、消費形態の変化、地球温暖化、生産者の減少と高齢化の進展など、農業・農村を取り巻く状況の変化の影響が特に大きい本地域において、戦略的な産地強化と高収益型産業への転換、緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進を支援していくことで、魅力ある房総農業を実現する。

また、グリーン・ブルーツーリズムの推進として、豊かな自然環境や地域の特産物、心なごむ景観等の地域資源を活用し、直売所や農家民宿などの交流拠点の整備をはじめ、田植え・稲刈り、花摘み、いちご狩り、びわ狩りなどの農業体験など、観光産業との連携をも含めた総合的な展開を行うことで、農業農村の活性化を図る。

#### (イ) 農業生産基盤の整備

優良農用地の確保・保全、農地の高度利用による農業生産性の向上及び担い手の育成や農地の利用集積を図るため、農業用排水施設や農地の区画整理などの農業生産基盤の整備を推進するとともに、農村生活環境基盤の総合的な整備や中山間地域振興対策を推進する。

また、中山間地域等では平地に比べ、自然的・経済的・社会的条件が不利な地域があることから、中山間地域等直接支払交付金等により適切な農業生産活動が継続的に行われるよう支援し、もって多面的機能の確保を図る。

農産物の荷傷み防止や輸送費用の軽減等、流通の合理化を図るため、農村地域の幹線的な農道の整備を推進する。

特に、安房地域においては「安房地域広域営農団地整備計画」の実現に資するため、農村地域の農道網の基幹となる広域的な農道や、農用地と基幹的農業用道路の一体的な整備を推進する。

畜産については、国際化の進展等畜産情勢の変化に対応するため、関係者が一丸となった地域ぐるみの支援体制の構築を促進し、地域の中心的な畜産経営体に対し施設整備等を支援することにより地域全体の収益力向上を図る。

併せて、酪農及び肉用牛経営の安定化・体質強化を図るため、飼料自給率の向上に努め、生産性の高い土地利用型酪農及び肉用牛経営を展開する飼料生産基盤の強化を推進する。

また、黒毛和種生産基盤の強化を図るため、受精卵移植等を活用した優良肉用牛の増殖と生産者組織の育成強化を推進する。

さらに、家畜排せつ物の処理施設整備、並びに生産されたたい肥の利用促進を図るための取組支援及び機械等の整備を推進する。

#### (ウ) 試験研究機関の充実・整備及び農林情報のシステム化

酪農における生産性向上に資するため、畜産総合研究センター嶺岡乳牛研究所（南房総市）において、高能力牛飼養管理技術、受精卵移植技術の普及・定着化等に関する研究を行う。

また、農業総合研究センター暖地園芸研究所（館山市）においては、南房総に適する果樹、野菜、花きの生産振興に関する研究を行う。

さらに、各種農林業情報を必要に応じ迅速に伝達するシステムの拡充を図る。

#### （エ）地域農業を支える多様な担い手の育成・確保

農業系高校等の生徒等を対象に、就農に向けて啓発活動を行うとともに、学卒者や離職者、定年退職者などの就業を希望する新たな担い手が安心して参入できるよう、市町等と連携し就農相談や農地確保の支援、県立農業大学校等での実践的な教育・研修等、知識や技術の習得支援を行う。

また、青年就農給付金等の活用により就業を促進するとともに、認定就農者制度の活用や法人への雇用を推進し、新規就農者の増加を目指す。

就農直後の担い手に対しては、セミナーやグループ活動などの各種研修制度の充実強化などにより、生産販売のための知識・技術の習得やリーダー・経営者としての資質の向上を図ることで、定着を支援する。

#### （オ）集出荷体制の改善

酪農組織の再編・強化を促進するとともに、生乳流通の効率化により流通コストの低減を図るため、集送乳の合理化等の流通対策を実施する。

園芸については、野菜・果樹・花きの産地強化を図るため、国・県の関連事業を活用し、計画的生産出荷及び共選共販体制の整備を推進する。

#### （カ）特色ある産地の育成

稲作については、集落農業者の合意形成による集落営農組織などの担い手の確保や商品性の高い高品質な米づくりを推進し、地域の特性を活かした「早場米」「うまい米」の良質早場米産地の育成に努める。

園芸については、国・県の関連事業を活用し、いちごや食用なばな、びわ、かんきつ類、花きなどの地域特産品等の振興を図るとともに、施設化の推進や共選共販体制の整備による産地強化など、温暖な気候や多くの観光客が訪れる立地条件を活かした特色ある産地づくりを推進する。

#### （キ）6次産業化の推進と農林水産物の販売・輸出促進

農林水産物の高付加価値化と高収益化を推進するため、地域の農林水産物を利用した新商品の開発や販路開拓などの6次産業化を推進する。

また、千葉県フェアやメディアを活用したPRなど、首都圏に近く新鮮で豊富な食材がある南房総地域の魅力を発信し、農林水産物の販売促進を図るとともに、新たな販路開拓を図るため、海外の食品見本市への出展や海外バイヤーとの商談会への参加

など、輸出に取り組む生産者団体等を支援する。

## イ 森林・林業再生による森林機能の維持増進

### (ア) 森林整備の集約化・低コスト化の推進

高性能林業機械の導入や作業道など路網を整備し、森林整備の集約化と低コスト化を促進する。併せて県産木材の安定的な供給体制の構築と公共施設等への県産木材の利用を促進する。

### (イ) 県民の森等の整備

森林の保全と自然観察、林業体験、森林レクリエーションの場の提供等森林の高度利用を図り、合わせて地域振興に資するため、大多喜県民の森(大多喜町、面積61ha)、内浦山県民の森(鴨川市、面積294ha)及び館山野鳥の森(館山市、面積22ha)の利用を促進する。

### (ウ) バイオマス資源の有効活用

木質バイオマスの燃料利用を促進するため、間伐材等から生産される薪やチップ等の供給体制を整備し、施設園芸用暖房機などへの導入に向けた取組を支援する。

### (エ) 多様な人々の参画による森林再生

里山活動団体など多様な人々の参画により、森林の多面的機能の向上を図る。

## ウ 野生動物等による被害の防止

イノシシなどの有害鳥獣による農業被害が多大なものとなっているため、防護柵の設置等の対策を推進する。

## (2) 水産業の振興

### ア 水産業の振興

#### (ア) つくり育てる漁業の推進

沿岸漁業の経営安定に向けた漁業資源の維持・増大と持続的利用を図るため、マダイ、ヒラメ、アワビなどの種苗の生産・放流や、小型魚の保護等による資源管理を推進するとともに、アワビ等を対象とする増殖場やマダイ、ヒラメ等を対象とする人工魚礁漁場を造成する。

#### (イ) 漁港の整備

沖合漁業や沿岸漁業の拠点として、安全で利用しやすい能率的な漁港とするため、基幹漁港及び沿岸漁港の防波堤、護岸、岸壁、物揚場、船揚場、臨港道路、航路の整備等漁港機能の向上・改善を図る。

また、自然体験型観光や海洋レクリエーションなど、既存漁港施設等を活用した地域振興施策に協力、あるいは支援することにより、漁港漁村と都市との交流を図る。

#### (ウ) 流通加工体制の整備

水産物の安定供給と産地間競争力を高めるため、高鮮度・高付加価値化に向けた施設を整備するなど、産地機能の充実を図る。

その一方で、消費者の嗜好の変化や将来の消費動向を踏まえ、千葉県水産総合研究センター（南房総市）等において、鮮度保持、品質管理等についての研究・指導を行うとともに、新たな地域特産品づくりや未・低利用魚を活用した加工品作り等を支援し、千葉のさかなのブランド化と水産業の経営安定を図る。

#### (エ) 後継者の育成と漁村の整備

水産業における後継者を育成・確保するため、漁業就業を希望する者を対象に、ホームページや漁業就業支援相談会による情報提供や漁業技術研修を実施する。さらに、水産高校生等を対象としたインターンシップを実施するとともに、地域色のある漁業体験の拡充支援や水産物直売所の魅力発信、海のルールづくりとルール・マナーの周知を行う。

また、漁村の活性化を図るためちばの海を満喫するための戦略的PRを行い、グリーン・ブルーツーリズムを推進する。

#### (オ) 内水面漁場の整備

主要河川である夷隅川及び湊川において、アユ、フナ等の種苗放流を行うとともに、産卵場の造成や河川清掃等により、漁場環境の改善を図る。

### (3) 商工業の振興

#### ア 工業の振興

##### (ア) 企業立地の促進

地域の特性と発展可能性を活かし、雇用機会の拡大と経済基盤の強化を図るため、市町村と連携しながら企業誘致を推進するとともに、本地域に立地する企業に対して助成を行うことにより、工業団地等へ工場、研究機関、情報サービス業等の立地を促進する。

また、本地域のうち、認定産業振興促進計画に記載された計画区域内において、製造業等の用に供する一定の設備を新設又は増設した企業に対し、事業税、不動産取得税及び大規模償却資産に係る固定資産税を軽減する。

##### (イ) 鉱業の振興

天然ガスの採掘に伴う環境保全対策等について調査、研究を行い、地盤沈下防止に配慮し、天然ガス産業の振興を図る等本地域の特色ある鉱業の振興を図る。

#### イ 商業の振興

地域の特性に応じた商業戦略を構築し、地域商業の活性化を図るため、まちづくり

の一環として策定する活性化計画に基づいて取り組む商店街の施設整備やソフト事業に対して助成を行う。また、次代の商店街を担う優れた商店街リーダーの養成を図る。

#### ウ 起業の促進

本地域においては、農林水産業を活用した1.5次産業や、インターネット等を活用した産業の創造を目指して、県中小企業支援センターを中心に、商工会・商工会議所等と連携して創業、経営革新に係る情報提供、相談等を行う。

また、県内の起業気運を高め、起業家を育成するため、ビジネスプランコンペティションや地域講習会・交流会を開始する。さらに、市町と連携し産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画作成、創業支援の取組を促進する。

#### (4) 観光の振興（21世紀型観光地域の形成）

南房総の豊かな自然を活かして、ゆったりと時を過ごし、心身ともに健やかになれる観光地域を目指して、健康づくり観光の推進を図るとともに、参加体験型観光など新しい観光を担う人々のネットワーク化や来訪者を現地で総合的にサポートする機能の強化などを促進し、既存の地域資源の魅力を最大限に発揮させる体制を整備する。

また、地域経済への波及効果が見込まれる滞在型観光の振興のため、情報発信機能を持つ道の駅を結節点にして地域交通ネットワークの再構築を促進するなど、来訪者と住民のいずれにも使いやすい交通環境の実現を図る。

さらに、南房総地域の主力観光資源である「花」と「海」による集客力を向上させるため、それらの活用をユニバーサルツーリズムの視点などを踏まえた現代的な感性で再構成しようとする様々な取組に対して多角的な支援を行い、新しい形態の観光を創造、発信できる観光地となることを目指していく。

これらの取組と併せて、新しい観光を支える人材育成システムの充実とともに南房総のイメージを構成する花を活かした美しい景観づくりが積極的に展開されるよう、住民や企業、行政、大学等が創造的な協働関係を築くことを促進する。

#### ア 魅力的な観光地の形成

本地域には、「花」、「海」、「食」といった本県を代表する地域資源に恵まれているが、さらなる地域の魅力を発信する「健康」「歴史・文化」など新たな観光テーマを創出し、情報発信や商品化を図る。

また、取組が進みつつある自然体験など、参加体験型観光の一層の促進と各主体のネットワーク化を推進する。

#### イ 観光基盤の形成

##### (ア) 道路環境の整備

観光立県千葉の実現に向けて、観光地へのアクセス改善に大きな効果のある首都圏中央連絡自動車道や東関東自動車道館山線4車線化の整備を促進し、国道127号富



津館山道路の4車線化計画の具体化を図るとともに、これらの道路を補完する地域高規格道路の調査を進め、計画の具体化に努める。

また、地域内の観光地を結ぶ国道・県道等の整備を推進するとともに、地域の特性を活かした道路景観形成に努める。

さらに、道の駅については、来訪者にゆとりとやすらぎを提供できる休憩や地域の情報発信・連携の場として、質の高いサービスを提供するよう機能の充実に努める。

#### (イ) 海洋性レクリエーション拠点の整備

旅客船や観光船が着岸できる多目的観光棧橋や海浜の活用を図り、重要な観光資源である海辺の魅力向上に努める。

#### (ウ) 自然公園の整備

自然や地域観光資源などを巡るレクリエーションや健康づくり機能を持つ自然遊歩道等の整備を促進する。

#### (エ) その他

誰もが安心・安全・快適に観光を楽しめるよう、観光地のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、観光施設案内板等の再整備の促進を図る。

また、地域の観光産業を支える人的基盤の整備については、鴨川市に開設された大学の観光系学部や地域との協力連携等により、観光人材確保及び観光産業従事者のレベルアップを促進する。

### (5) 就業の促進

若年層の人口流出の防止、U I J ターンの促進など定住の促進に向けて、県外からの転職希望者等に対し、暮らし全般に関する情報を一元的に提供するとともに、地域の中小企業と若者人材等のマッチングイベント等を実施するなど、就業の促進に取り組んでいく。

## 3 環境の保全

本地域の特色である豊かな自然を地域の振興面で活用するとともに、残すべきものは永遠に残していくという強い理念に立った、自然に対する超長期的、総合的な施策の展開を図っていく。

このため、土地利用の基本方針の確立、残すべき自然の実態の把握、自然公園の特別地域、自然環境保全地域、保安林等の指定の推進と公有地化、農地の保全を図るとともに、森林については「千葉南部地域森林計画」及び各市町村森林整備計画により、自然環境・森林機能・地域性を考慮しながら、美しいちばの森林づくりをめざすこととし、その具体化を進めていくとともに、千葉県環境基本条例に基づき、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、地域の自然、文化、産業などを含んだ魅力ある環境を保全するほか、野生鳥獣等の被害対策の推進により、快適な環境の実

現を図っていく。

また、公害の未然防止を図り、地域住民の健康を保護するとともに、廃棄物の減量化や再資源化を推進することで、ものを大切に社会の実現に向けて幅広い取組を進める。

## (1) 自然環境の保全

### ア 自然環境の保全

南房総地域の自然環境を保全するため、南房総地域自然環境保全基礎調査を踏まえ、本地域における保全すべき土地の選定及び保全施策を行う。

また、良好な自然環境を形成している地域及び優れた風致を維持している地域で、特に重要な地域の民有地について、必要に応じ公有化を図る。

### イ 自然公園等の整備

自然を保護するとともに、調和を保った自然の活用を図るため、必要に応じ南房総国定公園の公園計画見直しを行うとともに、自然公園利用者のための遊歩道、園地、休息所等の整備を促進する。

また、自然の中を歩くことを通じて自然、歴史、文化等にふれあうことのできる首都圏自然歩道（太東岬～清澄山～鹿野山～浜金谷）の再整備、富津岬から館山市にいたる海岸遊歩道（房総周遊ふれあいの道）の整備を推進する。

### ウ 野生鳥獣の適正な保護管理の推進

本地域に、孤立した個体群として生息する野生鳥獣、特にニホンザル、ニホンジカを、生態系を構成する重要な要素として、また、県民共有の財産として、適正に保護管理するため、生息状況等調査を実施するとともに、個体数を管理し、人間と野生動物が共生できる社会の実現を目指す。

## (2) 公害の防止

本地域には、千葉地域公害防止計画並びに化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画が策定されている地域が含まれており、これらの計画等に基づき公害の防止に関する施策を総合的に推進する。

さらに、天然ガスかん水の採取に伴う地盤沈下については、採取事業者と締結している地盤沈下防止協定を継続し、地盤沈下の防止に努める。

また、自動車交通による環境負荷の低減に向けて、千葉県自動車環境対策に係る基本方針に基づき、各種施策を総合的に推進する。

## 4 居住環境・福祉の向上

本地域においては、東関東自動車道館山線や首都圏中央連絡自動車道の建設等による交通体系の整備進展に伴い、物流などの新たな産業や居住機能の集積等を一層促進するため、総合的な土地利用政策により長期的な視点に立ってこれらを規制誘導し、

良好な居住空間の創出を図っていく。

このため、都市計画法に基づく用途地域の指定がなされた地域については、面的整備事業の推進や地区計画制度等の活用により適正な土地利用への規制誘導を図る。また、その他の地域にあっては、必要に応じて市町村長期構想、農業、漁業等の産業振興計画等を踏まえて作成される土地利用計画を都市計画の基本とし、その推進を図る。なお、新たに都市計画を作成する市町に対しては、技術的支援等を行い都市計画の策定を促進する。

水資源については、南房総地域の夏期を中心とする水源不足、渇水や今後の水需要に対処するため、安定的な水供給を目指し、計画的に、水資源施設や水道施設、かんがい施設等の整備の促進を図る。

文化については、生きがいや心の豊かさを求める気運の高まりの中で、文化の担い手である地域住民一人ひとりが、地域の貴重な伝統文化・芸術や文化遺産に親しみ、継承するとともに、地域に愛着と誇りを持って、新たな地域文化を創造していく環境整備を進める。

生活基盤施設については、館山市、勝浦市、鴨川市、富津市等において、都市計画にもとづき、土地区画整理事業の実施、都市公園、下水道等の整備による生活関連施設の整備及び業務機能、文化機能等の集積による都市的な魅力の形成を図るとともに、農村部、漁村部においても生活環境の整備を行うことにより、住む場所としての魅力の向上に努める。

なお、安全で安心な地域社会づくりのため「防犯ボックス」の設置の促進や、交番・駐在所の計画的な建て替え・整備など、地域の防犯力の向上を図るとともに犯罪の起こりにくい環境づくりに取り組む。

また、かずさアカデミアパーク等周辺地域の整備の進展による波及効果やJR線の複線化促進、道路網整備などによる交通利便性の向上を踏まえて、定住人口増加に資する条件整備の促進を図る。

地域住民一人ひとりが、健康で豊かな生活を送り、地域社会の一員として安心して暮らせるよう保健・医療・福祉の連携を図り、サービスの総合的な提供体制の整備を図る。

なお、本地域が人口の減少とともに高齢化が急速に進行している地域であることから、高齢者が健康で生きがいのある人生を送ることができるよう、総合的な健康づくりや生活習慣病予防対策を積極的に推進するほか、人生80年時代に対応した活力ある地域社会を形成するため、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を活かしたボランティア活動や老人クラブ活動など積極的な役割を果たしていくような社会づくりを展開する。

さらに、住民相互の自主的福祉活動の定着を図り、活力ある福祉社会を構築するとともに、ノーマライゼーションの理念のもと、高齢者や障害者などすべての人が安全で快適な生活ができる福祉のまちづくりを推進する。

また、市町等が広域的な連携のもとに実施する事業に係る計画の策定を促進し、個性と魅力ある地域づくりを推進する。

## (1) 水資源の開発

### ア 水資源の確保

安定的な水供給のため、地下水に関する基礎的調査を継続しつつ、地域の実情に即した広域的な水資源確保を図る。

また、将来の水需要への対応策の一環として、豊かな海岸線に恵まれた安房・夷隅の地域において、海水淡水化の検討も必要であると考えられるので、情報の収集等に努める。

### イ 水道用水供給事業の促進

夏期の水不足、新たな観光・商業の立地等に伴う需要増に対応するため、南房総広域水道企業団により、安房・夷隅地域の水道事業体に安定的に水道用水を供給する。

### ウ 農業用排水施設の整備

干ばつや湛水による被害を防止し、農業生産性の向上や産地間競争力の強化を図るため、かんがい用のダム、用水路及び排水機場等を整備、改修する。

### エ 工業用水道施設の整備

富津市、木更津市及び君津市の海面埋立地への進出企業に対して千葉県企業庁が工業用水を供給（給水能力 日量 206,000m<sup>3</sup>）しており、施設の更新・耐震化を推進し安定給水を確保する。

## (2) 教育・文化の振興

### ア 教育・文化施設の整備

学校は、子どもたちの学習や生活の場として重要な役割を担っているだけでなく、大規模災害発生時には緊急避難場所等として活用される場合も多いことから、学校の防災機能強化や老朽化対策、教育環境の質的向上を図る取組を支援していく。

また、県民の生涯にわたる多様な学習要求に応えるとともに、県民が県内のどこに住んでいても等しく図書館サービスが受けられるよう、県立図書館ネットワークによりインターネットを使った資料所蔵情報の提供や資料運搬の整備を行うなど、市町村立図書館や公民館図書室等と連携協力して読書環境の整備に努める。

県内の青少年教育施設については、鴨川青年の家も含めた県立青年の家において幅広い層の県民の利用に対して特色ある体験プログラムの充実を図り、本県の体験活動の拠点として魅力的な施設としていく。

### イ 教育・文化行政の推進

県民の高等教育機関への就学機会の拡大、学術・文化の振興、雇用・消費の拡大、さらには、産業や社会福祉関連の人材育成など、地域の振興に大きく寄与することが見込まれる大学等の立地を促進する。

## ウ 地域文化の振興

文化を創造するための環境づくりを促進するため、県のホームページを利用し、多様な文化情報を提供するとともに、オーケストラや伝統芸能など各種芸術鑑賞事業を行い、文化芸術に親しむ機会の促進を図る。

また、美術・文芸・音楽等芸術文化団体の行う文化創造活動の成果を発表する「千葉・県民芸術祭」の開催や県民が文化芸術活動に参加できるよう支援する。

さらに、地域の魅力を高めまちづくりや観光資源としても活用するため、歴史的建造物・史跡などの文化遺産、郷土芸能や生活文化、里山・棚田などの景観等を文化資源として発信し、地域文化の振興を図る。

県民の生涯スポーツの振興を図るため「総合型地域スポーツクラブ」が各市町に一つ以上設立されるように支援する。

また、文化施設が地域の文化芸術の拠点としての役割を果たすため、施設の機能の充実を図る。

## エ 地域振興に資する多様な人材の育成

地域で就業し、地域の産業を支える人材に対する配慮等、地域の振興に資する多様な人材の育成のために必要な施策に取り組む。

また、地域を志向した研究・教育・社会貢献を行う取組を実施する大学に対し、連携・協力をしていく。

### (3) 生活基盤施設等の整備

#### ア 都市基盤施設等の整備

市街地における生活環境の整備と貴重な観光資源としての自然環境を保全するため、都市計画道路（館山市）、公共下水道（富津市、館山市等）、都市下水路（富津市）等の整備を促進する。

水道事業については、南房総広域水道用水供給事業からの受水及び地震・濁水等緊急時に対応するための水道施設の整備により、安定給水の確保を図る。

また、南房総の入口に位置する県立富津公園（富津市）において、公園の中心施設であるジャンボプール等運動施設や先端護岸の改修工事を実施する。

その他、特色ある公園整備等について検討・調査を行う。

一般廃棄物の適正処理を推進するため、一般廃棄物処理施設（安房郡市広域市町村圏事務組合）等廃棄物処理施設の整備を促進する。

なお、「千葉県海岸漂着物対策地域計画」に基づき、海岸漂着物の処理を行う。

また、公共用水域の水質を保全するため、地域の実情を勘案しながら公共下水道の整備を促進するとともに、合併処理浄化槽の設置促進を図る。

さらに、空き缶や空きびん等の散乱防止、再資源化の促進を目的とした「ゴミゼロ運動」を引き続き実施するほか、観光地等における海岸景観の保全及び美化のため、夏期観光安全対策本部設置要綱に基づき、海水浴場開設者に対するごみ処理指導を継

続的に実施する。

生鮮食料品の効果的で安定的な供給を確保するため、観光・リゾート施設の利用も視野に入れつつ、安房地域に公設卸売市場を整備する。

#### イ 魅力ある都市づくり

外房線の勝浦までの複線化(一部区間)のインパクトを積極的に活用するとともに、いすみ鉄道の活性化等を通じ、夷隅地域における新たな住宅開発や観光レクリエーション機能の導入について検討する。

なお、新たな都市計画区域の決定に伴う案の申し出や用途地域等を定めようとする市町に対しては、都市計画原案作成の検討調査に技術的支援等を行うことにより、都市計画の策定を促進する。

また、計画的な住宅施策を展開するため、市町村住生活基本計画の策定を推進する。

#### ウ 保健・医療・福祉施設等の充実

地域における保健活動の中心となる市町村保健センター等で働く保健師の確保、救急医療体制の充実及び地域における中核的な役割を担う公的医療機関の整備の促進を図る。また、既存医療施設の一層の高度化を促進する。

また、AEDは突然の心停止事例において救命の点ですぐれた効果があることから、リーフレットを配布し使用手順を普及させるとともに、地域における設置場所の周知に努める。

更に、半島地域は、救急医療へのアクセス性が低い等の状況にあることから、半島地域における医療を受けられる機会を確保するため、ドクターヘリを活用した医療体制の整備等に取り組む。

高齢者等の福祉施設等の整備として、介護を要する高齢者及び障害者が、いつでも、どこでも、だれでもが利用できることを目標にホームヘルプサービス事業やデイサービス事業、ショートステイ事業等の在宅福祉サービスを促進する。さらに、地域包括支援センターの整備や介護予防などにより、地域における高齢者やその介護を担う住民の生活支援を図っていく。

併せて、地域密着型サービス拠点である小規模特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の整備を促進する。

#### エ 地域安全対策

誰もが安全で安心して暮らせる社会を構築するため、県民と県、警察、市町村が一体となって、防犯意識の醸成を図り、地域コミュニティの結束力を強めるとともに、犯罪の起こりにくい環境づくりを推進することにより、地域の防犯力を向上させる。

そこで、自主防犯活動を行う自治会等からの申請に基づき、当該活動の拠点となる自主防犯活動施設を、公安委員会が「地域防犯情報センター」として指定し、犯罪発生情報や地域安全情報を提供するとともに、「防犯ボックス」を拠点に地域安全活動の促進を図る。

また、治安情勢や県民からの要望・意見等を的確に把握し、交番相談員の配置を進めるとともに交番・駐在所の計画的な建て替え・整備を図り、県民の身近で発生する犯罪の予防や取締りを強化する。

さらに、道路網の整備及び交通状況の進展に応じて、安全で円滑な交通環境の実現を目指し、交通安全施設の計画的な整備を図る。

#### (4) 「互いに支え合い安心して暮らせる地域社会」の構築

高齢者・障害者・子どもをはじめ誰もが千葉に住む幸せと誇りを感じ、いきいきと暮らすことができる「互いに支え合い安心して暮らせる地域社会」を構築するためには、住民一人ひとりが地域を構成する一員として互いに支え合う地域社会を目指す必要がある。

そこで、市町村・生活圏（小中学校区）ごとに、社会福祉協議会をはじめとする地域福祉の様々な担い手が力を合わせ、地域の問題を地域住民が自ら考え、解決していく継続的な組織づくりを推進する。

### 5 地域間交流の促進

本地域の自立的発展のため、恵まれた自然環境や多くの歴史的・文化的な観光資源、また、成田空港や千葉港、東京湾アクアラインなどに近接する地理的条件を活かし、東京都市圏をはじめとする国内外の地域との交流を積極的に推進し、交流人口の拡大を図るとともに、長期滞在者や再訪者、就業者の増加を目指す。

このため、都市住民の健康志向や環境意識、ゆとりや安らぎを求める価値観など多様なニーズに応えるよう、NPO等の多様な主体と連携しつつ、グリーン・ブルーツーリズム、マルチハビテーション、UIJターン等の取組を促進する。

#### (1) 交流機会の創出

東京湾アクアラインと一体となって高速道路ネットワークを形成する首都圏中央連絡自動車道や東関東自動車道館山線4車線化の整備を促進し、国道127号富津館山道路の4車線化計画の具体化を図るとともに、これらの道路を補完する地域高規格道路の館山・鴨川道路等の調査や国道・県道等の計画的な道路整備を進め、本地域の交流・連携の強化を図る。

南房総への海からのアクセスを可能にし、他地域との交流機会の創出及び交流の促進を進めるため、館山港に海の玄関となる旅客船、クルーズ船、観光船等が着岸できる多目的栈橋の供用を開始しており、利用状況を勘案し、施設の拡充を図る。

また、酪農・畜産の歴史に関する博物展示等酪農に親しむ行事の実施により、県民の酪農への理解を深め、併せて都市と農村を含む地域間交流を促進するため「千葉県酪農のさと」（南房総市）の活用を図る。

#### (2) 観光交流の拡大

地域の活性化に寄与する観光振興は、観光業者への支援を中心とする従来の発想か

ら脱け出し、地域の持つ魅力に惹かれて訪れた人々と地域住民が出会い、そこから始まる多様な交流が生み出すエネルギーを地域全体に波及させる仕組みづくりとしてとらえる必要がある。

観光交流の拡大は、地域住民の郷土に対する愛着と誇りを培い、地域自立に向けた様々な取組が力強く展開される環境を醸成する力になるとの認識に立ち、近年主流となりつつある地域の魅力を深く楽しみ心の満足を求める観光需要に対応できる体制づくりを進める。

こうした取組を通じて滞在型観光の振興を図るとともに、マルチハビテーションの促進にも努め、定住人口の減少による地域活力の低下を交流人口の拡大の効果で補うことができる、集客力のある快適空間を地域一体となって形成することを目指していく。

## 6 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化

本地域は、自然災害を受けやすい地理的・地形的条件を有しているためこれらの自然からの災害を防止し、人々が安心して住み、憩える地域としていくことを目指し、緊急時における防災体制の強化を図るとともに、地すべり対策等の土砂災害対策、河川の整備、海岸保全施設の整備等の災害の防止に係る各種の事業を進め、国土保全を図る。

### (1) 防災体制の強化

災害時における的確な応急対策活動を実施するため、警戒避難体制を確立するとともに、降雨、地震、津波等に関する情報、各種災害における被害状況、応急措置等の災害情報を迅速に処理し、県と市町村及び防災関係機関との間で即時に受伝達できる千葉県防災情報システムの整備を図るとともに市町村防災行政無線の整備拡充を促進する。

また、消防力の一層の強化を図るため、消防施設の整備拡充強化を推進するとともに、発災に備え避難場所の施設整備及び備蓄体制の整備を行う。

さらに、地域防災力の向上を図るため、消防団の活性化、自主防災組織の育成及び避難環境の整備等を行う。

### (2) 土砂災害対策

地すべり現象に対する国土保全及び住民生活の安全を図るため、嶺岡山系を中心とする地域の地すべり防止区域において、地表水排除工、地下水排除工、抑止工等の地すべり対策事業を行う。

また、急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護するため、急傾斜地崩壊対策事業を実施する。

さらに、流域の荒廃や土砂の流出による災害を防止するため、砂防えん堤工、床固工、流路工等砂防事業を実施する。



### (3) 河川の整備

河川の氾濫を防止するため、滝川（館山市）及び袋倉川（鴨川市）において河川改修を実施する。

### (4) 海岸の保全

「千葉東沿岸海岸保全基本計画」及び「東京湾沿岸海岸保全基本計画」に基づき、防護・環境・利用の3つの面でバランスのとれた総合的な海岸づくりを推進する。

海岸の保全については、津波・高潮等の自然災害から県民の生命・財産を守るため、太東海岸～部原海岸（いすみ市）、鵜原二号海岸～興津港海岸（勝浦市）、東条・広場東海岸（鴨川市）及び西岬海岸～館山海岸（館山市）において、堤防等の保全施設の整備など津波・高潮対策の事業を実施する。

また、海岸侵食を防止するため、館山海岸（館山市）において、突堤等の保全施設の整備や養浜など浸食対策の事業を実施する。

### (5) 農地・森林の保全

農地及び農業用施設並びに公共施設等の流失、湛水、浸水等の被害を未然に防止し、農業生産の維持及び農家経営の安定を図るために、老朽化ため池の整備、地すべり被害及び湛水被害の未然防止などの農地防災対策を推進する。

また、山地崩壊、土石流、地すべり等の災害を防止するため荒廃した森林や荒廃地を復旧整備する治山事業を行うとともに、保安林機能の高度発揮及び災害防止・被害軽減を目的として、植栽や保育作業等の森林整備を推進する。

# 能登地域半島振興計画

平成27年12月

石川県  
富山県

平成27年12月 全部変更

# 目 次

第 1 基本的方針.....	1
1 地域の概況.....	1
《自然的条件》.....	1
《歴史的条件》.....	2
2 現状及び課題.....	4
(1) 地域の現状.....	4
(2) 時代の潮流.....	12
(3) 地域の課題.....	15
3 振興の基本的方向.....	17
(1) 基本的方向.....	17
(2) 重点施策.....	17
第 2 振興計画.....	24
1 交通通信の確保.....	24
(1) 交通通信の確保の方針.....	24
(2) 交通施設の整備.....	25
(3) 地域における公共交通の確保.....	26
(4) 情報通信関連施設の整備.....	27
2 産業の振興及び観光の開発.....	27
(1) 産業の振興及び観光の開発の方針.....	27
(2) 農林水産業の振興.....	27
(3) 商工業の振興.....	29
(4) 観光の開発.....	30
3 就業の促進.....	31
(1) 就業の促進の方針.....	31
(2) 就業促進対策.....	31
4 水資源の開発及び利用.....	31
(1) 水資源の開発及び利用の方針.....	31
(2) 水資源の利用.....	31
5 生活環境の整備.....	32
(1) 生活環境の整備の方針.....	32
(2) 生活排水処理施設、廃棄物処理施設等の整備.....	32
(3) 公園等の整備の推進.....	32
(4) 住宅関連対策.....	32
(5) 生活サービスの持続的な提供.....	32
(6) その他の整備.....	33
6 医療の確保等.....	33
(1) 医療の確保の方針.....	33
(2) 医療の確保を図るための対策.....	33
7 高齢者の福祉その他福祉の増進.....	33
(1) 高齢者の福祉その他福祉の増進の方針.....	33
(2) 高齢者の福祉の増進を図るための対策.....	34
(3) 児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策.....	34

8	教育及び文化の振興.....	34
	(1) 教育及び文化の振興の方針.....	34
	(2) 地域振興に資する多様な人材の育成.....	35
	(3) 教育・文化施設等の整備.....	35
	(4) 地域文化の振興.....	35
9	地域間交流の促進.....	36
	(1) 地域間交流の促進の方針.....	36
	(2) 地域間交流の促進のための方策.....	36
10	国土保全施設等の整備及び防災体制の強化.....	36
	(1) 災害防除の方針.....	36
	(2) 災害防除のための国土保全施設等の整備.....	37
	(3) 防災体制の強化.....	37
	(4) その他.....	38
11	地域のエネルギーの活用等.....	38
12	自然環境の保全.....	38

## 第1 基本的方針

### 1 地域の概況

#### 《自然的条件》

能登地域は、本州中央部の日本海側に位置し、圏域面積は 2,404 k m<sup>2</sup>で、石川県の 12 市町、富山県の 1 市の 13 市町からなる、日本海側最大の半島である。

地理的には、半島先端部（石川県珠洲市）は、金沢市から直線距離で約 110km（道路距離で約 140km）、また富山市からは富山湾を隔てて直線距離で約 80km（道路距離で約 160km）となっている。

能登地域の地形は、準平原（半島北部に連なるなだらかな丘陵地帯）、邑知瀉低地帯（半島中央部に羽咋市から七尾市にかけて存する帯状の低地域）及び宝達山（標高 637 m）を中心とする低い山地（傾斜地）からなり、地域内には多数の段丘が散在し、標高 100m 以下の土地は、50.6% を占めているが、傾斜が 3% 未満の土地は 14.2% に過ぎず、低平地は非常に乏しい。

本地域の地形のもう一つの特色は、全体として半島の突出方向、すなわち東北東から西南西を軸として富山湾側に傾いている背斜構造をなしており、このため能登半島の西北に位置する地帯は、標高 100m から 400m の山地形で急峻な海食崖を形作り、東南側海岸線は穏やかな地形を形成している。

海岸線は約 530km におよび、先の背斜構造から、外浦が日本海に直接面した断崖であり、内浦はなだらかな傾斜を伴い富山湾に面していることから、対照的な景観を形成している。また七尾湾は中央に能登島を浮かべ、海岸線を一層複雑なものとし、景観に変化を与えている。南部地区の西側海岸線は、長遠な砂浜海岸であり、その粒子が非常に細かく密圧が高いため、普通の自動車が走行できる全国的にも珍しい地区がある。

これらの海岸線を中心として「能登半島国定公園」に指定されるなど、優れた自然環境と景観を保有している。

河川は、1 級河川は無く、2 級河川として 54 の水系が指定され、河川総合開発が実施されたものは鶴飼川（小屋ダム）、ハヶ川（ハヶ川ダム）、河内川（北河内ダム）の 3 河川であり、水資源は乏しく開発可能な河川も限定される。

周辺海域には、暖流である対馬海流が海岸線沿いに北上しており、沖合には大和堆、白山瀬などの良好な中深度海域を有し、水産資源に恵まれている。

輪島特別地域気象観測所の記録によれば、能登地域の気温は対馬海流の影響を受け、北に突出している割には穏やかである。

冬期間には寒気の代表のように報道される輪島市であるが、上空の気温であり地表面の寒さはそれほどでなく、平均気温も金沢市と比べて約 1 度低い程度である。夏期は太平洋高気圧が本州一帯を覆うので、本地域においても晴天が続き暑くなるが、半島地域であるため金沢市と比べると 1 度程度は低く、比較的過ごしやすい。春先には日本海側特有のフェーン現象（低気圧が日本海に入ったときに起きる現象）もまれでなく、気温が 30 度近くになることもあるが、年間を通じて過ごしやすい気候であるといえる。

降水量は、年間総量が 2,100mm（1981～2010 年の 30 年間の平均値）で、冬期、梅雨期及び台風期にピークを有する。

平成 19 年 3 月 25 日、能登半島沖を震源とするマグニチュード 6.9 の地震が発生し、石川県能登地方を中心に七尾市、輪島市、穴水町で最大震度 6 強、志賀町、中能登町、能登町で震度 6 弱、珠洲市で震度 5 強、羽咋市、かほく市、宝達志水町、氷見市で震度 5 弱を観測した。人的被害については、死者 1 人、重傷者 88 人、軽傷者 250 人の計 339 人、住家被害については、全壊 686 棟、半壊 1,740 棟、一部損壊 26,956 棟の、合わせて 29,382 棟であり、非住家被害 4,477 棟を合わせると、建物被害は合計 33,859 棟であった。

## 《歴史的条件》

能登半島の歴史は、おおよそ 6000 年前までさかのぼることができる。

昭和 57 年から発掘が進められた能登町真脇遺跡は、約 4000 年間にわたる長期定住型遺跡であり、数多くの出土品からは縄文期の食生活、精神生活などの様子をうかがうことができる。七尾市能登島の佐波遺跡からの縄文期の出土品は、西日本各地から出土するものとよく似ており、この時期既に西日本文化圏との交流があったことを示している。

大正 7 年に発見された氷見市大境洞窟遺跡では、わが国最初の洞窟遺跡調査が行われ、縄文中期から弥生時代に至るまでの土器等の遺物が出土し、長期にわたる定住が認められた。また、平成 10 年 6 月には、前方後方墳としては日本海側最大で、全国でも十指に入る「柳田布尾山古墳」が同市柳田地区で発見されるなど、氷見地区には富山県内で最多の古墳がみられ、古くには大きな勢力が栄えたことをうかがわせる。

大和朝廷が日本を一国として統一する過程において、北陸地方はコシの国と総称され、能登地域には羽咋、能登の国造が置かれ、氷見地区は射水郡司の支配するところとなっていた。

氷見地区を除く能登地域は、718 年越前の国から分離立国したが、しばらくして越中の国に併合され、歌人として名高い大伴家持も国司として赴任した。757 年改めて立国を果たし、以後「能登」は一つの国として確立された。この間も氷見地区は越中の国に含まれていた。

7 世紀から 8 世紀の初めに至るまで、東北経営の基地として栄え中央文化の移入が盛んに行われ、奈良時代から平安時代にかけて、半島西海岸にある福浦港は渤海使節の寄港地となり、能登に客院が設置された記録が残っているなど、本地域は先進国家のある大陸から都への重要な中継地点として栄えた。

中央文化と接触が多かったにもかかわらず、地域の文化として継ぎ育てることのできなかつた本地域は、大陸交流の衰退と陸路の開発に伴い、徐々に取り残され、武士階級が日本各地に急速に勢力を伸ばした時代においても、群小の在地豪族が各々支配するところとなり、大きな勢力として成長することはなかつた。

室町時代の末期、本地域の守護畠山氏は、斜陽である京都の公卿文化の良き理解者であったが、戦国時代後半、越後の守護大名上杉謙信に滅ぼされ、その後の抗争を経て本地域は織田信長の軍が治めることとなり、前田利家が代理者として転入し、以後明治維新に至るまでその支配は継続した。

加賀百万石とうたわれた大大名前田家は、本地域に古くから伝わる製塩業を保護し統制下に置くなど各種産業を支配し、数多くの大名が併立競合した地域とは異なる風土を

育むこととなった。

またこの時代、国内の大量流通手段として海上交通が発達し、回船問屋による北前船（きたまえぶね）が活躍し、本地域は寄港地として再び賑わいを持つところとなった。この間、本地域においては一向一揆の影響を受け、農民の間に強い信仰心を育て上げ、現在に至るまで真宗王国として持ち続けている。

明治維新後、廃藩置県により七尾県とされたが、明治5年七尾県は改称された石川県に統合され、氷見地区は新川県に分離し、現在の行政区域の概容が現れた。その後幾度かの統廃合を経て、明治16年石川県、富山県として現在の県域が確定した。明治時代に入って、交通の主役は再び鉄道などの陸路へと変わり、北前船の寄港地として栄えた諸港は、七尾港を除き商業港としての役割を終えることとなった。

中世以降、能登地域が歴史の記録に特記されることはほとんどなく、近世以前の伝統工芸・風土・風俗が残され、戦乱による破壊を免れた数多くの神社仏閣が地域内に散在することとなった。



県名／市町村名	面積 (km <sup>2</sup> )	人口				備考
		平成 22 年 (人)	平成 12 年 (人)	増減		
				(人)	(%)	
石 川 県	2,173.42	309,936	334,797	△ 24,861	△ 7.4	
七尾市	318.03	57,900	63,963	△ 6,063	△ 9.5	
輪島市	426.36	29,858	34,531	△ 4,673	△ 13.5	H18.2.1 輪島市、門前町が合併
珠洲市	247.20	16,300	19,852	△ 3,552	△ 17.9	
羽咋市	81.96	23,032	25,541	△ 2,509	△ 9.8	
かほく市	64.76	34,651	34,670	△ 19	△ 0.1	
津幡町	110.44	36,940	34,304	2,636	7.7	
内灘町	20.38	26,927	26,560	367	1.5	
志賀町	246.55	22,216	25,396	△ 3,180	△ 12.5	
宝達志水町	111.68	14,277	15,891	△ 1,614	△ 10.2	
中能登町	89.36	18,535	19,149	△ 614	△ 3.2	
穴水町	183.24	9,735	11,267	△ 1,532	△ 13.6	
能登町	273.46	19,565	23,673	△ 4,108	△ 17.4	
富 山 県	230.49	51,726	56,680	△ 4,954	△ 8.7	
氷見市	230.49	51,726	56,680	△ 4,954	△ 8.7	
能登半島地域計	2,403.91	361,662	391,477	△ 29,815	△ 7.6	

人口：平成 12 年、22 年国勢調査  
面積：平成 22 年国土地理院

## 2 現状及び課題

### (1) 地域の現状

#### ア 人口

平成 22 年国勢調査によれば、本地域の人口は、361,662 人であり、地域別には能登北部地域（石川県鳳珠郡以北 2 市 2 町）75,458 人（構成比 20.9%）、能登中部地域（石川県七尾市・羽咋市・羽咋郡・鹿島郡 2 市 3 町）135,960 人（構成比 37.6%）、能登南部地域（石川県かほく市・河北郡 1 市 2 町）98,518 人（構成比 27.2%）、氷見地域（富山県氷見市）51,726 人（構成比 14.3%）である。地域全体の人口は、昭和 35 年から昭和 45 年までの 10 年間に、高度成長期の社会減による急激な人口減少が続き、8.7%減少したものの、昭和 45 年から 55 年までの 10 年間には、南部地域において隣接する金沢市の近郊都市圏として整備が進み大幅な人口増加となり、本地域全体の人口は結果として 1.8%増加した。しかしながら、昭和 55 年から平成 2 年までの 10 年間には、全体的な人口減少の傾向は改まらず、再び 3.5%減少し、続く平成 2 年から 12 年までの 10 年間にも 5.2%の減少となった。平成 12 年から平成 22 年までの 10 年間は 7.6%の減少となった。

特に北部地域では昭和 60 年以後人口動態として自然減の状態が続いており、また中部地域においても平成元年以後人口動態は自然減状態に転じ、全国的な少子化を先取りした傾向にある。

平成 22 年から平成 27 年までの推計人口によれば、最近 5 ヶ年間で能登地域全



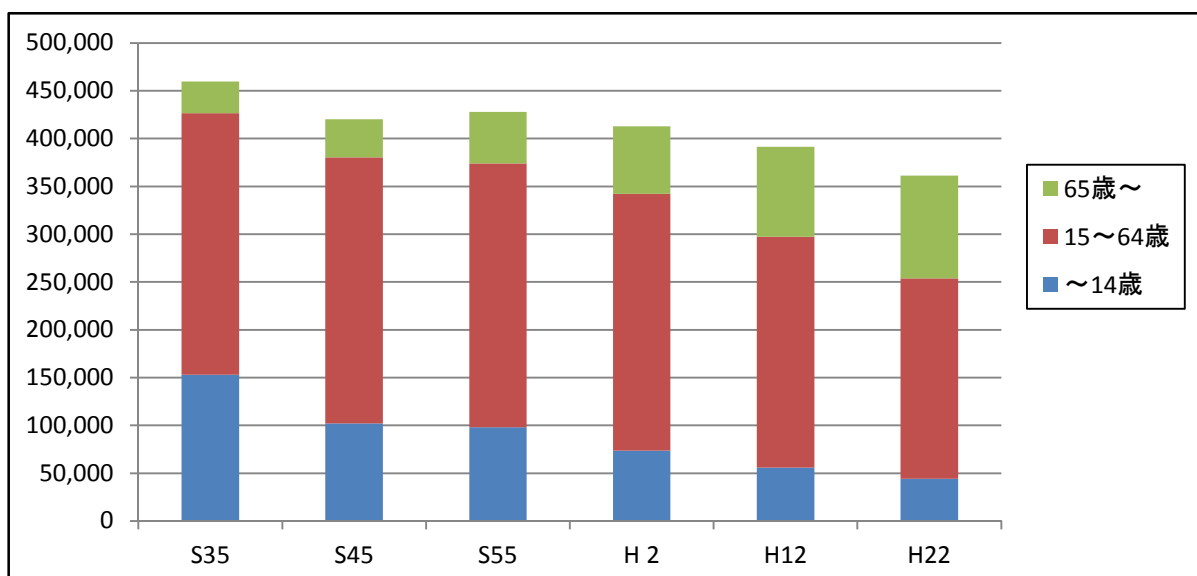
体では 5.6%の減少となり、特に、北部地域では 9.9%と大幅な減少となっており、地域の中での不均衡が広がっている。今後も人口の減少は続くものと予想されており、特に北部地域での減少が著しいと予想されている。

区分	H27.4 推計人口 (人)	H22.4 推計人口 (人)	増減 (H27/H22)		(参考)		
			(人)	(%)	H37 推計 人口(人)	増減(H37/H27)	
						(人)	(%)
北部	67,519	74,939	△ 7,420	△ 9.9	54,306	△ 13,213	△ 19.6
中部	127,263	136,585	△ 9,322	△ 6.8	110,893	△ 16,370	△ 12.9
南部	97,970	98,037	△ 67	△ 0.1	95,125	△ 2,845	△ 2.9
氷見	48,407	51,849	△ 3,442	△ 6.6	42,386	△ 6,021	△ 12.4
計	341,159	361,410	△ 20,251	△ 5.6	302,710	△ 38,449	△ 11.3

人口の減少は、出生率の低下と高齢者の死亡による人口の自然減と、高校生の他地域での進学就職に伴うものである。平成 26 年度の大学進学率は 45.3%で、昭和 58 年の 23.3%に比べ大幅に上昇しており、本地域内に金沢医科大学（内灘町）と石川県立看護大学（かほく市）があるものの、高等学校卒業者の大部分が地域外に進学していることの影響は大きい。

昭和 35 年国勢調査によれば、本地域の年少人口比率は 33.3%、老年人口比率は 7.2%であったが、平均余命の伸びと若年層の流出などに伴い、平成 22 年国勢調査においては、年少人口比率が 12.3%、老年人口比率が 29.7%と、急激な少子高齢化が進んだ。

年	総人口	年齢別人口(人)			構成比		
		～14歳	15～64歳	65歳～	～14歳	15～64歳	65歳～
S35	459,764	153,128	273,407	33,229	33.3%	59.5%	7.2%
S45	420,053	102,075	278,121	39,857	24.3%	66.2%	9.5%
S55	427,757	98,141	275,887	53,706	22.9%	64.5%	12.6%
H 2	412,981	73,521	268,523	70,824	17.8%	65.0%	17.2%
H12	391,477	55,820	241,582	93,857	14.3%	61.7%	24.0%
H22	361,662	44,239	209,499	107,437	12.3%	58.0%	29.7%



## イ 経済活動

### (7) 経済水準

平成 24 年度の一人当たり県民所得は、能登地域全体（氷見市含まず）で 2,486 千円であり、平成 14 年度に比べ 7.9%減となった。同期間の全国平均が 2.7%減であることから、本地域と全国平均との格差は拡大し、依然として、全国平均 2,972 千円、石川県平均 2,849 千円、富山県平均 3,077 千円に比べ、低い状況であり、特に、北部地域においては 2,076 千円と極めて低い水準にあり、他地域と大きな経済格差を生じている。

### (イ) 就業構造

平成 22 年国勢調査によれば、第 1 次産業が 6.8%、第 2 次産業が 30.8%、第 3 次産業が 62.4%で、第 2 次産業から第 3 次産業へと就業構造の変化が見られる。しかしながら、全国平均との比較では、第 1 次産業の占める割合は 1.62 倍であり、第 2 次産業、第 3 次産業における就業の場が少ないことを示している。

(単位:人、%)

年	就業者数	産業別就業者			構成比		
		1次産業	2次産業	3次産業	1次	2次	3次
S35	241,658	130,755	52,495	58,371	54.1	21.7	24.2
S45	235,084	87,085	70,839	77,040	37.0	30.1	32.8
S55	226,874	46,967	81,864	97,932	20.7	36.1	43.2
H 2	219,885	28,524	86,607	104,639	13.0	39.4	47.6
H12	203,570	16,304	75,425	111,673	8.0	37.1	54.9
H22	174,814	11,660	52,835	107,122	6.8	30.8	62.4

### (ウ) 産業

#### (農業)

平成 22 年農林業センサスによれば、農家戸数は 18,057 戸で、平成 7 年に比べ 43.5%減少している。このうち、販売農家（経営耕地面積が 30a 以上又は農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。）は 10,676 戸で、平成 7 年に比べ 55.9%減少している。

年	農家戸数	うち 販売農家	経営 耕地面積	1戸当たり	農業 産出額
	戸	戸	ha	ha	百万円
S60	41,867	33,759	29,485	0.70	65,002
H 2	35,917	27,475	26,294	0.73	59,301
H 7	31,958	24,190	24,226	0.76	50,540
H12	28,135	20,527	20,473	0.73	42,124
H17	21,998	14,237	16,666	0.76	32,580
H22	18,057	10,676	15,040	0.83	—

平成 22 年農林業センサスによれば、飼養農家数の減少が進んでいる。

年	農家戸数			
	乳用牛	肉用牛	豚	鶏
S60	戸 226	戸 356	戸 174	戸 292
H 2	175	249	85	121
H 7	136	181	30	137
H12	101	119	17	49
H17	47	79	16	31
H22	37	79	15	26

### (林業)

平成 22 年農林業センサスによれば、本地域の森林面積は 1,590 k m<sup>2</sup>、森林率は 66.1%である。林家数は、9,324 戸であり、その大部分は保有山林が 5ha 未満の小規模経営である。なお、私有林面積の合計は 1,340 k m<sup>2</sup>である。

本地域の景観を形成する森林の維持管理は、小規模分散的な森林施業、路網整備や機械化の遅れ、専門的な技能を持った担い手の不足などにより、豊富な森林資源を十分に活かせていない状況となっている。

本地域の林業には、アテ（ヒノキアスナロの能登における呼称）の生産に特色があり、また、栽培きのこでは、しいたけ（生・乾）の生産が主体である。

### (漁業)

平成 25 年漁業センサスによれば、本地域の漁業経営体数は 1,777 経営体であり、個人経営が大部分を占めている。

本地域の漁業は、富山湾、七尾湾及び外浦沿岸における沿岸漁業と、小木港などを基地とする沖合漁業に大別されるが、水産資源の減少、就業者の減少・高齢化など漁業をとりまく環境は一段と厳しい状況にあり、また養殖漁業は七尾湾でカキやトリガイの養殖が営まれている。

### (製造業)

平成 25 年工業統計によれば、本地域の製造業は、1,011 事業所、従業者数 24,772 人、製造品出荷額 556,770 百万円であり、本地域の基幹産業である繊維産業と機械金属産業の 2 業種が全製造業のうち、従業者数の 66.3%、製造品出荷額の 51.2%を占めている。1 事業所当たり製造品出荷額は、551 百万円で、石川県平均の 804 百万円、富山県平均の 1,171 百万円に比べ著しく低くなっている。

本地域における域外からの企業進出は、昭和 61 年度から平成 26 年度までの間に 72 件あり、特にのと里山海道の無料化や能越自動車道などの道路網の整備に伴い立地が進んでいる。そのうち、志賀町において分譲している能登中核工業団地に立地した企業は 29 件である。

本地域には、国の指定を受けている伝統的工芸品として輪島塗及び七尾仏壇がある。輪島塗は、平成 27 年 3 月の輪島漆器商工業協同組合調査によれば、521 事業所、従業員数 1,387 人、生産額 39 億円におよび、商業、観光業に与える影響を含め特色ある産業となっている。

#### (商業)

平成 24 年経済センサスによれば、本地域における卸売業・小売業に従事する事業所数は 3,881 事業所、従業者数は 18,781 人、年間商品販売額は 432,695 百万円であり、1 事業所当たりの従業者数は 4.8 人と小規模である。

本地域は、商品販売額に占める卸売業の比重が極めて低いが、近年卸売業の販売額が伸びて比重が増加している地域もみられる。一方、南部地域においては、本地域外の資本による大規模小売店舗の設置の影響もあり、小売業の販売額が伸びている。

#### (観光)

本地域は、海岸線を中心に「能登半島国定公園」の区域に含まれ、自然景観地や歴史的遺産、温泉、伝統工芸など観光資源に恵まれ、平成 26 年の観光入込み客数は延べ 9,020 千人、このうち宿泊客数は 1,840 千人であり、季節的には夏型観光に偏っている。

近年の観光形態は、個人や家族や友人など少人数のグループでの旅行がますます増加し、また旅行ニーズについては、多様化するとともに、その地域ならではの体験・交流を求める「本物志向」が高まっている。

また、北陸新幹線、のと里山空港、小松空港、富山きときと空港のほか道路網の整備など様々な交通網が整い、国内はもとより、海外からの旅行者も増加することが期待されている。

### ウ 交通通信ネットワーク

#### (7) 道路

本地域の道路網の整備については、地域振興の最重要課題として、重点的整備に努めてきた。

石川県域においては、昭和 45 年に 1 日生活圏構想の実現を目指す「県土改造高速ネットワーク構想」を打ち出し、能登海浜道路、能登半島縦貫有料道路等の整備に着手し、昭和 58 年概成を見た。

昭和 59 年に県土幹線軸道路整備事業として、珠洲道路、中核工業団地連絡道路、輪島道路、七尾道路の整備を進めた。

昭和 62 年に承認を受けた半島振興計画において、国土幹線軸へのアクセス改善を図るネットワークの形成のため「金沢・能登 2 時間圏、七尾 1 時間圏構想」を打ち出し、能登有料道路の白尾 I C から柳田 I C の間の 4 車線化、能登有料道路

と北陸自動車道を連結する地域高規格道路月浦白尾 I C 連絡道路等の整備や七尾市、輪島市、珠洲市へのアクセス道路の整備を進めてきた。

昭和 63 年 12 月建設大臣の指定を受けた半島循環道路等としては、半島を一周する国道 249 号、宝達志水町から津幡町に至る国道 159 号、七尾市から氷見市に至る国道 160 号、半島基部の国道 8 号、及び輪島市から穴水町に至る主要地方道七尾輪島線の 5 路線がある。

平成 25 年 3 月 31 日に能登有料道路の無料化を前倒し、名称を改めた「ふるさと紀行『のと里山海道』」（内灘町千鳥台から輪島市三井町洲衛まで延長約 90km）については、無料化後の交通量増加に対応するため、内灘町千鳥台から白尾 I C 間を 4 車線化した、柳田 I C 以北は 2 車線の対面交通区間となっている。

本地域と 3 大都市圏とのアクセスの改善を図るため、高規格幹線道路として能越自動車道（国道 470 号、輪島市から七尾市、氷見市を経て域外の小矢部砺波 J C T で北陸自動車道に接続、延長約 100km）があるが、これまでに穴水道路、田鶴浜道路、七尾氷見道路など約 69km を供用しており、現在、輪島道路、輪島道路（Ⅱ期）の約 12km で整備が進められている。唯一の未着手区間（ミッシングリンク）となっている田鶴浜から七尾 I C の早期事業化が望まれている。

このほか地域内の道路網として、羽咋市と氷見市を結ぶ国道 415 号、羽咋市から宝達山麓を経由して域外の岐阜県高山市を結ぶ国道 471 号及び地域内の主要地方道、一般県道、市町道がある。

なお、国道 160 号については、氷見市藪田以北の区間で連続雨量による事前通行規制が行われており、防火活動や市民生活に大きな支障となっていることから、その規制を解除するための整備が望まれる。

本地域内における国道は、平成 26 年 4 月 1 日現在、総延長 410km、（国道 470 号を除く）、改良率 98.6%、舗装率 100%であり、県道の総延長は 1,285km、改良率は 74.4%、舗装率 98.7%である。市街地での交通混雑、山間部・海岸線での線形未整備、防災工事の遅れなどその課題も多い。

一方、モータリゼーションの進展による本格的な自動車社会の到来から、通勤圏、買物圏が拠点的都市を中心に広範になり、生活圏の広域化が進み、地域内連絡道路である主要地方道、一般県道及び市町道について、大型車のすれ違いもできない未改良区間の整備が急がれている。

#### (イ) 鉄道

本地域の鉄道は、津幡町（津幡駅）から七尾市（七尾駅）、穴水町（穴水駅）に至る七尾線（J R、のと鉄道）、津幡町（倶利伽羅駅）から金沢市（金沢駅）に至る I R いしかわ鉄道線、そして高岡市（高岡駅）から氷見市（氷見駅）に至る J R 氷見線の 3 路線がある。

J R 七尾線：津幡駅～七尾駅～和倉温泉駅  
I R いしかわ鉄道線：倶利伽羅駅～金沢駅  
のと鉄道七尾線：七尾駅～和倉温泉駅～穴水駅  
\*七尾駅～和倉温泉駅は 2 社運行区間

このうち、J R 七尾線については、平成 3 年 9 月に電化され、大阪・京都方面、名古屋方面、越後湯沢方面を結ぶ特急列車が運行されていたが、平成 27 年 3 月の新幹線開業時には、金沢発着の特急「能登かがり火」が創設され、大阪からの直通特急列車「サンダーバード」とともに運行されている。

平成 27 年 4 月の時刻表によれば、最短所要時間は、金沢駅～七尾駅間が 50 分（特急列車利用）、金沢駅～穴水駅間が 1 時間 37 分（特急列車利用、乗換 1 回）、また、高岡駅～氷見駅間は 27 分となっている。モータリゼーションの進展によるマイカー利用へのシフト、沿線人口の減少、特に少子化に伴う学生数の減少、路線バスとの競合などにより、利用客が減少傾向にある。

なお、平成 27 年 3 月の北陸新幹線金沢開業により、金沢～東京間が最短 2 時間 28 分で結ばれ、本地域から首都圏までの鉄道による移動時間も大幅に短縮された。

#### (ウ) 空港

本地域の空港としては、平成 15 年に開港したのと里山空港がある。羽田便が 1 日 2 便就航しており、首都圏と本地域の交流拠点となっている。

今後、羽田便のさらなる利用促進を図るとともに、羽田空港での乗継による全国からの誘客に努め、交流人口の一層の拡大に取り組む必要がある。

#### (I) 港湾

本地域の港湾は、石川県が管理する重要港湾である七尾港のほか、7 地方港湾、及び七尾市が管理する 2 地方港湾がある。

七尾港は、対岸国である中国・韓国やロシア・オーストラリアなどの外国貿易をはじめとする物資流通と、港湾周辺に立地するエネルギー基地として、重要な役割を果たしている。その他の港湾は、一般貨物の取扱いのほか、漁船が利用している港湾も多い。

穴水港及び滝港では、ヨットマリーナが整備され、海洋レクリエーション基地として機能を有している。

#### (オ) 通信関連施設

超高速ブロードバンドの整備はおおむね完了している。しかしながら、高精細な動画など大容量コンテンツを快適に利用できる光回線は、市街地を中心に普及しているものの、一部地域では、採算性の問題から整備が進んでいない。

移動通信については、整備は進んでいるが、定住人口が少ないことによる採算性の問題から利用できないエリア（不感地帯）がある。

## エ 公共施設の整備

### (7) 生活排水処理施設

平成 25 年度末調査によれば、本地域内における処理人口は 307,939 人、汚水処理人口普及率は 87.4%であり、石川県平均普及率 92.4%、富山県平均普及率 95.5%及び全国平均普及率 88.9%を下回っており、今後、地域の実情に応じた効果的な整備が必要である。

なお、平成 25 年度都市計画現況調査によれば、都市計画道路の整備率は 55.7%と、石川県平均 68.3%、富山県平均 71.4%に比べてかなり低くなっている。一方、都市公園の整備状況は 1 人当たり 18.7 m<sup>2</sup>と、石川県平均 14.1 m<sup>2</sup>、富山県平均 14.9 m<sup>2</sup>に比べて高くなっている。

### (4) 老人福祉施設

平成 26 年 10 月 1 日現在の年齢別推計人口によれば、本地域内の 65 歳以上の人口は 116,321 人で、総人口に占める割合は 33.8%に及んでおり、全国平均 26.0%、石川県平均 27.1%、富山県平均 29.7%に比べ高い数値となっている。また、介護保険事業状況報告（月報）によれば、平成 27 年 3 月末の第 1 号被保険者（65 歳以上）における要介護認定者は 20,696 人である。

本地域内の特別養護老人ホームは、42 施設、定員は 2,875 人である。老人保健施設は 18 施設、定員は 1,560 床である。認知症高齢者グループホームは、83 施設、定員は 1,226 人である。

## オ 地域の特性及び地域資源

本地域は、古くから大陸文化を先駆けて受け入れており、中世には海上交通の要所として栄えたこともある。古くから文化の先進地域として、現代に伝わる各種伝統芸能や伝統工芸のほか、豊かな食文化や、世界的に高く評価された里山里海、海女文化、祭りなどの地域固有のふるさと文化を貴重な財産として継承するとともに、能登演劇堂（七尾市）や能登島ガラス美術館（七尾市）に代表されるような洗練された新たな文化の創造にも取り組んでいる。

また、千里浜、能登金剛、九十九湾など変化に富んだ美しい自然景観はもとより、白米千枚田、間垣等の里山景観、シャープゲンゴロウモドキや能登野菜等の多様な生物資源、揚げ浜式塩田をはじめとした伝統技術など、平成 23 年に世界農業遺産に認定された「能登の里山里海」のあらゆる側面が地域で継承されてきた貴重な資源であり、さらに、夏に、能登半島の約 200 の地区で開催される灯籠神事であるキリコ祭りは、平成 27 年に日本遺産に認定され、これらの能登の里山里海における人々の日々の生活そのものが、他地域には見られない独自性を有しており、観光資源としても、大きな可能性を有している。

こうした人々の生活や生業が積み重ねられて形成された能登の景観は、まさに自然と人が共生した美しく個性的な景観であり、伝統的な家並みや棚田、海岸線

など優れた里山里海景観を有する地区を保全・継承するための取組みを進めている。

さらに、本地域は、輪島塗に代表される伝統的工芸品、いしる（魚醬）や揚げ浜塩といった食品、能登珪藻土など、豊富な地域資源に恵まれており、食材から器まで地元産にこだわって開発した「能登井」など、特産品を活用した地域ブランドを創造するとともに、これらの地域資源を活用した新商品開発による地域経済の活性化のため、県内金融機関の協力により国内最大規模（300 億円）の「いしかわ産業化資源活用推進ファンド（活性化ファンド）」による支援を行っているところであり、能登地域の地域資源を活用した新商品が数多く誕生している。

今後も、これら地域資源の保全・維持を図るとともに活性化ファンドを通じた積極的な支援を進め、こうした多彩な魅力あふれる地域資源を県民一人ひとりが再認識し、訪れる人々に満足感を与えられるよう、その魅力を育み、より磨きをかけていく。

## (2) 時代の潮流

人やモノ・情報・資金が世界中に自由に移動するなど、社会・経済活動の国際化を迎えた地球時代、少子高齢化などによる人口減少を迎えた成熟時代、地方自治体が自らの創意工夫と努力で魅力ある地域づくりを進めていく地方創生時代などの時代環境の変化を踏まえ、地域の強みを活かしつつ、地理的な条件や社会の変化から生じた「課題」を克服していくことが重要となっている。

### ア 地球時代

#### （自然と人との共生）

今日の社会は、地球規模での環境問題である「地球温暖化の危機」「資源の浪費による危機」「生態系の危機」の3つの危機に直面しており、それぞれの危機から脱却し、人間社会の発展と繁栄を確保していくためには、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」を構築することが、持続可能な社会を実現するために必要であると認識されている。

#### （国際化）

現在、世界的な規模で人・モノ・情報の国境を越えた交流が一層活発化しており、地域住民の日常生活も直接、国際社会の影響を受ける時代となっている。

国は、平成 15 年から、ビジット・ジャパン・キャンペーンを展開し、平成 25 年には初めて訪日外国人旅行者数が 1,000 万人を超え、さらには東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成 32 年に向け、「2,000 万人時代」の早期実現を目指すこととしている。

本地域においては、平成 15 年ののと里山空港開港以来、これまで台湾等からの



多くの国際チャーター便が運航されているほか、能登半島を龍の頭に見立てて名古屋から高山、白川郷を通過して本地域を結ぶ昇龍道ルートといわれる広域ルートが人気を呼んでおり、引き続き、積極的な外国人客の誘客を進めるとともに、本地域における外国人住民の増加に伴い、地域における「多文化共生」の一層の推進が求められており、これに対応した、行政、民間国際交流団体、県民等との連携・協働体制づくりの強化が必要である。

第1次産業においては、高速物流体制の整備により生鮮食料品の輸入も日常的になり、国内消費に占める割合は増大する一方で、国内産地に与える影響は大きい。

第2次産業においては、人口減少により、国内市場が停滞・縮小することが見込まれる一方、新興国をはじめとする海外諸国では高水準の経済成長や人口増加が続いており、今後も市場の拡大が期待される。また、スマートフォン市場が急成長したように、今後も新たな技術や市場が台頭し、成長市場が出現する可能性がある。

また、第3次産業においても、日用品の製品輸入が進み流通経路が変化するとともに、海外旅行が飛躍的に増加するなど国際化が顕著である。

このように生産流通などの分野において分業体制が国際的になり、金融や情報・文化におけるボーダーレス化とともに、日常生活に与える影響は極めて大きいものである。

### (広域化)

交通網の整備と交通手段の改善によって、通勤・買い物など日常生活の場は拡大し、本地域住民にとって余暇活動の場を含めた生活圏の広域化が進行している。

また、大都市住民にとって、北陸新幹線、のと里山空港、小松空港、富山きときと空港のほか、のと里山海道の無料化や能越自動車道などの道路網の整備など様々な交通網が整い、新たな広域・周遊観光ルートも形成されるなど、より広範囲の選択肢を持つこととなった。

### (高度情報化)

近年の情報通信技術の革新により、あらゆる情報が瞬時に地球を駆けめぐり、新しい産業を誕生させ、同時に、ライフスタイルを大きく変化させている。情報通信網の整備が急速に進む中で、整備状況により地球的規模の新たな地域格差を生じつつある。

情報通信網のネットワーク化とその有効活用によって、半島特有の地形的要因による各種の地域差を一挙に解消する可能性に着目し、情報化社会の動向に的確に対応するため、情報通信網の高度化を積極的に進めなければならない。

## イ 成熟時代

### (少子化)

出生数が年々減少し、合計特殊出生率も依然として低い水準にとどまる中、若者の結婚や出産への希望をかなえ、安心して子どもを生み育てることのできる社会の

実現に向け、結婚、妊娠・出産、子育てといったライフステージの進展に応じた切れ目のない支援が必要であり、地域の産業経済と社会生活を担う人材として本地域内に定住できるよう、あらゆる努力を傾注する必要がある。

#### **(高齢化)**

団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年に向けて、要介護高齢者や一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯などが更に増加していくことが予測され、こうした高齢者が住み慣れた地域において、いつまでも安心して暮らしていけるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが連携し、切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を構築するとともに、元気な高齢者が地域の生活支援の担い手として活躍できる地域づくりが必要である。

#### **(男女共同参画)**

女性の社会進出によって、真に豊かでゆとりある社会を実現するためには、男女が共に対等な構成員として社会のあらゆる分野に参画し、その利益を享受し、かつ、責任を共に担う、男女共同参画社会の形成が求められている。

このためには、男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性や能力を十分発揮することができるよう社会環境を整備することが不可欠である。

### **ウ 地方創生時代**

#### **(ゆとりと個性尊重)**

わが国の経済力が国際的に高い水準に達し、その経済力にふさわしい質的に充実した生活が求められている。生活時間や生活空間などを自らが組み合わせることによって、バランスのとれた生涯を創造していくことが重要であると認識されている。

このため、労働時間の短縮と、これに対応した健康増進や教養の取得、社会への奉仕などの有意義な時間の過ごし方など、個性的な暮らしへの関心が高まっている。

今後とも活力ある社会を持続させるためには、年齢や性別によらず、意志や能力に応じた多様な働き方や社会参画ができる環境が求められている。このため、地方自治体自らが、創意工夫と努力で魅力ある地域づくりを進めることが重要となっている。

#### **(個性と魅力に溢れる文化の創造と発展)**

人の価値観が物の豊かさから心の豊かさへ、量から質へと変化するとともに、「文化」の概念が拡大し、豊かな食文化や、世界的に高く評価された里山里海、海女文化、祭りなどの地域固有のふるさと文化などもまた、伝統芸能や伝統工芸とともに、本地域の個性ある文化として認識されるようになった。

これらの優れた文化にさらに磨きをかけ、県民共通の財産として次の世代へ継承するとともに、新たな文化の創造に取り組んでいく必要がある。

### (地方分権)

個性豊かな地域社会の形成、人口減少・少子高齢化への対応といった、地域社会の課題に対しては、画一的な方法ではなく、地域の実情に応じて柔軟に対応していく必要があり、地方分権改革についても、地域の多様性に根差した改革に進化させ、「個性を活かし自立した地方をつくる」ことが重要である。

半島地域の地方公共団体では、市町村合併の進展や行財政改革等により行財政基盤の強化が図られてきたものの、今後見込まれる急速な人口減少に対応するため、地方が自ら地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を最大限に発揮して、国と一体となって地方創生に取り組んでいく必要がある。

### (3) 地域の課題

本地域は、平地と水資源に恵まれず、中世以来の稲作中心の農本主義や、近代の工業化の中で、面積の割には少ない人口しか養うことができなかった。

経済の高度成長期において、大都市圏は不足した労働力を各地域からの受け入れにより充足し、本地域もその影響を強く受けてきた。

情報通信技術の進化は、地方に居ながらにして、大都市圏と同様のサービスを受けることや、遠隔地との間の即時大量の情報のやり取りを可能とするなど、距離の制約からの解放をもたらし、居住地の選択の幅を広げている。

さらに、高速交通体系の整備は、地方に住所を構えながら、必要なとき、必要な所に速やかに移動できる社会を構築し、大都市圏域に居住することの必然性を薄めつつある。

このような状況にあって、本地域では、以下の課題が挙げられる。

#### ア 高速交通体系の整備

本地域は国土幹線軸から隔たっており、3大都市圏と直結する高速交通体系の整備が進まなかったが、のと里山空港の開港や、のと里山海道の無料化、能越自動車道七尾氷見道路の全線開通、平成27年3月の北陸新幹線金沢開業により、大都市圏との間で高速交通体系の整備が進められた。今後は、航空ダイヤの改善等により、空港の利便性を高めていく必要があるほか、道路では、自動車専用道路である能越自動車道の早期全線整備とのと里山海道の早期4車線化が最大の課題となっている。

また、本地域と首都圏・中部圏との物流を強化するための域外の高規格幹線道路である東海北陸自動車道の全線4車線化や中部縦貫自動車道の早期整備と、本地域と首都圏・近畿圏との交流を強化するための域外の高速度鉄道である北陸新幹線（敦賀延伸）の整備も本地域の発展のために不可欠の課題である。

#### イ 高等教育機関等の充実と都市的環境の整備

本地域における高等教育機関は、金沢医科大学（内灘町）、石川県立看護大学（かほく市）、石川工業高等専門学校（津幡町）の3校が、公共職業能力開発施設として石川職業能力開発短期大学校（穴水町）が、また、のと里山空港隣接地

には、（専）日本航空大学校（輪島市）が開校しているが、高等学校の卒業と同時に進学のため本地域を離れることが、若者の流出の大きな要因の一つである。少子化の影響を受け進学率はさらに上昇すると思われるが、経済的負担の増大と資金の中央集中に伴い、地域内の消費を減じていることは、大きな経済的損失であり地域経済に与えている影響は極めて大きい。また、大学卒業後の就職において、本地域に良質な雇用環境が不足していることもあるが、知的・文化的刺激や娯楽レジャー面での刺激等、生活・文化環境が未成熟であるため、出生地に戻る事例は少ない。

一方、他地域から転入してくる学生が地域に与える影響は、経済的波及効果に限らず、地域の交流や多世代交流による賑わいを創出し、地域に活性化をもたらすものである。

このため、高等教育機関の充実や学生による地域活動を地域の活性化につなげていくことが課題である。

## ウ 地域産業の活性化と農林業の持続

本地域は、農林業の割合が高いものの小規模であり、第2次産業、第3次産業の立地集積が低いため、良質な雇用の場の確保が困難となっていることから所得水準の格差を生じ、若者が転出する一因となっている。

また、中山間地域など生産条件の不利な地域において耕作放棄地や管理不十分な森林の増加が懸念され、将来の食糧事情の予測、地域住民の生活、農林地が保有する国土の保全機能など、公益的観点からこれらの発生を防止するとともに、必要な生産基盤の整備を進める必要がある。

このため、豊かな自然、高齢者比率の高さなど地域の特性を活かした、環境、健康・福祉型産業の立地促進など特色のある産業の振興、中山間地農林業の維持及び交流拠点づくりによる観光の広域化など、雇用の場の創出と農林業経営の支援、生産・生活基盤の整備が課題である。

## エ 地域特性の理解と地域資源の活用

本地域には、歴史、自然、伝統工芸をはじめとする数多くの地域資源が存在している。

- ・ 歴史：縄文文化を代表する真脇遺跡、前方後方墳としては日本海側最大の柳田布尾山古墳、渤海航路の玄関口である福浦港、戦国城郭である七尾城 など
- ・ 自然：白米千枚田に代表される農山漁村の原風景や多様な生物資源など世界農業遺産に認定された能登の里山里海 など
- ・ 景観遺産：生活の営みの中で創り上げてきた里山景観や里海景観
- ・ 伝統工芸：輪島塗、七尾仏壇、珠洲焼、能登上布、七尾和ろうそく など
- ・ 交通基盤：のと里山空港、能越自動車道、のと里山海道、七尾港、I Rいわかわ鉄道（平成 27 年 3 月 14 日開業）、J R七尾線、のと鉄道 など

- ・自然資源：珪藻土、海洋深層水 など
- ・観光資源：和倉温泉、輪島朝市、揚げ浜塩田、千里浜なぎさドライブウェイ、日本遺産に認定されたキリコ祭りに代表される各地の祭り、氷見のきとぎとの食文化（氷見の寒ぶり、氷見牛等） など
- ・発酵食品：いしる（魚醬）、酒 など

これらが、「地域資源」であることを認識し、認知度の向上を図るとともに、有機的に活用・連携することにより交流人口の拡大を図り、地域の活性化へとつなげていくことが課題である。

### 3 振興の基本的方向

#### (1) 基本的方向

本地域は国土幹線軸からの時間距離が大きく、三方を海に囲まれた半島特有の地理的不利があることから、産業立地が進まず、人口の減少と所得の格差を生じてきた。

自然と人との共生、国際化など「地球時代」、人口減少時代の到来、男女共同参画型社会など「成熟時代」、多様な主体による連携や個性的な文化の創造など「地方創生時代」等、時代の流れが本地域に大きな影響を与えることとなる。

このような時代の潮流に対し、3大都市圏にほぼ等距離に近接している地理的特性、世界農業遺産に認定された「能登の里山里海」に代表される豊かな自然環境、文化の集積、歴史的建造物、祭りと食等の観光資源など本地域が持つ個性を地域資源として捉え、それらを活用して、地域の自主的な取り組みにより「活気とうるおいのある個性的な半島地域」の創造に向けて整備を進める。

このため、交流が盛んな特色ある地域づくり、個性を活かした文化と学術の地域づくり、自律した持続可能な地域づくり、競争力のある元気な産業づくり、魅力ある産業としての農林水産業づくり、安全でうるおい豊かな環境づくり、みんなで支える安らぎのある社会づくり、未来を拓く心豊かな人づくりを8つの基本戦略に、本地域を一体とした広域的観点から地域の活性化と定住のための総合環境の整備を図る。

#### (2) 重点施策

能登半島振興の基本的方向である「活気とうるおいのある個性的な地域」を実現するため、平成27年度からおおむね10年間を計画期間とし、平成37年の本地域における社会増減率が平成26年を下回らないよう、社会減に歯止めをかけることを目指しながら、次に掲げる施策を重点的に推進する。

##### ア 交流が盛んな特色ある地域づくり

人口減少時代を迎え、本地域の活力を維持向上させていくためには、人やモノの交流を盛んにすることが重要であることから、「交流が盛んな特色ある地域づくり」を第1の基本戦略に、広域交流ネットワークの形成、交流基盤の整備、観

光素材の活用に努める。

北陸新幹線金沢開業の効果を本地域にも十分波及させるとともに、新幹線と航空の連携による広域観光の促進を図る。

観光交流の観点では、地域に残る豊かな自然を活用した多様なツアーメニューを提案するとともに、釣りやスキューバダイビングなどの海洋レジャーにより、三方を海に囲まれているという半島の地理的条件を活かした観光地づくりを推進する。

また、地域に根ざした生活文化を観光資源として継承、発信するため、駅や空港などの交流拠点施設において、世界農業遺産「能登の里山里海」（2011年6月認定）や、日本遺産として認定された「能登のキリコ祭り」（2015年4月認定）等の情報を発信すること等によって観光振興を図り、交流人口の拡大を目指す。

広域交流ネットワークの形成については、まず、南北幹線の複線化と東西幹線の多重化を図る「ダブルラダー結いの道」整備構想を進め、特に、輪島市から七尾市、氷見市を經由し北陸自動車道及び東海北陸自動車道に接続する能越自動車道の整備と、能登地域の大動脈であるのと里山海道の4車線化整備を促進するよう努める。

また、地域の多重な道路網については、地域住民の日常生活面での広域化に必要な、幹線道路網と各地域とを15分で結ぶ整備を促進する。

交流拠点の整備については、優れた自然環境や歴史的遺産を活用して私立大学のセミナーハウスなどの整備や、健康・ウェルネスを主眼とした企業などの研修保養所の集積等を図り、あわせて、大都市圏が持つ知的・文化的な施設の整備を進め、既存の観光余暇資源とネットワーク化した観光ルートを選定し、テーマ性を持つ交流拠点の開発を促進する。

都市における街路、公園など都市施設の整備や建築物の誘導についても、本地域の歴史、文化や風土を生かし、個性あるまちづくりを推進することで、交流人口の増加を促す。

コンベンションの活用については、金沢市等で開催される国際会議、学会などのアフターコンベンションツアーとして、観光余暇資源を活用した施策を展開する。

## イ 個性を活かした文化と学術の地域づくり

少子高齢化・人口減少という局面を迎え、地方の活力を維持・向上させるため、地域特性の有効な利活用が一層重要となってくることから、「個性を活かした文化と学術の地域づくり」を第2の基本戦略に、高等教育機関や本地域の優れた文化を活用した個性的で魅力あふれる地域づくりに努める。

高等教育機関による地域ニーズに合わせた地域の活性化や教育・研究活動を推

進すると共に、学生と地域の交流促進を図る。

地域に伝わる伝統芸能や伝統工芸のほか、食文化、地域固有のふるさと文化の継承・発展を図るとともに、新たな文化の創造に向け、演劇、美術等の創造活動を支援し、個性と魅力に溢れる文化の創造と発展を目指す。

## ウ 自律した持続可能な地域づくり

少子高齢化・人口減少は過疎地域の問題に加えて、コミュニティの希薄化や地域活動の縮小などの問題を生じさせており、こうした課題に取り組む必要があることから、「自律した持続可能な地域づくり」を第3の基本戦略に、地域の現状・特性に応じた生活の営みの維持・継承を図り、コミュニティの再生に努める。

「みなとオアシス」や輪島港マリンタウンプロジェクトなどにより、地方港湾を核とした賑わいと活力の創出を図る。

愛着の持てるふるさとの次世代への継承については、集落の存続に不可欠な働く場の確保に向け、農業の6次産業化（直売所設置、農家レストラン、農家民宿等）、特産物の育成、企業誘致など産業基盤づくりを推進する。

また、交流人口の拡大や移住・交流居住の促進を図るため、地域と都市等との連携・交流を進める。

交流機会の拡大やU I ターンの促進等により、団塊の世代をはじめとした様々な世代の参画を得ながら中山間地域を含む過疎地域などの集落の活力確保を図る。

行政と地域住民との連携・協働により、住民主体の地域づくりを進めるとともに、活力ある地域づくりに向けて、ボランティアやNPOの育成・活動支援及び人材の育成を進める。

## エ 競争力のある元気な産業づくり

グローバル化・人口減少時代における地域間競争を勝ち抜くため、「競争力のある元気な産業づくり」を第4の基本戦略に、新商品開発による新規需要の創出、戦略的な企業誘致の推進のほか、港湾の利活用促進、本地域の産業を支える人材の総合的育成・確保を図る。また、地場産業の経営安定化や基盤強化に努める。

新商品開発については、本地域の伝統的工芸品や食材、繊維といった豊富で特色ある地域資源を活用した新商品開発を促進する。

企業誘致については、地震などの自然災害の少なさや、充実した交通インフラ、全国トップレベルの企業立地支援制度、「能登の里山里海」の世界農業遺産への認定など、本地域の立地環境の優位性を活かし、本社機能の誘致を含めた戦略的な企業誘致を進める。

七尾港の利活用促進については、大水深岸壁の整備などにより、港湾を核とした物流ネットワークの形成を進め、当港の物流拠点化を図る。

人口の減少が避けられない中でも産業活力を維持していくため、経験豊富な企業OBや再就職を希望する女性など本地域の産業活力を支えるあらゆる人材の総合的育成・確保に取り組む。

伝統的工芸品産業の活性化を図るため、販路開拓や新分野進出への支援を行うとともに、輪島漆芸技術研修所などを通じて先人から受け継がれてきた技の伝承と担い手の育成に取り組む。

## オ 魅力ある産業としての農林水産業づくり

農業従事者の高齢化による大量リタイアや農林水産物の価格低迷など厳しい状況が予想されるため、「魅力ある産業としての農林水産業づくり」を第5の基本戦略に次世代に向けた安定的な担い手の確保、消費者ニーズに応える戦略的な生産と流通の確立、生産から加工、流通までが一体となった林業・木材産業の育成、水産資源の回復と流通の効率化による水産業の再生、農林水産業・農山漁村の多面的な機能の保全・発揮に努める。

次世代に向けた安定的な担い手の確保については、担い手となる認定農業者への農地集積や集落営農の組織化を進めたり、担い手の育成につながる農地整備を推進したりするほか、企業の農業参入を促進する。

消費者ニーズに応える戦略的な生産と流通の確立については、生産から流通・販売・消費に至る関係機関等が連携して県産食材のブランド化、販路開拓、需要に即した競争力のある産地づくりを推進する。

併せて、地域住民の食と農林水産業に対する理解を促進し、地産地消を推進するほか、化学肥料や農薬を削減するエコ農業や家畜排せつ物等資源の利用を推進し、環境に配慮した農業への転換を促進する。

生産から加工、流通までが一体となった林業・木材産業の育成については、間伐材等の低コスト生産を促進し、担い手の育成と事業体の組織化を推進するほか、木材を低コストで安定供給する取組みや県産材の利活用を促進する。林業については、外国産材の輸入環境が不透明なことに加え、木質バイオマス利用の普及等による木材の新規需要が見込まれることなどにより、国産材の需要増が予想されることから、県産材の原木・製品の供給体制や施設整備の遅れ、生産コスト低減への対応を進めるとともに、依然拡大している侵入竹林・荒廃竹林への対応や、森林資源の利活用を進める。

水産資源の回復と流通の効率化による水産業の再生については、休漁期間の拡大や種苗放流の継続等により資源の回復を図るほか、消費者ニーズに対応した生産・供給システムの構築を支援する。

農林水産業・農山漁村の多面的な機能の保全・発揮については、農地・農業用水等の保全管理を地域ぐるみで行う取組みを推進するとともに、森林の整備・保



全や良好な漁場管理と環境保全を促進する。

## カ 安全でうるおい豊かな環境づくり

超高齢化と地域コミュニティの衰退により地域の災害への対応力の低下が懸念されており安全・安心の確保への取組みが重要となってきたことから、「安全でうるおい豊かな環境づくり」を第6の基本戦略に、地域住民や関係機関との連携を強化し、災害に強く安全・安心な県土・社会づくりに努める。また、医療においても、安全で良質な新たな医療提供体制の構築に取り組むほか、世界農業遺産に認定された「能登の里山里海」などの多様な自然環境の保全に努めるとともに、省エネ・省資源化など循環型社会への転換に向けた取組みを推進する。

大規模災害に備え、自主防災組織、消防団の充実強化、要配慮者対策等の「自助、共助、公助」の体制強化や備蓄の促進、情報伝達体制の拡充など地域防災力の強化を図るとともに、原子力防災、国民保護計画の推進にも取り組む。

近年、頻発しているゲリラ豪雨などの異常気象から、県民の安全・安心を確保するため、治水対策を推進する。

また、千里浜海岸は、車で走行できる全国で唯一の砂浜海岸で、本地域の貴重な観光資源となっているが、近年、全国的に海岸侵食が顕在化しており、冬期風浪等の影響を受ける千里浜海岸でも、その傾向は顕著であることから、その保全対策は極めて重要であると考えており、景観に配慮した沖合施設（人工リーフ）の整備や金沢港浚渫土砂の海上投入等の対策に努める。

身近な安全・安心が確保された社会をつくるため、県民総ぐるみによる交通安全活動の推進や歩行者・自転車利用者に優しい交通環境の整備により、総合的な交通安全対策を進めるとともに、高齢者の交通事故死者数が高水準で推移していることから、地域や家庭における高齢者交通安全教育等各種高齢者対策を推進する。

また、県民総ぐるみの防犯活動を推進するとともに、自主的な防犯まちづくりを基本として、県民、市町、事業者等が連携して、防犯意識高揚のための普及啓発や自主防犯ボランティア活動を推進し、犯罪のないまちづくりを推進する。また、犯罪被害者等に対する支援活動や警察活動基盤の充実を図る。

高齢者の消費者トラブルが年々増加傾向にあることから、高齢者本人への消費者教育を行うとともに、市町や関係団体等と連携を図りながら地域ぐるみでの見守りを強化し、トラブル防止に努める。

地域医療を確保するため、能登北部地域をはじめとするへき地における医師の不足や小児科・産科医などの地域偏在の解消に努めるとともに、看護師等の養成・確保を図る。

環境影響評価については、基準の遵守と厳格な適用により、一層の環境保全を

期すものとする。

循環型社会の形成については、快適な生活環境を保全するため、資源の有効活用と廃棄物の適正な処理を確保し、公共関与事業に限らず民間の活力を活用して積極的に取り組むとともに、地域におけるリサイクル産業の育成やリサイクルセンターなど環境関連社会資本の整備に努める。

環境にやさしい多様なエネルギー資源の活用については、太陽エネルギーや風力、下水汚泥減量化の際に得られるメタンガスなどの再生可能エネルギーの調査研究に取り組むとともに、導入を推進する。

また、「自然と人との共生するいしかわ」を進めるため、行政と民間とのパートナーシップによる「いしかわ自然学校」の拠点施設の充実を図り、「いしかわ子ども自然学校」や森や田んぼを学びと遊びの場とする「いしかわ森と田んぼの学校」、「自然のまなび舎」、「エコロジーキャンプ」など自然体験型環境教育プログラムを提供するとともに、これらのプログラムを企画・実施する指導者の養成を進める。

雨水の再利用や貯留浸透による流出抑制、下水処理水の再利用などを行うことにより、身近な水環境だけでなく、広域的な水環境の保持に努める。

澄んださわやかな大気や汚染のない土壌を確保するため、大気環境の状況把握に努めるとともに、自動車交通騒音の低減、土壌汚染の未然防止を図る。

化学物質による、大気、水、土壌等への汚染を未然に防止するため、化学物質に関する情報提供を行うとともに、化学物質の適正管理、適正使用を促進する。

## キ みんなで支える安らぎのある社会づくり

お互いが支え合い、子どもや高齢者、障害のある人を含むすべての地域住民が心安らかに暮らせる社会づくりを目指すため、「みんなで支える安らぎのある社会づくり」を第7の基本戦略に、安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現や、地域住民が生涯にわたりいきいきと自立した生活を送ることができる環境づくりに努める。

結婚、妊娠・出産、子育てといったライフステージの進展に応じた切れ目のない支援を行うことにより、若者の結婚や出産への希望をかなえ、安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現に向けた取組みを推進する。

団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年に向けて、要介護高齢者や一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯などが更に増加していくことが予測され、こうした高齢者が住み慣れた地域において、いつまでも安心して暮らしていけるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが連携し、切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を構築するとともに、元気な高齢者が地域の生活支援の担い手として活躍できる地域づくりを進める。

また、介護・福祉サービスを支える人材については、その量と資質の両面を確保していくため、介護サービス事業者や関係団体等と一丸となり、中長期的な視

点で取り組む。

障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害のある人の自立と社会参加の促進、障害のある人が能力や適正を生かせる環境の整備、障害福祉サービス等の充実、安全で安心して住みやすいまちづくりに視点をおいた施策を推進する。

健康増進対策、生活習慣病予防対策、介護予防対策を切れ目なく一体的に推進し、健康寿命の延伸を図る。

また、多様化する保健・医療・福祉需要に適切に対応できる人材の育成など、地域における保健活動の充実を図る。

これらの総合的な健康づくりの実践により、県民が生涯にわたり健康でいきいきと自立した生活を送ることができる環境づくりを進める。

男女共同参画社会の実現については、あらゆる人々に対する男女共同参画のさらなる理解促進を図り、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣例の見直しなどを進め、また、方針の立案・決定過程への女性参画を拡大していく必要がある。さらに、仕事と生活の調和や、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、多様な就業を可能にする環境の整備等を進めることで、職場・家庭・地域において男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現を目指す。

## ク 未来を拓く心豊かな人づくり

国際化や科学技術の発展、産業や経済構造の高度化、価値観やライフスタイルの多様化など、社会は急速に変化しており、子どもたちは、文化や伝統を大事にしながら、たくましく生きる力を身に付ける必要があることから、「未来を拓く心豊かな人づくり」を第8の基本戦略に、一人ひとりの個性や適性に応じたきめ細かな教育を推し進め、自ら学び・課題を見付け・解決できる力を身に付けた、未来を切り拓こうとする気概あふれる積極果敢な人づくりに努める。

豊かな風土やそこで培われた多彩な文化歴史など、本地域固有の教育資源を活用し、一人一人が様々な体験活動を通して学ぶ喜びや楽しさ、手応えを実感するとともに、郷土を愛し、誇りに思う意識をはぐくむ教育を展開する。

また、創造性やチャレンジ精神、リーダーシップ、コミュニケーション能力などを培い、変化する社会の中で新たな価値を創出し、社会の各分野を牽引していく人材を育成する。

## 第2 振興計画

### 1 交通通信の確保

#### (1) 交通通信の確保の方針

本地域の最大の課題である国土幹線軸からの隔たりを解消し、大都市圏などと接続し広域交流を可能とするための高速交通体系の整備と、半島地域内の人とモノの交流を円滑にし、地域の生活基盤を国土幹線軸と接続させるための幹線道路ネットワークの形成を促進する。

高速交通体系の整備と幹線道路ネットワークの形成により、大都市圏からの入込みに要する時間は格段に短縮され、他地域との交流が一層容易になり、全国の高速交通網と連携した有機的な交通網が確立され、観光産業や新たな環境、健康・福祉型産業の立地が促進されるなど、地域の活性化が期待される。

このため、南北幹線の複線化と東西幹線の多重化による「ダブルラダー結いの道」整備構想の実現を図るとともに、のと里山空港の活用を進める。

能越自動車道について、事業区間の整備促進及び未着手区間の早期事業着手を図るとともに、のと里山海道の4車線化を図り、高速交通体系の整備を促進する。

半島循環道路等について、環状道路、バイパスの建設、現道の拡幅などの整備に努め、幹線道路ネットワークの形成を促進する。

次に、地域内の商圈と日常生活圏の拡大、知的・文化的刺激及び娯楽レジャー面での刺激を有する施設について地域相互の機能分担を促進するため、地域間アクセスネットワークの形成を促進する。

地域間アクセスネットワークが整備されれば、雇用の場の確保の対象地域が拡大し、文化事業及び文化施設、スポーツレジャー施設などの機能分担を明確にし、規模の整った施設の整備、事業の実施が可能となり、地域住民の知的満足度の充実が期待される。

このため、主要地方道、一般県道、市町道の整備により地域間アクセスネットワークの形成を促進する。

また、能登観光の魅力の一つは風光明媚な海岸線にあるが、海岸沿いに走る道路の整備が遅れている区間もあり、重要な観光資源として整備を促進する。

海岸線の道路が整備されれば、新しい地点において観光拠点の開発が進み、大都市圏との交流を促進するなど、地域の活性化が期待される。

このため、現道の拡幅や1.5車線的道路整備などの効率的な整備を促進し、「道の駅」、「寄り道パーキング」などにおいて、道路情報の提供、休憩施設の設置、修景工事などに努めるとともに、幹線道路におけるおもてなし機能の向上のため、周辺景観に合わせた道路施設の維持更新を促進する。

港湾の整備について、七尾港をエネルギー港湾、木材取扱港として整備を図るとともに、旅客船の寄港など海洋観光資源の有効な活用と物流基地としての機能の充

実を図る。

また、地方港湾においては、生活基盤を充実させるため、水産、観光との有機的な連携を図る。

情報通信関連施設の整備については、光回線による超高速インターネット接続（ブロードバンド）サービスや移動通信等の通信可能地域の拡大に努め、これらのサービスが利用できる都市圏との格差の縮小を図る。

\* 寄り道パーキング：県内各地に数多くある、魅力的ないしかわの風景を楽しみながら、ゆっくり周遊するための小規模な休憩施設で、駐車スペースや観光案内板の設置に加え、一部では住民による特産品の販売も実施されている。

\* 1.5 車線の道路整備：比較的交通量の少ない道路においては、2車線の確保にこだわらず、幅員は2車線に足りなくても、待避所の設置や、見通しの悪いカーブ区間の改良といった小規模な工事を行うことで、速やかに走行性と安全性の改善を図る整備手法

## (2) 交通施設の整備

### ア 高速交通体系の整備

輪島市から七尾市、氷見市を経て地域外の砺波市で北陸自動車道に接続する能越自動車道については、これまで、穴水道路、田鶴浜道路、七尾氷見道路を供用しており、現在、輪島道路、輪島道路(Ⅱ期)の整備が進められている。残る田鶴浜～七尾 I C 間の早期事業化により、全線供用を図る。

これに接続する、地域外の東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道の全国高規格幹線道路ネットワークの構築により、本地域と首都圏、近畿圏、中部圏の時間距離短縮を図る。

内灘町千鳥台から羽咋市を経て輪島市三井町洲衛に連絡するのと里山海道については、柳田 I C 以北の4車線化など自動車専用道路としての機能の向上を図る。

七尾市街地へのアクセスについては、七尾道路（県道七尾鳥屋線等）の整備を促進する。

首都圏とのアクセスについては、のと里山空港における羽田便の就航により、所要時間が大幅に短縮されており、今後とも同路線の一層の利用促進と利便性向上に取り組んでいく。

### イ 幹線道路ネットワークの形成

半島循環道路等については、国道8号の津幡北バイパス等の整備を促進する。

国道159号の七尾バイパス、羽咋道路、自転車歩行者道や交差点改良等の整備を促進する。

七尾市から氷見市に至る国道160号については、連続雨量による通行規制の緩和にむけた防災・減災対策や狭隘な箇所や歩道のない区間における安全対策の整備を促進する。

国道 249 号の黒島道路、直海荒屋道路、外・田岸道路等の整備を促進する。

主要地方道七尾輪島線の穴水～輪島間については、横地～河井町間の整備を促進する。

国道 415 号については、谷屋大野バイパス、羽咋バイパスの整備を促進する。

能越自動車道氷見 I C から、石川県境までの区間は、狭隘で屈曲した箇所が多く交通事故が多発していることから安全で安心できる道路として整備を促進する。

また、能越自動車道輪島 I C（仮称）から能登空港 I C 間の整備を促進するとともに、田鶴浜～七尾 I C 間の早期事業化を図る。

のと里山海道については、柳田 I C から上棚矢駄 I C 間の 4 車線化の整備を促進する。

地域高規格道路の候補路線として指定を受けた珠洲市から穴水町に至る珠洲道路について、バイパス建設、線形改良など機能の向上を図る。

宝達志水町から津幡町に至る河北縦断道路（主要地方道高松津幡線等）については、未開通区間であるかほく市上山田～津幡町加茂間の整備を促進する。

#### ウ 地域間アクセスネットワークの形成等

本地域内の国道等の幹線道路に接続させるため、主要地方道、一般県道、市町道の改良、舗装、交通安全施設等の整備を促進するとともに、地域の実情にあった 1.5 車線の道路整備や現道活用型道路整備を進め、早期の事業効果発現を図る。市町道については、県の代行制度も活用して国道、主要地方道、一般県道との有機的な連携を図りつつ所要の整備を図る。これらの道路のうち、防災機能強化を図るため、災害時における避難の円滑化に資することや、災害発生時に孤立するおそれがある地区と幹線道路を結ぶための路線として、国道 415 号、主要地方道である能登穴水線、輪島浦上線、穴水刃地線、万尾脇方線、氷見惣領志雄線、高岡氷見線等、一般県道である珠洲里線、五十洲亀部田線、藪田下田子線、平阿尾線等、市道である久目棚懸線、島尾 13 号線、氷見伏木線等の整備等を推進する。

ドライバーの休憩施設であり、また、地域の文化・情報の発信拠点でもある「道の駅」、「寄り道パーキング」などの駐車場、休憩舎等の整備を進める。

港湾の整備については、重要港湾の七尾港において 4 万トン級の船舶に対応した水深 13m の岸壁の整備を進める。大規模地震に備えた耐震岸壁及び緑地を整備し港湾機能の拡充を図る。輪島港では、避難港として防波堤の整備を促進し、その他の港湾でも港湾施設と港湾機能の強化に努める。あわせて、海洋レクリエーション等多面的な活用を促進し、港湾空間の総合的整備を図る。

鉄道については、安全性の確保を図るとともに、円滑な接続、スピードアップ、運行本数増など、輸送力の増強と利便性の向上を促進する。

#### (3) 地域における公共交通の確保

通学や通院、買い物など、学生や高齢者等が日常生活において必要な交通手段を確保するため、赤字路線バスに対する運行支援、利用促進支援を行うとともに、鉄

道の安全対策についても支援に努める。

#### (4) 情報通信関連施設の整備

光回線による超高速インターネット接続（ブロードバンド）サービスの地域間格差を解消するため、情報通信基盤の整備を促進する。

移動通信用の受発信装置（基地局）については、地域住民の利便性に配慮し、地域間の情報格差が生じないように定住人口のある地域において使用できるよう整備を促進する。

また、防災情報が地域住民に対して正しく伝達されるよう、市町における防災無線の整備を促進する。

## 2 産業の振興及び観光の開発

### (1) 産業の振興及び観光の開発の方針

本地域は、全国と比較して第1次産業の割合が高く、一方、第2次産業の集積度が低いため雇用の場が少なく、しかも各産業とも労働生産性の低い零細企業が多くを占め所得水準が低く、若者の流出の要因となっている。

このため、農林水産業については、効率化、低コスト化、特産品の開発、6次産業化の推進、水産資源の適正利用と培養に努める。

特に、中山間地域の農林業経営にあっては、地域の特性を活かした農林業の振興、中山間地域等直接支払制度による農地が持つ国土保全の機能の適切な維持管理に努めるとともに、地区住民の生活環境の整備、グリーン・ツーリズムの推進など都市との交流拠点の整備等により、引き続き定住可能な地域づくりに努める。

工業については、能登中核工業団地や輪島市臨空産業団地、氷見小規模企業団地（ベンチャースペース氷見）など能登地区の工業団地への企業の誘致、地場産業等の振興に努める。

商業については、地域自らの商店街活性化に向けた取組みに対する支援を行い、商業基盤の整備を図る。

観光の開発については、海外旅行にも表れている「移動は団体行動で、観光は個人行動で」の志向性と、自己の“目的性”“テーマ性”を待って知的欲求・自己実現を含めた心身の休養を求める指向性に対応した拠点づくりが求められる。

このため、のと里山空港や北陸新幹線をはじめとする交流基盤の整備充実を踏まえ、能登半島国定公園などの豊かな自然環境、遺跡、社寺民家など歴史的施設、博物館、美術館、劇場など文化施設、祭りや特色ある伝統行事などを活用し、滞在型、体験交流型施設の充実を努めるほか、多彩なテーマ別ルートの策定とこれに沿った既存施設のネットワーク化や移動手段及び拠点施設の整備に努める。

### (2) 農林水産業の振興

農林水産業の基盤整備については、生産基盤の条件整備と併せて構造改革を行うほ場整備は、農家の経営改善を進めるうえで重要な事業であり、未整備等の各地においてほ場の大区画化を図る。

また、効率的な生産基盤の確保を図るため、各地の土地改良事業として、農業用排水路整備、農業用道路などの整備を促進し、あわせて、農村地域の生活環境を保全するための所要の整備を図る。

広域営農団地の基幹となる農道の整備については、農産物の流通条件を改善するため、珠洲市から能登町に至る農道、輪島市から外浦沿いに南下し志賀町、羽咋市を経て宝達志水町までの農道において、国・県道などの道路網との連携を強化し整備促進を図る。

県内人工林資源が成熟する中、県産材の安定供給を図るため、施業地の集約化や路網の整備、高性能林業機械の導入による低コスト作業や、林業生産の担い手の確保や技術力の向上等を通じて間伐等の森林施業を推進するとともに、木材加工流通施設の整備により合理化を進め、林業の収益力向上を図る。また、環境保全や水源涵養、海に恵みをもたらすなど、森林が持つ多様な公益的機能を生かし、人々が憩い・楽しむことができる環境づくりを促進し、地域と共生する林業の振興に努める。

里山里海の保全・利活用については、里山里海の荒廃を防ぎ、未来の世代に継承していくために、地域の農業者が共同で取り組む農地・農業用水等の良好な保全活動を行う集落や、生産条件の不利な中山間地域での農業活動の維持に対し支援するとともに、里山創成ファンドを活用した生業の創出などへの支援を行う。

また、世界農業遺産に認定を受けた「能登の里山里海」については、他の認定地域と連携し、首都圏などにおいて農林水産物の共同販売や情報発信を行うなど、更なる価値の向上と魅力発信を図る。

農林業の経営については、環境保全型農業技術の普及を図るとともに、「つくろう！ふやそう！園芸産地づくり運動」の展開、特用林産物の産地づくり等により新しい産品による特産物の育成に努めるほか、農林水産物の付加価値を高める6次産業化の促進や、製造業など他産業のノウハウや技術を積極的に活用した収益向上等の取組みを進めることで、担い手に魅力ある農林業づくりに努める。さらに観光レクリエーションとの連携を強化し、中山間地域におけるグリーン・ツーリズムの推進、都市との交流事業の促進、体験型修学旅行の実施など農村地域の活性化と定住環境の向上を図る。

鳥獣による農作物被害の防止については、市町ごとに策定した被害防止計画に基づく対策を確実に実施するための支援に努め、被害軽減を図る。

畜産業については、稲発酵粗飼料など自給飼料増産を活用した酪農及び肉用牛の生産基盤の整備を進め、土地利用型農業の基軸として位置付ける。特に、牛肉における輸入量の増大や地域間競争等国内外の状況変化に対応するため、生産コストの低減及び生産基盤の強化や“能登牛”のブランドの確立、肉用子牛価格の安定化対策を推進する。

また、養豚についても、生産基盤の強化を図りながら、ブランド化の確立を目指すなど、特色ある畜産物の生産を促進する。

水産業については、平成19年11月に策定した石川県新水産振興ビジョン 2007



により、志賀町から輪島市に至る地域及び珠洲市から七尾市に至る地域において、漁港の整備を促進し、魚礁、築いそ等の整備と種苗の放流などにより漁業の安定的な生産基盤を確立し、市場の整備、流通加工施設の整備及び畜養イケスの設置により価格の維持と付加価値の創出に努める。

輪島市の海域においては、アワビやサザエ等の貝の育成場となる藻場を保全することによりアワビ等の貝類の資源の培養を図る。また、平成 26 年 6 月に県無形民俗文化財に指定されるとともに、「いしかわ里海の至宝」に認定した海女漁について、伝統的技術の継承や生業としての振興を図る。

氷見地区においては、資源の持続的利用に配慮した資源管理型漁業に努めるとともに、越中式定置網の発祥の地として、環境に優しい定置網漁法の理解と普及を図るため、国内・国際交流を促進する。さらに、漁業・漁村空間の多様な利用を図るため、漁村集落の環境整備を促進し、活気ある水産業の振興に努める。

また、ぶり、サヨリなどの「石川の四季のさかな」や、能登牡蠣、クチコ、いしる、天然塩など本地域には特色ある水産関連物や能登牛、地酒、醤油等の発酵食品など、様々な食が魅力を際立たせている。このため、食品加工場や酒造など様々な産地を巡るツアーを提案していくほか、地域の食材や製品の提供施設のグループ化や能登野菜等の魅力素材の発掘・情報発信も検討していく。

### (3) 商工業の振興

企業誘致については、各種の企業立地助成制度による優遇措置や、無料化されたのと里山海道、能越自動車道などの高速交通網、能登中核工業団地などの産業基盤に加え、世界農業遺産としての能登のブランドイメージの向上を活かし、物流施設や植物工場などの企業誘致に取り組むほか、研究開発部門や管理部門等のいわゆる本社機能の誘致にも努める。

輪島塗や能登珪藻土、「いしる」や揚げ浜塩といった豊富で特色ある地域資源のブランド化や、それらを活用した新商品開発を促進する。

新規事業の創出に向けては、企業規模にこだわらない新分野への進出、新規起業への支援に努める。

繊維産業では、テキスタイルラボによる技術指導や情報提供などにより体質強化に努める。

輪島塗や七尾仏壇など伝統的工芸品産業では、伝統的な技術の保存や後継者への技術の継承を支援するほか、時代のニーズにあった新商品開発、販路開拓にも努め、その振興を図る。

商業については、商工会議所、商工会などとも連携しながら、活性化計画の策定や空き店舗対策、魅力向上など地域自らの商店街活性化に向けた取組みに対する支

援を行う。

氷見地区においては、市街地回遊ルートの整備により集客力の向上を図るとともに、TMO等による人材育成や魅力ある商業・サービス業の環境整備等の促進に努める。

#### (4) 観光の開発

海に囲まれた半島という地理的条件を活かした観光地づくりを推進するため、木の浦海中公園におけるスキューバダイビングの拠点化、波の穏やかな七尾湾の特性を活かした釣り筏、釣り栈橋等の海釣り関連施設を整備するほか、シーカヤックなどの新たなレジャーの導入と施設誘致の検討を進める。

また、いしる、なれ寿しなど能登に伝わる独特の発酵食品文化の情報発信やグリーン・ツーリズムを推進するため、その拠点となる農家民宿の普及・拡大にむけた開業講座の実施やネットワーク化を図る。

能登に伝わる、あえのことやアマメハギなどの民俗芸能や、能登杜氏の酒屋唄、麦屋節、砂取節などの民謡の公演等を通じて生活文化を継承していくとともに、日本遺産に認定された能登のキリコ祭りを活用した観光振興を図る。

さらに、温泉地に代表される観光地の活性化を図るため、新たな観光資源の掘り起こしや地域の個性を活かした観光地づくり、また外国人観光客の受け入れ体制の強化を促進する。

輪島港においては、マリンタウンプロジェクトが完了しており、交流拠点施設や、緑地などの活用を促進する。

滝港（羽咋市）においては、漁業者と共存できるマリンレジャーの普及に努める。

七尾湾西湾地区においては、2つの橋梁による周遊道路が完成しており、これらの活用を促進する。

七尾港においては、ウォーターフロント開発として、七尾マリンパークに隣接する既存物揚場の水際線を活用して、親水緑地の整備を促進する。

氷見市においては、海に浮かぶ立山連峰の雄大な景観や、多彩な食など、氷見ブランドを活かした幅と深みのある観光を展開し、氷見らしさを感じられる着地型プランなどの充実に努め、併せてこれらを発信するwebサイトの整備を図り、選ばれる観光地となるよう努める。

観光ニーズに的確に対応するため施設の整備を図るとともに、おもてなしの心が感じられる接客と地域の方々とのふれあいなどにより、旅行者の満足度の向上に努める。

生涯学習や地域の伝統文化の保存伝承のための施設を整備し、観光と交流の拠点として積極的に開放するとともに、北陸新幹線、のと里山空港、小松空港、富山きときと空港などを最大限活かした広域的観光の推進に取り組む。

### 3 就業の促進

#### (1) 就業の促進の方針

人口減少時代においても産業活力を維持していくため、若者の就業はもちろん、女性・高齢者の能力の活用を図っていく必要がある。

また、奥能登地域の雇用環境の改善のため、特に人手不足の状況が顕著となっている介護分野において、ミスマッチの解消を図ることが重要である。

#### (2) 就業促進対策

若者の就業促進として、企業説明会や面接会はもちろん就職活動前の早期からの企業の魅力発信につながるインターンシップを促進するほか、学生向け就職支援ポータルサイトにより、企業や生活環境の情報発信を積極的に行う。

また、ジョブカフェ石川能登サテライト内に設けている女性再チャレンジ支援室を活用した女性の再就職を支援するほか、経験豊富な企業OBの能力の活用に向けたマッチング事業を行うこととしている。

産業を支える人材の確保に向けた職業能力開発については、本地域にある2つの産業技術専門校において、若年者・離職者を対象として、企業ニーズに対応した職業訓練を実施する。

介護分野等の離職者を対象にした職業訓練については、民間教育機関等を活用して実施する。

### 4 水資源の開発及び利用

#### (1) 水資源の開発及び利用の方針

用水供給事業を実施している区域から離れた地域等において、地域に密着した小河川における局地的な治水、利水を図るため、小規模生活ダムの建設計画を進め、水資源の開発及び利用を図る。

#### (2) 水資源確保対策

これまでに建設した3つ(小屋、八ヶ川、北河内)のダムにおいて、平成24年度に長寿命化計画を策定し、適正な管理を実施しており、今後、その計画に基づき施設の改良工事を行い、ダム機能の向上を図る。

農業用ダムにおいては、農業用水の安定確保を図るため、機能保全計画等に基づき適切な補修等を行い、施設の長寿命化を図る。

#### (3) 水資源の利用

水資源については、適正に管理するとともに、有効利用に努める。

簡易水道事業については、一部地域において不足する水源を解消するため、珠洲市、能登町において、上水道の拡張や簡易水道の統合整備を図る。

石川県の県水送水管については、災害時の早期復旧及び既設管のメンテナンスを可能にするために、既設管とは別ルート(二系統化)で耐震化を図る。

## 5 生活環境の整備

### (1) 生活環境の整備の方針

都市的環境の整備については、特色ある生活圏・経済圏の形成のため、七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市及び氷見市等拠点都市を中心に、広域的都市機能の整備を促進し、都市的サービスの向上に努める。

地域の人々が、安全に安心して快適に生活ができるように、また、本地域を訪れる人々にも魅力ある都市づくりを進めるため、街路、都市公園、下水道などの都市施設の整備を推進する。

また、地域の実情に応じた適正な土地利用や建築を誘導し、良好な都市環境と美しいまちなみを有する、安全で快適なまちづくりに努める。

人口減少が続いている一方で、高齢者人口は増加しており、住宅セーフティネットとしての役割を果たすため、公営住宅の整備に努める。

さらに、地域安全活動の支援と交通環境の改善により、平穏な地域社会づくりに努める。

### (2) 生活排水処理施設、廃棄物処理施設等の整備

平成 26 年 1 月に国が策定した「都道府県構想策定マニュアル」に基づき、県構想を策定し、迅速かつ弾力的な対応を取り入れることにより、市町の生活排水処理施設の整備の促進を図る。

平成 27 年 3 月に石川県と(公財)日本下水道新技術機構と共同で作成した「メタン活用いしかわモデル導入の手引き」に基づき、生ゴミ等各種廃棄物をバイオマスと捉え、下水処理場で汚泥と混合処理することで、施設の統廃合を図るとともに、再生可能エネルギーの利活用や汚泥の肥料化による循環型社会の形成を目指す。

廃棄物処理施設については、各市町において減量化やリサイクルに努めるとともに、資源と結びつけるリサイクルセンターなどの施設を中心とした廃棄物循環型の処理施設の整備を進める。

### (3) 公園等の整備の推進

都市公園については、中部地域の広域公園である能登歴史公園（国分寺地区）、南部地域の内灘町総合公園、氷見市の朝日山公園などの整備促進に努める。

地域の環境美化のため、海岸環境、港湾環境などの整備を促進する。

### (4) 住宅関連対策

本地域における定住促進対策として、住宅の耐震改修や空き家対策、省エネ住宅の促進を図るほか、居住環境の改善を図るため公営住宅の建て替えや良好な住宅地の整備を促進する。

### (5) 生活サービスの持続的な提供

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加に伴い、日常生活上の支援を必要とする高齢者が増加しており、こうした高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし

続けるために、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進する「生活支援コーディネーター」の養成等を通じて市町の生活支援サービスの充実を支援する。

## (6) その他の整備

平穏な地域社会づくりについて、住民に密接な交番・駐在所が、地域の安全・安心のよりどころとなるよう地域に密着した活動を推進し、パトカー、航空機等によるパトロールを強化するなど安全・安心の確保を図るとともに、地域住民の自主的な地域安全活動を支援するなど地域の自主防犯活動の推進に努める。また、道路網の整備にあわせ周辺地域と一体となった新しい時代にふさわしい交通システムを導入するとともに、各種の交通安全対策と連携させ、快適かつ円滑な交通流の確保と交通事故のない安全な交通環境の確保に努める。

## 6 医療の確保等

### (1) 医療の確保の方針

能登半島地域には、無医地区（無医地区に準じる地区3地区含む）は14地区、無歯科医地区（無歯科医地区に準じる地区2地区含む）は16地区あり、この無医地区などへき地の医療を確保するため、へき地医療拠点病院が無医地区等を対象に巡回診療を行うほか、市町及び自治体病院は、へき地診療所を設置しており、引き続き、無医地区等の住民の医療確保に取り組む必要がある。

就業看護師・准看護師の高齢化が、能登北部医療圏では他の医療圏に比べて特に進んでいることから、引き続き、看護師等の確保に取り組む必要がある。

### (2) 医療の確保を図るための対策

へき地診療所への支援として、へき地医療拠点病院は、へき地診療所への医師や代診医の派遣、伝送装置の活用等により、へき地診療所の診療支援を行っており、引き続き実施する。

また、県は自治医科大学卒業医師をへき地診療所等に派遣し、へき地医療体制の確保を図っており、引き続き、へき地医療の支援に取り組むとともに、医療提供体制の強化を図る。

能登北部医療圏をはじめとする看護師等の不足が見込まれる地域において、看護の魅力啓発や修学資金の貸与などにより新人看護師の確保対策に取り組んでおり、看護師等を安定的に確保するため、引き続き、就業を促進するとともに、離職の防止に努める。

## 7 高齢者の福祉その他福祉の増進

### (1) 高齢者の福祉その他福祉の増進の方針

高齢化の進展に伴い要介護高齢者や認知症高齢者の増加など様々な課題に直面しており、「健康寿命」を確保し、さらに延伸していくことにより、すべての県民が生涯にわたり、健康で自立した生活ができる「活力ある高齢社会」の実現を図る。

また、要介護状態や認知症となっても、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、「地域包括ケアシステム」の構築を推進する。

一方、生きがいを持っていきいきと人生を送ることができるよう、老人クラブ活動やシルバー人材センター事業の支援などを通じ、高齢者の地域における社会参加や就業を促進する。

## (2) 高齢者の福祉の増進を図るための対策

「地域包括ケアシステム」の構築に向け、各市町において、医療・介護の連携体制や認知症高齢者への支援体制の構築、生活支援サービスの充実等が行われるよう必要な支援を行う。

特別養護老人ホームについては、関係市町の老人保健福祉計画に基づき、必要となる施設の整備を早急に達成するよう促進する。

また、高齢者の就労対策であり、かつ福祉対策でもあるシルバー人材センターの運営を推進する。

介護・福祉サービスを支える人材の確保については、「石川県介護・福祉人材確保・養成基本計画」に基づき、量と質の両面を確保していくための取組みを推進する。

## (3) 児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策

いしかわエンゼルプラン 2015 やかがやけとやまっ子みらいプランに基づき、結婚、妊娠・出産、子育てといったライフステージの進展に応じた切れ目のない支援を行うことにより、若者の結婚や出産への希望をかなえ、安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現に向けた取組みを推進する。

保育所、子育て支援のための拠点施設などの保育関係の施設については、市町が、それぞれ地域のニーズを踏まえ、主体的・計画的に整備する。

障害者福祉施設については、障害のある人の重度化、高齢化とニーズの多様化に対応するため、リハビリテーション機能を備えた施設や、地域社会で暮らしていくことを支援する地域生活支援施設の整備を促進する。

# 8 教育及び文化の振興

## (1) 教育及び文化の振興の方針

高等教育機関の不足は、域外への人口流出の一因となっており、その充実は本地域の大きな課題である中、地域の課題解決をテーマに学ぶ取組みを充実させ、高等教育機関の学生を呼び込み、魅力を体感し、その地域に対する理解を深めてもらうことで、人材の育成と確保に努める。

教育においては、豊かな自然や文化、歴史遺産等に恵まれた本地域の良さなどを学ぶ機会を教育活動の様々な場面に積極的に取り入れるとともに、幅広い経験や優れた知識・技能を持つ地域の人々の協力を得るなど、子どもから大人まで広く県民がふるさとに愛着と誇りを持てるよう、ふるさと教育・ふるさと学習の充実に努める。

また、地域の活性化にあたっては、自らの住む地域の伝統や文化を大切にし、住

み よいまちづくりに積極的にかかわる人材の育成が重要であることから、地域の伝統文化、豊かな自然環境など本地域が持つポテンシャルティに対する理解を深め、本地域に対する愛着心に富んだ青少年の育成に努める。

(一財)地域活性化センターが実施する「スポーツ拠点づくり推進事業」の拠点として、本地域から輪島市（競歩）と氷見市（ハンドボール）の2市が選定されており、少年スポーツの全国大会開催を通じて、地域の魅力を発信することにより、観光リピーターとしての誘客や地域の再生を図る。

## (2) 地域振興に資する多様な人材の育成

地域の活力を育むため、「いしかわ地域づくり塾」の開講などにより、地域に誇りと愛着を持ち、地域づくり活動の核となる人材や地域づくり団体の育成を図る。

産業・文化・自然を学ぶ授業や、「おもてなし」の精神を学ぶ授業などを、広く地域の方々や地元企業などの協力を得ながら推し進め、地域と関わる事で、社会の一員として主体的に参画し貢献する意識や態度とともに、ふるさとを愛する心を養い地域を支える人材育成を図る。また、社会と関わる学習や、企画力やチャレンジ精神を高める学習を通じて教育の質の向上を図り、地域社会の活性化に主体的に寄与することのできる人材を育成する。

高等教育機関と地域との連携による研究者や学生の力を活用した地域づくり・交流を促進し、地域住民の意識を高めつつ、学生にも地域の魅力や可能性を体感してもらう取組みを充実する。

## (3) 教育・文化施設等の整備

学校教育施設については、多様な学習などに対応できるよう高機能で弾力的な運用が図れる施設の整備をはじめ、子どもたちが安全で快適に学び、安心して過ごすことができる魅力ある学校づくりを進めるとともに、地域のコミュニティ活動の拠点となる教育環境の整備に努める。

生涯学習施設については、地域の文化的水準の向上、生涯学習支援のため、地域住民のニーズや次代に対応した機能の強化に取り組むなど、学習環境の整備に努める。

## (4) 地域文化の振興

本地域には、伝統芸能や伝統工芸、食文化や地域固有のふるさと文化のほか、演劇、美術といった芸術など、多彩な文化があふれており、これらの優れた文化を県民共通の財産として次代に継承し、さらなる発展につなげていくとともに、新たな文化の創造を図るため、各文化の振興や担い手育成、子どもたちへの文化の継承などに取り組んでいく。

また、文化の振興にあたっては、全ての地域住民が文化に親しむことのできる環境づくりが大切であり、地域住民の文化意識の向上を図るとともに、子どもや高齢者、障害のある人を含むあらゆる方々の文化に親しむ機会の充実等に取り組んでいく。

さらに、日本遺産やいしかわ歴史遺産などの認定を通じ、個性豊かな歴史と文化を積極的に活用し、全国への情報発信を進め、観光誘客を図るなど、地域の更なる活性化、発展に取り組んでいく。

## 9 地域間交流の促進

### (1) 地域間交流の促進の方針

本地域に受け継がれてきた「自然」「伝統文化」「食材」などの豊かな地域資源を活かし、地域でのNPO活動、地域づくり活動等の人材を積極的に支援・育成することにより、自主的・内発的な取組みを展開し、地域内外での交流のネットワークを構築していく。

北陸新幹線金沢開業やのと里山海道の無料化、能越自動車道七尾氷見道路の全線開通などにより、北陸各地域はもとより首都圏をはじめとする大都市圏からも、本地域は急速に身近な地となりつつあり、これまでの半島内観光にとどまらず、より広い、例えば、金沢、加賀、富山も含めた広域周遊観光も可能となった。

今後は、これらの交通インフラを最大限活用した多彩な周遊観光メニューの創出や周遊観光を推進する県境を越えた地域間の連携体制の拡充、観光ニーズに対応した定期観光バス、レンタカー等の交通システムの構築などにより、地域間交流を促進する。

より多くの人に関心を持ってもらうため、情報の発信にあたっては、個々の情報にとどまらず、半島地域全体及び他の地域とも有機的に連携・協力することにより、一層の魅力向上を図り、地域全体の価値を高めるよう努める。

### (2) 地域間交流の促進のための方策

海に面し、日本海でつながる県境を越えたネットワークとパートナーシップを構築し、構成自治体の様々な課題について意見交換し、海に関わる問題の解決を目指す「あいの風海域沿岸首長会議」を開催し、参加市町間での交流・連携を図る。

\*あいの風海域沿岸首長会議構成自治体（平成27年5月現在）七尾市、輪島市、珠洲市、氷見市、穴水町、能登町（以上、能登半島地域）、富山市、高岡市、射水市、魚津市、滑川市、黒部市、入善町、朝日町

## 10 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化

### (1) 災害防除の方針

半島地域における大規模災害等から、地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、県、市町及び防災関係機関それぞれが機能を有効に発揮し、防災基盤の整備推進に努めるとともに、地域防災計画に基づき災害の未然防止（災害予防対策）、災害の拡大防止（災害応急対策）、災害の復旧（災害復旧対策）を推進するため、実施計画などにより防災計画の具体化を図り、常に半島地域をとりまく諸情勢を見極め、必要に応じた修正を加えるなど、弾力的な運用を図ることにより、地域と一体となって大規模災害等に備えた防災体制の整備を推進する。



また、本地域は傾斜地が多く地形が複雑であるため、融雪や集中豪雨、地震などによる土石流や地すべり、がけ崩れ等が発生しやすい箇所が多い。海岸線が非常に長いことから、冬期の風浪による海岸侵食等の被害を受ける箇所も多い。このことから、農地防災事業により農業用施設のため池等の決壊による災害の発生の予防、海岸堤防等の老朽化した施設の機能を回復することにより、農業生産の維持や農業経営の安定を図る。さらに、治山事業、河川改修事業、海岸事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等を促進し、国土の保全に努めるとともに、緊急輸送道路等における橋梁耐震補強や法面崩壊対策といった道路災害防除事業を促進し、災害応急対策及び復旧対策の円滑な実施を支援する。

## (2) 災害防除のための国土保全施設等の整備

本地域における災害を防除するため、老朽ため池整備、治山施設、地すべり対策施設、治水施設、砂防施設、海岸保全施設、急傾斜地崩壊防止施設等の国土保全施設の整備に努める。

## (3) 防災体制の強化

大規模な災害の発生の際に生ずる混乱を未然に防ぐため、通信手段の多様化と複数ルート化に努め、防災行政無線（同報系）の整備促進を図る。

また、幹線道路と物流・避難救援拠点をつなぐ物資輸送ルートに基づき、緊急支援ルートとして広域防災体制の基盤づくりを急ぐとともに、救援拠点と想定される公園や小中学校などの公共施設において必要となる設備等について、所要の整備に努める。

大規模災害に対応するための災害応援体制については、既に石川県 11 市間、輪島市と愛知県尾張旭市及び北海道石狩市、羽咋市と群馬県藤岡市との間において、氷見市と七尾市、中能登町との間において「災害応援協定」等を締結しているが、万全を期する観点から、今後他の市町を含めた全県的な応援体制の確立に努めるとともに、地域住民による防災体制を確立するため、防災意識の高揚を図り、自主防災組織や防災士、防災ボランティアの育成強化に努める。

本地域内に立地する原子力発電所周辺における地域住民の安全を確保し、生活環境の保全を図るため、発電所周辺の環境放射線、環境試料中の放射能の測定を行うとともに、発電所から放出される温排水の影響も調査し、それらの結果について、地域の住民に公表する。

火力発電所が地域の環境に与える影響についても同様に観測し、監視に努める。

本地域内の特別防災区域（七尾国家石油ガス備蓄基地等）の安全を確保するため、特定事業所における自衛防災組織の充実、施設・設備の充実強化、従業員の防災教育の強化等が図られるよう努めるとともに、防災関係機関の連携と防災体制の強化に努める。

本地域における洪水被害を防止・軽減するため、地域住民一人一人の防災意識を

高め、洪水時の迅速かつ的確な水防活動や警戒・避難に繋げる必要がある。

このため、水防活動等を支援する「河川総合情報システム」による情報の提供や、洪水ハザードマップを活用して地域住民の防災・減災意識の向上に努める。加えて、本地域の重要な農業用水源であるため池についても、計画的な整備に併せ、ため池ハザードマップを活用した防災・減災意識の向上を図る。

#### (4) その他

各機関の防災関係システムとの連携により、的確な災害情報の提供の迅速化を図り、土砂災害情報システム（SABOアイ）等の防災関係システムを活用し、迅速でわかりやすい情報を発信し、警戒避難体制の整備、強化等を図る。

### 11 地域のエネルギーの活用等

農業用水を活用した小水力発電や耕作放棄地等を活用した太陽光発電の整備、未利用間伐材を用いた木質バイオマスの導入等、地域の活性化や産業振興に結びつく再生可能エネルギーの導入を推進する。

電源立地対策は、半島の地域振興の有効な政策の一つであり、地域住民の安全を大前提に地元の理解と協力のもと対応していく。

### 12 自然環境の保全

豊かな自然を共有の財産として後世に継承し、また、里山や里海に代表される多様な自然環境や美しい自然景観を適切に保全再生し、自然と人とが共生できる社会づくりを進める必要がある。

身近な自然である里山里海の利用・保全というアプローチを中心とした生物多様性の確保に向けて、多様な主体の里山保全活動への参加を促す各種施策を進めるとともに、野生鳥獣の適切な保護管理、自然とふれあう施設の整備及び自然体験活動をととした環境教育の充実を図り、自然と人とが共生する持続可能な社会の形成を推進する。

# 伊豆中南部地域半島振興計画

平成27年12月

静岡県

平成27年12月 全部変更

# 目 次

第1 基本の方針	1
1 地域の概況	1
2 現状及び課題	3
(1) 防災・減災	3
(2) 交通・通信	4
(3) 観光・交流	5
(4) 農林水産業その他の産業	6
(5) 生活環境	8
(6) 医療・福祉	8
(7) 教育・文化	9
3 振興の基本的方向及び重点とする施策	10
(1) 振興の基本的方向	10
(2) 重点とする施策	11
第2 振興計画	13
1 防災・減災体制の強化	13
(1) 災害に強い地域基盤の整備	13
(2) 地域防災力の強化	13
2 交通通信ネットワークの整備	14
(1) 道路網の整備	14
(2) 港湾等の機能強化	15
(3) 地域公共交通の維持・確保	15
(4) 情報通信基盤の整備	15
3 魅力ある観光交流地域づくり	16
(1) 世界一美しい半島「伊豆」のブランディングの推進	16
(2) 伊豆半島ジオパークプロジェクトの推進	17
(3) 美しく魅力ある景観形成や自然環境の保全	17
(4) 外国人観光客の受入体制の充実	18
(5) 広域連携の視点に立った多様な交流の推進	18
4 個性ある地域資源を活かした農林水産業その他の産業の振興	18
(1) 農業の振興	19
(2) 林業の振興	19
(3) 水産業の振興	20
(4) その他の産業の振興	20
(5) 就業の促進	21

5	快適な生活環境づくり	21
(1)	住環境の整備による移住・定住の促進	21
(2)	生活排水・廃棄物処理・水道施設の整備	22
(3)	安全に暮らせる地域づくり	22
6	医療・福祉の充実	23
(1)	医療提供体制の確保	23
(2)	長寿者の福祉の充実	23
(3)	児童福祉及び障害福祉の充実	23
7	地域の将来を担う人材の育成	24
(1)	学校教育の充実	24
(2)	地域社会における人材育成	25
(3)	文化・スポーツ活動の推進	25

## 第1 基本の方針

### 1 地域の概況

伊豆中南部地域は、面積983.57km<sup>2</sup>(対県比13.4%)、人口103.2千人(対県比2.8%、平成26年静岡県推計人口年報)で、3市5町(平成27年4月1日現在)により構成されている。

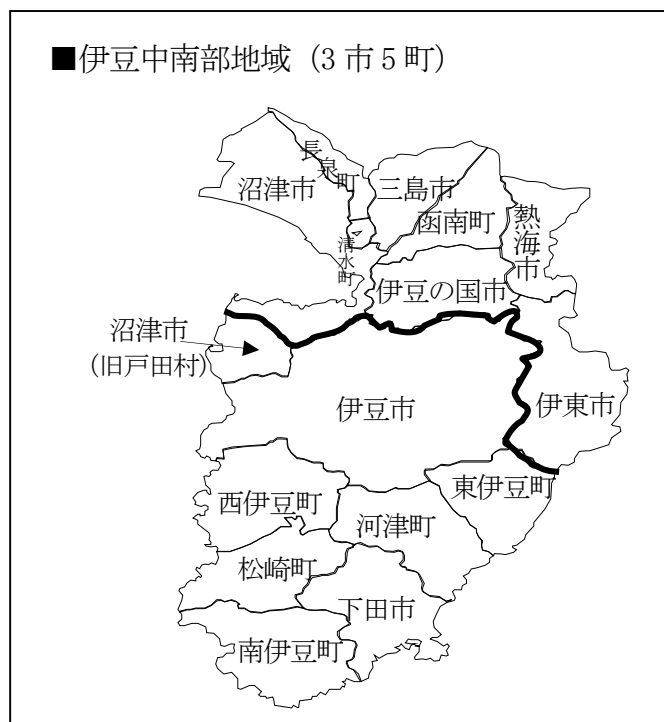
天城山系を中心に森林が地域の81%を占め、山地が海岸まで迫り平地が少ないため、中小河川沿いや入江周辺に集落が形成されている。また、三方を海に囲まれ、200kmにおよぶ海岸線は、断崖や入江が多く複雑な形状をなしており、開国の港としての歴史をもつ下田港をはじめとした港湾や数多くの漁港等に利用されている。

気候は年平均16℃前後と四季を通じて温暖である。また、富士火山帯に属し各地に豊富な湯量の温泉が点在しているほか、万三郎岳(標高1,406m)を最高峰とする天城山系等の山稜部と石廊崎をはじめとした海岸地帯が、特に優れた自然景観を誇り、「富士箱根伊豆国立公園」に指定されており、川端康成など多くの文人・墨客に愛され、多くの作品にその美しい情景、風景が表わされてきた。

本地域は、明治・大正・昭和初期にかけて、豊かな森林を生かした林業と周囲に良好な漁場をもつ漁業を中心に産業活動が続けられてきた。

その後、柑橘及び花き園芸が盛んになってくるが、地域全体としては林業と入れ替わるように観光産業が台頭し、現在では、観光及び関連する産業が地域経済の中心になっている。

そうした中、半島を貫く幹線軸となる伊豆縦貫自動車道の整備が進み、命の道、地域の成長に資する基盤として今後10年で地域構造の大きな変化が予想されるとともに、世界ジオパーク認定に向けた取組の加速などのダイナミズムが生まれており、本地域は発展の大きな転機を迎えている。



伊豆中南部地域の構成市町

市町	面積 (k m <sup>2</sup> )	人口 (千人)
下 田 市	104.71	23.4
伊 豆 市	363.97	31.8
沼津市の一部 (旧戸田村地域)	34.92	3.2
東 伊 豆 町	77.83	13.0
河 津 町	100.79	7.6
南 伊 豆 町	110.59	8.8
松 崎 町	85.24	6.9
西 伊 豆 町	105.52	8.5
計 ( 3 市 5 町 )	983.57	103.2

(資料名) 面積：国土交通省国土地理院

平成25年「全国都道府県市区町村別面積調」

人口：平成26年「静岡県推計人口年報」他

## 2 現状及び課題

伊豆中南部地域の人口は、103.2千人（平成26年）で県の2.8%を占めている。

昭和35年以降45年まで若年層の流出等により減少し、昭和50年には微増に転じたものの、その後再び減少傾向で推移しており、平成16年からの10年間では17.6千人と14.5ポイントの減少率となっている。

また、65歳以上の人口比率は39.3%（平成26年）と県平均の27.1%を大きく上回っており、この10年間で10.1ポイント（県平均7.3ポイント）と、県平均を上回るスピードで高齢化が著しく進行している。

現在、急激に進行する人口減少と少子高齢化は国家的課題となっているが、地理的に不利な条件下にあり、かつ人口減少と少子高齢化の顕著な本地域においては、地域経済社会の維持のために、他地域との交流の拡大を前提とした定住の促進の取組を多様な主体の連携・協働により積極的に進めることが求められている。

この地域の経済については、域内総生産は静岡県総生産額の2%程度のみ規模であり、平成24年度319,394百万円で平成16年度335,801万円から164億円余り(4.9%)減少している。平成24年度の域内総生産の内訳では、第1次産業が9,059百万円(2.8%)、第2次産業が33,863百万円(10.6%)、第3次産業が223,789百万円(70.1%)となっており、県全体と比較して、第3次産業の比率が大きな割合を占めている。

一方、就業人口でみると、平成17年において、第1次産業9.1%、第2次産業16.3%、第3次産業74.6%であったが、平成22年では、第1次産業が7.9%、第2次産業が15.5%にそれぞれ減少、第3次産業は76.6%へと増加している。

今後は、豊かな農林水産物の恵みを活かして、第1次産業と観光産業の連携をはじめ、6次産業化や農商工連携などにより農林水産業の活性化を図り、地域経済の大きな割合を占める観光産業の再生を図ることが急務となっている。

### (1) 防災・減災

本地域では、山地が海岸まで迫り平地が少ないため海岸線沿いに居住地域が散在しており、地震及び津波災害に極めて脆弱であり、北伊豆地震（昭和5年）、伊豆半島沖地震（昭和49年）、伊豆大島近海地震（昭和53年）等過去に大きな被害をもたらした地震が度々発生している。

本地域は、全体が東海地震に係る地震防災対策強化地域や南海トラフ地震防災対策推進地域、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域であり、相模トラフ沿いの地震の震源域にも近く、下田市、伊豆市、東伊豆町、河津町、南伊豆町及び沼津市（旧戸田村地区）は、首都直下地震緊急対策区域でもあるため、想定される地震及び津波への十分な対策が、ハード・ソフトともに必要となっている。

このため、「命の道」となる伊豆縦貫自動車道の早期整備が最優先の課題であり、災害発生時の応急対策、緊急物資等の緊急輸送路となる道路の整備、道路橋や港湾・漁港施設の岸壁等の耐震化を迅速に進めることが必要である。また、高度経済成長期等を中心に整備されたインフラ施設の老朽化が進行していることから、その長寿



命化に向けた取組の推進や既存ストックの防災面での有効活用、施設の集約化などの検討も課題となっている。

また、本地域は、急峻な傾斜地が多い特徴を有するため、台風・大雨等による風水害及び土砂災害に対する対策の強化も必要とされている。さらに、この地域は森林面積が 80%を占めていることから、森林の土砂流出防止や水源涵養機能を高め、災害を未然に防止する森林の適切な管理や荒廃森林の整備も重要である。

防災の通信情報については、全ての市町において地上系防災行政無線及び衛星通信ネットワークが整備、運用されているほか、孤立予想集落における通信手段の確保も完了した。消防においては、平成 25 年 4 月 1 日に下田市・河津町・南伊豆町・西伊豆町・松崎町の 1 市 4 町による下田消防本部が発足するなど、消防救急の広域化が進んでいる。半島という条件の不利な地形のなかで大規模な災害が発生した場合の迅速な対応を図るために、関係機関が連携した広域的な防災体制の確保が課題となっている。

## (2) 交通・通信

本地域の交通体系は、道路、鉄道及び航路から成っている。

道路網については、半島中央部を貫く伊豆縦貫自動車道を骨格として、東沿岸部の国道 135 号、西沿岸部の国道 136 号及び中央部の国道 414 号や県道が補完している。

鉄道は、J R 伊東線・伊東駅から東海岸に沿って南部の下田市までを伊豆急行が、J R 東海道本線・三島駅から北端部の伊豆市までを伊豆箱根鉄道が結んでいる。

航路は、下田港等を拠点とした大島など伊豆七島への航路があるほか、土肥港や戸田港等から駿河湾内の都市等との間を結ぶ駿河湾横断航路があったが、現在は、土肥港と静岡市清水港を結ぶ航路のみが定期的に運航している。

陸上交通については、中央部・西部・南部の地域は自動車交通に頼らざるを得ず、道路は社会・経済活動にとって欠くことのできない施設となっている。また、本地域では、観光が重要な産業となっているが、観光客の多くは自動車で地域を周遊しており、道路が観光を支える極めて重要な施設となっている。

しかし、本地域から国土の主軸上に位置する沼津市、三島市までの交通利便性は低く、東名高速道路沼津インターチェンジまでのアクセス時間は、南端の南伊豆町からは 120 分、北端の伊豆市からでも 40 分と長時間を要する。また、本地域の道路の多くは、山間部や屈曲の多い沿岸部に位置するため地形的制約から幅員が狭小であり、線形不良区間や災害危険箇所、さらに、異常気象による通行規制区間も多い。

このため、半島の骨格となる伊豆縦貫自動車道の早期全線供用を最重点とし、補完する国県道の改築事業や防災事業等を着実に進め、半島全体の道路網の充実を図り、信頼性の高い道路を確保することが急務となっている。

また、観光シーズンや休日には観光車両により各所で慢性的な交通渋滞が生じており、地域の日常生活にも影響を及ぼしていることから、安全で円滑な交通の確保は、観光を主要産業とする本地域の振興を図る上で大きな課題となっている。

バス輸送については、本地域の重要な交通手段となっているが、一方で人口の減少や自家用車の普及により利用者の減少が進み交通空白地域が拡大するなど、地域によってはバス路線の維持が困難となっているため、利用者・事業者・自治体が一体となったバス路線の維持・確保への取組や広域的な視点での路線再編、新たな公共交通に対するニーズへの対応が課題となっている。

鉄道については、地域の重要な公共交通機関としての役割を果たしている一方で、年間の乗降客数が平成15年の約700万人から平成25年には約579万人と減少しており、今後は、通勤・通学者や首都圏からの観光客の利用の促進、交通結節点の機能向上などの検討が課題である。

海上輸送は、災害発生時の孤立化への対応や観光振興の視点等から重要な位置を占めている。駿河湾横断航路は伊豆西海岸から県都静岡市との間の観光や生活交通路としての重要なアクセス手段ともなっている。一方で、首都圏航路は季節運行が行われているものの定期運行には至っていない状況である。今後は、航路網の確保・拡充や港湾機能の整備を進めることが重要となっている。

本地域の情報通信基盤は、ブロードバンドサービスについては、光ファイバを利用したF T T Hの利用可能地域は3市3町の一部地域のみであるが、A D S Lは一部地域を除いて全市町で利用可能、C A T Vインターネットは一部地域のみにとどまっている。

携帯電話サービスについては、L T Eを含む通信エリアの拡大が進み居住エリアの大部分がカバーされたが、一部に高速化されていないエリアや通信不能エリアが残されている。

テレビ放送については、東海岸地域で多チャンネルサービスを行うC A T Vが整備されているほか、難視聴解消を目的とした共聴施設が各地で整備されている。

地上デジタル放送は、平成24年に伊豆東海岸局が伊豆大島に開局し、平成27年3月までに地デジ移行に伴う難視対策が終了した。

このように、本地域は国土幹線軸から離れ天城山系にさえぎられた地理的制約を有しており、ブロードバンドサービス基盤や携帯電話網など、現在主流となっている通信基盤の整備が他地域に比較すると遅れている。今後、こうした辺地性を克服し、災害発生時の孤立地域を解消するとともに、主要産業である観光の振興やサテライトオフィス等による企業の立地、移住・定住の促進を図るためにも、情報通信基盤の整備が極めて重要となっている。

さらに、国内外との交流促進を図るため、本地域と富士山静岡空港や羽田空港とを結ぶ空の交通アクセスについても将来的な検討課題である。

### (3) 観光・交流

本地域は、域内総生産額や就業人口の状況から、観光が主要産業となっていることが明らかであるが、宿泊施設は、総数で1,712軒（平成25年）であり、平成15年からの10年間で607軒（26.2%）減少している。

平成25年度の観光交流客数と宿泊客数はそれぞれ10,826千人、3,289千人で、

県全体に占めるシェアはそれぞれ約 7.5%、約 18.1%となっており、宿泊客の占めるウェイトが高い。しかし、平成 15 年度と比較すると、観光交流客数は 31.5%、宿泊客数は 35.3%それぞれ減少しており、県全体に占めるシェアも低下している。一方で、本地域における外国人延べ宿泊者数は 41 千人（平成 25 年度）と平成 20 年度と比較して 1.5 倍以上増加している。

観光資源としては、海・山・温泉等の自然に恵まれ、また、温暖な気候や歴史・文化資源、特色のある農林水産物も有しており、首都圏への近接性を活かしたグリーン・ツーリズム、スポーツツーリズム等の体験型・交流型の観光が進展している。また、「伊豆半島ジオパーク」が平成 24 年に日本ジオパークネットワークに加盟し、世界ジオパークネットワークへの加盟を目指している。

このような中、本地域を含む伊豆半島内の 7 市 6 町が連携し、「伊豆半島ジオパーク」をリーディングプロジェクトとして観光を中心とした地域振興を推進していく「伊豆半島ランドデザイン」が平成 25 年に策定された。また、この計画の推進組織として、7 市 6 町はもとより、観光事業者や交通事業者等を含めた新たな機関「美しい伊豆創造センター」が平成 27 年 4 月に設立され、伊豆半島を一元化した効果的なプロモーションや商品開発等、広域連携による観光誘客に取り組み始めているところである。

このため、首都圏への近接性を活かし、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした外国人観光客の受入拡大を進めるとともに、多彩で魅力ある地域資源を活用した着地型・体験型観光等を広域的かつ一元的に推進することで、観光客の満足度を高め、観光産業の再生を図ることが必要である。

また、都市と農山漁村の広域的な交流として、グリーン・ツーリズムや漁業・漁村への体験型教育旅行の受け入れ等が実施されており、施設間の連携や受入体制の整備等により、都市農村交流人口は 1,816 千人（平成 26 年度）と、平成 16 年度より 20%以上増加した。今後も、地域の創意工夫による地域間交流促進に向けた取組を進めることで、交流人口の拡大による地域経済の活性化を図っていく必要がある。

さらに、本地域は豊かな森林と国指定名勝「伊豆西南海岸」に代表される美しい自然環境、景観に恵まれているほか、地域の歴史・文化に根ざした多くの文化財があることから、これらの保全や管理を適切に実施していくことも重要である。

#### (4) 農林水産業その他の産業

本地域の農業は、温暖な気候に恵まれて古くから柑橘や花き等の栽培が行われているほか、山間地においては、わさび栽培や畜産が営まれており、中晩かん、カーネーション、わさび等が特産品となっている。こうした花き、野菜、果樹等の主要作物については、消費動向に即応した優良品種の導入等を図るとともに、観光地伊豆に立地する農業として、農産物の観光的利用や地場供給の拡大など観光産業と結びついた特色ある地域農業の形成を図っていく必要がある。

一方、耕地の多くは急傾斜地に散在しており生産性も低く、農業従事者の減少により、耕地面積は約 3,300ha（地域面積の 3.4%）と 10 年間で 200ha 減少しており、

域内総生産における農業の生産額は約 40 億円(平成 24 年)と横ばいが続いている。また、シカやイノシシなどの有害鳥獣による農作物への被害額は年間 3,400 万円を超え(平成 26 年度)、平成 18 年度と比較して約 1.5 倍に増加している。

このため、地域農業の競争力強化と生産活動を通じた農業・農村が有する多面的機能の確保を図るため、農業生産基盤及び生活環境の整備等を推進するとともに、有害鳥獣被害への対策を強化する必要がある。

林業においては、地域面積の 81%にあたる 8 万 ha が森林であるが、このうち 6 万 ha を超える民有林に対する林内道路密度は 17.0m/ha(平成 26 年度末)と県平均 17.4m/ha よりも低く、域内総生産における林業の生産額は約 33 億円(平成 24 年)と横ばいである。このため、林道の整備を進めるとともに、高性能林業機械の導入などによる低コスト生産システムの定着や中間土場の整備等による県産材の安定供給や流通体制の整備推進が必要である。

また、本地域の北部では、広葉樹林を利用したしいたけ等の特用林産物の生産が活発であるため、原木しいたけを利用した商品開発や販路の拡大等によるしいたけ産業の振興を図っていく必要がある。

水産業においては、伊豆半島の近海に多くの好漁場があるため、県営 3 港、市営町営 25 港の漁港を拠点として、各種の漁業が行われている。形態は定置網や釣りなどの沿岸漁業が主体で、キンメダイ、イセエビ、アワビ、テングサ等多種多様な水産物が、年間 80,000 t(属人)程度水揚げされている。

アワビ、マダイ、ヒラメ等の放流やマダイ・キンメダイ等の漁獲体長制限による資源管理をとおして資源量の増大を図る漁業を推進しているが、今後は、種苗の安定供給や放流魚種の開発に加え、良好な海藻群落の維持などを含む沿岸漁場の整備が必要である。

その他としては、水産物加工を中心とした食品製造業の集積がみられるほか、多彩な農林水産物を利用したジャム、ジュース、アロエ加工等の取組が行われている。

このように、豊かな農林水産物に恵まれた本地域では、第 1 次産業と観光などの地域産業を有機的に結び付け、6 次産業化や高品質でブランド力のある農林水産物づくり等を推進することにより、地域経済全体を強化していくことが必要である。

一方、本地域の工業は、急峻な山岳地形及び交通条件に恵まれない等多くの制約があり、製材業・木製品製造業のほか一般機械器具や金属製品製造業などが点在している程度であり、工業集積はほとんど見られない。また、製造品出荷額は約 304 億 6 千万円と県内シェアの僅か 0.2%であり、10 年間で約 129 億円の減少となっている。

今後は、首都圏に近いリゾート地としての恵まれた地域特性や伊豆縦貫自動車道の整備等を活かし、新産業の創出や誘致を進める必要がある。また、東日本大震災や福島第一原子力発電所での事故によりエネルギーを取り巻く環境が大きく変化している中、本地域においても多様な地域のエネルギー資源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進していくとともに、地域の魅力としての活用も検討していく必要がある。

いずれの産業においても、従事者の高齢化に伴う担い手不足が顕著であり、担い

手及び事業体の確保・育成が急務となっている。

## (5) 生活環境

本地域においては、半島地域の自然・地理的条件等による制約や社会資本整備の遅れ、都市的サービスの不足など、生活に多くの課題を抱えている。

生活排水としては、南豆衛生プラント組合汚泥処理クリーンセンター（下田市と南伊豆町）と西豆衛生プラント組合西豆衛生プラント（松崎町と西伊豆町）が完成し、し尿等を広域的に処理する施設が整備されるなど、下水道や合併処理浄化槽などによる汚水処理人口普及率は52.6%（平成26年度末）と10年間で約13%上昇したが、県平均（77.8%）を大きく下回っており、トイレ排水のみ処理する単独処理浄化槽の割合が依然高い。また、ごみ処理は、ごみ排出量の増加と質の多様化とともに、処理施設の老朽化に伴う能力の低下、埋立処分地をはじめとした処理施設の設置の困難性などに直面しており、一般廃棄物最終処分場については、1市3町（下田市、河津町、南伊豆町、松崎町）において依然として整備がされていない。

地域安全としては、地域内の交通（人身）事故発生件数は573件（平成26年度）と県全体の1.7%であり、平成16年度と比較して約3割減少している。

このため、人口減少社会に適応した中で、住民が快適かつ良好な生活を営むことのできるように、本地域ならではの生活と自然が調和する豊かな住環境の整備を進めるとともに、空き家等の有効活用など、都市住民にとって移住の場として選択できる受け皿づくりを進めていく必要がある。また、生活排水処理施設や廃棄物施設等の整備を、市町間の連携も含めた地域特性に応じた適切な方法で進めていくとともに、安全に暮らせる地域づくりを進めていくことが必要である。

## (6) 医療・福祉

医療については、本地域における人口10万人当たりの病床数は県平均を上回っているものの、病床に占める療養病床の割合が高く、一般病床は724床（平成26年度）と平成16年度から10年間で約2割減少している。また、本地域における人口10万人当たりの医師数は134.6人（平成24年）と、県全体（186.5人）を大きく下回るとともに、病床数の減少等の理由から減少傾向にある。さらに、重篤患者を対象とする3次救急医療機関は本地域内に存在せず、昼間はドクターヘリによる搬送が可能であるが、夜間・悪天候時には救急車搬送となっている。

福祉については、本地域の65歳以上の人口比率は39.3%（平成26年）と県平均の27.1%を大きく上回っており、今後も引き続き、高齢化が進行すると予測されるほか、特に75歳以上の後期高齢者の割合が高まり、さらに、ひとり暮らしを含む高齢者のみで構成される世帯数の伸びも顕著である。また、障害者についても高齢化が進んでいる。さらに、本地域においては、15歳未満の年少人口比率は9.6%（平成26年）と県平均の13.3%を大きく下回っているほか、子ども同士のふれあいや子育て家庭同士の交流機会も少なくなっている。

このため、医療機関の広域的な連携等による医療提供体制の確保・強化が必要であるとともに、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援などのサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築や子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりを推進する必要があるほか、地域の実情に応じた障害福祉施策を検討していく必要がある。

## (7) 教育・文化

本地域では、高等学校については、普通科・専門学科併設高校が下田市に1校、普通科高校が東伊豆町、松崎町に各1校の2校、総合学科・専門学科併設高校と普通科・専門学科併設高校が伊豆市に各1校の2校、専門学科高校が南伊豆町に1分校、特別支援学校が下田市に1分校、松崎町に1分校があるが、大学などの高等教育機関はない。

一方、本地域では、観光産業をはじめ、あらゆる産業で従事者の高齢化に伴う担い手不足が顕著であるほか、施設等の運営や交流活動を担っている人材不足が進んでいることから、次世代の担い手の人材育成や確保が急務となっている。

このため、県内高等教育機関とも連携しながら、地域課題の解決等を通じた実践的な教育等を促進し、地域振興に資する多様な人材を育成するとともに、地域の各団体・組織のネットワーク化を図り、社会総がかりで子どもを育む教育環境の整備を促進する必要がある。

また、伊豆は文学の地としても価値のある地域であり、伊豆文学フェスティバルが20年近くにわたり継続的に開催されるなど、新しい文学・人材の交流等が育まれてきた。このため、今後も、地域の文化資源を活かした魅力あるイベントを開催するなど、文化に触れる機会を増やすように努めるとともに、民俗芸能などの伝統文化の保護育成を積極的に進めていく必要がある。

### 3 振興の基本的方向及び重点とする施策

#### (1) 振興の基本的方向

地理的条件不利性を抱えて、人口減少や高齢化が他の地域を上回る速さで進展している本地域においては、こうした課題を早急に解決するため、市町連携によって地域住民に対する良好な行政サービスを維持する取組や、多様な主体が協働して移住・定住促進の取組を推進する。また、地理的な制約により、災害時の交通や情報伝達の途絶や、大地震に伴う津波等の被害が懸念されることについて、防災機能の強化を目的とした交通通信基盤の整備、生活環境の整備、医療・福祉の確保等の取組を推進する。

また、長期的には、半島を貫く幹線軸となる伊豆縦貫自動車道等の交通基盤の整備が進み、半島全体の交通ネットワークに大きな変化が予想されるとともに、美しい伊豆創造センター等が中心となって、称賛され続ける世界一美しい半島を目指した、地域一体、官民協働による地域の構造変革を図る取組が活発化することが期待される。

そこで、伊豆半島ジオパークをはじめとする世界クラスの自然景観、多様で特徴ある農林水産物、多くの文人・墨客に愛された歴史・文化などの本地域の「場の力」を最大限に活かし、これまで構成市町単位で分散的に取り組まれてきた感のある地域振興の取組を、構成市町の多様な魅力を尊重しながら、伊豆半島全域、広域的な連携と多様な主体の協働による力強い取組に発展させ、伊豆半島全体を「世界レベルの魅力あふれる自然を生かした観光交流圏」とすることを目指していく。

なお、計画の実施に当たっては、県、市町の総合計画や「地方創生」を推進する総合戦略、伊豆半島地域7市6町首長会議が策定した「伊豆半島グランドデザイン」等との調和に努めるとともに、地域内の市町間または県と市町の連携を推進し、県はその有する権限、財源、人材を効果的に活用して、市町の取組を下支えすることに努める。

計画期間は、平成27年度（2015年）を初年度とする概ね10年間とし、本計画の基本的方向の実現に向けて、以下の数値目標を目指していく。

#### <数値目標>

項目	基準値	目標値
半島振興対策実施地域内の人口の社会移動	(H26年) ▲622人	(H31年以降毎年) 転入超過
半島振興対策実施地域内の観光交流客数	(H25年度) 1,083万人	(H36年度) 1,500万人
半島振興対策実施地域内の域内総生産（名目）	(H24年度) 3,194億円	(H36年度) 4,500億円

※域内総生産は、沼津市（旧戸田村地域）を除く2市5町の合計値である。

## (2) 重点とする施策

### ア 防災・減災体制の強化

山地が海岸線近くまで迫り、傾斜地も多い地形的特徴を有するため、台風・大雨等による風水害及び土砂災害に脆弱であり、また、東海地震や南海トラフ地震の地震防災対策地域に含まれることから、災害の防止、国土の保全を推進する。

### イ 交通通信ネットワークの整備

半島という地理的な制約を克服する交通通信基盤の整備が不可欠であり、基幹軸になる伊豆縦貫自動車道と、これと連結する道路の体系的整備を推進するとともに、海に囲まれた半島地域という特性を活かした海上交通ネットワークの拡充と拠点となる港湾の整備を進める。また、地域住民の生活を支える公共交通ネットワークの利便性の確保を図る。

ICTを活かした観光産業の高度化や住民の利便性向上等のため、情報通信基盤の充実を図る。

### ウ 魅力ある観光交流地域づくり

わが国を代表する観光地としての優位性を維持・発展させていくため、称賛され続ける世界一美しい半島を目指した「伊豆半島グランドデザイン」を踏まえて、マーケティングに基づく戦略策定や観光関連事業のマネジメント等の観光地域づくりの中心となる組織・機能の確立を図り、「伊豆」のブランディングや伊豆半島ジオパークをはじめとした美しく魅力ある景観の形成、国内外からの来訪者に対するおもてなし、特に外国人観光客の受入体制の充実、県境を越えた連携等による広域的なヒト、モノ、カネ、情報の対流の促進などを推進する。

### エ 個性ある地域資源を活かした農林水産業その他の産業の振興

農林業基盤の整備と農用地の集積等による生産現場の強化と、高品質でブランド力の高い農林産物の開発や生産、加工及び流通を通じた新たな価値の創造による需要の開拓を推進する。林業においては、安定的かつ効率的な供給体制の構築や森林の適正な整備・保全を進める。

水産業においては、特色ある水産資源の適切な管理とともに、水産物の加工・流通等の新たな取組を推進する。

### オ 快適な生活環境づくり

美しく豊かな自然環境の中で生活を営み、地域コミュニティを維持してきた地域として、「田園回帰」の流れもとらえつつ、自然環境と調和した快適な暮らしの実現を図る地域の実情に応じた効率的な生活関連施設の整備を進める。

### カ 医療・福祉の充実

地理的条件不利地にありながらも、住民がいつでも適切な保健医療サービスが受



けられるような医療提供体制を確保するとともに、地域総がかりによる快適な子育て環境や障害者の生活環境づくりを推進する。また、長寿者が安心して生活を持続できる総合的な高齢者対策を推進する。

キ 地域の将来を担う人材の育成

地域の将来を担う児童・生徒の良好な教育環境の整備と、地域社会総がかりで子どもを育む環境の整備により、地域社会に関する興味を持ちながら、広い視野と自主性を持った若者の育成に努める。また、市町の実情に応じた社会教育の展開により、地域を担う多様な人材を育成する。

## 第2 振興計画

### 1 防災・減災体制の強化

本地域は山地が海岸線近くまで迫り、傾斜地も多い地形的特徴を有するため、台風・大雨等の風水害に脆弱である。さらに、東海地震や南海トラフ地震の地震防災対策地域に含まれることなどから、災害の防止、国土の保全に十分努める。

#### (1) 災害に強い地域基盤の整備

- ・ 半島を貫く南北軸となる伊豆縦貫自動車道の整備促進を図るとともに、緊急輸送路に指定されている道路の整備を推進する。
- ・ 本地域は、主に火山噴火物より成る崩れやすい地質で形成されており、土砂災害を防止するため、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等を推進する。
- ・ 地域の8割以上を占める山地に起因する災害を防止するため、治山施設の整備を推進する。
- ・ 山間地の急斜面から平地部に流れ込む洪水に対する安全を確保するため、河川改修を促進する。
- ・ 沿岸部では、山地が直接海に接する急峻な地形と入江が連なる限られた平地に人家が集中し、集落が形成されていることから、高潮や津波等による災害を防止するため、堤防や胸壁などの海岸保全施設の嵩上げや、河口部における津波水門等の整備や施設の耐震化を推進する。
- ・ 地震被害を防止するため、被災した場合に影響が大きい土地改良施設(ため池等)の耐震調査を行い、対策が必要な施設について耐震整備等を推進する。
- ・ 森林の土砂流出防止や水源涵養機能を高め、災害を未然に防止するため、間伐等の適切な森林管理を促進するとともに、崩壊地等を森林へ復元させるための植林や荒廃森林の整備、復旧など総合的な治山事業を推進する。
- ・ 水資源の安定供給や保安林の機能を維持するため、上流部の水源かん養保安林の整備等を図る。

#### (2) 地域防災力の強化

- ・ 気象警報の伝達と迅速な防災情報の提供を行うため、衛星通信回線と地上無線回線の2ルート化により、通信の信頼性を確保した「静岡県デジタル防災通信システム」を適正に管理運用する。
- ・ 本地域は、観光が主要産業であることから、津波避難施設等の整備に併せて、観光客を含めた地域の避難対策の充実強化を図る。
- ・ 本地域は、集落が海岸線沿いに点在していることから、津波避難に資する海岸部と高台を結ぶ市町道等についての整備を進める。

- ・ 災害発生時における救出・救助体制の充実強化を図るため、災害救助用資機材等の整備に努めるとともに、防災・救急輸送等の機能をもつヘリコプターについて、有効に利活用できる環境整備を進める。
- ・ 消防体制の強化を図るため、消防広域化を推進するとともに、地域防災の中核的役割を担う消防団員の確保対策を進める。
- ・ 地域の消防力を高めるため、消火栓、防火水槽、防火井戸などの消防水利の設置を進める。
- ・ 被災した場合に迅速な復旧・復興を推進するため、広域連携の仕組みを構築し、想定津波浸水区域内等における地籍調査の実施を促進する。

## 2 交通通信ネットワークの整備

半島地域の振興にあたっては、地域の社会経済活動を支える交通通信基盤の整備が不可欠である。

そこで、道路については、高速交通サービスの向上を図り、これと連結する道路を体系的に整備し、社会・経済基盤の確立とアクセスへの対応を図る。また、これらのネットワークを補完し、半島地域の振興に資する基幹的な市町道についても強化を図る。

港湾については、地域振興に資するため、積極的な整備と活用により海上交通ネットワークの拡充を図り、陸上交通との連携を強化する。

一方、旅客輸送において大量性・定時性を有する鉄道の果たす役割も大きいことから、一層の輸送力の増強や利便性の確保を図る。また、バス輸送については、地域住民、観光客の積極的な利用促進を図る。

情報通信基盤については、観光産業等の地域振興や住民の利便性向上等のため、本地域における情報受発信機能の向上を目指す。

### (1) 道路網の整備

- ・ 本地域の高速交通網の向上を図るため、伊豆縦貫自動車道の事業中区間である天城北道路や河津下田道路の整備を促進するとともに、伊豆市から河津町までの天城峠を越える区間について早期事業化を目指し、計画段階評価実施を促進する。
- ・ 主要な幹線道路である国道135号、国道136号、国道414号（特に下田市～河津町間）の整備及びこれらを補完する県道沼津土肥線、伊東西伊豆線、下田松崎線、熱海大仁線等の整備を進める。
- ・ 本地域全体の観光振興や防災機能強化を図るため、伊豆縦貫自動車道への円滑なアクセスや救助・救護活動、生活支援に資する県道河津下田線、仁科峠宇久須線、修善寺天城湯ヶ島線、南伊豆松崎線等の整備を進める。
- ・ 国道と県道のネットワークを補完し、半島地域の振興に資するとともに、防災機能強化を図るため、国道・県道との有機的な連携を図りつつ、救助・救護活動や

生活支援に資する町道来の宮線、湯ヶ岡赤川線等の基幹的な市町道について、県の代行制度等も活用して整備を行う。

## (2) 港湾等の機能強化

- ・ 水産や観光など半島地域の経済の活性化に資する海上交通機能や物流機能の確保を図るため、手石港や松崎港、土肥港などで、係留施設や水域施設等の適切な管理と長寿命化対策等を進める。
- ・ 台風等荒天時に、大型船をはじめ、伊豆七島や周辺漁港から避難する小型船も安全に停泊できるよう、下田港において防波堤や係留施設の整備を進める。
- ・ 安全・安心な水産物の安定供給を図るため、漁港施設の補修を行うとともに、高潮・波浪による被害や地震津波による水産施設への影響を最小化するため、防波堤等の改良を推進する。
- ・ 駿河湾横断・首都圏航路など新たな海上ルートの開設を促進する。
- ・ 高速船等の積極的な導入を検討する。
- ・ 駿河湾内を結ぶ海上ネットワークの維持・活性化のため、運行事業者、関係市町等と連携し、利用促進の取組を図る。

## (3) 地域公共交通の維持・確保

- ・ 地域のニーズに応じた利用しやすく持続可能な生活交通を確保できるよう利用者、市町、交通事業者と連携して、バス路線の維持・確保を図るとともに、代替手段として地域の実情を踏まえたデマンド運行など新たな運行形態の導入を推進する。
- ・ 鉄道の安全性の確保を図るため、設備等の更新など老朽化対策や橋りょう、高架橋の補強など耐震対策を支援する。
- ・ 誰もが円滑に移動できるよう、ノンステップバス等の利用しやすい旅客車両の導入を促進する。
- ・ 通勤・通学者や観光客等の鉄道・バス等公共交通の利用促進のため、利便性の高いダイヤや交通結節点の機能の向上を図る。
- ・ 地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通網形成計画の策定により、持続可能な公共交通網の再編を図る。

## (4) 情報通信基盤の整備

- ・ 地域振興や住民の利便性向上等を図るため、光ファイバ網整備推進事業により光ファイバ網等の整備を促進し、未整備地域を解消する。
- ・ 観光地としての利便性の向上を図るため、公衆無線 LAN（無料 Wi-Fi スポット）の設置を促進する。
- ・ 教育や医療、防災などの住民サービス向上に資する公共的な情報通信環境の整備を図る。

- ・ 携帯電話の高速化を推進するとともに不通話エリアの解消を図るため、移動通信用鉄塔施設の整備を促進する。

### 3 魅力ある観光交流地域づくり

本地域の観光の低迷を打破し、我が国を代表する観光地としての優位性を今後も維持・発展させていくためには、観光関連産業と地域産業・地域住民が一体となった観光地づくりや、本地域を含む伊豆地域全体の広域連携による観光資源のネットワーク化、情報発信・プロモーションなど、官民が一体となった広汎かつ抜本的な事業展開が必要である。

このため、本地域を含めた伊豆半島内の7市6町において「世界から称賛され続ける美しい半島“伊豆”」を基本理念とした「伊豆半島グランドデザイン」を策定し、その推進組織として、官民が一体となった「美しい伊豆創造センター」が平成27年4月に立ち上げられた。

世界的な資源である伊豆半島ジオパークをはじめ、全国トップクラスの水質の海、美しい自然、歴史ロマンを感じずる景観の保全・形成を図るとともに、温泉等の魅力を再構築し、花、歴史・文化、健康等をテーマにした地域づくりを進め、世界一美しい半島「伊豆」の再生を目指す。

また、富士山静岡空港等からの海外からの来訪者の増加に対応して、外国人観光客に対する受入体制を整備する。

さらに、様々な地域との広域的な連携によるイベントの開催や交流の促進等を通じて、本地域の魅力を積極的に情報発信して、世界一美しい半島地域のマーケティングを進める。

#### (1) 世界一美しい半島「伊豆」のブランディングの推進

- ・ 地元の人だけが知っている隠れたスポットの発掘や、ありのままの人々の暮らしや文化を体感する地域魅力ふれあい型観光を積極的に展開するため、地域の個々の魅力ある資源を磨き上げた、着地型・体験型の旅行商品の造成を進める。
- ・ 本地域における新たな観光ビジネスモデルの創出を図るため、着地型・体験型商品を一元的に提供するDMOの取組を支援する。
- ・ 主要市場である首都圏、中京圏、関西圏を軸に、富士山静岡空港就航先である北海道・九州やアジアを中心とした海外からの観光交流人口を拡大させるため、地域総ぐるみで美しい半島「伊豆」をテーマとした戦略的な観光PR・プロモーションを展開する。
- ・ 伊豆半島のブランディングを推進するため、花と緑をテーマとした様々なイベント展開と産地のネットワークづくりを進める。
- ・ 海運によってもたらされた古い仏像や江戸城築城のための石切場、また、気候風土に対応したなまこ壁等の歴史的な建造物など、地域文化に根ざした多くの文化

財について、官民連携による保存と活用を進める。

- ・ 話題性があり、情報発信力の高い映画やテレビドラマのロケ撮影を積極的に誘致する活動を支援する。
- ・ 環境に配慮した取組を進めるため、地域の資源を生かした再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、次世代自動車の利用や資源の循環利用を図り、エコリゾートとしての魅力を発信する。
- ・ 地域資源の新たな活用を図るため、農林水産業と観光業その他の産業等との異業種間交流を促進する。
- ・ 観光業の持続的な成長を図るため、若手経営者や次代の担い手となる若者を対象にした各種研修会等を実施する。
- ・ 国内外からの来訪者の満足度や利便性を向上させるため、道の駅の設置や公共トイレの機能向上、遊歩道の整備、既存観光施設の魅力向上を図る再整備を進める。

## (2) 伊豆半島ジオパークプロジェクトの推進

- ・ 伊豆半島ジオパークをテーマとした地域活性化の取組を促進するため、伊豆半島ジオパーク推進協議会事務局の運営を支援する。
- ・ 観光事業者をはじめ、商工事業者や交通事業者、地域住民などと連携し、伊豆半島ジオパークの魅力の情報発信を図る取組を促進する。
- ・ ジオツーリズムを観光誘客の増大につなげるため、ジオガイドの養成や中央拠点施設、ビジターセンター及び案内看板の整備を行う。
- ・ 国指定名勝「伊豆西南海岸」について、保存管理計画等に基づき、適正な保護・管理を図るとともに、当該地域を対象にした公共事業等を実施するにあたっては、文化財の価値を理解した上で、景観等に特に配慮する。

## (3) 美しく魅力ある景観形成や自然環境の保全

- ・ 将来にわたって美しく魅力ある景観の形成を図るため、市町や観光関係者等で協議会を組織して、伊豆地域全体の景観形成の指針となる景観形成行動計画を策定する。
- ・ 開発行為から自然環境を保全するため、「富士箱根伊豆国立公園」の適正な管理を図るほか、「静岡県自然環境保全条例」に基づく事業者との自然環境保全協定の締結を進める。
- ・ 豊かな自然景観の保全や魅力ある景観形成に資するため、域内に多く存在する自然林、特定植物群落、重要湿地(藻場やサンゴ礁)や里地里山などの保全に努める。
- ・ 健全な自然生態系を保全するため、鳥獣保護区の指定や有害鳥獣の管理捕獲等を推進する。
- ・ 海岸の良好な景観及び環境の保全を図るため、官民連携により、海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制対策に取り組む。
- ・ 自然との共生をめざし、自然とのふれあいを促進するため、自然観察会等を積極的に開催する。

#### (4) 外国人観光客の受入体制の充実

- ・ 広域的な外国人の受入体制の整備を図るため、富士・箱根地域と一体となった国際的広域観光ルートの構築を進めるとともに、宿泊施設への外国人アドバイザー派遣などを実施する。
- ・ 外国人への現地情報の的確な提供を行うため、多言語表記広域観光案内板の設置や表示内容統一を促進する。

#### (5) 広域連携の視点に立った多様な交流の推進

- ・ 首都圏等との交流を促進するため、歴史学習体験、農山漁村生活体験・自然ふれあい体験、祭り・伝統工芸・食文化体験、修学旅行の受け入れ等を積極的に行う。
- ・ 温泉、美しい海岸、森林など豊かな地域資源と果樹、わさび、花きなど特色ある地域農産物とを組み合わせることにより魅力あふれるグリーン・ツーリズムを推進する。
- ・ 水源のかん養、保健休養など多様な機能を有する森林を保全・活用し、地域の観光資源と連携したエコツーリズムの推進を図る。
- ・ 漁業と海洋性レクリエーションとの調和を図り、美しい海岸線と調和した漁港景観を活かした、魅力あふれるブルー・ツーリズムを推進する。
- ・ 温泉等の資源を活用しながら、健康増進と心の癒しに関するサービスとプログラムを提供する「かかりつけ湯」の推進を図る。
- ・ 市町や競技団体等と連携し、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた各国競技団体の事前キャンプ誘致を進める。
- ・ 自然環境や景観を活かしたサイクルスポーツ等の新たなスポーツイベントの開催促進、誘致を図るとともに、首都圏からのアクセスの良いアジア有数の自転車競技施設を活かした国際的サイクリストの聖地を目指す取組を推進する。
- ・ 本地域の活力の再生を目指し、交通ネットワークを活かした「環相模湾」を視点とする観光周遊ルートづくりなど、神奈川県との効果的な連携を推進する。

#### 4 個性ある地域資源を活かした農林水産業その他の産業の振興

優良農用地の確保・保全と生産性の高い地域農業の確立を図り、特色ある農業の展開を図るため、農業基盤の整備を計画的に実施しつつ、地域農業の担い手に農用地利用の集積を図るとともに、本地域の重点作目の栽培技術研究及び新品種の開発等を推進する。また、観光と連携した地域農業の振興等を図るため、高品質でブランド力のある農産物づくりを進め、地元観光・宿泊施設での消費拡大、農業体験の場や地域特産物の加工・直売所の整備を進める。

林業では、過疎化・高齢化の進んでいる山村の活性化及び広大な森林の健全な育成

とその有効活用を図るため、林道網の整備を推進する。また、県産材の安定供給、流通、加工体制の強化を図るため、低コスト生産システムの定着や、中間土場等の整備や地域の製材工場のネットワーク化支援などを推進する。

水産業では、周辺海域の恵まれた漁業資源を永続的かつ効率的に活用していくため、資源管理型漁業や栽培漁業を推進する。また、地域の特色を生かした漁業の振興を図るため、魚礁の設置、増殖場の造成などにより沿岸漁場の整備を行う。さらに、安全で機能的な漁港の整備を進めるとともに、漁協の直売所や直営食堂の充実、観光イベント等との連携を図る。

また、再生可能エネルギーやICT技術を活用した新たな産業の創出や、農林水産業の6次産業化の推進等に取り組む。

この地域への若い世代の就業を促進していくため、就業支援に係る情報提供や地域産業の担い手育成等に取り組む。

## (1) 農業の振興

- ・ 農産物の地産地消を図るため、観光・宿泊施設等への農産品の地場供給や販路拡大、商品開発、産地情報の提供拡大等を推進する。
- ・ 富士山静岡空港の活用等による国内外への新たな販路開拓を図るため、高品質でブランド力のある農産物づくりを進める。
- ・ 6次産業化を推進するため、生産者が自ら加工、流通、販売の分野にまで挑戦する取組や、生産者と地域企業が連携し、互いの経営資源を活用して新しい商品を開発、販売する取組を推進する。
- ・ 果樹・わさび・花きをはじめとした地域特産作目の振興を図るため、伊豆農業研究センターを中心に、新品種の開発及び栽培技術の改善・普及を進める。
- ・ 企業的な経営感覚を持ち、将来、地域農業を担っていくビジネス経営体を育成・確保する。
- ・ 地域農産物等の流通の円滑化、生活環境の改善等を図るため、農道の整備を推進する。
- ・ 中山間地域の持つ風土、農地、景観等の地域資源を活かした農業の確立と農山村の活性化を促進するため、農業生産基盤整備と農村生活環境整備を総合的に推進する。
- ・ 農業・農村の持つ多面的機能の発揮を図るため、棚田をはじめとする地域資源を保全管理する活動を支援する。
- ・ 農林産業の鳥獣被害を防止するため、伊豆地域有害鳥獣被害対策連絡会を核として、シカやイノシシなどの有害鳥獣の被害対策に積極的に取り組む。

## (2) 林業の振興

- ・ 県産材の安定供給体制の確立を図るため、低コスト生産システムの定着を促進するとともに、林業事業者と森林技術者の育成、確保の支援を進める。



- ・ 林業の基盤整備を図るため、基幹的な林道である青野八木山線の開設など、林道網の整備を進める。
- ・ 県産材の流通、加工体制の強化を図るため、中間土場等の整備や地域の製材工場のネットワーク化を支援する。
- ・ しいたけの生産及び消費の拡大などを図るため、生産、加工、販売の施設等の整備を支援するとともに、きのこ総合センターを拠点とし、担い手や消費拡大対策の支援を進める。
- ・ 林産品の地産地消の拡大を図るため、観光・宿泊施設等への地場供給や商品開発等を進める。
- ・ 6次産業化を促進するため、森林所有者や企業等が、地域の魅力ある森林資源を磨き、交流や体験の場をつくる取組等を進める。

### (3) 水産業の振興

- ・ 本地域の海域において、沿岸域の生産力を高めるため、大型魚礁の設置や増殖場造成等を行い沿岸漁場の整備を推進する。
- ・ 漁業の振興を図るため、県水産技術研究所や種苗生産施設の充実により、栽培漁業などによる有用魚種の資源増大を図るとともに、広域的な魚種の栽培漁業については、国や公益社団法人豊かな海づくり推進協会と連携し推進する。
- ・ 水産物の地産地消の拡大を図るため、観光・宿泊施設等への水産品の地場供給や商品開発等を推進する。
- ・ 富士山静岡空港の活用等により国内外への新たな販路開拓を図るため、水産加工品製造業者の誘致や高品質でブランド力のある水産加工品づくりを進める。
- ・ 6次産業化を推進するため、生産者が自ら加工、流通、販売の分野にまで挑戦する取組や、生産者と地域企業が連携し、互いの経営資源を活用して新しい商品を開発、販売する取組を推進する。

### (4) その他の産業の振興

- ・ 農商工連携により、生産者と地域企業が連携し、互いの経営資源を活用して新しい商品を開発、販売する。
- ・ ファルマバレープロジェクトとして、地域企業の医療健康分野への参入支援を図る。
- ・ 東部地域スポーツ産業振興協議会による新たなスポーツ関連事業の創出を支援し、健康やスポーツをテーマとした産業振興を図る。
- ・ 水や太陽、温泉、バイオマス等の地域の資源を生かした、分散型エネルギーの導入を図り、農業や観光などでの利用を促進する。
- ・ 市町の光ファイバ網整備に対する支援により、ICTを活用した、快適な暮らしや、テレワーク等の仕事ができる環境の整備を推進する。

## (5) 就業の促進

- ・ 首都圏の移住希望者がワンストップで相談できる窓口「“ふじのくにに住みかえる” 静岡県移住相談センター」において、就職支援に係る情報提供など移住希望者の関心が高い雇用に関する提案機能の強化を図る。
- ・ 雇用機会の確保のため、市町が主催するイベントに「しずおかジョブステーション」の相談員が出張して相談を行うなど、市町との連携を推進する。
- ・ 観光産業をはじめとした地域産業の担い手育成のため、地域の実情に応じた職業訓練を行う。

## 5 快適な生活環境づくり

快適で安全、安心な生活環境は、定住や交流の促進を図り、地域の振興を図るための重要な要素である。

このため、本地域ならではの豊かな住環境の整備に取り組むとともに、空き家等の有効活用による移住等の場としての受け皿づくりなどを進めることで、本地域への移住・定住の促進を図っていく。また、地域の実情に応じた生活関連施設の整備を広域的な利用・運用にも留意しつつ進めていく。

### (1) 住環境の整備による移住・定住の促進

- ・ 都市公園等は、レクリエーションや自然とのふれあいの場、憩いの場、交流拠点として、また都市の安全性の確保の上から公的空間として役割は極めて大きいことから、都市公園、河川や海岸の水辺、市街地内の公共空地等を活用した公園、ポケットパークなどの整備を促進する。
- ・ 災害に強い良好な市街地の形成と良質な宅地の供給に向けて、都市基盤と宅地の一体的な整備を行う土地区画整理事業を促進する。
- ・ “ふじのくに”ならではの多様なライフスタイルやライフステージを創出するため、生活と自然が調和する住まいづくり・まちづくりの普及や地域コミュニティの形成、景観に配慮した豊かな住環境の整備に取り組む。
- ・ 県外からの移住促進や、人口流出の防止を図るため、県・市町・民間団体が連携して空き家等の有効活用に取り組む。
- ・ 都市住民にとって、保養・余暇活動の場としてだけでなく、移住、二地域居住、滞留等の場として選択できる受け皿づくりを進めるため、多様な地域資源を活用した魅力ある滞在・交流拠点や体験交流空間の整備をはじめ、廃校や空き家等の未利用施設や既存宿泊施設等の活用を推進する。
- ・ 本地域への移住・定住を促進するため、県、市町及び関係団体等で構成する「ふじのくにに住みかえる推進本部賀茂地域支部」において移住体験ツアー（農業体験、自然観察）等を積極的に実施する。

- ・ ソーシャルネットワーク等の情報ネットワークを活用しながら、新しいライフスタイル実現の場としての本地域の魅力を、迅速かつ積極的に国内外に情報発信する。
- ・ アクティブ・シニアが退職後に移住し、健康時には生きがいを持って地域で活動し、終末期には継続ケアを受けながら老後を過ごす「日本版CCRC」の本地域への導入について、地域の実情を踏まえた検討を行う。

## (2) 生活排水・廃棄物処理・水道施設の整備

- ・ 公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図るため、下水道のほか集落排水施設や合併処理浄化槽など地域の特性に適した生活排水処理施設を組み合わせ、計画的・効率的な整備を促進する。
- ・ 一般廃棄物の適正処理を図るため、広域的利用が可能な廃棄物処理施設の計画的な整備及び既存施設の長寿命化対策を促進する。
- ・ 産業廃棄物については、今後とも処理業者並びに排出業者に対し、適正処理を指導するとともに不法投棄防止のための監視を強化する。また、排出事業所に対しては、廃棄物の排出抑制、減量化及び再利用の取組を積極的に指導する。
- ・ 大規模災害時における廃棄物処理を適正かつ迅速するため、市町における災害廃棄物処理計画の策定を促進する。
- ・ 水道水の安定供給の確保を図るため、水道施設の老朽化対策や耐震化整備を計画的に実施する。
- ・ 良好な生活環境を確保するため、水質汚濁や大気汚染等の環境に負荷を与える施設の設置に当たっては、環境関連法令や静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく環境監視の実施や事業者への指導の徹底を図る。

## (3) 安全に暮らせる地域づくり

- ・ 地域住民による自主的な地域安全活動との連携による犯罪等の未然防止策などを推進するため、住民に密接な活動を行っている交番・駐在所について、パトロール強化を含めた「地域の生活安全センター」として機能の充実を図る。
- ・ 交通事故の防止について、住民及び通行車両の運転者の交通安全意識の高揚を図るため、交通安全施設の整備を推進するとともに、人を思いやる心を醸成する交通安全教育を積極的に実施する。
- ・ 本地域は観光が主要産業であることから、暮らしの基礎となる良好な衛生環境を確保するため、宿泊施設、飲食店等への食品衛生監視指導や食品の安全性確保などに努める。
- ・ 地域住民の消費生活に関する相談等にきめ細かく対応するため、消費生活センターを賀茂地域の関係6市町及び県が共同で設置・運営する。

## 6 医療・福祉の充実

高齢者人口の増加、疾病構造の変化、医療の高度化・専門化の進展など医療を取り巻く環境が大きく変化する中で、住民がいつでもどこでも適切な保健医療サービスが受けられるよう、医療需要や疾病構造など地域の実情に対応した医療提供体制の整備を進め、地域の医師会や医療機関の協力により初期、2次救急医療を確保するとともに、救急医療体制を充実・強化する。

また、長寿者が住み慣れた家や地域で生活することができるように総合的な高齢社会対策を推進するとともに、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりや地域の実情に応じた障害福祉施策を推進する。

### (1) 医療提供体制の確保

- ・ 無医地区の医療及び特定の診療科に関わる医療を確保するため、へき地医療拠点病院の医師等による巡回診療の充実を図る。
- ・ 市町が行う患者輸送車による最寄の医療機関への定期的な患者輸送のほか、ドクターカーによる専門的な医療や高度な医療を行う医療機関への搬送体制を整備する。
- ・ 看護職員養成所等に在学する者を対象とした修学資金制度を推進し、関係機関と連携しながら、看護師等の確保に努める。
- ・ へき地医療拠点病院等の医療機関との連携を強化し、支援体制の充実を図る。
- ・ へき地医療を担う診療所等の施設・設備整備の促進を図る。
- ・ 医師等が勤務しやすい環境づくりのため、代診医の派遣制度の充実や医師等の勤務条件の改善を図る。
- ・ 東部ドクターヘリの運航により、救急医療のカバー体制を整備する。

### (2) 長寿者の福祉の充実

- ・ 「静岡県長寿者保健福祉計画」に基づき、長寿者がいくつになっても生きがいを持ち、自立した生活ができるよう、市町や老人クラブなどの地域団体などと連携して、長寿者に対する健康づくりや社会参加、生きがいづくりなどを推進する。
- ・ 介護が必要になった場合でも、住み慣れた家や地域で生活することができるよう、地域包括ケアシステムの構築を見据えた総合的な高齢社会対策を推進する。また、広域的な連携が必要な市町の連携体制づくり等を支援する。

### (3) 児童福祉及び障害福祉の充実

- ・ 子どもを健やかに生み、育てられる環境づくりを進めるため、地域における児童健全育成活動の拠点となる放課後児童クラブの整備を促進するとともに、延長保育、一時預かりや病児保育など多様なニーズに対応した保育サービスの提供を推

進する。

- ・ 子育て親子の交流等を促進する地域子育て拠点の整備を進める。
- ・ 本地域の市町域別の障害者は少数で高齢化も進んでいる上、各市町が相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりを単独で担うことは困難な状況にあるため、複数の市町が連携、共同して総合的、複合的に検討できる体制や、地域の実情に応じたサービス基盤の整備を促進するとともに、高齢社会対策と一体となった施策を展開する。

## 7 地域の将来を担う人材の育成

地域の将来を担う児童・生徒の個性に応じた学習が可能となる教育環境の整備を図り、地域の特色を生かした教育を進めるとともに、広い視野を持ったたくましく自主性のある児童・生徒を育てる。

また、県内高等教育機関とも連携しながら、地域を担う多様な人材を育成するとともに、公民館や図書館の充実と活用を促進して、市町の実態に応じた多様な社会教育を展開する。

さらに、地域の各団体・組織のネットワーク化を図り、社会総がかりで子どもを育む環境の整備を促進する。

伊豆の地域性に応じたイベントの開催など、県民が伊豆の文化に触れる機会を増やすとともに、民俗芸能をはじめとする伝統文化の保護育成のための施策を積極的に進める。

地域における世代間の交流など、地域コミュニティの強化を図るため、総合型地域スポーツクラブの育成を推進する。

小規模な市町の専門的行政サービスの質の維持、向上のため、消費生活センター等の共同設置や税の共同処理などの連携を図る。

### (1) 学校教育の充実

- ・ 小中学校では、多様な人材育成の手段として伊豆中南部地域に根ざしたキャリア教育を継続して実施していく。具体的な取組として、水産業等地域の特色ある職場の見学や職場体験学習、地域の職業人等を学校に招いての職業講話等を実施していく。
- ・ こうした各学校の取組を支援するため、中学2年生用キャリア教育用教材（未来map）、小学校高学年用キャリア教育用教材（みらいマップ jr.）を、各種研修会等で紹介し、活用啓発に努める。
- ・ 高校においては、地域を理解し、地域に貢献する人材を育成するため、伊豆半島ジオパーク等、学校周辺地域の特色を活かした学習活動を推進する。
- ・ 地域の教育力を維持・向上させるため、賀茂地域の関係6市町において、指導主事の共同配置に向けた具体的方策を検討し実施する。

## (2) 地域社会における人材育成

- ・ 地域を深く理解し、地域を担う多様な人材の育成を図るため、静岡県公立大学法人及び公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアムへの支援を通じ、県内高等教育機関と地域との連携を推進して、地域の課題解決などの実践的な教育等を促進する。
- ・ 社会総がかりで子どもを育む環境を整備するため、地域の実態に応じて学校を支援する地域コーディネーター、家庭教育を支援する家庭教育支援員を養成する。
- ・ 将来、伊豆中南部地域を支えていく青少年の健全育成のため、青少年指導者の養成を進める。
- ・ 地域の教育力を向上させる取組を進めるため、総合文化会館、図書館、公民館等が、地域の社会教育や生涯学習の拠点となるよう、職員の研修等の充実を図る。

## (3) 文化・スポーツ活動の推進

- ・ 伝統文化の保存・伝承に携わる若手の後継者不足が深刻であり、伝統文化を保存・伝承している団体の保護育成対策を長期的かつ広域的展望のもとに進めるため、無形民俗文化財をVTRに収めて伝承活動に活用する。
- ・ 市町における文化財保護への取組の充実強化と指導者の資質向上を図るための施策を積極的に展開する。
- ・ 伊豆は文学の地として全国的に見ても価値のある地域であり、国内外にアピールして新たな文化の創造と多様な国際交流を進めるため、地域を舞台とした新しい文学・人材の発掘をめざす伊豆文学フェスティバルの開催など、地域の文化資源を広域的に生かした魅力あふれる施策を継続的に展開する。
- ・ 地域における世代間の交流や地域コミュニティの強化を図るため、総合型地域スポーツクラブの育成を推進する。

# 紀伊地域半島振興計画

平成27年12月

三 重 県  
奈 良 県  
和 歌 山 県

平成27年12月 全部変更

# 目 次

## 第1 基本の方針

1 地域の概況	1
2 現状及び課題	4
(1) 地域の現状	4
(2) 地域の課題	9
3 振興の基本的方向	12
(1) 基本的方向	12
(2) 重点施策	14

## 第2 振興計画

### I 三重県地域

1 交通通信の確保	19
(1) 交通施設の整備	20
(2) 地域における公共交通の確保	22
(3) 情報通信関連施設の整備	23
2 産業の振興及び観光の開発	24
(1) 農林水産業の振興	24
(2) 商工業の振興	26
(3) 観光の開発	27
3 就業の促進	29
(1) 就業促進対策	29
4 水資源の開発及び利用	30
(1) 水資源確保対策	30
(2) 水資源の利用	30
5 生活環境の整備	30
(1) 下水道、廃棄物処理施設等の整備	31
(2) 公園等の整備の推進	31
(3) 住宅関連対策	31
(4) 生活サービスの持続的な提供	31
6 医療の確保等	32
(1) 医療の確保を図るための対策	32



7	高齢者の福祉その他福祉の増進	33
(1)	高齢者の福祉の増進を図るための対策	33
(2)	児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策	34
8	教育及び文化の振興	34
(1)	地域振興に資する多様な人材の育成	35
(2)	教育・文化施設等の整備	35
(3)	地域文化の振興	36
9	地域間交流の促進	36
(1)	地域間交流の促進のための方策	37
10	国土保全施設等の整備及び防災体制の強化	38
(1)	災害防除のための国土保全施設等の整備	38
(2)	防災体制の強化	40
11	自然環境等の保全と活用	40
(1)	環境の保全と活用	41

## II 奈良県地域

1	交通通信の確保	42
(1)	交通施設の整備	42
(2)	地域における公共交通の確保	44
(3)	情報通信関連施設の整備	44
2	産業の振興及び観光の開発	45
(1)	農林水産業の振興	45
(2)	商工業の振興	47
(3)	観光の開発	48
3	就業の促進	50
(1)	就業促進対策	50
4	水資源の開発及び利用	51
(1)	水資源確保対策	51
(2)	水資源の利用	51
5	生活環境の整備	51
(1)	下水道、廃棄物処理施設等の整備	52
(2)	公園等の整備の推進	52
(3)	住宅関連対策	52
(4)	生活サービスの持続的な提供	53

6	医療の確保等	54
(1)	医療の確保を図るための対策	54
7	高齢者の福祉その他福祉の増進	55
(1)	高齢者の福祉の増進を図るための対策	55
(2)	児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策	55
8	教育及び文化の振興	56
(1)	地域振興に資する多様な人材の育成	56
(2)	教育・文化施設等の整備	56
(3)	地域文化の振興	57
9	地域間交流の促進	58
(1)	地域間交流の促進のための方策	58
10	国土保全施設等の整備及び防災体制の強化	59
(1)	災害防除のための国土保全施設等の整備	59
(2)	防災体制の強化	60
11	自然環境等の保全と活用	61
(1)	環境の保全と活用	62

### Ⅲ 和歌山県地域

1	交通通信の確保	63
(1)	交通施設の整備	63
(2)	地域における公共交通の確保	67
(3)	情報通信関連施設の整備	68
2	産業の振興及び観光の開発	68
(1)	農林水産業の振興	69
(2)	商工業の振興	71
(3)	観光の開発	72
3	就業の促進	73
(1)	就業促進対策	73
4	水資源の開発及び利用	74
(1)	水資源確保対策	74
(2)	水資源の利用	74
5	生活環境の整備	74
(1)	下水道、廃棄物処理施設等の整備	75
(2)	公園等の整備の推進	76

(3) 住宅関連対策 .....	76
(4) 生活サービスの持続的な提供 .....	76
<b>6</b> 医療の確保等 .....	76
(1) 医療の確保を図るための対策 .....	77
<b>7</b> 高齢者の福祉その他福祉の増進 .....	77
(1) 高齢者の福祉の増進を図るための対策 .....	78
(2) 児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策 .....	78
<b>8</b> 教育及び文化の振興 .....	79
(1) 地域振興に資する多様な人材の育成 .....	79
(2) 教育・文化施設等の整備 .....	80
(3) 地域文化の振興 .....	80
<b>9</b> 地域間交流の促進 .....	81
(1) 地域間交流の促進のための方策 .....	81
<b>10</b> 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化 .....	82
(1) 災害防除のための国土保全施設等の整備 .....	82
(2) 防災体制の強化 .....	83
<b>11</b> 自然環境等の保全と活用 .....	85
(1) 環境の保全と活用 .....	85

# 第1 基 本 的 方 針

## 1 地域の概況

紀伊地域（以下、「本地域」といいます。）は、紀伊半島を東西に走る「中央構造線」の外帯に属し、三重、奈良、和歌山3県の15市33町9村により構成され、関西圏と名古屋圏の2大都市圏に近く、その全域が直線距離にして、大阪から150 km圏、名古屋から250 km圏に含まれる地域です。

面積は約10,038 km<sup>2</sup>、国土の2.7%、人口は約123万人、総人口の1.0%を占めています。

本地域の中央部には、台高、大峰、伯母子の急峻な3つの山脈が南北に走り、山岳地帯は200mから1,800mの高度であり、山地を流れる紀の川水系、新宮川水系、宮川水系等により、河川は深いV字谷を形成しています。また、平地は、伊勢平野と紀の川河口部以外では、主要河川流域に僅かに見られる程度で、人口の大半は、これら河川沿いの平野や臨海部の都市に集中し、内陸山間部では極めて人口が希薄な地域が多くなっています。

海岸線は、一部を除き、ほとんどが沈降海岸独特の複雑な形状をなし、断崖絶壁が多く、自然景観に優れているとともに、天然の良港を形成しています。

気候は、西部の瀬戸内型、東部の東海型、南部の南海型に分類されますが、黒潮の影響を受けて年間を通じて比較的温暖であり、年平均気温は、潮岬で17.1℃（平成26年）となっています。また、本地域は多雨地帯に属し、年間降水量は極めて多く、尾鷲市では年間降水量3,692mm（平成17年～26年の平均）、日照時間の長さは全国有数で、潮岬で年間2,233時間（平成17年～26年の平均）です。

このような地形と気候から、動植物相にも特性があり、多様性のある自然環境を形成し、伊勢志摩国立公園、吉野熊野国立公園、室生赤目青山国定公園、高野龍神国定公園をはじめとする、多くの自然公園を有しており、広く国民に観光の場を提供するとともに、生物研究などの学術研究の宝庫ともなっています。

一方、水産資源にも恵まれ、漁労文化のストックも多く、尾鷲、那智勝浦等を拠点とする、かつお、まぐろ漁や、海岸部の地形的特性を利用した、まだい、はまち等の養殖も盛んです。

さらに、歴史、文化的条件からみると、古代国家の成立以来、東京遷都まで都が置かれた畿内の外縁部にあたる本地域は、古くから文化・情報の発信基地であり、また、日本人の精神的ふるさととして、伊勢、吉野・大峯、熊野、高野など多くの信仰の聖地を有しています。また、世界遺産登録されている「紀伊山地の霊場と参詣道」は広大な範囲にまたがる歴史的資産と、人々と自然の関わりの中で培われた文化的景観が高く評価されたものであり、国内外から紀伊半島地域に対する関心が高まっています。

## 紀伊地域の構成市町村

### 三重県

市町村名	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	市町村名	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)
伊勢市	208.53	130,271	玉城町	40.94	15,297
松阪市	526.89	134,397	度会町	134.97	8,692
尾鷲市	193.16	20,033	大紀町	233.54	9,846
鳥羽市	107.99	21,435	南伊勢町	242.98	14,791
熊野市	373.63	19,662	紀北町	257.01	18,611
志摩市	179.72	54,694	御浜町	88.28	9,376
多気町	103.17	15,438	紀宝町	79.66	11,896
明和町	40.92	22,833	三重県小計		
大台町	362.94	10,416	6市10町	3,174.33	517,688

\* 松阪市は、半島振興対策実施地域のみで、旧嬉野町、旧三雲町は含まれていません。

### 奈良県

市町村名	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	市町村名	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)
五條市	292.05	34,460	十津川村	672.35	4,107
吉野町	95.65	8,642	下北山村	133.53	1,039
大淀町	38.06	19,176	上北山村	274.05	683
下市町	62.01	7,020	川上村	269.16	1,643
黒滝村	47.71	840	東吉野村	131.60	2,143
天川村	175.70	1,572	奈良県小計		
野迫川村	155.03	524	1市3町8村	2,346.90	81,849

## 和歌山県

市町村名	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	市町村名	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)
海 南 市	101.19	54,783	由 良 町	30.74	6,508
橋 本 市	130.31	66,361	印 南 町	113.63	8,606
有 田 市	36.92	30,592	み な べ 町	120.26	13,470
御 坊 市	43.93	26,111	日 高 川 町	331.65	10,509
田 辺 市	1,026.77	79,119	白 浜 町	201.04	22,696
新 宮 市	255.43	31,498	上 富 田 町	57.49	14,807
紀 の 川 市	228.24	65,840	す さ み 町	174.71	4,730
岩 出 市	38.50	52,882	那 智 勝 浦 町	183.45	17,080
紀 美 野 町	128.31	10,391	太 地 町	5.96	3,250
かつらぎ町	151.73	18,230	古 座 川 町	294.52	3,103
九 度 山 町	44.12	4,963	北 山 村	48.21	486
高 野 町	137.08	3,975	串 本 町	135.78	18,249
湯 浅 町	20.80	13,210	和歌山県小計		
広 川 町	65.31	7,714	8市20町1村	4,517.06	631,834
有 田 川 町	351.77	27,162	紀伊地域合計		
美 浜 町	12.79	8,077	15市33町9村	10,038.29	1,231,371
日 高 町	46.42	7,432			

・市町村は、平成27年4月1日現在

・人口、面積は、平成22年国勢調査

## 2 現状及び課題

### (1) 地域の現状

#### ア 人口

平成22年現在、人口は 1,231,371人であり、人口密度は、123人/km<sup>2</sup>と極めて低く、しかも、その大半は臨海部に集中し、内陸部は急峻な山地に阻まれて人口の希薄な地域が多い状況にあります。

また、過疎化の進行が著しく、平成27年現在、過疎関係市町村は37市町村にも達しています。これを地域別にみますと、三重県では8市町村、奈良県では11市町村、和歌山県では18市町村となっており、特に、中山間地域における人口減少が著しい状況です。

とりわけ、若年者比率が昭和35年から平成22年にかけて28.0%も低下し、若年者の流出が顕著になっています。

#### イ 地域資源（世界遺産）

本地域の吉野・大峯、熊野三山、高野山の山岳霊場とこれらを結ぶ大峯奥駈道、熊野参詣道（中辺路、小辺路、大辺路、伊勢路）、高野山町石道などの参詣道、及び周囲を取り巻く文化的景観（自然景観）が「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録されています。

金峯山寺本堂・金剛峯寺不動堂などの国宝、大峰山寺本堂・熊野本宮大社・熊野那智大社などの重要文化財のみならず、吉野山・熊野三山・熊野参詣道・高野山町石などの史跡、獅子巖・那智大滝などの名勝、オオヤマレンゲ自生地・那智原始林などの天然記念物が指定されるなど、歴史的文化財だけでなく文化的景観を含め広範囲にわたるこの世界遺産は、世界でも類を見ない資産として、国内外を問わず非常に価値の高いものと評価され、本地域が誇る貴重な地域資源です。

#### ウ 産業

就業人口比率は、平成22年現在、第1次産業10.6%（全国平均4.2%）、第2次産業24.4%（同25.2%）、第3次産業65.0%（同70.6%）と第1次産業が全国平均を大きく上回っています。

農業は、三重県では伊勢平野における米・野菜、熊野灘沿岸における果樹、山間部における肉用牛をはじめとする畜産、奈良県では本地域北部における柿・梅等の果樹、和歌山県では紀の川・有田川流域における柿・みかん等の果樹や日高・紀南地域における梅・野菜・花き等の生産が盛んですが、国際競争、地域間競争による



低価格・高付加価値への対応など、農業を取り巻く環境はますます厳しい状況にあります。

林業は、平成26年現在、本地域に占める森林面積81.4%（全国平均67.0%）と全国平均に比べ高く、古くから豊富な森林資源と高い技術を背景として、集約的林業が発達し、吉野スギ、尾鷲ヒノキや紀州材で代表される良質材を生産し、全国屈指の地位を築いてきました。しかし、近年木材需要の低下や木材価格の低迷、さらに、林業の担い手の減少と高齢化等により、林業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。

水産業は、三重県では伊勢湾沿岸部から東紀州地域、奈良県では吉野川（紀の川水系）周辺、和歌山県では海南市から新宮市までの沿岸・沖合域を中心に行われており、特に、那智勝浦沖合のまぐろ漁、尾鷲地域の定置網漁やまだいの養殖、鳥羽・志摩地域のカキ養殖、真珠養殖等は有名ですが、全体として、経営規模は零細で、漁業就業者は減少傾向にあります。

工業は、主要幹線交通体系から遠く離れた立地条件や地形的条件などの制約により、北部の一部地域を除き、大規模な企業の立地は少なく、零細な地場産業が大半を占めています。これを地域別に見ますと、三重県では木材・木製品、食品、奈良県では木材・木製品、和歌山県では繊維、木材、食品がその主なものですが、松阪地域や伊勢地域、田辺・白浜地域には、情報通信などの先端企業が立地しています。

商業は、三重県では松阪、伊勢市等、奈良県では五條市、大淀町等、和歌山県では橋本、田辺、新宮市等を中心とした商圈が形成されているものの、全体として経営規模が小さく、多様な消費ニーズに十分対応しきれない状況にあります。

## エ 観 光

本地域は、温暖な気候に加え、数多くの国立・国定公園等を有するなど、海洋、森林、温泉などの自然資源に恵まれるとともに、また、歴史的・文化的にも宗教活動の場であるなど、豊富な歴史的、文化的資源を有しているため、全国的にも有名な観光地を抱え、平成25年には年間で延べ7,096万人前後の観光客が訪れています。

これを地域別に見ますと、三重県では伊勢神宮や英虞湾など日本を代表するリアス式海岸、豊富な海産物等に代表される伊勢志摩、伊勢と熊野の2つの聖地を結ぶ熊野古道伊勢路、その中でも美しい石畳道が残る馬越峠、鬼ヶ城・七里御浜等東紀州の観光地があります。また、中部国際空港・関西国際空港の両空港から、三重県へのアクセスも良いことから、遠距離地域や海外からの誘客を促進しています。奈良県では、世界遺産でもある千本桜の吉野山を中心とする寺社や参詣道等の歴史・文化財観光と大峰山系、大台ヶ原等の関西屈指の山岳観光に加え、アウトドアスポ

ーツのフィールドも点在しています。また、十津川温泉や洞川温泉など各地に温泉があり、源泉かけ流し温泉の取組も行われています。和歌山県では、白浜や那智勝浦などの温泉をはじめ、世界遺産に登録されている高野山町石道や熊野参詣道、熊野三山、高野山といった歴史・文化的な観光地が全国的に有名ですが、同県の豊かな自然を活かした体験型観光や、美しい海や川を活用したウォーターレジャーを推進するとともに、海外からの誘客を推進しています。

しかしながら、これらの観光地が広大な地域に点在していること、さらに、それらを結ぶ交通基盤整備の立ち遅れや近年の観光ニーズに対応した施設整備が必ずしも十分でないことなどに起因して、入り込み客の状況は、伊勢神宮の式年遷宮の影響で増加した地域もあるものの、全体的には伸び悩みの傾向にあります。

#### オ 地域間交流

本地域は、「紀伊山地の霊場と参詣道」といった世界遺産をはじめとして、豊富な自然や歴史・文化を有しており、これらの魅力ある地域資源を活かして、農林漁業体験、農山漁村留学などといった都市と農山漁村との人的交流や地域間交流を積極的に推進しているところです。

また、更なる本地域の活性化を図るために、海外への情報発信など、国内外を問わず広範囲にわたった地域間交流にも取り組みつつあります。

#### カ 生活環境

本地域は、他の半島地域同様に、地勢的条件などから生活環境の整備が全国より大きく遅れていて、汚水処理人口普及率は、平成25年度末現在、58.4%で全国平均88.9%に比べて著しく低い状況にあります。また、ごみリサイクルなどの廃棄物処理施設の整備状況についても遅れており、循環型社会形成のための広域的な対策が急がれています。

加えて、公園などの整備率も概ね低い状況にあり、娯楽施設、文化施設などの魅力ある都市型施設も不足し、大学などの高等教育機関の立地も少ない状況です。

#### キ 医療

本地域において、人口10万人あたりの医師数は、平成24年現在 197.4人と全国平均 237.8人に比べて低く、不足しています。医療施設についても、地域的偏在がみられ、北部地域や海岸部に比べ、中央内陸部における医療の中核的機能の整備が遅れています。

## ク 高齢者福祉

国民の平均寿命が、平成25年には、男性が 80.21歳、女性が 86.61歳となり、世界の最長寿国となる中で、本地域においては、一層の高齢化の進展に拍車がかかっています。高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、平成26年には30.2%に達し、全国平均の24.7%を大きく上回っており、一部の町村では高齢人口比率が50%超という状況にあります。また、高齢者数に占める要介護、要支援認定者数の割合が、都市部と比べて高い傾向となっています。

一方、高齢者世帯が増加し、介護力不足によって在宅での受入れ態勢が十分でないところもあります。今後、市町村間における高齢人口比率の格差が広がるものと予想されますが、集落が点在している地域もあって、高齢者向け福祉サービスの提供体制の充実度に格差が生じることも考えられます。

## ケ 国土保全

本地域は、台風常襲地帯であることから、平成23年9月の紀伊半島大水害をはじめ、台風・集中豪雨等による浸水被害、土石流などの土砂災害がたびたび発生しています。また、人家や道路等に被害を及ぼす恐れのある土砂災害危険箇所が多数存在するなど、風水害・土砂災害に対して脆弱な環境にあります。

更に、近い将来発生するおそれのある南海トラフ地震により大規模な地震・津波被害が想定されています。

## コ 交通

道路の整備状況を見ると、高規格幹線道路として、三重県側は多気町から尾鷲市間の紀勢自動車道が、また、尾鷲市から熊野市間の熊野尾鷲道路が全線開通しました。さらに、尾鷲市内において熊野尾鷲道路Ⅱ期が、紀宝町から新宮市間において新宮紀宝道路が、熊野市内において熊野道路が事業に着手されています。しかしながら、未だ熊野市から紀宝町間が事業に着手されていません。和歌山県側は近畿自動車道紀勢線が府県境から有田川町、御坊市から田辺市まで供用され、御坊市から田辺市まで（一部車線増設）、田辺市からすさみ町までが事業中です（平成27年7月白浜町まで供用。同年8月すさみ町まで供用）。その他、高速自動車国道に並行する一般国道の自動車専用道路として、有田川町から御坊市までが一般有料道路として供用され、4車線化の事業中であるほか、すさみ串本道路、那智勝浦道路、新宮紀宝道路（再掲）が事業に着手されています（平成27年9月那智勝浦道路供用）。また、京都から奈良を経て和歌山に至る高規格幹線道路の京奈和自動車道の奈良県側では大和御所道路（郡山下ツ道 JCT～橿原北 IC、橿原高田 IC～御所南 IC）

と五條道路、和歌山県側では橋本道路、紀北東道路が一般国道の自動車専用道路として供用され、大和北道路（(仮称)奈良 I C～郡山下ツ道 J C T）、大和御所道路（橿原北 I C～橿原高田 I C、御所南 I C～五條北 I C）、紀北西道路も事業中であるとともに（平成27年9月紀北西道路紀の川 I C～岩出根来 I C間供用）、奈良県五條市と和歌山県新宮市を結び紀伊半島内陸部を縦断する地域高規格道路五條新宮道路が一部供用され、さらに、その他の一部区間でも事業に着手されるなど、規格の高い道路の整備が進みつつあります。

しかし、これらの路線の供用区間の多くは北部地域の一部であることから、南部地域まで供用を延伸し、本地域を短時間で周遊できる状態になるまでには相当の期間がかかるものと見込まれています。

主要幹線道路は、本地域を周遊する一般国道42号のほか、本地域を南北に走る一般国道168号、169号、309号、371号、422号、424号、また、本地域北部を東西方向に走る一般国道24号、166号、さらに、本地域中央部を東西方向に走る一般国道311号、425号がありますが、一部通行不能区間があるなど、全国平均に比べて整備が遅れている状況にあります。

空港は、関西国際空港が24時間運用の国際拠点空港として、関西の空の玄関口としての機能だけでなく、広く全国民の移動性(モビリティ)と利便性の向上に寄与しています。また、中部国際空港は24時間運用の国際拠点空港として、国際線と国内線の一体化・国際便の充実など、中部日本の空の玄関口として機能しています。他に、地方管理空港の南紀白浜空港1港があり、現在東京便が1日3往復就航しています。

港湾は、国際拠点港湾和歌山下津港をはじめ、重要港湾津松阪港、尾鷲港、日高港のほか、地方港湾27港が点在しています。

海上交通は、和歌山下津港～徳島小松島港を結ぶフェリーが運航されています。また、鳥羽～常滑港（中部国際空港対岸）、鳥羽～伊良湖を結ぶフェリーは、運行回数に恵まれています。

鉄道は、伊勢・志摩と大阪・名古屋を結ぶ近鉄山田線・鳥羽線が運行回数、所要時間とも整備されているものの、本地域を一周する J R 紀勢本線は、亀山～紀伊田辺間が単線区間であり、さらに、亀山～新宮間は非電化のため本地域内の連絡が悪くなっています。また、J R 参宮線は単線非電化区間、J R 和歌山線、近鉄志摩線（一部）、同吉野線、南海高野線（一部）は単線区間となっています。

## サ 情報・通信

急峻な山脈が南北に走り、平地の少ない本地域においては、地域の遠隔性を解消

する手段として、情報・通信施設の整備は極めて有効な手段と言えますが、人口・世帯が少ない地域では、都市部に比べて情報・通信格差が存在しています。特に、携帯電話等の移動通信は、海岸部、山間部の地域では利用困難な地域も残存しており、インターネットのブロードバンドサービス利用困難地域もあります。

## (2) 地域の課題

### ア 人口

本地域は、若者の都市への流出に伴う過疎化や少子高齢化によって、地域を支えてきた農林水産業等における後継者不足や就業者の高齢化問題を抱えており、若者の定住促進等による人口構造の適正化が課題となっています。さらに、このことは、地域社会の活力低下やコミュニティ活動の維持の観点からも、深刻な課題となっています。

### イ 産業

農業は、国際市場との競合、後継者不足、さらに平野部が少ないという地形条件など、取り巻く環境は非常に厳しく、生産性、付加価値の高い産地づくりに向けた生産流通体制の強化等が大きな課題となっています。

林業は、木材需要の低迷と外材輸入による国産材価格の低下や、生産基盤の整備の遅れ等により、長期的かつ構造的不振に陥っていると同時に、森林資源の荒廃が急速に進展しており、水源かん養、環境保全の観点からも、林業振興の抜本的強化が必要です。

水産業は、輸入水産物の急増、魚価の低迷、後継者不足等、経営は非常に逼迫した状況にあります。こうした状況に対応し、水産物を安定的に供給するため、水産資源の持続的利用の確保を図るとともに、漁港をはじめとする漁業基盤の整備、先端技術の導入、流通加工施設の整備や海洋の総合的活用等による水産業の新たな展開が必要となっています。

工業は、その大半が零細な地場産業であり、経営の近代化や、製品の高付加価値化等、産業構造の高度化が必要です。また、地元住民の雇用の場を確保するため、企業立地の促進を図ることが、緊急の課題となっています。

商業は、多様な消費ニーズに対応しつつ需要創造に努めるとともに、少子高齢化が進む中で、住民、事業所、行政等の協働により、住民が魅力を感じる個性ある商店街の再生が課題となっています。

## ウ 観 光

自然資源や宗教、文化などの歴史的資源に恵まれているものの、国内外における観光地間競争や観光客ニーズの多様化が進んでいるため、「紀伊山地の霊場と参詣道」といった世界遺産を活かした観光交流の推進や新しい観光素材の開発、観光地における満足度の向上が求められています。

## エ 地域文化

「紀伊山地の霊場と参詣道」といった世界遺産をはじめとして、歴史と伝統のある文化遺産や文化財が本地域には豊富に存在していますが、これらの資源を有効に活用し、地域の活性化を図ることが課題であるとともに、これらの貴重な文化遺産を後世に残し伝えていけるよう、保存を図っていくことも同時に重要な課題となっています。

また、地域の文化を伝承し、地域の特色ある教育を実践していくためにも、後継者育成などの人材育成が求められています。

## オ 地域間交流

国内外を問わず地域外から多くの人々が本地域を訪れ、交流人口を増加させて、地域活性化を図るためには、本地域の地域資源の一層の高付加価値化や、交流関連施設の充実のための整備が必要です。また、地域住民が誇りと愛着のもてる特色ある地域づくりを進め、地域内外との多様な人的交流を促進することが重要です。

## カ 生活環境

本地域が、魅力ある定住社会を形成し、さらに、余暇・観光ニーズに対応していくためには、水資源開発、上下水道、医療施設等の生活環境の整備や高等教育機関、文化施設などの環境整備を図り、快適で魅力ある地域社会を形成することが課題となっています。

## キ 高齢者福祉

高齢化社会の進展は、本地域住民一人ひとりの生活や本地域の社会、経済、文化等あらゆる分野に影響を及ぼすため、住民の生涯にわたる健康の保持や生きがいの確保、安定した所得の保障、安全・安心で快適な生活環境の形成、高齢者が誇りと生きがいをもって参画する社会づくり、あたたかく心の通う地域づくりなどの対策が必要となっています。

## ク 国土保全

本地域においては、台風常襲地帯であるとともに、地勢的要因等により風水害や地震等の災害に対して脆弱であるため、生活基盤や貴重な地域資源が一瞬にして壊滅的な状態に陥る可能性があります。

特に、近い将来発生するおそれのある南海トラフ地震により、甚大な被害を受ける可能性もあります。このため、リダンダンシーの観点から、国土強靱化にも資するリニア中央新幹線の早期整備や、関西国際空港・紀淡海峡・四国を高速交通インフラで結ぶ「太平洋新国土軸」の形成が必要です。

加えて、災害を防除するために治山・治水、砂防、海岸保全など必要な国土保全施設の整備を行い、自然災害に強い基盤整備を促進することが重要な課題となっています。また、地震被害想定を基に、応急対策、広域的な協力・連携体制の拡充を図ることが必要です。

## ケ 交通

本地域の北部については交通体系が整備されつつあるものの、内陸・山岳部や南部地域では道路をはじめとする交通体系の整備が遅れている状況であり、産業の発展、住民生活の向上の大きな阻害要因になっています。今後、本地域の特性を積極的に活用し、他地域との交流・連携を深めるとともに、観光開発や産業振興など本地域の活性化を図るうえで、国が定めた整備計画を踏まえ、「奈良市附近」を主要な経過地とするリニア中央新幹線の早期整備など、交通体系の整備は重要な条件となっています。

特に、他地域とのアクセス交通の整備、地形的な制約により整備が遅れている地域内交通ネットワークの形成が最大の課題となっています。

また、日本の総人口が減少していくことに伴い、公共交通機関の利用者のさらなる減少も予測されることから、地域住民の生活手段として存在する既存の公共交通を維持、確保していくことが、より一層重要な課題となっています。

さらに、港湾の整備や空港、鉄道、バス等の公共交通機関の機能強化が必要です。

## コ 情報・通信

本地域の情報格差を是正し、本地域住民の情報交換を促進し、情報受発信機能の強化を図るため、情報ネットワークの整備、移動通信サービスの格差是正等、面的、線的、地域的な整備を行うとともに、全国への情報発信という視点での事業展開を図る必要があります。

また、これまでの情報通信ネットワークの整備を踏まえ、本地域住民相互の情報

交流や地域外への情報発信が活発となるよう、その利活用を促進するとともに、情報格差是正だけでなく、防災対策強化のためにも携帯電話等の移動通信サービス未提供地域の解消を図っていくことが必要です。

### 3 振興の基本的方向

#### (1) 基本的方向

近年、地方分権が進展し、地方の個性ある発展が求められています。本地域の特性、役割、位置づけを明確にし、地元主体の取組の活性化が、地域の自立的な発展につながります。また、地域振興の主体である地元住民や基礎的自治体である市町村を支援しつつ、半島地域を一体の圏域としてとらえ広域的かつ総合的な対応を進めていく必要があります。

少子高齢化が進み、今後、より一層著しい人口減少社会に突入していくなかで、持続的発展を進めるには、海洋・山岳・森林など優れた自然環境や、個性ある歴史・文化などの多様な魅力と資源を有するわが国最大の半島であることを再認識し、その活用を進めていくことにより、経済、生活、文化の向上につながり、地域内外の人々が豊かさを実感できる地域が実現します。

そのため、産業及び観光の振興、教育及び文化の振興、地域間交流の促進等により、「活力と魅力に富んだ地域づくり」を行うとともに、生活環境の整備、福祉の増進、防災体制の強化等により「安全・安心な社会づくり」を進めます。さらに、都市や地域外、国外との連携・交流を促進する交通網、情報網等の整備を推進するとともに、広域的な連携を図るための「交流・連携ネットワークづくり」を進めます。

これらの取組により本地域への移住・定住を促進し、本地域における人口の社会増減の改善を目指します。

#### ア 活力と魅力に富んだ地域づくり

本地域には、世界遺産をはじめとして、複雑で長大な海岸、緑深い森林、豊かな水資源といった恵まれた自然資源とその中で育まれた歴史・伝統・文化などの資源があり、地域振興を図る上で高いポテンシャルを有しています。これらの資源を有効に活用することにより、観光振興を推進するとともに、都市との交流による地域間交流を促進し、地域活性化をめざします。

また、本地域では、豊かな自然資源、固有の風土・伝統・文化によって育まれた



地域産業が住民生活を支えています。農林水産業の不振、事業規模の零細な工業の低迷、交通基盤整備の立ち遅れなどによる企業立地の伸び悩みなどが、地域の活力を低下させていることから、先端技術等を活かした農林水産業の活性化と高付加価値化、地場産業の高度化、地域商業の魅力の向上、雇用吸収力の高い企業の誘致などを促進し、活力ある産業の振興を図ります。

一方、本地域が黒潮に洗われる半島、森林性に富む半島として、海洋文化、山岳文化、宗教文化などの多様性を備えた独自の日本文化のひとつを構成していることから、地域に根ざした歴史、文化を活かした振興と文化的で魅力のある環境づくりのため教育・文化施設の整備を図ります。

#### イ 安全・安心な社会づくり

本地域は、急峻な地形や国土幹線軸から離れていることが幸いして貴重な動植物が数多く残るなど、優れた自然景観や豊かな自然環境を有することから、これらの保全と適切な利用を図ります。また、森林の保全と適正な管理に努め、森林の水源かん養機能の強化を図るなど、地球環境保全への取組を行います。

一方、本地域の定住可能な土地は狭隘な箇所が数多く有り、地域が分断されていることなどから、基盤整備が遅れています。このため、水需要や渇水状況に対応した水資源の確保、上下水道、廃棄物処理施設などの生活環境整備、地域安全対策等により、快適な環境づくりを推進します。

また、高齢者が生きがいを持ち、安心して生活できるよう、高齢者福祉の増進と医療の確保を図ります。

更に、毎年のように発生する水害や土砂災害から生命と財産を守るため、河川整備、土砂災害防止施設整備などのハード整備、及び防災情報の発信、土砂災害警戒区域等の早期指定などのソフト対策を強力に推進します。

加えて、大規模地震による被害を軽減するために、住宅・建築物の耐震化を促進するとともに、災害防除のための国土保全を図り、早急に地震・津波等の対策に取り組めます。

#### ウ 交流・連携ネットワークづくり

三方を海に囲まれて、急峻な山から成り立つため幹線交通体系から遠く離れ、また平地も少ない条件のなかで、「活力と魅力に富んだ地域づくり」を行い、「安全・安心な社会づくり」を進めていくには、高規格幹線道路等の交通基盤や高速輸送体系の整備促進と、高度情報通信基盤整備等の情報通信網の整備促進が重要です。

そのため、交通基盤整備に関しては、本地域の主要都市間や全国の主要都市への

往復時間を短縮し、地域内外での交流の促進を図ります。

高速輸送体系の整備に関しては、地域の経済の発展と生活領域の拡大に資する、国が定める整備計画を踏まえた「奈良市附近」を主要な経過地とするリニア中央新幹線の早期整備に向けて国等へ働きかけを行います。

情報通信整備に関しては、地理的制約を克服するうえで非常に有効な手段であるため、電気通信格差是正に向け高度情報通信基盤整備を促進するとともに、その活用による各種サービスの充実を図ります。

また、3県が共に発展していくには、種々の課題を共有し、紀伊地域を一体的に捉えた取り組みが肝要であり、今後、3県で共同して取り組むべき事業とその推進体制について検討します。

## (2) 重点施策

上記の基本的方向を実現していくために、平成27年度からおおむね10年間を計画期間とし、次の施策を重点的に推進します。

### ア 交通通信の確保

#### 交通施設の整備

人、モノ、情報が相互に交流する時代の中で、国土の幹線軸から離れている本地域が、多地域と交流・連携して継続的に発展していくためには、京奈和自動車道や近畿自動車道紀勢線など高速交通網の整備は基本的な条件です。特に、リニア中央新幹線の開業による高速輸送体系の確立は、地域経済の発展と生活領域の拡大に大きく寄与することが期待されることから、国が定める整備計画を踏まえた「奈良市附近」を主要な経過地とするリニア中央新幹線の早期整備に向けて国等へ引き続き働きかけを行います。

また、国土強靱化、リダンダンシーの確保に資するため、関西国際空港・紀淡海峡・四国を高速交通インフラで結ぶ「太平洋新国土軸」の形成を促進します。

また、関西国際空港及び中部国際空港のより一層の施設充実を促進し、南紀白浜空港の利用促進を図っていくとともに、高規格幹線道路、鉄道などの高速交通体系の整備を促進します。

また、本地域を縦断する地域高規格道路五條新宮道路の整備促進を図るほか、その他の幹線道路網の整備を進め、本地域を縦横に周遊するルートの形成を図るとともに、鉄道的高速化・利便性の向上や関西国際空港及び中部国際空港へのアクセスの整備を進めます。

加えて、広域的な物流拠点の整備や、超高速貨物船の就航が可能な港湾機能の確

保についても検討していきます。

#### 地域における公共交通の確保

本地域はその多くを山岳地帯が占めており、鉄道やバスは、自ら交通手段を持たない高齢者や児童生徒等、いわゆる交通弱者にとって必要不可欠な公共交通機関であることから、その維持確保に努めます。

#### 情報通信関連施設の整備

本地域の地理的な制約を克服して、国内外に本地域の魅力を発信すると同時に、いながらにして最新の情報を入手できることは地域振興を図るうえで有効な手段であるため、高度情報ネットワークの整備や移動通信サービスの格差是正、CATVの整備などを推進し、情報通信システムの整備が必要です。特に、携帯電話は、平時だけでなく、災害発生時や事故発生時等緊急時の連絡手段として必要不可欠な情報通信システムであるため、不感地域の解消を図ります。

### イ 産業の振興及び観光の開発

#### 農林水産業の振興

本地域の基幹産業である農林水産業は輸入品との価格競争などから低迷し、地域経済の停滞がみられます。したがって、地域経済を浮上させるために、農林水産業の基盤整備等による生産性向上と活性化、耕作放棄地及び放置森林の再生・解消、鳥獣による被害の軽減、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進などにより、農林水産業の振興を図ります。

#### 商工業の振興

本地域は、地形的な制約や交通体系の整備の遅れから企業立地が伸び悩んでいます。したがって、地域資源を活かした企業立地の推進、地場産業の高度化・生産性の向上、新しい需要に対応した戦略的な商品の開発、魅力ある店舗、商店街づくりの推進などにより、商工業の振興を図ります。

#### 観光の開発

本地域は、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を代表とした多数の歴史的文化資源を有し、また、海岸部、平野部、山岳部が重なり合った観光地として極めて恵まれたポテンシャルを持ち、観光が重要な産業のひとつとなっています。

このため、長期滞在かつリピート可能な観光地づくりに向け、それぞれの地域の

特色を活かした観光を推進します。特に、海や川を活用したウォーターレジャー、山岳地域においては、森林浴、温泉浴、体験学習等、農山漁村地域においては、農業体験などのグリーン・ツーリズムを推進します。

さらに、施設間の交通網の充実や共同イベントの開催、観光情報の共有化等を進めることにより、紀伊半島における観光資源の一体的な整備を推進します。

#### ウ 就業の促進

本地域は、人口が減少していく中、地元産業を支える人材の確保が課題となっています。したがって、本地域に必要な人材の確保を図るため、将来を担う若者の定着と育成、U I J ターン就職、都市部からの新たな人材の環流等を促進します。

さらに、空き店舗などを活用した起業支援においては、起業・創業を促進することによる雇用の場を創出します。

#### エ 水資源の開発及び利用

本地域の山間部は、豊富な水量と清流に恵まれた河川を有する地域であるとともに、農業用水及び都市部の水需要を賄う水源地域でもあります。

水資源の安定的な供給を図るため、自然環境の保全及び水源地域における住民生活の安定と地域の振興に配慮しながら、水資源の安定的な確保と適正な利用に努めます。

水道施設の整備については、地域住民の生活の向上や衛生環境の改善を図るため、引き続き、水道未普及地域の解消に向けた施設整備の推進を図ります。

#### オ 生活環境の整備

本地域は、急峻な山や複雑に入り込んだ海岸線などの地形上の制約により、地域が分断されたところが多く、生活環境の整備が遅れています。

このため、地域のニーズに応じた汚水処理施設や廃棄物処理施設などの生活環境整備を図り、地域住民が安心して快適な生活ができる環境を整え、定住の促進及び地域の活性化を推進します。また、地域の実情にあった住宅施策を展開するとともに、公園、コミュニティ施設などを整備することにより、地域としての魅力を向上させます。

移住定住対策の推進としては、現役世代（アクティブシニアを含む）を中心に、都市部から本地域への移住を検討する方々に、地域の魅力を感じてもらい、実際に移住してもらうための取組を進めます。

さらに、地域住民の安全な生活や生産活動を確保するため、消防・警察などによ

る地域安全対策とともに、地域住民の自立による地域安全活動など、官民一体となった安全な地域づくりを進めます。

#### カ 医療の確保等

本地域の医療は、公立病院、へき地診療所及び民間医療機関が担っていますが、急性期医療については、公立病院が中心的な役割を担っています。医療の充実のためには、医師確保や救急医療体制の充実等を進める必要があります。

地域住民が健康で安心して生活が送れるよう、医療機関相互の連携や医療施設の充実、県域を越えた連携ネットワークなどにより、医療の増進を図ります。

#### キ 高齢者の福祉その他福祉の増進

本地域は、若年層の流出による過疎化、高齢化といった人口問題が深刻化していますが、その一方、豊かな自然や歴史が数多く残されており、こころや体の癒しのエリアでもあるため、こころ豊かな人生を送れる最適な地域でもあります。したがって、人口減少下にあっても、生活関連サービスの維持や地域社会の活力を保っていくことは必要であり、このため、個性豊かな地域づくりと老人福祉計画及び介護保険事業支援計画により高齢者が安心して生活できる環境づくりを推進します。

その他の福祉対策としては、児童福祉施設の整備や子育て支援サービスの充実など、子どもたちが健やかに育つことのできる地域づくりの推進を図ります。

また、障害のある人もない人もともに支え合い、身近な地域で自分らしく生活することができる共生社会を実現するため、障害福祉サービスの整備、就労支援や相談体制の充実を図ります。

#### ク 教育及び文化の振興

本地域は、伊勢、吉野・大峯、熊野三山、高野山など多くの宗教文化と黒潮によって育まれた独特の民俗文化をもつ比類のない地域であり、また古くからの伝統、伝承文化に裏打ちされた貴重な生活文化が良好な状態で残されています。

こうしたことから、歴史遺産や伝統文化の活用や歴史的・文化的価値の高い資源の掘り起こしを促進するとともに、教育、研究、文化施設の充実を図ります。さらに、本地域の特色を取り入れた教育を実践し、優秀な後継者育成に資するための教育の充実を図ります。

#### ケ 地域間交流の促進

本地域が有する恵まれた自然、歴史、文化などの地域資源を活かして、都市との

人的交流、観光交流をはじめとした地域間交流を促進することが、地域を活性化し、自立的発展をしていくことにつながります。

こうしたことから、地域住民が地域資源の価値を再発見するなど魅力ある地域づくりに努めるとともに、観光業や地場産業と連携した農林漁業体験や交流関連施設の整備を進め、3県の連携による一体的な地域としての魅力を創出し、さらには国内外を問わず他地域への積極的な情報発信を行うなど、本地域の特色を活かした地域間交流の促進を図ります。

#### コ 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化

本地域は、台風等の自然災害や地勢的な条件による土砂災害や洪水被害が発生しやすい地域であり、かつ、南海トラフ地震による甚大な被害が予測されている地域でもあるので、防災及び減災のため、治山・治水、砂防、海岸保全などの国土保全対策を総合的に行い、国土強靱化を図ることが急務となっています。

このため、災害発生直後の応急対策のみならず、災害による孤立化を防止するために、橋りょうの耐震補強や道路防災対策など緊急輸送ルート確保に取り組むほか、代替ルート確保のための広域的な連携を進めます。

また、地域防災計画をより実効性のあるものとするため、実践的な防災訓練を実施するなど災害に即応できる体制づくりに努めるとともに、地域住民による自主防災組織の活動や企業等の各種団体による取組を支援し、地域防災力の向上を図ります。

加えて、緊急救助救援体制の構築にも努め、県域を越えた広域での応援活動を実施します。

#### サ 自然環境等の保全と活用

本地域の優れた自然環境は、地域住民の生活、文化等を育んできたにとどまらず、わが国の自然の宝庫として、また、国民の共有財産として貴重な価値を有しています。加えて、本地域の一部は世界遺産に登録されており、地域資源を人類にとってかけがえのない共通の財産として後世にも継承していく必要があります。

この貴重な自然環境を保全し、かつ、将来にわたり継承できるよう、環境基本計画などに基づきその保全に努めるとともに、その適正な利用を進めます。

## 第2 振 興 計 画

### I 三 重 県 地 域

## 1 交通通信の確保

紀伊半島三重県地域（以下、「当地域」といいます。）は、交通網の整備が立ち遅れていることから名古屋圏に隣接する県北部地域や関西圏に隣接する伊賀地域に比べ、県内外との交流・連携が遅れている傾向があります。また、当地域は南海トラフ地震や大規模風水害発生時においても甚大な被害が危惧されています。

このような中、当地域における県内外との交流・連携の促進を図るとともに地域の安全・安心な生活を支えるためには、幹線道路網・港湾施設や広域・高速交通ネットワークなどの交通基盤等の整備が必要です。

道路網整備については、県総合計画で重点事業として位置づけるなどして幹線道路等の整備やミッシングリンクの解消に向けた取組を進めています。特に、紀伊半島のミッシングリンクとなっている近畿自動車道紀勢線の未開通区間や未事業化区間においては、南海トラフ地震に伴う津波により、地域の重要な幹線道路である一般国道42号が浸水することが危惧され、とりわけ熊野大泊から新宮間において、一般国道42号の約7割の浸水が想定されていることから、早期に代替性を確保する道路ネットワークの形成が必要です。

県内外との交流・連携を広げ、大規模災害に備えた道路ネットワークの早期整備を図るため、高規格幹線道路及び直轄国道の整備を促進するとともに、未事業化区間の早期事業化に向けた取組を推進します。あわせて、高規格幹線道路および直轄国道と一体となった道路ネットワークの形成に向け、県管理道路の計画的な整備を推進します。

また、当地域の振興はもとより自然災害等への備えのため、引き続き近畿自動車道紀勢線、京奈和自動車道、一般国道168号、一般国道169号や一般国道309号で形成される紀伊半島アンカールートの整備を和歌山県や奈良県と連携して推進します。本県においては近畿自動車道紀勢線の整備を促進するとともに、一般国道169号や一般国道309号の整備を推進します。

港湾については、効率的・安全に利用できるよう、施設の改良、予防保全的な港湾施設の修繕、更新等を進めます。

公共交通については、人口急減と高齢化の急速な進展が予測されるなか、生活の質の維持・確保、交流や経済活動等を支える手段としての役割が一層増していくことが予測されます。今後は、平成27年3月に策定した三重県総合交通ビジョンに沿って、まちづくりと連携した生活交通の再構築や広域交通ネットワーク機能の向上などに向けたさまざまな施策を展開していきます。



情報通信については、携帯電話等移動通信サービスのエリア整備など、地域間の情報通信格差の解消に向けた取組を進めていきます。

## (1) 交通施設の整備

### ア 高規格幹線道路網等の整備

名古屋圏、関西圏の都市圏から当地域内への移動を速やかにする近畿自動車道紀勢線について、平成25年度に全線供用開始した紀勢自動車道や熊野尾鷲道路のさまざまな整備効果が現れている中、東紀州地域のさらなる安全・安心の向上や活性化をめざし、熊野尾鷲道路（Ⅱ期）、新宮紀宝道路（熊野川河口大橋（仮称）含む）及び熊野道路等の事業化区間の整備促進を図るとともに、未事業化区間の早期事業化を国等に一層強く働きかけるなど、地域の悲願である紀伊半島のミッシングリンク解消に向けた取組を進めます。

また、伊勢市と志摩市の連携・交流・連結機能の強化を図る地域高規格道路「伊勢志摩連絡道路」の整備を推進します。

### イ 国道・県道等の整備

高規格幹線道路網に接続し、地域と密着した道路として松阪市から紀宝町を経て和歌山県に至る一般国道42号の整備促進を図ります。また、伊勢市と志摩市を結ぶ一般国道42号と一般国道167号、志摩市から志摩半島を周遊し錦峠を経て紀北町を結ぶ一般国道260号の整備を推進します。

当地域の縦貫道路として松阪市と近畿地方を結ぶ一般国道166号、多気町と伊賀市を結ぶ一般国道368号、紀北町から滋賀県に至る一般国道422号の整備を推進します。

東紀州地域の臨海部と近畿地方を結ぶ道路として、熊野市の一般国道169号、一般国道309号、尾鷲市の一般国道425号の整備を推進します。また、半島南部周遊ルートを形成する道路として、尾鷲市から熊野市を経て和歌山県西牟婁郡に至る一般国道311号の整備を推進します。

高規格幹線道路や国道を補完する道路として、近畿自動車道紀勢線のアクセス道路や関連道路等の整備を推進します。

生活や地域の産業を支える道路として、主要地方道鳥羽磯部線等及び一般県道長島港古里線や館町通線等の整備を推進します。

市町道については、地域の円滑な交通が確保できるよう、県の代行制度も活用して、国道、県道との有機的な連携を図りつつ整備を進めます。

交通安全施設等については、引き続き整備を図るとともに、通学路の安全確保に向けて、平成24年度に実施した緊急合同点検に基づく危険箇所対策のほか、「通学路交通安全プログラム」に基づく対策にも取り組みます。

また、適切な維持管理の推進を図るとともに、点検の推進、長寿命化修繕計画等に基づく修繕等に取り組みます。

さらに、これらの道路のうち、防災機能強化を図るため、大規模地震や集中豪雨等による地域の孤立を防ぐとともに、ひとたび被害が発生した場合の救助・救援活動や生活の復興支援に資する道路の整備等を、次のとおり推進します。

①半島地域内の防災拠点間又はこれらと地域の幹線道路等を結ぶための道路となる緊急輸送道路等の整備

一般国道42号、166号、167号、169号、260号、309号、311号、368号、422号、浜島阿児線、伊勢南島線（（都）外宮度会橋線含む）、松阪久居線（（都）松阪公園大口線含む）、大台宮川線、伊勢磯部線、七色峡線、紀宝川瀬線、鳥羽松阪線、伊勢大宮線、度会玉城線、紀勢インター線、鳥羽阿児線、鶴殿熊野線、三木里インター線、多気八太線、玉城南勢線、伊勢小俣松阪線、蓮峡線、矢口浦上里線、阿児磯部鳥羽線、檜原大内山線、（都）尾鷲港新田線

②最寄りの避難場所までの避難の円滑化に資する道路の整備

伊勢南勢線、伊勢多気線、松阪停車場線、伊勢市停車場線、松阪青山線、南島紀勢線、七色峡線、紀宝川瀬線、鳥羽松阪線、熊野矢ノ川線、合ヶ野松阪線、南島大宮大台線、鳥羽磯部線、大台ヶ原線、松阪一志線、松阪第2環状線、伊勢松阪線、御浜紀和線、賀田港中山線、伊勢二見線、松阪度会線、磯部大王自転車道線、松阪嬉野線、前村野中線、度会大宮線、海山尾鷲港線、宇治山田港伊勢市停車場線、尾鷲港尾鷲停車場線、木本港熊野市停車場線、勢和兄国松阪線、大宮宮川線、佐原勢和松阪線、松阪港線、大淀港斎明線、豊北港小俣線、多気停車場斎明線、田丸停車場斎明線、栃原停車場線、滝原停車場滝原線、阿曾停車場線、伊勢柏崎停車場線、市木停車場線、瑞巖寺庭園線、二木島港線、九鬼港線、宇治山田港線、大杉谷海山線、奥津飯高線、六軒鎌田線、小片野駅部田線、御麻生園豊原線、茅原丹生線、朝柄小片野線、南藤原竹川線、仁田多気停車場線、相鹿瀬大台線、飯南三瀬谷停車場線、新田野原線、東大淀小俣線、村松明野停車場線、館町通線、玉川小俣線、岩出田丸線、度会南勢線、檜山路南張線、川合大宮線、新鹿佐渡線、神川五郷線、小船紀宝線、片野飯高線、打見大台線、三戸紀伊長島停車場線、松阪環状線、辻原西町線、答志桃取線、長尾板屋線、多田ヶ瀬山居線、中津浜浦五ヶ所浦線、高奈上三瀬線、松阪伊勢自転車道線、中井浦九鬼線、熊野川紀和線、土屋原飯高線、（都）尾

鷺港新田線、新大杉谷線

③災害発生時に孤立する可能性のある地区の解消に資する道路の整備

一般国道167号、260号、422号、南勢磯部線、浜島阿児線、伊勢大宮線、鳥羽磯部線、御浜北山線、大台ヶ原線、磯部大王線、御浜紀和線、磯部浜島線、南勢浜島線、須賀利港相賀停車場線、安乗港線、波切港線、長島港線、相賀停車場線、阿曾浦港線、長島港古里線、登茂山公園線、大淀東黒部松阪線、伊勢路伊勢線、横輪南勢線、礪浦押淵線、矢口浦上里線、上市木市木停車場線、大湊宮町停車場線、阿児磯部鳥羽線、檜原大内山線、南浦海山線、多田ヶ瀬山居線、中津浜浦五ヶ所浦線、中井浦九鬼線

④異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間のうち迂回路なしの区間の解消等に資する道路の整備

一般国道166号、260号、311号、368号、422号、425号、伊勢南勢線、大台宮川線、七色峡線、熊野矢ノ川線、御浜北山線、御浜紀和線、海山尾鷺港線、飛鳥日浦線、蓮峡線、小船紀宝線

ウ 港湾の整備

当地域は、長大な海岸線と複雑に入り組んだ地形上の特性から、多くの港湾を有しており、地域振興のための基盤としての役割を担っています。

近年の経済情勢により利用状況はほぼ横ばいで推移していることから、現在の施設を適切に維持管理していく方針のもと、水域施設（航路、泊地）、外郭施設（防波堤、護岸等）、係留施設（岸壁、物揚場等）、臨港交通施設（道路）の長寿命化計画を策定し、維持修繕を実施します。

また、津松阪港（大口地区）で岸壁改修、宇治山田港（大湊・今一色地区）で護岸改修、長島港（江ノ浦大橋）で橋梁耐震補強を進めます。

さらに、重要港湾である津松阪港と尾鷺港において、大規模地震発生時等の津波から港湾労働者をはじめとする人員を避難させるための避難誘導計画や、大規模地震・津波等の災害による港湾機能への影響を最小限に抑え早期に機能回復するための港湾事業継続計画（港湾BCP）の策定及び見直しを行います。

(2) 地域における公共交通の確保

本県では自家用車への依存が進んでおり、車社会の進展による公共交通の衰退に伴い、交通不便地域、公共交通空白地域が生じていますが、なかでも当地域は特に公共交通の基本的な機能が損なわれつつあります。このような状況のなか、地域に

おける生命線とも言える生活交通の維持・確保、さらには地域住民の円滑な移動の確保が大きな課題の一つとなっています。これらの維持・確保を図ることにより、誰もが生活することの充実や幸せ実感を得ることができ、生きがいを持ちながら定住できる地域になっていきます。

現在、人口減少やモータリゼーションの進展等に伴う利用者の減少により廃止された乗合バスの代替手段や公共交通不便地域における移動手段確保のため、行政はコミュニティバスを運行するほか、利用者の少ない乗合バスの維持等を目的に補助金等による支援などを行っています。今後は、県民、事業者、行政などが相互に情報を共有しながら、適切な役割分担を果たすことにより、地域の実情に応じた移動手段を維持・確保していきます。

また、自家用車の運転に不安が生じる高齢者の増加、特に核家族化による独居高齢者の増加や、環境にやさしい交通体系の構築などの観点では、自家用車への過度な依存状況から、目的や場所・人数、天候など状況に応じて公共交通、自転車、徒歩など、賢く使い分けができる社会への転換を進めます。

さらに、今後本格化する人口減少社会において地域社会の活力を維持していくためには、地域住民の通院、通学、買い物などの日常生活上不可欠な移動に加え、文化活動やコミュニティ活動、遊びのための活動、その他さまざまな活動のための移動を容易にすることを通じて、外出機会の増加を図ることが重要と考えます。そのためにも、医療機関、商業施設、文化施設といったまちの機能を集約した拠点間、あるいは拠点と居住エリア間を結ぶ地域公共交通ネットワークの再構築を促進し、利用者のニーズに合致した持続可能な輸送サービスを提供していきます。

### (3) 情報通信関連施設の整備

本県では、CATV網の整備を推進してきた結果、ブロードバンド環境は本振興計画対象地域を含めて県内ほぼ全域で整備されました。

しかしながら、携帯電話等の移動通信サービスのエリアについては、人口・世帯が少ない地域の一部で採算性の問題等から整備が進んでいません。

情報通信格差解消のため、整備促進制度を活用し、関係機関と共に基地局の整備を推し進め、安全なくらしの確保と安心できる生活環境の創造を図ります。

## 2 産業の振興及び観光の開発

### (1) 農林水産業の振興

農業は、農産物価格の低迷や農業生産コストの上昇等により農業所得が伸び悩むとともに、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の拡大が進んでいます。

こうしたことから、「もうかる農業」の実現に向け、食の関連事業者との連携による新たなマーケットの創出や多様な経営体の確保・育成、農業生産基盤の整備、地域の特性を生かした農山村の活性化に取り組みます。

特に、東紀州地域のかんきつ産地の強化と台高山脈の麓に広がる茶産地の活性化に取り組むとともに、平野部、中山間地域において、野菜の生産振興を図ります。また、畜産については中山間地域の肉用牛、酪農、養豚、養鶏、さらに熊野地域の地鶏の振興を図るとともに、稲WCS、飼料米等の地域内飼料の利用を進めます。

林業に関しては、温暖で多雨な気象条件と豊富な森林資源に恵まれ、櫛田川・宮川流域から東紀州地域にかけて、スギ・ヒノキの主産地が形成されています。

しかし、木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や、林業従事者の減少・高齢化、施業の集約化の遅れ等による経営コストの増大などを理由に、林業の生産活動は長期にわたり低迷しています。その一方で、木質バイオマスのエネルギー利用による木質チップ需要が急速に高まり、林業全体の下支えとなることが期待されています。

こうしたことから、「もうかる林業」の実現に向け、主伐を促進して素材生産量を増大させるとともに、建築用材をはじめ木質チップなど木材の安定供給体制づくりや、新たな木材需要の拡大などに総合的に取り組みます。

また、野生鳥獣による農林水産業の被害が中山間地域を中心に深刻であるため、獣害につよい地域づくりなどを進める「被害対策」、捕獲力強化や森林環境整備などを進める「生息管理」、捕獲した野生獣を未利用資源として活用する「獣肉等の利活用」を3本の柱として、獣害対策に総合的に取り組みます。

水産業に関しては、伊勢湾海域のノリ養殖、船びき網や底びき網等の漁船漁業、鳥羽・志摩海域の真珠養殖、魚介藻類養殖、遠洋・沖合漁業、採貝等の漁船漁業、熊野灘海域の遠洋・沖合漁業、魚類養殖、定置網漁業等が営まれています。漁業就業者の減少や高齢化、漁場環境の悪化や水産資源の減少、魚価の低迷、燃油・飼料価格の高騰、消費者の魚離れなどにより厳しい状況にあります。

こうしたことから、「もうかる水産業」の実現に向け、栽培漁業の推進、資源管理の強化と併せて、複合養殖の推進による魚類養殖の振興、県産水産物の輸出促進

や魚食普及、新規就業者への支援による担い手の確保などに重点的に取り組みます。

また、新たな雇用の創出と若者の定住を促進し、農山漁村の活性化を図るため、豊かな地域資源を活用した新規ビジネスの創出や6次産業化の推進、海女漁業の振興、多面的機能の維持・発揮を図る地域活動への支援などに取り組みます。

#### ア 「もうかる農業」の展開

平野部の水田地帯においては、麦・大豆・飼料用作物の生産拡大と水田活用作物の高品質・低コスト化栽培技術の導入を進めるとともに、農地中間管理事業の活用により農地の利用集積を促進し、大規模経営体の育成や集落営農の法人化を進めます。また、農業の生産性向上を図るため、大区画ほ場整備事業や農業用水路のパイプライン化、農地の排水条件整備などの生産基盤の整備を進めます。

中山間地域においては、地域の特性を生かした農業の活性化を図るため、野菜、茶、果樹、花き、畜産等の高品質・高付加価値化に取り組むとともに、国内外への販路拡大を進めます。また、農業生産基盤や生活環境基盤の総合的な整備を進めます。

東紀州地域においては、かんきつ産地の強化に向け、輸出の拡大、高品質生産技術の導入及び新品種による新たなブランドづくりに取り組むとともに、地域の風土を生かした特産鶏など地域特産物の生産振興及び観光業など多様な分野との連携による販路拡大を進めます。また、農道等の生産基盤整備を推進します。

農山村の活性化を図るため、千枚田等の農山村景観や伝統料理などの地域資源を生かした交流の促進、6次産業化の推進及び食の関連事業者との連携による新たな商品開発の促進に取り組み、農業を起点とした新たな雇用の創出と若者の定住につなげていきます。

#### イ 林業の活性化と森林の総合利用

当地域は、77.3%が森林に覆われ、全国有数の林業地であることから、木材生産、県土保全、水源かん養、保健休養の場など森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林の適正な整備を進めます。

林業の活性化を図るため、木材生産量の増大に向けた主伐及び低コスト造林を推進し、持続可能な森林経営への取組を促進します。また、施業の集約化を推進し、基幹的な林道と森林作業道を組み合わせた効率的な路網整備や機械化を促進するとともに、林業担い手の育成・強化及び木材産業の振興、流通加工体制の低コスト化、木質バイオマス原料の安定供給体制の構築を促進します。さらに、木材輸出等の県

産材の新たな需要拡大に取り組み、川上から川下までの取組を一体的に進めます。

また、森林資源を活用した地域振興を図るため、森林や山村地域の魅力を活かした体験交流、自然体験施設等の整備、森林環境教育等を通して山村と都市との交流を促進します。

#### ウ 水産業の新しい展開

「もうかる水産業」の実現に向け、効果的な栽培漁業の推進や資源の合理的な利用管理体制の確立による資源管理型漁業を促進し、漁業資源の持続的、効率的利用と海域の高度利用を推進するとともに、新魚種や複合養殖の導入を推進します。また、水産物輸出に意欲のある事業者を支援し、県産水産物の輸出を促進します。

さらに、漁協の合併等により組織及び経営基盤を充実強化し、漁協の主導のもとに漁業の担い手の育成・確保と漁業経営の合理化、安定化を促進し、活力に満ちた経済基盤づくりを進めます。

安全で効率的な水産物供給体制の確立が急務であることから、漁獲・陸揚げ・加工・流通までを一貫とした水産物供給システムと捉え、拠点漁港の衛生管理強化も含めた総合的な整備を進めます。

老朽化した漁港施設の長寿命化を図る計画的な補修・改修に加え、地震津波から漁港や漁村を守る防波堤や岸壁の機能強化を進めるとともに、漁業生産力の増大を図る魚礁や増殖場、海洋の持つ公益的な機能の発揮や漁場環境の回復を図る藻場や汚泥の浚渫を進めます。

漁村の生活環境の改善や漁場環境の保全に資するため、集落排水処理施設の整備や漁業地域の活性化のための基盤づくりに取り組みます。

## (2) 商工業の振興

### ア 新産業の誘致・育成支援

北部地域においては、松阪市、多気町、伊勢地域に企業集積があるものの、南部地域は地理的条件から企業進出は少なく、当地域全体として産業集積は低い状況にあります。一方で、紀勢自動車道や熊野尾鷲道路等の供用開始により、地域内の移動、地域外からのアクセス、防災・減災機能などが改善し、当地域の事業環境が向上しつつあります。

これを契機に、当地域の市町、金融機関、県等が連携して、総合的な産業振興支援を進めることにより、ものづくり産業をはじめサービス業も含めた多様な産業の誘致・育成を促進します。

## イ 地場産業の振興

地場産業は、地域の雇用を確保し、地域社会の持続的な形成及び維持に重要な役割を果たしており、今後も経済的社会的環境の変化に対応して、経済の持続的な発展に寄与していくことが求められています。

このため、特に中南勢、東紀州地域においては、豊かな農林水産資源をはじめ歴史・文化資源に育まれた地域の特徴を踏まえ、ソフト部分の要素を加味した産業振興を図るとともに、脈々と受け継がれてきた伝統工芸品などの地域産業資源を活用した付加価値の高い商品の開発や販路開拓、後継者の確保と技術の伝承・向上への取組を支援します。

## ウ 新しいまちづくりによる商業の活性化

消費の多様化、モータリゼーションの進展により、市街地郊外に展開する大型店舗を利用する生活スタイルが一般的になる一方、高齢化による交通弱者の増加、広域化した市街地における社会機能の効率低下などの問題から、コンパクトシティの概念を取り入れた新しいまちづくりが必要になっています。競争力を失った商店街では、後継者不足やコスト削減にかかる人員削減により、ネットワーク機能が低下しており、共同事業の減少、空き店舗の増加など、その影響は市街地全体に及んでいます。

これらの状況を改善するために、中心市街地に行政、商業、文化などの生活インフラを集中し、住民の利便性の高いまちづくりを行うにあたり、商店街の再生支援を行っていきます。また、インフラ整備には長期にわたる調整と莫大な費用が必要となることから、短期的な交通弱者対策として、高齢化・過疎化の進む地域コミュニティにおける商業者ネットワーク機能を活用した宅配システムや生活支援システムなど、顧客の視点に立った商業振興施策を推進していきます。

## (3) 観光の開発

当地域は、伊勢志摩国立公園や吉野熊野国立公園をはじめとする自然資源や、伊勢神宮、齋宮、熊野古道伊勢路といった歴史・文化資源等の優れた観光資源を有しています。その保全、活用を図りつつ、この地域が魅力ある観光地として選ばれ、観光産業が地域経済をけん引する産業の一つとなるよう取り組んでいきます。

そのため、「みえの観光振興に関する条例」および「三重県観光振興基本計画」に基づき、魅力ある観光地の形成及び人材の育成、国内外に対する観光宣伝活動の実施など、観光振興の取り組みを総合的かつ計画的に推進します。さらに、平成28



年5月26日、27日に日本で開催される主要国首脳会議（サミット）の開催地が三重県伊勢志摩地域に決定された好機を生かし、国際観光地としてのレベルアップを図るとともに、サミットを一過性のものとせず、国内外の方々が何度も訪れたい定番の観光地へと定着を図ります。

観光産業の育成、観光の多様性に着目した観光資源の掘り起し、「地域ブランドづくり」、「地域ストーリーづくり」等を進めるとともに、地域内観光関連事業者が有するポテンシャルを生かし、稼ぐ力を引出す取組へとシフトさせます。また、農商工業者等と連携した地域産品の積極的活用など「みえの食の産業振興ビジョン」関連の施策等と連携し、地域内の連携を深める好循環を築く取組を進めます。

また、平成24年4月から3年間実施の三重県観光キャンペーンの取組により得られたデータ等を活用し、マーケティングに基づく戦略策定を行うとともに、プロモーション事業をはじめ、すべての事業で可能な限り数値化による「成果の見える化」を図り、「観光の産業化」の視点から取組の成果や課題を整理します。また、それらに関係者にフィードバックし、改善につなげるプロセスを構築するなど、マネジメント等による「観光地経営の視点」に立った取組を展開します。

さらに、地域が主体となってマネジメントを行う観光地づくりの中心となる組織・機能として「日本版DMO」構築に向けた基盤づくりの取組を進めます。

国内外からの観光客の多様なニーズに応えられる人材の育成や確保、マーケティング、マネジメントを重視した観光地経営を進めることができる専門人材の育成も視野に入れ検討を進めます。

海外誘客に関しては、アジアの観光客に加え、欧米諸国、富裕層の観光客誘致のため、旅行博でのPR、欧米諸国ガイドブックの取材受入、エージェントへのセールスやゴルフツーリズム等に取り組むとともに、リピーターとして自律的増加につなげるため、体験型・交流型プログラムや観光商品の提供、外国人受入体制（消費税免税店開設準備、外国語表記等改善、公衆無線LAN）の整備を行うことで、日本一外国人にやさしい旅行環境の整備を進めます。

また、サミット開催をMICE誘致の千載一遇のチャンスと捉え、三重県に適したMICE開催モデルの分析を進め、MICE誘致・開催促進を図ります。

また、三重県版バリアフリー観光を普及し、県内におけるバリアフリー観光の受入環境の充実等、障がい者や高齢者でも安心して訪問できる観光地づくりを進め、新たな需要喚起等を進めます。

### 3 就業の促進

人口減少社会対策として、県外在住の方の県内企業への就職を促進するとともに、若年者の安定した経済基盤の確立に向け、県内企業への就職、定着を支援します。

また、企業、関係機関、行政等が連携して地域の実情に応じた雇用支援や職業能力開発が行われることにより、働く意欲のあるすべての人が、性別や年齢、障がいの有無等に関わりなく働いている状況をめざします。

#### (1) 就業促進対策

##### ア U・Iターンの就職促進

県内高校の卒業生で、県外の大学へ進学している学生をはじめとした、U・Iターン就職の促進のため、「ええとこやんか三重移住相談センター」において、働く場の情報提供も含めた相談をワンストップで行うとともに、首都圏や関西圏等で就職相談セミナー等を開催するなど、U・Iターン希望者に密接な情報提供、就職相談を行う体制づくりを進めます。

##### イ 若者の雇用対策及び県内定着支援

国等の関係機関と連携し、「おしごと広場みえ」において、県内中小企業のさまざまな魅力の情報発信や経営者等と若者との交流促進に取り組むなど、若者と県内中小企業との一層のマッチングを図ります。

##### ウ 多様な働き手の確保

障がい者の雇用について、障がい者の就労を支援している関係機関との連携を強化し、障がい者が働く環境整備について企業への働きかけを進めるとともに、障がい者の態様に応じた職業能力開発を行うことにより、障がい者雇用を促進します。

また、仕事と子育て等との両立を希望する女性に対して、出産後の就労継続や再就職支援などの取組を進め、女性が活躍できる環境整備に努めます。

## 4 水資源の開発及び利用

水は限られた貴重な資源であり、県民の生活や経済活動にとって不可欠な基盤です。地域住民が安全で安心な水資源をいつでも安定的に利用できるよう取り組みます。

### (1) 水資源確保対策

当地域は、水資源には比較的恵まれており、現時点で新たな水源開発用ダムなどの計画はないものの、近年の気候変動により、安定的な水供給への影響が懸念されています。このため、今後の水需要の動向も見極めながら、河川の維持流量の確保にも配慮しつつ、他用途水の有効利用、隣接する地域からの導水等による対応などについて、必要に応じて検討します。

### (2) 水資源の利用

水道用水について、上水道及び簡易水道の再編成を進めながら、水道整備を広域的かつ計画的に推進します。

また、水道用水、工業用水の施設の老朽劣化対策及び耐震化を推進し、水の安定供給をめざします。

## 5 生活環境の整備

国民の生活様式が変化し、その価値観やニーズが多様化、高度化しているなかにあつて、当地域では、地形上の制約等のため下水道の整備の遅れが生じており、また廃棄物処理施設において安定的に処理できる体制づくりが必要となっています。

このため、快適で魅力ある地域社会を形成し、地域住民が健康で豊かな生活が営めるよう、下水道、公園等の居住環境の整備を進め、生活基盤の充実を図るとともに、地域安全対策等の充実を図り、安全でゆとりのある生活環境の形成を促進していきます。

地域の人口減少や高齢化が進むなか、集落支援の維持が困難になる集落が増え地域の活力の低下や、住民の日常生活に欠かせない身近なサービスが失われつつあることから、地域住民に持続的に生活サービスを提供し、集落機能の維持を図るための支援が必要となっています。

## (1) 下水道、廃棄物処理施設等の整備

下水道等の整備については、衛生的、文化的な居住環境を確保し、公共用水域の水質保全、水環境の創出を図るため、流域下水道の整備を推進し、市町村が整備する公共下水道及び合併処理浄化槽の整備を促進します。

また、浸水被害の頻発地域において、重点的に公共下水道等の整備を促進します。

特に、中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）においては、耐震対策、津波対策及び長寿命化計画に基づく改築・更新を進めます。宮川流域下水道（宮川処理区）においては、流域幹線の延伸、計画的・効率的な処理施設の整備、耐震対策、津波対策及び長寿命化計画に基づく改築・更新を進めます。

さらに、宮川流域下水道（宮川処理区）においては、災害時における下水道機能の継続・早期回復のため下水道業務継続計画（下水道BCP）を策定します。

ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場等の廃棄物処理施設については、広域的な連携を念頭に置きながら整備を促進します。

## (2) 公園等の整備の推進

豊かでゆとりのある都市基盤の整備を図るうえで、都市公園は、快適環境の形成、都市の安全、利便性の基本的要素となるものであるから、街区公園、地区公園等の身近な公園から、地域の拠点となる熊野灘臨海公園等の大規模公園まで計画的に整備や施設更新を図ります。

## (3) 住宅関連対策

人口の減少が著しく、過疎化、高齢化が進行する当地域においては、南海トラフ地震等による災害に対する備えなどが重要となっています。

このため、耐震化やバリアフリー化など既存住宅を有効に活用することにより、高齢者世帯等が安全で安心して住み続けられる住まいづくりを推進していきます。

## (4) 生活サービスの持続的な提供

### ア 生活サービスの維持

地域の人口減少や高齢化が進むなか、日常生活に必要な買い物をする場や医療を受ける場等、住民の日常生活に欠かせない身近なサービスが失われつつあることから、生活サービスを維持するための取組が求められています。

地域インフラとして、商店街は重要な役割を担うことから、商店街等が行う、販売力向上につながる取組や新規事業者を育成する取組、商店街等が地域住民等と連

携して行う地域及び商店街の活性化に資する取組に対し支援を行っていきます。

また、買物弱者対策として、県内事業者の取組を把握するとともに、県内事例の紹介や相談業務を行います。

交通面では、まちの機能を集約した拠点間、あるいは拠点と居住エリア間を結ぶ地域公共交通ネットワークの再構築を促進することで、利用者のニーズに合致した持続可能な輸送サービスを提供していきます。

## イ 集落の維持・活性化と移住の促進

過疎・高齢化が進む当地域では、若者の流出等により、集落機能の維持が困難となっている地域が増加しています。

集落の維持・活性化を図るため、大学等と連携し市町の主体的な取組を支援し、市町が中心となった将来の集落ネットワーク圏形成を推進する基盤をつくります。

また、集落の維持のためには、地域内のみならず、地域おこし協力隊制度を活用して、都市部の若者を受け入れるなど、当地域への移住者を増やす取組が求められます。そして、移住希望者を当地域へ呼び込むためには、そのニーズに的確に対応するとともに、情報発信及び相談体制の強化等が必要となります。

本県では、東京の「ええとこやんか三重移住相談センター」において、きめ細やかな相談や情報発信を行うとともに、三重県移住交流ポータルサイト「ええとこやんか三重」を運営し、地域の魅力やライフスタイルを全国に広く発信していきます。

さらに、「空き家バンク」制度の運用や「移住体験ツアー」の実施など、各市町が行う移住者の受け入れ体制の整備を支援します。

## 6 医療の確保等

当地域は、医師や看護職員が不足している状況にあることから、大学や他県との広域的な連携や関係機関との連携を進め、地域住民が健康で安心した生活を送れるよう、適切なサービスを受受できる体制づくりの推進に努めます。

### (1) 医療の確保を図るための対策

修学資金貸与制度の活用等により医師や看護職員の確保に努めるとともに、代診医の派遣等によるへき地診療所への支援を図ります。

また、三重県地域医療支援センターにおいて、「三重専門医研修プログラム」の

活用による若手医師のキャリア形成支援と医師不足病院の医師確保支援を一体的に行うことで、当地域の医師不足解消に取り組みます。

さらに、三重県ドクターヘリだけでなく和歌山県ドクターヘリを活用するなど、他地域、他県との広域的な連携を進めることにより医療資源の効率的な活用を図るとともに、当地域における地域医療構想をもとに大学病院と中核的病院、へき地診療所と地域の中核的病院、保健所や福祉事務所と医療機関など関係機関間の連携を図ることで、地域住民に対する包括的な保健・医療を提供する体制の整備を進めます。

## 7 高齢者の福祉その他福祉の増進

当地域では、高齢化率が県平均を上回っている一方で、出生率は県平均を下回っている状況にあります。

そのため、福祉、医療、教育、労働など様々な分野と連携を図り、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備するとともに、子ども・子育て家庭をささえあう地域社会づくりの推進等を図り、誰もが住みよいまちづくりを進めていきます。

### (1) 高齢者の福祉の増進を図るための対策

県南部に位置する当地域は、北部に比べて高齢化率や高齢夫婦・一人暮らしの高齢者世帯の割合が非常に高い状況にあります。

2025年には、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になるため要介護認定者の増加が推測され、認知症高齢者の増加も懸念されます。

そこで、これらの課題を解決するため、医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供する地域包括支援システムの構築を進め、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを営むことができるよう努めていきます。

具体的には、住み慣れた地域での生活を支えるため、地域密着型サービスの整備について市町を支援し、広域的な観点から必要な在宅・施設のサービス基盤整備の充実に努めるとともに、高齢者の社会参加、生きがいつくりや健康づくりを促進するため、社会福祉協議会や老人クラブ等の活動を支援します。

また、認知症への理解を深め、初期の段階から適切に対応していくため、認知症疾患医療センターの充実や医療・介護の連携を進めるとともに、認知症サポーター

や認知症コールセンター事業など認知症の人や家族を地域で支える支援体制の構築を図ります。

## (2) 児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策

核家族化や共働き世帯の増加といった家族形態の多様化や地域社会におけるつながりの希薄化など、子どもを取り巻く社会環境は大きく変化しています。また、少子化の進行に伴い、子育て家庭支援に向けた一層の取組の必要があります。そのため、少子化対策の一環として、特定教育・保育施設や地域型保育、放課後児童クラブの設置促進など、地域における多様な子育て支援サービスを充実し、子育て家庭が安心して子どもを生き育てることのできる環境づくりを進めます。

また、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組や、障がい者の就労支援、スポーツ・文化活動への参加機会の拡充などの取組を進めます。また、障がい者の地域生活支援を途切れなく行うため、福祉、医療、教育、労働などのさまざまな分野と連携した施策を推進します。

また、巡回療育相談、訪問審査等の計画的な実施、訪問入浴、訪問給食等のサービスの実施により、在宅保健福祉の推進にも努めます。

そのほか、福祉マンパワーの充実を図るため、福祉ボランティア活動の促進を図ります。

## 8 教育及び文化の振興

地域の将来を担う人材の育成を進めるため、進行する少子化などの社会状況の変化を教育の環境、条件、内容面における質的向上を図る機会と捉え、県立高等学校再編活性化計画を推進するとともに、ITの活用等により、生徒にとって魅力のある教育環境を整備します。

また、多様化、高度化した県民の学習ニーズに対応するため、だれでも、いつでも、どこでも、興味や必要に応じて学ぶことができる、生涯学習情報の提供や三重県図書館情報ネットワークを充実強化し、公共サービスの享受の機会を拡大します。

一方、現代社会では、ゆとりと豊かさが実感できる文化を振興することが求められています。当地域は、世界遺産である熊野古道をはじめ、国史跡齋宮跡などの歴史的遺産や丸山千枚田などの文化的景観を有しています。これらの歴史的・文化的資産を

保存・活用しながら、自然保護に配慮しつつ、魅力あふれる地域文化の振興を図っていきます。

## (1) 地域振興に資する多様な人材の育成

子どもたちが地域の良さを理解し、誇りを持って語るができる力を身につけられるよう、教材の開発とその活用・実践を推進します。また地域のさまざまな分野で活躍する人による講話や体験活動など、地域と連携した郷土教育や、博物館や図書館などの社会施設等を活用した郷土教育を推進します。

また、生徒が地域でボランティア活動やインターンシップを行ったり、地域の人材が学校の授業に参画したりするなど地域と連携した取組を進めることにより、地域に愛着と誇りを持った人材の育成につなげます。

若い頃から地域の魅力を学習し地域への愛着を培うことが、一度地域を離れても将来また地域に戻り地域を担う人材を育成することにつながるとの視点から、学生の地域学習事業の推進に取り組みます。自分の暮らす地域の課題、魅力、資源等を学び深く理解する経験を通し、地域への関心・愛着を造成する機会とします。

さらに、大学と連携し、地域おこし協力隊や市町職員等、地域づくりに関わる多様な人材を育成するとともに、地域人材同士がつながり学び合う場づくりに取り組みます。

## (2) 教育・文化施設等の整備

生徒一人ひとりが希望や高い志を持っていきいきと学び、地域から信頼される学校づくりを一層推進するため、国の教育改革の動向も踏まえながら、県立高等学校活性化計画を推進し、地域や各高等学校の特色を生かした活性化の取組を進めます。加えて、地域社会と連携した協議会を活用しながら、地域の高等学校のあるべき姿を検討し、学校・学科の適正規模化・適正配置に取り組みます。

定時制及び通信制高等学校については、3年修学制の拡充など多様な学習ニーズやライフスタイルに応じた教育環境の充実に努めるとともに、生徒のキャリア発達を支援する教育活動の充実に図り、若者の社会的自立を支援します。

また、教育の情報化に向け、1人1台の情報端末、電子黒板や無線LAN環境の整備等、教育環境のIT化を進め、児童生徒の学力の向上や教職員も含めた情報活用能力を高めていきます。

文化面では、総合博物館MieMuにおいて、三重の多様で豊かな自然と歴史・文化について、県民・利用者の皆さんとともに総合力を発揮して探求し、保全・継承し、



広くその意義を伝えます。

また、生涯学習センターの情報提供システムの運営を行うほか、家庭などあらゆる場所から県内の図書館情報を入手することができるよう、県内の図書館や大学を結ぶ三重県図書館情報ネットワーク「MILAI」を拡充し、県民の生涯学習の推進を図ります。

スポーツ面では、いつでも、どこでも、気軽にそれぞれの興味・目的、年齢や体力などに応じて主体的・継続的にスポーツに親しむことができる、総合型地域スポーツクラブの育成を支援するとともに、県民ニーズに応じた県営スポーツ施設の管理運営、県立学校の体育施設の開放を推進します。

### (3) 地域文化の振興

地域文化振興の基礎となる当地域の豊かな歴史的・文化的資産を継承し、その保護と活用を図ります。特に、人々との関わりの中で培われた「紀伊山地の霊場と参詣道」は、その歴史的資産と文化的景観が高く評価され、平成16年7月に世界遺産に登録されており、人類のかけがえのない共通の財産として、大切に保全し、その魅力や意義を後世に伝えていきます。

熊野古道は、伊勢神宮と熊野三山を結ぶ古道として、周辺環境と一体となった保全と活用を図ります。また、熊野古道を貴重な教育資源と捉え、こどもたちが古道を歩き、その歴史や文化などを調べる体験的な学習の機会を設けることなどにより、当地域に対する理解を深め、地域の文化を継承していこうとする資質を養います。

さらに、地域における人々の生活・生業及び風土により形成された丸山千枚田や、赤木城跡及び田平子峠刑場跡などの史跡についても保存・活用に努めます。

一方、当地域には、伊勢神宮や古代律令制時代の斎王制度を裏付ける日本有数の規模を誇る国史跡斎宮跡などの歴史的遺産を有しており、これらを保護・継承していくとともに、史跡整備を促進し、特色ある歴史・文化の全国発信を進めていきます。

## 9 地域間交流の促進

近年、豊かな自然環境や歴史、文化等に恵まれた「地方」の魅力が再評価され始めています。これまで、当地域は、地理的な条件に恵まれないことから、都市基盤整備が進まず、マイナス面がクローズアップされてきましたが、これからは当地域のもつ

地域資源が、「心豊かな社会の実現」にとって大きな財産となります。

優れた自然環境、美しい景観、地域文化、伝統芸能、地場産業等の資源を活かして、国内外を問わず、他地域に居住する人を誘引し、地域間で交流を行うことは地域活性化を図るうえで重要であり、地域の自主的な取り組みを支援し、地域外との交流促進を図ります。

## (1) 地域間交流の促進のための方策

### ア 国内における地域間交流

伊勢平野、大台ヶ原や熊野灘沿岸に残る、自然資源、歴史的・文化的資源を媒体として、イベント行事等も活用しながら、当地域の良さ、豊かさを体験してもらい地域間交流を進めます。また、伝統芸能、地場産業、地域文化などの無形資源においても、地域住民自身がその価値を再認識し、継承に努めるとともに、地域外への情報発信を行い、外部からの交流人口の増加を促進します。

さらに、東紀州地域における熊野古道を生かした地域づくりや、大台ヶ原から伊勢湾に流れ込む宮川における流域圏づくりなど、住民、NPO、企業、市町村などさまざまな地域の主体が協働して実施する、地域主導の魅力ある地域づくりに対する支援を強化します。

### イ 国外との地域間交流

中部国際空港が開港10周年を迎え、そのアクセスも整備され、世界と当地域との距離は縮まり、国外の人々にも当地域をアピールできる条件が整いつつあります。

伊勢志摩地域は、伊勢神宮をはじめ、風光明媚なリアス式海岸、発祥の地である真珠養殖、豊富な海産物等、従来から外国人客を誘致する観光資源が豊富に存在します。そのために、国外から訪れる人が快適に滞在することができるよう、通訳の養成や、外国語併記標識等の整備をすすめるとともに、観光情報の提供システムの強化を行います。

また、伊勢地域のコンベンション施設である県営サンアリーナや鳥羽志摩地域のホテルに併設されたホール等を活用して、国際会議、全国会議、スポーツイベントや産業、文化、学術研究等の多彩な会合を通じた交流・連携を促進します。

2016年には、当地域で主要国首脳会議（サミット）が開催されることが決定しました。当地域の魅力を全国及び世界に発信する絶好の機会と捉え、国内外との交流を促進するために、積極的な情報発信に努めます。

世界遺産に登録されている「紀伊山地の霊場と参詣道」は、この地域の雄大な海

・山・川と、そこに精神性を求めた人々の心が独特の文化的景観を生み出し、特徴ある文化遺産として異彩を放っており、まさに世界に誇れる日本固有の文化資源として、地域の魅力を最大限に伝える情報発信を行ないます。

## 1 0 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化

当地域は、急峻な地形が多く、全国的にも有数の多雨地域であるほか、台風の常襲地域であるため、これまでも台風や豪雨等による浸水被害や土砂災害発生危険性が高い地域として知られていましたが、近年の気候変動に伴い、風水害が局地化・集中化・激甚化する傾向にあり、さらにその危険性は高まりつつあります。

平成23年9月の紀伊半島大水害では、河川氾濫による大規模な浸水や、多数のがけ崩れ、土石流による家屋倒壊などの深刻な被害が発生し、多くの人命が失われました。

また、近い将来の発生が確実視されている南海トラフ地震が発生した場合、当地域は、震度6を超える大きな揺れに襲われるだけでなく、短時間で巨大な津波が到達し、広域にわたって甚大な被害が生じることが想定されています。

このような大規模自然災害にこの地域が備えるためには、限られた財源の中で、早期に効果を発現できる基盤施設の整備などに取り組みつつ、津波避難対策などの防災・減災体制を強化して被害の最小化を図るなど、ハードとソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策を講じていく必要があります。

### (1) 災害防除のための国土保全施設等の整備

大型化する台風、各地で頻発する局地的豪雨等による被害や南海トラフ地震等の大規模地震による被害を最小限に抑えるため、「三重県地域防災計画（風水害等対策編及び地震・津波対策編）」に基づく施設整備等に取り組んでいきます。

河川整備については、浸水被害から地域住民の安全・安心な生活を守るために、緊急性・重要度・効率性の観点から優先度を定め、三渡川、百々川、五十鈴川、桧尻川、大内山川、志原川において河川堤防や護岸の整備を推進し、三渡川、百々川、五十鈴川、志原川において河川横断構造物の改築を推進します。また、加茂川流域の治水安全度の向上を図るため、鳥羽河内ダム建設事業を推進します。河川の流下能力を回復し、洪水被害の防止、軽減を図るため、宮川や銚子川等において河川の堆積土砂撤去を推進します。地震・津波対策として、金剛川、百々川、笹笛川、大堀川、江川、前川、市木川、神内川において河口部の大型水門や排水機場の耐震対

策を推進します。

これらのハード対策とあわせて、洪水時における地域住民の迅速な避難に資するため、市町が作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる浸水想定区域図の作成を進めるとともに、出水時における水位情報の確実な情報発信を行うなどのソフト対策を推進します。

土砂災害対策については、がけ崩れによる被害を防止する擁壁、法枠等の施設整備を森家野地区、中村地区（松阪市）、天ヶ瀬地区（大台町）、阿曾浦1地区、迫間浦5地区、神前浦1地区、田曾浦南地区（南伊勢町）、浅ヶ谷2地区（大紀町）、中井浦第2地区、宮ノ上地区、九鬼2地区（尾鷲市）、長島地区、西町地区、引本浦第一地区（紀北町）、二木島相川小向地区、甫母地区、馬留地区、帯阻2地区、二木島東西地区、磯崎野口地区（熊野市）、阿田和地区（御浜町）、上地3地区、鮎田西1地区（紀宝町）等において推進し、土石流による被害を防止する砂防えん堤の整備を恋ヶ谷、山室-2（松阪市）、島谷川（大台町）、中の谷川（伊勢市）、小平谷、佐田谷川、流し谷、武士谷（大紀町）、宮谷（鳥羽市）、向山谷川（尾鷲市）、オカ谷、楠木谷、寺の谷（紀北町）、評議川、雨東谷、奥西谷、上大長田谷、桑谷川（熊野市）、大和田川、里地谷（紀宝町）等において推進します。また、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知や警戒避難体制の整備を支援するため、土砂災害防止法に基づく基礎調査について平成31年度完了を目指すとともに、土砂災害警戒区域等の指定を推進します。

また、急峻な地形及び断層による脆弱な地質構造の地理的要因に加え、毎年のように台風や集中豪雨に見舞われ山地災害が発生していることから、山地災害対策として、これらの荒廃山地の復旧を図るとともに、山地災害危険地の整備を行い、山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全します。

さらに、中長期的には保安林の持つ公益的機能の維持増進に主眼を置き、荒廃が進む森林の整備を重点的に行うとともに、森林の機能のみでは維持できない荒廃地等について、治山施設により補完します。

海岸保全対策としては、高潮や高波による被害を軽減するため、有馬地区海岸、阿田和地区海岸において堤防の新設、宇治山田港海岸、鳥羽港海岸、鵜方浦地区海岸において嵩上げ等の改良、布施田地区海岸、相賀浦地区海岸、井田地区海岸において突堤や沖合施設の整備を推進します。

また、大規模地震・津波からの被害軽減を図るため、的矢港海岸、南張地区海岸、長島港海岸において耐震対策や補強対策を進めるとともに、津波発生時の防潮扉閉鎖作業の安全性を高めるために、廃止や常時閉鎖を進め、廃止や常時閉鎖が困難な

大型防潮扉について動力化や遠隔操作化を推進します。

なお、河川・海岸・土砂災害防止施設等において、「長寿命化計画」を策定し、計画的な修繕・更新を進めます。

## (2) 防災体制の強化

本県における風水害及び地震・津波に対する防災体制については、主に「三重県地域防災計画（風水害等対策編及び地震・津波対策編）」に基づく運用を図っています。

過疎・高齢化の進む半島地域において防災対策上の課題とされているのが、風水害と地震の両方において発生が懸念される「土砂災害対策」や「孤立対策」、地震・津波災害に伴う「家屋の揺れ対策」や「津波避難対策」などであることから、これらを見据えた「公助」の視点と「共助」及び「自助」の視点双方からの防災体制の強化を進めることとしています。

「公助」の観点からは、県や市町の災害対策本部機能や体制などを強化する取組を進めるほか、市町の避難対策や孤立対策等に関する施設や機材の整備促進を図ります。さらに、台風など、発生から発災までの時間的余裕がある風水害に対応するため、「三重県版タイムライン（仮称）」の策定を進めます。

「共助」及び「自助」の観点からは、地域防災の核となる「消防団」と「自主防災組織」の組織力向上を図りつつ、両組織の連携を強化して地域の防災力を底上げするための取組を進めるほか、これら組織や「みえ防災・減災センター」で育成した防災人材の協力を得ながら、「津波避難に関する三重県モデル」を活用した個人や地域の津波避難計画の策定や「三重県避難所運営マニュアル策定指針」に基づくマニュアル整備を促進します。また、“揺れ”から命を守り、津波避難対策の前提ともなる家屋の耐震化や家具固定を促進するための支援に取り組むとともに、孤立等に備えた個人備蓄などの「自助」の取組を促進します。

## 1 1 自然環境の保全と活用

当地域は、国立・国定公園などの自然公園や天然記念物などの多くの優れた自然環境に恵まれており、これらは、自然とのふれあいを求める人々に安らぎを与えるとともに、われわれ人類の共通財産であることから、その保全及び地域活性化施策の貴重な資源としての活用を図っていきます。

また、地域住民の安全な生活と生産活動を確保するため、災害の防止等、国土の保全に努めていきます。

#### (1) 環境の保全と活用

三重県環境基本条例や三重県文化財保護条例等に基づいて、各種施策を総合的かつ計画的に推進することにより、当地域における森林、農地、水辺等の多様な自然環境及び天然記念物、希少野生動植物について、積極的な保全と適正な活用を図ります。

さらに、当地域における閉鎖性水域である内湾の富栄養化を防止するため、生活排水処理施設の整備等により内湾の環境保全を進めます。

## Ⅱ 奈良県地域

## 1 交通通信の確保

紀伊半島奈良県地域（以下、「当地域」といいます。）は、交通手段の大半を自動車交通に依存している地域ですが、地形上の制約条件等により地域内道路ネットワークの形成が十分でなく、さらに関西圏や中京圏などの大都市圏との広域道路ネットワークも脆弱です。

今後、高齢化・人口減少の進展が著しい当地域が、更なる発展を遂げるためには、「奈良県南部振興基本計画（平成27年3月策定）」に基づき、「頻繁に訪れてもらえる地域になる（「交流」の促進）」「住み続けられる地域になる（「定住」の促進）」という目指す姿を共有し、進めていく必要があります。このためには、東海南海連絡道の構想を推進し、伊勢湾口道路、紀淡連絡道路に係る調査の推進と相まって、紀伊地域内外との積極的な交流・連携ネットワークを形成するとともに、地域の特性を生かした交流・連携を図る必要があります。

そこで当地域へのアクセスについては、紀伊半島アンカールートの一部をなす京奈和自動車道の整備が重要であり、近年、京奈和自動車道大和御所道路郡山下ツ道JCTから橿原北IC、橿原高田ICから御所南IC、五條道路五條北ICから和歌山県境の開通により、移動時間の短縮が図られているところであり、今後も残区間の整備促進を図っていきます。また、紀伊半島の内陸部への交通の中心的役割を担う五條新宮道路（国道168号）、国道169号については、特に紀伊半島大水害における被害を教訓とした防災機能の向上と地域活性化のため、早急に整備を進めていきます。

### (1) 交通施設の整備

当地域の特性を活かしながら、広域的な交流・連携ネットワークの形成を図るために、県は、「奈良県道路整備基本計画（平成26年7月策定）」に基づき、県土の骨格を形成すべき特に重要な路線である「骨格幹線道路ネットワーク」の整備を重点的に進めていきます。

さらに、経済の活性化、県民の暮らしの向上や安全・安心の確保を図るため、骨格幹線道路ネットワークの形成と併せて、ネットワークからのアクセス向上、身近な生活道路の課題解決等に取り組みつつ、「企業立地の支援」、「観光の振興」、「生活利便の向上」、「安全・安心の確保」といった4つの道路整備の目的を定め、早期に効果が得られるよう、ハード・ソフト施策を効率的かつ効果的に実施します。

#### ア 紀伊半島アンカールートの早期整備

紀伊半島アンカールートとは、紀伊半島の骨格となる京奈和自動車道、近畿自動



車道紀勢線、それを結ぶ五條新宮道路（国道168号）、国道169号から形成される広域ネットワークであり、紀伊半島全体にとっての道路ネットワークの代替性及び多重性を確保し、近い将来発生が危惧される南海トラフ巨大地震等大規模災害への対応力の強化を図るものです。

京奈和自動車道は、関西大環状道路の一翼を担い、関西都市圏の新たな骨格を形成することで都市の再生に寄与し、関西経済の活力及び発展を支える重要な道路です。当地域内外の連携を強化するために、京奈和自動車道大和北道路（仮称）奈良 I C から郡山下ツ道 J C T、大和御所道路橿原北 I C から橿原高田 I C、御所南 I C から五條北 I C（平成28年度開通予定）の整備を重点的に推進するよう、国に働きかけていきます。

五條新宮道路（国道168号）については、現在県で事業中の阪本工区及び開通の見通しを公表した辻堂バイパス（平成29年度開通予定）、川津道路（平成27年度開通予定）の整備を推進するとともに、直轄権限代行で事業中の長殿道路、風屋川津・宇宮原工区、十津川道路の整備促進を図ります。残る狭隘区間や線形不良区間についても、順次整備に取り組んでいきます。

国道169号についても、狭隘区間や線形不良区間について、順次整備に取り組んでいきます。

#### イ 国道・県道等の整備

全国屈指の歴史的資産や豊かな自然環境等、当地域が誇る地域資源を活かした観光振興を促進するために、主要地方道桜井明日香吉野線、一般県道大台河合線などの主要な観光地へのアクセス道路の整備を進めます。

また、当地域の生活利便の向上や、円滑な救急搬送の確保を図るために、主要地方道下市宗唎線、勢井宗川野線などの整備を進めます。

さらに、当地域の拠点施設となる役場は、災害時にも重要な役割を果たすことから、骨格幹線道路である国道168号、国道309号から役場へのアクセスとなる、主要地方道高野天川線、一般県道赤滝五條線の改良など、防災機能の向上に取り組みます。

なお、これらの整備と併せて、交通安全施設などの整備を図るとともに、沿道の優良な自然景観を活かした道路環境整備も推進します。

#### ウ 鉄道及びバス網の整備

当地域の鉄道については、地域住民の利便性の向上にとどまらず、観光客の輸送手段として、その果たす役割は極めて重要であるため、その整備促進に努めます。

また、当地域におけるバスについては、鉄道ターミナルから拠点地域などを結ぶサービスの充実に努めます。

さらに、地域の玄関口となる駅ターミナルと周辺商店街との一体的な整備については、地域の魅力を高めるうえでの有効な方策の一つであるので、JR五条駅、近畿日本鉄道下市口駅などのターミナル整備の促進に努めます。

また、全国的な自動車社会の進展や沿線人口の減少に伴い年々バス利用者が減少していますが、バスは鉄道網を補完するとともに、地域住民の交通手段として欠くことの出来ない役割を果たしているため、地域の実情に即した路線の維持・整備を図ります。

## (2) 地域における公共交通の確保

当地域は、主要な駅などからの距離も遠く、移動手段も限られていることから公共交通を確保することが必要となるため、路線バスやコミュニティバス等、利用目的や地域条件に適した地域公共交通網を構築して、通勤、通学、通院、買い物等、広域での移動手段を確保します。

また、住民団体、NPO及び民間企業等多様な主体と連携した過疎地有償運送への実施支援等、地域住民の日常生活に必要な通院や買い物などの移動手段を確保します。

## (3) 情報通信関連施設の整備

情報通信の手段確保については、地形的な条件等から依然として都市との格差があり、未だ携帯電話等の移動通信サービス未提供地域も残存しており、交流の障壁にもなっていることから、この障壁解消に向けた情報通信機能の強化を積極的に進めます。

また、高度情報化社会の急速な進展に伴い、人々の生活のあらゆる面においてICTの活用が広がっており、行政サービスの向上や行政運営の効率化に向けて、人々のニーズが今後ますます高まると予想されます。これまで、県域を結ぶ高度情報通信基盤として「大和路情報ハイウェイ」を構築しましたが、今後、当地域においては、五條、吉野、十津川、上北山のアクセスポイントを光ファイバーで結び、教育・医療・福祉・防災・産業などの情報交流に活用することによって、魅力ある地域づくりに大きな役割を果たすことを目指します。さらに、災害時においても情報通信が途絶しないよう、バックアップ回線を確保した信頼性の高い情報ネットワーク基盤の運用を行います。

## 2 産業の振興及び観光の開発

当地域においては、構成している12市町村のうち11市町村が過疎地域として指定されています。また、高齢者比率が、31.8%（平成22年）と過疎化、高齢化の進展が著しい地域であるため、若者など地域住民の定住の促進等、地域の活性化を図る意味で産業の振興は重要な課題の一つになっています。

そのために、当地域の持つ恵まれた自然との中で育まれた歴史・文化等の資源を活かした観光産業の振興をはじめとして、都市近郊に位置する優位性を活かした農業の振興、基幹産業である林業の振興など地域の活力ある産業の振興を図ります。

### (1) 農林水産業の振興

#### ア 農業の振興

当地域の北部については、果樹農業（柿・梅）を中心に生産性の向上と産地の体制強化を目指します。また、当地域南部の山岳地帯においては、薬草の特産地の形成を目指します。

当地域の農業生産の安定と向上を図り、新たな地域特産物の開発・育成を進めるため、地域の気候や地形を活かした「下北春まな」や「黒滝白きゅうり」、新品種の柿など特色ある農産物の生産強化や首都圏でのプロモーション活動と輸出の拡大による流通販売の強化拡大を行います。

また、道の駅や農産物直売所などへの産地直送による域内消費の拡大や柿、茶、有機野菜などの高品質・高付加価値化、生産の高効率化を目指し、収益性の高い農業経営の確立を図ります。

農業者と多様な業種が連携した6次産業化の推進では、例えば県産の柿を原料とした加工品の開発など、農産物の利用拡大等により農業の担い手の育成・確保を行います。

さらに、農用地開発や農道事業で整備した生産基盤を活用し、地域の特産物の果樹（柿・梅）を中心に競争力の強い大規模経営を育成するとともに、農畜水産物のブランド認証等により農産品などのブランド化を進めます。

また、五條吉野広域農道などの基幹的な農道へのアクセスが容易となるよう、農道網の整備を推進します。

農業の研究開発については、近年の消費者ニーズの多様化と内外の産地間競争に対応するために、品質の良いものを安定供給することを目指して、研究の高度化を積極的に進め、オンリーワンの研究開発を行い、その開発技術の普及により、営農意欲の向上を図ります。

県にゆかりの深い漢方については、生薬の生産拡大や関連する商品・サービスの創出などを総合的に推進するため、薬用作物の優良品種の育成や安定生産技術の研究開発を推進するとともに、生薬の薬効研究を行い、奈良の生薬のブランド確立を図り、県産生薬などを利用した医薬品、化粧品及び食品等、新商品の開発を支援します。

また、薬用作物のニーズと県内栽培者の状況を把握したうえで、川上（栽培者）と川下（医薬品、化粧品、食品メーカー等）のマッチングを推進し、当地域における薬用作物の生産量の増加を図ります。

近年、課題となっている耕作放棄地について、発生防止と解消のための対策を推進するとともに、担い手への集積を進めるため、税制改正などを国に働きかけていきます。併せて、イノシシやシカ等による農林水産物の被害を軽減するため、鳥獣が寄りつかない環境づくりや、侵入防止柵の設置、個体数調整、捕獲獣の食材等への有効活用を促進します。

加えて、グリーン・ツーリズムに対するニーズの高まりから、観光農園等の体験・参加型農業を推進し、都市と農山村との交流を図るほか、観光拠点施設との連携による柿、梅、茶、野菜、わさび等の販売促進により地域の活性化を推進します。

## イ 林業の振興

当地域の林業は、豊富な森林資源と高い技術を背景に「吉野材」の名で知られる良質材を生産し、全国屈指の地位を築いてきました。しかし、近年、林業後継者の減少・林業労働者の高齢化、国産材の需要の停滞など林業を取り巻く情勢は一段と厳しいものとなっています。そこで、県土の保全、水源かん養、森林浴による健康効果機能など森林の持つ公益的機能にも着目しながら、豊富な森林資源を活かして林業・木材産業の持続的かつ健全な発展を実現させる必要があります。

については、「高級材を選んで出す林業」から「A・B・C材全てを搬出して多用途に供給する林業」への転換を推進するとともに、A・B・C材ごとに受け入れる製材・加工施設の確保と、それぞれの流通体制の構築を図ります。

このため、治山事業を実施しつつ、林道・作業道による効率的な路網整備を図り、森林整備事業により間伐を中心とした森林整備を進めます。

さらに、生産性の向上と労働環境の改善を図るため、人力依存度の高い作業形態から機械を中心とした作業形態へ転換し、省力林業の確立、生産コストの低減、労働強度の軽減等を図ります。

林業の担い手対策としては、林業後継者の育成、地域林業の中核的担い手である森林組合の経営基盤の強化、林業労働者・従事者の雇用の安定を図ります。

県産材の需要拡大の推進を図る一環として、県産材生産促進事業により間伐材の利用を促進します。

さらに、県産材（建築用材、集成材・合板）については、公共建築物や民間建築物への利用や、木製家具などのくらしの道具や土産物等への活用を推進します。

また、県産材のブランド力向上のため、首都圏等や海外での販路開拓を進めるとともに、奈良の木の魅力を発信する人材を養成します。

加えて、森林を活用した循環型社会システムの構築のため、発電や熱利用等、木質バイオマスエネルギーの利活用の拡大を図ります。

多くの人に奈良の森林への理解を深めてもらい、奈良の木のファンを増やすため、奈良の木ツーリズムの取組を進めます。

なお「森林環境税」の活用により、森林の公益的機能の持続的な発揮と林業労働者の雇用確保等に努めていきます。さらに、管理放棄された森林の活用を進めるため、税制改正などを国に働きかけていくとともに、公的関与による管理手法について検討を進めます。

## ウ 水産業の振興

豊富な水量と清流に恵まれた吉野川や熊野川におけるアユやアマゴなどの資源確保による内水面漁業・養殖業の振興と販路開拓による経営の安定化のため、放流及び養殖用稚魚を安定供給する種苗生産供給施設などの整備を図ります。また、観光漁業を推進するため、特定釣り場などの魅力ある釣り場づくりを進めます。

また、自然環境の保全の重要性を啓発するとともに、優れた自然環境と内水面の水産資源を活かして遊漁者などとの交流を促進し地域の活性化を図ります。

## (2) 商工業の振興

### ア 地場産業の振興

地場産業の振興は、地域の恵まれた資源を活用し、地域住民の所得の安定、雇用の場の確保を図るうえでも、極めて重要です。

このため、当地域の特産物である柿を利用した柿ワインや柿酢の醸成をはじめ、アマゴの加工、素麺生産、未利用資源である間伐材を利用した小径木加工等、地域の技術を活用した地場産業の振興を図ります。

また、地域資源を情報発信することによる交流や、新商品・新技術の開発を積極的に進め、地域産業の創出を促進し、地域経済の活性化を図ります。

## イ 工業の振興

当地域の工業は、北部の五條市においては、「テクノパーク・なら」、北宇智工業団地が整備されており、京奈和自動車道や南阪奈道路の開通等により立地条件が改善されつつあります。一方、吉野町や下市町にある製材業や製箸業は、零細企業が多い状況です。

工業は、雇用吸収力の面で、若者をはじめとする地域住民の定住促進に寄与するところが大きいと見られ、今後、交通体系の整備の進捗に伴って、企業集積が可能となることから、京奈和自動車道御所 I C 周辺に造成する新たな産業用地や、五條北 I C 周辺で分譲中の工業団地等への立地を促進するなど、京奈和自動車道大和御所道路（橿原北 I C～橿原高田 I C、御所南 I C～五條北 I C）等の企業立地に資する道路整備を進めながら、環境の保全に十分配慮したうえで、周辺へのアクセス条件の整備や高度情報基盤の整備等により、新産業ゾーンの形成を目指すことにより、地域経済の活性化を図ります。

## ウ 商業の振興

当地域の産業の活性化を図るうえで、商業・サービス産業の充実が不可欠です。このため、それぞれの地域の特長ある資源を活用した新商品の開発や販路拡大の取組等を支援するとともに、県下全域で利用できるプレミアム商品券に加えて南部・東部地域に利用を限定したプレミアム商品券の発行などにより地元商業の活性化を図ります。

また、地域商工会の育成強化などにより、地域商業の発展に努めるとともに、観光需要の進展と相まったサービス産業の充実と研究等新しい産業機能の育成、誘致を図ります。

## (3) 観光の開発

### ア 拠点施設の整備及びネットワーク化の推進

当地域においては、民間活力及び地元の創意工夫を発揮し、地域特性を生かした観光・保養拠点施設の整備が進められています。とりわけ、自然や心の豊かさを求める時代にあって、「癒し」や「こころのふるさと」を求める訪問者の利便性を図るために、当地域の恵まれた自然、歴史・文化、温泉等、観光資源を生かした拠点施設の整備を今後も一層進めます。特に、世界遺産に登録されている「紀伊山地の霊場と参詣道」は、吉野・大峯の霊場や「熊野参詣道「小辺路」」、「大峯奥駈道」などの参詣道が含まれ、これらの地域資源が培われてきた歴史性、文化性、神秘性を損なうことなく、その活用を図ります。

また、「なら食と農の魅力創造国際大学校（通称 NAFIC：ナフィック）」との連携のもと、すばらしい眺望の場所に地元食材を活かして「食」と「泊」を売り出すオーベルジュなどの整備を促進するとともに、それらのネットワーク化を推進します。また、農林業を体験できる農家民宿をはじめ、美味しい郷土料理など地域の魅力を楽しめる特色のある宿泊施設の整備を支援するなど、特色ある食と宿泊施設などの整備を推進します。

多様なスポーツ施設の整備としては、当地域の地形や地域ならではの自然資源・自然環境を活かしたカヌーやサイクリングなどアウトドアスポーツで地域との交流を図ることにより、魅力に親しみ楽しむことができる施設の整備を促進します。また、京都府、和歌山県と連携し、広域的な自転車道を整備することにより、自転車によるスポーツツーリズムを促進し、サイクリストと地域とのふれあいの場づくりによる地域活性化を図ります。

当地域は、地形上の制約もあって、道路交通網の整備の遅れが見られており、全国屈指の歴史的資産や豊かな自然環境等、当地域が誇る地域資源を活かした観光振興を促進するために、主要地方道桜井明日香吉野線、一般県道大台河合線などの主要な観光地へのアクセス道路の整備を進めます。また、利用者の利便性を考慮した観光案内標識等、利便施設の整備を図ります。

#### イ 観光イベント等の開催

魅力ある地域イメージを確立するため、当地域の特性を活かしながら、地域交流イベントを積極的に展開し、自然、歴史・文化を生かした交流の場としての定着を図ります。

また、紀伊半島振興対策協議会による広報活動や「道の駅」の活用等による地域特産物、観光情報などの提供を積極的に進めます。

情報発信では、旅行雑誌や旅行サイト、動画サイトを活用した観光情報の発信や域内情報誌の発行、交通機関等とタイアップした観光キャンペーンを実施します。

また、JAならけんまほろばキッチン内の観光案内所や道の駅等において、県内や近畿府県から当地域への訪問を促すため、観光情報の提供や市町村等と連携したイベントを実施するとともに、首都圏や関西圏等における当地域への関心層を広め、宿泊客誘致に繋げるため、交通メディアの活用やプロモーションイベント等による観光情報の発信を強化します。

#### ウ 国際観光への対応

世界が大交流時代を迎えるなか、観光立国実現のため、訪日外国人観光客の増加

に向けて官民一体となった取組がなされており、今後一層近畿圏を訪れる外国人観光客が増加するものと見込まれています。また、吉野・大峯地域の世界遺産をはじめ、当地域は、世界的な視点での注目度もあります。

このため、世界遺産を活用するとともに、地域がもつ多様な観光資源の魅力を発信することにより、当地域を訪れる外国人を増やすため、映像（英語字幕化）や海外メディア等を活用した情報発信、ビジット・ジャパン事業を活用した外国人観光客誘致キャンペーンを実施するなど、WEBサイトや雑誌等と連携した誘客促進の仕掛けづくりを行います。

また、奈良の観光商品全般の情報を、現地で切れ目なくセールスする海外観光プロモーターを設置（中国・台湾・シンガポール・フランス）するとともに、奈良県デジタルズビューローと連携して、魅力的な観光商品の造成を行う旅行商品コーディネーターを設置し、海外から奈良への送客を促します。

併せて、観光地などにおける多言語表示、無線LAN・Wi-Fiの整備を推進します。

また、外国人観光客が必要とする観光情報を掲載した多言語ガイドブックを作成するなど、外国人観光客が気軽に訪れ、また快適に滞在することができるよう、観光情報の提供や宿泊施設の整備等を進めます。

### 3 就業の促進

#### (1) 就業促進対策

地域に応じた生活支援や生活環境の維持を図るためのコミュニティビジネスを推進するとともに、後継者や求人を募集している地域の伝統産業や事業所、商店、旅館・民宿、ガソリンスタンド等、地域で働きたい移住者とのマッチングを図り、UIJターンを促進します。また、在宅ビジネスやテレワーク等を希望する未就業者を掘り起こし、セミナーの開催や相談窓口の設置など在宅就業の支援を行います。

さらに、農家民宿の開業支援、農林業に係る技術・知識習得のための研修等、就業への支援を行います。

店舗開業によるにぎわいのあるまちづくりとしては、空き店舗などを活用した起業を支援するため、制度融資などを活用した起業・創業を促進することにより、雇用の場を創出します。

また、京奈和自動車道御所IC周辺に造成する新たな産業用地や、五條北IC周辺で分譲中の工業団地への立地を促進するとともに、地域に新たな雇用を創出する



ため、廃校跡地などの遊休施設や産業用地の情報収集に努め、これまでに整備された光ファイバー網や企業立地補助金などの支援制度を活用した企業誘致を推進します。

## 4 水資源の開発及び利用

### (1) 水資源確保対策

当地域は、豊富な水量と清流に恵まれた河川を有する地域であるとともに、農業用水及び都市部の水需要を賄う水源地域でもあります。水資源の安定的な供給を図るため、自然環境の保全及び水源地域における住民生活の安定と地域の振興に配慮しながら、水資源の安定的な確保と適正な利用に努めます。このため、健全な水循環の構築を目標とする「なら水循環ビジョン」に基づき、森林の保水機能の維持・回復に努めるなど保水力の向上を図ります。また、景観や環境に配慮し、水質の保持に努めます。

### (2) 水資源の利用

当地域では、吉野川流域の豊かな水量を利用して、大和平野に農業用水や上水道を分水しており、奈良県の重要な水源地の役割を担っています。一方、熊野川流域では、多くの発電用ダムが整備されており、水力発電に水資源が利用されています。

水道施設の整備については、地域住民の生活の向上や衛生環境の改善を図るため、引き続き、水道未普及地域の解消に向けた施設整備の推進を図ります。

また、人口減少などによる水需要の減少、老朽化施設の更新や耐震化対応による多大な費用の発生、熟練職員の大量退職後の技術力低下等の課題に対応するため、「県域水道ビジョン」に基づき、県と市町村の連携による持続可能な水道運営に向けた取り組みを進めます。

## 5 生活環境の整備

当地域の豊かな自然環境を保全し、人と自然が共生する快適で魅力ある地域環境、こころ豊かで安心して生活できる生活環境の整備を進め、若者をはじめ住民の定住を促進するとともに、交流により訪れる都市住民と共に真に豊かさが実現できる快適な環境づくりを目指します。

### (1) 下水道、廃棄物処理施設等の整備

下水道等施設については、当地域の清澄な水質を保全し、快適な生活環境を確保するため「奈良県汚水処理構想」に基づき、吉野川流域下水道の運営管理や公共下水道事業を引き続き推進するとともに、農業集落排水施設、浄化槽等による地域の実情に応じた汚水処理を推進します。

水道施設の整備については、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図ります。また、健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない社会基盤としては、未だ他の地域との間に相当の格差があるため、地域の諸条件を考慮しながら地域に即した簡易水道などの整備の促進を図ります。

市町村が整備するごみ処理施設・し尿処理施設などの一般廃棄物処理施設については、循環型社会形成推進に向けた施設整備の推進を図ります。

### (2) 公園等の整備の推進

当地域は、地形上の制約もあり生活環境の分断を余儀なくされている地域が多いため、公園などのあり方を検討し、地域住民の交流を促進する場としての活用を図り、さらには、地域外との交流を通しての地域活性化を図ります。

加えて、オープンスペースの少ない地域においては、防災機能を発揮する貴重な場としても活用できるような公園などの整備も図ります。

### (3) 住宅関連対策

当地域では、持ち家が多く敷地面積、床面積とも県の平均を上回っているものの、人口減少や高齢化が進行するなかで、単身・夫婦のみ世帯の割合が増加し、空家や空き建築物の増加による住環境の悪化が懸念されます。

このため、集落の維持・活性化のための集落機能の見直しや集約化、U I J ターンの受け皿づくりなどの検討を進めることにより、均衡ある地域の発展を支える住環境の整備を進めます。

#### ア 住宅等の整備

地域の高齢化やU I J ターンに対応する質の高い住宅整備を行うとともに、居住環境の整備改善を図るための空家や空き建築物の活用を支援します。また、基幹産業が林業であるため、県産材を建築用材として利用することにより、住宅産業との連携を深め地域の活性化を図ります。

二地域居住・移住を受け入れる拠点整備においては、地域の状況に合わせた拠点づくりのモデルプランを策定し、二地域居住・移住に向けた特色のある施設の整備

につなげます。

また、空家や廃校等を活用して、移住体験住宅や移住者支援住宅など地域で気軽にトライアルステイできる施設の整備や、チャレンジショップ、シェアオフィス、工房等、地域で働くために必要な施設整備を促進するとともに、空家・空店舗の有効活用を進めるため、税制改正などを国に働きかけていきます。

#### イ 受入体制の整備

移住定住対策の推進としては、現役世代（アクティブシニアを含む）を中心に、都市部から当地域への移住を検討する方々に、地域の魅力を感じてもらい、実際に移住してもらうための取組を進めます。

二地域居住・移住を受け入れる仕組みづくりでは、移住ホームページの充実と、移住者のライフスタイルにスポットをあてたパンフレットの発行により、当地域の魅力を発信するとともに、都市部で移住セミナーを開催し、当地域に移住してもらうためのきっかけを作ります。

具体的な取組としては、県と市町村のワンストップ窓口機能の強化を図るとともに、奈良まほろば館や当地域の集客拠点施設に移住コンシェルジュを設置して移住希望者の相談に対応します。

また、県と市町村による「奥大和移住・定住連携協議会」を設立して、地域協働による移住促進の取組を進めるとともに、地域における移住者の受入体制の構築が重要なことから、集落単位での「地域受入協議会」の設置を支援します。

さらに、地域住民を対象とした移住情報や地域の魅力を発信するジャーナルの発行及び移住体験ツアーや古民家D I Yイベントを開催するとともに、移住希望者が地域の暮らしを体験できるトライアルステイを促進します。

こうした移住定住対策の推進により、人口の社会増減をプラスにすることを目指します。

#### (4) 生活サービスの持続的な提供

人口減少や高齢化に伴い、生活に必要なサービスや機能が維持できなくなりつつある集落があり、集落での生活が困難になった高齢者を地域で支え合う集落づくりが求められています。

生活支援については、当地域における固定店舗や移動販売の営業状況や、住民の買い物方法などの実態を把握したうえで、地域での買い物を、市町村、住民団体、NPO及び民間企業等、多様な主体と連携し、「固定店舗の維持・誘致」「商品の配達」「店舗までの交通確保」などの方法で支援します。

また、地域コミュニティの機能向上を図るため、まちづくり協議会など地域の様々な構成主体が協働して地域課題の解決や新たな施策・事業を協議する場づくり・組織づくりを支援し、地域活性化のための活動を行うNPOなどを支援するとともに、「地域おこし協力隊制度」などを活用して、意欲のある都市住民の移住を進めます。

加えて、定住及び交流を促進するため、地域安全対策の充実を図り、地域住民が安全で安心して暮らせる地域環境を確保します。

地域消防については、平成26年4月に管轄人口約90万人の奈良県広域消防組合が発足し、広域消防体制の整備が図られました。さらに消防団の装備の充実、団員の資質の向上等に努めながら、消防体制のさらなる活性化を図ります。

地域警察については、住民の身近にあつて安全確保活動を行っている交番・駐在所が地域の生活安全センターとして機能できるよう、必要に応じて高齢者なども気軽に立ち寄れる施設への建て替えを進めます。そのほか、地域住民などの自発的な地域安全のための活動を支援する体制などの充実を図るとともに、交通安全教育や広報啓発活動の推進、交通安全施設の整備を進めるなど生活の安全を確保するための環境整備を図ります。

## 6 医療の確保等

当地域の医療は、公立病院、へき地診療所及び民間医療機関が担っていますが、急性期医療については、公立病院が中心的な役割を担っています。医療の充実のためには、医師確保や救急医療体制の充実等をさらに進める必要があります。

### (1) 医療の確保を図るための対策

医療の確保については、地域住民にとって不可欠であり、先導的な拠点となる地域の形成のうえでも重要であります。

このためには、医療のネットワーク化に配慮した医療施設の整備を進める必要があります。当地域が抱える医療の課題に対応する地域の3つの公立病院について、県と五條市、吉野郡全町村を構成団体とした南和広域医療組合を設立し、救急医療を中心に担う病院（南奈良総合医療センター）と、療養期を中心に担う病院（吉野病院、五條病院）に再編整備します。

さらに、ドクターヘリの共同利用（大阪府、和歌山県（平成27年度中に、三重県のドクターヘリについて共同利用を開始予定））を引き続き行うとともに、県独自

のドクターヘリ導入に向けた検討を進めるなど、救急医療体制の充実を図ります。

また、「総合医」の育成や安定的な医師配置システムを運営するなど、へき地医療体制の充実を行うとともに、「こころのケア」を必要とする紀伊半島大水害の被災者に、臨床心理士による相談支援を引き続き行います。

## 7 高齢者の福祉その他福祉の増進

当地域の高齢化率（平成22年度）は31.8%と県平均の24.0%を大きく上回り、さらに平成37年には、高齢化率が42.1%（県平均31.9%）に達すると見込まれています。

このため、「在宅介護サービスの充実」、「認知症高齢者への対応の充実」、「介護人材の確保」などの喫緊の課題と、団塊の世代が後期高齢期に達する平成37年を見据えた中長期的な課題にも対応する高齢者福祉の増進などに取り組む必要があります。

### (1) 高齢者の福祉の増進を図るための対策

高齢者が健康で生きがいを持って活躍を続けられるとともに、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域を目指すため、「奈良県高齢者福祉計画及び第6期奈良県介護保険事業支援計画」を策定し、「地域包括ケアシステムの構築」、「介護人材の確保及び介護保険制度の着実な運営」及び「高齢者の生きがいづくりの推進」に積極的に取り組みます。

とりわけ、高齢者などが地域で安心して住み続けることができるよう、「地域包括ケアシステムの構築」を推進します。また、これまで五條市大塔町でモデル的に進めてきた「おおとう元気会議」について、他地域への普及を図ります。

次に、要介護者の増加などによる介護ニーズが増大するなか、「介護保険制度」の役割がますます重要になり、制度の持続的かつ着実な運営ができるよう、必要な介護人材の確保・資質向上を図るとともに、介護保険施設等の整備など介護サービスの充実、質の向上を図ります。

さらに、「健康寿命日本一の奈良県」をめざして、介護予防を意識した健康づくりに取り組むとともに、支援が必要な高齢者を支える地域活動など高齢者の積極的な社会参加の促進を図り、生きがいづくりを推進します。

### (2) 児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策

児童福祉については、世代間交流や地域間交流を促進するとともに、主任児童委員などによる地域に密着した子育て相談・支援体制の整備を推進します。

また、すべての子育て家庭が個々のニーズに応じた子育て支援策・制度を利用できるように、市町村と連携し、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援事業の着実な実施と質の向上に取り組むとともに、保育所や児童館などの児童福祉施設については、適正配置や受入体制の充実を考慮に入れた整備を進めることにより、安心して子育てができる環境づくりの促進を図ります。

障害者福祉については、障害のある人が住み慣れた地域社会の中で安心して暮らすことができるよう、グループホーム等の住まいの場の確保・充実や生活環境の整備に努めるとともに、相談支援、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等障害福祉サービスの充実を図ります。

さらに、障害のある人とない人の交流を促進するなど多種多様な障害特性の県民理解を図り、障害のある人の自立と社会参加を支援します。

## 8 教育及び文化の振興

### (1) 地域振興に資する多様な人材の育成

当地域を訪れた観光客の満足度を高めるため、旅館経営者や市町村職員等を対象とした「おもてなしセミナー」を開催するとともに、外国人観光客に対するおもてなし力を向上させるための通訳ガイドや観光事業者等を対象とした研修や、各種イベントとあわせて実施される前夜祭など、地域独自のおもてなしの取組を支援します。

### (2) 教育・文化施設等の整備

当地域における良好な教育環境の確保と教育諸条件の整備を図るために、教職員の定数の改善、学級編制基準の改善、校舎などの整備を推進します。特に、小規模校における教育条件の改善に努め、複式学級定数等の改善、校舎の改築、学校給食の充実、体育諸施設の整備等を推進します。

また、高等学校への進学に対応するために、県立高等学校総合寄宿舎、併設寄宿舎の施設の整備充実に努めます。その他、学校統合などによる通学費の増加による保護者の負担を軽減するため、市町村が実施する遠距離通学を行う児童・生徒の通学費支援事業に対して補助を行います。

さらに、今後、高度な情報・通信の進展が一層見込まれることから、県立高校の特色化により、全国から当地域に生徒が集まる魅力ある高校づくりや、地元企業に

就職する等、当地域の振興に貢献できる人材を育成するため、職業教育の充実をはじめ、教員の指導力向上を図る研修の実施等により、へき地教育の充実を図ります。

これらを積極的に活用することにより、質・量ともに充実した教育が行える教育環境を整備する方策についてさらに検討を進めます。

地域住民の自主的な文化活動や社会教育活動などの拠点となる各種施設については、市町村のニーズを踏まえ、必要とされる施設の内容や環境整備のあり方を検討します。

既存施設については、文化イベントの開催やコミュニティ活動を活性化させるなど、ソフト面での充実に配慮するとともに、施設の利用などを広域的に提供することにより、周辺地域の住民や都市住民等との相互利用を促進し、有効な施設の活用が図られるよう配慮します。

また、こころ豊かに暮らすことができるよう、あらゆる世代の学びの機会について充実を図ります。一人ひとりが個性や年代に応じて自由に学習する機会が選択できる環境づくりを進めるとともに、地域の学習拠点となる公民館や図書館などの施設間の機能を連携することにより、各々の施設の特色を生かしつつ、生涯学習、社会教育の充実を図り、地域の課題の解決を担う人づくりを進めます。

### (3) 地域文化の振興

当地域は、吉野・大峯などの山岳宗教文化や南朝などの歴史的遺産等が豊富に存在している「歴史の宝庫」ともいえるべき地域であり、世界遺産にも登録されている地域です。こうした風土の中で、人びとのくらしと関わって生まれた伝統的な文化や芸能、技術などの民俗文化も数多く残されており、地域への誇りと愛着を生み出す貴重な資産となっています。

この地域特性を生かし、文化性の高い環境づくりを進めるために、地域社会や個人によって守り育てられてきた伝統文化、伝統芸能、伝統工芸技術などの担い手育成をはじめとする各種活動を支援するとともに、伝承内容を正確に伝えるため、映像記録による保存に努めます。また、文化的な香りの高い地域景観づくり、文化施設のソフト・ハード機能の充実や文化施設間のネットワーク化など文化創造のための環境整備を進めるため、民俗資料の収集・研究・公開の場や伝統芸能にふれる場などの充実を通して、地域文化に親しむことができる機会の拡充を進めるとともに、拠点施設の整備等により地域文化をはじめ観光・物産といった総合的な情報発信基地づくりを進め、地域の伝統文化の継承など文化イベントの実施や、文化芸術活動を活性化による取組を支援します。

## 9 地域間交流の促進

### (1) 地域間交流の促進のための方策

当地域の自立的発展のためには、地域内の人的交流が不可欠で、地域住民が自らの地域を再認識し、地域資源の価値を再発見すること及び地域外との人、モノ、情報の交流が必要です。当地域に古くから伝承されている民俗芸能、伝統技術、歴史的文化遺産などは、地域住民が誇りと愛着をもてる地域づくりを進めるための貴重な資源であることから、保存・継承のための取組を積極的に推進するとともに、地域住民自らが資源の掘り起こしや創出・活用を行う活動を通じて交流する機会をもつための支援を行います。

また、当地域の自立に向け、住民参加による地域の自主性・主体性を活かした魅力的な地域づくりや、そのための人材育成を支援します。

さらに、地域の活性化を図る多様な交流を促すためには、交通通信基盤の整備が不可欠であり、地域内の道路ネットワークの形成や、道の駅などの情報通信基地を利用した情報ネットワークの整備や観光交流に必要な拠点施設の整備や利用者の利便を考慮した観光案内標識や利便施設の整備を進めるとともに、当地域が有する美しい景観や豊かな自然環境、独自の伝統文化、生活様式等、その魅力を再評価し、地域資源を活かして都市部との交流・連携を図ります。

このため、グリーン・ツーリズムやエコツーリズム、地域産業に関する各種体験など従来とは異なる参加・体験型の観光交流の促進や、都市部との友好都市提携、観光資源の積極的な情報発信などにより、当地域への認知・関心を高めるよう、都市部の住民との交流を活発化させています。

特に、県内の市街地に居住する住民だけでなく、広く都市部の住民が農山村を体験・観光する適地として農山村体験施設や直売所等を活用した、都市と農山村交流の取組を進めます。また、農林業農山村体験に関する情報を市町村と提携し、ホームページなどで発信します。

さらに、地域資源の魅力の再発見及び発信するため、行政、地域住民、NPO、ボランティアなどの多様な主体の参画によるイベント開催やその他の文化交流などの取組を促進します。

具体的には、交流スポーツイベントとして、トレイルランニング、ボルダリング、ダム湖でのカヌー、山岳ロードでのサイクルスポーツ等、当地域の地形や自然を活かしたスポーツイベントの開催や、当地域の施設や自然を活用したスポーツ選手などの自主トレや合宿を誘致します。

音楽などの文化イベントでは、県内最大規模の音楽イベントであり、全国から高



い注目を集める「ムジークフェストなら」のコンサートの開催をはじめ、高い集客力が見込める野外音楽フェスティバルや芸術イベントの開催に取り組みます。

さらに、駅などから観光地までの直行バスの運行や、路線バス利用者に対する補助等により、観光客の南部地域へのアクセスを支援します。また、主要な観光地への良好なアクセスを確保するための道路整備を推進するとともに、観光地間の周遊促進、観光地における回遊環境の改善に資する道路整備を推進します。

加えて、交流促進のため、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や石舞台古墳などの歴史遺産を活用した旅行商品、温泉やスキー場、ダム湖など地域の自然を活かした旅行商品、国の重要無形民俗文化財「十津川の大踊」等、伝統芸能を体験できる旅行商品等の開発を進めます。

3県広域の連携推進としては、紀伊地域は、台高山脈、大峰山脈、伯母子岳などの急峻な地形により県境が分断されており、行政区域を越えた広域的な連携が妨げられている状況にあります。

今後、紀伊地域が共に発展を遂げるためには、市町村間の連携はもとより、県境を越えた広域的な連携を一層推進するとともに、紀伊地域を一体的にとらえた事業への取組が重要です。

このためには、県境を越えた市町村間の取組についての支援策及び3県が共同して取り組むべき事業等や、その推進体制について検討を行います。

また、紀伊地域は、関西圏においても一体的にとらえられているので、この地域の豊かな歴史・文化・自然資源などを生かして関西の魅力の向上に貢献することが期待されており、関西圏の全体的な視点に立って事業展開することを目指します。

## 1 0 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化

### (1) 災害防除のための国土保全施設等の整備

当地域は、地勢的条件により、地すべり地帯、急傾斜地等が数多くありますので、地域振興を図るうえでの基礎的な条件として、災害防止対策等を講じます。

吉野川（紀の川）直轄区間をはじめ、県管理河川についても、治水上の安全性の向上を図るために、周辺の自然環境を活かしながら、緊急度に応じてその改修事業を進めます。

土砂災害対策については、土石流対策を主とした砂防事業を推進するとともに地すべり対策事業や急傾斜地崩壊対策事業を危険度の高い箇所から重点的に推進します。

また、森林の保全と適正な管理に努め、山地災害の未然防止に努めるとともに、森林の水源かん養機能の強化を図ります。

これら土砂災害対策の推進と山地災害の予防と復旧としては、一瞬にして尊い人命や貴重な財産を奪うなど、甚大な被害をもたらす土砂災害を防止するため、砂防、地すべり対策及びがけ崩れ対策を進めるとともに山地災害から安全で安心な暮らしを守る山崩れ対策を進めます。

さらに、依然として災害に脆弱な道路が多数存在する当地域において、被害抑止力向上を図るためには、近い将来に危惧される南海トラフ巨大地震等の大規模災害への対応力を強化する観点から紀伊半島アンカールートの早期整備を進めるとともに、橋りょうの耐震補強や道路の法面对策を推進し、緊急輸送道路の確保など防災基盤の整備に取り組みます。また、当地域の交通アクセスを確保するため、県域を越えた迂回路を検討するなど、災害への対応力を強化し、道路の防災・減災対策及び老朽化対策を効率的・効果的に進めます。

河道整備としては、河道の適切な流下能力を確保し、洪水による災害に対する安全性の向上を図るため、吉野川（紀の川）の整備などを推進します。また、熊野川流域においては、紀伊半島大水害により大規模な土砂崩壊、計画規模を超える洪水が発生したことから、国、三重県及び和歌山県と連携して、洪水対応等危機管理として上下流一貫したハード対策及びソフト対策の総合的な治水対策を進めます。

災害に強い森林づくりでは、森林の持つ水源かん養や国土保全といった機能を維持、増進するため、適切な森林の整備、保全に取り組みます。

## (2) 防災体制の強化

中央構造線断層帯などの内陸型地震はもとより南海トラフ巨大地震などの海溝型地震であっても、震源が陸地に近い場合は、甚大な人的・建物被害等が発生し、特に、山間部では、土砂災害による孤立化が懸念されるなど、県民生活に大きな影響を与えることが予想されます。また、当地域における直接的な被害が少ない、震源が陸地から遠いケースの海溝型地震の場合でも、ライフラインの供給障害により県民生活に大きな支障が生じることが懸念される所であり、紀伊半島大水害では、豪雨による土砂災害や浸水による被害も経験したところです。したがって、当地域においては、バランスのとれた「自助」・「共助」・「公助」による防災共同社会を實現し、安全・安心の奈良県づくりを目指した防災対策が必要です。

このため、地域防災計画の実行計画の機能を併せ持った「国土強靱化地域計画・アクションプラン」を策定し実践的・効果的な防災対策に取り組むとともに、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の活性化、企業防災の推進、災害ボランティア

ィアの育成等に積極的に取り組みます。

また、改正災害対策基本法や奈良県地域防災計画の見直し等を踏まえ、市町村が行う地域防災計画の見直しを支援します。

紀伊半島の防災力向上に向けて、南海トラフ巨大地震等による大規模災害発生時に、県内はもとより津波による甚大な被害が想定される沿岸部を有する近府県への支援にも対応するため、ヘリポートを併設する陸上自衛隊駐屯地の県南部（五條市）への誘致を進めるとともに、消防学校を含めた県の広域防災拠点の整備を図ります。

災害に強い情報ネットワークづくりとしては、災害時においても情報通信が途絶しないよう、情報ネットワークを強化するための基盤整備を進めます。

また、地震災害による建築物の倒壊を未然に防ぎ、住民の生命、身体及び財産を守るため、既存木造住宅の耐震化に取り組みます。

さらに、緊急時に備えた自立・分散型エネルギーの普及に取り組むとともに、エネルギーの地産地消や、地域振興にもつながる多様な再生可能エネルギー等の普及拡大に取り組みます。

これまで、紀伊半島大水害により学んだ貴重な教訓を次世代に継承していくため、防災教育やシンポジウムの開催など県民への周知、啓発を推進するとともに、紀伊半島大水害により被災したインフラの復旧を引き続き推進します。

さらに、「公助」だけでなく「自助」「共助」も連携して高めることが重要であることから、自主防災組織の活性化を図るなど、地域防災力の底上げを目指します。

加えて、災害発生時の混乱を回避し、被害を最小限に止めるためには、関係機関及び地域の住民が緊密な連携を保ちながら迅速かつ適切な行動を行うことが必要であるため、防災訓練を実施し、災害に即応できる体制の確立に努めます。

なお、当地域においては、三重県・和歌山県との3県で円滑な応援活動に資するため、紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定を締結し、応援体制を確保していますが、これに基づき合同訓練などを実施しています。

## 1 1 自然環境等の保全と活用

当地域は、優れた自然環境に恵まれており、地域住民の快適な生活環境の一部であるとともに、交流のため訪れた人々にとっても、快適でゆとりやこころの豊かさを実感できる格好の場でもあります。また、「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録されている恵まれた自然と美しい景観は、健全な姿のまま将来に引き継いでい

かなければならない国民共有の貴重な財産であることから、適正な利活用を図りつつその保全に努め、自然との共存を図る必要があります。

さらに、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全するために、公害の防止に努めます。

#### (1) 環境の保全と活用

環境にやさしい社会づくりの推進のために、行政、事業者、県民がそれぞれの立場で環境の保全と創造に向けて取組を進めてきた環境づくりの指針「奈良県環境総合計画」を見直し、新たな内容の計画として策定します。

また、県自ら地球温暖化対策の率先行動として取り組んでいる「奈良県庁ストップ温暖化実行計画（第三次）」（平成25年度～27年度）の期間満了に伴い、新たな実行計画を策定し、引き続き地球温暖化防止を推進するとともに、県民、事業者などのあらゆる主体が環境負荷の低減に向けた取組が促進されるよう普及啓発活動を実施します。

さらに、大気・水・土壌などの地域環境の保全を図るため、引き続き常時監視、情報の収集等に努めます。

当地域における自然公園、自然環境保全地域などの優れた景観地や保護を必要とする地域については、生物多様性の保全とその持続可能な利用の観点も踏まえ、その保全と適正な利用を図ります。

一方、森林環境の保全については、これまでより、「森林環境税」による施策を展開していますが、森林生態系の保全や森林空間の適切な利用等、森林の持つ公益的機能が高度に発揮されるよう引き続き努めます。

また、廃棄物のリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）をはじめ循環型社会推進の取組を追求することにより、「美しく風格と和みのあるまちづくり」や「きれいな生活環境の創造」に資するとともに、それらを未来に継承していくことを目指し、「未来に生きる『ごみゼロ奈良県』の実現」に努めます。

また、美しい景観づくりとしては、植栽を通じて魅力ある庭づくり、さらには美しい景観づくりを行うことを目指して策定した「奈良県植栽計画」（「なら四季彩の庭」づくり）に基づき、当地域の自然環境や森林資源を活かし、見るだけでなく、いろいろな楽しみ方や活動ができる「庭」を整備するとともに、美しい景観を保全し、創造するため、道路沿いの緑化活動など県民との協働による取組を促進します。

# Ⅲ 和歌山県地域

## 1 交通通信の確保

紀伊半島和歌山県地域（以下、「当地域」といいます。）は、世界遺産に登録された「熊野三山」や「高野山」、また南紀熊野ジオパークなど、豊かな自然に恵まれ、人々が自然との関わりの中で培ってきた文化的景観や農村景観は、観光や交流の拡大の面で高いポテンシャルを有します。地域のポテンシャルを高めるとともに、農林水産物の輸送、また、企業誘致や地場産業の振興、さらに、地震や津波等の災害に備え、孤立化を防ぐ防災・減災対策の充実など、地域の活力を高めていくためには、交通体系の整備、なかでも高速交通体系の整備が必要不可欠です。

道路網等の整備については、まず、ミッシングリンクが存在する高規格幹線道路をはじめとする高速交通体系の整備を最重要課題として推進します。また、この高速交通体系の整備を補完し、地域の生活・産業の活性化を図る基盤として、県内拠点都市に中山間地域の生活拠点を結ぶ、X軸ネットワークや川筋ネットワークなど内陸部骨格道路の整備、港湾の整備及び鉄道の整備を推進するとともに、バスなどの公共交通機能の維持・充実を図ります。

公共交通については、運転免許を持たない学生や車に乗れなくなった高齢者、また国内外から本県を訪れる観光客等の移動手段としても必要不可欠です。市町村及び関係者と連携し、まちづくりと一体となった持続可能な公共交通ネットワークの形成を図ります。

また、情報通信技術（ICT）については、当地域の地理的な制約を克服し、産業活動の高度化や住民生活の利便性向上を図るうえで必要不可欠なツールであることから、希望する全ての住民がICTの恩恵を十分に享受できるようICT基盤の整備を促進するとともに、ICTの利活用を推進します。

### (1) 交通施設の整備

#### ア 高規格幹線道路網等の整備

当地域にとって、高規格幹線道路の整備は、企業誘致や観光振興、農林水産業の振興等、県民のチャンスを保障するものです。

そこで、国土軸からの遠隔性を低減するとともに、当地域内外との連携を強化するため、近畿自動車道紀勢線については、事業中区間であるすさみ串本道路、那智勝浦道路、新宮紀宝道路の整備を促進する（平成27年9月那智勝浦道路供用）とともに、未事業化区間である串本～太地間、新宮～新宮北間についても調査を進め、早期事業化を国に対し働きかけます。また、京奈和自動車道については、県内全線の早期供用に向け、事業を促進します。

さらに、京奈和自動車道や近畿自動車道紀勢線に続くプロジェクトとして、京奈和自動車道の第二阪和までの延伸や（仮称）京奈和関空連絡道路の具体化に向け取り組みます。

さらに、紀淡連絡道路については、次世代に向けたプロジェクトとして、その構想を促進します。

#### イ 地域高規格道路等の整備

地域高規格道路として指定された路線のうち、計画路線である五條新宮道路は、紀伊半島を縦貫する重要な道路であり、観光振興や農林水産業を含めた産業振興など地域の活性化、さらには南海トラフ地震などの大規模災害への備えとして事業を推進します。

また、大阪府との府県間を繋ぐ大阪橋本道路は半島地域の交流拡大を図る重要な路線であり引き続き事業を推進します。

当地域における幹線道路のうち、紀の川沿いの一般国道24号及び海岸沿いの一般国道42号は、交通量の増加に伴い、各所で交通渋滞を起こし、定時性確保が困難な状態であり、これを解消し、産業活動を支えるとともに、生活道路としての機能を発揮させるため、バイパス整備等を促進します。

具体的には、一般国道24号と並行する京奈和自動車道の県内全線の早期供用に向けた事業促進や、一般国道42号の冷水拡幅（海南市）、有田海南道路（有田市～海南市）、田辺西バイパス（田辺市）の事業を促進します。

全国と比較して整備が遅れている一般国道、県道については、高速道路と合わせて県内の一体的発展に寄与する内陸部骨格道路（X軸ネットワーク道路、川筋ネットワーク道路）や地域振興のために特に重要な半島循環道路等の幹線的な道路整備を推進しており、今後、内陸部骨格道路の走行性向上や緊急輸送道路の確保等の観点から道路ネットワークの強化を図るとともに、日常生活の利便性向上に資する道路についても整備を推進します。

また、防災機能の更なる強化を図るため、大規模災害等による地域の孤立解消、救助救援活動や生活の復旧支援に資する道路の整備を次のとおり推進します。

##### （ア）半島地域内の防災拠点間又はこれらと地域の幹線道路等を結ぶ路線

県道海南金屋線、県道秋月海南線、県道岩出野上線、県道泉佐野岩出線、県道かつらぎ桃山線、県道和歌山橋本線、県道那賀かつらぎ線、県道垣内貴志川線、県道山田岸上線、県道山内恋野線、県道二見御幸辻停車場線、県道吉備金屋線、県道御坊由良線、県道御坊湯浅線、県道井関御坊線、県道玄子小松原線、県道白浜温泉線、県道田辺白浜線、県道田辺龍神線、県道市鹿野鮎川線、県道上富田すさみ線 など

##### （イ）最寄りの避難所までの避難の円滑化に資すると認められる路線

県道和歌山野上線、県道海南吉備線、県道大崎加茂郷線、県道引尾下津線、県道高野口野上線、県道美里龍神線、県道奥佐々坂井線、県道新田広芝岩出停車場線、県道粉河寺線、県道西川原名手市場線、県道中尾名手市場線、県道堺かつらぎ線、県道志賀三谷線、県道山田御幸

辻停車場線、県道九重名倉線、県道高野橋本線、県道高野天川線、県道有田湯浅線、県道広川川辺線、県道井関御坊線、県道楠本小川線、県道沓掛糸我線、県道南金屋由良線、県道野上清水線、県道境川金屋線、県道柏御坊線、県道御坊中津線、県道御坊湯浅線、県道御坊由良線、県道玄子小松原線、県道上富田南部線、県道芳養清川線、県道田辺印南線、県道秋津川田辺線、県道長野上秋津線、県道温川田辺線、県道平瀬上三栖線、県道岩田保呂線、県道滝切目停車場線、県道日高印南線、県道田辺印南線、県道古井西の地線、県道上富田すさみ線、県道串本古座川線、県道古座川熊野川線、県道那智勝浦古座川線、県道南平野下里停車場線、県道梶取崎線、県道那智勝浦熊野川線 など

(ウ) 災害発生時に孤立する可能性のある地域の解消に資すると認められる路線

県道興加茂郷停車場線、県道上鞆那賀線、県道美里龍神線、県道境川金屋線、県道田辺龍神線、県道上初湯川皆瀬線、県道たかの金屋線、県道白浜久木線、県道下川上牟婁線、県道静川請川線、県道龍神十津川線、県道城すさみ線、県道那智勝浦古座川線、県道大附見老津停車場線 など

(エ) 異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間のうち迂回路なしの区間の解消等に資すると認められる路線

県道芳養清川線、県道近露平瀬線、県道すさみ古座線、県道長井古座線、県道田原古座線 など

市町村道については、国道、県道との有機的な連携を図りつつ、整備を推進します。

なお、これらの整備と併せ、通学路交通安全プログラムに基づく対策など交通安全施設等の整備を推進します。

また、近畿自動車道紀勢線の紀南地方への延伸に伴い、高規格幹線道路への1時間内幹線軸を構築するため、UTMS（新交通管理システム）の拡充整備、道路環境の整備等交通基盤の整備を推進します。

## ウ 国土強靱化、リダンダンシーの確保に資する交通インフラ整備

東日本大震災を契機に、東京一極集中の脆弱性が再認識されたところであり、大規模災害等のリスクを分散し、双眼型の国土構造を構築するには、関西を中心に四国や九州など西日本が一体となって発展していくことが重要です。

また、日本の成長、国際競争力の強化には、成長著しいアジアの活力を西日本全体に取り込むことが必要であることから、関西国際空港の機能強化や大阪都心と関西国際空港を結ぶ高速交通アクセスの整備を図るとともに、西日本全体をつなぐ高速交通インフラの整備が重要です。

さらに、西日本の大動脈である山陽新幹線には、代替機能を担う高速鉄道網



がないことから、太平洋ベルト地帯の交通・物流ネットワークが自然災害等により分断した場合に備えたリダンダンシーの確保や多軸型の強靱な国土の形成の観点から高速鉄道網の多重化が重要です。

これらの実現に向けて、関西国際空港・紀淡海峡・四国を高速交通インフラで結ぶ「太平洋新国土軸」の形成を促進します。

また、当地域の南北を結ぶ幹線鉄道である紀勢本線は、半島地域の海岸沿いを走行する路線であるため、小半径曲線の区間が多く、一部単線区間もあることから所要時間を要し、地域住民の利便性の向上や産業の活性化を図るためには、フリーゲージトレインの紀勢本線への導入による高速化の実現が重要です。

さらに、フリーゲージトレインの導入とあわせて紀勢本線の津波浸水地域に位置する路線の高台への線形改良を行うことで、高速化の実現に加え、大規模災害発生時における鉄道旅客の安全確保にも繋がります。

これらの実現に向けて、フリーゲージトレインの紀勢本線への導入の可能性について検討を進めます。

#### エ 港湾の整備、海上交通の維持・活性化

当地域は、約650kmのリアス式の海岸線に15の港湾があります。人やモノの交流の拡大を図り、経済活動を活性化するため、周辺地域と十分に連携を取りながら施設整備や港湾振興を推進します。

国際拠点港湾の和歌山下津港（和歌山市、海南市、有田市）については、海上交通の大動脈である太平洋航路の玄関口に位置し、将来は関西の3つの環状道路が集まる海と陸の一大結節点であるという港湾立地の優位性を活かし、海陸一体の高度な国際複合物流拠点の形成を図ります。

重要港湾日高港（御坊市、美浜町）については、紀中地域の林業等の地場産業活性化に資する物流拠点としての利用を促進するとともに、港湾機能の拡充を推進します。

特定地域振興重要港湾新宮港（新宮市、那智勝浦町）については、熊野地域の物流・観光・交流の海の玄関口としての機能が発揮できるよう外内貿易施設の充実と旅客船の受け入れ機能の強化を図ります。

その他の地方港湾については、地域の社会・経済状況に適切に対応し、地域振興に資するような整備を推進します。

また、津波による経済被害を抑え、早期の復旧・復興につなげるための津波対策を和歌山下津港、湯浅広港、由良港、日高港、文里港、新宮港において推進します。

四国との地域間交流を促進し、災害時の緊急輸送路としての役割を担う和歌山徳島航路については、航路の維持及び活性化のための海上交通の利用を促進します。

#### オ 航空ネットワーク等の整備

本県の発展のためには、首都圏空港と並ぶ我が国の国際拠点空港として位置付けられている関西国際空港のさらなる機能強化が必要です。

このため、今後も国際路線の拡大、国内路線の充実による際内乗り継ぎ機能の強化や利用促進を図ります。

また、羽田線が1日3往復6便就航している南紀白浜空港については、地元住民や首都圏からの観光客・ビジネス客等、年間11万人程度の利用者を数えます。

今後も、チャーター便や新規路線の誘致等を図るとともに利用しやすい環境づくりを進め、利用者の更なる利便性の向上につなげるほか、首都圏を中心とした県外からの誘客を図ります。

#### カ 魅力ある地域づくりの推進

当地域の世界遺産等の観光資源の魅力を高め、紀伊半島地域への観光客を増加させるためには、来訪客の利便性向上のための道路整備が必要であるとともに、移動中においても、沿道景観を楽しみ、新たな魅力を再発見できるような、観光基盤整備が非常に重要です。

そのため、観光交通基盤として、県内の幹線道路における線形が悪い部分の改良の促進に加えて、道路の通行そのものを観光資源とすることを目指します。

具体的には、沿道における景観形成や、道路標識の英語表記化、景勝地への駐車場整備等の推進、「道の駅」による道路情報や地域の観光情報の発信などを行うとともに、地域と行政が協働した運営体制を構築し、地域の面的な魅力形成を図ります。

また、近年の健康志向や環境意識の高まり等を背景に利用ニーズが拡大している自転車を観光振興のツールとして捉え、風光明媚な自然環境や世界遺産などに代表される観光資源を巡る川・山・海の3つのサイクリングロードを整備し、魅力ある地域づくりを推進します。

### (2) 地域における公共交通の確保

公共交通は、運転免許を持たない学生や車に乗れなくなった高齢者などの日常生活の移動手段として必要不可欠であり、その維持・確保を図る必要があります。

このため、県では広域的・幹線的なバス路線に対する補助などを行っていますが、モータリゼーションの進展や人口減少の影響により、公共交通の維持・確保が難しい状況にあります。

このような中、交通政策基本法の制定などによって、まちづくりと一体となった持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築に、市町村が主体となって積極的に取り組むことが求められるようになりました。

県としては、市町村による地域公共交通網形成計画等の策定過程に参画し、関係機関と連携しながら持続可能な公共交通の確保を図ります。

### (3) 情報通信関連施設の整備

情報通信技術（ICT）は、県民生活に必要不可欠な基盤であり、地域の経済活動の活性化や、安心・安全な社会の実現、医療・教育・行政等の各分野における社会的課題の解決に資するなど、その役割はたいへん重要となっています。

他地域とのICT利用の格差是正、住民生活の利便性向上、防災対策の強化、産業の振興、医療及び教育の充実等を図るため、超高速ブロードバンド、携帯電話、Wi-Fiなどの情報通信環境の整備を促進するとともに、その利活用を推進します。

## 2 産業の振興及び観光の開発

当地域は、高野、熊野に代表される世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめとした多数の歴史的文化的資源や海洋、森林などの豊かな自然環境を有するなど、自然と文化が融合した全国でも貴重な地域として位置付けられることから、これらの魅力ある地域資源を最大限に活用し、生産諸活動との調和と連携を図りつつ、地域住民がこころ豊かで住みよい暮らしができるよう、活力ある産業の振興を図り、地域の活性化を目指します。

農林水産業は、本県の地域経済や雇用を支える重要産業であるとともに、豊かな自然を守る大きな役割を担っています。各分野においては、生産拡大、経営の多角化、販売促進、担い手の育成・確保を図り、競争力を強化し、持続可能でたくましい農林水産業を創出します。

農業については、品質や鮮度が重要視される果樹や野菜花きなどの園芸作物を主体としており、国際化に伴う市場開放に比較的強く、今後の成長産業として大いに期待できます。このため、果樹産地の強化を図るとともに、小規模経営で高収益が期待できる施設園芸の生産拡大を推進し、国内外での多様な販路開拓を目指します。また、担い手の育成・確保に向けては、就農希望者が円滑に農地を確保し、営農技術を習得できるようサポート体制を強化します。

林業については、人工林が伐採時期を迎える中、この資源をいかに有効に活用するかが大きな課題であるため、低コスト林業の推進により、素材生産量の拡大に取り組むとともに、木材チップのバイオマス利用などを含めた紀州材の需要拡大を積極的に進めます。また、美しい景観や心身のリフレッシュ機能を有する豊かな森林を活用したグリーンツーリズムを推進します。

水産業については、資源減少が深刻化し、漁業従事者も著しく減少しているこ

とから、個別漁獲割当（IQ）の導入を実現し、水産資源を適切に管理しながら生産性の向上を図ります。また、朝市や漁業体験、プレジャーボートやスキューバダイビング等のマリンスポーツなど観光と連携したブルーツーリズムを推進します。

商工業については、特色ある技術・ノウハウなど地域産業の持つ「ものづくり」の伝統や優れた地域資源を生かした足腰の強い産業の育成・創出を図るため、県内企業の経営革新や新事業の創出など、産学官の連携による地域産業の総合的なイノベーション支援を進めていきます。また、地域開業率を向上するため、創業者支援を推進します。

さらに、立地環境の整備を進め、民間との協働など新たな手法による企業誘致に取り組むとともに、地域ブランドを育て、中国をはじめ東アジアなど国内外の市場開拓、販路開拓を推進します。

## (1) 農林水産業の振興

### ア 農業の生産性向上

農業の生産性向上を図るため、果樹では、県オリジナル品種の育成・産地化、個性化商品の生産拡大、機能性PRなどによる需要拡大等を進めるとともに、野菜花きでは施設園芸の推進をはじめ、省エネ・省力化対策などに取り組みます。畜産では、消費者志向に対応した熊野牛の生産技術開発を進めるとともに、地域性を生かした畜産物の生産・販売・加工など特色ある畜産業を推進します。また、大手食品・飲料メーカーとの連携による商品開発や、農業者を核にした加工食品開発を推進します。

野生鳥獣による農作物被害対策については、捕獲を重点に防護、人材育成、環境整備を総合的に推進するとともに、イノシシ、シカの食肉利用を促進します。

農業生産基盤については、営農合理化や労力軽減を図るため、広域的な農道整備や既存農業水利施設の保全・更新、高度化整備を推進します。また、自然的条件不利地域となる中山間地域においては、生産基盤整備のみならず地域保全活動を支援します。さらに、農村地域の安全・安心を実現するため、ため池改修など農地防災減災対策を推進します。

### イ 森林資源の循環利用の促進

高性能機械の導入や新たな架線集材システムの普及、路網の整備を推進するとともに、森林組合の技術力向上・経営体質強化、民間素材生産事業者との連携を図ります。

また、公共建築物や住宅への木材利用促進や県外への販路拡大などに取り組むとともに、木質バイオマスの活用を推進します。

紀州備長炭については、「択伐」等による原木林の循環利用の推進と併せて

伝統技術の継承による品質向上、安定供給に向けた取組を推進します。

さらに、森林の美しい景観や心身のリフレッシュ機能を活かした山村での体験活動など、観光と連携した新たな取組についても推進します。

#### ウ 水産資源の管理と海の多面的利用の促進

小型機船底びき網漁業の減船による資源管理や、漁業者別の漁獲量割当の導入を進めるとともに、漁業者の所得向上につながる磯根資源の種苗生産・放流により磯根漁業の再生を推進します。また、漁獲量の維持増大、生産コストの削減を図るため、集魚効果の高い表層型浮漁礁の設置等、生産基盤整備を推進します。

さらに、朝市や漁業体験、漁家民泊、マリンスポーツなど観光と連携した取組を拡大します。

漁港については、県内の拠点漁港として、外かく・水域・けい留・輸送・用地施設等を整備することで、水産物の供給基盤の整備を推進します。また、漁港の背後集落を高潮・津波等による被害から防護するために、海岸保全施設の整備を推進します。さらに、漁村における生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、漁業集落の環境整備を支援します。これらに加え、老朽化した施設の長寿命化や、大規模地震等を考慮した施設の整備（機能強化）を推進します。

#### エ 攻めの販売促進

高品質で安全・安心な和歌山県産品を、機能性にも着目して"おいしい！健康わかやま"としてPRするとともに、プレミアム和歌山など全国の消費者に和歌山県産品の高級イメージが浸透するよう、有名百貨店や高級果物店などと連携してPR活動を展開します。

また、県内生産者が儲かる有利な販路の開拓を産地や業界とも連携しながら、オール和歌山で推進し、首都圏など国内の有力市場はもとより、経済発展著しいアジアや高級ブランド構築にも有利な欧米諸国などグローバルな観点で取組を展開します。

さらに、商品開発や商談技術の向上、品質管理の実践指導など、販路開拓に頑張る地域・生産者の取組を総合的に支援します。

#### オ 多様な担い手の育成と確保

農業では、担い手への農地集積・集約化を進めるため、県内各地域へ設置した「農地活用協議会」と「農地中間管理機構」が一体となった活動を推進します。

また、JA等による法人化や農作業受託組織の設立を進めるとともに、家族経営農業から雇用型農業へのステップアップを支援します。新規就農者の育成

・確保に向けては、就農相談への対応をはじめ、技術習得や就農初期の経営安定対策などを実施します。

林業では、高性能機械等の専門的スキルを有する技術者を養成することにより、林業生産の基幹的な役割を担う林業就業者を確保します。

水産業では、漁業に関する求人情報を収集、提供するとともに、漁業技術等を習得するための研修により、漁業を担う人材を育成・確保します。

## (2) 商工業の振興

### ア 地場産業の育成

経済のグローバル化の進展等地場産業を取り巻く環境が変動している中、受注型体質を脱却し、企画提案型産地を育成するため、工業技術センターを中核にした研究開発力の強化を推進するとともに、産学との交流による先端技術への対応や創造的人材の育成等を積極的に推進します。

また、海外市場進出支援や企画提案型産地形成支援を中心に、地場産業の需要開拓及び自立形成支援事業を推進します。

### イ 創業支援

県内において創業しようとする者の発掘と指導、育成、またインキュベーション施設の整備など、起業準備から自立発展段階まで支援し、雇用創出に寄与する新規創業者の育成を推進します。また、創業者への支援体制を整えるため、県内市町村に対して創業支援事業計画の策定を促進し、県全体で創業事業の底上げを行い、県内開業率の上昇を図ります。

### ウ 企業立地の促進

関西国際空港や高速道路などの社会インフラ整備が進む中で、紀北・紀中・紀南地域それぞれの特性や強みを活かし、先端技術産業や情報通信関連産業、豊富な農林水産資源を活かした地域資源活用型産業などの誘致に努め、持続的な経済成長が見込まれるような産業集積を推進します。

#### (ア) 紀北地域

「紀の川流域地域基本計画」に基づき、近接地に集積する大企業による先端産業群との一体化を図り、ロボット等加工・組立、医療・福祉関連及びエネルギー・環境関連産業の集積による内発型と外部資本とのバランスの取れた活性化を目指します。また地域の強みである農林水産物を活用し、農商工連携による産業集積を推進します。

#### (イ) 紀中・紀南地域

「紀中・紀南地域基本計画」に基づき、紀中・紀南地域のもつ、豊かな自然や温泉などの観光資源、豊富な農林水産資源などの強みを活かし、高速道路の南進など整備が進む道路網や東京国際空港（羽田空港）との間に定期便が就航する南紀白浜空港などのインフラを活用しながら、地域資源活用型産業、情報

通信関連産業、エネルギー・環境関連産業、バイオ・食品関連産業、医療・福祉関連産業の企業誘致を推進します。

#### エ 情報化促進

インターネットの利用などによる商品・技術等の情報発信機能の整備及び情報収集提供機能の整備を促し、地域産業の研究開発能力の向上を促します。

また、情報関連産業の集積促進などの県産業の高度化のための施策を推進します。

### (3) 観光の開発

#### ア 観光素材の魅力向上

聖地「高野山」「熊野」に代表される歴史と文化、温泉や海、山など豊かな自然と、そこから生み出される多様な食材など、和歌山県が誇る観光資源を国内外に効果的に発信しつつ、さらに魅力ある観光商品として磨き上げ、また、おもてなしの充実など受入体制を強化することで「持続可能な観光地づくり」を推進します。

平成26年に登録10周年を迎えた「紀伊山地の霊場と参詣道」は本県を代表する観光資源であり、グローバルブランドとして認知されている「世界遺産」を最大限に活用し、「聖地」「パワースポット」などのキーワードを組み合わせ、「高野山」と「熊野」を強力に情報発信することで、誘客に繋がります。

また、約350のプログラムが用意されている体験型観光「ほんまもん体験」では、利用しやすい体験プログラムを来訪者のニーズに合わせて選別、情報発信し、訪問地での滞在時間の延長に繋がります。さらに「ほんまもん体験」を組み込んだ修学旅行の誘致を推進します。

「和歌山おもてなしトイレ大作戦」や、「わかやまおもてなし県民運動」を通じて、ハード、ソフト両面から県民みんなで来訪者を歓迎することで、再訪意欲の向上に繋がります。

さらに、旅行時間の短縮、地域交通と観光交通との安全性確保と円滑化を図るため、UTMS（新交通管理システム）等をはじめとする交通基盤の整備を推進するとともに、観光振興において重要な要素である「安全・快適」を確保するため警察機動力等の強化を図ります。

#### イ 国際観光の推進

外国人観光客の誘致については、個人旅行化の流れに対応するため、メディアを活用したプロモーションを強化するほか、ビザ要件緩和や経済成長により今後も市場拡大が見込まれる東南アジア方面への売り込みを強化していくことを基本として、本県が持つ重要な観光資源である世界遺産や温泉等の特色を生かし、各市場ごとの旅行者の嗜好に応じた誘致を推進します。

また、誘致にあたっては、国が進めるビジットジャパンキャンペーン事業とタイアップしつつ、関西国際空港・中部国際空港の活用や、関西府県などとの広域連携、また各種関係団体との連携により広域ツアーの造成促進に取り組んでいきます。さらに、来県した外国人観光客が快適・安心・安全に周遊することができるよう、無料かつ容易にWi-Fiを利用できる通信環境の整備や通訳ガイドの養成、多言語案内表示の整備、消費税免税店の拡充を推進します。

### 3 就業の促進

当地域の人口が減少していく中、将来を担う若者の地元への定着が重要な課題となっています。工業高校をはじめ県内各高等学校において、地元企業との緊密な連携の下、技術者や講師の派遣、企業説明会及び職場体験の実施等により地元産業を支える人材の育成を図り、地元企業への就職を推進します。

また、地元企業へのUIJターン就職や都市部から当地域への新たな人材還流を一層推進することで、当地域の産業の発展に資する人材の確保を図ります。

#### (1) 就業促進対策

##### ア 新規学卒者への就職支援

地元企業への就職促進と定着率の向上を図るため、新規高等学校卒業予定者を対象とした合同企業説明会を開催します。また、地元企業と高等学校が連携して、将来の当地域を支える若者が地元企業へ就職する仕組みづくりを推進します。

新規大学等卒業予定者に対しては、各地域での企業説明会の実施や地元企業の就職情報の提供等を積極的に行い、UIJターン就職を推進します。

##### イ 高度な技能を持った人材の確保

きめ細やかな職業相談や職業紹介を通して雇用機会の確保を図るとともに企業のニーズに応じた職業訓練を推進し、地元産業を支える人材の育成を図ります。

また、経営革新や技術革新等の実績がある人材を、都市部から当地域に呼び込むための支援を強化することで、当地域の発展に資する人材の確保を推進します。



## 4 水資源の開発及び利用

当地域には、数多くの河川が流れており、洪水による甚大な被害をもたらす一方で、夏場には渇水による取水制限が頻発するなど、決して水資源に恵まれた地域ではないことから、ダム建設により開発した水資源を適正に利用することにより、安定した水資源の確保を図ります。

今後は、気候変動がもたらす異常気象による渇水や、過疎化・高齢化の進行による水源地の荒廃等の問題に対応していくため、健全な水循環を維持する取組を推進します。

### (1) 水資源確保対策

ダム建設により開発した水資源については、関係機関が情報を共有し、相互の連携を図り、平常時から柔軟に水資源の有効活用の検討を進めることで、渇水リスクの軽減を図ります。

また、水源地域を保全し、森林の水源かん養機能の維持向上を図るため、荒廃森林の整備を推進します。

### (2) 水資源の利用

地域住民等に対し、節水・再利用等の意識を向上させるための啓発活動により、水資源への理解と関心を深めてもらうことで、資源の有効利用を推進します。

水道施設については、漏水の大きな要因となっている老朽管の更新を推進することにより、水道の有効率引き上げを図ります。

また、再利用が可能な雨水等を利用する施設整備により、水の循環利用を推進します。

## 5 生活環境の整備

当地域における定住を促進し、地域の活性化を図るためには、地域に暮らす住民と当地域に来訪する人々がともに快適さを実感できるような地域づくりが必要なことから、誰もが安全、安心に暮らすことができ、環境にも配慮した住みよい生活環境の整備を推進します。

当地域は山地が大部分を占め、紀の川をはじめ主要河川の流域に沿って都市が点在しています。

都市は人口と産業・医療・教育等の各種機能が集中し、それぞれの圏域の拠点として地域全体の生活と経済活動を支えるとともに、地域に根ざした歴史ある伝統や文化の保全・継承等に大きな役割を果たすなど、都市住民の誇りやまちの賑わいを形づくってきました。しかしながら、都市の無秩序な拡散と中心部の空洞

化が進むと、都市の機能を低下させ、圏域全体の衰退を招くこととなります。そのため、商業・文化・教育施設等の都市機能を再編・集約し、まちなか居住を誘導するとともに、都市の拡散を抑制することで、持続可能でコンパクトなまちづくりを推進します。また衰退した地域については、再開発により適宜活性化を図ります。

併せて、都市とその周辺の地域とが、相互に役割分担、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能の確保を推進します。

また、快適で衛生的な生活環境の構築を図るため、下水道、廃棄物処理施設等の整備など、生活に不可欠な基盤整備を推進します。

一方、農山村部においては、今後も人口減少が進み、維持・存続が危ぶまれる集落が多く発生することが見込まれるため、例えば小学校区など、生活拠点と周辺集落とで一体性を保った生活圏（以下、「生活圏」といいます。）において住民生活が持続できるよう取組を推進します。

## (1) 下水道、廃棄物処理施設等の整備

### ア 下水道施設等の整備

下水道等の汚水処理施設は、公共用水域の水質の保全と生活環境の整備を図るために不可欠な施設ですが、当地域における汚水処理施設の整備状況は、全国平均に比べて著しく立ち遅れています。

このため、下水道等の集合処理と浄化槽を組み合わせ、効率的・効果的な汚水処理施設の整備を推進します。

下水道については、紀の川流域下水道（伊都処理区）及び、紀の川中流流域下水道（那賀処理区）の整備を推進するとともに、老朽化対策にも取り組みます。また、公共下水道については、下水道施設の整備や老朽化対策を推進します。

また、集落排水施設については、機能診断の実施や、それに基づく更新整備等を促進します。

さらに、浄化槽については、単独処理浄化槽からの転換等、設置整備をより一層促進します。

### イ 廃棄物処理施設の整備

当地域では廃棄物の最終処分場確保が重要な課題となっていることから、紀南地域の市町が設立した一部事務組合が取り組んでいる広域廃棄物最終処分場整備事業を推進します。

また、ごみの適正処理、減量化、資源化を促進するため、市町村や一部事務組合が行う一般廃棄物処理施設整備事業を推進します。

#### ウ 海岸漂着物対策の推進

海岸の良好な景観を守り環境を保全するため、海岸漂着物対策を推進します。

#### (2) 公園等の整備の推進

安全で快適な都市環境整備のため、都市公園等の長寿命化計画に基づいた公園施設の計画的な更新を進めるとともに、防災性能の増大など機能向上を図ります。また、地域固有の歴史・文化及び景観等を活かした公園整備を推進します。

#### (3) 住宅関連対策

住宅関連対策として、和歌山県住生活基本計画により、長期展望に立った種々の住宅対策を実施します。

公共賃貸住宅の質的向上を目指し、当地域において、長寿命化計画に基づいた建替及びストック総合改善を推進します。

#### (4) 生活サービスの持続的な提供

高齢化や人口減少が進む中でも都市機能を維持し生活サービスを持続的に提供するためには、商業施設や医療福祉機関等を中心部に集約し、周辺の居住地と公共交通で連携した利便性の高いまちづくりが必要です。

このため、無秩序な郊外開発を抑制し、コンパクトなまちづくりを推進するとともに、集約された都市機能を活用できるようにするため、郊外集落との交通ネットワークの強化を図ります。

一方、農山村の生活圏内において、生活に不可欠な道路や農林道の整備、土砂災害防止、ため池改修整備などの事業を引き続き実施するとともに、コミュニティバスの運行、上水道整備や浄化槽設置、携帯電話不感解消など、市町村の取組を支援します。

また、生活圏単位で住民自身が集落を維持するために実施する、住民主体の取組を総合的に支援します。

## 6 医療の確保等

高齢化率の上昇や出生率の低下、過疎化が進む農村漁村地域を中心に無医地区等が点在している当地域において、医療ニーズが増大するとともに多様化しています。また、和歌山市を中心とする和歌山保健医療圏に医療機関や医療従事者が集中するなど地域偏在が生じています。

こうした中、救急医療、周産期医療、がん対策、災害医療、へき地医療などの医療体制の確保・充実を図り、地域住民のだれもがどこに暮らしていても安心して医療を受けることができる社会を目指します。

## (1) 医療の確保を図るための対策

### ア 保健・医療の充実

近年の医学の進歩により、医療の高度化、専門化が進む中、健康増進から疾病の予防・診断・治療・リハビリテーションに至る包括的な医療を継続的に提供していくことが求められています。

高齢化、過疎化が進む農山漁村を多く抱える当地域においては、医療機関が都市部に集中する傾向にあるため、医療資源の適正配置を図るとともに、将来の医療需要にふさわしい医療提供体制を構築する必要があります。

このため、地域医療の拠点となる病院やへき地診療所などの整備・充実を強化するとともに、地域における医療従事者を確保するため、地域で医師のキャリア形成が可能となるシステムの構築や、女性医師支援、看護職員の離職防止・復職支援など、医療従事者が働きやすい環境を整備します。

また、休日及び夜間における救急医療体制の充実を図るとともに、どこで暮らしていても十分な医療が受けられるよう、在宅での医療提供体制の充実強化や遠隔医療などの充実を図ります。

### イ ドクターヘリの活用

紀伊半島は山間へき地が多く、重篤救急患者が生じた場合に高度医療機関まで搬送に長時間を要する地域があることから、救急医療体制の充実を図るため、三重県、奈良県との共同でドクターヘリを平成15年1月1日から運航しています。

重篤救急患者の広域にわたる搬送と救命率向上、後遺症の軽減に大きな効果が表れている状況から、引き続き、関西広域連合ヘリなど近隣ヘリとの緊密な連携体制を構築し、ドクターヘリを積極的に活用することにより、紀伊半島の救急医療体制の充実を図ります。

## 7 高齢者の福祉その他福祉の増進

地域における高齢化率の上昇や出生率の低下により、高齢者、児童の福祉に対するニーズの増加・多様化が想定されています。

和歌山県の高齢化率は平成27年1月現在で29.5%となり、本格的な超高齢社会を迎える中、「住み慣れた地域でみんなが支え合う社会づくり」「生きがいを持ち、健康で自立した生活を送れる社会づくり」「安全・安心に暮らせる社会づくり」「高齢者の尊厳を保持するための環境づくり」「高齢化に対応した社会環境づくり」を基本指針に、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らすことができる和歌山の実現を図ります。

その他の福祉対策として、児童福祉施設の整備や子育て支援サービスの充実な

ど、子どもたちが健やかに育つことのできる地域づくりを推進します。

また、障害のある人もない人もお互いに支え合い、自分らしく暮らすことができる共生社会の実現を図ります。

#### (1) 高齢者の福祉の増進を図るための対策

高齢者が地域で自立した生活を安心して送れるよう、地域の「見守り」体制の構築、生涯現役社会の実現に向けた「健康」づくり、高齢者のニーズに応じた住まいと暮らしの「安心」確保、介護・福祉の「産業化」という「わかやまの老後に安心を届ける政策」を総合的に推進し、地域包括ケアシステムの構築を図ります。

具体的には、「わかやま長寿プラン2015」に基づき、今後の要介護認定者数の推移やニーズを踏まえ、特別養護老人ホームなどの老人福祉施設や訪問介護、訪問看護、デイサービスなどの在宅サービス等の着実な整備を図るとともに、医療と介護の連携強化、地域見守り協力員などによる地域見守り体制の強化、わかやまシニア活躍推進拠点の設置、認知症対策の推進、介護人材の確保などに取り組み、医療・介護・予防・住まい・生活支援を切れ目なく一体的に提供する地域包括ケアシステムの実現を図ります。

また、地域包括ケアシステムの実現には、行政のみならず地域のさまざまな主体が連携し、地域特性を活かした取り組みを地域全体で主体的に進めていくことが不可欠です。都市部から中山間地域まで、それぞれの地域の実情に合った地域包括ケアシステムの構築が可能となるよう支援します。

#### (2) 児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策

子どもたちが健やかに育つことのできる地域づくりを推進するため、児童館や児童センターの整備を促進します。また、放課後児童クラブ等の拡充を行い、放課後を安全・安心に過ごすことのできる生活及び遊びの場の確保等を図ります。

幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に利用することができる認定こども園の整備を推進します。

地域や企業など社会全体で子育てを支援するため、地域における子育て支援サービスの充実を図り、仕事と子育てを両立するための職場環境づくりを推進するとともに、親の育児力の向上を支援します。また、子どもの健康の保持増進を図るため、乳幼児医療の充実を図ります。

障害のある人もない人も誰もが、社会の一員として社会参加し、地域で支え合いながら自分らしい生活をする事ができる共生社会の実現を目指して、障害のある人が地域社会で自立した生活ができるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、和歌山県障害福祉計画に基づき障害福祉サービスの整備を推進します。

また、障害のある人の高齢化や重度化、重複化等により、ニーズも高度化、多様化しており、それぞれの障害の特性や個々のライフステージに応じて、福祉、保健・医療、教育、雇用などの各分野の連携を図り、総合的・計画的に障害者施策を推進します。

さらに、障害者の職業的自立を図るため、就労移行や工賃向上等の就労支援に取り組むとともに、障害者就業・生活支援センターによる就業、生活両面において支援します。

## 8 教育及び文化の振興

広く世界に視野を広げ、たくましくグローバル社会を生きていかなければならない次世代の子どもたちにとって、その基盤となるのは、我が国及び郷土を愛し大切にすることです。そのため、郷土の文化や歴史、人々について深く学び、誇りと畏敬の念を育てる教育を、義務教育の段階から推進します。

特に、我が国の精神文化の形成に大きな役割を果たしてきた世界遺産である熊野三山や高野山を擁し、全国有数の文化財保有地である当地域においては、今後、快適でうるおいのある地域づくり、さらには、人々が誇りをもてる地域づくりの視点に立ち、世界遺産をはじめとして各地に遺されている建造物・美術工芸品等の文化財の保存整備を図るとともに、地域に伝承された風習・行事・技術、民俗芸能等の無形の文化財の保存伝承を推進します。

また、社会に巣立つ前段階の教育として、やがて地域において就業し、地域に貢献しうる人材として成長できるよう、地域産業や専門技術について学び、体験できる機会を提供します。

### (1) 地域振興に資する多様な人材の育成

過疎化が進む当地域において、地方創生を進めていくためには、地域で育ち、地域に貢献できる、次代の地域づくりの担い手となる後継者を育成していくことがなによりも重要です。そのため、郷土を愛する心を育み、地域社会のために活躍できる人材を育成します。

特に、地域で働き、地域の産業を支える人材を確保するために、「職場体験・インターンシップ」や「企業ガイダンス」、「産業を支える人づくりプロジェクト」等、地元産業や地元企業について学び、就業に繋げていく取組を進めます。また、県内の高校から県外の大学等へ進学した学生の割合が全国で最も高い数字となっており、大学入学時における若者の都市部への流出に歯止めをかけるため、県内で高等教育を受けることのできる環境を充実させる必要があり、地域医療を支える専門職としての技術を身につけ、卒業後も県内定着が期待できる「薬学部」設置を進めるとともに、看護大学等の誘致を推進します。さら

に、和歌山県立情報交流センターBig・Uにおいて、地域住民の多様な教育ニーズに対応した特色ある高等教育を実施する和歌山大学南紀熊野サテライトとの連携や、高大連携を推進し、高等教育の一層の充実と地域の連携の強化を図ります。

一方、スポーツの振興においては、紀の国わかやま国体などで活躍した競技者を優秀な指導者として育成し、次世代のトップアスリートを輩出していくという好循環を生み出し、競技力の向上とすそ野の拡大を図ります。また、地域住民の健康づくりに資するスポーツイベント等の企画・運営を行い、地域住民のスポーツ参加を促進する人材を育成し、県民のスポーツ振興をさらに推進します。

## (2) 教育・文化施設等の整備

県立紀伊風土記の丘公園内の特別史跡岩橋千塚古墳群の整備を進め、埴輪など出土遺物の復元整理を行い、展示品の充実を図るとともに、指定地外の大型古墳については、追加指定と公有地化を進め、将来にわたり保存を図ります。また、古墳見学会や体験学習教室などを開催し、県の歴史遺産への愛着と誇りを醸成する教育を実施します。

県立博物館及び近代美術館では、館蔵品を活用した企画展を開催し、県民に和歌山県の歴史や文化、芸術に対する関心と理解を深める機会を提供します。また全国から国宝や重要文化財、優れた美術作品を集め、計画的に大規模展を開催します。

県立自然博物館では、和歌山県の自然のすばらしさを紹介するとともに、自然環境や生物多様性の保全や保護に対する意識啓発を図ります。また、県内の地層・地質の特性を明らかにし、発掘・発見された化石を調査・研究・保存するとともに、県内の動植物の分布を明らかにして、生物標本を蓄積し、それら貴重な資料を後世に伝えます。

## (3) 地域文化の振興

### ア 伝統文化の保存と活用

熊野三山、高野山の霊場とその霊場を繋ぐ参詣道からなる世界遺産は、人類にとってかけがえのない貴重な遺産として適切に保存し後世に継承できるよう努めるとともに、世界遺産と関連する未登録の文化遺産の世界遺産追加登録を図ります。

また、南方熊楠が研究対象とした社寺林や海浜地などの地域に存在する文化財を発掘し、学術調査を行い、将来的な保存と活用を図ります。

さらに、地域の特色ある祭礼行事や民俗芸能、伝統技術、歴史的・文化的な価値が高い建造物や記念物、伝統的建造物群、重要文化的景観等の保存・活用を推進します。

## イ 文化の振興施策

地域住民の多彩な文化活動を促進するとともに、優れた文化の鑑賞機会や活動成果の発表機会の充実を図るため、当地域において、県美術展覧会をはじめ、演奏会、演劇等の文化イベントを開催し、地域の文化振興を図ります。

また、地域の文化団体が実施する演奏会、展覧会等に対して支援を行い、地域による多彩な文化芸術活動を促進します。

## 9 地域間交流の促進

当地域には世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を代表とした多数の歴史的文化資源、また海洋、森林などといった豊かな自然環境が豊富に存在しており、今後、当地域の自立的発展に向け、活性化を図っていくためには、これらの魅力ある地域資源を和歌山独自のスタイルで最大限に活用し、地域外との交流を促進していくことが重要です。

そこで、和歌山らしい独自の地域資源の活用スタイルの確立を図るとともに、都市との交流をはじめとした他地域との地域間交流を一層促進することにより、当地域の活性化を図ります。

### (1) 地域間交流の促進のための方策

#### ア 観光と連携した交流促進

当地域には都会にはない豊かな自然資源が豊富に存在することから、自然や文化資源、農林漁業など地域の宝を、地域住民とのふれあいの中で体験、体感してもらうことにより、訪れた人にはふるさとへ帰ってきたような満足感を、地元の人には誇りと自信がもたらされる体験・交流型観光「ほんまもん体験」を一層推進します。

また、川・山・海のサイクリングロードを市町村と連携して推進し、交流人口の拡大を図ります。

#### イ 移住・定住事業の推進

田園回帰を背景として、農業や田舎暮らしに関心のある都市住民と地域との交流を図る「田舎暮らし体験」や「田舎暮らしワークステイ」を推進します。また、地域の課題解決に向けた交流事業として、過疎化や高齢化に伴う問題を抱える地域と、地域づくりの実践を行う都市部の大学とをマッチングする「大学のふるさと事業」を実施します。

そして、都市から地方へという流れをつくり、U I Jターンを進めるため、市町村に配置した移住相談に対応する「ワンストップパーソン」と地元の「受入協議会」が連携して、移住・定住を推進します。また、地域おこし協力隊制度を活用して、都市部の若者を受け入れることにより新しい視点からの活性化



を図ります。

住まいについては、過疎地域で増加する空き家を活用するため、空き家バンクの創設や、空き家の改修補助金などの事業により、移住者に提供できる住まいを確保します。

#### ウ 他地域への情報発信

地域間交流を促進するためには、当地域の魅力ある地域資源を広く国内外に情報発信することも重要であることから、インターネットを活用した情報発信を推進していくとともに、首都圏、近畿圏等の市場を対象に大手量販店等とのタイアップによる「ソフトアンテナショップ」等を幅広く展開していきます。また、東京有楽町にあるアンテナショップ「わかやま紀州館」を活用し、他地域への情報発信を実施します。

## 1 0 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化

当地域は、近い将来高い確率で発生が予想されている南海トラフ地震により大規模な地震・津波災害に見舞われる可能性があるとともに、平成23年に発生した紀伊半島大水害等の過去の災害にもみられるように、急峻な地形や脆弱な地質が多く、また、日本有数の多雨地域という気象条件もあり、台風・集中豪雨等による浸水被害、土石流などの土砂災害が発生しやすい状況にあります。

そのため、住民の安全・安心な生活を確保するため、県土の保全と防災体制の強化を図ります。

### (1) 災害防除のための国土保全施設等の整備

#### ア 地震・津波対策

「津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム」に基づき、南海トラフ地震による津波への対策として、河川・海岸堤防等の嵩上げや耐震化を今後10年間で推進し、津波避難困難地域の解消を図り犠牲者ゼロを目指すため、河川・港湾・海岸・漁港施設の防護力強化として、水門・樋門の自動化・遠隔操作化を推進します。

また、道路ネットワークの寸断による地域の孤立化を防ぐため、橋梁の耐震化や法面の崩壊や落石等を防止する道路災害防除施設の整備を推進します。特に、紀伊半島南部地域においては、南海トラフ地震への備えとしてリダンダンシーの高い道路ネットワークが必要であることから、緊急輸送道路等の整備やネットワークの多重性確保に向けた整備を推進します。

さらに、公営住宅の避難ビル化の推進や、建築物の倒壊による被害を軽減するため、住宅の耐震化及び大規模建築物の耐震化を促進するとともに、地震や津波による下水道施設の機能不全を軽減するための耐震・耐津波化を推進しま

す。

#### イ 水害対策・土砂災害対策

水害や土砂災害などから被害を受けやすい地形・地質をもつ当地域では、人命・財産を守るための対策を強化する必要があります。

そのため水害対策については、ハード対策として河川の河道拡幅や護岸整備等を推進します。また、ソフト対策として河川水位情報を提供するとともに、「和歌山県避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」や和歌山県気象予測システムの運用により、市町村における警戒避難体制の整備や住民の避難行動の支援などを推進します。

土砂災害対策については、ハード対策として砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進します。また、ソフト対策として雨量情報の提供や土砂災害警戒区域等の指定・周知を推進するとともに、市町村における警戒避難体制の整備や土砂災害ハザードマップの作成等を促進します。

さらに、紀伊半島大水害からの復興について、甚大な被害が発生した那智川流域等において実施中の直轄工事の早期完成を促進します。

また、砂防に関する研究機関として平成26年4月に設置された国土交通省近畿地方整備局「大規模土砂災害対策技術センター」を活用し、深層崩壊等の大規模土砂災害の原因究明を進め、危険箇所の抽出や警戒体制の整備を進めます。

加えて、内水による浸水被害を軽減するための下水道施設の整備や、内水ハザードマップの策定を促進します。

道路防災対策については、法面の崩壊や落石等を防止する道路災害防除施設の整備を推進します。

## (2) 防災体制の強化

自然災害による犠牲者ゼロを目指すため、行政の防災体制の強化、情報伝達網の充実、災害が発生するおそれのある地域の把握と対策を実施するとともに、地域住民による自主防災活動の充実を図ることにより、「自助」「共助」「公助」がそれぞれ主体的に活動し、相互に連携しあう防災協働社会の構築を推進します。

#### ア 津波避難困難地域の解消

南海トラフ地震における被害想定を踏まえた地震・津波対策の推進を行うとともに、津波による犠牲者をゼロにするため、「津波から『逃げ切る!』支援対策プログラム」に基づき、県民の津波からの避難を支援し、津波到達時間までに安全な場所に避難することが困難な地域(津波避難困難地域)を解消します。

## イ 情報伝達の多重化

災害発生時に県民に適切かつ迅速に情報を提供できるよう、防災わかやまメール配信サービスやエリアメール・緊急速報メールによる緊急情報の提供、外出先等でも近くの避難先を検索できるナビアプリ、ヤフーサービス上への県内避難先情報の掲載、ラジオの難聴取世帯の解消に向けたラジオ通じるプランやAM放送の難聴エリアを補完するFMラジオ中継局を整備する等、これまで取り組んできた情報伝達手段の多重化に引き続き取り組みます。また、国立研究開発法人海洋研究開発機構(JAMSTEC)が持つ地震・津波観測監視システム(DONET)の観測情報をリアルタイムに入手できる体制を整備し、津波の規模や到達予測を県がいち早く把握することで、迅速な避難のための情報を住民に提供します。

## ウ 総合防災システムの再構築と実践的訓練の実施

本県では、東日本大震災等の大規模災害の備えや紀伊半島大水害の課題解決のため、被害報告型から災害対応型への転換を行い、大規模災害に対応できるよう、総合防災情報システムを再構築しました。このシステムの再構築により強化した機能を活用し、各関係機関の被害情報を簡潔かつ的確に収集・分析することで、即座に状況の把握や情報共有等を行い、迅速な災害対策を実施していきます。加えて、迅速な初動対応と災害対応力強化を図るため、災害用装備資機材等の充実により警察の活動基盤を強化するとともに、県及び市町村は、自衛隊、海上保安庁、消防等防災関係機関と連携した実践的合合同訓練により相互連携を深め、災害対処能力の強化を図ります。

## エ 市町村支援体制の強化

市町村役場機能が著しく低下し、迅速かつ十分な災害対応ができなくなることを想定し、県職員720名で構成した災害時緊急機動支援隊や紀伊半島大水害の被災地に派遣された職員で構成する廃棄物処理支援要員、住家被害認定士リーダーの制度を構築し、計画的な研修や訓練を実施することで、災害時の市町村支援体制を強化します。

## オ 地域防災力の向上

地域における防災活動の中心となる地域防災リーダーや災害時の避難所運営リーダーの養成を進めるとともに、自主防災組織による地域の災害危険箇所の把握や避難訓練、防災学習等の取組を支援します。

また、消防団員が効果的な消防技術の習得ができるよう、消防学校における教育の充実に向けた取組を推進し、消防団を中核とした地域の防災体制の強化を図ります。

## カ 防災教育の充実

全ての小中学校で防災教育を行い、災害から自ら命を守る意識を持つための教育を義務教育の段階から徹底するとともに、高等学校においては高校生防災スクールにより地域防災を担う青少年を育成します。

また、「稲むらの火」の舞台となった本県では、偉大な先人の功績と遺訓を語り継ぎ、来るべき津波災害から大切な命とくらしを守るための様々な取組が引き継がれています。地域の災害予防及び防災意識の向上のため、防災への取組や意識を地域に根付かせ、防災文化として醸成していきます。

## 1 1 自然環境等の保全と活用

当地域は、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」、日本ジオパークに認定された「南紀熊野ジオパーク」など、我が国有数の森林、里山、河川、海洋などの自然環境が残された地域であり、これらの優れた自然環境は、地域住民の生活資源であるとともに、人々にこころの豊かさや癒しをもたらす大切な資源です。

多様な生物も生息しているこれらの恵まれた自然環境を、後世にわたって維持できるように、保全と活用を図ります。

また、地球温暖化を防止するため温室効果ガス排出の削減に努めるとともに二酸化炭素吸収源として環境保全を重視した森林整備を推進します。さらに、本県の地域特性を活かした新エネルギーの導入を推進するとともに、環境に配慮した事業活動を推進し、県内の良好な環境の保全を図ります。

### (1) 環境の保全と活用

#### ア 自然環境の保全と活用

近年、自然とのふれあいの推進が求められている状況に鑑み、自然環境整備交付金等を活用し、自然の保護及び利用のための施設整備を推進します。

また、生物多様性保全の観点から選定された特定植物群落や重要湿地の保全を図るとともに地域特有の天然記念物等自然環境の保全と活用を推進します。

#### イ 森林環境の保全と再生

森林は、水源のかん養や二酸化炭素を吸収することによる地球温暖化防止などの様々な公益的機能を有しており、これらの機能を持続的に発揮するには、適正な管理を継続して実施していくことが必要ですが、林業経営の不振等から、森林の手入れが十分でない状況が進み、その機能低下が危惧されています。

このため、荒廃森林の整備に取り組むとともに、地域材の利用拡大を積極的に促進し、森林環境の保全を推進します。

## ウ 環境保全

### (ア) 温暖化対策の推進

和歌山県地球温暖化対策条例に基づき、事業活動による温室効果ガスの排出抑制、大規模駐車場におけるアイドリングストップ、森林による吸収源対策を促進します。

### (イ) 再生可能エネルギーの導入促進

本県の地域特性を活かし、太陽光発電や風力発電、バイオマスエネルギー、地熱発電（温泉発電）等に代表される再生可能エネルギーの利用を促進するとともに、黒潮の流れを利用した海洋発電などの海洋資源の活用に向け、調査研究の実施等、取組を推進します。

### (ウ) 水・大気環境の保全

本県の良好な自然環境や生活環境を保全するため、河川海域などの水質や大気質の常時監視を実施するとともに、公害関係法令に基づく事業者への監視指導、技術的な助言及び公害防止施設の整備に対する融資を行うことで、環境に配慮した事業活動を促進します。

# 丹後地域半島振興計画

平成27年12月

京 都 府

平成27年12月 全部変更

## 目次

第1	基本方針	1
1	地域の概況	1
	(1) 位置・地勢等	1
	(2) 歴史・文化	1
	(3) 産業	2
	(4) 人口等	2
2	現状及び課題	3
	(1) 交通・通信基盤	3
	(2) 観光・農林水産業振興	4
	(3) ものづくり産業等	7
	(4) 就業（担い手づくり、定住対策等）	8
	(5) 地域づくり（地域活動・地域間交流等）	9
	(6) 府民安心のまちづくり	10
	(7) 環境と文化の伝承	12
	(8) 災害対策の強化と安心・安全の確保	13
3	振興の基本的方向及び重点とする施策	15
	(1) 基本的方向	16
	(2) 重点とする施策	17
第2	振興計画	19
1	地域内外の交流を支え、活発にする交通、通信基盤の整備	20
	(1) 観光を支える基盤づくり	20
	(2) 産業振興の基盤となる道路整備の推進	20
	(3) 持続可能な公共交通網の実現	21
	(4) 港湾施設の整備	21
	(5) 情報通信関連基盤の整備	21
2	丹後地域の活性化を牽引する観光振興	22
	(1) 地域の魅力を結集した観光ゾーン形成	22
	(2) スポーツ観光の推進	24
	(3) 丹後地域の食の魅力発信と生産力強化	24
	(4) 「食」を支える基盤づくり	27
3	ものづくり産業等地域産業の振興	29
	(1) エコノミック・ガーデニング方式等による丹後の中小企業成長・発展支援	29
	(2) 「丹後・知恵のものづくりパーク」の技術支援・人材育成の拠点化	30
	(3) 丹後ちりめん等織物業や機械金属業の振興と「新丹後ブランド」化	30

(4) 商店街活性化支援 .....	31
4 地域産業を担う人づくり、就業支援体制及び若者の定着・定住対策の強化.....	31
(1) 地域産業を担う人づくり .....	32
(2) U・I ターンズの推進 .....	32
(3) 働く場の確保 .....	32
5 地域づくりと地域間交流の強化 .....	32
(1) 地域力ビジネス等新たな地域力再生活動への支援強化.....	32
(2) 若者が誇りと愛着を持って暮らせる地域づくり.....	33
(3) 地域を担う人づくり .....	34
(4) 地域間交流の促進 .....	34
(5) 命の里の再生とふるさと保全・農村再生活動.....	34
6 府民安心のまちづくり .....	35
(1) 総合的な少子化対策の推進 .....	35
(2) 府立医科大学附属北部医療センターを核にした地域医療体制・医師派遣機能の 充実・強化と「たんご健康長寿日本一」の推進.....	35
(3) 社会福祉の向上 .....	37
(4) 暮らしを取り巻く安心・安全の確保 .....	38
(5) 生活環境の整備 .....	39
7 環境と文化の伝承 .....	41
(1) 山陰海岸ジオパークや天橋立等丹後地域ならではの自然環境・文化の保全と発信 ..	41
(2) 丹後地域の豊かな自然環境を守り育てる取組の推進.....	41
(3) 地域文化の伝承 .....	43
(4) 再生可能エネルギー等の活用 .....	43
8 災害対策の強化と安心・安全の確保 .....	43
(1) 地域の実情に応じた防災・減災対策の推進.....	43
(2) 計画的な洪水・土砂災害・集中豪雨対策・海岸保全対策の推進.....	44
(3) 地震・津波や異常気象に備えた安心・安全の確保.....	45
(4) 雪に強い道路ネットワークの整備 .....	46
(5) 原子力防災対策 .....	46
(6) 老朽化したインフラ施設への対応 .....	46
第3 計画の推進 .....	46



## 第1 基本方針

### 1 地域の概況

#### (1) 位置・地勢等

##### ～人々を魅了する自然景観に恵まれた丹後地域～

丹後地域（宮津市、京丹後市、伊根町及び与謝野町）は、京都府の最北部に位置し、東は舞鶴市、西は兵庫県豊岡市、南は福知山市に接し、面積は約 845 k m<sup>2</sup>と府全体（4,613 k m<sup>2</sup>）の約 18%を占めている。

丹後半島の東と西には、それぞれに砂嘴を持つ宮津湾と久美浜湾があり、南には大江山連峰、中央には丹後山地が連なり、その中央部を竹野川が流れている。由良海岸から久美浜湾に至る海岸線は変化に富み、天橋立、伊根湾、経ヶ岬、夕日ヶ浦など、様々な貴重な地質遺産を有し、東側は丹後天橋立大江山国定公園、西側は山陰海岸国立公園及び山陰海岸ジオパークに指定されている。

また、自然環境保全地域の上世屋、内山のブナ林、鳴き砂で有名な琴引浜、日本の棚田百選に選ばれた袖志の棚田、更には各所に湧出する 170 を超える温泉など、自然景観に恵まれた地域である。

気候は四季の変化に富む日本海型気候で、夏は気温が高い日が続き、晩秋から冬にかけては「浦西」といわれる季節風とそれに伴う時雨現象で、不安定な天候となる。冬季には山間部では 1 m を超す積雪が見られることもある。

こうした気候は生活に厳しさをもたらす一方、良質な水や適度な湿気が、米作りなど農林水産業や丹後ちりめんなどの織物業に対する恵みとなってきた。

#### (2) 歴史・文化

##### ～歴史・文化のロマンあふれる丹後地域～

丹後地域は、縄文・弥生時代から大陸との交流が活発に行われていたと考えられ、蛭子山古墳など日本海三大古墳をはじめとする古墳群が残されているように、いわゆる「丹後王国」として「大和王権」に比肩する独自の繁栄を遂げていたとみられる。

その後、奈良時代の 713 年（和銅 6 年）に丹波国から分かれ丹後国が置かれたが、江戸時代には宮津藩、峰山藩と田辺藩（現在の舞鶴市）の三藩に分割され、さらに江戸中期以降は、幕府の天領として久美浜代官所が置かれた。明治維新後は、久美浜県が先に置かれ、廃藩置県による宮津県、峰山県、舞鶴県を経て、1876 年（明治 9 年）には京都府に統合された。

また、丹後七姫（安寿姫、乙姫、小野小町、静御前、間人皇后、羽衣天女、細川ガラシャ）、浦島太郎、徐福など数多くの伝説や民話が存在するほか、わが国最古の製鉄所遺跡である遠慮遺跡製鉄工房跡、江戸後期の北前船で繁栄した豪商の住宅、重要伝統的建造物群保存地区

の「伊根浦舟屋群」や「ちりめん街道」などもあり、歴史・文化のロマンあふれる地域である。

### (3) 産業

#### ～豊かな食、ものづくりの伝統・技術が息づく丹後地域～

産業分類別の就業比率は、第1次産業8%、第2次産業29%、第3次産業63%となっているが、従来の基幹産業である農林水産業、織物業、機械金属業など、第1次産業、第2次産業の比率が、他地域よりも高くなっている。

こうした中で、これまでに通算12回の特A評価を受けている丹後産コシヒカリやブランド京野菜、間人ガニや伊根ブリなど丹後地域ならではの食に加え、茶、丹後とり貝、丹後ぐじ、イワガキなど新たな農産物、水産物の生産等が始まるなど、「丹後・食の王国」と呼ぶのにふさわしい豊かな食に恵まれている。

また、丹後地域のものづくり産業として根付く織物業や機械金属業は、生活スタイルの変化や厳しい経済状況の中でも脈々と受け継がれており、こうした高い技術力をいかした製品開発など新たな産業発展につながる可能性も秘めている。

### (4) 人口等

#### ～高齢者など人々がいきいきと活動する健康長寿の丹後地域～

丹後地域では、全国や京都府の平均を上回る少子高齢化が進行しており、地域の社会経済全般にわたり様々な影響を与えている。

丹後地域の人口は、2010年（平成22年）の国勢調査では104,850人で、長期的な人口減少と高齢化が進み、1970年（昭和45年）の140,186人と比べ、40年間で約25%減少した。また、65歳以上の人口比率は、この間に11%から34.6%（平成27年3月31日現在推計人口）へと急激に上昇しており、保健・医療・介護体制の一層の整備充実が求められている。

一方、100歳以上の長寿者の比率が府平均の約2倍であるとともに、多くの高齢者が農林水産業等に従事したり、様々な行事や伝統文化の維持・継承に携わるなど、高齢者が健康でいきいきと活動されている地域でもある。

表 丹後地域の構成市町

市町名	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)
宮津市	172.73	19,948
京丹後市	501.46	59,038
伊根町	61.95	2,410
与謝野町	108.38	23,454
計2市2町	844.52	104,850

(注) 面積：全国都道府県市区町村別面積調（平成26年） 人口：国勢調査（平成22年）

## 2 現状及び課題

### (1) 交通・通信基盤

#### ア 交通

##### 【現状】

- ・関西・中京圏とを結ぶ高規格道路として、京都府の南北軸を形成する京都縦貫自動車道（京都市～宮津市）と、舞鶴若狭自動車道があり、丹後地域の観光・産業振興の基盤となる京都縦貫自動車道の全線開通に続き、日本海軸を形成する山陰近畿自動車道（鳥取市～宮津市）の早期整備が期待されている。
- ・丹後地域の幹線道路としては、国道 178 号、312 号とこれにアクセスする国道 176 号、482 号や府道網野岩滝線等の主要地方道等により道路ネットワークが形成されている。
- ・北近畿タンゴ鉄道(KTR)は、昭和 63 年 7 月に宮福線が開業し、平成 2 年 4 月には旧国鉄線から転換路線された宮津線が開業し、沿線住民の日常生活の移動手段、また地域全体の活性化の核となる重要な公共交通機関としての役割を果たしてきたが、過疎化・少子化、モータリゼーションの進展等による利用者数の減少等により厳しい経営状況が続いてきた。
- ・このため、民間活力を導入した抜本的な経営改革を図るため、運行と施設保有を分ける上下分離方式による改革を行い、平成 27 年 4 月より京都丹後鉄道（丹鉄）として運行を開始している。
- ・地域内での路線バスは、丹後海陸交通株式会社（本社：与謝野町）が、宮津市及び京丹後市峰山町を起点に地域内での幹線的なネットワーク網を形成している。（一部は福知山市まで運行）
- ・小集落等周辺部では、2 市 2 町がコミュニティバスを運行し、公共交通空白地住民の移動手段の確保に努めている。
- ・長距離高速路線バスは、丹後海陸交通(株)が、京丹後市を起点に与謝野町、宮津市を経由して、京都縦貫自動車道や舞鶴若狭自動車道を走行し、京都又は大阪（一部伊丹空港経由）まで運行している。
- ・タクシーについては、2 市 2 町を営業区域とする「丹後交通圏」が設定されているが、平成 27 年 3 月末の法人タクシーの届出台数は 37 台と少ない。伊根町及び与謝野町には営業所がなく、京丹後市網野、丹後、久美浜地区には営業所がない状況にあることから、京丹後市において E V 乗合タクシーの運行等を行っている。
- ・港湾については、地方港湾である宮津港、久美浜港の 2 港を有しており、また、本地域に近接して日本海側拠点港である重要港湾京都舞鶴港がある。

##### 【課題】

- ・過疎化・少子化が進行する中、地域公共交通網を持続可能なものとするため、交流人口

の増加など新たな需要の創造をまちづくりや観光振興などの地域戦略と一体となっていくに進めていくのが課題となっている。

- ・また、更なる観光産業振興のために、丹後地域と関西・中京圏を結ぶ動脈となる京都縦貫自動車道の開通に加え、山陰近畿自動車道の与謝天橋立 I C ~ 大宮峰山 I C (仮称) 間の早期完成と、網野 I C (仮称) から豊岡市新堂までの区間についてルート決定に向けた本調査の実施、さらには、丹後半島一周・京都の新海遊ルートである国道 178 号をはじめ、観光地を結ぶアクセス道路等の整備促進が必要である。
- ・宮津港・久美浜港の港湾施設は老朽化が著しく、計画的な維持管理を行う必要がある。

## イ 情報通信

### 【現 状】

- ・ブロードバンドや携帯電話、地上デジタル放送等の情報通信基盤の整備に伴い、情報の交流のツールとして情報通信技術 ( I C T ) がますます重要となっている。

### 【課 題】

- ・一部の地域で、超高速ブロードバンド ( 下り 30Mbps 以上 ) 未整備地域や携帯電話不感地域が残っている。
- ・2020 年 ( 平成 32 年 ) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を念頭に、 I C T を活用し、さらに府民の方々の安心・安全や観光振興、府民満足度向上に資する取組を実施する必要がある。
- ・インバウンド対策を推進するため、無料公衆無線 L A N 環境整備や多言語対応の情報サイトが必要である。

## (2) 観光・農林水産業振興

### ア 観光

#### 【現 状】

- ・丹後地域への観光入込客数は、平成 15 年には約 630 万人であったが、海外も含めた他の観光地との競争激化の中、近年は減少傾向にあり、年間 550 万人前後で推移している。また、夏の海水浴と冬のカニを軸とした二季型観光地として宿泊率も 17% 前後となっており、一人当たりの観光消費額が伸び悩み、その上昇が求められている。
- ・日本三景「天橋立」や世界ジオパークネットワーク加盟の山陰海岸ジオパークをはじめとする海、山などの美しい自然景観に加え、重要伝統的建造物群保存地区の「伊根浦舟屋群」や「ちりめん街道」の町並み、あるいは、古代丹後王国を伝える史跡のほか丹後七姫や浦島太郎等のロマン溢れる伝説など多くの魅力ある歴史・文化が存在している。また、「丹後産コシヒカリ」「間人ガニ」「丹後とり貝」「丹後ぐじ (アカアマダイ)」等

に代表される豊かな山海里の幸や地酒、多くの温泉もあり、立ち寄り湯も整備されている。

- ・京都丹後鉄道では「くろまつ」等のリニューアル車両の導入、京都舞鶴港では大型クルーズ船に対応したふ頭整備が進められ、加えて、京都縦貫自動車道も全線開通し、陸と海の双方から人とももの流れが増大しており、更なる観光客の増加、観光ルートの整備等が期待されている。

### 【課題】

- ・丹後地域には豊富な観光資源があるが、海の多面的な活用も含め、十分に活用されていない。観光資源を更に磨き上げ、「丹後地域ならではのブランド」を築き、これらを活用した体験プログラムの開発や広い範囲に点在している観光資源を京都丹後鉄道やバス、観光船等を活用して周遊するシステムの造成により、経済波及効果が大きい滞在交流型の観光地域づくりを推進し、一人当たりの観光消費額を増やしていくことが必要である。
- ・「海の京都観光圏」は、平成26年7月に観光庁から観光圏整備実施計画の認定を受け、近畿圏で唯一の認定地域となった。また、平成27年6月には、主な拠点地区に天橋立地区を含む近畿圏の「美の伝説」が、全国で7つの広域観光周遊ルートとして、国土交通省の認定を受けた。今後、2020年（平成32年）東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えて、日本の顔として国内外から選ばれる国際競争力の高い魅力あるブランド観光地域をめざすことが必要である。
- ・交流人口の拡大を図るために各地でスポーツ大会の開催が増えてきており、地域活性化につながる「スポーツ観光」としての積極的な支援が求められている。

## イ 農林水産業など「食」関連産業

### （ア） 農林業

#### 【現状】

- ・丹後地域における就業人口に占める第1次産業従事者の割合は、8%と府全体の2%よりも高くなっている。農業は水稲を中心として、砂丘地や国営開発農地（国営農地開発事業により造成された農地）を利用した野菜や果樹等の生産も各地で行われており、特A評価の丹後産コシヒカリ、ブランド京野菜、ナシ、ブドウ、桃、茶等の魅力ある農産物が豊富にある。
- ・過疎高齢化が急速に進む中、丹後地域の販売農家数は、ここ10年で約4分の3に減少するなど担い手不足が深刻な状況になっている。
- ・イノシシ、シカなどの野生鳥獣による農林産物の被害は、依然として大きく、経済的損失に止まらず、耕作意欲の減退による耕作放棄地拡大の要因にもなっている。

#### 【課題】

- ・丹後地域の農産物は良質でおいしいとの評価がある一方で、農産物価格の低迷もあり、こうした評価が必ずしも農家所得の向上に反映されていないことや、少量多品目生産であるため、大型店等への安定した出荷が困難な状況であるなど、生産力の強化が課題となっている。
- ・農商工連携による新たな商品開発を更に推進し、高品質でブランド力の高い商品を生み出すとともに、観光との連携により、魅力ある「食」として最大限にPRし、販路拡大や食関連ビジネスの創出につなげていく必要がある。
- ・過疎高齢化による農業の担い手不足が深刻な状況になっている一方で、意欲と能力を持つ多くの若者が農業に取り組んでおり、こうした動きを支援し、都市部からの移住等も含め、多様な担い手を確保する取組を進めるとともに、持続的な農業生産を行うため、農地の集積や集落営農組織の法人化等による経営力の強化が求められている。
- ・野生鳥獣による農林産物の被害を減少させるため、有害鳥獣の捕獲と併せて集落ぐるみで効果的な被害防止対策を推進するとともに、猪肉・鹿肉を食材として有効活用することが求められている。

## **(イ) 畜産業**

### **【現 状】**

- ・丹後地域では、府内の肉用繁殖牛飼養頭数の約 60%が飼育され、中丹・南丹地域への和牛子牛の供給地として重要な役割を担うほか、府内唯一の「京たんくろ和牛」の飼養牧場や府内最大のジャージー牛飼養牧場があるが、近年、畜産農家数の減少、飼養頭数の伸び悩み、飼料代の高騰など厳しい状況にある。

### **【課 題】**

- ・後継者、新規就農者の経営支援による和牛等の増頭、水田農家や畑作農家との連携による地域内飼料の確保、「京たんくろ和牛」の増頭やジャージー牛等の乳製品販売の強化などを行い、他地域にはない魅力ある「食」として更に発展させていく必要がある。

## **(ウ) 水産業**

### **【現 状】**

- ・丹後地域の海では、日本海固有の冷たい水の上を対馬暖流が流れているため、暖水性のブリ、サワラ、マグロ類や、冷水性のズワイガニ、ハタハタ、ニギスなど、多種多様な魚介類が獲れる。また、宮津湾や久美浜湾等の内湾では、ブリ、トリガイ、マガキ、イワガキなどが養殖され、「間人ガニ」「丹後とり貝」「丹後ぐじ」など、新鮮で高品質なブランド水産物も生産されている。
- ・これまでも、資源を増やすため、マダイやヒラメ、アワビ、サザエの種苗を放流するとともに、魚礁や藻場等の魚のすみ場づくりも進めてきた。また、資源を持続的に利用するため、休漁日や禁漁区の設定、小型魚等を保護する漁具改良など、資源と環境に優し

い漁業にも積極的に取り組んでいる。特に、底びき網によるズワイガニ・アカガレイ漁業の取組は、「持続可能な漁業」として、漁業及び水産物に関する国際的な認証機関であるMSCの認証をアジアで初めて受け、国際的にも認められたものである。一方、漁業・漁村の担い手の減少や高齢化が進み、水産加工業も衰退傾向にある。また、産地魚価の低迷と燃油や資材価格の高騰により、漁業の経営環境は厳しさを増している。

#### 【課題】

- ・漁業・漁村の担い手の減少や高齢化、産地魚価の低迷などの社会情勢に対応し、活力ある漁業・漁村を実現できる次世代の漁業経営者を育成・支援する担い手育成体制の整備が喫緊の課題となっている。
- ・丹後地域には、ズワイガニなど観光資源として集客力の高い水産物もある。また、定置網漁や干物作り等の各種体験、「漁港めし」等の食事提供、漁船を使ったクルージングや遊漁などの「海業」が各地で取り組まれている。今後は、これらの取組をつなげ、観光産業と連携し、旅行商品化を進め、漁村ビジネスとして発展させていくことも必要である。

### (エ) 食品関連産業

#### 【現状】

- ・食品関連産業については、漬物、佃煮、豆腐、和菓子、アイスクリーム等の工場・工房や、酒造・醸造、ワイナリーなど、地域の食材を活用した加工・販売施設が地域内に立地している。

#### 【課題】

- ・地産地消や観光の取組とも連携した「食」をテーマとした地域振興のためには、丹後王国「食のみやこ」等を活用した「食」の拠点の形成、ブランド化の推進、地域外への販売を増やす取組などを進め、食品産業の集積を図ることが課題である。

## (3) ものづくり産業等

### ア 中小企業等地域産業

#### 【現状】

- ・丹後地域は、約290年の伝統を誇る「丹後ちりめん」の産地として知られ、織物業が基幹産業の一つとして地域経済を支えてきたところであり、丹後織物産地の生糸消費量は、全国の約3割を占めるなど国内の絹織物産地としては、全国一の規模で、特に白生地織物の生産高は国内生産量の約6割を占めている。
- ・また、織物産地の発達を背景に育った機械金属業は、大手企業からその下請企業に裾野が広がり、着実に地域を支える産業として発展してきた。
- ・丹後地域の小売業の事業所数は、平成24年経済センサスによると1,160事業所となっ

ており、平成 21 年から約 400 事業所が減少している。

#### **【課 題】**

- ・消費者の生活スタイルやニーズの多様化等に対応する幹線道路沿いの店舗の増加やコンビニエンスストアの進出、後継者不足等が課題となっており、商店街の自主的な取組を支援するなど、地域のにぎわいを取り戻す必要がある。

### **イ 織物業**

#### **【現 状】**

- ・消費者の生活スタイルの多様化の中、和装需要の低迷等により、生産量が減少傾向にあり、平成 26 年の丹後ちりめんの生産数量は 40 万反（ピーク時：920 万反（昭和 48 年））となるなど厳しい経営環境が続いている。

#### **【課 題】**

- ・従事者の高齢化、後継者不足、生産設備の老朽化等生産基盤の課題への対応が求められるとともに、生地等の加工素材の生産にとどまらず、消費者向けの新商品開発や大都市圏・海外への発信に取り組む地域のリーダー的企業の育成など、さらなる取組が求められる。

### **ウ 機械金属業**

#### **【現 状】**

- ・京都府では平成 20 年 10 月に、中小企業のための総合的な拠点となる「丹後・知恵のものづくりパーク」を開設し、府北部のものづくり人材の育成や新規産業の創出支援を行っている。
- ・下請け加工が大半を占める丹後の中小機械金属企業は、グローバル化による競争激化、原材料費や光熱費の高騰により、厳しい経営を強いられている。

#### **【課 題】**

- ・高付加価値の商品づくりや企業競争力強化のための高度な加工技術をもった技術者の確保、高度加工に対応できる新規設備の導入等が求められている。
- ・また、様々なニーズに対応し、企画から設計、製造まで行える企業の出現や企業間の連携による新たな製品づくりの取組などが一層必要になっている。

## **（４）就業（担い手づくり、定住対策等）**

#### **【現 状】**

- ・丹後地域においては、有効求人倍率が 1.12 倍（平成 26 年度）と雇用情勢が改善傾向にあるものの、労働需給のミスマッチなどが存在するとともに、進学、就職をきっかけに多くの若者が都市部に流出している。



- ・丹後半島には高等教育機関が存在しないため、高等学校卒業に伴う若年人口の流出が人口減少の大きな原因となっている。少子化の影響もあいまって、地域に定着する若者が著しく減少しており、これからの地域産業を担う人材確保が求められている。
- ・自然に囲まれた農山漁村で暮らしたいと考えている方々が徐々に増えている中、丹後地域においても、U・Iターンによる就業者数が年々増加している。

#### 【課題】

- ・丹後地域に戻りたい、住みたいと考えている若者や子育て世代等に対して、積極的な地域情報の発信やそれを受け入れる地域づくり等を行い、U・Iターンによる定住人口を拡大していくことが求められている。

### (5) 地域づくり（地域活動・地域間交流等）

#### 【現状】

- ・京都府では、平成19年度から地域力再生プロジェクトにより市町村と協力して、地域力の再生に取り組む団体を支援している。丹後地域での平成26年度までの8年間の支援団体数は、環境や子育て支援、防災・防犯、地域産業おこしなど様々な分野で489団体となっている。
- ・地域活動団体の交流・協働の拠点として丹後NPOパートナーシップセンターを設置し、特定非営利活動法人（NPO法人）等への支援を行ってきた。丹後地域のNPO法人数は、平成26年度末現在で49法人となっており、今後、団体間の情報交換等による活動の輪の拡大が求められている。
- ・丹後地域は、20～30歳代の人口比率が府平均と比較して低率となっており、地域の活性化を牽引する次世代の人材が不足している。
- ・過疎・高齢化の進む農山漁村地域において、平成21年度から「共に育む『命の里』新展開事業」により、集落の再生計画作成等、地域再生に向けた取組を伴走支援する「里の仕事人」を配置し、丹後地域では平成26年度までに19地区で支援を行っている。

#### 【課題】

- ・10～20年後の丹後を見据え、未来を担う子どもたちに丹後の自然・歴史・文化を学習・体験する機会等を提供することで、ふるさとへの愛着を高め、地元定着者を増やすしくみづくりが求められている。
- ・元気な高齢者についても、地域で必要とされる仕事や役割を担うしくみづくりが必要である。
- ・農山漁村地域は、担い手不足や過疎・高齢化が急速に進む中、生産だけでなく、集落機能や活力の低下も心配される状況にある。農林漁業の持続的な発展により、地域の美しい風景、豊かな生態系、環境等を維持・保全するしくみが必要である。
- ・交流人口を拡大し、地域資源の魅力にさらに磨きをかけるため、域内各地をネットワー

ク化して連携を強め、丹後半島地域が一体となって取組を進めていくことが不可欠である。

## (6) 府民安心のまちづくり

### ア 子育て支援

#### 【現 状】

- ・丹後地域の合計特殊出生率は1.73人で、京都府や全国に比べ高い水準にある。しかしながら、高校卒業後に都市部に流出する者が多く、また、Uターン者は一部にとどまっているため若者の人口減少が著しく、出生数はこの10年で902人（平成15年）から640人（平成25年）に減少している。
- ・出生数や児童・生徒数が年々減少する一方で、子育てに係る精神的負担の増大など様々な悩みを抱える家庭が増加している。

#### 【課 題】

- ・保育や子育て支援施策の拡充とともに、子育て世代が安心して子どもを産み育てられるよう、地域全体で子育てを支えるしくみづくりを進めていくことが必要である。

### イ 地域医療

#### 【現 状】

- ・丹後地域は、これまでから医師をはじめとする医療従事者が不足しており、病院・診療所等の医療機関と、介護・福祉関係機関との連携強化も重要となっている。

#### 【課 題】

- ・医療従事者が不足しており、その確保対策が最重点課題である。
- ・府立医科大学附属北部医療センターを核とし、医療、介護、福祉機関等のネットワークを更に強化し、地域全体での医療連携体制を充実していく必要がある。
- ・丹後地域の死因の第1位である「がん」をはじめ、生活習慣病が今後とも増加することが予測される中で、検診受診率は他地域と比較すると高いものの、中小零細企業や農林水産業の従事者、自営業者、主婦等を中心に受診率の一層の向上を図り、予防と早期発見・早期治療の取組を今後とも進めていくことが重要である。
- ・高齢化が進む丹後地域では、ますます増えることが確実視されている認知症や精神疾患患者を医療につなげていくための対策が急務であり、医療提供体制の充実に合わせ、地域での支援体制整備に取り組むことが重要である。

### ウ 社会福祉（高齢者・障害者福祉、自殺対策）

#### 【現 状】

- ・丹後地域の高齢化率は、30%を超えており、認知症をはじめ介護サービスを必要とする

方や、見守りや生活支援サービスを必要とする方が著しく増加している。

- ・丹後地域の身体障害者手帳取得者は、平成26年度末現在6,656人で、全人口に占める率は、6.8%となっており、そのうち65歳以上の占める割合は79.1%と高齢化が進んでいる。また、精神障害者福祉手帳の所持者数、自立支援医療対象者数とも年々増加している。
- ・丹後地域では平成22年から毎年30人前後の人が自殺で亡くなっている。また、未遂者はその10倍とも言われ、重大な社会問題、地域問題となっている。

### 【課題】

- ・地域密着型のグループホーム、小規模多機能型居宅介護施設等の施設整備を進めるとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを更に推進していくことが必要である。また、特別養護老人ホームについては、丹後圏域の必要量を十分見極め、在宅福祉と施設福祉のバランスを壊さない範囲での整備を検討する必要がある。さらに、介護・福祉職をはじめとする人材確保策の構築が急務である。
- ・障害者雇用率2%の達成をめざし、就労と定着を支援するため障害者雇用に対する企業の理解向上に向け、普及啓発を促進していく必要がある。
- ・自殺を防ぐため、「みんなで支えあう丹後こころの支援ネットワーク」（平成25年1月設立）を中心に、行政と様々な機関・団体・企業が一体となって、啓発や声かけ等の地域の見守り体制を強化していく必要がある。

## エ 下水道、生活排水、廃棄物処理

### 【現状】

- ・丹後半島における平成26年度末の汚水処理人口普及率は77.2%であり府内全体の97.2%より20ポイント低くなっている。
- ・下水道の整備率は集落排水で100%となっているものの、公共下水道は72.5%、浄化槽による個別処理は36.2%となっている。
- ・公共用水域の水質汚濁の状況は、生物化学的酸素要求量（BOD）の発生源別の発生負荷量を見ると、家庭からの「生活排水」によるものが5割を占め、中でも未処理の生活排水の影響が大きい。
- ・一般廃棄物については、宮津市、与謝野町、伊根町で共同処理を行っており、京丹後市では単独処理を行っている。

### 【課題】

- ・下水道等生活排水処理施設の整備・維持管理には多額の費用がかかり、財政基盤の脆弱な市町にとっては大きな負担となっている。
- ・また、住民も下水道使用料や受益者負担金として上記費用の一部を負担する必要があるほか、高齢化、後継者の不在等を理由として水洗化が伸び悩んでいる。
- ・丹後地域の一般廃棄物については、人口減等により、排出量は減少傾向にあるが、一

人あたりの排出量は、域内較差はあるもののほぼ横ばいに推移しつつあるので、更なる発生抑制等の取組を進めて行く必要がある。また、産業廃棄物についても、さらなる減量化、リサイクルを推進する必要がある。

## オ 住宅、公園等

### 【現 状】

- ・低所得者をはじめとした住宅困窮者に対して、丹後地域においては25団地856戸の府営住宅等を所得に応じた家賃で供給している。
- ・都市公園の整備状況は、都市計画区域内の1人当たり公園面積を見ると、丹後地域2市の状況は府全体の平均を上回っている。しかしながら、京丹後市には、周辺住民が日頃利用する街区公園、地区公園がないなど、各地域については、均衡ある公園の配置ができていない状況には至っていない。

### 【課 題】

- ・若者の定住、Uターンを支援する魅力ある住宅や進出企業の社員住宅の確保など、地域の産業振興にもつながる住宅づくり、さらには、高齢者福祉と住宅などの連携を検討する等、地域のニーズに応じた住宅供給を推進するとともに、既存の住宅についても、耐震改修の推進等、災害に強い安心・安全な住宅ストックの形成を図る必要がある。
- ・丹後地域は住民が広く各地に分散して居住しており、人々のつながりの場や防災の拠点となる公園等を各地に整備する必要がある。

## カ 水資源

### 【現 状】

- ・丹後半島には、半島西部を南から北に流れる2級河川竹野川など中小河川が存在し、その表流水及び伏流水が主要な水道水源として利用されているほか、地下水（井戸）等も利用されている。
- ・対象地域の水道普及率は99%を超えている。

### 【課 題】

- ・少子化等に伴う水需要の長期的な変動や施設の老朽化など今後の動向を踏まえ、適切な設備投資等の水道経営が必要である。

## （7）環境と文化の伝承

### 【現 状】

- ・丹後半島は、東側は丹後天橋立大江山国定公園、西側は山陰海岸国立公園を擁するとともに、半島中央部は、自然度が高いブナ林を有する丹後上世屋内山自然環境保全地域、すぐれた天然林等と一体となった歴史的風土が保持されている権現山歴史的な

環境保全地域に指定されている。

- ・京丹後市の琴引浜や内山のブナ林、宇川等では自然を守る取組が続けられてきた。また、伊根町の舟屋群や与謝野町のちりめん街道、京丹後市久美浜町の一区等では、町並み保全に向けた取組が進められている。
- ・天橋立については、世界文化遺産登録をめざした取組が行われている。また「宮津天橋立の文化的景観」が国の重要文化的景観に選定されるとともに、天橋立周辺地域景観計画に基づく町並み保全や阿蘇海の環境改善の取組等が行われている。
- ・丹後地域には、古墳や社寺等の建造物などが多く存在し、歴史と文化が息づいている。また、伝統的な技術や祭礼行事については、少子高齢化等の影響で、伝承が難しくなりつつある中、地域活動団体等による「藤織り」や「笹葺き民家」の維持、伝統芸能の「翁三番叟」をはじめとする伝承のための活動もみられる。

### 【課題】

- ・先人たちが守ってきた自然や暮らしを守るべき資産として伝えていく必要がある。
- ・京都府・兵庫県・鳥取県にまたがる「山陰海岸ジオパーク」では、地質遺産をいかしたジオツーリズムや、科学者等の専門家、地元でガイド活動等にかかわる人のネットワークづくりなどが行われており、丹後地域の豊かな自然環境を地域振興につなげていく必要がある。
- ・こうした課題に対応するためには、コーディネーター的役割を担う人材の育成も必要となっている。
- ・木材価格の低迷や担い手の高齢化等により、適正な管理が行われていない森林が増え、林床に光が入らず、植生が育たないために降雨により表土が流出するなど、丹後地域の森林の荒廃による環境への影響が懸念されている。
- ・森林の整備・保全を進めるため、持続可能な資源である木材・竹材の利用促進や森林施業の担い手確保とともに、地域の森林を地域全体で守っていくモデルフォレスト運動の継続的な取組に向けて府民参加を一層拡大する取組が必要である。
- ・丹後地域における貴重な文化遺産や活動を次世代に確実に引き継いでいくことが地域の活性化に不可欠であり、次世代への文化伝承につなげる取組を進める必要がある。
- ・東日本大震災による原子力発電所の事故を踏まえ、府民生活の安心・安全の確保や地球温暖化の観点から、再生可能エネルギーなど多様なエネルギーの重要性が一層高まっている。

## (8) 災害対策の強化と安心・安全の確保

### ア 地域の防災・減災対策

#### 【現状】

- ・近年、局地的な豪雨等による災害が全国各地で頻発しており、丹後地域でも、台風や局

地的豪雨による風水害と豪雪による被害が規模の大小にかかわらずほぼ毎年発生している。特に、平成16年の台風23号は丹後地域に戦後最大規模の被害をもたらした。この災害では、市町、消防機関、警察、自衛隊、更には地域の自治組織、ボランティア団体など多くの組織・団体が協力・連携して、救助・災害復旧活動に取り組んだ。

#### 【課題】

- ・平成16年に被災した台風23号の貴重な教訓を形骸化させることなく、様々な団体や組織と行政による連携した取組に加えて、日頃から住民一人ひとりが安心と安全に対する意識を高め、地域防災力を強化することが求められている。
- ・高齢化率の高い丹後地域では、高齢者、障害のある人等要配慮者に対する災害時の的確な対応と対象者の情報共有、福祉避難所の設置など対策の充実が求められている。

### イ 洪水・土砂災害・集中豪雨・海岸保全対策

#### 【現状】

- ・平成16年の台風23号では大手川、野田川、福田川、川上谷川等が出水被害を受けた。被害後、各河川で災害復旧工事等を実施し、順次、河川整備計画を策定し、継続的に河川改修を進めている。丹後地域には人家等に浸水被害を及ぼす可能性のある中小河川がまだある。
- ・丹後地域には約3,000の土石流、急傾斜、地すべり等の土砂災害警戒区域などがある。
- ・近年多発する集中豪雨により、規制雨量の道路通行止めや道路決壊等により集落が孤立する事態も発生している。また、路面冠水により交通支障をきたす道路もある。
- ・日本海沿岸は冬季風浪などによる海岸侵食が見られる侵食性海岸である。
- ・また、丹後沿岸は日本三景「天橋立」をはじめ白砂青松等の優れた自然景観を有している。

#### 【課題】

- ・人家等に浸水被害を及ぼす可能性のある中小河川について、整備計画を策定し、継続的に治水対策を進めていく必要がある。
- ・土砂災害警戒区域のうち、保全対象等の重要度の高い箇所から順次整備を進めるとともに、土砂災害のおそれがある区域を明確にし、防災・減災対策としてソフト対策（情報の的確な伝達、防災関係機関の連携など）を有効に機能させる必要がある。
- ・また、地域の農業用のため池や水路等の老朽化に対応した施設の保全・防災対策や、防災マップ等を活用したソフト対策を進める必要がある。
- ・森林については、森林整備の充実とともに山地災害防止対策が求められている。
- ・近年多発する集中豪雨に対応するため、緊急輸送道路を中心に、防災対策、安全対策を推進し、異常気象時でも交通ネットワークを確保できる道路整備が求められている。
- ・侵食が著しい海岸について、侵食対策を行う必要がある。
- ・海岸保全施設は老朽化が著しく、計画的な維持管理を行う必要がある。

- ・天橋立の景観を保全するため、養浜等を行う必要がある。

## **ウ 地震・津波災害対策**

### **【課題】**

- ・当地に大きな災害をもたらした北丹後地震（昭和2年）の発生から90年近く経過しており、津波や液状化の被害も想定しながら、改めて大地震に備えた避難体制を整備するとともに、交通等の基盤整備及び建物や構造物などの効果的な耐震等の対策を迅速に行うことが求められている。

## **エ 雪害・原子力防災・インフラ老朽化対策**

### **【課題】**

- ・車が主な交通手段となっている丹後地域では、冬季積雪時における道路の通行確保が求められている。
- ・緊急時防護措置準備区域（UPZ）の範囲内にある宮津市と伊根町について、地域における防護対策、住民との情報共有体制の整備と広域避難体制の確立が求められている。
- ・UPZの範囲を越える地域についても、防護対策や広域避難者の受入体制に加え、万が一の事態を考慮した避難体制の確立など、広域的な防災体制の充実が必要である。
- ・架設後50年以上の橋梁の割合が10年後には40%を超えるなど、老朽化するインフラ公共施設は今後とも増大する。このため、アセットマネジメントによる中長期的な視点で、それぞれの施設の現状と環境に応じた総合管理計画を策定し、適切に維持・更新することが必要である。

## **3 振興の基本的方向及び重点とする施策**

## **(1) 基本的方向**

京都縦貫自動車道の全線開通等「交流基盤」の整備を礎に、「海の京都」構想に基づく「交流人口」の増加をめざした取組、地場産業の振興による「グローバルな交流」、人口減少や少子化に対応していくための「地域間交流」、丹後地域の資源や魅力、温かさなどの「美しさ」に「共感」し元気な地域づくりを支える「地域内交流」など、「交流」「共感」をキーワードに、豊かな自然や伝統文化、温かい風土、そしてそれらを支える人々のいきいきとした活動を育む「美しく元気な丹後」づくりを進めていく。

「交流」「共感」を促進していくためには、一人ひとりの安心と安全が守られるとともに、すべての人が自分らしくいきいきと暮らしていくことのできる社会を築いていくことが最も基本的な条件となる。

そして、災害への対応など安心できる生活を確保するとともに、市町村や企業、NPO、地域団体など、様々な人々との絆を更に深めていくことにより、以下の施策を推進していく。

また施策の推進にあたっては、特に産業振興面において、市町が策定する『産業振興促進計画』にもとづく施策との連携を図り、効果的にその施策を実施していくものとする。

本計画の実施を通じ、10年後の本地域における人口の社会減少率を平成26年より縮小させ、本地域における社会減に歯止めをかけることを目指す。

### **ア 地域内外の交流を支え、活発にする交通、通信基盤の整備**

駅等を拠点とするコンパクトなまちづくりや魅力的な観光まちづくりを進めるとともに、拠点同士や、拠点と目的地を有機的に結ぶなど、公共交通網を充実させ、あわせて防災情報システム等の拡充を図ることにより、持続可能で住みやすい地域社会を実現する。

### **イ 丹後地域の活性化を牽引する観光振興**

過疎化や少子高齢化が進行し、今後も人口減少が予想される中であって、「海の京都」構想に基づき、地域の自然・文化・歴史遺産等の資源をいかす「観光」を牽引役として、交流人口を増やし、「食」関連をはじめとする様々な産業への波及効果により、雇用拡大など地域の活性化をめざす。

### **ウ ものづくり産業等地域産業の振興**

丹後地域の活性化を支える産業基盤として、織物業・機械金属業をはじめとする「ものづくり産業」などの地域産業について、担い手の確保・育成を図るとともに、世界に通じる新商品開発や試作品製造など多品種少量生産の時代の流れに対応できる「オンリーワン企業」の育成により、地域産業の振興を図る。



## エ 地域産業を担う人づくり、就業支援体制及び若者の定着・定住対策の強化

丹後地域に戻りたい、住みたいと考えているU・Iターン希望者が、丹後地域で就職（正規雇用）、定着・定住できるよう支援することにより、定住人口を拡大し、地域の経済・産業の活性化を図る。

## オ 地域づくりと地域間交流の強化

「将来の丹後地域を見据え、若者が誇りと愛着を持って暮らせる地域づくり」を合い言葉に、地域力再生活動の推進をはじめ、より利用しやすい公共交通の実現など、ふろさと定住や、地域の生活や活動、地域内外の交流を支えるとともに、一人ひとりの人権が守られ、自分らしく暮らせる地域をつくる。

## カ 府民安心のまちづくり

少子高齢化などで人口減少が進行する中、保健、医療、福祉施策を一層充実し、健康長寿で安心して暮らせる地域づくり、若者が安心して結婚し、出産、子育てができる地域づくりを進める。

## キ 環境と文化の伝承

地域振興、まちづくりなどを通じて、丹後地域の豊かな自然・景観・環境・文化を守り育て、次世代に伝えていく。また、地域の特性をいかした観光事業、地域資源や自然を活用したエネルギー事業など、新たな方策での地域活性化をめざす。

## ク 災害対策の強化と安心・安全の確保

災害に強い地域づくり、人づくりを進めるとともに、災害に強い道路ネットワークの整備や建物の耐震化、ハード、ソフト一体となった洪水・土砂災害・集中豪雨対策など減災対策を推進し、災害から人命、財産を守るとともに被害を最小限に留める。

## (2) 重点とする施策

以上のような振興の基本的方向を実現していくため、平成27年度を初年度とする概ね10年間の計画期間において、以下の施策を重点的に推進する。

### ア 地域内外の交流を支え、活発にする交通、通信基盤の整備

丹後地域の観光産業を更に発展させるため、地域の内外を結ぶアクセス道路の整備を推進する。

- (ア) 観光を支える基盤づくり
- (イ) 産業振興の基盤となる道路整備の推進
- (ウ) 持続可能な公共交通網の実現

- (エ) 港湾施設の整備
- (オ) 情報通信関連基盤の整備

## イ 丹後地域の活性化を牽引する観光振興

「海の京都」構想に基づき、地域の自然・文化・歴史遺産等の資源をいかす「観光」を牽引役として、交流人口を増やし、「食」関連をはじめとする様々な産業への波及効果により、雇用拡大など地域の活性化をめざす。

- (ア) 地域の魅力を結集した観光ゾーン形成
- (イ) スポーツ観光の推進
- (ウ) 丹後地域の食の魅力発信と生産力強化
- (エ) 「食」を支える基盤づくり

## ウ ものづくり産業等地域産業の振興

丹後地域の活性化を支える織物業・機械金属業をはじめとする地域産業について、担い手の確保・育成を図るとともに、多品種少量生産の時代の流れに対応できる「オンリーワン企業」の育成により、地域産業の振興を図る。

- (ア) エコノミック・ガーデニング方式等による丹後の中小企業成長・発展支援
- (イ) 「丹後・知恵のものづくりパーク」の技術支援・人材育成の拠点化
- (ウ) 丹後ちりめん等織物業や機械金属業の振興と「新丹後ブランド」化
- (エ) 商店街活性化支援

## エ 地域産業を担う人づくり、就業支援体制及び若者の定着・定住対策の強化

U・Iターンなどにより、丹後地域に就職（正規雇用）、定着・定住する若者や子育て世代を増やし、地域の経済、産業の活性化を図る。

- (ア) 地域産業を担う人づくり
- (イ) U・Iターンの推進
- (ウ) 働く場の確保

## オ 地域づくりと地域間交流の強化

住民やNPOなど多様な主体との連携のもと地域力を再生するとともに、地域を担う人材育成や地域間交流を図る。

- (ア) 地域力ビジネス等新たな地域力再生活動への支援強化
- (イ) 若者が誇りと愛着を持って暮らせる地域づくり
- (ウ) 地域を担う人づくり

- (エ) 地域間交流の促進
- (オ) 命の里の再生とふるさと保全・農村再生活動

## カ 府民安心のまちづくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし、子育てができるよう、医療・介護・福祉の充実を図るとともに、地域の交通安全の確保や悪質商法等による被害防止など暮らしを取り巻く安心・安全を確保する。

- (ア) 総合的な少子化対策の推進
- (イ) 府立医科大学附属北部医療センターを核にした地域医療体制・医師派遣機能の充実・強化と「たんご健康長寿日本一」の推進
- (ウ) 社会福祉の向上
- (エ) 暮らしを取り巻く安心・安全の確保
- (オ) 生活環境の整備

## キ 環境と文化の伝承

丹後地域の美しい海と山、伝統ある町並みなどで構成される景観や地域に伝わる文化等を次世代に引き継ぐために、総合的な視点で守り育ていかす取組を進める。

- (ア) 山陰海岸ジオパークや天橋立等丹後地域ならではの自然環境・文化の保全と発信
- (イ) 丹後地域の豊かな自然環境を守り育てる取組の推進
- (ウ) 地域文化の伝承
- (エ) 再生可能エネルギー等の活用

## ク 災害対策の強化と安心・安全の確保

過去の経験を超える大規模水害や日本海で発生することが想定される地震による津波、雪害等地域特有の災害などに対処するため、住民の総力を結集した取組を、まちづくりの段階から進め、ソフト・ハード両面から地域の安心・安全を確保する。

- (ア) 地域の実情に応じた防災・減災対策の推進
- (イ) 計画的な洪水・土砂災害・集中豪雨対策・海岸保全対策の推進
- (ウ) 地震・津波や異常気象に備えた安心・安全の確保
- (エ) 雪に強い道路ネットワークの整備
- (オ) 原子力防災対策
- (カ) 老朽化したインフラ施設への対応

## 第2 振興計画

## 1 地域内外の交流を支え、活発にする交通、通信基盤の整備

### (1) 観光を支える基盤づくり

丹後地域の観光産業を更に発展させるため、地域の内外を結ぶアクセス道路の整備を推進する。

#### ア 山陰近畿自動車道の早期完成

- ・関西・中京圏からの時間距離を短縮し、観光客が訪れやすい交通アクセス（与謝天橋立 I C～大宮森本 I C（仮称）間（平成 28 年度完成目標）及び大宮森本 I C（仮称）～大宮峰山 I C（仮称）間）を整備するとともに、引き続きその先線についても早期の事業化を図る。

#### イ 丹後半島一周・京都の新海遊ルート of 基盤整備

- ・丹後半島に点在する名所や景観地の大型バスによる周遊の利便性を向上させる観光道路を整備する。
- ・蒲入バイパス、上野平バイパス、里波見拡幅、袖志拡幅等の整備を進める。

#### ウ 広域観光アクセス等の道路整備

- ・「海の京都」戦略拠点等を結ぶ観光幹線道路を整備する。
- ・国道 178 号（木津バイパス）、312 号（野中バイパス）、482 号（丹後弥栄道路）、宮津養父線（岩屋バイパス）、網野峰山線、網野岩滝線（外村バイパス、男山工区）、久美浜湊宮浦明線（東廻り線）、丹後縦貫林道（リフレッシュ事業）等を整備する。（一部再掲）

#### エ 子どもやお年寄りにやさしい歩行エリアの整備

- ・国道 178 号（網野町小浜）、312 号（久美浜町栃谷）、482 号（丹後町大山）、網野峰山線（網野町郷）等において歩行エリアを整備する。

### (2) 産業振興の基盤となる道路整備の推進

丹後地域の産業振興と経済の活性化を図るため、高速道路網（山陰近畿自動車道）の整備を推進する。

- ・日本海軸を形成する鳥取市～宮津市間の地域高規格道路の早期整備を促進していく。
- ・山陰近畿自動車道 与謝天橋立 I C～大宮森本 I C（仮称）間（平成 28 年度完成目標）及び大宮森本 I C（仮称）～大宮峰山 I C（仮称）間の早期完成を目指す。（再掲）

### **(3) 持続可能な公共交通網の実現**

上下分離による鉄道事業の再構築を行った京都丹後鉄道をはじめ、地域全体の公共交通の利便性向上を図る。

#### **ア 京都丹後鉄道の基盤整備等**

- ・京都丹後鉄道の安心・安全・快適性の向上を図るため、特急車両のデザイン改修など基盤部分（線路・電路・車両）の整備に対する支援を行う。
- ・駅施設の利用環境の改善のため待合施設、トイレ、荷物ロッカー、売店等の整備やバリアフリー化を進めるとともに、バス事業とも連動した域内の公共交通で使用できるICカード乗車券の対応を検討する。

#### **イ 公共交通ネットワークの形成**

##### **(ア) 圏域へのアクセス時間の短縮**

- ・京阪神方面とのアクセス強化により利便性向上を図るとともに、首都圏・海外からの拠点である関西国際空港等からのアクセス改善の検討を図り、圏域へのアクセス時間の短縮を図る。

##### **(イ) 公共交通ネットワークの利便性向上**

- ・京都丹後鉄道、JR、路線バス、観光船など各交通モード間の接続が向上するようダイヤの改善や乗継情報等が一見できるポータルサイトの整備などの検討を進め、地域全体の移動の効率化を図るとともに、公共交通空白地では、デマンド型交通をはじめとした利便性の高い公共交通網の形成を図る。

### **(4) 港湾施設の整備**

- ・商業、観光・レクリエーション、漁業等、地域住民の生活基盤向上のため港湾施設の機能強化を図ることとし、老朽化した港湾施設の計画的な維持補修を推進する。

### **(5) 情報通信関連基盤の整備**

#### **ア 地域特性を踏まえた情報格差是正**

- ・地域の特性を踏まえながら、携帯電話不感地域や超高速ブロードバンド利用不能世帯が減少するよう市町を支援する。

#### **イ 市町と連携した防災情報システムの拡充**

- ・多言語で観光や防災情報を提供する情報共有アプリ「KYOTO Trip+」の普及を図る。
- ・被災画像等を素早く送信できる「きょうと災害報告アプリ」の運用を開始する。

## ウ 観光振興やさらなる府民満足度向上のためのサービスを実現

- ・インバウンド対応を推進するため、無料公衆無線LAN環境を整備もしくは整備を支援する。
- ・府民の方々に寄り添い、きめ細やかな気配りのできるプッシュ型情報提供サービスの整備を検討する。

## 2 丹後地域の活性化を牽引する観光振興

「海の京都」構想に基づき、地域の自然・文化・歴史遺産等の資源をいかす「観光」を牽引役として、交流人口を増やし、「食」関連をはじめとする様々な産業への波及効果により、雇用拡大など地域の活性化をめざす。

### (1) 地域の魅力を結集した観光ゾーン形成

丹後地域への年間観光入込客数 600 万人の回復と更なる誘客を図るとともに、一人当たりの観光消費額の増大を実現するため、丹後地域の多様な歴史と文化、優れた自然景観や豊富な食など、すばらしい地域資源を「海の京都」の統一したコンセプトのもと、観光資源として磨き上げることによって、国内外から選ばれる国際競争力の高い魅力ある滞在交流型のブランド観光地域をめざす。また、兵庫県や鳥取県、福井県との連携による周遊観光の提案など、広域観光を推進する。

## ア 魅力ある戦略拠点の形成と丹後地域の特色をいかした「海の京都」ブランドの確立

### (ア) 「海の京都」の戦略拠点の整備促進

- ・市町ごとの戦略拠点整備のマスタープランに基づく景観形成や修景整備等を推進するとともに、丹後地域の豊かな自然、歴史、文化、産業等を「海の京都」の統一テーマのもと観光資源として磨き上げる取組を推進する。
- ・「海の京都」「山陰海岸ジオパーク」「北前船寄港地」等を結ぶ日本海の広域観光ネットワークづくりと情報発信の拠点整備を進める。

### (イ) 四季折々の新鮮な食材PRによる地域ブランドの確立

- ・丹後産コシヒカリ、ブランド京野菜、果樹、ズワイガニ、ブリ、サワラ、ナマコ、アカアマダイ、トリガイ、カキ、アサリなど四季を通じた丹後地域ブランドを確立し、丹後地域の食材にこだわったメニューの開発、コンクール・試食会の開催、レストラン等への食材提供や大手商業施設での販促活動などあらゆる機会を使ったPRを推進する。

#### **(ウ) 「丹後地域ならではの」体験メニューの創出**

- ・観光客ニーズに対応した各種ツーリズムの開発をはじめ、漁業体験や農業体験・生活体験メニューを創出するとともに、丹後地域の新鮮な魚介類を買って食べられる「観光浜売り市場」や「漁港レストラン」の開設を進める。
- ・次世代の丹後地域ファン獲得のための歴史や文化、自然環境等をいかした体験メニューを創出するとともに、中・高・大学生等を対象とした教育旅行や合宿の誘致を図る。

#### **イ 新たな周遊ルートの開設などによる観光誘客の促進**

- ・利用客の増加に向け「海の京都」と連携し、京都丹後鉄道やJR等と連携した観光情報の発信、プロモーションによる観光誘客を図る。
- ・宮津、伊根、舞鶴等を結ぶ観光航路の開設、遊覧船や高速船整備への支援を行い、「天橋立、伊根やジオパークなどすばらしい自然景観を巡るルート」「丹後歴史文化博物館(仮称)を核とした歴史回遊ルート」「遊覧船や漁船等を活用したルート」「京都丹後鉄道「くろまつ」等を活用したルート」などを設定する。
- ・京都舞鶴港・宮津港・伊根湾に寄港するクルーズ客船の誘致に取り組むとともに、クルーズ船社等とも連携し、寄港地起点の周遊ルートを整備する。

#### **ウ インバウンド対策の推進**

- ・海の京都観光推進協議会を核とした多言語対応、免税店拡大、両替システムやキャッシュカード利用環境の充実、無料公衆無線LAN環境整備、情報アプリ等外国人旅行者の受入体制を整備する。
- ・2020年(平成32年)東京オリンピック・パラリンピック競技大会を念頭に置いた誘客を推進する。

#### **エ 観光地域づくりプラットフォーム(京都版DMO)の設置と人材育成**

- ・「海の京都」エリア全体を牽引できる中核人材(観光地域づくりマネージャー)と連携し、エリア全体の観光をマネジメントするシステムを構築する。
- ・おもてなしを担う人材向けの講習会の開催による地域のおもてなし力の向上と強化を図るとともに、「海の京都」観光ガイドや地域の観光人材の育成を進める。

#### **オ 広域観光プロモーションの実施**

- ・海の京都観光推進協議会を核とした「海の京都」の統一的なテーマとコンセプトによる観光プロモーションの戦略的展開を図る。
- ・「海の京都博」等の展開により年間を通じてイベントを開催するとともに、「海の京都」のブランド力を高めるためのHP充実やSNS等による情報発信を進める。

## **(2) スポーツ観光の推進**

- ・交流人口の増加をめざして各地で開催されるスポーツ大会への支援を行うとともに、地域の特性をいかしたスポーツ観光の聖地づくりを推進する。

## **(3) 丹後地域の食の魅力発信と生産力強化**

- ・丹後地域の魅力ある「食」を安心・安全かつ高品質に提供するとともに、生産力強化や新たな商品開発等に取り組み、更にブランド力を高めていく。

### **ア 丹後地域の強みをいかした製品の増強**

#### **(ア) 「丹後産コシヒカリ」特A評価の維持**

- ・丹後米改良協会を中心に生産者・関係者が協働して、近年顕著化している夏季高温への対策や食味向上の取組等を強化し、食味ランキング「特A」評価を維持する。
- ・ICTやメールマガジン等を利用した栽培管理情報などのタイムリーな配信、米の食味コンテストの開催、夏季の高温に強い栽培技術の普及と良食味新品種の導入に向けた開発研究などを行う。

#### **(イ) ブランド京野菜等の生産力強化**

- ・新規生産者の確保、集落における集团的取組や団地化等の推進による生産体制の強化とともに、生産技術の向上、ハウスや機械・施設の整備による生産力の強化を図る。
- ・流通形態の多様化に対応した販路拡大、食品製造業や外食産業との連携等への支援を行う。

#### **(ウ) 丹後産宇治茶の産地確立**

- ・国営開発農地を中心とした茶産地の確立に向けた優良茶園化への支援を図る。
- ・製茶工程管理システムを実践指導できる技術者育成等により製茶工場の運営・経営体制を確立するとともに、丹後地域の気候風土に適合した栽培技術と製造技術等を確立する。

#### **(エ) 「丹後地域ならでは」の農産物の産地育成**

- ・国営開発農地を中心に、短形ごぼうなどの野菜類の新たな特産物を開発する。

#### **(オ) 和牛振興基地をめざす碓高原牧場での生産拡大**

- ・優良和牛繁殖雌牛の導入による遺伝的能力の高い子牛の生産拡大と安定供給を図るとともに、和牛の受精卵(胚)の生産譲渡の拡大や、担い手農家への妊娠した繁殖雌牛の譲渡を推進する。



### **(カ) 畜産業の振興**

- ・水田農家や畑作農家との連携による飼料用米や稲発酵粗飼料の作付拡大を推進するとともに、飼料用米の利用や安心・安全な生産方式による「京のこだわり畜産物生産農場」の登録を進め、特徴ある畜産物の利用拡大を図る。

### **(キ) 基幹漁業（定置網、底びき網）等の振興**

- ・急潮発生や大型クラゲ来遊の予測技術向上により定置網の漁具被害を防止するとともに、定置網における船上選別装置や小型クラゲ排出装置等の開発による省力化を図る。
- ・ズワイガニ等の資源管理の強化と代船建造の促進による底びき網漁業生産の安定化を進めるとともに、資源管理・漁業経営安定対策の推進及び省エネ化による漁業経営の安定化を図る。
- ・漁業と遊漁の漁場利用協定や新漁業巡視艇等による府海域の秩序維持と資源の持続的利用を推進する。

### **(ク) 本府独自のつくり育てる漁業の技術等をいかしたブランド水産物の生産拡大**

- ・久美浜湾等での漁業者によるトリガイ中間育成の実施、宮津湾等での「丹後とり貝」育成漁場の拡大、漁業者と連携したイワガキ養殖種苗の供給体制の強化を図るとともに、ブランド水産物の安心・安全確保のため貝毒モニタリングを実施する。
- ・全国トップレベルの品質をめざした「京丹後サワラ」の高品質出荷技術の普及を図るとともに、新たなブランド水産物創出に向けた研究開発を促進する。

## **イ 丹後地域の特色をいかした新たな商品の開発や食関連ビジネスの創出**

### **(ア) 新たな商品開発の支援等**

#### **a 農産物を利用した新たな商品開発等への支援**

- ・「きょうと農商工連携応援ファンド」の活用や異業種交流等による地域食材をいかした新商品開発、食品関連事業者等が連携した地域の農林水産物の特性をいかした加工品の開発や商品のブランド化を推進する。
- ・丹後産茶の自社販売や茶使用商品開発・販売等による6次産業化の支援、お茶まつり、茶摘みツアー等を実施する。

#### **b 水産資源を利用した新たな商品開発等への支援**

- ・水産資源（例：サワラ、アカモク、ウニ等）を活用した商工連携（海業）等による新商品開発などを支援するとともに、ニギス等低価格魚の加工等による付加価値向上、利用促進を図る。

### **ｃ 丹後ジビエ（猪肉・鹿肉）の商品開発**

- ・有害鳥獣として捕獲された猪肉・鹿肉の有効活用を推進するとともに、飲食事業者と連携した提供店舗の拡大を図る。

### **（イ）食関連ビジネスの創出**

- ・「きょうと農商工連携応援ファンド」等の活用、きょうと農業ビジネスプラットフォームや丹後地域アグリネットなど関係機関や民間との連携による事業支援、水産ビジネスプランの推進等を図る。

### **（ウ）丹後王国「食のみやこ」における10次産業化の推進**

- ・丹後王国「食のみやこ」を10次産業化の拠点として、地域の食材をいかした加工品等の開発・販売の拠点づくりを推進するとともに、栽培から調理、サービス、加工・販売等までの実践的な研修による地域の食を支える人材育成を展開する。

## **ウ 観光との連携、販路開拓等**

### **（ア）丹後王国「食のみやこ」を拠点とした丹後地域の「食」の魅力発信**

- ・地域食材にこだわった食事や加工品の提供、農園やホテルを活用した「週末農業」等の農業体験の充実、丹後地域の「道の駅」や周辺体験施設等と連携した地域の「食」観光インフォメーション機能の充実を図る。

### **（イ）地産地消の推進、地元製品のPR**

- ・地元産野菜について、学び（体験）、食べ、買うことができる「京野菜ランド」の情報発信を進める。
- ・「きょうと食いく先生」等による小・中学校等への食育出前授業を実施するほか、コシヒカリをはじめとする地元産の米・野菜・果樹、水産物、畜産物を食材として多く使用する学校・福祉施設・病院等の施設を増やす取組を推進する。

### **（ウ）丹後の魅力ある地酒や郷土料理等の発信**

- ・「地酒」などをテーマとする観光ツアーやイベント、京都丹後鉄道等と連携したPRを実施する。
- ・飲食事業者と連携した丹後あじわい食（丹後ばらずし等）の発掘・発信を進めるほか、地元食材を利用した「長寿食」等の普及を推進する。

### **（エ）「丹後地域ならではの」の「食」等が味わえる施設の確保**

#### **a 京都縦貫自動車道等をいかした「売れる」販売施設整備の支援**

- ・京都縦貫自動車道等を利用する多くの観光客等が「丹後地域ならではの」のものを買

える、食べられる施設整備を支援する。

#### **b 朝市等の直売所の支援**

- ・観光と連携した直売所のPR、直売所間のネットワークづくり、直売所運営ノウハウを習得するための講習会等を行う。
- ・「丹後半島周遊」など「海の京都」の観光施策と連携したPRを行うため、直売所間のネットワークによる「直売所マップ」の作成や加工品の相互販売など、「オール丹後」の取組を支援する。

#### **(オ) インターネット、情報誌を活用した丹後地域を代表する農産物・水産物の魅力的PR**

- ・「丹後産コシヒカリ」などの丹後地域の魅力ある食材やレシピと「海の京都」観光情報等とのインターネットや情報誌等による連携PR等地域ブランディングを推進する。
- ・漁業、漁村の様々な資源の効率的な活用（海業）による都市と漁村の交流促進、府民にゆとりとうるおいを提供することによる「丹後の海ファン」獲得に伴う丹後産水産物の消費拡大を図るとともに、MSC認証水産物（アカガレイ）をPRする。

#### **(4) 「食」を支える基盤づくり**

丹後地域の豊富で魅力ある「食」を守り育てていくため、担い手の確保育成や経営力向上等を支援するとともに、農地や漁場等生産基盤の保全、整備を図る。

#### **ア 担い手の確保・育成等**

##### **(ア) 「丹後農業実践型学舎」「海の民学舎」等による新規就業支援、後継者の確保**

- ・「丹後農業実践型学舎」で国営農地のスケールメリットをいかした次世代の農業担い手を育成するとともに、「海の民学舎」で漁業や関連分野の座学研修と、漁労技術、養殖技術等の実践研修により新規就業者を育成する。
- ・「農の担い手づくりサポートセンター」等と連携した農林水産技術研修の実施及び就労の機会や場の提供を行う。
- ・新規就農講座の実施による栽培技術や病虫害管理などの基礎知識の習得、担い手養成実践農場及び漁場を活用した就業支援、漁協組合員資格の取得までのマニュアル作成及び資格取得の指導などを行う。

##### **(イ) 京力農場※づくりの推進**

- ・地域の担い手や農地確保のための京力農場プランの作成を支援し、農地利用の集積・集約化を行うための農地中間管理事業を推進する。

## ※ 京力農場

「地域農業の人と農地の課題を解決するため、住民の話し合いを通して集落型農業法人の設立や担い手への農地集積、販路を見据えた作物栽培等を図り、力強い農業経営の転換を推進すること（協力により、強力になる「京力」農場）」をいう。

### （ウ）経営力向上のための支援

- ・農業ビジネスセンター京都等と連携した専門家派遣等によるビジネスプラン策定やマーケティングサポートの実施及び施設・設備整備への支援を行う。
- ・集落型農業法人の設立及び経営改善や地域の人的・面的特性に応じた経営体育成の支援、酒米・加工用米・飼料米の生産拡大による水田フル活用への支援を行う。
- ・「海の民学舎」での模擬経営計画の策定講習等により漁業経営者の企業的経営意識の向上と経営力アップを図るとともに、地元資源を活用した漁村ビジネス（海業）を起業、総合プロデュースできる人材を育成する。
- ・漁村ビジネス研修の受講者等の起業支援制度の創設とサポートチーム及び支援員による伴走支援を行う。

## イ 生産基盤の整備

### （ア）農業の生産基盤の整備

- ・担い手への農地集積に向けた大区画ほ場の整備や、水路、ため池等の農業用水利施設の整備を推進するとともに、日本型直接支払制度等を活用した農地及び水路・農道などの施設を保全・更新整備、維持管理する活動を展開する。

### （イ）水産業の生産基盤の整備

- ・環境保全（窒素・リンの吸収・固定や二酸化炭素の吸収）や、アワビ、サザエ等の磯根資源や稚魚の育成に重要な役割を果たす藻場の造成・改良・維持保全を実施するとともに、漁業経営の安定、漁場の利用調整等を目的とした漁場の造成・改良を進める。
- ・水産物の安心・安全を図り、付加価値を高めるための荷さばき施設や水産加工施設等の改修・整備促進、既存施設の長寿命化への取組を強化するとともに、京都府1漁協体制に適合した漁業施設の統合整理を図る。

## ウ 有害鳥獣対策の推進

- ・市町や住民との連携・協働による地域実態に応じた効率的・効果的な被害防除対策と有害鳥獣捕獲体制整備を推進するとともに、恒久型防護柵等の防除施設の整備など集落ぐるみでの自主防除体制の整備を推進する。

- ・狩猟免許取得の啓発による捕獲班員の確保、捕獲の推進による有害鳥獣の頭数削減、ニホンザルの被害を低減するための個体数管理への支援などを行う。

## エ 環境保全・資源循環型農業の推進

- ・日本型直接支払制度のうち環境保全型農業直接支払の活用による有機農業及びエコファーマー、特別栽培米の取組拡大など環境にやさしい農業の推進、先進事例の提供を中心とした市町のバイオマス利活用促進に対する協力・支援、地域内での水田や畜産農家との連携による飼料作物生産拡大への支援、環境にやさしい農業の実践者と消費者との連携支援・消費者の理解促進などの取組を進める。

## 3 ものづくり産業等地域産業の振興

丹後地域の活性化を支える織物業・機械金属業をはじめとする地域産業について、担い手の確保・育成を図るとともに、多品種少量生産の時代の流れに対応できる「オンリーワン企業」の育成により、地域産業の振興を図る。

### (1) エコノミック・ガーデニング方式等による丹後の中小企業成長・発展支援

丹後地域の経済を支えてきた中小企業の経営安定、成長・発展を支援し、地域経済の活性化を図る。

#### ア エコノミック・ガーデニング※の推進

- ・中小企業応援隊や技術応援隊等が連携した中小企業の成長段階に応じたきめ細かなコンサルティングの実施、経営改善等に取り組む企業に対する設備投資や販路開拓等への支援を行う。
- ・中小企業応援条例に基づく「元気印認定企業」や「知恵の経営の認証」による新事業展開や新たな需要の開拓等を支援する。

※ エコノミック・ガーデニング

全ての中小企業を対象に、中小企業応援隊が訪問活動を行い、企業の課題を把握する中で、経営基盤強化やセーフティネットづくりにより中小企業を支えるとともに、それぞれの中小企業の状態に応じて、下支えから改善、成長支援までを一貫して行う中小企業支援策をいう。

#### イ 京都の特色をいかした産業づくり

- ・京都ならではの感性と技術を現代の生活にいかした「Made in Kyoto 製品」（「クール・京都」製品）の世界に向けた発信への支援により「丹後ブランド」を確立する。
- ・ものづくりの工房・工場等の消費者に対するPR、企業の意識改革と経営力の向上を図る「丹後ええもん工房」づくりを支援する。

## ウ ものづくり産業のPR支援

- ・丹後地域がものづくり産業（織物業、機械金属業）の集積地であることを地域の魅力として、「海の京都」の取組と連携し発信する。

## エ 情報通信関連産業の振興

- ・半島地域の地理的条件不利性が生じにくい情報通信の特性を踏まえ、情報発信・情報処理など情報サービス業等の振興を図る。

### (2) 「丹後・知恵のものづくりパーク」の技術支援・人材育成の拠点化

「丹後・知恵のものづくりパーク」において、これまでの実績や経験の蓄積、様々な設備、ネットワーク等を最大限に活用した技術支援を行うとともに、企業ニーズに応える「オーダーメイド型研修」の実施により丹後地域の地場産業を担う人材を育成する。

- ・経営者に対する新しい時代に適応した経営研修や交流会の開催、将来の担い手確保のための高校等教育機関と連携した取組の実施、技術相談や機器貸付、依頼試験に関するパーク内の設備・装置の活用や他機関との連携などの取組を進める。
- ・後継者の育成や在職者のスキルアップに向けた三次元CAD入門講座や中堅管理者の経営感覚（コスト意識）向上に関する育成研修、機械加工の基礎技術習得研修、織物業未経験者基礎研修など、業界団体や企業のニーズに即応した実践的なプログラムの企画・実施による人材育成を推進する。

### (3) 丹後ちりめん等織物業や機械金属業の振興と「新丹後ブランド」化

高い技術力をいかした新商品の開発及び販路開拓に取り組み、織物業及び機械金属業の振興と発展を図る。

## ア 伝統・地域産業の生産基盤の維持・人材の確保

- ・織物業者、農林水産業者や観光事業者等のニーズを発掘するための意見交換の場の設定等「丹後試作隊」により新たな製品づくりを支援する。
- ・織機など事業継続に不可欠な設備の更新等への支援により地場産業としての生産基盤及び織手等の人材を確保する。
- ・「ゆかた・きものを楽しむ日・月間」や着物着用者を優遇する観光イベントの実施など「きもの着用」の機会を広げる事業を実施する。

## イ 地域の技術や特性をいかした世界に通じる新商品開発・販路開拓

- ・高付加価値商品を創出できる織物産地をめざし、専門家や流通業者の協力の下で国内外での「丹後ブランド」を確立するとともに販路拡大への支援を行う。

- ・生活用品や産業資材など多様な分野への用途拡大をめざし、企業、専門家（デザイナー等）、府の連携により新商品を開発する。
- ・丹後地域のものづくり企業間の連携促進によりFRP（繊維強化プラスチック）など新分野への進出や、「絹セリシン・フィブロイン」を活用した新商品開発を支援する。

#### **ウ 多品種少量生産等多様な製品開発にも対応できる「オンリーワン企業」の育成**

- ・人材育成研修の実施や産学公連携等により、企画から設計、製造まで行える高い技術力を備えた「オンリーワン企業」を育成、支援する。
- ・企業競争力強化のための新分野進出や多角的な技術支援により地域ブランディングを推進する。

### **（４）商店街活性化支援**

消費者の生活スタイルの多様化等により厳しい状況が続いている小売業や商店街を再生し、地域のにぎわいを取り戻す取組を進める。

#### **ア 商店街の「にぎわいづくり」支援**

- ・広域から来街者を迎え、交流の中から消費を生み出すため、観光客の誘致に向けたおもてなしや地元の食材の活用など地域の特色をいかし創意工夫を凝らした特徴ある商店街づくりを支援する。
- ・外部人材の活用、ソーシャルビジネス等との連携による空き店舗を活用したにぎわいづくりへの支援を行う。

#### **イ 商店街の地域コミュニティ機能強化への支援**

- ・子育て支援、地域住民交流の場や健康拠点づくり、買い物サポート事業など、商店街の機能強化を支援する。

#### **ウ 中心市街地活性化の取組を支援**

- ・市町がまちづくり計画を推進する中で取り組むまちなかにぎわいづくりや商業活性化に関する積極的、戦略的事業を支援する。
- ・地域の観光資源を有効活用しつつ、観光集客でのにぎわいづくりをめざすまちなか観光の推進等を図る。

### **4 地域産業を担う人づくり、就業支援体制及び若者の定着・定住対策の強化**

U・Iターンなどにより、丹後地域に就職（正規雇用）、定着・定住する若者や子育て世代を増やし、地域の経済、産業の活性化を図る。

### **(1) 地域産業を担う人づくり**

- ・ハローワーク、北京都ジョブパーク等の就業支援機関、人材育成機関、産業支援機関と連携して、企業の人材確保支援と企業が求める人材育成を一体的に実施する。
- ・後継者確保に悩む事業者と丹後での起業希望者とのマッチング等による事業継承人材の確保を図る。

### **(2) U・Iターンの推進**

- ・北京都ジョブパークとU・Iターンセンターとの連携により、地元企業の情報収集、U・Iターン希望者の地元企業への情報発信を強化する。
- ・北部企業とU・Iターン希望者をマッチングするため、ICTを活用し情報を提供するとともに、地元企業情報の京阪神の大学等への提供により、丹後地域出身大学生等のUターンを促進する。
- ・U・Iターン希望者に対して、丹後地域での就業のノウハウや暮らしに関する情報を発信するとともに、丹後地域にIターンで就業した若者を対象に、交流会を開催する。
- ・「明日のむら人移住促進事業」により市町村が行う空き家改修を支援するとともに、移住希望者のニーズに対応し相談から現地案内まで行う京都移住コンシェルジュと連携するなど、都市部から農山漁村地域への移住希望者の受け入れを推進する。
- ・若年人口の流出に対処するため、大学生が地域に入って地域課題の解決や地域活性化に取り組む活動を通じて丹後の魅力を伝え、U・Iターンや都市部からの新規移住につなげる。

### **(3) 働く場の確保**

- ・市町と連携し、企業誘致等の推進を図る。

## **5 地域づくりと地域間交流の強化**

住民やNPOなど多様な主体との連携のもと地域力を再生するとともに、地域を担う人材育成や地域間交流を図る。

### **(1) 地域力ビジネス等新たな地域力再生活動への支援強化**

地域活動団体をはじめとする住民との協働体制のもと、地域を活性化する。

#### **ア 地域力再生活動の新たな展開**

- ・住民自身が多様な主体と連携・協働して、ビジネス的手法により新しい仕事や働き方で地域課題を解決し、自分たちで継続的な地域づくりに取り組む「京都地域力ビジネス



ス」を推進する。

- ・住民、団体、行政等が幅広い意見やアイデアを出し合う場（プラットフォーム）を通じた地域課題解決のための相互連携や新しい協働活動を創出する。

## **イ 丹後NPOパートナーシップセンター機能の充実**

- ・民間の力で地域力再生活動を応援する中間支援団体を育成するとともに、地域内のNPO活動支援と団体間の情報交換の促進及び団体間のつながりを強化するイベント等を開催する。

## **(2) 若者が誇りと愛着を持って暮らせる地域づくり**

未来を担う子どもたちが、ふるさとへの愛着や地元に対する誇りをもてるしくみをつくる。

### **ア 明日の丹後を担うひとづくり**

- ・博物館機能を充実する丹後歴史文化博物館(仮称)等を活用し、丹後地域の児童・生徒に対する地域づくりへの意欲や郷土愛を育むための教育、「生きる力」を育むための教育を推進するとともに、全国的又は世界的に活動・活躍する人に接する機会を提供する。

### **イ 未来を担う親づくり**

- ・若者の各種イベントへの企画段階からの参画や地域文化活動等を支援するとともに、家庭・地域社会の教育力を高め、子どもたちが安心と愛着を持って暮らせる家庭・地域づくりを行う。
- ・婚活に関するコーディネーター等を養成・配置し、ネットワークを構築する。

### **ウ 子どもたちの安心・安全に向けた予防教育の推進**

- ・いじめ・暴力・不登校の諸問題を未然に防止するための教育、地域全体で子どもたちを守る安心・安全な環境づくりを推進する。

### **エ 地域遺産への理解と伝統文化・行事の継承**

- ・地域の伝統文化等体験を通じた豊かな人間性を育む教育を推進するとともに、地域についての理解を深めるための体験学習等を実施する。
- ・丹後地域を発信する案内ボランティア(ガイド)として活動できる中・高校生を育成する。

### **(3) 地域を担う人づくり**

大学や地域外の人たちとの連携・協働を図るとともに、元気な高齢者の技術をいかした次世代の人材育成に取り組む。

#### **ア 大学と地域との連携、地域外の人材活用**

- ・一般社団法人京都府北部地域・大学連携機構、大学、企業、NPO等をはじめ地域外の人たちとの連携・協働によるふるさと保全や観光・産業振興等の地域活性化を図る。

#### **イ 高齢者の技術・能力の活用**

- ・生きがい対策として、農林水産業・製造業をはじめとして就労等に意欲のある高齢者が持つ技術・経験の積極的な活用及び次世代への継承（シルバー人材センターの運営支援など）を図る。

### **(4) 地域間交流の促進**

都市や海外との地域間交流の促進により地域活性化を図る。

- ・丹後地域が有する各種の地域資源をいかしつつ、交流人口の拡大を図るため、地域食事にこだわった食事・加工品の提供、農園やホテルを活用した「週末農業」等の農業体験の充実をはじめ、丹後王国「食のみやこ」を拠点とした丹後地域の「食」の魅力の発信などにより、地域間交流を促進する。
- ・地球環境と共生するライフスタイルの学びの場「丹後海と星の見える丘公園」と丹後王国「食のみやこ」など周辺諸施設との連携により、広域レクリエーション需要や丹後地域での観光振興を促進する。
- ・国際交流員や名誉友好大使等による外国文化の理解講座等を開催し、国際交流の推進を図る。

### **(5) 命の里の再生とふるさと保全・農村再生活動**

地域ぐるみで担い手不足や過疎・高齢化が急速に進む農山漁村地域の活性化を図る。

- ・非農家や地域の女性・子どもたちなど地域ぐるみで農山漁村地域の生産基盤や環境を守る活動を推進するとともに、大学や企業、NPO等との連携・協働によるふるさと保全活動を推進する。
- ・共に育む「命の里」事業等を活用して農山漁村地域の再生を図るとともに、過疎・高齢化が進む地域への「里の仕事人」や「里の公共員」の配置による地域の維持・発展の支援、地域資源をいかしたオリジナルの農山漁村ビジネスや村づくりへの伴走支援を行う。

- ・市町が行う空き家改修への支援を通じた都市部からの移住定住促進とモデルファーム運動等による耕作放棄地の有効活用を図るとともに、農家・漁家民宿の開設支援による地域の魅力発信を推進する。

## 6 府民安心のまちづくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし、子育てができるよう、医療・介護・福祉の充実を図るとともに、地域の交通安全の確保や悪質商法等による被害防止など暮らしを取り巻く安心・安全を確保する。

### (1) 総合的な少子化対策の推進

地域ぐるみの少子化対策を推進し、安心して子育てができる地域づくりを進める。

#### ア 地域ぐるみで取り組む少子化対策

- ・少子化や人口減少に歯止めをかけるために、北京都ジョブパーク等関係機関と連携して、UIターン施策を推進するとともに、多様な雇用を創出するために地域産業振興や人材育成など、若者が定住できる環境づくりを進める。
- ・異性との出会いの場の創出から結婚、出産・子育てまで、それぞれのライフステージに応じた切れ目のないトータル支援を実施する。

#### イ 地域で子育てを支えるしくみづくり

- ・「誕生から成人まで」切れ目のない支援とニーズに応じたきめ細やかなサポートができる体制を整備するため、子育て支援団体を伴走して支援するスキルアップ講座や「丹後子育て応援隊」による出前講座を開催し、丹後で産み育てやすい環境を整備する。

#### ウ 子育て支援の充実・強化

- ・スクリーニングによる発達障害児の早期発見・早期療育支援に努めるとともに、市町や教育委員会、児童相談所、医療機関、家庭支援総合センター等との連携により児童虐待防止の取組を充実・強化する。

### (2) 府立医科大学附属北部医療センターを核にした地域医療体制・医師派遣機能の充実・強化と「たんご健康長寿日本一」の推進

府立医科大学附属北部医療センターを核として、医療、介護、福祉機関等のネットワークを更に強化し、地域全体での医療連携体制を充実していく。

#### ア 医療従事者確保対策と資質向上の推進

- ・「医師バンク制度」や「医大地域医療確保枠」、府や市町の「地域医療奨学金」制度の効果的な運用、自治医科大学出身の医師配置等による医師確保を推進するとともに、府北部看護職支援センターを中心とした看護師等医療関係従事者の確保と資質向上を図る。
- ・専門医不足の課題をフォローするテレビ会議システムを活用した人材育成とネットワークの構築を図る。

## イ 地域医療体制の整備支援

- ・北部医療センターを「北京都安心医療拠点」とした丹後地域の病院や診療所との機能分担、連携体制の構築を推進する。
- ・丹後地域保健医療協議会での地域医療課題の抽出と対策立案、訪問看護ステーションの整備や多職種連携等による在宅医療への支援、ドクターヘリの円滑な運用の環境整備への支援などを行う。
- ・在宅医療を担う開業医の育成のためのシステムづくり及び効率的な在宅医療技術の普及促進を図る。

## ウ 北部医療センターの地域医療機能の充実、強化

- ・北部医療センターにおける総合診療力を備えた医師の養成及び医師派遣機能の強化を図るとともに、人材育成・研究センターをはじめ公的病院等が連携した若手医師の定着・育成支援を行う。
- ・地域ケアを必要とする障害児者の受入体制の整備、がん治療等の高度・専門医療を推進するための施設整備を進める。

## エ がん検診の受診勧奨の推進

- ・がん予防に関する住民への知識の普及と促進、検診受診率の一層の向上をめざしたキャンペーン等の展開、事業所や学校との連携による「生命のがん教育」の普及、市町が実施する休日総合がん検診への支援などに取り組む。

## オ 生活習慣病の発症・重症化予防の推進

- ・5疾病（がん、急性心筋梗塞、脳卒中、糖尿病及び精神疾患対策）など生活習慣病の予防対策を推進するとともに、病院や診療所との連携強化による適切な医療体制を確保する。

## カ ライフステージに応じた健康づくりの推進

- ・体操や脳トレ等の健康づくりプログラムの普及、啓発による健康づくりを推進するとともに、8020 運動や口腔ケアの啓発など歯科保健対策を推進する。

## キ 健康寿命延伸をめざした取組の推進

- ・市町ごとの生活習慣等健康課題を抽出・分析・検討の上、健康・予防事業に反映し、産学公連携による課題解決を目指すとともに、保健所、北部医療センター、市町村保健センター等が連携した健康長寿に関する研究を実施する。

## (3) 社会福祉の向上

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを推進するとともに、障害者の自立と社会参加を支援する。あわせて自殺のないまちづくりを進める。

## ア 高齢者が安心して暮らせる地域づくり

- ・多職種協働による在宅医療、介護サービスの充実、高齢者の多様な社会参加への支援、京都式介護予防総合プログラムの普及と府民意識の醸成などに取り組む。
- ・住み慣れた地域で最期まで自分らしい暮らしをおくることができる社会を実現するため、状態や状況に応じ、療養場所や医療・介護等が柔軟に選択できる体制づくり、地域で支え合う孤立させない環境づくり、「命」について考え、死に向き合える看取り文化の醸成等の看取り対策を進める。
- ・北部医療センターを核とした在宅・施設・病院における地域連携ネットワークの構築や機能充実に向けた「北部地域医療・介護連携プロジェクト」を推進する。
- ・丹後地域リハビリ支援センターを中心とした技術支援や研修の実施など、急性期から回復期、維持・生活期までの継続した総合的な地域リハビリ体制の構築を図る。
- ・認知症に対する正しい理解の普及啓発の促進、認知症疾患医療センター（北部医療センター）を核とした認知症対策の充実・強化、地域ぐるみの見守りネットワークの確立などに取り組む。
- ・認知症カフェの設置や認知症ケアパスの普及推進により認知症の方を支える地域づくりと人材育成を行う。
- ・京都府北部福祉人材養成システムや福祉人材育成認証制度等による福祉人材の確保と定着支援に取り組む。
- ・地域ニーズを踏まえた特別養護老人ホーム等介護施設の整備支援や福祉有償運送事業者への支援を行う。

## イ 障害者の自立支援と共生社会づくり

- ・各市町の計画の総合的な推進を図るとともに、丹後圏域における障害福祉サービスの基盤整備と利用について総合調整を行い、管内の障害者の自立と社会参加を支援していくため、「丹後圏域障害者自立支援協議会」専門部会を中心に関係機関が連携した取組を強化していく。

- ・峰山総合庁舎及び宮津総合庁舎で毎週1回、管内の障害福祉サービス事業所で製造された製品の販売を行っている「ハート(まごころ)ショップたんご」の取組の強化などを通じ、工賃アップと就労訓練の支援を行う。
- ・「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」や「京都府福祉のまちづくり条例」等に基づき、共生する社会の実現に向けた住民や事業者、市町との協働による啓発活動をはじめ、雇用・就労促進、社会活動の参加支援の取組を推進する。

## ウ 自殺のないまちづくり

- ・街頭啓発をはじめとする効果的な啓発活動の充実・強化と誰もが気軽に弱音を吐ける居場所づくりの拡大を図る。
- ・相談者の悩みなどに「気づき」「繋げる」ためのゲートキーパーを養成する。
- ・自殺未遂者、遺族等に対するケアの取組強化、かかりつけ医等のうつ対応力の向上やうつ病スクリーニング等の実施、いじめ予防教育の小・中学校等での取組強化を推進する。

## エ 生活困窮者等への自立支援

- ・生活困窮者自立相談支援機関や福祉事務所等において、北京都ジョブパークやハローワーク、社会福祉協議会などとも連携しながら、生活困窮者等の自立を包括的・継続的に支援する。

## (4)暮らしを取り巻く安心・安全の確保

感染症の予防・拡大防止対策を進めるとともに、安心・安全な消費生活の実現、交通・海の安全対策など、総合的な暮らしの安心・安全対策を進める。

### ア 感染症の予防、拡大防止の取組

- ・地元医師会や市町村、医療機関等関係機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備えた体制を整備する。また、健康危機管理対応力の向上を目的とする関係機関と連携した訓練を行うとともに、身近な感染症の予防や集団発生を防ぐための普及啓発、従事者対策の研修会等を実施する。

### イ 家畜伝染病防疫対策の徹底

- ・農家への飼養衛生管理状況の点検・指導を徹底するとともに、万が一発生した時を想定した総合的な実地演習を実施する。

### ウ 安心・安全な消費生活の実現

- ・市町消費生活センターとの情報共有や連携により相談体制を充実強化するとともに、「消費者あんしんチーム」による消費者被害事案の検討や情報共有を図る。
- ・消費者自らが金融・商品取引等、幅広く消費者問題についてしっかりとした知識や対処法を身に付けるための学習会や出前講座の積極的な展開により、自立した消費者の育成を図る。
- ・「丹後地域くらしの安心・安全ネットワーク」（参加団体：行政、警察、消費者団体、福祉団体等）参加団体間の情報共有、広報や啓発活動の連携実施による消費者被害の未然防止などにより、安全な地域づくりを進める。

## エ 地域交通等の安心・安全の確保

- ・歩道設置や路肩拡幅など歩行空間の確保により、子どもや高齢者をはじめ歩行者等の交通安全を確保する。
- ・米軍経ヶ岬通信所の設置に伴う周辺道路（国道 178 号（上野平バイパス）、482 号（丹後弥栄道路・丹後工区）等）の整備を促進する。

## オ 海の安心・安全の確保

- ・漁港・港湾等の適正利用・有効利用に向けたプレジャーボート係留対策（係留場所の整備・放置艇対策）と、海域等における遊泳者及び漁船、遊漁船、プレジャーボートの事故防止対策を推進する。

## （５）生活環境の整備

### ア 下水道、生活排水対策

- ・水洗化を望む全ての府民がそれを実現できるようにするため、市町の実施する下水道事業・浄化槽事業を促進する。
- ・水質汚濁防止法に基づく「生活排水対策重点地域」として指定した京丹后市久美浜町、同市網野町について、総合的・計画的な生活排水対策を進める。

### イ 廃棄物処理対策

- ・産業廃棄物については、府独自の規制措置を盛り込み平成15年4月に施行された「府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例」や平成21年10月に施行された「府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」に基づき、監視体制を強化し、不適正処理事案に迅速かつ的確に対応する。また、平成26年10月に施行された「府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例」に基づき、産業廃棄物処理施設設置等に当たり、設置者と関係住民等との間で円滑な合意形成を促し、生活環境の保全を図る。
- ・平成 24 年 3 月に策定した「府循環型社会形成計画（第 2 期）」に基づき、府民、事

業者、行政等の自主的な取組や各団体との協力・協働のもと、新しいエネルギー構造のあり方やそれに対応した低炭素社会実現のための諸課題への対応等、循環型社会形成の取組を一層推進する。

## **ウ 住宅・公園等の整備**

### **(ア) 住宅の整備**

- ・若者の定住、Uターンを支援する魅力ある住宅や進出企業の社員住宅の確保など、地域の産業振興にもつながる住宅づくり、さらには、高齢者福祉と住宅との連携を検討する等、地域のニーズに応じた住宅供給を推進するとともに、既存の住宅についても、耐震改修の推進等、災害に強い安全・安心な住宅ストックの形成に取り組む市町を支援する。
- ・京都府住生活基本計画の見直しを行うとともに、府営住宅等のストック活用・長寿命化を図るため、京都府府営住宅ストック活用計画の見直しを行い、これに基づく住まいづくり・まちづくりを促進する。
- ・空き家対策については、規制や支援だけでなく、危険な空き家の発生を未然に防止するとともに、既に危険な空き家となっている建物の除去や利活用に関する施策・事業も含め、まちづくりの観点から総合的な対策を計画的に推進する。

### **(イ) 公園等の整備**

- ・各地域の必要な場所に公園、集会施設、コミュニティー施設等の設置を推進する。

## **エ 水資源の確保・利用**

### **(ア) 水資源確保対策**

- ・水需要の長期的な見通しに対応した水資源の確保と安定供給に資するための施策を検討する。
- ・水道等施設の老朽化に適切に対応できるよう施策を検討する。
- ・河川の流状の調査を踏まえ、河川からの取水又は生活用水の貯留施設の設置も検討する。
- ・表流水に依存できない地域については、地下水の利用を検討する。水資源の確保が困難な沿岸地域においては、利用者のニーズに応じた水道施設の整備を検討する。
- ・さらに、水源地域のかん養と水質の確保のため、水源の保全に努め、森林整備等を促進する。

### **(イ) 水資源の利用**

- ・水資源の安定供給を図るため、水融通による水道施設の広域化等を推進する。
- ・さらに、家庭や事業所において、節水や水の再利用など、水の有効利用を推進する。



- ・農業用水については、用排水路の整備により、水利用の合理化と既存水源の一層の効率的利用を図る。

## 7 環境と文化の伝承

丹後地域の美しい海と山、伝統ある町並みなどで構成される景観や地域に伝わる文化等を次世代に引き継ぐために、総合的な視点で守り育ていかす取組を進める。

### (1) 山陰海岸ジオパークや天橋立等丹後地域ならではの自然環境・文化の保全と発信

#### ア 山陰海岸ジオパークの学術・観光資源としての有効活用

- ・地域の自然遺産の保全意識向上、子どもたちへの学習活動、観光振興や地域振興への山陰海岸ジオパークの活用を進める。
- ・ジオパークの拠点整備の支援、「山陰海岸ジオパーク広場」(仮称)の整備、ジオパークガイド等の人材育成やジオツアー・コースの設定、漁船クルージング運航区域の拡大と連携による観光用海上交通網の整備に取り組む。

#### イ 天橋立の世界文化遺産登録をめざした取組

- ・世界文化遺産登録(当面、暫定リスト入りをめざす)に向けた取組を通じ、行政と地域が一体となった松並木保全や海岸の清掃、侵食対策等の環境保全活動を促進する。
- ・国際シンポジウムや文化・歴史講座等の開催など、日本の文化景観の原点としての国際的価値を高める取組を推進する。

#### ウ 文化的景観保全活動の発信

- ・国が選定した宮津天橋立の文化的景観や府が選定した京丹後市久美浜町の一区、久美浜湾のカキの養殖の文化的景観及び国重要伝統的建造物群保存地区である伊根町の「伊根浦舟屋群」、与謝野町の「ちりめん街道」などの文化的景観や町並み保全に向けて、地域一体となった活動及び発信への支援を行う。

### (2) 丹後地域の豊かな自然環境を守り育てる取組の推進

#### ア 健全な森林等の育成・保全

- ・森林ボランティアによる保全活動など地域の森林を地域全体で支えるモデルフォレスト運動を推進する。
- ・全国育樹祭に向けた「地域育樹祭」の開催、森林経営計画の作成による間伐材の利用推進、森林パトロールの強化による違法開発の抑止、公益的機能が期待される保安林における治山事業の推進に取り組む。
- ・府立林業大学校と連携した林業の担い手育成及び林業経営体の経営力向上を支援す

るとともに、地域住民との協働による保育の実施や広葉樹の天然更新、海岸松林の整備と再生に取り組む。

- ・放置竹林対策として、竹材利用の促進を図る。

## **イ 府内産木材の利用拡大**

- ・地域産木材利用のネットワークの構築と公共建築物等での活用促進を図るとともに、木製治山ダムの整備など公共事業での府内産木材の利用促進を図る。

## **ウ 次世代を担う子どもの環境学習の推進**

- ・山陰海岸ジオパークや山陰海岸国立公園、丹後天橋立大江山国定公園など優れた自然環境、身近な河川や海岸等を活用した自然との共生、循環型社会システムの体験・学習活動を展開する。
- ・府立青少年海洋センター（マリーンピア）や府立丹後海と星の見える丘公園など既存施設を有効活用する。

## **エ 阿蘇海等の閉鎖性水域の環境改善**

- ・河川流域及び海岸周辺の住民との協働（阿蘇海環境づくり協働会議の取組等）による環境改善活動の推進、専門家による効果的な取組方法の調査・検討を行う。
- ・富栄養化の原因と考えられる農業排水や生活排水の流入防止を図るため、「浅水代かき」農法の普及や環境学習等を推進する。
- ・アサリの養殖や天然マガキの商業活用の推進、アオサなど未利用海藻類の肥料化等による有効利用を推進する。
- ・阿蘇海の底質や生物生息環境を改善するため、覆砂事業を実施する。

## **オ 海岸線・自然環境保全地域等の環境保全**

- ・地域と協働した海岸線の再生（防災機能の向上及び観光振興）を図る。
- ・市町と連携して海岸漂着物等（海洋ごみ）の回収や海岸漂着物等の発生抑制につながる普及啓発等を実施する。
- ・美しい海岸線の景観の維持を図るため、由良海岸等において養浜などの海岸侵食対策事業を推進する。
- ・棚田の美しい景観の維持を図るため、持続的な農業生産と農業水利機能の保全等に係る地域ボランティア団体、企業等との連携活動を推進する。
- ・「京都府環境を守り育てる条例」に基づき指定した丹後上世屋内山地域、権現山地域の府（歴史的）自然環境保全地域での自然環境保全監視員による監視の徹底など丹後地域の優れた自然環境の保全を推進する。

### (3) 地域文化の伝承

丹後地域における貴重な文化遺産や活動を次世代に確実に引き継いでいくため、丹後歴史文化博物館（仮称）を有効活用し、次世代への文化伝承につなげる取組を進める。

#### ア 若者の文化活動の場の創出

- ・若者の地域の文化活動の発表の場として「食と文化の祭典」を開催するとともに、ふるさとの文化や文化財に親しむ機会を創出する。
- ・地域での様々な文化活動や次世代の文化体験活動等への支援を行う。

#### イ 地域文化の伝承活動や人材育成の支援

- ・地域の祭礼行事や食文化を再認識する機会の提供、途切れた祭礼行事の復活や継承する人材育成への支援、地域に残る貴重な建造物等の文化資料の保全活動への支援を行う。

### (4) 再生可能エネルギー等の活用

安心・安全、環境と経済の両立の視点から多様なエネルギーの確保に向けた取組を進める。

#### ア 木質バイオマス等再生可能エネルギー活用の推進

- ・伐採した木材等(竹材含む)のエネルギー分野での活用促進への支援を行うとともに、伐採後の未利用木材等のエネルギー利用や太陽光等自然エネルギーの有効活用を推進する。

#### イ 安定的な電力の確保

- ・関西電力宮津火力発電所の運転再開を要請する。

## 8 災害対策の強化と安心・安全の確保

過去の経験を超える大規模水害や日本海で発生することが想定される地震による津波、雪害等地域特有の災害などに対処するため、住民の総力を結集した取組を、まちづくりの段階から進め、ソフト・ハード両面から地域の安心・安全を確保する。

### (1) 地域の実情に応じた防災・減災対策の推進

高齢者、障害のある人等要配慮者に対する災害時の的確な対応や対象者の情報共有、福祉避難所の設置などの対策の充実を図る。

- ・住民一人ひとりの防災意識を高めるための効果的な啓発（講習会開催、リーフレット作

成)や、防災リーダー(自主防災組織等)の育成、防災訓練など、災害に強い地域づくり、人づくりを推進する。

- ・災害時の迅速な活動体制の確保や、消防署所からの遠隔地を中心に大規模災害時の救助・救護活動を向上させる「ふるさとレスキュー」の取組を進めるとともに、地域の自主防災組織を支援するために必要な資機材等を整備する。
- ・要配慮者の情報共有、福祉避難所(福祉コーナー)の設置等災害時の高齢者、障害者等要配慮者に対する市町の避難対策等への支援を行う。
- ・災害時に地域力を維持・確保していくための京都BCP※や地域に応じた観光客保護・帰宅困難者対策を推進するとともに、災害時には適切な衛生管理や迅速な防疫措置を実施する。
- ・被災者の速やかな生活再建に資するため、市町の被災者生活再建支援システム導入を支援する。

※ 京都BCP

大規模な災害等が発生した際に重要業務を維持・回復していくための対応・復旧計画

## (2) 計画的な洪水・土砂災害・集中豪雨対策・海岸保全対策の推進

近年多発する集中豪雨に対応するため、治水・土砂災害対策を推進するとともに、緊急輸送道路を中心に、防災対策、安全対策を推進し、異常気象時でも交通ネットワークを確保できる道路整備を進める。

### ア 治水対策の推進

- ・福田川、川上谷川、加悦奥川、小西川、鳥取川等の整備を推進するとともに、佐濃谷川、竹野川等の河川整備基本方針及び河川整備計画を策定する。

### イ 総合的な土砂災害対策の推進

- ・辻川(砂防)、シシ伏川(砂防)、六万部(急傾斜)、長江(地すべり)等での効率的・効果的な対策を推進するとともに、土砂災害警戒区域等を指定する。

### ウ 災害に強い道路ネットワーク整備

- ・防災機能強化を図るため、被害が発生した場合の救助・救援活動や生活支援に資する道路の整備等を以下のとおり推進する。

半島地域内の防災拠点間又はこれらと地域の幹線道路等を結ぶ路線

国道176号、178号、312号、482号等

- ・これらの道路のうち、災害時における避難の円滑化に資することや、災害発生時に孤立のおそれがある地区を結ぶための路線として、国道178号、312号、482号、宮津

養父線、綾部大江宮津線、香美久美浜線、宮津野田川線、網野峰山線、網野久美浜線、舞鶴宮津線、久美浜湊宮浦明線、網野岩滝線、弥栄本庄線、浜丹後線、野田川大宮線、栗田半島線、天橋立線、上延利線、下世屋本庄線、伊根港線、岩ヶ鼻須川線、大宮岩滝線、久僧伊根線、井辺平線、味土野大宮線、間人大宮線、掛津峰山線、浜詰網野線、岡田浦明線、野中小天橋停車場線等の整備を推進する。

- ・国道 176 号、178 号、312 号、482 号等の緊急輸送道路の未改良区間の整備（一部再掲）及び緊急輸送道路等の異常気象時に通行規制が発生する区間の防災対策を推進する。

## エ 総合的な森林の適正管理による防災対策の実施

- ・予防対策も含め危険箇所の治山対策を推進するとともに、森林の荒廃による災害を防止するための森林所有者による適正管理の推進を図る。

## オ 海岸保全対策の推進

- ・丹後沿岸海岸保全のために、「防護（侵食・越波対策をはじめとした海岸防護の整備・推進）」「環境（動植物、美しい景観など海岸環境の保全・活用）」「利用（住む人、訪れる人など全ての人に親しめる海岸利用の促進・向上）」の調和の取れた総合的な海岸の整備・管理を行う。
- ・侵食が著しい海岸について、侵食対策事業を推進する。
- ・老朽化が著しい海岸保全施設の計画的な維持管理を行う。
- ・日本三景「天橋立」の景観を保全するため、養浜等による汀線保全を行う。

## （3）地震・津波や異常気象に備えた安心・安全の確保

大地震に備えた避難体制を整備するとともに、交通等の基盤整備及び建物・構造物などの効果的な耐震等の対策を迅速に行う。

- ・緊急輸送道路等の耐震対策・防災対策（橋梁耐震対策・法面<sup>りょう</sup>防災対策<sup>のり</sup>と 2 車線確保ができる安心・安全な幹線道路整備）を推進する。
- ・大規模地震に備えた住宅の耐震対策を推進する。
- ・日本海側で発生する地震による津波浸水区域を想定した避難経路や避難場所の見直し等を含む管内市町防災計画の見直し支援と避難訓練等への支援を行う。
- ・国道178号（引原峠）、482号（尉ヶ畑、丹後弥栄道路）、312号（峰山町二箇～鱒留、大宮町三重）、浜丹後線（宮バイパス）等を整備する。
- ・路面冠水箇所の解消を推進する。
- ・波浪時の交通障害が発生する国道 178 号（宮津市江尻～長江）の対策を海岸管理者とともに検討する。

#### **(4) 雪に強い道路ネットワークの整備**

- ・緊急輸送道路等の防災対策（雪崩対策と冬季の積雪時にも2車線確保ができる安心・安全な幹線道路整備）を推進するとともに、国道312号（二箇～鱒留）などの整備を検討する。

#### **(5) 原子力防災対策**

- ・国、関係府県、市町、防災関係機関、住民等の参加による原子力総合防災訓練及び地域のリーダーによる住民参加型訓練（研修）を実施し、住民の迅速な避難体制を確立するとともに、住民への原子力防災に関する必要な知識の普及啓発を図る。
- ・市町や関係機関との連携を強化し、災害時要配慮者の避難に対する支援を行うとともに、緊急時防護措置準備区域（UPZ）内の住民、観光客等の避難ルート、避難先等を定めた広域避難要領の順次改定を行う。
- ・UPZの範囲を越える地域においてもUPZの地域と同等の措置が必要となる可能性も否定できないことから、広域避難者の受入体制のみならず、防護対策や避難体制の確立などの検討を進める。

#### **(6) 老朽化したインフラ施設への対応**

- ・総合管理計画を策定し、アセットマネジメントによる中長期的な視点での維持管理を推進する。
- ・橋梁・道路舗装・港湾施設等の予防補修を実施する。
- ・老朽化したため池等の農業用水利施設の診断・改修を進める。
- ・漁港の防波堤や係船岸壁等の機能保全を図る。

### **第3 計画の推進**

本計画の実効性ある運営を確保するため、国土形成計画、国土利用計画（全国計画、京都府計画、市町計画）及び明日の京都（基本条例、長期ビジョン、中期計画、地域振興計画）、京都府地域創生戦略に体系化される地域整備に関連する各種計画・構想や法定計画等との整合に十分配慮し、地域整備を推進する。

また、丹後半島地域の2市2町を含む5市2町からなる「京都府北部地域連携都市圏」と十分連携・協調しながら、計画を推進する。

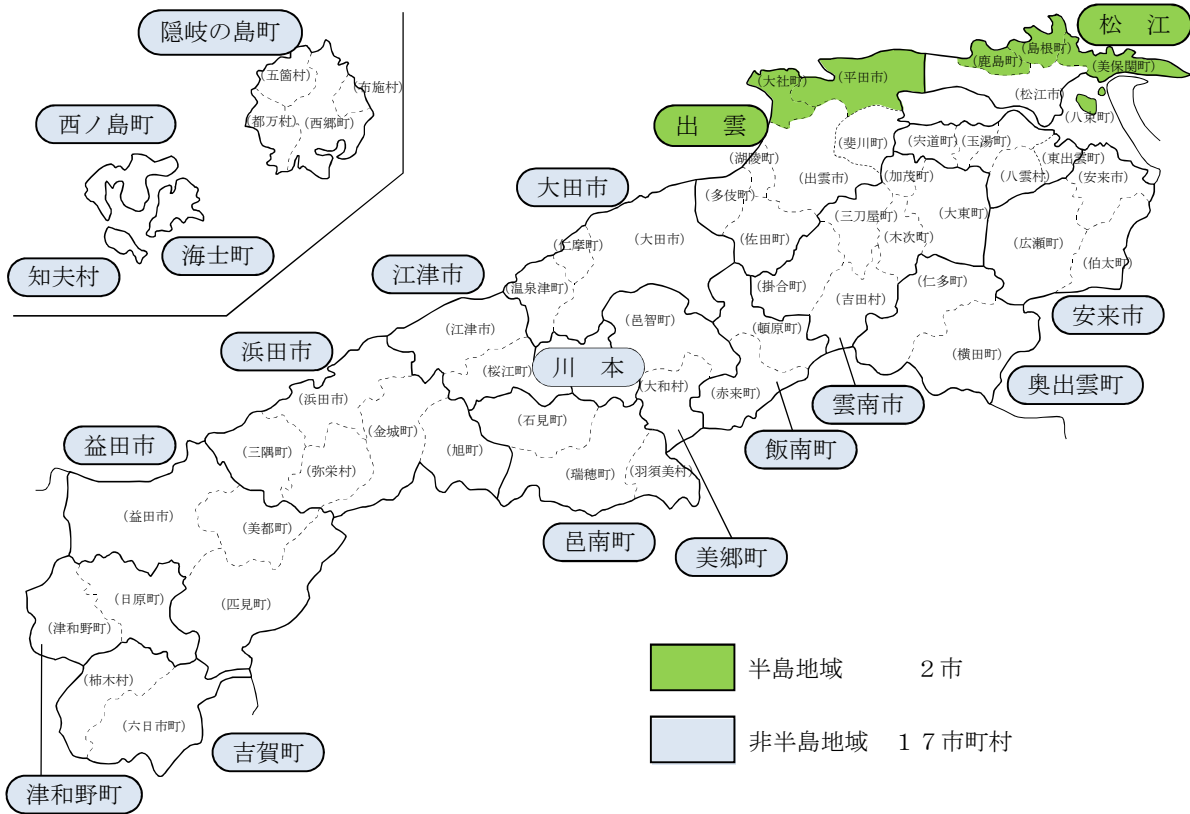
# 島根地域半島振興計画

平成27年12月

島根県

平成27年12月 全部変更

半島振興対策実施地域（島根半島地域）





第1	基本的方針	1
1	地域の概況	1
2	現状及び課題	2
	(1) 地域の現状	2
	ア. 交通施設	2
	イ. 産 業	3
	ウ. 生活環境	5
	(2) 地域の課題	5
	ア. 交通施設	6
	イ. 産 業	6
	ウ. 生活環境	7
3	振興の基本的方向	9
	(1) 基本的方向	9
	ア. 交通ネットワークの整備	9
	イ. 半島固有の資源を生かした産業の振興と地域間交流の促進	9
	ウ. 定住の促進と生活環境の整備	10
	(2) 重点施策	10
	ア. 半島交通ネットワークの整備	10
	イ. 地域の特色を生かした産業の振興と地域間交流の促進	10
	ウ. 半島地域の定住促進と環境整備	11
第2	振興計画	13
1	交通通信施設の整備	13
	(1) 半島道路網の整備	13
	ア. 国道の整備	13
	イ. 県道等の整備	13
	(2) 港湾の整備	13
	ア. 重要港湾	13
	イ. 地方港湾	14
	(3) 地域公共交通の確保	14
	(4) 情報通信関連施設の整備	14
2	農林水産業の振興	14
	(1) 農業の振興	15
	ア. 消費ニーズを踏まえた生産の推進	15
	イ. 農業生産基盤の整備	15
	(2) 林業の振興	15
	ア. 公益的機能を十分に発揮する「豊かな森」づくり	15
	イ. 地域材の利用促進と木材産業の振興	15
	(3) 鳥獣被害対策の推進	16
	(4) 水産業の振興	16

ア．水産基盤整備	16
イ．栽培漁業と養殖業の推進	16
ウ．売れる水産物づくり	16
エ．漁業就業者の育成・確保	16
3 就業の促進	16
(1) 企業の立地促進	16
(2) 地域産業の育成	17
(3) 職業能力の開発	17
(4) 再生可能エネルギーの導入促進	17
4 観光の振興	17
(1) 地域資源を活かした広域観光の推進	17
(2) 農林水産業との連携	18
5 居住環境の整備	18
(1) 下水道等の整備及び海岸漂着物の処理	18
(2) 広域的な水道整備の推進	18
(3) 都市環境の整備	19
(4) 多様な公的賃貸住宅の整備	19
(5) 生活サービスの持続的な提供	19
6 医療の確保等	19
7 高齢者の福祉その他の福祉の増進	19
(1) 高齢者の福祉の増進	20
ア．介護予防の推進	20
イ．生活支援の充実	20
ウ．介護サービスの充実	20
エ．医療との連携	20
オ．住まいの確保	20
カ．認知症施策の推進	20
(2) 児童の福祉その他の福祉の増進	20
8 地域文化等の振興と交流の推進及び多様な人材の育成	21
(1) 地域文化等の振興	21
(2) 国際交流の推進	21
(3) 地域振興に資する多様な人材の育成	22
9 地域間交流の推進	22
10 環境、国土の保全及び防災体制	23
(1) 環境の保全	24
(2) 国土の保全等	24
(3) 防災体制の強化	24

# 第1 基本の方針

## 1 地域の概況

島根地域は、県の北東部に位置し、松江市の一部（旧鹿島町、旧島根町、旧美保関町、旧八束町の区域）、出雲市の一部（旧平田市、旧大社町の区域）で構成され、東西約 66 km、南北約 6 km で細長く三方を美保湾、大社湾、日本海にとり囲まれ、南側は中海、宍道湖に接し、その面積は 339.67 km<sup>2</sup> で県土の約 5.1 % を占めている。

地域を東西方向に脊陵となる標高 500m 前後の北山山地が連なり、その北側は山地が海に落ち込み平地に恵まれていない。その沿岸及び沖合の海域は変化に富んだ海底地形を有し、天然礁が点在して好漁場となっている。特に、その東西両端は自然景観に優れ、昭和 38 年に大山隠岐国立公園に指定されている。

一方、南側は、斐伊川、神戸川の沖積作用による平野が形成され、農業地帯となっている。

気候は、日本海型の特性を示し、冬季は曇天日、降水量が多く、北西の季節風が厳しく、漁港や港湾の利用に制約を受けている。しかし、平均気温は対馬暖流の影響を受けて、夏は 24℃、冬 5℃、年平均 14℃ 前後と比較的温暖である。

年間の降水量は 1,700 mm 前後であるが、北山山地に発する河川がいずれも小河川で、水資源に乏しく、干ばつや地すべり等の被害も多い。

歴史的には、国引き、国譲りに代表される出雲神話の主要な舞台であり、その神々を祭る古社が現存しているとともに各種神事が継承されている。

また、江戸時代、日本海航路の開設に伴って、美保関、宇竜、杵築などがその要港として賑わい、明治から大正にかけては、機船底曳網漁業の発祥地となるなど豊かな経済力を背景に、地方色豊かな文化を育んできた。その後、周辺地域において、鉄道の開設や自動車交通網の進展に伴い、日本海航路は衰退し、本地域は交通の幹線軸から取り残されて行き、その活力は次第に低下した。

地域の人口は、昭和 30 年の 90,228 人をピークに減少を続け、平成 22 年においては 63,069 人となっている。特に、半島の沿岸部を中心として、局部的には著しい過疎化現象も引き続き生じている。

註（平成 17 年 3 月 31 日に松江市、鹿島町、島根町、美保関町、八雲村、玉湯町、宍道町、八束町が合併して松江市に、3 月 22 日に出雲市、平田市、佐田町、多伎町、湖陵町、大社町が合併して出雲市となっている）

## 2 現状及び課題

### (1) 地域の現状

本地域は、昭和 35 年から 45 年にかけて 9,145 人、10.5 % の大幅な人口減少がみられた。その後一旦減少傾向は鈍化したが、昭和 60 年を境に、大きく減少し始め、平成 12 年から平成 22 年への減少率は 8.9% となっている。また、老年人口比率も、昭和 35 年の 9.1 % が平成 22 年では 31.2 % と 3 倍以上となっており、高齢化が進行している。また、14 歳以下の若年層については、昭和 35 年の 27,705 人、31.9 % が平成 22 年には 7,438 人、11.8 % にまで減少している。

半島地域に関わる道路網については、高規格幹線道路として、中国横断自動車道岡山米子線に加え、新たに尾道松江線（中国やまなみ街道）及び山陰道（出雲～宍道）が開通したことにより、岡山方面だけでなく広島・四国方面からの利便性が向上した。

また、松江だんだん道路の開通により、松江市北部地域から高速交通ネットワークへのアクセスが向上した。

しかし、半島地域の県道については、域内交流促進のため機能強化が必要であるが、通行不能区間や異常気象時の通行規制区間を含め未改良区間が多く残っている。

産業については、交通条件の制約等から企業立地が進まず、工業集積度は低い。第 1 次産業は豊かな日本海漁場を背景に水産業が盛んであるが、近年、資源水準の低下、魚価の低迷ならびに燃油価格の高騰等により漁業経営が悪化している。また、漁業者の高齢化が進み、後継者も不足している。農業では、ぶどう、柿、ボタン、薬用人参等の産地形成が進んでいるが、高齢化や海外農産物との競争により生産の減少がみられる。また、平成 26 年は年間延べ 1,217 万人もの観光客が訪れているが、滞留性は低い。

就業人口については、昭和 35 年から平成 22 年の間に 12,091 人、27.8 % 減少し、31,464 人となった。産業別には第 1 次産業 8.8 %、第 2 次産業 26.4 %、第 3 次産業 58.8 % の構成比である。県平均と比較すると第 1 次産業、第 2 次産業の比率がやや高く、旧市町の区域別には、旧美保関町において漁業従事者、旧八束町においては農業従事者の比率が他の地域に比較して高くなっている。

また、本地域の特色として都市部である旧松江市の区域及び旧出雲市の区域に隣接しており、医療や買物等日常生活面でも交流が活発である。

### ア. 交通施設

本地域の道路網については、一般国道 2 路線、主要地方道 6 路線、一般県道 15 路線により構成されており、その 2 車線改良率は県平均を約 9 % 上回っているものの、通行不能区間が 3 区間（L = 12.2 km）、異常気象時の通行規制箇所が 4 区間（L = 12.6 km）ある。

また、松江市美保関町から出雲市大社町までの半島地域を東西に連絡する幹線道路は一般国道 431 号のみであり、都市部の交通渋滞や災害時の代替路線がない等広域幹線道路として十分機能していない状況にある。

港湾については、重要港湾 1 港（境港江島地区、松江市美保関町内地区）、地方港湾 21 港、56 条港湾 2 港があり、海上物流や隠岐航路の拠点、漁船の基地として地元はもとより本県東部における経済、生活を支えている。

本地域に近接して出雲空港、米子空港があり、東京、大阪、名古屋、福岡、隠岐へ往復約 20 便／日が就航しており、米子ーソウル国際定期便や東アジア等への国際チャーター便が運航されている。

地域の公共交通機関として、松江市中心部や出雲市中心部と本地域を結ぶ鉄道とバスがあり、住民や観光客等にとって欠かせない交通手段となっている。

## イ. 産 業

### (ア) 農林水産業

本地域の農業は、北山山地の南側に位置する旧八束町、旧平田市、旧大社町の平野部を中心に営まれている。

旧八束町では、ボタン等花木、薬用人参の生産が盛んであり、ボタンの周年栽培や品種改良に取り組んでいる。ボタンは、ヨーロッパ、アメリカなどへの輸出が行われているほか、台湾やロシアへの輸出についても取組が始まっている。

旧平田市では柿、旧大社町ではぶどうなど地域の特徴を生かした園芸生産が展開されている。また、旧平田市では、干し柿への加工、旧大社町では観光との連携による販売対策などの新しい取組も進みつつある。

水田の整備率は全体としては県平均を上回っているが、東部の旧美保関町では整備が遅れているほか、その他の地域でも未整備団地が残っているため、地域の実情や地形条件に即した基盤整備を推進する必要がある。

農業就業者は、平成 12 年から平成 22 年までの 10 年間に約 3 分の 2 に減少した。また、高齢化も進行しており、農業の担い手の減少が見られる。

鳥獣被害については、旧大社町及び旧平田市の一部である出雲北山地域及び湖北地域において、シカによる造林木への角こすり被害や農林作物への被害が顕著になっている。被害防除対策の実施、捕獲対策の強化等により被害額は減少傾向にあるが、新たな被害の発生や松江市側への拡大が懸念されている。また、イノシシの生息域が半島地域にまで拡大しており、農林作物被害の増加が懸念される。

森林・林業については、本地域の森林面積は 20,085ha で、総土地面積に占める割合（林野率）は 59.1 % となっており、県平均（78.3%）を下回っている。民有林人工林面積は、4,196ha で人工林率は 20.9 % と県平均（37.5%）より 16 ポイントほど低い。半島地域という地形・土壌条件から、以前はマツ類が占める割合が高かったが、近年は激減している。

昭和 50 年代以降に拡大した松くい虫被害は、昭和 60 年頃をピークに被害量（材積）は減少したが、平成 23 年に過去最高になり、その後は減少傾向にある。木材価格の長期低迷等による林業採算性の悪化、松くい虫などの森林被害等により森林所有者の森林施業への関心の低下が懸念される。

水産業については、恵曇漁港を中心に 15 の漁業地域が連なり、まき網、底びき網、定置網、刺網、釣り延縄、かご、採介藻等の漁船漁業、ワカメ、イワガキなどの養殖業が営まれている。

主な漁獲物は、アジ、サバ、ブリ類、カニ、イカ類等であるが、漁獲量は昭和 61 年の約 226 千トン（県内の漁獲高の約 43.5 %）をピークに、平成 25 年には約 19 千トン（同 13.5 %）にまで落ち込んでいる。漁獲金額も、漁獲量の減少に近年の魚価低迷の影響が加わり、

深刻な減少傾向にある。

ワカメ養殖はフリー配偶体技術を導入した地区では省力化とコスト削減を図ることができたが、依然として高齢化は進行し、後継者も不足している。

平成 19 年から出荷が始まったイワガキ養殖は、着実に数量を伸ばしており、地域漁業の柱の一つに育ちつつある。

漁業就業者の高齢化は、65 歳以上の割合が平成 15 年の 48.9 %から平成 25 年には 54.6 %に増加している。漁業経営体数も平成 25 年には 720 と平成 15 年に比較して 38 %も減少している。

註（採介藻（さいかいそう）：「貝類（サザエ・アワビ等）、海藻類（ワカメ・モズク等）、タコ・ウニ・ナマコ類を採る」こと）

註（フリー配偶体技術：ワカメの配偶体（植物で言うと種に近い）をフラスコの中で培養する技術。従来行われてきたワカメ養殖では、春にワカメの配偶体を種糸に付着させた後、秋に沖出しをするまでの間、屋内水槽で照度や施肥などの綿密な管理を行う必要があったが、フリー配偶体技術では秋までフラスコ内で配偶体を管理することが出来るため、夏場の管理作業が大幅に軽減されるメリットがある）

#### （イ）製 造 業

製造業は、鋳造業、機械加工業については旧平田市を中心に、水産加工品、水産練り製品等の食料品製造業については旧平田市、旧鹿島町、旧大社町を中心に地場産業として根付いているが、地域の大半は従業員 30 人未満の小規模事業者である。

また、江島工業団地、河下港臨海工業団地、出雲市東部工業団地には企業用分譲用地を約 38ha 整備しており、分譲率は 3 団地合わせて約 80 %（平成 27 年 3 月現在）である。

#### （ウ）観 光

全国的に有名な出雲大社や日御碕、一畑薬師、美保関灯台等を有する県内有数の観光エリアである。

平成 26 年のこの地域全体の観光客入り込み延べ数は、1,217 万人で、県全体の 36.6 %を占めている。平成 21 年と比較すると、この 5 年間で観光客入り込み延べ数は、出雲大社の「平成の大遷宮」の影響により、約 374 万人、44.4 %と大幅に増加している。今後、遷宮の効果の収束により、観光客入り込み数は減少することが予想される。観光客の半数以上が出雲大社の入込客であり、観光客数の維持及び激減緩和のためには、体験・滞在型の観光素材の開発や M I C E ・教育旅行など伸びしろのある市場の開拓など新たな観光需要に対応した取組が求められる。

地域別の観光客入り込み延べ数は、旧大社町が 913 万人と最も多く、この地域の 75 %を占め、ついで旧美保関町が 109 万人で続いている。

註（MICE：Meeting（会議・研修・セミナー）、Incentive tour（報奨・招待旅行）、Convention または Conference（大会・学会・国際会議）、Exhibition（展示会）の頭文字をとった造語で、ビジネストラベルの一形態）

## ウ. 生活環境

出雲市の平田地区と大社地区では流域関連公共下水道の整備が進められており、一部では供用開始している。

単一集落や複数集落を対象とした下水道整備も、農業集落排水事業や漁業集落環境整備事業により整備を進め、供用を開始している。

また、旧平田市と旧大社町の市街地においては良好な市街地の形成を図るため、街路整備を進めている。

一方、生活用水については、上水道 2 施設、簡易水道 18 施設が設置されている。これまで、水源に恵まれず、特に北沿岸部は小河川等の不安定な水源に依存しており、度重なる渇水を経験し、その度に給水制限を行う状況にあったが、安定水源の確保を図るため、平成 23 度から尾原ダムを水源とする島根県水道用水供給事業（第 2 期拡張事業）の供用が開始されている。

医療体制については、松江市の半島地域においては病院 1 カ所、診療所（施設内診療所を除く。以下同じ。） 6 カ所、出雲市の半島地域においては、病院 1 カ所、診療所 16 カ所があり、現時点では無医地区は存在しないが、診療所医師の高齢化に伴い、身近な医療の存続が危ぶまれる状況である。

また、高度医療を担う機関をはじめ、医療資源の多くは隣接する旧松江市、旧出雲市の中心地域に集積されているが、これらの地域においても医師をはじめとした医療従事者が不足し、半島地域への支援が進まない状況である。

住宅については、公営住宅をはじめ公的賃貸住宅が少なく、Uターン希望者や地元に住まいしようとする若者層に対する賃貸住宅の供給が不十分である。

本地域は、その地形や地質条件から地すべりなどの土砂災害を受けやすい環境にある。近年、高齢化の進展等により、地域防災体制等の低下が懸念されている。

### （2）地域の課題

若年層の流出、高齢化に歯止めをかけ、定住を促進するためには、総合的な対策が必要である。特に、定住のための基礎的条件として社会基盤整備のうち、最寄りの中心都市へのアクセスの改善が求められており、半島の北部地域においては、道路整備が主要な課題である。

一方、半島の南部地域においては今後、本地域の東西連携を強化する幹線道路の整備が不可欠の課題である。

また、農林水産業を始めとした地域の特色を生かした産業の振興が急がれる。

さらに、近年の人々の価値観の多様化にともなう田舎志向にも対応できるよう本地域の豊かな自然や、歴史文化などを活用した交流の促進を図る必要がある。

あわせて、人々のライフスタイルの変化に対応した生活環境の整備や歴史的文化遺産の保護、活用を通じた地域文化の振興も本地域の魅力づくりという視点から推進していく必要がある。

## ア. 交通施設

道路については、広域幹線道路として東西を連携する一般国道 431 号及び地域高規格道路「境港出雲道路」の整備促進とともに、農林道を含めた一体的整備により地域内の連携強化を図り、産業や観光など地域開発を支援する。また、人々の日常生活の利便性向上と防災上の安全性を高めるため、日本海沿岸部と一般国道 431 号を結ぶ路線について整備を促進する必要がある一方で、老朽化が進行する道路施設の長寿命化を図る必要がある。

港湾については、避難港で隠岐航路の基地港である七類港と工業団地に隣接する境港、河下港は、地域の拠点港湾としての機能の維持・拡充を図っていく必要がある。

また、本地域の産業や生活向上に不可欠なバス路線や鉄道を存続するため、自治体をはじめとして、交通事業者、住民など様々な主体が相互に協力し、利用客の確保など運行維持に取り組む必要がある。

## イ. 産 業

### (ア) 農林水産業

農業については、消費者ニーズに対応する産地の育成や高付加価値化を推進するため、流通システムや品種の早期更新技術、情報システムの確立が急がれるとともに、農業と観光の連携による資源の高度利用が必要となっている。

また、地形条件や営農展開に即した生産基盤の整備により、担い手を育成・確保するとともに、老朽化した農業用施設の長寿命化対策を推進し、農業経営の安定化を図る必要がある。併せて、農山漁村の有する多面的な機能を持続的に保全していくためには、地域への定住を促進するための生活環境の整備や、活力ある快適な農村環境の創出が課題となっている。

林業では、昭和 30 年代以降進められた人工造林によって植栽されたスギ・マツ等の人工林が資源として充実しつつあることから、間伐等による森林整備を行うとともに、主伐による木材生産を進め、確実な再生林を実施していく必要がある。そのため、林内路網整備や機械化の推進による生産効率の向上など、素材生産から木材の流通・加工の各段階での合理化等を通じたコスト低減などにより、安定供給体制を整備することが必要とされている。また、良好な環境の維持・保全などの多様な観点から、森林の健全性を保ちつつその質的充実を図ることが重要な課題となっている。

鳥獣被害については、造林木及び農林作物への被害を防止するため、シカの生息数の一層の低減や生息範囲の縮小、イノシシによる被害防止対策が課題となっている。

水産業については、安全・安心に生産活動ができ、暮らすことができる漁港・漁村の整備、資源の増大に向けた漁場整備と栽培漁業の推進、魚価の向上対策として消費者ニーズに合致した商品づくり等が課題となっている。

また、漁業就業者の高齢化と減少に対応するため、担い手の育成と確保も大きな課題である。

### (イ) 製 造 業

拠点となる江島、河下港臨海、出雲市東部の各工業団地への企業立地を促進するため、県の東部や鳥取県境港市の工業集積地域との連携やアクセス道路の整備に努める必要がある。



る。

旧平田市区域を中心とした銑鉄鋳物製造業は、国際競争が一層激化する中、更なる生産性向上や河下港の活用による原材料費の抑制、新技術の導入などを通じた高付加価値製品への対応を図っていく必要がある。

水産加工品等の食料品製造業については、食品の安全性に対する関心が高まる中、衛生・品質管理の向上が課題となっている。また、メーカーからのOEM商品を中心として厳しい価格競争にもさらされており、付加価値の高い商品開発を行っていく必要がある。

本地域の製造業においては、これらの地場産業の比率が大きい、いずれも技術力や販売力の強化を行うことによる新たな展開を目指す必要がある。

#### (ウ) 観 光

個人の価値観やライフスタイルの変化、それに伴う観光に対するニーズの多様化、高度化により、観光のスタイルも団体から個人・グループへ、見るだけの観光から体験・参加型の観光へと大きく変わりつつあり、この地域においても、こうした変化に対応するための取組が必要である。

この地域は、出雲神話や社寺に代表される歴史、宍道湖・中海を始めとした自然、街並み、文化、食等の豊かで多様な地域資源を有しており、これらの地域資源をより有効に活かすための仕組みづくりや地域の受け入れ体制の整備等を図る必要がある。

また、釣りや海水浴等の特定目的型観光を除き、観光客の行動が広域化している現状を踏まえ、半島部分の地域にとどまらず、中海・宍道湖圏域の地域が一体となり、地域資源を活かした広域的な観光商品づくりや2次交通の整備、イメージ戦略、PR等を進めていく必要がある。

#### ウ. 生活環境

快適な環境を確保するため、公共下水道の処理区域の拡大を図るとともに、農業集落排水処理施設や漁業集落排水処理施設の長寿命化対策を推進していく必要がある。

また、旧平田市、旧大社町の都市環境の改善を図るため、引き続き街路整備を進めるとともに、中心市街地の活性化や公園、緑地の整備、歴史、文化を活かした街づくりを推進する必要がある。

生活用水については、渇水時の取水量確保が困難な水源など、安定的に取水が困難な小規模で非効率な水源が多数存在することから、安定給水確保の観点や将来の維持管理費の抑制の観点から、安定的に取水が可能な水源への転換や、小規模水道施設の統廃合を進めていく必要がある。

医療の提供体制については、入院から在宅医療・介護への移行が求められる中で、地域の身近な医師・看護師の役割は重要となり、在宅医療を中心とした地域包括ケアシステムの構築が必要である。

また、隣接する地域の高度な医療へのアクセスの改善と連携が必要である。

本地域に定住やUターンを希望する若者層に対し、公営住宅や定住促進賃貸住宅など多様な公的賃貸住宅の供給を図る必要がある。

本地域には、地形や地質素因から地すべりなどの災害危険箇所が多数あり、その対策整

備とともに、ソフト対策も併せて推進していく必要がある。また、旧平田市、旧大社町の低平地の人口集中地域では洪水による浸水の恐れがあり、河川改修を要する箇所が多い。えに、改修済み河川についても老朽化した水門、樋門があり、洪水時に河川から水が逆流し浸水被害の原因となっている。

また、高齢化の進展等に対応し、消防防災体制の充実、強化を図る必要がある。

### 3 振興の基本的方向

#### (1) 基本的方向

島根県では概ね 10 年後の島根の目指すべき将来像を想定して、平成 20 年 3 月「島根総合発展計画」を策定した。この計画では、目指すべき将来像に「豊かな自然、文化、歴史の中で、県民誰もが誇りと自信を持てる、活力ある島根」を掲げている。

また、平成 26 年 11 月に成立した「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、平成 27 年度に策定する「まち・ひと・しごと創生 島根県総合戦略」では、県のこれまでの取組をより確かなものとし、また県の有する多くの強みを活かし「住みやすく、活力ある地方の先進県 しまね」を目指して、全力で取り組んでいくこととしている。

島根半島地域は、人口の減少、少子・高齢化の進展など多くの課題を抱え、加えて、平成 17 年の市町村合併により、中心部へのさらなる人口流出や地域活力の衰退が懸念されている。

このような中、自然、歴史・文化といった地域の資源を再度見直し、住民自らが豊かさを実感し、都市住民と地域が持つ価値を共有できる地域となることが必要となっている。

また、本地域は、県内の中心都市に隣接し、出雲空港、米子空港や山陰道、中国横断自動車道（尾道松江線、岡山米子線）等の高速交通機関に近接しているといった利便性を有している。さらに、特徴ある農林水産物や自然景観、歴史遺産など豊かな地域資源に恵まれた地域でもある。

そこで、以上を踏まえ、これからの島根地域は、域内交通基盤等の社会資本の整備をすすめるとともに「地域固有の資源を生かした産業の振興により自立し、安心して住み続けることができる地域を目指す」ことを目標として地域の主体的な取組を重視しつつ次の 3 点を基本方向として振興を図っていく。

#### ア. 交通ネットワークの整備

環日本海交流、日本海沿岸地域及び中国・四国の連携等に対応した広域交通網の整備を推進するため、空港や高速道路インターチェンジ及び拠点港湾へのアクセスの強化を図る。

宍道湖・中海都市圏の中心地である旧松江市や旧出雲市、旧平田市をはじめとする最寄りの中心市街地へのアクセスの改善を図る。

また、一般国道 431 号については、規格の高い道路として整備することにより半島東西の時間短縮を図る。

半島の沿岸部を集落ごとに結ぶ道路を地域特性を考慮し、効率的に整備していくとともに、観光道路としての活用を図る。

#### イ. 半島固有の資源を生かした産業の振興と地域間交流の促進

海を活かした総合的な経済・産業の振興を図るため、漁業資源の維持増大に努めるとともに、農林水産物等の地域ブランドを育成し、観光資源としても活用を図る。

また、観光・交流人口の拡大を図るため、出雲神話や社寺に代表される歴史、宍道湖・中海等の自然、街並み、文化、食等の豊かな地域資源をより有効に活かすための仕組みづくり、受け入れ体制の整備等を地域を主体に進めるとともに、中海・宍道湖圏域の地域が

一体となった広域的な観光商品づくりや2次交通の整備、イメージ戦略、PR等を進める。

さらに、都市住民の田舎暮らしへの関心の高まりを受けて、住民主体で取り組む農山漁村民泊や自然体験等の「田舎ツーリズム」による地域間交流を推進し、既存の観光施設との連携による総合的な交流産業の振興を図る。

#### ウ．定住の促進と生活環境の整備

半島地域の特性を最大限に活かした地域振興施策を展開させ、地域資源を活用した雇用創出を図るほか、交通・医療・防災体制など生活環境の整備を進め、地域への定住促進を図る。

鉄道やバス等は、沿線住民の通勤、通学、通院や買い物などの日常生活や観光客等にとって欠くことのできない交通手段として、沿線の自治体、交通事業者等が連携し、その確保維持に努める。

また、就業支援や職業能力開発への支援を行い就業の促進を図る。

高齢者や子どもなどが安心して生活していくためには医療の確保は必要不可欠であり、医療機関が集中する松江市、出雲市の中心地域の医療機関と連携しながら、地域の医療提供体制の確保・充実を図る。

一方、本地域は大半が急峻な山地で占められ、地質的にも全域が浸食を非常に受けやすい土壌で、土砂災害が起きやすい地域である。ひとたび発生すれば人的被害に直結する土砂災害を未然に防止するため、土石流対策、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策等の施設整備と「土砂災害防止法」に基づく警戒避難体制等のソフト対策をあわせて総合的に実施することにより、本地域で安全で安心な生活ができる基盤づくりを推進する。

消防防災体制を更に高めるため、消防団の活性化、消防団を中核とした地域防災力の充実強化等に取り組み、災害発生時における地域住民の被害を最小限に食い止めることを目指す。

### (2) 重点施策

振興の基本的方向を実現していくため、概ね平成27年度から36年度までを計画期間として、半島地域でのUIターン者の増を目指し、次の施策を重点的に推進する。

#### ア．半島交通ネットワークの整備

空港・鉄道・港湾を有機的に結ぶ交通ネットワークの整備を進め、大都市圏への近接性を高めるため、高速道路インターチェンジや出雲・米子空港へのアクセスを強化する。また、農林道も含めた一体的整備により地域内の円滑な交通を確保し、一般国道431号及び中心都市へのアクセス道路などを整備する。

#### イ．地域の特色を生かした産業の振興と地域間交流の促進

農業については、消費者志向の多様化と産地間競争の激化に対応するため、消費者ニーズを踏まえた付加価値の高い農作物を生産する体制の整備を促進する。また、水産業については、地域の実態に即した漁業所得向上対策の推進、漁業就業者の育成・確保、生産・流通の拠点となる水産基盤整備を図る。

高速交通網や産業基盤の整備に併せ、江島、河下港臨海、出雲市東部の各工業団地に新たな企業の立地を促進し、多様な雇用の場を確保していくとともに、地場産業の振興を図る。

また、観光については半島地域も含めた中海・宍道湖圏域の一体的広域的な取組を推進する。特に、「ご縁」をキーワードにしたプロモーションを行うほか、出雲大社に隣接する「県立古代出雲歴史博物館」を拠点とし、島根の歴史・文化を、県内外に広く情報発信することにより、本地域の観光振興、地域振興につなげていく。

さらに、半島地域の有する資源を活用した、農業体験や農山漁村民泊など地域住民が主体となった「田舎ツーリズム」を積極的に推進する。

註（地域の自然、風土や歴史・文化に触れたり地域の人たちとの交流を楽しむ新たな旅行スタイルであるグリーンツーリズム、エコツーリズム、ブルーツーリズムやB&Bなどを総称した表現を島根県では「しまね田舎ツーリズム」とし、行政と地域住民が協働して積極的に推進していくこととしている）

#### ウ．半島地域の定住促進と環境整備

生活環境の整備を進め、半島地域に住み続ける人々が、誇りを持って安心して暮らすことができる定住条件を確保するとともに、松江市・出雲市、ふるさと島根定住財団等と連携し、都会地における積極的な情報発信、多様なニーズに対応した支援メニューの構築、受け入れから定住後までのフォローまでをワンストップで行う体制整備など、U I ターン施策を一層強化し、地域への定住を促進する。

地域のニーズに応じた移動手段を確保するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する計画の策定等を通じて、一畑電車やバス路線などの地域公共交通について沿線の自治体、交通事業者等が連携し、その確保維持に努める。

半島地域での雇用を創出するため、地域産業の振興や江島工業団地及び河下港臨海工業団地等への企業立地の促進に取り組む。

また、求職者に対する個別相談や地元企業の人材確保支援などを通じ、地域における求人・求職のマッチングを推進する。

加えて、介護サービスなど地域に必要な技術・技能に関する公共職業訓練を実施し産業人材の育成を図る。

そのほか、地域の特色を活かし多様な雇用の場を創出する取組、また、人材不足分野に人材を供給する取組等を行う。

また、U I ターン希望者に対する雇用面での支援を強化するため、ふるさと島根定住財団や市町村、商工団体など関係機関と連携し求人情報の掘り起こしを行うほか、市が行う雇用創出の取組を支援する。

半島地域において健康で安心な暮らしを送るため、「地域包括ケアシステム」の構築に取り組む地域の活動を支援するとともに、その重要な要素である地域の身近な医療の確保を図る。

また、地理的条件から高度な医療へのアクセスに時間を要するため、救命救急センターへのアクセスを改善し、住民の安心を確保する。

防災にかかるハード対策については、優先度、緊急度等を考慮しながら、事業効果の高

い箇所を重点的に事業実施する。ソフト対策については、土砂災害防止法に基づく区域指定の促進、土砂災害警戒区域や土砂災害警戒情報等の防災情報の周知、地域や学校における防災学習会の開催等県民への啓発活動を進めていく。

消防防災体制を更に高めるため、常備消防や消防団の活性化、消防団を中核とした地域防災力の充実強化等に取り組むとともに、島根県総合防災情報システムなどの情報通信ネットワークなどの活用を進める。

また、救出・救助技能の向上、資機材の整備などにより、救出・救助体制の充実強化を図る。

## 第2 振興計画

### 1 交通通信施設の整備

道路については、高速道路、空港及び生活圏の中心都市へのアクセス強化を図るとともに、地域間の連携を強化し、防災上の安全性を向上するため、基幹となる一般国道431号や地域高規格道路「境港出雲道路」及び半島地域を循環する道路の整備を進める。

また、通勤・通学等のバス利用の円滑化を図るとともに産地と消費地を結ぶ水産物流通ルートや広域観光ネットワークの確立を図る。

事業の推進に当たっては、基幹となる一般国道431号の整備を進め、県道については沿岸部と一般国道431号とを結ぶ道路を中心に地域特性を考慮した効率的な整備を行う。

あわせて、安全で快適な交通環境を確立するため、交通安全施設等の整備を図るとともに、老朽化した道路施設の長寿命化対策を推進する。

港湾については、海上の物流・人流・漁業の基地として整備を推進する。

さらに、鉄道、バスの地域公共交通については、高齢者や生徒等の日常生活に必要な地域生活交通として、また、観光客等の移動手段として利便性の向上を図るとともに、必要な車輛等の設備整備を支援し、利用促進に努め運行維持を図る。

情報通信基盤の整備については、F T T Hサービスの普及によるネットワークの超高速化を促進する。

#### (1) 半島道路網の整備

##### ア. 国道の整備

本地域の唯一の基幹道路である一般国道431号については、空港や高速道路及び生活圏の中心都市へのアクセスを強化し、また、東西の連携を強化する路線として重点的に整備する。

##### イ. 県道等の整備

一般国道431号と一体となって本地域の幹線道路網を形成し、日本海沿岸部から中心都市への通勤・通学の確保、産業等各種地域開発への支援、広域観光ルートの形成を図るため、半島地域の東西部をそれぞれ循環する主要地方道松江鹿島美保関線、斐川一畑大社線について整備を進める。

その他の県道及び市道についても、産業の支援や地域住民の生活確保上必要な区間の整備に努める。

#### (2) 港湾の整備

##### ア. 重要港湾

境港の江島地区（旧八束町）、森山地区及び福浦地区（旧美保関町）等において、既存施設の長寿命化を図るため、計画的な施設点検や維持補修を行う。

## イ. 地方港湾

特定地域振興重要港湾に指定され、出雲圏域の物流拠点となる河下港（旧平田市）については、河下港港湾振興ビジョンに基づき、防波堤（沖）の整備を推進する。

また、七類港（旧美保関町）、河下港について、既存施設の長寿命化を図るため、計画的な施設点検や維持補修を行う。

### （３）地域公共交通の確保

松江市と出雲市を結ぶ一畑電車や、半島地域外の市街地や地域内を連絡するバス路線は、沿線住民の通勤、通学、通院や買い物などの日常生活や、観光客等の移動手段として欠くことのできない交通手段となっている。

地域のニーズに応じた移動手段を確保するため、一畑電車やバス路線などの地域公共交通について、地域公共交通の活性化及び再生に関する計画の策定等を通じ、沿線の自治体、交通事業者等が連携して、確保維持に努める。

### （４）情報通信関連施設の整備

当該地域には、通信事業者やCATVインターネットにより超高速ブロードバンドが提供されているが、より高速の通信が可能なFTTHサービスについては、一部未普及地域への普及を促進する。

また、今後、実用放送が予定されているハイビジョンより高画質な4K・8K放送や、新たな移動通信システムの高度化の動向を踏まえながら、当該地域においてもこれらのサービスが受けられるように努めていく。

## 2 農林水産業の振興

農業については、消費者志向の多様化と産地間競争の激化に対応するために、消費者ニーズを踏まえた付加価値の高い農作物を生産できる産地や新規就農者、集落営農組織、認定農業者等の担い手を育成していく必要があり、これらの生産体制を支えるための施設園芸等生産施設の整備や水田の汎用化など生産基盤の整備をきめ細かに推進する必要がある。

林業については、充実しつつある森林資源を循環利用するため、主伐等による木材生産と着実な再生林を促進させる。このための担い手を確保しつつ、木材の安定供給体制の整備を図る。また、森林の多面的機能を十分に発揮する豊かな森づくりを進めるため、本地域の特性に応じた森林施業の計画的な推進や林道等の路網整備に取り組むとともに、その健全な発展を図る。鳥獣対策については、シカやイノシシによる農林業被害を低減させる必要がある。

水産業については、生産・流通基盤の拠点となる漁港、水産基盤となる漁場、生活基盤となる漁村の整備を進めるとともに、マダイ、ヒラメ、アカアマダイ、アワビ等の種苗放流を行う栽培漁業と資源管理との連携による資源の増大、ワカメ、イワガキ養殖業の推進を図る。



また、高まる消費者の安全安心へのニーズに対応するため衛生管理の徹底と高鮮度化による漁獲物の品質向上を図り、半島地域から高品質の水産物を提供していく生産流通体制を確立するとともに地域特産品のブランド育成を図る。

さらに、漁業就業者の高齢化と減少に対応するため、新たな担い手の確保と育成を図る。

## (1) 農業の振興

### ア. 消費ニーズを踏まえた生産の推進

ぶどうや柿、花木、薬用人参など特産作物の産地の維持・拡大を図るため、消費者ニーズを踏まえた品種導入や商品化、加工など生産の仕組みづくりを行っていく必要がある。

また、近年の「地産地消」に対する消費志向の高まりを背景にした、県東部都市部への園芸品目の直売や観光との連携など販売の多チャンネル化を進める。

### イ. 農業生産基盤の整備

消費者の視点に立った生産から加工・流通販売に至る一貫した販売戦略の構築や、特色のある売れるものづくり、地域農業をリードする担い手の確保、農業を核とした生産・生活の場の維持確保を図り、安心して暮らせる農村の創出を基本として、農業生産コストの低減等を通じた農業経営の安定向上を図るため、農業生産基盤整備を推進する。

具体的には、水田の汎用化や老朽化した農業用施設の長寿命化対策を推進し、農業経営の安定と担い手の育成確保を図る。

また、農産物の流通の合理化や生産活動の効率化と、安心安全な生活環境を確保するため地すべり対策事業を推進するほか、老朽化したため池の整備、かんがい用の河川工作物の整備を推進する。

## (2) 林業の振興

### ア. 公益的機能を十分に発揮する「豊かな森」づくり

森林の公益的機能を発揮させつつ木材供給源として活用する「積極的な森林経営」と、継続的な公益的機能の発揮を重視する「コストを抑えた森林管理」の2つの手法による地域の実情にあった適切な森林管理を推進するほか、松くい虫被害対策（伐倒駆除・松くい虫抵抗性マツの植栽等）による重要な松林の保全と再生、ナラ枯れ被害対策による広葉樹林の育成等の多様な森林整備、野生鳥獣生息環境の整備等を推進する。

### イ. 地域材の利用促進と木材産業の振興

地域で生産される木材の積極的な利用は、地場木材産業の活性化のみならず、森林資源の循環利用による林業の持続的な発展によって健全な森林整備につながるものである。このため、林道等の林内路網整備や高性能林業機械の導入促進による作業効率の向上と生産コスト低減、木材乾燥などの品質向上対策や高次加工の推進、木質バイオマスとしての利用も含めた地域材の利用促進対策などにより、本地域で生産される木材の一層の利用促進と木材産業の振興を図る。

### (3) 鳥獣被害対策の推進

出雲北山地域及び湖北地域におけるシカによる農林業被害を低減するため、シカの捕獲対策や防護ネットの設置等の被害防止対策を推進するとともに、生息域が拡大傾向にあるイノシシに対しても、地域ぐるみの鳥獣被害対策を推進する。

### (4) 水産業の振興

#### ア. 水産基盤整備

漁業生産活動の拠点となる漁港の老朽化対策・施設整備、漁場生産力の向上を図るための漁場整備、安全で快適に暮らせる漁村整備を推進する。

#### イ. 栽培漁業と養殖業の推進

マダイ、ヒラメ、アカアマダイ、アワビ等の種苗放流を継続し、漁場整備や資源管理と一体的に資源の維持増大と漁場の拡大を図る。

また、環境に優しい無給餌養殖である、ワカメ、イワガキ養殖を定置網漁業等との経営の複合化を図りながら推進する。

#### ウ. 売れる水産物づくり

島根半島の中核的沿岸漁業である定置網漁業の漁獲物を主体に殺菌冷海水を使用し、衛生管理と鮮度保持を行った高品質な規格の水産物の提供を継続する。

また、高品質の水産物を提供していく流通体制を確立するとともに地域特産品のブランド育成を図る。

#### エ. 漁業就業者の育成・確保

漁業就業者の高齢化と減少に対応するため、新規就業者支援事業の実施と沿岸漁業の経営モデルの確立等による担い手の育成と確保を図る。

## 3 就業の促進

港湾やアクセス道路、公共下水道など各種基盤の整備に合わせ、拠点となる江島、河下港臨海、出雲市東部の各工業団地に企業の立地を促進し、多様で魅力ある雇用の場を確保する。また、地域産業の高度化や活性化を図る。

### (1) 企業の立地促進

本地域の工業振興の拠点となる江島、河下港臨海、出雲市東部の各工業団地に島根県企業立地促進条例に基づく企業立地促進助成金や立地関係資金等の優遇制度を活用しながら、県と関係市が一体となって、産業の高度化や地域貢献に効果の高い企業の立地を促進する。

## (2) 地域産業の育成

固有の技術や優れた製品を持ち、発展の可能性のある特定企業を支援することにより、競争力の弱い下請企業を含めた域内産業全体の底上げを図っていく。

食料品製造業については、島根県産業技術センターを中心として取り組んでいる「先端技術イノベーションプロジェクト」のうち、「高齢化社会対応の機能性素材開発プロジェクト」及び「感性数値化・食品等高付加価値化プロジェクト」などの取組で、オンリーワンの新製品・新技術の創出をし、域内企業の市場競争力の向上と、雇用の創出及び製造品出荷額の増を目指している。

また、銑鉄鋳物製造業については、グローバルな激しい競争下にあり、付加製造装置（いわゆる3Dプリンタ）を活用した複雑形状への迅速な対応など試作提案力を高めることを通じて、市場競争力の強化を図っていく。

## (3) 職業能力の開発

機械加工や建築、介護サービスなど地域に必要な技術・技能に関する公共職業訓練を実施し産業人材の育成を図る。

また、銑鉄鋳物製造業に対しては、「島根県鋳造関連産業振興協議会」における初級者並びに中級者向けの鋳造技術向上のための研修をはじめとした各種の活動を通じて、専門技術者の育成に努めていく。

## (4) 再生可能エネルギーの導入促進

半島地域の強い風力を生かした風力発電やバイオマス等の再生可能なエネルギーの導入を促進することで、地域資源を有効に活用し、地域に働く場や活力を生み出しながら、地域活性化の好循環につなげることを目指す。

## 4 観光の振興

### (1) 地域資源を活かした広域観光の推進

地域資源を活かした広域観光を推進する。

平成25年の出雲大社「平成の大遷宮」を機にマスメディアに取り上げられる機会も増え、多くの観光客を迎えた。全国的に「島根」＝「ご縁」のイメージが定着しつつあり、「ご縁」をキーワードに自然、歴史文化などを結んだ広域観光ルートの形成やまち歩きなど着地型観光商品の開発、ガイド養成など受け入れ態勢整備を推進し、積極的にPRする。

歴史・文化については、古代出雲歴史博物館を活用し、青銅器や出雲大社、出雲国風土記等をテーマとした観光に関する情報の発信や観光商品化に向けて、旅行会社に対して企画提案等を実施する。

また、ラムサール条約湿地である宍道湖・中海や大山隠岐国立公園（島根半島地区）、宍道湖北山県立自然公園を始めとする優れた自然景観や貴重な生態系を保全しつつ、自然歩道のウォーキングなど、自然環境を活用したエコツーリズムを推進する。

あわせて、観光客の移動の利便性を確保するための2次交通対策として、バスの運行や

レンタカー利用に対する助成を行う。

一方、平成 26 年の訪日外国人旅行者は過去最高を記録したが、島根県の外国人宿泊者数は全国最下位となっており、今後、東アジアや欧米に加え、タイをターゲットとして誘致活動やプロモーションを実施し、島根県の認知度を高め、外国人観光客の拡大を図るとともに Wi-Fi スポットの整備など受入態勢の整備を進める。

## (2) 農林水産業との連携

出雲市大社町のぶどう、松江市八束町のボタン、花木、薬用人参、旧平田市の柿、山間部のしいたけ、沿岸部のマダイ、ブリ、イワガキなど農林水産業の多様な生産物や生産の場を活用した観光果樹園、漁業資源を活用した観光レクリエーション施設等や各種体験・鑑賞施設、直売所、加工展示施設等の整備を促進し、観光資源の開発に努める。

## 5 居住環境の整備

地域住民が誇りを持って定住する快適な環境を確保するため、下水道等の計画的な整備を推進するとともに、都市環境の改善や公的賃貸住宅の整備を図る。また、生活用水の確保にも努める。

また、地域に住み続けることができるよう、公民館等の範囲での地域運営の仕組みづくりを支援する。

### (1) 下水道等の整備及び海岸漂着物の処理

良好な自然環境を確保するとともに生活環境の改善を図るため、本地域西部の出雲市平田地区、大社地区を含む 2 市を区域とする宍道湖流域下水道西部処理場の施設整備を推進し、これに関連する出雲市平田地区と大社地区の公共下水道の普及、拡大を図る。

さらに、農山漁村においては、混住化に伴う農業用水の水質悪化の防止や海水浴等に利用される海浜への生活汚水の流入防止、生活環境の改善、都市と農村の交流、公共水域の水質保全等を図るため、農業集落排水処理施設や漁業集落排水処理施設の長寿命化対策を推進する。

なお、地理的条件等から公共下水道、農業集落排水等の集合排水処理に適さない地域においては、浄化槽の普及推進を図る。

海岸の良好な景観、多様な生態系の確保、生活衛生の向上、水産資源の保全等総合的な海岸の保全を図るため、海岸漂着ごみ、漂流・海底ごみの回収・処理や発生抑制対策を推進する。

### (2) 広域的な水道整備の推進

経営基盤の効率化を図るため、上水道事業と簡易水道事業を上水道事業に統合する経営の一元化に向けた計画が進められているが、今後、長期的な水の安定供給を図るため、近隣水道事業者との発展的広域化へ向けた取組を推進する。

また、災害時の水の安定供給を図るため、老朽化・耐震化対策など地域の諸条件に即し

た水道整備を促進する。

### (3) 都市環境の整備

旧平田市において、市街地の交通渋滞緩和を図り、機能的で安全な都市環境を創出するため、街路整備事業を推進し、市街地や商店街の活性化や「木綿街道」の歴史的街並みを生かした交流人口の拡大や賑わいのあるまちづくりを進める。

旧大社町において、出雲大社を核とする市街地の道路環境の改善を図り、機能的で安全な都市空間を創出するため、街路整備事業を推進し、商店街の活性化や「神門通り」の歴史的街並みを生かした観光人口の拡大により賑わいのあるまちづくりを進める。

### (4) 多様な公的賃貸住宅の整備

本地域に定住やUターンを希望する若者層に対し、公営住宅や定住促進賃貸住宅など多様な公的賃貸住宅の供給を進める。

### (5) 生活サービスの持続的な提供

「島根県中山間地域活性化計画」に基づき、公民館等の範囲での地域運営の仕組みづくりや、生活交通の確保等、住民生活が維持できるよう、地域で住み続けるための取組を支援する。

## 6 医療の確保等

「島根県保健医療計画」に基づき、医師・看護師等の医療従事者確保の取組を進めるとともに、在宅医療の推進など、地域の実情に応じた医療連携対策の構築を推進する。

条件不利地域において訪問診療、訪問看護を行う病院・診療所・訪問看護ステーションを支援し、在宅で安心して療養できる環境を整備する。

また、病院の巡回診療や代診等の活動を支援し、身近な地域医療の確保を図る。

半島地域の医療機関がより高次の医療機関や介護施設等と連携し、限られた医療資源で地域の医療を維持・充実できるよう、ICTによる情報連携を推進する。

ドクターヘリの運航や県防災ヘリの活用を図るとともに、受入先病院のヘリポート整備等を通じて重篤患者の搬送体制の整備を図る。

## 7 高齢者の福祉その他の福祉の増進

高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう総合的な保健福祉サービスの充実を図る。

高齢者対策については、現在、当該地域の住民をはじめ、関係市、保健・医療・福祉関係機関及び関係団体とともに「島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画」に沿って高齢者介護等のサービスの充実に努めているところである。引き続き、医療、介護、予防、

住まい、生活支援のサービスが切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に取り組む。

また、出生数が緩やかに減少し、少子化が進行していく中で、子供が健やかに生まれ育つ環境づくりの推進を図る。

#### (1) 高齢者の福祉の増進

それぞれの地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築できるよう、関係市等と連携しながら以下の6つを基本目標とし取り組む。

##### ア. 介護予防の推進

介護予防の重要性を理解して、住民自ら介護予防に積極的に取り組むような地域づくりを推進していく。

##### イ. 生活支援の充実

権利擁護や日常的な生活支援ニーズに対応するため、地域住民をはじめ様々な主体が連携し、地域全体で支援する仕組みを構築していく。

##### ウ. 介護サービスの充実

質の高い介護サービスが提供され、それが人材の確保・定着につながるよう、サービス事業者と協力していく。

##### エ. 医療との連携

慢性疾患や認知症となる高齢者の増加に対応して、在宅における医療・介護サービスが連携して提供できる仕組みづくりを推進していく。

##### オ. 住まいの確保

高齢者が状態に応じた住まい方を選択できるように配慮しながら、住宅のバリアフリー化など、住み慣れた地域で生活できる環境づくりを推進していく。

##### カ. 認知症施策の推進

地域での認知症への理解を進め、初期の段階から医療・介護などの支援が受けやすい、認知症になっても暮らしやすい地域づくりを推進していく。

#### (2) 児童の福祉その他の福祉の増進

地域で安心して、子どもを生み育てることができ、また、子どもたちが心身ともに健やかでたくましく育つ環境づくりのため、教育・保育や多様なニーズに対応した子育て支援サービス（地域子ども・子育て支援事業等）の充実、子どもと家庭の相談体制の強化、青少年の健全育成等を推進する。また、未婚・晩婚化に対応するため、結婚を支援する取組を強化する。

また、障がい者施策については、島根県障がい者基本計画に基づき、障がいのある人が

住みたい地域で、安心し、自立した生活を営むことができるよう障がい福祉サービスの提供体制の充実を図るとともに、継続して働くことができるよう就労支援の強化を図り、また、市が地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業を支援し、障がいのある人の地域生活への移行や社会参加の促進を図る。

さらに、地域福祉の推進については、地域において人々が相互に、助け合い支えあう温かなふれあいのある社会をつくるため、福祉ボランティア体制を強化するとともに活動の拡充を図る。

## 8 地域文化等の振興と交流の推進及び多様な人材の育成

本地域は、古くから伝えられた個性豊かな歴史的文化遺産、伝統芸能、祭礼行事などが数多く残されており、これらの有形、無形の財産が、この地域の独自性を形成している。

またこうした地域文化資源は、「スローライフ」の提唱に象徴されるように、価値観が多様化し、ゆとりや潤いなどの生活の豊かさが求められている今日においては、この地域の魅力を広域的に発信するための素材としてその価値が見直されている。

今後はこのような地域文化資源の調査研究を進め、情報発信に努めるとともに学術的に貴重なものの保存を図り、新たな地域文化の創出にも努めて地域の活力を高める。

また、対岸諸国との文化交流や、日本海交易の歴史等を通じた日本の各地域との積極的な連携・交流を行うことにより、地域の活性化を進め、国内、国外からの来訪者の増加を目指す。

併せて、地域の活動を担い、地域の産業等を支える人材の育成・確保を進め、半島地域の活性化を図る。

### (1) 地域文化等の振興

本地域が有する文化遺産等については、学術的に貴重なものは、文化財に指定するなどの保護措置を講じていく。

また、本地域の有形、無形の歴史文化遺産について、風土記調査や祭礼行事調査、考古資料や中・近世史料の調査研究活動を進め、研究成果の情報発信に努める。

併せて、出雲大社に隣接する「県立古代出雲歴史博物館」を拠点に、島根の歴史・文化を県内外に広く情報発信することにより、歴史と文化を活かした地域づくりを推進する。

地域住民の文化活動に関しては、地域文化の継承、新たな地域文化の創造、地域間の文化交流や国際文化交流の推進など、様々なニーズに即した支援を行い、地域の活力増進と魅力の向上に努める。

また、宍道湖の優れた自然環境を生かして整備された青少年教育施設である「県立青少年の家」における様々な体験活動の充実など、社会教育施設における学習支援の取組を充実し、県民の生涯学習を推進する。

### (2) 国際交流の推進

ボーダーレスの時代となり、様々な分野で国際的な対応力、国際感覚が求められている

今日、地域の活性化を図り、明日を担う次世代の青少年を育成するためには、経済、文化、スポーツ等あらゆる分野において、地理的にも近い北東アジア地域を中心とした海外諸国との結びつきを強める必要があり、同時に、国際交流によって訪問者の増加を図ることも必要である。

また、今後ますます増加すると思われる在住外国人との多文化共生社会を形成するために、地域住民における国際理解を一層深めるとともに、外国人住民に対しても防災に関する知識や地域文化等に対する理解を進めることで、同じ地域に共に暮らす住民として互いに助け合うとの意識醸成を図る。

このため、外国語指導助手や国際交流員の招致を進め、地域の国際化を推進するとともに、若者の海外派遣や交流による人材育成、あるいは在住外国人との相互理解を進めるなどの草の根の国際交流を促進する。なお、交流にあたっては、歴史的文化遺産や農林水産業、自然景観など地域特性を最大限に活かし、国際社会に広くアピールする努力も必要である。

### (3) 地域振興に資する多様な人材の育成

地域の活性化のためには、地域の実情に応じ、調整役・つなぎ役となる人材（集落支援員等）や外部から地域課題の解決に取り組む人材（地域おこし協力隊等）の配置が効果的であり、地域運営を行う人材の確保・育成を支援する。

松江市・出雲市、ふるさと島根定住財団等と連携し、UIターンの取組を進め、担い手の確保と人材の誘致を行う。

地域で就業する人材を確保することは、地域を支える人材の確保でもある。農業分野では、新規就農者や多様な担い手を確保・育成するため、就農相談から経営安定に至るまでの総合的な支援を行う。

一方、島根県立大学では、「しまね地域マイスター」認定制度の創設や3キャンパス共通必修科目「しまね地域共生学入門」等を設置するなど、地域課題の解決に向けた取組を大学教育に組み込むことで、当該地域に精通した人材を育成し、熱意を持って課題解決に取り組める実践力を持った人材を地域に輩出する。

註（しまね地域マイスター認定制度：島根地域のあらゆる分野へ精通し、自ら課題に対して向き合い、

考え、課題解決に向け行動できる人材を育成するための島根県立大学独自の学士認定制度）

註（しまね地域共生学入門：島根県の地域課題を概論的に学ぶカリキュラム。複雑な地域課題において、

複数の専門の知見を学ぶことで、実際に地域に出て実践する力を養う）

## 9 地域間交流の推進

人口の減少、高齢化・少子化の進展など多くの問題を抱える中、半島地域が自立し、人々がそれぞれの価値観に応じた選択可能性の高い暮らしを可能とする地域を構築していく



ためには、地域に存在する様々な資源、魅力を活用した都市間、地域内での人、物、情報の活発な交流が行われることが求められている。

近年、都市住民の豊かな自然の中での「田舎」生活への興味の拡大にともない、観光等のかたちにも変化が見られる。本地域は他の半島地域に比べ、県内の都市地域へ近いといった交通利便性がありながら、昔ながらの「田舎」の風景、特色ある地域伝統芸能等をあわせ持った、都市との交流を行うための条件の整った地域である。

そういった条件を生かしながら、半島の自然や生活を満喫できる漁業体験や農業体験を盛り込んだ農山漁村民泊など、県版の規制緩和などもあわせて活用し、県の推進する「田舎ツーリズム」への積極的な取組などを促進していく。

## 10 環境、国土の保全及び防災体制

本県の環境は、緑豊かな山々からもたらされる清らかな水や、心地よい大気に包まれ、極めて多くの生物とこれを支える大気、水、土壌、海などから構成される生態系の中で成り立っている。これらの豊かな環境を将来の世代が享受できるように守り、育んで行かなければならない。

県においては、「豊かな環境を守り、はぐくみ 持続的に発展する活力ある島根をめざして」を基本理念に「第2期島根県環境基本計画」を策定（平成22年度）し、人と自然との共生の確保、安全で安心できる生活環境の保全、地球環境保全の積極的推進、環境への負荷の少ない循環型社会の推進、環境保全と経済発展の好循環の推進、環境保全に向けての参加の促進、共通的・基盤的な施策の推進を基本目標に掲げ施策の推進に努めている。

自然環境の保全については、自然環境保全地域の指定や地域における保全活動の推進を図っているところである。

特に半島を形成する本地域は、リアス式海岸や北山山地、宍道湖等の優れた自然を有し、大山隠岐国立公園や宍道湖北山県立自然公園及び国立公園の海域内には海中公園地区が指定されており、ハイキングやキャンプ等観光レクリエーションの場として利用されている。

さらに、出雲砂質海岸や中海水鳥渡来水域、ホンシュウジカ生息地、宍道湖北岸の自然景観など保護、保全すべき貴重な自然環境が残されている。これらは、健康で文化的な生活に欠くことのできないものであるとともに、観光レクリエーションの振興等、地域の振興を図る上でも貴重な資源であることから、その保全に努める。

また、地域住民の健康を守り、生活環境を保全するために、宍道湖・中海をはじめとする公共用水域の水質の保全に努めるとともに安全な生活や生産活動を確保するため、災害の防止等国土保全に努める。

傾斜地が多く地形が複雑な本地域では、風水害・土砂災害・地震災害（津波災害を含む）等が発生しやすい状況にあり、また、主要道路の代替性が低いため孤立集落が発生しやすい状況にあることから、災害の発生予防、災害の拡大防止に努める。

### (1) 環境の保全

本地域における自然公園の保全と、その適正な利用を推進する。また、宍道湖・中海などの重要湿地や、特定植物群落といった貴重な自然地域についてもその保全に努める。

美保湾、北浦海水浴場、古浦海水浴場、おわし海水浴場、宍道湖、中海、斐伊川、平田船川及び湯谷川は水質環境基準を類型指定し、水質保全を推進している。

また、身近な自然とのふれあいの場として、水辺の動植物の保護及び清流の復活も要請されていることから、河川の改修の際には、河岸の緩傾斜及び緑化、自然環境に配慮した工法等の導入を進める。

宍道湖及び中海流域の水質保全対策として、条例により排出水の上乗せ排水規制を実施している。また、この流域は湖沼水質保全特別措置法に基づく指定地域の指定を受け、各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進している。

さらに、平田船川及び湯谷川の流域は生活排水対策重点地域に指定されており、生活排水対策推進計画に基づく水質保全施策が推進されている。

半島振興計画の推進にあたっては、これらの水質保全対策との整合を図るよう配慮する必要がある。

### (2) 国土の保全等

本地域は、河川に沿った低平地を有する出雲市の旧平田市区域等に人口が集中し、浸水の危険があるとともに、沿岸部においては急傾斜の山地が落ち込み、狭小な平坦地に集落が形成されているため、山腹崩壊による交通の遮断等土砂災害の危険箇所が多く存在しており、これらへの対策を講ずる必要がある。

このため、斐伊川・神戸川治水事業を促進するとともに、特に人口が集中している低平地において河川改修（平田船川・湯谷川、佐陀川、新内藤川）を推進する。改修済み河川についても、老朽化した水門、樋門の更新を計画的に行う。

道路においては、橋梁の耐震化、道路防災危険箇所の対策を推進する。

また、全域において治山施設、地すべり防止施設並びに砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設の整備及び機能保全のための長寿命化対策を推進する。

さらに、津波、高潮、波浪等による被害から海岸を防護して国土の保全を図るほか、海水浴や散策等に活用しやすい海岸にするために、「島根県沿岸海岸保全基本計画」に基づき、海岸保全施設の整備を推進する。

風水害や地震、津波、高潮などの災害時において、緊急情報の収集のための島根県総合防災情報システムや、住民に対し迅速かつ的確に情報を伝達するためのデジタル防災行政無線など情報通信基盤の整備の促進を図るとともに、市の防災関係部局、福祉関係部局や消防本部、自主防災組織、福祉関係者等が連携し、高齢者や障がい者等の要配慮者への避難勧告等の伝達体制や避難誘導體制を整備する。

また、災害時に指定避難所となる学校や公民館等の施設の耐震化も推進する。

### (3) 防災体制の強化

消防防災体制を更に高めるため、常備消防の装備・技能の向上、消防団の活性化、消防団を中核とした地域防災力の充実強化等に取り組むとともに、島根県総合防災情報システ

ム、衛星通信を利用した情報通信ネットワークなどの活用を進める。

併せて、本地域内の土砂災害の恐れのある土砂災害警戒区域等の住民周知を図り、警戒避難体制が充実するよう、土砂災害ハザードマップの作成等を支援する。

土砂災害警戒情報等の防災情報の住民周知を図るため、本地域の防災無線や防災メール等の情報伝達手段を活用し、住民の避難行動を促していく。

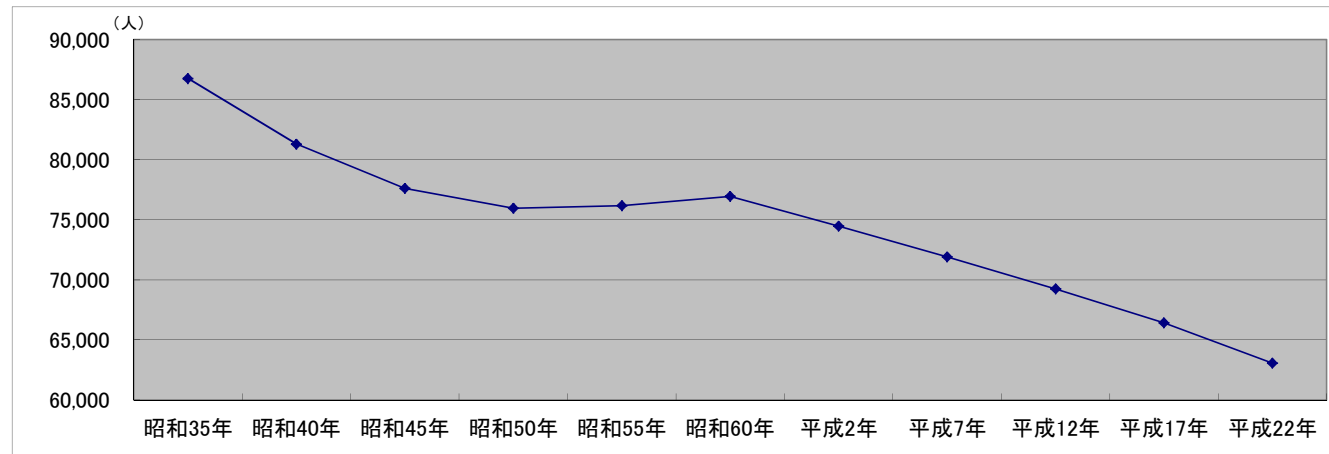
また、災害発生時における地域住民の被害を最小限にくいとめるため、救出・救助技能の向上、資機材の整備などにより、救出・救助体制の充実強化を図る。

さらに、安全に安心して暮らせるよう、住民に密接な活動を行っている交番・駐在所が地域の安全センターとして、地域住民との協働活動を行うなどして、生活環境の安全性の向上を図る。

〈島根地域人口推移表〉

[単位：人、%]

市町村		昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	S45/S35	S60/H7	H12/H2	H17/H7	H22/H12
半島地域	松江市	31,781	29,150	27,706	26,847	26,901	27,651	26,552	25,531	24,226	22,766	21,245	▲ 12.8	▲ 7.7	▲ 8.8	▲ 10.8	▲ 12.3
	旧鹿島町	10,065	9,249	9,146	9,184	9,094	9,782	9,216	8,820	8,414	7,991	7,761	▲ 9.1	▲ 9.8	▲ 8.7	▲ 9.4	▲ 7.8
	旧島根町	6,108	5,435	5,013	4,831	4,982	5,054	4,953	4,824	4,447	4,174	3,741	▲ 17.9	▲ 4.6	▲ 10.2	▲ 13.5	▲ 15.9
	旧美保関町	10,212	9,423	8,756	8,581	8,484	8,208	7,788	7,290	6,781	6,280	5,671	▲ 14.3	▲ 11.2	▲ 12.9	▲ 13.9	▲ 16.4
	旧八束町	5,396	5,043	4,791	4,251	4,341	4,607	4,595	4,597	4,584	4,321	4,072	▲ 11.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 6.0	▲ 11.2
	出雲市	54,980	52,149	49,910	49,109	49,270	49,285	47,916	46,390	45,026	43,652	41,824	▲ 9.2	▲ 5.9	▲ 6.0	▲ 5.9	▲ 7.1
	旧平田市	34,799	33,128	31,560	30,942	31,067	31,315	30,632	29,707	29,006	28,071	26,908	▲ 9.3	▲ 5.1	▲ 5.3	▲ 5.5	▲ 7.2
旧大社町	20,181	19,021	18,350	18,167	18,203	17,970	17,284	16,683	16,020	15,581	14,916	▲ 9.1	▲ 7.2	▲ 7.3	▲ 6.6	▲ 6.9	
計	86,761	81,299	77,616	75,956	76,171	76,936	74,468	71,921	69,252	66,418	63,069	▲ 10.5	▲ 6.5	▲ 7.0	▲ 7.7	▲ 8.9	
人口増減数		▲ 5,462	▲ 3,683	▲ 1,660	215	765	▲ 2,468	▲ 2,547	▲ 2,669	▲ 2,834	▲ 3,349	▲ 9,145	▲ 5,015	▲ 5,216	▲ 5,503	▲ 6,183	
その他地域計	802,125	740,321	695,959	692,930	708,624	717,693	706,553	699,520	692,251	675,805	654,328	▲ 13.2	▲ 2.5	▲ 2.0	▲ 3.4	▲ 5.5	
島根県	888,886	821,620	773,575	768,886	784,795	794,629	781,021	771,441	761,503	742,223	717,397	▲ 13.0	▲ 2.9	▲ 2.5	▲ 3.8	▲ 5.8	
非過疎地域	312,974	309,328	313,633	324,704	342,042	353,488	357,307	362,238	369,768	370,149	366,844	0.2	2.5	3.5	2.2	▲ 0.8	
過疎地域	575,912	512,292	459,942	444,182	442,753	441,141	423,714	409,203	391,735	372,074	350,553	▲ 20.1	▲ 7.2	▲ 7.5	▲ 9.1	▲ 10.5	



※過疎地域は平成27年4月1日現在

# 江能倉橋島地域半島振興計画

平成27年12月

広島県

平成27年12月 全部変更

# 目 次

## 第1 基本の方針

1 地域の概況	1
2 現状及び課題	2
(1) 地域の現状	2
(2) 地域の課題	7
3 振興の基本的方向	12
(1) 基本的方向	12
(2) 重点施策	13
(3) 計画目標期間	14

## 第2 振興計画

1 交通通信施設の確保	15
(1) 交通通信の確保の方針	15
(2) 交通施設の整備	15
(3) 地域における公共交通の確保	16
(4) 情報通信ネットワークの整備	16
2 産業の振興	16
(1) 産業の振興の方針	16
(2) 農林業の振興	17
(3) 水産業の振興	18
(4) 商工業の振興	18
(5) 海運業の振興	18
3 観光の開発	19
(1) 観光の開発の方針	19
(2) 観光・レクリエーション拠点の整備・開発	19
(3) イベントの推進	19
(4) 広域観光ルートの開発	19

4	就業の促進	19
	(1) 就業促進の方針	20
	(2) 就業の促進対策	20
5	医療の確保等	20
	(1) 医療の確保の方針	20
	(2) 医療の確保を図るための対策	20
6	高齢者福祉・児童福祉の増進	20
	(1) 高齢者福祉・児童福祉の増進の方針	20
	(2) 高齢者福祉対策	21
	(3) 児童福祉対策	21
7	生活環境の整備	21
	(1) 生活環境の整備の方針	21
	(2) 住宅宅地対策	21
	(3) 水資源の確保	22
	(4) 防災・地域安全対策	22
	(5) 下水道等	22
	(6) 教育及び文化	22
8	地域間交流の促進	23
	(1) 地域間交流の促進の方針	23
	(2) 地域間交流	23
9	国土保全施設等の整備 及び防災対策の強化	23
	(1) 国土保全施設の整備の方針	23
	(2) 治水・砂防等	24
	(3) 海岸保全	24
	(4) 農地保全	24
	(5) 治山	24
	(6) 防災体制の強化	24
10	環境の保全	25
	(1) 環境の保全の方針	25
	(2) 環境の保全	25

## 第1 基本の方針

### 1 地域の概況

#### (1) 位置

本地域は、広島県の南西部に位置し、江田島・能美島、倉橋島などからなっているが、音戸大橋及び第2音戸大橋によって本土と倉橋島が結ばれ、さらに早稲大橋によって江田島・能美島につながっている。

江田島市全域及び呉市の一部地域（呉市音戸町，同倉橋町）で構成されており、面積は173.94 km<sup>2</sup>で全県の2.1%を占めている。

注) 平成16年11月1日、江田島町，能美町，沖美町，大柿町が合併して江田島市となる。また、音戸町，倉橋町は平成17年3月20日に呉市と合併している。

なお、旧町区域の名称は、いずれも市名の後ろに旧町名をつけた名称となっている。(例：江田島町 → 江田島市江田島町)

#### (2) 気候

気候は、温暖少雨という典型的な瀬戸内海気候である。豊富な自然に恵まれ、瀬戸内海特有の多島美と山の緑で美しい景観をおりなしている。

#### (3) 地勢

地勢は、島嶼部特有の山地と丘陵地が大半を占め、急な斜面が海岸近くまで張り出しており、海沿いの平坦地に集落が形成されている。

また、花崗岩系の浸透性の強い砂質土壌で保水性に乏しく、土砂による災害、高潮・波浪等の海水による災害の危険性の高い地域が多く存在している。

#### (4) 人口

平成22年の人口は、45,983人で全県の1.8%を占めており、昭和50年から平成22年の35年間に36.5%減少している。

平成22年の就業人口比率（参考数値：江田島市）は、第1次産業が11.6%、第2次産業が20.5%、第3次産業が66.8%となっている。全県に比べると特に第1次産業の比率が高い。



## (5) 生活圏

就業機会は、地域外に大きく依存しており、旧呉市地域や広島市等、地域外への通勤者の割合が高くなっている。

通学者（15歳以上）についても、地域外への通学が多く、江田島市能美町及び同沖美町では広島市への通学者の割合が高い。

商圈としては、広島、呉両商圈の競合地域となっている。

特に、非日常的な買い物が多い買回品の購入において、呉市音戸町は旧呉市地域が、江田島市能美町及び同沖美町は広島市中心部が、それぞれ大きな存在先となっている。

## 2 現状及び課題

### (1) 地域の現状

#### ア 人口

人口の推移をみると、平成17年から平成22年の間に9.3%減少しており、人口減少の激しかった平成7年から平成12年にかけての減少率7.6%を上回る減少率を示している。

昭和50年から平成22年までの35年間の人口構成の変化をみると、14歳までの年少人口は22.1%から8.9%（全県23.9%→13.5%）へ減少している一方、65歳以上の老年人口は、13.3%から36.3%（全県8.9%→23.7%）となっており、全県に比べて少子・高齢化が先行している。

#### イ 就業人口

平成22年の就業人口（参考数値：江田島市）は12,419人で、昭和50年以降35年間に42.1%の減少となっている。

第1次産業の就業人口比率（参考数値：江田島市）は、平成22年では11.6%で全県（3.3%）の3.5倍となっている。

#### ウ 交通及びネットワーク

##### (ア) 道路

本地域内には、一般国道487号のほか、主要地方道3路線及び一般県道8路線によって道路網が構成されている。

道路改良事業等の道路整備は、平成26年4月現在、県道の実延長121.0kmのうち、幅員5.5m以上のものの改良率は91.3%で舗装率は99.5%である。

また、一般県道大君深江線や中大迫清田線等で未供用部分がある

ため、一周道路は形成されていない。

#### (イ) 港湾

本地域には、中田港、小用港、釣土田港など県管理港湾 5 港と市管理港湾 10 港がある。

これらの港湾は、本土及び周辺島嶼部との旅客及び物資輸送の拠点として、また、地域の主要産業のひとつである漁業の用に供する船舶の基地として、交通の発展や産業・観光の振興に重要な役割を果たしてきており、港湾整備に対する地域の要望は非常に強いものがある。

#### (ウ) 公共交通機関

陸上では呉市を起点に倉橋島まで路線バスが運行しており、また、江田島・能美島内で第 3 セクターによる運行がみられるものの、江田島・能美島と倉橋島を連絡する公共交通機関はない。また一部地域では、コミュニティバスや予約型乗合タクシーが生活交通手段として機能している。

一方、海上の公共交通機関としては、広島市・呉市へ旅客フェリーと高速艇が就航している。

#### (エ) 情報通信ネットワーク

高度情報通信ネットワークの基盤である高速インターネット接続環境が一部の地域で提供されていないなど、都市部との情報格差が依然として存在している。

### エ 産業

#### (ア) 農林業

平成 22 年における総農家数は 949 戸（平成 17 年 1,179 戸）、農業就業人口（販売農家）は 519 人（平成 17 年 684 人）、そのうち 65 歳以上の高齢者比率は 69.2%となっており、若者を中心とした人口流出に伴う農業就業人口の減少に加え、高齢化が進行している。

また、平成 22 年の経営耕地面積は 154ha（樹園地 85ha、畑 48ha、田 21ha）、1 戸当たり平均経営耕地面積は 0.16ha となっている。

平成 26 年の森林面積は、9,220ha（林野率 53.0%）で、その大半が赤松を中心とした天然林となっている。また、民有林の人工林率は 9.0%である。

#### (イ) 水産業

本地域では、かき養殖、いわし船びき網、小型底びき網などをはじめとした、多様な漁業が営まれており、本地域の産業の中で漁業は重要な地位を占めている。

特に、かき養殖の県内生産量の 1 位、2 位を占める呉市、江田島市のうち、本地域での生産が大半を占めるとともに、いわし船びき網で漁獲されるかたくちいわしやしらすについても、音戸ちりめんにて代表されるちりめんや煮干しなども本地域で漁獲されるなど、本地域の産業の中で漁業は重要な地位を占めている。

地域においては、増殖場の造成や魚礁の設置による生産基盤の整備やヒラメ、ガザミ、クルマエビなどの種苗放流を実施し、水産資源の維持増大を図るなど水産業振興施策が実施されている。

本地域には、倉橋漁港等県管理漁港 2 港と市管理漁港 7 港があり、これらの漁港は地域の主要産業である漁業の基幹施設として重要な役割を果たしており、施設の機能を適切に維持するための保全工事等が計画的に進められている。

#### (ウ) 工業

本地域の企業立地条件は、海上交通の利用可能性があるものの、工業用地、工業用水等の制約から、企業立地は少ないのが現状である。

製造品出荷額等をみると、平成 25 年において 414 億 8,269 万円で、県全体の 0.5%となっている。

平成 25 年の事業所数は 103 所、従業者数は 2,198 人であり、一事業所当たりの平均従業者数をみると 21.3 人で県全体（40.0 人）に比べて経営規模は小さく、立地場所もほとんどが住宅地に混在している。

#### (エ) 商業

平成 23 年における事業所数は 256 で、年間商品販売額は 195 億 3,300 万円となっている。（参考数値：江田島市）

#### (オ) 海運業

倉橋島地域は古くから海運業が盛んで、島の主要産業として雇用の面や、税収の面で地域の発展に貢献してきた。しかしながら現在は、事業者及び船員数とも減少を続けている。

## オ 観光・レクリエーション

本地域の入込観光客数の推移をみると、平成 25 年は 51 万 9,000 人で、平成 15 年に比べて 24.3%減少している。

本地域は瀬戸内海国立公園の区域に属し、観光資源としては、旧海軍兵学校（江田島市江田島町）、清盛塚（呉市音戸町）など歴史に根ざしたものや桂浜（呉市倉橋町）など瀬戸内海の豊かな自然を代表するものがある。

また、真道山森林公園（江田島市能美町）やサンビーチ沖美（江田島市沖美町）など自然型・海洋性レクリエーション施設や、音戸観光文化会館うずしお（呉市音戸町）、桂浜温泉館（呉市倉橋町）、シーサイド温泉のうみ（江田島市能美町）などの施設が整備されている。

こうした歴史・文化や自然体験施設など多様な観光資源が集積しているにもかかわらず、各観光地への交通アクセス手段の制約などから、観光客の伸びが停滞傾向にある。

## カ 生活基盤

### （ア）保健医療及び社会福祉

平成 24 年の人口 10 万人当たりの医師数は 131.6 人（江田島市のみ、呉市全域は、332.2 人、全県は、256.2 人）であり、医療施設は、病院 4 施設、診療所 39 施設、歯科診療所 25 施設となっている。

高齢者福祉施設については、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）が 4 施設（呉市音戸町、同倉橋町、江田島市江田島町、同大柿町：各 1 施設）設置されている。

軽費老人ホームは、3 施設（呉市音戸町、江田島市江田島町、同大柿町：各 1 施設）が設置されている。

また、老人福祉センターは 2 施設（江田島市江田島町、同大柿町：各 1 施設）設置され、デイサービスセンターについては、17 施設（呉市音戸町：5 施設、江田島市江田島町：2 施設、江田島市沖美町：2 施設、呉市倉橋町：1 施設、江田島市能美町：2 施設、同大柿町：5 施設）が設置されている。

### （イ）上水道

水道普及率は、平成 25 年度末現在 97.9%で、比較的高い。

なお、本地域には、県企業局が広島水道用水供給事業により、水道用水を約 6,000 m<sup>3</sup>/日供給し、さらに、呉市音戸町には、同市上下水道局より約 3,000 m<sup>3</sup>/日が供給されている。

#### (ウ) 消防・防災体制

本地域においては、江能広域事務組合により広域消防を実施してきたが、江田島市の発足、旧音戸町・旧倉橋町の呉市との合併に伴い、現在は江田島市消防本部、呉市消防局でそれぞれ対応している。

防災上重要な危険箇所について、土石流危険渓流数は 404 渓流、急傾斜地崩壊危険箇所として 1,074 か所あり（平成 14 年度公表）、土砂災害による被害抑制対策を推進している。

また、山地に起因する災害の「復旧対策と未然防止」を図るため、森林整備保全事業計画等に基づき、山地災害危険地区（978 か所：平成 18・19 年度調査）対策や荒廃森林整備等を計画的に実施している。

なお、本地域における自主防災組織率は 56.5%であり、県全体の組織率（84.8%）に比べ、低い状況となっている。（平成 26 年 4 月 1 日現在）

#### (エ) 公園、下水道等

都市計画区域は、呉市音戸町、江田島市江田島町及び同大柿町の一部が指定されており、平成 25 年度末の都市公園等面積は 26.3ha である。人口一人当たりの都市公園等面積は 9.2 m<sup>2</sup>となっている。（参考：県内人口一人当たりの都市公園等面積（11.3 m<sup>2</sup>））

公共下水道事業は、呉市音戸町、同倉橋町、江田島市江田島町、同能美町及び同大柿町において施行しているが、平成 26 年度末の下水道処理人口普及率は 37.9%となっている。（参考：県内下水道処理人口普及率（72.0%））

集落排水処理施設は、江田島市江田島町、同能美町及び同沖美町で整備を進めている。

下水道や集落排水事業等の集合処理施設の整備が地理的、経済的に困難な地域においては、浄化槽の整備を進めている。

生活排水処理については、呉市及び江田島市の汚水処理人口普及率は平成 25 年度末で 89.8%であり、ごみ処理については、江田島

市の可燃ごみが呉市において受入れ、処理されるなど、一定の広域処理化がなされている。

## (オ) 教育及び文化

本地域における小・中学生の児童生徒数は、平成 26 年 5 月 1 日現在、小学生 1,465 人、中学生 802 人で、小学生は 3 年間で 10.5%減、中学生は 14.4%減と、ともに減少傾向にあり、小中学校の適正規模の維持が困難な状況が続いている。

高等学校は、全日制普通科本校が 2 校、特別支援学校が 1 分級設置されている。このうち、高等学校については、これまでの生徒数の減少により、1 学年あたりの学級数が、いずれも 2 学級以下となっている。

社会教育施設は、公民館等が 14 館（呉市音戸町：1 館、同倉橋町：2 館、江田島市江田島町：6 館、同能美町：3 館、同沖美町：1 館、同大柿町：1 館）、図書館が 4 館（呉市音戸町、呉市倉橋町、江田島市江田島町、同能美町：各 1 館）、青少年教育施設が 1 か所（江田島市江田島町）それぞれ設置されている。

文化芸術面については、国指定文化財が 1 件、県指定文化財が 7 件、市指定文化財が 31 件あり、歴史民俗資料館が 1 館（呉市倉橋町）、歴史資料館が 1 館（江田島市大柿町）、造船歴史館（呉市倉橋町）が 1 館設置されている。

なお、新耐震基準（昭和 56 年施行）以前に建築された小中学校の一部に、耐震化工事が未実施のものがある。

## (2) 地域の課題

### ア 交通及び情報通信ネットワーク

#### (ア) 道路

東広島・呉自動車道の全線開通により、広島空港や山陽新幹線、山陽自動車道との広域交通ネットワークが形成されたところであり、その機能を最大限発揮するとともに、本土との連携を強化するため、一般国道 487 号（小用バイパス等）や一般国道 185 号（休山トンネル）、一般国道 375 号の整備を推進する必要がある。

また、広島市と直接のアクセスとなる架橋構想についても検討する必要がある。

そのほか、地域の一体性を高め、安全・安心な生活環境を確保するため、バス等大型車の離合が困難な道路の整備を推進する必要がある。

## (イ) 港湾

港湾は、物流、交流機能、生活空間や生産空間の整備等を通じて、生活環境の改善や産業の振興など、地域の活性化に重要な役割を果たしている。

このため、通勤、通学時や観光客等の一層の利便性の向上を図るため、海の玄関口にふさわしいものとなるよう棧橋等の整備を図る必要がある。

また、小型船舶の安全な船だまりを確保するための防波堤、物揚場等の整備が必要となっているほか、現有施設の老朽化が進んでおり、利用効率の低下した施設等に適切な改良、補修を加える必要がある。

## (ウ) 公共交通機関

人口減少や少子高齢化、モータリゼーションの進展により、バス利用者が減少して事業者の経営が悪化し、路線の縮小や廃止が進むなど、本地域のバス交通を取り巻く環境は厳しく、バス路線の維持確保が課題である。

また、広島市、呉市への通勤・通学時間の短縮などの利便性向上を図るため、海上交通と陸上交通の連絡の円滑化などを図る必要がある。

## (エ) 情報通信ネットワーク

高度情報通信ネットワーク等の情報通信基盤の整備・高度化を図り、都市部との情報格差を解消していくことは、産業や教育での情報通信技術の活用による活力ある地域社会の創出、快適・安心でゆとりある住民生活の実現のために必要である。

# イ 産業

## (ア) 農林業

本地域は、平坦地が少なく耕地の大部分が 20～30 度の傾斜地であり、その多くは花崗岩の風化による砂質土壌で地力が低い。こうした土地条件の中で、みかんを主体とした農業が営まれていたが、みかん価格の低迷により、晩かん類や施設園芸等との複合経営への転換が進んでいる。

また、担い手の減少や高齢化が加速的に進行し、生産活動が停滞

しつつあるため、地域農業をけん引する経営力の高い担い手の育成・確保に向けて、若者が生活設計を描き、安心して就業できる環境を構築する必要がある。

さらに、イノシシによる農作物被害が依然として発生しており、被害低減に向けた取組が必要である。

本地域は中国地方の中核都市である広島市の周辺部にあり、都市近郊農業としての立地条件を持つ農業地帯である。このような消費地に近接しているという生産上の利点を効果的に活用していくことが必要である。

本地域の森林 1ha 当たりの林内道路密度は、平成 25 年度末で、22.0mと、県平均 17.1mを上回っているが、林野火災発生件数も多いため、防災に資する道路の整備が必要である。

#### (イ) 水産業

漁業就業者の減少と高齢化が進むとともに、漁場環境の悪化や水産資源の減少、魚価の低迷など、漁業を取り巻く環境は厳しい状況にある。

海面漁業においては、藻場・干潟などの漁場環境の維持・修復に取り組むとともに、栽培漁業や資源管理型漁業を推進し、水産資源の維持増大を図る必要がある。

かき養殖業においては、悪化した底質等の漁場環境の改善が必要であるとともに、漁場生産力に応じた適正な規模での養殖や高品質かきを出荷するなど、消費者ニーズに即したかきづくりを推進する必要がある。

#### (ウ) 商工業

本地域は平坦地が少なく、臨海部に整備された道路沿いに自動車部品製造業、造船業、金属製造業、海産物を加工する食料品製造業が点在し、ほとんどが比較的小規模な事業者である。この地域には、豊かな海産物や、ブランド農産物もあり、既存事業所の支援とともに、その事業化を支援することが必要である。

あわせて、適切な情報提供により地域特性にあった企業の誘致も推進していく必要がある。

また、地元商店は食料品衣料品等の生活密着型の小規模の零細店舗が多く、大規模店等の影響を受けて空き店舗となる商店も出てお



り、経営環境は厳しく、後継者不足の問題も生じている。

今後は、高齢者が安心して買い物ができる環境づくりや、高齢者向けサービスなど地域密着型サービスの充実が必要である。

## (工) 海運業

本地域には、貨物船を一家で一隻保有し、海運業を生業とする「一杯船主」と呼ばれる事業者が多い。その経営環境は、海上輸送からトラックによる陸上輸送のシフト、燃料の高騰、高齢化により厳しい状況にあり、事業継続のためには、船員の育成、船舶建造等、経営基盤の強化に対して支援することが必要である。

## ウ 観光

本地域は、観光資源が集積しているにもかかわらず、各観光地への交通アクセス手段の制約などから、観光客の伸びが停滞傾向にあったが、平成 25 年の第二音戸大橋の開通により、交通アクセスの充実が図られた。観光に対するニーズが多様化するなか、関係機関が連携し、本地域の多様な観光資源をブラッシュアップしながら集客力の向上に繋げ、更なる観光客の拡大を図る必要がある。

## エ 生活基盤

### (ア) 保健医療及び社会福祉

少子・高齢化の進行、核家族化の進展、生活習慣病の増加などの状況に伴い、保健・医療・福祉サービスに対するニーズは多様化、高度化している。

これらに的確に対応するため、保健・医療・福祉の連携により、迅速かつ一定的なサービスが提供できるよう体制の整備や機能強化が必要である。

特に、高齢者福祉施設については、整備がほぼ終了し、介護保険の施設サービス基盤が充実している反面、居宅サービスについては、都市部に比べ事業者の参入が少ないため、今後、支援が必要な高齢者や障害者が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、居宅サービスの充実や地域の生活支援体制の整備を進める必要がある。

また、児童を取り巻く環境の変化に対応するため、保育サービスを中心とした児童福祉サービス、乳幼児医療体制の整備等の支援を進める必要がある。

#### (イ) 上水道

本地域の上水道は、一応の整備水準に達している。

今後は生活様式の向上や人口の減少等による水需要の変化に対応できる水道施設の整備及び高度化や施設の老朽化対策を計画的に実施し、安定供給の確保を図る必要がある。

#### (ウ) 消防・防災

江能地域の常備消防である江田島市消防本部は、職員数約 70 人の小規模消防本部であることから、近隣消防本部との広域連携等により、消防業務の効果的・効率的な実施を図っていく必要がある。

また、危険箇所や避難場所・避難経路等を記したハザードマップの作成を支援し、災害時に支援が必要な高齢者や障害者等に配慮した警戒避難体制の整備を促進していく必要がある。

#### (エ) 公園、下水道等

公園は、住民の憩いやレクリエーションの場であるとともに、災害時の避難場所等の機能を持っており、今後も地域で有効活用される必要がある。

呉市及び江田島市の汚水処理人口普及率は平成 25 年度末で 89.9%であり、県平均の 85%より高い状況であるが、生活環境を改善するとともに、公共用水域の水質保全を図るため、引き続き下水道の整備や浄化槽の設置・整備の促進を図る必要がある。

また、本地域の集落は小規模分散型の集落が多く、効率的な下水処理による生活環境の改善と瀬戸内海の水質保全対策が望まれる。

ごみ・し尿処理について、廃棄物処理施設については、老朽化に伴う計画的な施設整備が必要である。

#### (オ) 教育及び文化

今後とも続くと予想される児童生徒の減少に対応し、教育効果をより一層高めるための学校規模の適正化を促進するとともに、教育行政の執行体制や指導体制を充実強化することが必要である。

小中学校及び社会教育施設については、児童生徒及び利用者が一日の大半を過ごす学習生活の場であるだけでなく、災害発生時には地域住民の避難場所となることから、耐震性の確保が急務となっている。

また、人材育成や生きがい対策のため、地域の学校などと連携した学習機会などを充実させる必要がある。

文化芸術面については、優れた芸術文化に触れる機会の拡大や文化財の適切な管理、公開等を推進し、保存・活用を図る必要がある。

### 3 振興の基本的方向

#### (1) 基本的方向

本地域が半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）に基づく半島地域に指定されて以来、本地域の振興のため、法の下で各般の事業が着実に実施されてきたところである。

この結果、道路網、港湾の整備、産業の振興、観光の振興、生活基盤の整備などの面で成果をあげることができた。

しかしながら、半島地域の地理的、自然的条件による制約等により、交通体系、産業振興、生活環境などの面で課題を抱えており、人口の減少、高齢化等厳しい状況におかれている。

一方で、本地域は、全域が「新たなせとうち海洋交流都市圏の創造」を目指す呉地方拠点都市地域に含まれており、また地方中枢都市広島市にも近接していることから、これら周辺地域と都市機能の分担を図るなど、一体性を強化することによって地域の一層の発展を目指すとともに、瀬戸内海の多彩で個性的な地域資源を活用し、交流を促進する事業とその条件整備によって地域の魅力を高めることが求められる。

さらに、全県の平均を上回って進行している少子・高齢化などの課題への対応も求められている。

今後は、本地域のさらなる振興を図るため、都市機能の分担と交流の促進に向けた広域的観点のもと、より積極的に施策を進めていく必要がある。

そのため、本地域の振興の基本目標である「中枢・拠点都市との近接性を生かした定住・交流機能の強化」の実現に向け、引き続き各種施策を推進する。

以上のことを踏まえ、次の点について重点的に振興を図る。

- 都市機能の分担を図りつつ、道路・港湾といった交通通信施設など、地域産業や住民生活の維持・向上に必要な各種基盤等の整備に努める。
- 瀬戸内海の多彩な資源などを活用した観光振興、経営力の高い担い手の育成や栽培漁業推進等による農水産業の振興、さらには経営基盤の強化等による地場産業の振興など、人やモノの交流も視野に入れ、地域資源を有効に活用した産業等の振興に努める。
- 保健・医療・福祉の連携や子育て環境の整備によって、高齢者福祉・児童福祉を推進するとともに、居住環境の整備や防災・地域安全対策を進め、安全で快適な定住圏づくりに努める。

## (2) 重点施策

### ア 交通通信施設の整備

交通施設は、地域の産業、住民生活共通の基盤であり、農水産物輸送、環境・レクリエーションゾーンとしての発展などを図るためには、周辺都市や高速交通体系へのアクセスの向上、地域内道路網の整備、海上交通の維持・確保が不可欠である。

このため、幹線となる道路や港湾等の総合的な整備を進める。

また、ブロードバンド時代に対応した住民のインターネット利用環境の向上と地域間格差の是正を図るため、情報通信基盤の整備等を促進する。

### イ 産業の振興

農業については、規模拡大や多角的な経営など、発展意向のある担い手に対して、農地集積や経営スキルの向上など経営の高度化に向けた取組を支援するとともに、販売戦略に基づき、担い手が連携して実需者に安定供給できる生産・流通体制を整備するなど、地域の核となる経営力の高い担い手を育成する。

また、将来にわたって持続的な発展が可能となるよう、次世代の育成や農地の維持・継承を図るとともに、鳥獣害対策を推進する。

水産業については、水産資源の増大を図るため、栽培漁業や資源管理型漁業を推進するとともに、かきを中心とした高品質商品の生産、安全な漁港・快適な漁村の整備を進める。

商工業については、地場産業の振興を図るため、中小企業の経営基

盤の強化、高度情報化への対応を進めるとともに、地域における起業を促進する。

また、物流の効率化を進めるため、交通網の整備に対応した関連企業の集積を図る。

#### ウ 観光の開発

本地域が魅力ある観光・レクリエーションゾーンとして発展するためには、優れた自然環境や貴重な歴史的・文化的遺産などの既存資源の活用とともに、観光資源を結びつけた広域的な周遊ルートの形成と滞在型機能の強化を図る必要がある。

このため、自然景観や既存の観光施設など、観光資源のブラッシュアップを行い、集客力を高め、周辺地域との連携を含めた広域観光ルートの整備を進める。

#### エ 高齢者福祉・児童福祉の増進

県の平均を上回って進行している高齢化により、今後、住民ニーズの一層の増加が予測されることから、保健・医療・福祉の連携のもとに、誰もが安心して生活できる定住圏づくりを進める。

また、年少人口も県全体よりも高い割合で減少していることから、次世代育成支援対策として、子育て環境の整備を図る。

#### オ 生活環境の整備・定住促進

定住の受け皿としての環境整備を進めるため、空き家バンクの充実や、質の高い住宅、宅地の創出に努めるとともに、上下水道などの整備を進め、居住環境の向上及び定住促進を図る。

また、防災・地域安全対策を進め、安全で快適な居住環境の整備に努める。

なお、これら重点施策については、国土の保全、環境の保全に配慮しつつ推進する。

### (3) 計画目標

計画目標期間は、平成 27 年度から概ね 10 年間とする。

また、当該地域における人口の増減率が、平成 26 年度と比べて好転することを目標とする。

## 第 2 振興計画

### 1 交通通信の確保

#### (1) 交通通信の確保の方針

本地域と広島市、旧呉市地域との都市機能の分担、交流機能の強化を図るための幹線道路網の整備は、本地域の振興にとって、重要な課題である。

このため、本地域と本土との連携を強化するため、一般国道 487 号（小用バイパス等）などの整備を推進する。

さらに、本地域において、早期整備が望まれる津久茂大橋の架橋構想、さらには将来これに連結する広島湾架橋構想については、生活環境の向上、さらには広島中枢都市圏の都市機能分担に大きく貢献することから、その実現に向けて引き続き検討する必要がある。

また、本地域内の一体性の強化、市街地における円滑な交通の確保、点在する観光資源の連携などを図るため、半島を循環する道路をはじめとする地域内道路についても、国道、県道、市道が一体となった総合的な整備を進めるほか、港湾等交通の結節点における駐車場整備を進める。

港湾については、地域振興の観点から地域の生活、産業における重要な基盤であり、利便性の向上、安全の確保のための施設整備等を進める。

情報通信ネットワークについては、多様な分野における住民のニーズに応え、生活の利便性を高めるための情報通信基盤の充実等を進める。

#### (2) 交通施設の整備

##### ア 道路

骨格となる一般国道 487 号（小用バイパス等）や本地域の一体化を図る主要地方道音戸倉橋線などの整備推進を図るとともに、津久茂大橋の架橋構想についても引き続き検討する必要がある。

さらに、半島地域一周ルートを形成する道路として、一般県道大君深江線、一般県道中大迫清田線等の整備を図る。

これらの整備と合わせて交通安全施設等の整備を進める。

また、道路整備計画と併せて農林道も含めた一体的な交通施設の整備を行う。

## イ 港湾

小用港（江田島市）において、フェリーをはじめとする旅客関連施設として、棧橋等の整備を推進するとともに、地域の主要産業である漁業の用に供する船舶、遊漁船等を収容するための小型船だまりとして防波堤、物揚場等の整備を推進する。

また、老朽化等による現有施設の補修・改良として、釣土田港（呉市）において、船舶が安全に係留できるよう防波堤の改良、また、鹿川港（江田島市）において、漁業の用に供する船舶を収容するための浮棧橋の整備を推進する。

### （３）地域における公共交通の確保

国や市と連携して広域的・幹線的な事業者バス路線に対し、維持費の補助を行うほか、日常生活圏に必要な生活交通を維持・確保するため、効率的で持続可能な生活交通体系の再編に向けた市の取組に対し、バス路線等運行経費の補助を行う。

また、乗換課題の解決など、公共交通機関の利便性を向上させることにより、交通の活性化や交通需要の拡大を図る。

### （４）情報通信ネットワークの整備

高度情報通信ネットワーク社会の実現により、産業、教育や生活など多様な分野において住民のニーズに応え、生活の利便性を高めるため、ブロードバンド環境の整備・高度化などの地域住民の生活に密着した情報通信基盤の充実及び情報流通の円滑化を促進する。

## ２ 産業の振興

### （１）産業の振興の方針

農業については、規模拡大や多角的な経営など、発展意向のある担い手に対して、農地集積や経営スキルの向上など経営の高度化に向けた取組を支援するとともに、販売戦略に基づき、担い手が連携して実需者に安定供給できる生産・流通体制を整備するなど、地域の核となる経営力の高い担い手を育成する。

林業については、森林の保全に努めるとともに、生活道及び防火帯としての機能を併せ持つ林道を整備する。

水産業については、水産資源の増大に向けて栽培漁業の充実と併せ、資源管理型漁業の展開、漁場の保全と整備、漁港・漁村の環境整備を進める。

商工業については、地域における起業の促進、就業機会の確保、若者定住につながる物流産業等の振興・誘致に努めるとともに、中小企業の経営基盤の強化、高度情報化へ対応を図る。

また、商工会等と連携したまちづくりの観点からの取組を通じて、商業の活性化を図る。

## (2) 農林業の振興

都市との近接性を生かした、新鮮・安全・良質の農産物を供給し、消費者ニーズに対応した収益性の高い農業生産を推進する。

このため、①花き・果樹などの優良品種・優良系統の導入とブランド化、②施設栽培による高品質・安定生産、③都市への近接性を生かした新鮮・安全な野菜生産、④農林漁業者が農林水産物の付加価値向上のため加工・販売に取り組む6次産業化などを推進するとともに、農道などの生産基盤整備やダム建設による水源確保などにより、安定生産、生産性の向上を図る。

特に、柑橘農業では本地域が発祥地である「いしじ」などの高品質柑橘への転換、野菜では軽量野菜（ねぎ等）、施設野菜（トマト等）の産地規模の拡大を推進し、活力ある産地づくりを進める。

担い手の確保については、認定農業者等の地域の核となる経営力の高い担い手の育成と新規就農者の確保・育成に向け、農地の集積、生産基盤の整備、人材の確保、資金の支援策を総合的に推進する。

また、地域の個性を生かした多様な地域産業振興、豊かな自然環境を生かした山村・都市交流と地域の担い手の確保に重点を置いた地域振興施策を総合的に推進する。

さらに、日本型直接支払制度などにより農業生産活動を支援し、農地の効率的な利用と保全及び遊休農地の解消を図り、集落機能の低下を防ぐことにより、農村コミュニティの維持を推進する。

また、これらの農業生産活動を支援することにより、地域資源である農地・農業用水利施設等が維持され、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に発揮されるとともに、次世代を担う意欲ある農業者へ農地が継承されるよう取り組む。

イノシシによる農作物被害については、イノシシを寄せ付けない環境



への改善や侵入防止、捕獲による総合的な鳥獣被害防止対策を進めるとともに、鳥獣被害対策に必要な指導者等の人材育成を図る。

林業については、生活道及び防火帯等の機能を兼ね備えた、寒那火山線などの基幹的な林道の整備を促進する。

### (3) 水産業の振興

海面漁業においては、藻場・干潟等の造成や魚礁の設置など漁業生産基盤の整備を進めるとともに、栽培漁業や資源管理型漁業を推進し、地域のニーズにあった水産資源の増大を図る。

特に、ガザミ・キジハタ・オニオコゼ・カサゴといった地先定着型魚種を集中放流し、生育環境の改善と資源管理を行うことで水産資源の増大や多様性の漁獲物の加工品への利用など、地域特産品としてのブランドの強化などを推進し、漁業経営の安定化を図る。

また、かき養殖業については、良質な種苗を確実に確保するための取組を検討し、生産の安定化を図る。生産面では適正な養殖規模での高品質なかきづくりを推進するとともに、新たに人工種苗を利用した一粒かき養殖への取組や、高品質かきを生産することで消費者ニーズに即したかきづくりを進める。

また、音戸などの漁港においては、施設の機能を適切に維持するための保全工事や漁業者の高齢化対策のための安全な漁港施設整備や快適な漁村づくりを目指した漁業集落の生活環境等の整備などにも重点的に取り組む。

### (4) 商工業の振興

人口減少等を背景に地域経済を支える小規模事業者は売り上げ減少に直面している中、地域の商工会では、全国規模のマーケットを視野に小規模事業者等と協力し特産品開発に取り組むなど、地域振興を通じた小規模事業者の経営の改善発達を重点的に取り組んでいる。

また、呉市及び江田島市においては、産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画を策定しており、この計画による取組に対し支援を行う。

### (5) 海運業の振興

本地域の海運業に対し、中国運輸局呉海事事務所等と連携し、「一杯船主」の事業継続等を支援する。

### 3 観光の開発

#### (1) 観光の開発の方針

近年、観光の形態は個性化・多様化してきており、参加体験型の観光ニーズも強まっている。

これらに対応するため、白砂青松と多島美に代表される瀬戸内海の優れた自然景観や既存の観光施設等、観光資源のブラッシュアップを行い、本地域の集客力を高めるとともに、多様な観光資源を結びつけた広域的な周遊ルートの形成と滞在型機能の強化を図る。

#### (2) 観光・レクリエーション拠点の整備・開発

周辺地域も含めた観光資源のネットワーク化により、周遊型観光ルートの形成を図る。

また、各観光資源についてはブラッシュアップ等により魅力を高める必要があり、呉市倉橋町においては、温泉を活用した「桂浜ふれあいセンター」や「長門の造船歴史館」などの観光資源を生かし、さらなる環境整備を行うことにより、賑わいのある場を創出する。

さらに、江田島市においては、体験型修学旅行誘致を促進していくため、受け入れ体制の確保や体験メニューのブラッシュアップに取り組む。

#### (3) イベントの推進

「かき祭り」をはじめ、呉市音戸町の「音戸清盛祭り」、呉市倉橋町の「宝島くらはしフェスティバル」、江田島市の「ヒロシマMIKANマラソン」など、既存のイベントを充実していく。

#### (4) 広域観光ルートの開発

隣接地域の観光資源とも連携し、サイクリングなども活用しながら、「瀬戸内」の魅力を十分に生かした広域観光ルートの形成を図る。

### 4 就業の促進

#### (1) 就業の促進の方針

第一次産業分野や観光分野に関する新規地場産業の創出や、雇用の拡大につながる既存地場産業の支援等により、雇用を創出する。

また、首都圏を中心とした若い世代の、地域の価値に共鳴する人たちのU I Jターンを促進し、新たな担い手の確保につなげる。

## (2) 就業の促進対策

就業の促進を計画的に推進するため、次のとおり取り組む。

- 企業誘致や新たな産業の創出、新分野への事業展開などの促進を図る。
- 地域雇用開発助成金制度をはじめとした事業主に対する助成制度について、制度の周知に努め、活用を促進する。
- 地域や求人企業、求職者の多様なニーズに的確に対応し、就職に直結する効率的で効果の高い職業訓練を行う。

また、離転職者に対して雇用ニーズが高まっている分野等において、機動的かつ多様な職業訓練を、民間教育訓練機会の活用等により効果的に実施する。

- 地域の労働市場の状況や雇用動向に応じ、求人・求職者双方に対する情報提供を行う。

また、きめ細かなキャリア相談や、求人・求職データの提供を通じた、マッチング機会の確保により、雇用のミスマッチ解消に努める。

## 5 医療の確保等

### (1) 医療の確保の方針

近年、救急病院・診療所（救急告示医療機関）が減少傾向にあり、また、救急搬送に要した平均時間が、年々、長くなっている。

これらに対応するため、病院前救護（プレホスピタルケア）体制の強化やドクターヘリの運用など、傷病者の救命率の向上等を図る。

### (2) 医療の確保を図るための対策

県内の各二次医療圏ごとに、救命率向上を図るため、救急救命士を含む救急隊員が行う応急措置等の質を医学的観点から保障するためのメディカルコントロール体制を整備・運用し、また、救急医療情報ネットワークシステムを活用した救急搬送の迅速化を図る。

加えて、更なる救命率の向上等のため救急現場における救急医療を行うドクターヘリを運用する。

## 6 高齢者福祉・児童福祉の増進

### (1) 高齢者福祉・児童福祉の増進の方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、多様なサービスの担い手の確保に努めるなど地域の再生を図りつつ、高齢者の希望と選択に対して、必要なサービスが適切かつ総合的に提供できる体制づくりを目指す。

また、年少人口が、県全体より高い割合で減少している実情を踏まえ、平成 27 年 3 月に策定した次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法に基づく県計画「ひろしまファミリー夢プラン」を推進するとともに、住民に最も身近な基礎自治体である市の施策を支援することにより、子育て環境の整備を図る。

## (2) 高齢者福祉対策

居宅サービス基盤の整備を図るとともに、地域の住民相互支援の取組を促進する。

このため、住民相互支援のコーディネートを行うとともに、介護予防マネジメントや総合相談事業等を実施する地域包括支援センターを中心とした関係機関の連携による地域包括ケアシステムの確立を促進する。

また、高齢者が身近な地域でサービスを利用しながら暮らし続けるための、地域密着型サービスの基盤整備を推進する。

## (3) 児童福祉対策

「ひろしまファミリー夢プラン」における成果指標・目標の達成に向けて、各市の取組を支援する。

# 7 生活環境の整備

## (1) 生活環境の整備の方針

広島市、呉市とのアクセス向上に伴い、定住の受け皿となる住宅宅地対策、生活環境の整備が重要な課題である。

このため、良好な住宅宅地や水資源の確保、防災・地域安全対策、生活道路の整備などにより、安全で快適な居住環境の整備に努める。

また、定住基盤整備、自然環境保全等の要請から、下水道等の整備を積極的に推進する。

教育及び文化については、教育効果を高めるための学校規模の適正化や教育条件の整備を総合的に促進するとともに、生涯学習や地域文化の振興を図る。

## (2) 住宅宅地対策

住宅市街地基盤整備事業により、住宅団地における市道、公園の整備を行うほか、公営住宅の整備・供給を図る。

また、津波対策として避難地・避難路の確保、地震火災対策として

密集住宅市街地の整備を検討するとともに、住宅・建築物の耐震改修等を推進する。

### (3) 水資源の確保

生活様式の向上や人口の減少等による水需要の長期的な見通しに配慮し、効率的な水配分を行うとともに、施設の老朽化対策を計画的に実施し、安定供給の確保を図る。

また、本地域は古くより干ばつ常襲地域であり、生産性の高い農業の展開を図るため、ダム建設などにより確保した水源を安定的・効率的に利用していく。

### (4) 地域安全対策

「犯罪の起こりにくい広島県づくり」のため、犯罪防止に効果的な警察活動の展開とともに、犯罪の起こりにくいまちづくりを進め、犯罪が発生しにくい土壌をつくる必要がある。

このため、住民・行政・警察が協働し、地域コミュニティの防犯機能を高める活動や自主的な防犯活動を促進する。

さらに、交通安全対策についても、高齢者対策を中心とした交通安全施設の整備、交通安全教育をはじめとした広報・啓発活動を同様に推進する。

### (5) 下水道等

生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図るため、引き続き、公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む）、農業・漁業集落排水、浄化槽の整備を進めていく。

小規模集落の集合処理による生活環境基盤の整備を進めることにより、循環型社会の構築を進める。

また、ごみ・し尿処理について、計画的な廃棄物処理施設の整備を図る必要がある。

### (6) 教育及び文化

児童生徒の地域的、年次的な動態把握をしながら、教育効果をより高めるため、学校規模の適正化や教育条件の整備を総合的に促進する。

市教育委員会からの求めに応じた指導主事の派遣などにより、教育改革の推進と地域に根ざした教育行政の展開を支援するとともに、学校

の教育力を地域に生かしたり、地域の教育力を学校に取り入れるなど、地域と一体となった教育活動を展開し、地域に開かれた学校づくりを推進する。

また、住民の多様な学習ニーズに応えるため、広域的な生涯学習情報の提供を行うとともに、現代的課題に対応した社会教育を推進する。

生涯スポーツを振興するため、総合型地域スポーツクラブの設立、育成などによる活動機会の充実に向けた働きかけを行うとともに、スポーツ関係団体の育成を図る。

地域文化の振興については、市、文化団体、企業等との連携と協調のもとに、優れた文化・芸術の鑑賞機会の創出、文化団体の育成、文化情報の収集・提供に努めるとともに、文化・芸術振興と観光振興やまちづくりとの有機的な連携による相乗効果を促し、地域の活性化を図る。

耐震診断が未実施の施設については、速やかに診断を実施することにより各施設の現状を把握し、耐震化推進計画を策定するとともに、この計画に基づき確実に施設の耐震化を進めていく。

## 8 地域間交流の促進

### (1) 地域間交流の促進の方針

瀬戸内海の自然・歴史・文化・海洋レジャーなど、多様な観光資源を結びつけた広域的で魅力的な周遊ルートを形成する。

また、参加・体験・学習・保養などさまざまな観光メニューを提供するとともに、宿泊施設の充実など滞在型観光に必要な受入機能の強化を図り、本地域での滞在時間の延長及び観光消費の拡大を図る。

### (2) 地域間交流

学校統廃合による廃校の活用も視野に入れ、農業・漁業体験などを行う滞在型体験学習の場を創出し、広域交流を促進する。

また、豊かな自然環境を活用した、長期自然体験学習や、市民マラソン、フェスティバルなど地域資源を生かしたイベントを開催し、交流を促進する。

## 9 国土保全施設等の整備

### (1) 国土保全施設の整備の方針及び防災体制の強化

本地域は、特殊土じょう地帯指定地域で、地質は花崗岩がその大半を占めており保水性に乏しく、急峻な地形が海岸線近くまで迫っており、海沿いの平坦地に集落が形成されていることと相まって、土砂に

よる災害、海水による災害の危険性の高い地区が多く存在している。

また、農地は海岸から山へと築き上げられ、その農地が形成する景観は地域の貴重な資源であり、適正に管理する必要がある。

このため、災害の防止等国土の保全に努めるものとする。

## (2) 治水・砂防等

河川背後の状況や流域の開発動向等に応じて、改修の着手を検討するとともに、既存施設について適切に維持管理を行うほか、土砂災害防止のため、土砂災害防止施設の整備などの対策を講じる。

また、堤防の耐震対策の必要性を調査し、必要に応じて対策を講じる。

なお、改修に当たっては、環境保全に配慮した施設整備を行う。

## (3) 海岸保全

海岸背後の利用状況やその変化、施設の安全度、過去の浸水被害等により、整備の緊急性を勘案し、対策の必要な箇所においては、海岸の利用や環境面に配慮した保全施設の整備を進める。

また、高潮や津波による浸水想定区域図を作成し、市に提供することにより、市のハザードマップ策定を支援し、ハード整備とソフト対策による総合的な減災対策を推進する。

## (4) 農地保全

海岸や農地、ため池等の農業用施設の整備などにより、地域資源の保全に努め、地域住民が安心して暮らせる生活環境づくりを進める。

## (5) 治山

山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全するため、治山施設の整備と荒廃森林の整備を推進する。

## (6) 防災体制の強化

災害・事故から、迅速かつ的確に住民の生命・身体・財産を守るため、県防災情報システムの機能強化など、防災・危機管理体制の充実強化を図るとともに、地域防災にとって重要な役割を担う自主防災組織の育成強化について、市と地域住民が一体となって取り組む必要がある。

# 10 環境の保全

## (1) 環境の保全の方針

本地域の恵まれた自然環境の恩恵を住民がひとしく享受するとともに、次代に継承することができるよう、本計画の具体的推進に当たっては、環境に十分配慮し、発生源規制などの個別対策に加えて、公害の防止、自然環境の保全などの各種施策を有機的に連携しながら、総合的・計画的に推進する必要がある。

このため、環境基本条例に基づく環境基本計画の策定・推進など、総合的・計画的な環境保全対策を推進し、健全で恵み豊かな環境を維持するとともに、環境への負担の少ない地域を構築する。

## (2) 環境の保全

本地域は、瀬戸内海環境保全特別措置法の適用を受けるとともに、瀬戸内海国立公園の指定を受けている。

近年、埋立て等の開発により、藻場、干潟、自然な海岸等の貴重な自然環境が失われつつあるなど課題は多いため、住民や事業者等の理解と協力により、これまでの環境保全施策を一層充実させるとともに、失われた良好な環境や健全な水循環を回復させるための施策展開が必要となっている。

このため、「広島県瀬戸内海環境保全・創造プラン」や「瀬戸内海の環境の保全に関する広島県計画」に基づき、住民をはじめとする幅広い主体の参加と連携により、総合的な施策を積極的に推進し、自然景観等環境の保全に努めるものとする。

また、瀬戸内海の自然景観と一体をなしている文化財の保全対策を積極的に推進する。

海岸漂着物対策に関しては、今後も沿岸市町、関係機関・団体との連携を強化し、互いに情報共有を行いながら、海岸の清掃活動、回収されたごみの処理が促進されるよう努める。



# 室津大島地域半島振興計画

平成27年12月

山 口 県

平成27年12月 全部変更

## 第1 基本的方針

1 地域の概況	1 頁
2 現状及び課題	2
(1) 地域の現状	2
(2) 地域の課題	6
3 振興の基本的方向	10
(1) 基本的方向	10
(2) 重点施策	10
(3) 重点施策を推進するための視点等	11
(4) 振興の具体的な目標	11
(5) 計画期間	11

## 第2 振興計画

1 交通通信の確保	12
(1) 交通施設の整備	12
(2) 情報通信施設の整備	12
2 産業の振興及び観光・リゾートの振興	13
(1) 農林水産業の振興	13
(2) 商工業の振興	15
(3) 観光・リゾートの振興	15
3 就業の促進	16
(1) 企業の育成強化・企業の誘致	16
(2) 就業に向けた情報提供等	16
(3) 農林水産業への就業支援	16
4 水資源の開発及び利用	16
(1) 広域用水供給事業の促進	16
(2) 森林の整備	16
5 生活環境の整備	17
(1) 下水道・廃棄物処理施設等の整備	17
(2) 公園等の整備	17
(3) 住宅関連対策	17
(4) 消防・地域安全対策	17
6 都市機能の整備	18
7 高齢者の福祉その他福祉の増進	18
(1) 高齢者の福祉の増進を図るための対策	18
(2) 児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策	19
8 医療の確保	19
(1) 医療確保対策	19
(2) 健康の保持・増進対策	19
9 教育及び文化の振興	20
(1) 教育・文化施設等の整備	20
(2) 地域文化の振興	20
10 地域間交流の促進	21
(1) 広域観光の推進	21
(2) 都市と農山漁村交流の推進	21
11 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化	21
(1) 災害予防のための国土保全施設等の整備	21

(2) 防災体制の強化	-----	2 1
12 環境の保全	-----	2 2
(1) 自然環境の保全	-----	2 2
(2) 瀬戸内海の保全等	-----	2 2

## 第1 基本の方針

### 1 地域の概況

本地域は、県の東南部に位置し、半島部と架橋により本土と連結された島しょ部の1市3町から成り、北部は岩国地区、西部は周南地区に接し、他は周防灘、伊予灘及び安芸灘などの瀬戸内海に囲まれています。

地形は、比較的低い山地及び丘陵が入り組み、複雑な形をしながら海岸線に迫り、河川は短小で、平地は柳井市と平生町にまとまったのみがみられるだけです。

地質は、地域の大部分が花こう岩風化土です。

気候は、瀬戸内海型気候区に属し、温暖で、雨量は比較的少ない傾向にあります。

瀬戸内海国立公園の西部に位置し、優れた自然景観を保持するとともに、柳井市には近世の商家の町並みが保存され、各地に特色ある民俗資料が数多く残されている等観光資源は豊富です。

また、温暖な気候のもとで柑きつ類が生産され、良好な周辺漁場からは中高級魚が水揚げされるなど豊かな農水産物に恵まれています。

室津大島地域の構成市町

市 町 名	面積 (K m <sup>2</sup> )	人口 (人)
柳 井 市	140.05	34,730
周 防 大 島 町	138.09	19,084
上 関 町	34.69	3,332
平 生 町	34.58	13,491
計 1 市 3 町	347.41	70,637

資料：面積 国土交通省国土地理院「平成26年全国都道府県市区町村別面積調」

人口 総務省統計局「平成22年国勢調査」

## 2 現状及び課題

### (1) 地域の現状

#### ア 人口

人口は、若者を中心とする人口の都市部への流出により、昭和55年から平成22年までの30年間に26.3%が減少し、過疎化が急速に進行しています。

年齢階層別人口の推移については、年少人口及び生産年齢人口の比率が低下し、反面、高齢者の比率が高まっています。平成22年における65歳以上の高齢者の比率は37.8%に達し、県平均(28.0%)を大きく上回り、高齢化が著しくなっています。

また、過疎化、核家族化の進行により、一般世帯に対する高齢夫婦のみ世帯やひとり暮らし高齢者世帯の割合が増加しています。

【参考】1市3町(柳井市、周防大島町、上関町、平生町)の状況

区分	区域	高齢夫婦のみ世帯		ひとり暮らし高齢者	
		世帯数(戸)	割合(%)	世帯数(戸)	割合(%)
H17国勢調査	室津大島地域	5,473戸	17.7%	5,546戸	17.9%
	山口県全体	74,774戸	12.7%	65,945戸	11.2%
H22国勢調査	室津大島地域	5,388戸	18.0%	5,861戸	19.6%
	山口県全体	81,586戸	13.7%	75,403戸	12.6%
増減	室津大島地域	▲85戸	+0.3%	+315戸	+1.7%
	山口県全体	+6,812戸	+1.0%	+9,458戸	+1.4%

#### イ 交通通信

交通幹線としては、一般国道188号、一般国道437号及び山陽本線が通っていますが、新幹線及び山陽自動車道等の高速交通体系から外れています。

##### (ア) 道路

入り組んだ海岸線や海に迫る山地といった厳しい地形条件などから、他の地域に比べて、道路の整備が遅れています。

道路の舗装率は、県平均と同水準にあるものの、平成26年における改良率は、国道94.0%(県平均93.5%)、主要県道63.5%(同75.7%)と主要県道は依然低い水準にあります。

##### (イ) 港湾

港湾としては、地方港湾が10港あり、古くから内海航路の主要な寄港地として重要な役割を果たしてきました。

柳井港は、平成2年の発電所の立地に伴い、港湾取扱貨物量が伸びています。また、大島郡や周辺の島々、四国を結ぶ定期航路が就航するなど、山口・九州の海の玄関口としての地位を占めており、平成26年度には老朽化したポートビルの建て替えを行いました。

しかしながら、一方では、平成21年3月の高速道路「休日上限千円」制度導入後、フェリー利用者が激減し、制度廃止後も、厳しい状況が続いています。

平生港は、昭和40年代に木材製品製造業、木材販売業、木材運搬業等の会社が相次いで立地したのに伴い、原木の輸入量が大幅に伸び、昭和43年には外国貿易港として開港しました。現在でも、木材半製品の輸入港として活況を呈しています。

また、平成6年に平生町～田布施町を結ぶ南周防大橋が完成し、さらに、平成16年度には大型埠頭(岸壁：－10m)が完成するなど本地域の活性化に大きな役割を果たしています。

#### (ウ) 公共交通機関

空港は、本地域内には存在しませんが、平成24年12月に岩国錦帯橋空港が開港したことにより、中心都市柳井市から当該空港までの所要時間は約50分となり、交通の便は大幅に改善されています。

鉄道は、新幹線が本地域から大きく離れて北寄りに建設されているので、地域外の広島、新岩国及び徳山駅が利用されています。在来線鉄道は、半島の基部を山陽本線が通過し、柳井、柳井港及び大島の各駅が設置され、岩国及び周南地区への通勤、通学等に利用されています。

バスは、地域住民の足として重要な役割を果たしていますが、利用客の減少に伴い、一部の定期バス路線についてはその存続が困難となっています。

離島航路は、島民の唯一の公共交通機関として重要な役割を担う一方、島内人口の減少等による航路利用者の減少など、経営環境は厳しい状況となっています。

#### (エ) 通信

高度情報通信ネットワーク社会への進展に対応して、光ファイバ網、ADSLなどの高度情報通信基盤が整備されつつありますが、一部地域が未整備の状況にあります。

### ウ 産業及び観光・リゾート

産業については、農業を主体とする第1次産業が中心ですが、就業構造は、第2次産業、第3次産業へと移行してきています。

#### (ア) 農林水産業

農業については、主要産業ですが、平坦地が少なく、水資源にも恵まれていないため、農業用地は比較的少なく、農業用水の不足をきたすことも多くなっています。

また、経営規模は概して零細で、基盤整備の遅れ、担い手の高齢化が顕著です。

一方、温暖、多日照な気候を生かした花きやいちご栽培などの取組や花き振興の拠点施設となっているフラワーランドの新規事業など、農業の活性化に向けた新たな動きも出ています。

基幹作物は、半島部では水稻、島しょ部では、柑きつ類ですが、温暖な気象条件を生かした野菜やびわ等の園芸作物も導入されています。

なお、近年、中山間地域を中心に猪による農作物被害が深刻化しています。

林業については、林野面積は、18,845haで総土地面積の54%となっており、県全体の林野率の72%を大きく下回っています。また、林地保有の零細性、林業労働力の不足等により、生産活動は総じて低調ですが、島しょ部では、たけのこの生産量が増加しています。

水産業については、沿岸域の干潟、岩礁地帯及び沖合域の砂泥海底等漁業環境に恵まれ、まだい、たこ、えび等の中高級魚を対象とした沿岸漁業の依存が高い地域ですが、零細な個人経営体で、近年、資源の減少及び漁業就業者の高齢化が進んでいます。

水産物の流通については、民営の小規模市場が2か所であり、水揚げされた漁獲物はその大半が広島、岩国市場を中心とした他地域へ出荷されています。

#### (イ) 商工業

工業については、周南及び岩国両工業地帯の中間の瀬戸内海沿岸に位置しながら、高速交通体系からの乖離等により、大企業の進出が少なく、そのほとんどが中小企業で営まれています。工業の中心は、柳井市と平生町であり、機械、金属、化学、繊維、木材工業等が立地しているものの、全体的にその規模は小さく、雇用吸収力は乏しくなっています。

地場産業としては、地域の資源を活かした食料品、木材、家具、パルプ、窯業などの生活関連産業が盛んですが、小規模零細企業が多い状況です。

商業については、柳井市が本地域の中核として一定の商圈を形成しています。近年、モータリゼーションの進展、あるいはライフスタイルの変化や消費者ニーズの多様化への対応の遅れ等から、集客力が既存商店街から駐車場を有する大型店等へ移行してきており、また、顧客の他地域への流出もみられます。

#### (ウ) 観光・リゾート

観光・リゾートについては、美しい自然、穏やかな気候風土、豊かな海の幸、海に育まれた歴史と文化など、多くの観光資源に恵まれ、遊漁、海水浴、みかん狩りなど夏秋シーズンを中心に広島、松山、周南方面から日帰りによる観光レクリエーション地として親しまれています。

#### エ 就業

本地域は、人口減少が続いており、今後の地域活力の低下が懸念されるなど、人口減少抑制策が重要な課題となる中で、大学・短大進学者等の若年者の県外流出や、技能・経験を有する高齢者の引退等により、地域内企業において、技能・技術職を中心とした人材不足が危惧されています。

また、1次産業においても高齢化に伴い就業者数は減少しています。

一方で、本地域への移住を希望される方からの相談は、近年増加傾向にあります。

#### オ 水資源

地形、地質については、平坦地が少なく、河川が短小であることに加え、保水力の乏しい花こう岩風化土、降雨量の少ない瀬戸内海型気候などのため、水資源の賦存量が少ないことが懸念されています。

平成12年8月に柳井地域広域水道用水からの水の供給が開始され、安定した水源の確保が図られています。

#### カ 生活環境

生活環境施設については、かなり改善されてきていますが、他地域と比較して、整備水準は依然として格差があります。

下水道については、柳井市、周防大島町及び平生町において、現在整備を進めています。

また、農村部においては、農業集落排水事業により、生活環境の改善が図られています。

#### キ 都市公園

公園・緑地については、本地域の拠点施設である柳井ウェルネスパークを中心として、地域の特色を生かした利用しやすい身近な公園・緑地が数多くあります。

しかしながら、一部では、既存公園施設の老朽化が進んでいるところも見受けられます。

#### ク 都市機能

圏域の中心都市である柳井市は、J R柳井駅周辺の市街地に商業、業務、行政、教育文化などの都市機能が集積しています。

しかしながら、人口減少と高齢化の進行等により、市街地の活力が低下しています。

#### ケ 高齢者の福祉その他の福祉

若年人口の流出やこれに伴う過疎化により急速に高齢化が進み、地域全体の高齢化率は、県平均を大幅に上回っています。

このため、高齢単身世帯や高齢夫婦のみの世帯、要支援・要介護認定者、認知症高齢者の増加が見込まれます。

#### コ 医療

少子・高齢化の進行や生活習慣病の増加等による疾病構造の変化など、医療を取り巻く状況が変化しています。

平成26年における地域の病院数は9施設、病床数は2,480床であり、地域の中核病院を中心に、柳井市の休日夜間応急診療所など医療体制が整備されています。

#### サ 教育及び文化

教育については、平成27年におけるへき地指定校は6校(小学校5校、中学校1校)で、県全体(35校)の17.1%を占めています。

また、本地域の特性を生かした生涯学習の取り組みが、公民館などの社会教育施設で行われるとともに、小・中学校、高等学校等の教育機関も生涯学習・人権教育・スポーツ・文化活動の場として活用されています。

なお、スポーツについては、住民一人ひとりのニーズに沿った活動が支援できるような体制づくりに加え、柳井市武道館の建設など、スポーツ施設の整備についても計画的に進んでいます。

芸術・文化については、公民館などを活動の場とし、多くの文化団体により様々な芸術・文化活動が行われています。

文化資源では、本地域は歴史的に古い伝統を有し、中世には海外貿易の基地、近世には風待港になるなど、立地条件を生かして繁栄してきたところであり、柳井市の白壁の町並みや上関町の旧上関番所・四階楼等の地域文化財に恵まれています。

#### シ 災害防除・防災体制

##### (ア) 土砂災害対策

本地域は、大部分を山地や丘陵地で占められ、花こう岩などの脆弱な地質が広く分布していることから、豪雨時には、土石流や地すべり・がけ崩れなどの土砂災害が多発しています。

##### (イ) 洪水・高潮対策

本地域内の2級河川は小流域で急峻、短小な河川が多く、海岸は瀬戸内海に面しており、洪水や高潮に対する整備がまだまだ遅れている状況にあります。

柳井港背後には、フェリーターミナルやJR柳井港駅等の交流拠点に加え、住宅や事業所等が密集しており、平生港は、周南工業地域を構成する熊毛郡平生町を背後地とし、木材半製品の輸入拠点となっています。

そのため、柳井港及び平生港は、暮らしの安心・安全基盤の強化のため、高潮対策の推進に対する社会的要請が非常に高まっています。

また、本地域内の漁港海岸においては高潮時の越波が著しく、住民生活に支障を来しています。

##### (ウ) 農地・山地における防災対策

本地域では、自然災害から農村地域を守り、農地や公共施設、人家等への被害を未然に防止するため、各種防災事業を実施してきたところですが、農業就



業人口の減少や住民の高齢化等により農地の持つ様々な機能の低下が懸念されています。

また、山地では、森林の荒廃により、森林の持つ山地災害防止などの公益的機能の低下が懸念されています。

(エ) 地震対策

本地域は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域（南海トラフ地震防災対策推進地域）に指定されています。

(オ) 防災体制

本地域は、人口減少や高齢化により、防災活動を担う人材が不足しています。

(2) 地域の課題

ア 交通通信施設

本地域の自立的発展のためには、その基盤となる交通ネットワークや情報通信網の整備を進める必要があります。

(ア) 道路

本地域の東西軸である一般国道188号などの幹線道路から、身近な生活道路までのバランスのとれた道路ネットワークの整備が必要です。

(イ) 港湾

県東部の海の玄関口である柳井港では、利用者の利便性向上や交流拠点としての機能強化を図る必要があります。また、貨物形態の変化等物流を取り巻く環境変化に対応できる港湾施設の整備を進める必要があります。

(ウ) 公共交通機関

鉄道については、新幹線への接続や通勤、通学の利便性の向上を図る必要があります。

さらに、地域住民の足である地方バス路線及び離島航路の運行維持を図るための施策を講じる必要があります。

また、地域の実情に応じたデマンド型乗合タクシー等の新たな交通システムの導入を検討する必要があります。

(エ) 通信

高度情報通信ネットワーク社会の進展に対応した情報通信基盤の整備を図る必要があります。

イ 産業及び観光・リゾート

産業活動は、過疎化、高齢化の進行により、一般に低調であり、既存産業の生産基盤の整備を進め、生産性の向上を図る必要があります。

また、地域の資源を活用した新しい分野の産業を振興し、地域の活性化を図ることが必要です。

(ア) 農林水産業

農業については、農用地等農業生産基盤の整備を推進し、集落営農法人や認定農業者などへの農地集積、集落営農の推進等による農業経営の効率化と生産性の向上に努める必要があります。

また、農業従事者の減少・高齢化が進む中で、将来にわたり農業を維持・発展させるためにも、新たな担い手を確保・育成する必要があります。

次に、島しょ部の基幹作物である柑きつ類については、消費者ニーズに対応した市場性の高い果実生産を推進する一方、高まる国際化にも配慮した生産体質の強化に努める必要があります。

さらに、収益性の高い施設園芸の振興や畜産、地域特産物等の生産振興など

を促進する必要があります。

林業については、森林の持つ多面的機能を維持・発揮させる観点から、林業振興施策を講じるとともに、特用林産物の生産振興を図る必要があります。

また、森林を将来にわたって維持・管理していくため、若い担い手を確保・育成する必要があります。

さらに、農林業については、近年深刻化する農林作物の鳥獣被害の防止に努める必要があります。

水産業については、新規就業者の確保・育成など担い手対策や資源管理型漁業を基調として、栽培漁業を積極的に推進し、資源の増大と安定確保を図り、漁業後継者の確保に努める必要があります。

#### (イ) 商工業

工業については、企業立地基盤を整備し、企業誘致を進めるとともに、既存企業の内発展開を促すなど、その振興に努める必要があります。

また、地場産業は、中小企業によって営まれ、脆弱な体質のものが多いため、その育成強化を図る必要があります。

商業については、消費活動に便利で魅力ある商店街づくりを行うほか、意欲ある経営者の育成や的確な商品提供等を行うための情報化への対応など個性豊かな店づくりに努める必要があります。

#### (ウ) 観光・リゾート

近年の余暇時間の増大、生活様式の多様化等に伴い、自然とのふれあい、健康の維持・増進、地域・世代を越えた交流等に対する住民ニーズが高まっています。

当地域は、優れた観光資源と良好な自然環境を有しており、これを最大限に活用して観光・レクリエーションの拠点や宿泊施設の整備を促進し、オールシーズン、滞在・参加型の観光基地づくりを進める必要があります。

また、海洋型観光については、漁業との調和を基に、海水浴、遊漁及びマリンスポーツ等の総合施設の整備を図る必要があります。

今後は、観光施設の整備と観光諸事業との有機的な連携を図るとともに、各種イベントの開催、PRにより観光・レジャー客の誘致に努める必要があります。

さらに、「体験する」観光への需要が高まっていることから、豊かな自然環境を生かした体験型観光の取組を進めていくことも重要です。

#### ウ 就業の促進

人口減少を抑制し、地域経済を活性化するためには、地域住民の流出を防ぐとともに、都市圏をはじめとする県外在住の方々の本地域への移住等の促進が重要であるが、そのためには、地域内に雇用を創出する取組を進める必要があります。

#### エ 水資源

気候、地形、地質などの諸条件から水資源に恵まれない本地域にとって、水資源の確保は、快適な生活環境を維持し、産業の振興を図る上で重要な課題です。

このため、長期的な水需要の見通しに基づく柳井広域利水の適正利用を図る必要があります。

#### オ 生活環境

生活環境については、都市化の進展、地域住民の生活意識の高度化、多様化に対応し、住民の生活水準の向上に向け、都市、農山漁村を通じ、地域の特性を生かした快適でうるおいのある生活環境の整備を進めるため、上下水道及び都市公園等の整備充実を図る必要があります。

## カ 都市機能

柳井市の市街地については、圏域中心都市にふさわしい拠点性を高め、人・もの・情報等のさらなる交流を進めるため、商業や業務、教育文化等の都市機能の充実を図るとともに、白壁の町並みや柳井川などの地域資源を生かしながら、個性的でうまいのある都市空間を形成していく必要があります。

## キ 高齢者の福祉その他の福祉

今後、高齢化がさらに進行していく中で、生涯にわたり、誰もが健康で生き生きと活躍し、住み慣れた家庭や地域でできる限り自立し、安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの構築や高齢者の多様な社会参加の促進に向けた取組を一層進める必要があります。

また、高齢化とともに進行している少子化対策については、児童環境づくり推進体制の整備とともに、各種子育て支援策を積極的に推進する必要があります。

## ク 医療

救急医療体制の充実など地域住民が安心して医療を受けられるよう、地域の限られた医療資源を有効に活用し、関係する医療機関が連携することにより、効率的で質の高い医療提供体制を構築する必要があります。

## ケ 教育及び文化

教育については、へき地・小規模校において、社会性や表現力を培う学習をいかにして行うかが課題です。

生涯学習面では、学習意欲を醸成するとともに各分野で提供されている様々な学習機会を効果的に機能させるため、いかに特色ある生涯学習のまちづくりを推進するかが課題です。

人権教育については、すべての人々の基本的人権を尊重するという視点に立ち、いかに体系的・計画的に啓発活動を推進するかが課題です。

スポーツについては、スポーツにより、健康で明るいまちづくりが図れるよう、スポーツ施設の整備や指導者の確保など総合的かつ計画的に行う必要があります。

文化面については、住民生活を彩る芸術・文化活動を支援し、心豊かなまちづくりを推進する必要があります。さらに、長い年月により培われた伝統芸能やさまざまな文化財を大切にしながら、新たな再発見を味わえるまちづくりを行うことも必要です。

さらに、生活文化活動の拠点として、地域住民の幅広い交流を可能とする社会教育施設の整備を進める必要があります。

## コ 災害防除・防災体制

### (ア) 土砂災害対策

これまでも土砂災害防止施設の整備を積極的に推進してきたところですが、整備率は低い水準にあります。

このため、今後も引き続き、危険度や緊急性の高い箇所から重点的・計画的に土砂災害防止施設の整備を推進していくことが必要です。

しかしながら、全ての箇所で施設を整備するためには、膨大な費用や時間を要することから、これらのハード対策と併せて、土砂災害特別警戒区域の指定等のソフト対策も積極的に進める必要があります。

### (イ) 洪水・高潮対策

近年では、平成11年9月の台風18号や平成16年8月の台風18号による高潮被害、また、平成17年7月の梅雨前線豪雨や平成21年7月の中国・九州北部豪雨による洪水被害を受けており、洪水・高潮対策を計画的に進める

必要があります。

柳井港及び平生港の海岸保全施設は、既設護岸の天端高が不足していることから、台風時等には民家、道路等が越波・浸水被害に見まわられています。そのため、背後施設の住民の生命・財産を守るため海岸保全施設の整備を進めていく必要があります。

また、本地域内の漁港海岸においても同様に整備を進めていく必要があります。

(ウ) 農地・山地における防災対策

自然災害から農村地域を守り、農地や公共施設、人家等への被害を未然に防止するため、危険ため池の整備・改修など、安心・安全で災害に強い農村づくりに向けた取組を進め、防災機能の強化に努める必要があります。

また、山地では、森林の持つ公益的機能の回復を図るため、森林の整備等を進める必要があります。

(エ) 地震対策

本地域は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、県及び市町が策定した南海トラフ地震防災対策推進計画により、津波からの防護及び円滑な避難の確保や、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備などの地震防災対策を推進していく必要があります。

(オ) 防災体制

なお、災害に備え、地域住民が適切に避難行動をとれるよう、防災知識の普及啓発の推進や自主防災組織の活性化が必要です。

また、人口減少や高齢化を踏まえ、学校や企業など、多様な主体が参画する地域ぐるみの防災体制づくりや災害時の防災情報の迅速かつ確実な伝達など防災体制を強化する必要があります。

### 3 振興の基本的方向

#### (1) 基本的方向

本地域は、美しい自然と温暖な気候、豊富な農林水産資源に恵まれてはいるものの、高速交通体系から乖離していることなどにより工業化、都市化の進展等から取り残されています。

このため、中心都市である柳井市と他の町との一体的な整備を進めることを基本に、相互に役割分担をし、機能を補完しあいながら地域全体の発展を図り、本地域の特性を生かした産業の振興を図る必要があります。

したがって、本地域の振興にあたっては、地域発展の基盤である交通通信体系の整備や水資源の確保に努めながら、本地域の風土と資源を生かした地域経済の活性化を進め、人口の定住と交流を促進し、地域住民がゆとりとやすらぎをもって暮らせる魅力ある地域づくりを進めます。

#### (2) 重点施策

##### ア 定住の促進

人口の流出が続く本地域にあっては、地域社会の活力を維持し向上させるため、若者の地元への定住を図るとともに移住者を呼び込むことが重要です。

このため、主要産業である農林水産業の基盤整備等を推進し、生産性の向上を図るとともに、新規就農者や新規漁業就業者への支援等、担い手対策を積極的に推進します。

また、地域資源を活用した新商品・新サービスの開発等による地場産業の積極的な振興、優良企業の立地の促進等により就業の場の確保に努めます。

さらに、働きながら子どもを安心して生み育てることができるよう、仕事と子育て等の両立支援等、雇用環境・育児環境づくりを進めます。

また、住民一人ひとりが快適な生活を送れるよう、上下水道の整備や文化施設の整備等に努めるとともに、柳井市が機能的な都市的サービスを楽しめ、本地域の中心都市にふさわしい魅力ある都市となるよう、都市環境の整備と都市機能の整備充実を図ります。

##### イ 高齢者福祉の増進

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるよう、高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じて、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

また、高齢化がさらに進行する中であって、高齢者が、その豊かな知識や経験、技能等を生かし、積極的に社会に参加するよう、生涯現役社会の実現に向けた取組を推進します。

##### ウ 広域的交流の促進

人口の流出と高齢化の進行により閉鎖的になりがちな本地域にとって、農林水産資源や歴史・文化を活用した都市住民等との交流は、地域住民の士気の高揚や新たな産業需要をもたらすなど、活性化のために極めて効果的です。

このため、広域的な幹線道路網の整備、鉄道機能・海上交通機能の充実、情報通信網の整備などにより、広島都市圏や松山都市圏、県内周辺地域との交流・連携を促進するとともに、自然環境の保全に十分配慮しつつ、地域内外の住民の余暇ニーズに対応したリゾート地域の振興を図ります。

##### エ 地域資源の保全及び活用

本地域は、美しい自然景観に恵まれ、貴重な歴史的文化遺産を数多く有しています。

これらの資源は、人口減少や高齢化の進行により、十分な活用ができず、継承

等にも支障が生じています。

このため、環境の保全に配慮することを基本に、本地域の特性を生かしながら個性あふれるまちづくりを進め、美しくアメニティに満ちた地域の創造を図るとともに、文化の承継や保存に地域全体で取り組んでいきます。

(3) 重点施策を推進するための視点等

ア 地域の主体的な取り組みの推進

本地域の地理的な特性を生かし、自然環境や歴史的・文化的土壌のもと、適切かつ個性的な振興を図るためには、本地域の実情を最もよく把握している市町及び地域住民が、その創意工夫による主体的な取り組みを一層推進していくことが必要です。

イ 地域を担う人づくりの推進

こうした主体的な取り組みの展開にあたっては、様々な分野で担う意欲的な人材を、幅広い層の住民の中から育成する必要があります。

このため、住民の創意と工夫を基調とした研修、交流などの取り組みや、種々の学習機会の提供等生涯学習のための条件整備を進めるほか、広域的かつ総合的な半島振興を担える人的基盤づくりを進めていくことが必要です。一方で、少子高齢化に伴う地域の担い手不足は深刻化しており、新たな地域づくりの担い手の確保として、「地域おこし協力隊」等の地域外の人材の活用を検討する必要があります。

ウ 広域的・総合的な取り組みの推進

効果的で効率的な地域振興の展開を図っていくためには、多様な特性を有する本地域の市町の機能分担と広域的な連携の強化が重要です。市町村合併により規模が拡大したものの、依然、人口や財政力等の面で小規模な市町が、広域的な連携をとることによって、十分な施設整備等が可能となるものであることから、周辺市町を含め、広域的な振興施策を推進していく必要があります。

また、施策の展開にあたっては、国や県における各分野の施策を、有機的連携のもとに、総合的に推進していく必要があるとともに、地域全体の活力の向上に向け、地域の魅力のPRや情報発信等をより効果的・効率的に実施するために、県や市町だけではなく、民間事業者等の多様な主体による連携を図る必要があります。

(4) 振興の具体的な目標

本地域の活力を維持し、向上させるためには、今後、一層深刻化する人口減少に歯止めをかけることが非常に重要です。

このため、定住の促進に向け、生活環境の向上、産業の振興、他地域との交流等あらゆる施策を更に推進し、本地域における人口の社会増減率を平成26年度と比べて好転させることを目指します。

(5) 計画期間

計画期間は概ね平成27年度から10年間とします。

## 第2 振興計画

### 1 交通通信の確保

新幹線鉄道、高速自動車国道などの高速交通体系から離れている本地域においては、これら高速交通体系へのアクセス向上を図ることが、地域の発展を図る上で、最も重要です。

このため、道路については、山陽自動車道等の高速交通拠点とのアクセス向上に資する道路の整備を促進し、広域交通ネットワークを確立するとともに、地域の骨格となる幹線道路や、身近な生活道路の整備を推進します。

また、港湾については、人流・交流・物流拠点として、フェリーターミナルの再編整備を進めるとともに、貨物形態の変化等物流を取り巻く環境変化に対応できる港湾施設の整備を進めます。

さらに、鉄道やバスについては、通学、通勤、通院等についての利便性の向上を図ります。

一方、情報通信については、高度情報通信ネットワーク社会の進展に対応した高度情報通信基盤の整備及び情報通信格差の是正に努めます。

#### (1) 交通施設の整備

##### ア 道路の整備

##### (ア) 広域的な道路ネットワークの形成に資する道路の整備

岩国錦帯橋空港や山陽自動車道等の高速交通拠点とのアクセス向上を図るため、一般国道437号の未改良区間の整備等の取組を進めます。

##### (イ) 各地域の中心部や公共施設へのアクセス向上に資する道路や身近な生活道路の整備

近年の交通量の増大や車両の大型化に伴う交通渋滞、事故の多発などの問題を解消するため、また、地域内の交流連携を活性化させるため、一般国道437号や主要地方道柳井上関線等の幹線道路や一般県道地家室白木港線等の身近な生活道路の整備を推進します。

このほか、市町道についても、主要な生活道路の整備を進めます。

なお、これらの道路の整備と併せて、交通の安全と円滑を確保するため、交通安全施設等の整備を進めます。

##### イ 港湾機能の充実

柳井港については、利用者の利便性向上や交流拠点としての機能強化を図るため、フェリーターミナルの再編整備を進めます。また、物流形態の変化に対応できる物揚場の改良等港湾施設の整備を進めていきます。

久賀港等他の地方港湾についても、港湾機能の充実強化を図るため、その整備を推進します。

##### ウ 公共交通の確保

日常生活に必要な公共交通の維持確保・充実に向け、地域の実情に応じたバス路線の見直しやデマンド型乗合タクシー等の新たな交通システムの導入促進を図るほか、交通事業者等と連携して生活交通の利用促進に努めます。

#### (2) 情報通信施設の整備

##### ア 高度情報通信基盤の整備

農林水産業情報、医療・福祉情報、防災情報等、住民生活に密着した情報提供が行えるよう、住民利用型情報システムの構築を促進するとともに、やまぐち情報スーパーネットワークを活用するなど、高度情報通信基盤の整備を進めます。

## イ 高度情報通信体系の整備

地域住民の情報活用能力の向上を図るとともに、光ファイバ網、ADSLやCATV等の情報通信基盤の整備を促進し、いつでも、どこでも情報を容易に入手、活用できる環境づくりを進めます。

## 2 産業の振興及び観光・リゾートの振興

### －生産性の高い農林水産業の振興－

主要産業である農業については、生産基盤整備を推進するほか、消費者ニーズ（需要）に対応した市場性、収益性の高い商品作目の導入・定着を進めます。基幹作目である水稲や柑きつ類との複合経営による高収益型農業の確立を進めるとともに、花き栽培、有機質資源を利用した栽培等立地条件を生かした多様な農業経営の育成を図ります。

また、林業については、森林の持つ多面的機能を維持・発揮させるための施策を推進します。

なお、鳥獣被害防止対策については、被害防止施設の整備をはじめ広域的な連携のもとに有効な防止策を推進します。

さらに、水産業については、新規就業者の確保・育成など担い手対策や資源管理型漁業を基調として、種苗の中間育成放流及び操業の自主規制等を積極的に進めるとともに、漁業生産基盤の整備、漁村環境の整備を図り、生産性の向上に努めます。

### －地域経済の牽引力となる商工業の振興－

工業については、企業立地基盤の整備を促進し、優良企業の誘致と既存企業の内発的展開を促しながら、その振興に努めます。

また、商業については、観光商業の育成や地域に密着した消費活動に便利で魅力ある商業都市・商店街づくり・個性豊かな店づくりを進めます。

### －地域資源を活用した観光・リゾートの振興－

海浜、山岳や歴史的、文化的遺産等の優れた観光資源を最大限に活用したレクリエーション型観光拠点の整備、保全を進めるとともに、これらを結ぶ観光ルート of 整備や宿泊施設の整備を図ります。

また、各種イベントの開催等を通じて、観光客等の誘致に努めるとともに、農林水産業と有機的に結びついたオールシーズン、滞在・参加型の観光開発を進めます。

さらに、リゾート志向に対応した受け皿として、恵まれた自然を生かした宿泊滞在施設、スポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設などの複合的な機能を備えた個性と魅力あふれるリゾート地域を形成します。

### (1) 農林水産業の振興

#### ア 農林業の振興

##### (ア) 生産基盤の整備

稲作の中心地域である柳井市において、農用地の高度利用を推進します。

また、屋代島や柳井市東部の広域的な農道や、柳井市、周防大島町、平生町における農道の整備を進めるとともに、市町の基幹的な農道等についても整備を促進します。

特に、農産物の生産、流通の合理化及び農村環境の改善や都市と農村の交流に果たす役割の大きい農道網の幹線となる広域的な農道については、早期全線開通を目指し、建設を推進します。

さらに、農地や農業用施設の災害を未然に防止するため、農地防災対策を推進します。

農業生産基盤と生活環境等を一体的に整備し、活力ある豊かな住みよい農村



の形成を推進します。

畜産については、経営規模の拡大や自給飼料生産体制の整備、家畜排せつ物の適切な管理等を図るため、飼料基盤・施設等整備事業を推進するとともに、農地の有効活用を図るため、条件不利地等での放牧利用を推進します。

林業については、森林の持つ機能に応じた森林整備を計画的に実施するとともに、森林施業を効率的かつ経済的に実施するため、林道等路網の整備を促進します。

なお、特用林産物の生産振興を図るため、基盤整備や技術指導などの取組を進める特用林産物総合対策事業の活用を図ります。

#### (イ) 生産の安定的拡大

基幹作物との複合経営を推進するため、新たな地域振興作物の導入と、流通体制の整備を進めるとともに、農業経営基盤強化促進事業等により、集落営農法人や認定農業者等への農用地の利用集積を推進し、効率的で収益性の高い農業の確立を図ります。

また、農林業の担い手を確保・育成するため、新規学卒者やUターン就農者、他産業従事者、定年帰農者等に対する新規就農・就業支援を行います。

水稲については、主食用米の他、飼料用米などの取組を推進します。

柑きつ類については、将来にわたり園地の継承が図られるよう園地の基盤整備を進めるとともに、消費者ニーズに対応した市場価値の高い果実生産を推進するため、優良品種・系統への更新を引き続き実施します。

また、びわ、いちご、バラ、カーネーション、きく、すいせん等の園芸作物、とりわけ冬季温暖な気候を生かした施設園芸の振興やフラワーランドへの花壇苗の供給を契機として産地の育成を推進します。

県産の農林水産物やその加工品が一段と幅広く活用・消費されるよう、生産者、流通・加工関係者、消費者などと協働し、地産・地消の取組を推進します。

さらに、農林産物の加工についての開発や商品化、加工施設の整備及び販路開拓を進めるなど、地域資源を生かした6次産業化・農商工連携の一体的な取組を強化します。

#### (ウ) 鳥獣被害の防止

有害鳥獣捕獲の実施や侵入防止柵整備、地域ぐるみの被害防止活動等総合的な対策を推進します。

### イ 水産業の振興

#### (ア) 担い手対策の推進

新規就業者の確保・育成のほか、中堅漁業者、高齢者、女性の各年代層、役割に応じた担い手対策を推進し、特に若者・中堅層を主体とする意欲ある就業者の活動の促進に努めます。

#### (イ) 資源管理型漁業の推進

柳井・大島郡地域を対象とした内海東部栽培漁業センター及び熊毛郡地域の大規模種苗の育成を目的とした光・熊毛地区栽培漁業センターを拠点とした効率的な中間育成体制の維持及び操業の自主規制体制の確立等、資源管理型漁業の推進を図るとともに、漁場の拡大整備を推進します。

#### (ウ) 漁港の整備と流通改善

漁港整備事業により、漁船の安全確保、漁獲物の集出荷の円滑化・効率化等、漁港機能の充実を図るため、漁港施設の整備を進めます。

また、漁獲物の付加価値を高めるため、地域特産品の育成を目指した6次産業化・農商工連携の一体的な取組を強化します。

## (2) 商工業の振興

### ア 工業の振興

#### (ア) 企業誘致の推進

地域の資源や地場企業の技術、税制・電源地域に係る優遇措置等を活用しながら、雇用吸収力が高く、高度な技術力を有した企業を中心とした誘致を進めます。

また、恵まれた自然環境を生かして、研究・開発機関の立地を促進します。

#### (イ) 工業用地の確保

企業の多様化するニーズに合わせて、自然環境の保全に十分配慮しつつ、未利用又は低利用工業用地の有効活用を促進するとともに、必要に応じて、山陽自動車道玖珂 I . C 等を活用した交通の利便性にも優れた立地条件の良い工業用地の確保に努めます。

#### (ウ) 新産業の創出・新規事業展開の促進

付加価値が高く成長が期待される医療関連、環境・エネルギー分野、情報サービス分野などの産業振興を図るとともに、地域資源を活用した新産業の創出や新規事業展開を促進します。

また、社会的な需要への対応や自己実現等の観点から多様化する創業実態に対応した支援策の充実により、意欲ある人の活発な創業活動を促進します。

#### (エ) 地場産業の振興

本地域の経済振興を図るためには、企業の誘致と並んで、本地域において大きなウエイトを占めている地場産業の振興を図る必要があります。

このため、地域内の資源、特に農林水産物を活用した新製品の開発や製品の高付加価値化を進めるほか、県内、県外に目を向けた販路開拓、需要開拓に重点を置くとともに、時代の動きに敏感な経営者、技術者の養成を推進します。

さらに、地場産業の育成強化を進めるため、経営、技術の指導体制や情報提供、融資制度の充実を図ります。

### イ 商業の振興

本地域の商業の振興を図るため、小売商業については、商業機能の充実や観光・福祉と連携した新たな小売商業システムの構築、商業施設の整備など、地域の創意工夫により、まちづくりと一体となった総合的な振興施策を推進し、地域に密着した魅力ある商店街づくりを進めます。

また、意欲ある経営者の育成や的確な商品構成等を行うための情報化への対応等により、個性豊かな個店づくりを図ります。

さらに、共同集配送、共同仕入や共同受発注のための情報ネットワークの構築等による新しい流通システムの構築等を促進することで、物流の広域化に対応した流通機能の合理化と効率化を推進します。

## (3) 観光・リゾートの振興

### ア 観光拠点の整備

温暖な気候と美しい海を活用したリゾートの形成、海を生かしたマリンスポーツ施設の整備などを推進していきます。

また、柳井市の白壁の町並み保存・整備、フラワーランド、月性展示館、大畠観光センター、ふれあいどころ437の整備などによる魅力ある観光地づくりを推進していきます。

### イ 広域観光ルートの整備

高速交通ネットワークの整備の促進や、これを利用した広域観光ルートの確定を行うとともに、新しい観光資源となるふれあいどころ437と、白壁の町並み

等の地域に点在する観光資源との回遊性をもたせるなど、観光客の利便性の向上を図り、観光客の誘致に努めます。

#### ウ イベントの開催

常に新鮮で魅力あるイメージを発信し続けながら、観光客誘致を図るため、地域とのふれあいの中で観光地の魅力を体験できるようなイベントを開催します。

#### エ やまぐちスロー・ツーリズムの推進

地域に対する理解の促進と地域の活性化を図るため、地域資源を活かした着地型旅行や地域の魅力をゆっくりと楽しむ「やまぐちスロー・ツーリズム」の取組を推進します。

中でも、児童・生徒が農林漁家に宿泊し様々な体験活動を行う「体験型教育旅行」を推進します。

#### オ 宿泊滞在施設の整備

本物志向や高級志向に対応できるリゾート施設、安価な料金で利用できるホテル、別荘、貸家、オートキャンプ場など、利用者のニーズに対応した多様な形態の宿泊施設の整備に努めるとともに、四季を通じての利用促進を図ります。

#### カ 情報の提供、PR

地域内の各種施設やホームページ等において、観光物産情報の提供、PRを行うとともに、周辺地域及び大都市圏におけるイベント等においても、積極的に情報発信を行うことにより、地域内外の交流人口の拡大を図ります。

### 3 就業の促進

本地域の就業の促進を図るため、失業救済の雇用施策だけではなく、「UJIターン就職の支援」などに取り組み、県外在住の離職者を含め、本地域への就職を希望される方の就職を支援し、人口定住と産業人材の確保を促進します。

また、本地域の主要産業である1次産業への就業を支援します。

#### (1) 企業の育成強化・企業の誘致

中小企業に対する経営や技術の指導体制や融資制度の充実を図るとともに、恵まれた地域資源を有効に活用した企業誘致を推進します。

#### (2) 就業に向けた情報提供等

ハローワークとの連携を図りながら、企業の求人と求職者のマッチングを図り、適切な就業へと誘導します。

#### (3) 農林水産業への就業支援

地域内における既存の農林水産業者に対する支援・指導をするとともに、新たに本地域において就業を希望される方への支援を実施することで、担い手の確保及び地域内雇用の創出を図ります。

### 4 水資源の開発及び利用

水資源の確保対策は、本地域の振興を図る上で重要な課題です。

このため、他地域に水源を求める広域利水を促進するとともに、水源地域における森林の整備を推進します。

#### (1) 広域用水供給事業の促進

将来の水源の安定確保を図るため、今後の水需要の動向を見極めながら、関係市町との連携のもと、柳井地域広域用水供給事業に係る水資源の適正利用を図ります。

#### (2) 森林の整備

森林の荒廃が進み保水機能が低下していることから、森林整備事業、治山事業等を実施するなど水源地域における森林の整備を推進します。

## 5 生活環境の整備

住民一人ひとりが健康で快適な生活ができるよう、上下水道、農村地域の生活排水処理施設、廃棄物処理施設、公園等の整備を進め、近年におけるライフスタイルの変化、価値観の多様化、高度化する住民のニーズに対応した安全で快適な生活環境の整備を図ります。

### (1) 下水道・廃棄物処理施設等の整備

#### ア 下水道等の整備

下水道については、地域の実情に応じて、他の生活関連施設の計画と調整を図りながら、整備を進めることとし、現在整備を進めている田布施川流域下水道事業、柳井市公共下水道事業、周防大島町特定環境保全公共下水道事業及び平生町流域関連公共下水道事業を促進します。

農村地域においては、農業用水等の水質保全だけでなく定住環境の改善を図るため、農業集落排水施設の整備を進めます。

#### イ 廃棄物処理施設の整備

ごみ処理、し尿処理等廃棄物処理施設については、引き続き広域共同処理を推進していきますが、施設が老朽化しており処理能力の維持を図るため、施設の更新等を行います。

また、水洗化を促進するため、下水道等の計画処理区域外における浄化槽の普及を図ります。

### (2) 公園等の整備

安全で快適な都市環境の形成を図るため、地域や自然と調和し、活力ある生活や生涯を通じた健康づくりのための基幹施設の整備を図るとともに、地域の特性を生かし、滞在・参加型の観光・レクリエーションニーズに対応したリゾート地域の振興を推進するため、都市公園の整備を進めてきましたが、今後は、公園施設の安全点検を適切に実施し、計画的な修繕・更新を行うことにより、公園の安全性を継続的に確保します。

また、身近な海岸や河川において親水性のある水辺空間を整備します。

### (3) 住宅関連対策

低所得者等に対する住宅セーフティネットを構築するため、公営住宅の適切な供給に努めます。

### (4) 消防・地域安全対策

#### ア 消防対策

多様化、広域化する災害に対応するため、消防設備の近代化を推進するとともに、防火水槽などの人工水利の整備促進を図ります。

また、救命率向上のため、救急業務の高度化に努めるとともに、離島を含めた救急搬送体制の強化を図ります。

さらに、常備消防体制の強化を図るとともに、非常備消防にあつては、団員の確保及び体質強化を図ることにより、地域における消防体制の充実を図ります。

#### イ 地域安全対策

安全で安心して暮らせる生活環境を確保するため、地域防犯ボランティアの育成・支援に向け積極的に情報提供や助言を行うなど、地域社会と連帯した自主防犯活動の活性化を図り、安全で安心な地域社会づくりを推進します。

また、地域住民の要望に応えるための諸活動を行うとともに、あらゆる警察事象に即応する活動を行い、「地域安全センター」としての役割を果たしている交番・駐在所については、地域住民の利便性や要望等を踏まえ、その機能が十分に発揮されるよう、地域の実態に即した計画的な整備を推進します。

## 6 都市機能の整備

過疎化、高齢化が進む本地域において、地域住民、とりわけ、若者の定住を促進し、地域の活性化を図るためには、都市的サービスを享受しうる便利で住みよい魅力ある地域づくりを進める必要があります。

このため、中心都市柳井市については、用途地域や地区計画など土地利用制度の活用や都市施設の整備、市街地開発事業などにより、安全、快適で利便性の高い市街地、商業・業務機能等の充実した都市空間の形成を図ります。

柳井市以外の各地域の市街地については、地域の特性や規模に応じた都市機能の集約を図るとともに、柳井市との交流・連携を促進するため、道路網の整備や公共交通の維持・活性化などの交通ネットワークの強化を図ります。

また、本地域の豊かな自然環境や歴史的まちなみを活用し、魅力ある都市景観の保全・形成を図ります。

## 7 高齢者の福祉その他福祉の増進

本県における高齢者施策を総合的、計画的に推進するため、「やまぐち高齢者プラン」に沿って、市町の老人福祉計画及び介護保険事業計画等と緊密に連携しながら施策を推進し、高齢者の福祉、その他の福祉の増進を図ります。

高齢化が著しい本地域における高齢者の福祉の増進を図るため、医療や介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、高齢期を迎えても、地域社会の一員として、生き生きと活躍することができるよう、高齢者がこれまで培ってきた豊かな知識や様々な経験を幅広い分野で生かし、積極的に役割を果たしていく社会づくりを進めます。

また、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを積極的に推進します。

### (1) 高齢者の福祉の増進を図るための対策

#### ア 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせることを目指して、訪問介護等の介護サービス提供体制を整備するとともに、保健・医療・福祉等関係者の連携・協働による在宅生活の支援や、認知症の人やその家族の視点に立った支援や環境・体制づくり、重層的な見守り・支え合い体制の構築などの生活支援サービスの充実・強化、高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じた介護予防の推進などに取り組みます。

また、これらの実施に当たっては、地域住民の自主的活動の促進や既存施設の有効活用など、創意工夫を凝らした事業展開に努めます。

#### イ 施設サービスの充実

介護を必要とする高齢者が、さまざまな理由により在宅での生活が困難となった時に、適切な施設サービスを身近な所で利用することができるよう、市町計画におけるサービス見込量（利用見込者数）を基に、必要入所定員総数を設定し、入所者の生活の質の向上などに配慮しながら、計画的な施設整備や指定を進めます。

#### ウ 生涯現役社会の実現

高齢者が、その豊富な知識や経験、技能等を活かし、生涯を通じて仕事やボランティア・NPO活動や趣味、スポーツなど、さまざまな分野でいきいきと活躍できる「生涯現役社会」の実現に向けて、高齢者の社会参加の促進や活力発揮の場づくりを進めるための情報提供・相談体制の充実強化、生きがいつくり・仲間づくりの支援、リーダーの養成などの取組を積極的に推進します。

また、老人クラブが高齢者の社会活動の基礎的な役割を果たしていることを踏まえ、会員ニーズや地域の実情に即した魅力ある老人クラブづくりを進めるため、健康づくりや介護予防活動、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者の家族を訪問する高齢者相互支援活動等、時代に即した新たな取組が積極的に展開されるよう、老人クラブの活動に対して支援します。

エ 高齢者にやさしい地域づくりの促進

高齢者が生活しやすい環境を整備するため、公共性の高い施設を中心に、高齢者にやさしい地域づくりを促進するとともに、良質な高齢者向け住宅の確保を進めます。

オ 高齢者の就業の場の確保

高齢者の就業の場を確保し、永年培われた高齢者の経験と技能の活用及び自己実現を図るため、シルバー人材センターによる就労対策を充実します。

(2) 児童福祉その他の福祉の増進を図るための対策

ア 子育て支援体制の整備

主任児童委員、民生・児童委員、母子保健推進員をはじめ、地域の子育て支援に係わるボランティアなどが保育所、児童館、ファミリーサポートセンター等と連携して地域ぐるみの子育て支援体制の整備に努めます。

イ 各種子育て支援策の推進

安心して生み育てることのできる環境づくりに向け、母子保健・小児医療対策及び多様な保育ニーズに対応した保育対策や児童クラブ等放課後児童対策の充実を図るとともに、児童館活動や多彩な自然環境を利用した生活体験の場を提供するなど各種子育て支援策を推進します。

ウ 保育所、児童館等の整備・充実

身近な子育て支援機関としての保育所、児童館の整備・充実に努めます。

8 医療の確保

地域住民の医療を確保するため、「山口県保健医療計画」に沿って、また、計画対象地域の一部がへき地であることから、「山口県へき地保健医療計画」も踏まえて取組を進めます。

(1) 医療確保対策

ア 地域における医療従事者を確保するため、修学資金の貸付けや医師の県内での臨床研修の促進等の取組を行います。

イ へき地については、自治医科大学卒業医師の派遣やこれらの医師の義務年限明け後の定着を図るとともに、へき地医療支援機構の調整のもと、へき地医療拠点病院によるへき地診療所への代診医派遣等の支援を行います。また、へき地診療所の施設（医師の宿舍等を含む。）や設備の整備、運営の支援により、診療体制の維持と充実に努めます。

ウ 病院相互、かかりつけ医と後方支援病院の連携の推進など、地域における医療機関間の連携の推進を図ります。

エ 市町等との連携を図るなど救急患者の搬送体制を充実強化するとともに、より迅速な救命救急医療や適切な高度医療の提供を行うため、ドクターヘリの効果的、円滑な運行を推進します。

オ 産科医の確保対策の推進や助産師の一層の活用など、周産期医療体制の充実に向けて取組を進めます。

(2) 健康の保持・増進対策

保健医療に恵まれない無医地区及びその周辺の地域住民に対して、重点的に保健

指導活動を実施し、疾病予防や健康づくりの推進を図ります。

## 9 教育及び文化の振興

心の教育の一層の充実を基盤として、一人ひとりの個性や能力及び創造性の伸長と生涯にわたって主体的に学び続ける自己教育力の育成を目指すとともに、創意と活力にあふれた教育活動を推進します。

生涯学習面では、多様な学習情報の収集・提供と特色ある学習機会の充実に努めます。

人権教育面では、研修会等を通して自主的な学習ができるよう条件整備を行い、また、人権教育に関する相談体制の充実を図り、人権教育推進体制の確立に努めます。

スポーツ面では、スポーツ基盤の整備充実とスポーツ活動の振興を図り、健康づくりと競技力向上に努めます。

文化面では、住民の自主的な芸術・文化活動の振興に努めるとともに、生活に密着した文化の活性化も図ります。さらに、先人が残してくれた貴重な文化財の保護・活用及び伝統の継承に努めます。

### (1) 教育・文化施設等の整備

生涯学習面については、人材・組織の育成を通して学習に関する相談体制を充実し、多様な学習情報の提供を行います。また、老朽化の進んでいる施設の更新や既存施設の有効活用により、地域住民の学習活動を支援します。

スポーツ面では、スポーツをいつでも、どこでも、いつまでも楽しめる多様な活動や競技力向上のための活動を支援します。また、その拠点となるスポーツ施設が誰もが使いやすいものとなるよう、整備充実を行います。

文化面については、文化にふれあう機会の充実や自主的な芸術・文化活動の促進を行います。

さらに、本地域は、温暖な気候と美しい自然景観など自然環境に恵まれていることから、県下各地域の人々をはじめ、県域を越えた地域の人々が滞在しながらスポーツを楽しみ、スポーツを通じて交流を深めることのできるサイクルイベント、壮年層による卓球大会や少年サッカー等の全国規模の大会を地域が一体となって企画開催できるよう支援するとともに、宿泊施設等の確保及び調整についても支援を行います。

### (2) 地域文化の振興

ア 地域の風土や伝統に根ざした生活文化、歴史、民俗芸能等を保存・伝承するため、その掘り起こしを進め、記録の作成、保存団体の育成や後継者の育成・確保に努めるとともに、地域の自主的な芸術・文化活動を促進するため、地域間・世代間・団体間の文化交流等を進め、地域文化づくりの主体となる住民の文化意識の高揚と文化団体の育成に努めます。

イ 地域住民が、文化に対する関心を高め、文化創造の主役であるという認識のもとに魅力ある地域文化を創造し、内外に発信していく環境をつくるため、文化連盟を中心とした文化芸術団体間及び様々な文化施設等とのネットワークを強化するとともに、文化事業の充実などにより、優れた芸術文化の鑑賞機会を提供します。

また、学習、趣味などの講座の開設、グループ活動の活性化の促進等、地域住民だれもが文化活動に参加し、地域自らの知恵と力を結集し、地域に根ざした文化の振興を図ります。

ウ 地域における歴史と伝統のある文化財、民俗芸能や伝統行事等は、地域住民のみならず県民共通の貴重な財産であり、これを後世に継承するため、各種の行政

施策等との調整を図りながら、保存や整備、伝承等を進めるとともに、学習や憩いの場としての活用を図ります。

## 10 地域間交流の促進

室津半島地域は、白壁の町並みや瀬戸内海に代表されるように、歴史・文化や自然環境等の観光資源に恵まれるとともに、柳井港には松山への定期航路も就航しており、四国への交流の玄関口となっています。

また、周防大島地域では、従来から、各地域の実践組織が、豊かな自然、特産品、郷土料理等を活用した都市農村交流に積極的に取り組んでおり、また、良好な漁場環境を活かして体験漁業や朝市等も実施されてきたところです。

今後は、これらの観光資源や都市農村交流の実績を踏まえ、周辺地域と連携した広域的な観光の推進や都市と農山漁村との交流を推進する必要があります。

### (1) 広域観光の推進

地域間交流を促進していくため、観光資源の見直し、発掘を進め、観光地の一層の魅力アップに取り組むとともに、体験・交流等のソフト対策の充実や食の開発、おもてなし溢れる人に優しい観光地づくりを進めていきます。

また、柳井地域や周防大島地域の地域連携の充実を図るとともに、隣接する広島・宮島、岩国や湯田温泉(山口)、湯野温泉(周南)と広域連携を進め、広域観光ルートの開発や観光PRを進めていきます。

### (2) 都市と農山漁村交流の推進

持続可能な交流産業の育成を図るため、新たなプログラム開発等による地域の魅力づくりや、各種ツーリズムを担う人材の育成、地域交流マネジメント機能を強化した受入体制の整備、一元的な情報発信など、総合的な施策展開を図り、「やまぐちスロー・ツーリズム」を推進します。

## 11 国土保全施設等の整備及び防災体制の強化

本地域は、地形、地質条件により、豪雨時に土石流、地すべり、がけ崩れ、洪水等の自然災害がしばしば発生しており、地域住民の安全な生活や生産活動を確保するため、災害の防止等国土の保全に努めるものとします。

また、本地域は、過疎化や地域住民の高齢化により、防災活動を担う人材が不足しており、地域ぐるみの防災体制づくりや、防災情報の迅速かつ確実な伝達など防災体制の強化を図るものとします。

### (1) 災害予防のための国土保全施設等の整備

治山対策として、地域特性に応じた治山施設、機能低下した保安林の整備等を推進します。

また、治水対策として、河川改修等を推進するとともに、危険ため池の計画的な整備・改修や定期的な巡回・点検を行います。

さらに、人命、土地、建物等の保全対策として、砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設及び海岸保全施設等の整備を推進します。

### (2) 防災体制の強化

#### ア 防災対策の推進

国の防災基本計画及び県の地域防災計画に沿い、各市町の地域防災計画の早期見直しを行い、防災体制の拡充整備に努めます。

また、地域住民の防災意識の高揚を図るため、防災知識の普及啓発及び自主防災組織の活性化に努めるとともに、学校や企業など、地域の多様な主体が参画する地域ぐるみの防災体制づくりを推進します。



さらに、本地域は、南海トラフ地震防災対策推進地域に全ての市町が指定されており、県及び市町は策定した南海トラフ地震防災対策推進計画により、津波からの防護及び円滑な避難の確保や地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備など地震防災対策の推進を図ります。

#### イ 防災情報の提供等

土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備、開発行為の制限及び建築物の構造規制等を行う土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、土砂災害警戒情報等の情報を提供します。

また、災害時における住民の円滑かつ迅速な避難を支援するため、水防法に基づき指定した河川の「洪水ハザードマップ」や、高潮や津波により浸水被害が想定される地域の「高潮・津波ハザードマップ」を作成します。

さらに、市町においては、防災行政無線等の情報伝達手段を拡充するとともに、県は、防災情報システムにＬアラートを導入し、市町からの防災情報を多様なメディアを通じて迅速かつ確実に提供する体制を整備します。

## 12 環境の保全

瀬戸内海国立公園の西部に位置する本地域は、優れた自然環境を有し、瀬戸内の海にはぐくまれた歴史と文化、海の幸、穏やかな気候風土に恵まれるなど、通年型の余暇活動を可能とする自然条件に恵まれた地域であることから、その保全に努めるものとします。

また、公害の防止に努め、地域住民の健康の保護及び生活環境の保全を図ります。

その際、健全で恵み豊かな環境の保全と創造を基本目標とする「山口県環境基本計画」の趣旨に沿って各種施策を展開します。

### (1) 自然環境の保全

瀬戸内特有の温暖な気候と多くの島々を有する景観豊かな海にはぐくまれた本地域の豊かな環境の恵みを楽しみ、これを将来にわたって継承するため、自然公園、緑地環境保全地域等のかげがえのない貴重な自然環境を保全し、様々な自然や生きものとのふれあいの場や機会の確保を図るとともに、健全な大気環境、水環境の保全や廃棄物の発生・排出抑制及び適正処理を図るなど、環境の保全や、循環型社会の形成に向けた施策について、総合的かつ計画的に推進します。

### (2) 瀬戸内海の保全等

瀬戸内海の保全等については、瀬戸内海の環境の保全に関する山口県計画、また、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく総量削減計画に沿って、水質汚濁等の公害の防止に関する施策を推進します。